

發刊登録番号：11-1430000-000093-10

2021年発行

2020年度知的財産白書

INTELLECTUAL PROPERTY WHITE PAPER



特許庁

Korean Intellectual
Property Office

本仮訳は、韓国特許庁で発表した「2020年度知的財産白書(2021年5月)」をジェトロが仮訳したものです。ご利用にあたっては、原文をご確認ください。

https://www.kipo.go.kr/kpo/HtmlApp?c=3072&catmenu=m04_02_03

【免責条項】 本資料で提供している情報は、ご利用される方のご判断・責任においてご使用ください。ジェトロでは、できるだけ正確な情報の提供を心掛けておりますが、本資料で提供した内容に関連して、ご利用される方が不利益等を被る事態が生じたとしても、ジェトロは一切の責任を負いかねますので、ご了承ください。

目次

第1編 知的財産政策の概観	34
第1章 知的財産分野における国内外の動向	35
第1節 知的財産分野における国内動向及び政策推進方向-----	35
1. 知的財産分野における国内動向.....	35
2. 政策推進方向.....	38
第2節 知的財産分野の国際動向及び政策推進方向-----	40
1. 知的財産分野の国際動向.....	40
2. 政策策.....	41
第2章 2020年知的財産行政戦略システム	43
第1節 特許庁のビジョンと推進戦略-----	43
第2節 ビジョン達成に向けた重点的な推進課題-----	45
1. 信頼される審査・審判サービスの提供.....	45
2. 知的財産でリードする産業競争力.....	45
3. 公正経済に向けた知的財産保護の強化.....	46
4. 知的財産に基づく金融及び事業の活性化.....	47
5. 知的財産人材養成及び国民向けサービスの改善	47
第3節 知的財産政策の国家レベルでの推進-----	49
1. 推進背景.....	49
2. 推進内容及び成果.....	49
3. 今後の推進計画.....	50

第4節 知的財産権政策策定の基盤作り	52
1. 知的財産政策研究の強化	52
2. 知的財産政策研究基盤の構築	54
3. 知的財産権貿易収支を基にした知的財産政策の策定	61

第2編 信頼される審査・審判サービスの提供 66

第1章 産業観点からの審査・審判品質の高度化 .. 67

第1節 特許・実用新案の審査分野	67
1. 概観	67
2. 特許・実用新案の迅速な権利化及び審査品質の向上	68
3. 産業・特許動向分析を通じた審査能力の強化	80
4. 特許分類システムの活用範囲の拡大	82
5. 審査支援事業品質管理の強化	85
6. 特許審査における国際協力の強化	87
第2節 商標・デザイン審査分野	92
1. 概観	92
2. 商標・デザインの権利化支援及び審査品質の向上	93
3. 商標・デザイン調査分析など審査インフラの改善	97
4. 商標・デザイン分野における国際協力の強化	106
第3節 審判分野	114
1. 概観	114
2. 審判の迅速性・正確性の向上	118
3. 審判公正性の向上	130
第4節 審査品質診断システムの高度化	133
1. 概観	133
2. 審査品質診断制度の運営	133

3. 審査品質向上に向けた審査能力開発支援	138
第5節 出願・登録方式審査分野	142
1. 概観	142
2. 方式審査制度の運営	144
3. 方式審査の品質向上	148
第6節 審査・審判人材の専門性向上に向けた教育の強化	151
1. 概観	151
2. 実務中心の専門教育課程の運営	153

第2章 環境変化に対応する知的財産権制度の運営 158

第1節 特許・実用新案分野	158
1. 概観	158
2. 第4次産業革命に対応する特許審査制度の改善	159
3. 出願人の利便性向上に向けた特許法制の改善	164
第2節 商標・デザイン分野	169
1. 出願人の利便性向上及び審査品質向上に向けた商標制度の改善	169
2. 出願人の利便性向上に向けたデザイン制度の改善	174

第3編 知的財産でリードする産業競争力 178

第1章 特許基盤産業競争力の強化 179

第1節 特許ビッグデータ分析を通じた技術自立及び産業育成の支援	179
1. 概観	179
2. 特許ビッグデータに基づいた産業革新の支援	180
第2節 特許連携研究開発戦略(IP-R&D)の高度化	184
1. 概観	184

2. 素材・部品・装備分野技術自立に向けたR&D連携IP-R&Dの迅速な支援	185
3. 企業カスタマイズ型IP-R&D連携支援の拡大	187
4. 民間のIP-R&D活用拡散	199
第3節 グローバル環境変化に対応した企業IP問題の解消	202
1. 概観	202
2. 技術自立に向けたIP問題解消支援システムの運営	203

第2章 核心・標準必須特許創出支援の強化 207

第1節 知的財産権観点の政府R&D効率化支援	207
1. 概観	207
2. 政府R&D課題発掘・企画段階における効率化支援	208
3. 政府R&D遂行段階における優秀特許創出支援	214
4. 政府R&D活用・管理段階の特許成果総合管理	218
第2節 標準必須特許の創出支援	225
1. 概観	225
2. 政府R&Dにおける標準必須特許確保可能性の向上	226
3. 国際標準化活動に対する標準必須特許戦略支援	231
第3節 優秀中小企業の海外特許確保支援の強化	233
1. 概観	233
2. 海外特許確保の支援拡大	233

第4編 公正経済のための知的財産保護の強化 ... 237

第1章 国内知的財産権保護基盤の強化 238

第1節 概観	238
1. 推進背景及び概要	238

2. 推進内容及び成果	239
3. 評価及び発展方向	241
第2節 中小企業のアイデア・技術の保護強化	242
1. 公正な知的財産市場の確立に向けた損害賠償制度改善の推進	242
2. 特許訴訟における証拠立証負担の緩和に向けた証拠収集制度の導入推進	245
3. 被害救済強化に向けた特許侵害罪、不正競争行為行政調査制度の改善	247
4. 紛争調停など代替的な紛争解決制度の活性化の推進	249
5. 営業秘密保護支援の強化	251
6. 社会的弱者のための公益弁理サービス支援	256
第3節 知的財産保護執行力の強化及び認識の向上	260
1. 特別司法警察を通じた知的財産保護執行の強化	260
2. 不正競争行為に対する調査・是正勧告の施行	263
3. 健全な取引秩序を確立するための特許虚偽表示の防止	266
4. 模倣品通報褒賞金制度の運営	267
5. 官民協力を通じた知的財産保護活動の推進	269
6. 知的財産認識向上に向けた市民運動及び広報の強化	271
第2章 海外知的財産紛争対応の支援	275
第1節 概観	275
1. 推進背景及び概要	275
2. 推進内容及び成果	276
3. 評価及び発展方向	276
第2節 海外知的財産権の保護強化	278
1. 海外商標先取りモニタリングなどK-ブランドの保護強化	278
2. 輸出企業の国際知財権紛争対応能力の向上	283
3. 国家別IP-DESKを活用した海外進出企業支援	287

第3章 知的財産分野におけるグローバルリーダーシップの強化	291
第1節 概観 -----	291
1. 概要	291
2. 国際動向及び対応策	292
第2節 知的財産先進5カ国協力体制の強化 -----	300
1. 特許先進5カ国特許庁(IP5)の協力体制	300
2. 商標先進5カ国(TM5)の協力体制	302
3. デザイン先進5国(ID5)の協力体制	305
第3節 二国間及び多国間協力の積極的な推進 -----	308
1. 主要国との特許審査協力など二国間協力の強化	308
2. 新南方など新興市場との戦略的協力の強化	311
3. 知的財産分野の国際機関の懸案に対する能動的な対応	313
4. 環境変化による知的財産権分野の通商交渉対応	322
5. WIPO及び海外知財権教育機関との協力強化	327
第4節 グローバル特許行政情報化の先導 -----	333
1. グローバル特許行政情報化に向けた海外協力の強化	333
2. 韓国型特許行政情報システムの海外拡散	338
3. 高品質のグローバル知的財産権コンテンツの開発及び活用	340
4. 国内外特許情報の活用・拡散のための特許情報博覧会の開催	342
第5節 最貧・途上国に対する知的財産シェアリングの拡大 -----	344
1. 推進背景及び概要	344
2. 主要内容及び成果	344
3. 知的財産シェアリング事業の国際的拡散	346

第5編 知的財産基盤の金融及び事業の活性化 ... 348

第1章 知的財産金融及び知的財産活用の促進 ... 349

第1節 中小企業の知的財産金融・取引・事業化促進の活性化----- 349

1. 概観..... 349
2. 知的財産(IP)の価値評価及び金融支援の活性化 351
3. ファンド・オブ・ファンズ特許アカウントの運営 355
4. 知的財産共済の運営..... 358
5. オン・オフライン連携を通じた知的財産取引の支援 361
6. 知的財産製品化の支援..... 367

第2節 大学・公共研究機関の知的財産活用の促進----- 370

1. 概観..... 370
2. 特許経営専門家の運営..... 371
3. 需要基盤発明インタビューの支援..... 373
4. 製品基盤知的財産パッケージの構築..... 375
5. 知的財産収益の再投資支援..... 377

第2章 知的財産基盤の強小企業の育成 380

第1節 地域の強小企業の発掘・育成----- 380

1. 概観..... 380
2. 知的財産バウチャー事業の推進..... 381
3. IP礎(デディムドル)プログラムの推進..... 384
4. IP翼(ナレ)プログラムの推進..... 386
5. 中小企業IP即時支援サービスの提供..... 390
6. グローバルIPスター企業の育成..... 392
7. 知識財産プロボノ事業の推進..... 396

第2節 地域における知的財産インフラの構築	399
1. 概観	399
2. 地域知的財産センターの運営及びIP創造Zoneの構築	399
3. 地域における知的財産権認識の向上	403
第3節 知的財産サービス産業の育成	406
1. 概観	406
2. 知的財産サービス市場の需要拡大	407
3. 知的財産サービス業関連専門人材の育成	411
4. 知的財産サービス研究開発支援	414
第4節 中小企業の知的財産創出・活用インフラの強化	418
1. 概観	418
2. 知的財産税制改編の推進	418
3. 職務発明補償制度活性化の推進	420
4. 知的財産経営認証制度の運営	426

第6編 知的財産人材育成及び国民向けサービスの

改善 431

第1章 国民向け知的財産教育環境の構築 432

第1節 知的財産専門人材の育成	432
1. 概観	432
2. 知的財産権に強い大学(院)の人材育成	433
3. 企業・大学間の産学協力プロジェクトの推進	443
4. 中小・中堅企業における知的財産専門人材の育成	453
5. 生涯教育に向けた知的財産単位銀行制度の運営	457
6. 弁理士の専門性強化に向けた制度改善	462

7. 弁理士実務見習のための集合教育課程の運営	464
第2節 創意的な発明人材育成に向けたインフラの拡大	468
1. 概観	468
2. 発明教育の活性化基盤構築	469
3. 学生の特性別・学校のレベル別カスタマイズ型発明教育の推進	474
4. 優秀な発明活動を行った学生及び教員の発掘・拡大	488
5. 知的財産スマート教育	493
6. 社会的弱者に対する知的財産教育の強化	499
第3節 発明振興イベント開催を通じた発明活動の促進及び国民の認識向上	504
1. 概観	504
2. 第55回「発明の日」記念式の開催	504
3. 2020年特許技術賞の授賞	507
4. 2020年大韓民国知的財産大典の開催	510
5. 2020国民安全発明チャレンジの開催	513
第4節 女性発明教育及び女性発明振興活動の展開	516
1. 概観	516
2. 女性発明の裾野拡大及び知的財産認識の向上	516
3. 女性発明の事業化支援	519
第2章 知的財産行政サービスの改善	522
第1節 特許行政情報システムの高度化	522
1. 概観	522
2. 特許行政分野別情報化中長期計画の策定	523
3. 次世代スマート特許ネットの開発	525
4. 知的財産検索システムの構築・運営	527
5. 知的財産検索システムの構築・運営	533

6. 情報保護システムの強化	537
第2節 ユーザー中心のサービスシステムの構築	540
1. 概観	540
2. ユーザーを配慮した手数料システムの改編	541
3. ユーザーと共にするサービス・制度の改善	542
4. 24時間電子ユーザーサービスの提供	546
第3節 特許情報DBの構築	551
1. 概観	551
2. 知的財産権データの拡充及び管理・活用	552
3. 韓国特許英文抄録の構築	562
4. 知的財産権公報の発刊	566
5. 特許文書電子化センターの運営	568
第4節 知的財産情報サービスのレベル向上	572
1. 概観	572
2. ユーザーを配慮した特許情報検索サービス(KIPRIS)の運営	573
3. 特許文献自動翻訳サービスの拡大	577
4. 知的財産情報統合検索の支援	579
5. オープンプラットフォーム方法の公共データ開放の拡大	581
6. 知的財産統計サービスの提供	586

第7編 産業財産権の出願・登録及び審査・審判の

統計状況	588
------	-----

第1章 国内出願分野の状況

第1節 産業財産権における出願全般	589
1. 産業財産権における出願動向	589

2. 外国人による出願状況	591
3. 法人及び個人による出願状況	592
4. 女性及び学生による出願状況	593
5. 代理人有無別の出願状況	594
6. 主要国(米、日、中、ヨーロッパ)による特許出願状況	595
7. 韓国における主要国(米国、日本、中国、ヨーロッパ)への特許出願状況	596
第2節 権利別・産業部門別の出願	597
1. 特許・実用新案登録出願の状況	597
2. 商標登録出願の状況	603
3. デザイン登録出願の状況	604
第3節 公共機関及び大学における特許出願	606
1. 公共機関における特許出願状況	606
2. 大学における特許出願状況	607
第4節 内国人・外国人による地域別・企業別の出願	609
1. 内国人による出願状況	609
2. 外国人による出願状況	612
第2章 PCT、マドリッド及びハーグ国際出願分野	615
第1節 PCT国際出願	615
1. 全世界におけるPCT国際出願状況	615
2. 韓国におけるPCT国際出願状況及び見通し	617
3. 国際調査・国際予備審査の状況	623
4. PCT国際出願の韓国国内段階への移行状況	626
第2節 マドリッド国際商標出願	628
1. 世界における国際商標出願状況	628
2. 韓国を本国官庁とした国際商標出願の状況	630
3. 韓国を指定国の官庁にした国際商標登録の出願状況	633

第3節	ハーグ国際デザイン出願	636
1.	世界における国際デザイン出願状況	636
2.	韓国を受理官庁とした国際デザイン出願状況	638
3.	国内指定官庁の国際デザイン登録出願状況	639
第3章	登録分野	641
第1節	産業財産権全般	641
1.	産業財産権登録動向の概要	641
2.	2020年の登録細部状況	641
第2節	年次登録の状況	652
第3節	存続権利の状況	653
第4節	マドリッド国際商標登録の状況	655
第5節	ハーグ国際デザイン登録の状況	656
第4章	審査分野	657
第1節	総括	657
第2節	特許・実用新案の審査	659
1.	特許出願の審査状況	659
2.	実用新案登録出願の審査状況	661
3.	PCT国際調査及び予備審査状況	663
第3節	商標・デザイン審査	665
1.	商標登録出願の審査状況	665
2.	デザイン登録出願の審査状況	668
3.	異議審査の状況	669
第5章	審判分野	671

第1節 審判請求及び処理状況	671
1. 権利別の審判請求及び処理件数状況	671
2. 審判請求人別の審判請求状況	673
3. 内国人・外国人間での当事者系審判請求の状況	674
4. 韓国企業・外国企業間での審判請求状況	676
5. 中小企業・大企業間での審判請求状況	677
6. 審判処理期間の状況	677
第2節 特許裁判所の訴訟提起及び判決状況	678
第3節 最高裁判所への上告提起及び宣告状況	679

付録 680

1. 歴代庁長	681
2. 機構・定員・予算状況	683
3. 特許庁所管の法令状況	684
4. 2020年庁長のマスコミ広報活動	685
5. 2020年庁長の現場とのコミュニケーション活動	688

表目次

<表 I-1-1> 韓国における産業財産権出願の推移	35
<表 I-1-2> 主要国の産業財産権出願の推移	36
<表 I-1-3> 主要国のPCT国際特許出願の推移	36
<表 I-2-1> 政策研究の推進プロセス及び運営	53
<表 I-2-2> 2020年知的財産政策研究テーマ	53
<表 I-2-3> 2020年フォーラム、シンポジウムなどの開催内容	58
<表 I-2-4> 大学(院)生知的財産優秀論文公募展の受付状況	59
<表 I-2-5> 2020年知的財産基礎研究の主要内容	60
<表 I-2-6> 年度別知的財産権の貿易収支.....	62
<表 II-1-1> 特許分類システムの比較.....	83
<表 II-1-2> 特許先行技術調査専門機関の指定・登録状況	85
<表 II-1-3> 特許先行技術調査事業の推進実績	86
<表 II-1-4> 国際出願先行技術調査専門機関の状況	87
<表 II-1-5> 国際機関(国際調査機関及び国際予備審査機関)の状況	88
<表 II-1-6> PCT国際調査の依頼状況.....	89
<表 II-1-7> 韓国がPCT国際調査サービスを提供している国	89
<表 II-1-8> PPH施行対象特許庁の状況.....	90
<表 II-1-9> 主要国における商標・デザイン審査処理期間の状況	94
<表 II-1-10> 2020年商標・デザイン制度研究会及び審査品質点検会議の状 況.....	96
<表 II-1-11> 2020年商標・デザイン審査参考資料の発刊状況	96
<表 II-1-12> 2020年度顧客満足度調査の結果	97

<表Ⅱ-1-13> 商品翻訳、商品分類、図形商標分類の例示	98
<表Ⅱ-1-14> 商標調査分析事業の推進実績	98
<表Ⅱ-1-15> 国際商標登録出願指定商品の翻訳及び分類事業の推進実績 ..	99
<表Ⅱ-1-16> 指定商品分類事業及び図形商標分類事業の推進実績	100
<表Ⅱ-1-17> デザイン調査分析事業の推進実績	101
<表Ⅱ-1-18> 公知デザイン審査資料の収集・整備状況	102
<表Ⅱ-1-19> デザイン審査資料の保有状況	103
<表Ⅱ-1-20> 最近5年間権利別審判請求件数の推移	115
<表Ⅱ-1-21> 最近5年間決定系・当事者系別審判請求件数の推移	115
<表Ⅱ-1-22> 知的財産権侵害訴訟件数の推移	115
<表Ⅱ-1-23> 審判官の定員と審判処理期間	117
<表Ⅱ-1-24> 2020年迅速・優先・一般審判の審決件数	121
<表Ⅱ-1-25> 口述審理の開催件数.....	122
<表Ⅱ-1-26> 2020年特許商標判例論文公募展の結果	128
<表Ⅱ-1-27> 審判院の審決に対する提訴率及び審決取消率の状況	129
<表Ⅱ-1-28> 審査品質診断の種類及び特徴	134
<表Ⅱ-1-29> 2020年分野別方式審査の処理状況	143
<表Ⅱ-1-30> 協議方式審査のプロセス及び管理	149
<表Ⅱ-1-31> 教育訓練状況(2020年実績).....	155
<表Ⅱ-2-1> 第4次産業革命優先審査対象.....	161
<表Ⅱ-2-2> デザイン一部審査登録出願の対象拡大(2020.12.1.施行) ...	176
<表Ⅲ-1-1> 特許ビッグデータに基づいた産業革新戦略の策定プロセス .	181
<表Ⅲ-1-2> IP-R&D戦略支援事業の成果.....	191

<表Ⅲ-1-3> 2020年グローバル技術革新IP戦略開発課題の類型別支援内容	194
<表Ⅲ-1-4> 2020年グローバル技術革新IP戦略開発事業の実績	195
<表Ⅲ-1-5> 2020年企業群共通核心技術IP戦略支援事業の実績	198
<表Ⅲ-1-6> 輸出規制による知財権問題の発掘及び支援状況	205
<表Ⅲ-2-1> 政府省庁研究開発課題特許動向調査の支援状況	211
<表Ⅲ-2-2> 革新成長対応分野に対する特許分析支援課題の状況	212
<表Ⅲ-2-3> 米国登録特許の韓・米質的水準の比較	215
<表Ⅲ-2-4> 政府R&D優秀特許創出支援事業	216
<表Ⅲ-2-5> 契約年度別技術移転契約件数の状況	220
<表Ⅲ-2-6> 2015～2019年権利主体別の政府R&D国内出願特許の状況	221
<表Ⅲ-2-7> 大学・公共研の年次別移転特許数	222
<表Ⅲ-2-8> 主要国際標準化機構 (ISO、IEC、ITU、IEEE、ETSI) に届出られた標準必須特許の状況 (2020. 12)	227
<表Ⅲ-2-9> 2020年R&D標準必須特許創出支援事業の推進成果	229
<表Ⅲ-2-10> 2020年国際標準案開発特許戦略支援事業の推進成果	230
<表Ⅲ-2-11> 2020年標準必須特許後続管理事業の推進成果	230
<表Ⅲ-2-12> 2020年国際標準共同対応支援の推進成果	232
<表Ⅲ-2-13> 中小企業の知的財産専門担当部署及び人材状況	234
<表Ⅲ-2-14> 2019～2020年権利別海外出願費用支援の件数	235
<表Ⅳ-1-1> 産業財産権紛争調停委員会の処理件数	250
<表Ⅳ-1-2> 技術流出の状況	252
<表Ⅳ-1-3> 2020年度営業秘密保護支援事業の実績	253
<表Ⅳ-1-4> 2020年審判・訴訟の支援実績(支援類型別)	257
<表Ⅳ-1-5> 2020年審判・訴訟の支援実績(支援対象別)	257

＜表Ⅳ－1－6＞2020年相談、書類作成支援、説明会及び経営コンサルティングの実績(支援類型別)	258
＜表Ⅳ－1－7＞2020年書類作成支援実績(支援対象別)	258
＜表Ⅳ－1－8＞模倣品取締状況.....	261
＜表Ⅳ－1－9＞類型別褒賞金の支給状況(2014～2020)	268
＜表Ⅳ－2－1＞海外知的財産権保護ガイドブックの発刊状況	285
＜表Ⅳ－2－2＞国際知的財産権紛争対応戦略支援の優秀事例	286
＜表Ⅳ－2－3＞2020年IP-DESK支援状況.....	290
＜表Ⅳ－3－1＞TM5の主要協力事業.....	304
＜表Ⅳ－3－2＞ID5の主要協力事業.....	306
＜表Ⅳ－3－3＞FTA協定の主要内容.....	324
＜表Ⅳ－3－4＞2020年国際セミナー及び外国人向け教育の運営状況	331
＜表Ⅴ－1－1＞知的財産事業化評価支援の実績	353
＜表Ⅴ－1－2＞知的財産金融連携評価支援の実績	354
＜表Ⅴ－1－3＞発明の評価機関指定状況.....	355
＜表Ⅴ－1－4＞知的財産共済の主要商品内容.....	361
＜表Ⅴ－1－5＞権利別の知的財産取引実績.....	364
＜表Ⅴ－1－6＞類型別の知的財産取引実績.....	364
＜表Ⅴ－1－7＞機関類型別特許分析評価システムの年間契約実績	365
＜表Ⅴ－1－8＞機関類型別特許分析評価システムの利用実績	366
＜表Ⅴ－1－9＞2020年度発明インタビューの支援実績	374
＜表Ⅴ－2－1＞スタートアップ知的財産バウチャー事業のIPサービスメニュー.....	383
＜表Ⅴ－2－2＞企業生滅行政統計.....	387

<表V-2-3>主要国新生企業の1年/5年生存率	387
<表V-2-4>2017～2020年IP翼(ナレ)プログラムの知的財産権出願支援件数	389
<表V-2-5>2017～2020年IP翼(ナレ)企業の事業資金確保状況	389
<表V-2-6>2020年IP翼(ナレ)プログラムコンサルティングの満足度 ...	390
<表V-2-7>2020年度中小企業IP即時支援サービス	391
<表V-2-8>支援対象の選定状況.....	394
<表V-2-9>2020年度グローバルIPスター企業の支援実績	394
<表V-2-10>グローバルIPスター企業の支援成果	395
<表V-2-11>2020年度知的財産プロボノの分野別状況	398
<表V-2-12>地域知的財産センターの設置運営状況	402
<表V-2-13>2020年地域知的財産フェスティバル	404
<表V-2-14>資格検定試験の施行状況.....	409
<表V-2-15>韓国法人の特許出願の推移.....	421
<表V-2-16>職務発明補償優秀企業に対するインセンティブ状況	423
<表V-2-17>国内企業の職務発明補償優秀企業の認証状況	425
<表V-2-18>知的財産経営認証の実績.....	428
<表V-2-19>知的財産経営認証の審査項目	429
<表VI-1-1>知的財産教育先導大学の運営結果	435
<表VI-1-2>知的財産専門学位課程の運営状況	438
<表VI-1-3>大学における知的財産教授教育(短期集中課程)の状況	441
<表VI-1-4>大学における知的財産教授教育プログラム	442
<表VI-1-5>競合部門別の書面審査基準.....	445
<表VI-1-6>競合部門別の最終審査基準.....	446

<表VI-1-7>2020年の授賞内訳.....	447
<表VI-1-8>D2Bデザインフェアの主要日程	450
<表VI-1-9>2019年～2020年のD2Bデザインフェアの最終結果	451
<表VI-1-10>2020年D2Bデザインフェアの受賞者状況	451
<表VI-1-11>創業インキュベーションセンター連携のカスタマイズ型知的 財産教育のプロセス.....	455
<表VI-1-12>知的財産単位銀行制度の知的財産一般科目	459
<表VI-1-13>知的財産単位銀行制度の法学科目	459
<表VI-1-14>知的財産単位銀行制度の理工系基礎科目	460
<表VI-1-15>知的財産単位銀行制度の研究開発・経営に関する科目	461
<表VI-1-16>教育課程への反映状況.....	471
<表VI-1-17>発明教師認証制度における等級別の認証基準	473
<表VI-1-18>年度別発明教育センターの設置状況	476
<表VI-1-19>発明教育センターの利用者状況	476
<表VI-1-20>主要発明(英才)教育プログラムの教材	479
<表VI-1-21>発明英才教育の状況.....	483
<表VI-1-22>教師研修の状況.....	483
<表VI-1-23>次世代英才起業家教育院の教育課程	485
<表VI-1-24>2020年の企業連携職務発明プログラムの参加状況	487
<表VI-1-25>優秀な発明活動を行った学生及び教員の発掘・拡大活動 ..	489
<表VI-1-26>大韓民国学生発明展示会の出品件数	491
<表VI-1-27>大韓民国学生創意力チャンピオン大会の参加チーム数	491
<表VI-1-28>YIP(青少年発明家プログラム)の状況	492
<表VI-1-29>知的財産スマート教育の対象別運営状況	497

<表VI-1-30> 特許技術賞の施行日程.....	508
<表VI-2-1> 特許ネットシステムの稼動時間	530
<表VI-2-2> 電算装備の運用状況.....	531
<表VI-2-3> 2008年～2020年における検索システム高度化推進の経過 ...	534
<表VI-2-4> 直近5年間の特許ユーザー満足度推移	545
<表VI-2-5> 24時間電子ユーザーサービスの段階別開通時期	549
<表VI-2-6> 電算出願の主要改善事項.....	549
<表VI-2-7> 特許及び実用新案検索DBの構築状況	553
<表VI-2-8> デザイン検索DBの構築状況.....	557
<表VI-2-9> 商標検索DBの構築状況.....	558
<表VI-2-10> 2020年度の教育及び広報状況	560
<表VI-2-11> 年度別データ品質の正確度.....	561
<表VI-2-12> 2020年度データ管理業務処理の状況	561
<表VI-2-13> 韓国特許英文抄録のDB構築状況(2020年12月末基準)	563
<表VI-2-14> 韓国特許英文抄録の国内外配布機関の状況(2020年12月末基準) 準).....	564
<表VI-2-15> 直近5年間の韓国特許英文抄録の検索状況(2020年12月末基準) 準).....	565
<表VI-2-16> 各国における韓国特許英文抄録の活用状況	565
<表VI-2-17> 2020年度の公報発刊件数.....	567
<表VI-2-18> インターネット公報のメーリングサービス加入者及びメール 配信件数.....	567
<表VI-2-19> KIPRISの利用状況.....	575
<表VI-2-20> モバイル検索サービスの利用状況	575

＜表VI-2-21＞翻訳サービスの提供状況.....	577
＜表VI-2-22＞海外特許文献の引用文献活用推移	578
＜表VI-2-23＞知的財産情報統合サービス(IPIS)の連携状況	580
＜表VI-2-24＞機関協業の後続支援プログラム	584
＜表VI-2-25＞IP情報活用エコシステム造成のための官・民協力活動	585
＜表VII-1-1＞直近5年間の権利別出願状況.....	589
＜表VII-1-2＞内国人・外国人別の出願状況.....	591
＜表VII-1-3＞法人、個人別の出願状況.....	592
＜表VII-1-4＞女性及び学生による出願状況.....	593
＜表VII-1-5＞代理人有無別の出願件数.....	594
＜表VII-1-6＞主要国による直近5年間の特許出願状況	595
＜表VII-1-7＞直近5年間の韓国における主要国への特許出願状況	596
＜表VII-1-8＞産業部門別の特許、実用新案登録出願状況	597
＜表VII-1-9＞NICE分類別の商標登録出願状況	604
＜表VII-1-10＞デザイン部門別のデザイン登録出願状況	605
＜表VII-1-11＞公共機関における特許出願状況	606
＜表VII-1-12＞公共機関における特許多出願順位	606
＜表VII-1-13＞大学における特許出願状況.....	607
＜表VII-1-14＞大学における特許多出願順位	607
＜表VII-1-15＞内国人による地域別の出願状況	609
＜表VII-1-16＞国内における10位圏内の多出願企業の出願状況	611
＜表VII-1-17＞外国(法)人による国籍別出願状況	612
＜表VII-1-18＞外国人による10位圏内多出願企業別の出願状況	613

<表Ⅶ-2-1>韓国におけるPCT国際出願件数	618
<表Ⅶ-2-2>個人対法人のPCT国際出願状況	621
<表Ⅶ-2-3>媒体別のPCT国際出願状況.....	621
<表Ⅶ-2-4>言語別のPCT国際出願状況.....	622
<表Ⅶ-2-5>PCT国際調査用写本の受付状況	624
<表Ⅶ-2-6>PCT国際予備審査の請求状況.....	625
<表Ⅶ-2-7>PCT国際調査機関の指定状況.....	625
<表Ⅶ-2-8>PCT国際出願の韓国国内段階(指定官庁)への移行件数	626
<表Ⅶ-2-9>年度別の韓国における国際商標電子出願状況	631
<表Ⅶ-2-10>年度別の外国人が韓国を指定した国際デザイン登録出願状況 (出願件数基準).....	639
<表Ⅶ-2-11>2020年海外国別韓国指定状況(出願件数基準)	640
<表Ⅶ-3-1>直近5年間の設定登録状況.....	641
<表Ⅶ-3-2>2020年の産業部門別特許・実用新案設定登録状況	642
<表Ⅶ-3-3>2020年の物品群別デザイン登録状況	643
<表Ⅶ-3-4>2020年の部門別商標登録状況.....	644
<表Ⅶ-3-5>2020年の個人・法人別登録状況	645
<表Ⅶ-3-6>直近5年間の個人・法人別登録状況	645
<表Ⅶ-3-7>年度別の代理人有無別登録状況	646
<表Ⅶ-3-8>直近5年間の内国人・外国人登録状況	648
<表Ⅶ-3-9>2020年の市・道別登録状況.....	649
<表Ⅶ-3-10>2020年外国国家別の設定登録状況	650
<表Ⅶ-3-11>2020年の韓国内最多登録法人の状況	651
<表Ⅶ-3-12>直近5年間の権利別年次登録状況	652

<表Ⅶ-3-13>2020年現在の存続権利状況.....	653
<表Ⅶ-3-14>2020年の国別国際商標(マドリッド)登録状況	655
<表Ⅶ-3-15>2020年の国別国際デザイン(ハーグ)登録状況	656
<表Ⅶ-4-1>権利別の審査処理状況.....	657
<表Ⅶ-4-2>特許1次審査の処理状況.....	659
<表Ⅶ-4-3>特許審査終結処理状況.....	660
<表Ⅶ-4-4>実用新案の1次審査処理状況.....	661
<表Ⅶ-4-5>実用新案の審査終結処理状況.....	662
<表Ⅶ-4-6>PCT国際調査及び予備審査状況	663
<表Ⅶ-4-7>商標登録出願の1次審査処理状況	665
<表Ⅶ-4-8>商標登録出願審査の終結処理状況	666
<表Ⅶ-4-9>国際商標登録出願の1次審査処理状況	666
<表Ⅶ-4-10>国際商標登録出願の審査終結処理状況	667
<表Ⅶ-4-11>デザイン登録出願の1次審査処理状況	668
<表Ⅶ-4-12>デザイン登録出願の審査終結処理状況	669
<表Ⅶ-4-13>異議申立件数、異議申立率及び異議認容率	669
<表Ⅶ-5-1>権利別の審判請求状況.....	671
<表Ⅶ-5-2>権利別の審判処理及び審査前置登録状況	672
<表Ⅶ-5-3>審判請求人別の審判請求状況.....	673
<表Ⅶ-5-4>内国人・外国人間での当事者系審判請求の状況	675
<表Ⅶ-5-5>韓国企業・外国企業間での審判請求状況	676
<表Ⅶ-5-6>中小企業・大企業間での審判請求状況	677
<表Ⅶ-5-7>年度別審判処理期間の状況.....	677

<表Ⅶ-5-8>特許裁判所の訴訟提起及び判決状況	678
<表Ⅶ-5-9>最高裁判所への上告提起及び宣告状況	679

目次

<図Ⅰ-1-1>GDP比内国人の特許出願件数(2019)	36
<図Ⅰ-1-2>人口比特許出願件数(2019).....	36
<図Ⅰ-1-3>国内GDP及び特許出願件数の推移	36
<図Ⅰ-1-4>特許出願のうち中小企業の比重(2016～2020年)	37
<図Ⅰ-1-5>国家別海外特許出願の推移(2017～2020年)	37
<図Ⅰ-1-6>知的財産貿易収支(2016～2020年)	37
<図Ⅰ-2-1>2020年業務推進方向.....	43
<図Ⅰ-2-2>知的財産動向の収集・普及の流れ図	57
<図Ⅰ-2-3>知的財産専門図書館.....	59
<図Ⅱ-1-1>最近5年間の国内商標出願件数及び処理期間	92
<図Ⅱ-1-2>迅速審判の標準プロセス.....	120
<図Ⅱ-1-3>当事者系口述審理が行われる審判廷	122
<図Ⅱ-1-4>特許審判院の遠隔映像口述審理システム	123
<図Ⅱ-2-1>営業場所を示す立体的形状の登録事例(米国)	172
<図Ⅱ-2-2>ソフトウェア商品名称登録可否の例示	173
<図Ⅲ-1-1>米・中貿易規制手段などの戦略的な変化	184
<図Ⅲ-1-2>製品と技術に対するパラダイムシフト	188
<図Ⅲ-1-3>知財権中心の技術獲得戦略策定プロセス	189
<図Ⅲ-1-4>知財権連携研究開発戦略支援における個別課題別の進行プロセス.....	190
<図Ⅲ-1-5>支援類型別の戦略策定プロセス	195
<図Ⅲ-1-6>企業群共通核心技術IP戦略支援における個別課題別の進行プ	

プロセス.....	197
<図Ⅲ-1-7> 貿易規制手段などの戦略的な変化	202
<図Ⅲ-1-8> 輸出規制知財権対応ワンストップ解決システム	203
<図Ⅲ-1-9> 輸出規制対応知財権支援団の業務内容	205
<図Ⅲ-2-1> 国家研究開発段階別の特許情報活用支援状況	208
<図Ⅲ-2-2> 特許技術動向調査事業の推進沿革	209
<図Ⅲ-2-3> 国家研究開発プロセスによる特許動向調査の支援システム .	210
<図Ⅲ-2-4> 特許技術動向調査事業のR&D省庁の活用事例	212
<図Ⅲ-2-5> 政府R&D特許技術動向調査事業の成果分析	214
<図Ⅲ-2-6> 政府R&D優秀特許創出支援事業の支援内容及びプロセス	218
<図Ⅲ-2-7> 2015～2019年政府R&D特許成果の主要分析結果	219
<図Ⅲ-2-8> 標準必須特許創出支援事業の政府レベルの推進システム ...	228
<図Ⅲ-2-9> 中小企業が海外出願できない理由	234
<図Ⅳ-1-1> 国家別知的財産権保護順位.....	239
<図Ⅳ-1-2> 営業秘密保護コンサルティング改善率及び営業秘密管理シ テム.....	254
<図Ⅳ-1-3> 営業秘密原本証明制度.....	254
<図Ⅳ-1-4> 模倣品取締りに関するマスコミ報道	262
<図Ⅳ-1-5> 不正競争行為調査のマスコミ報道	265
<図Ⅳ-1-6> 模倣品流通防止協議会の活動.....	271
<図Ⅳ-1-7> 第10回知的財産保護動画及びカードニュース公募展のオンラ イン授賞式.....	273
<図Ⅳ-2-1> 海外商標先取りモニタリングの支援プロセス	280
<図Ⅳ-2-2> 海外商標先取りモニタリング及び連携支援	280

<図IV-2-3>海外オンライン模倣品流通対応支援	281
<図IV-2-4>2020年ASEAN模倣品流通対応成果(国家・業種別)	281
<図IV-2-5>K-ブランド保護の広報(冊子・YouTubeの製作・配信)	282
<図IV-2-6>模倣品識別セミナー(インド及び広州、2020年1月)	290
<図IV-3-1>年度別の全世界商標出願件数(件数：多類基準)	302
<図IV-3-2>TM5ウェブサイト及び2019年年次会議	304
<図IV-3-3>2020年ID5年次会議(テレビ会議で開催)	306
<図IV-3-4>WIPO総会での代表演説.....	314
<図IV-3-5>WIPO調整委員会.....	315
<図IV-3-6>WIPO-16の主要特許庁間のテレビ会議	316
<図IV-3-7>WIPO-KIPOのテレビ会議.....	316
<図IV-3-8>2020年知的財産教育分野における国際協力	330
<図IV-3-9>2020年適正技術開発事業の成果	345
<図IV-3-10>2020年ブランド開発事業の成果	346
<図V-1-1>知的財産取引情報システム(国家知的財産取引プラットフォーム)のホームページ.....	363
<図V-1-2>年度別大学・公共機関における特許出願件数の推移	370
<図V-1-3>「特許経営専門家」の主な役割	372
<図V-1-4>知的財産パッケージの構築・移転モデル	375
<図V-1-5>製品基盤知的財産パッケージ構築支援事業の推進プロセス .	376
<図V-1-6>知的財産収益再投資の好循環概念図	377
<図V-2-1>スタートアップ知的財産バウチャー事業の推進システム ...	382
<図V-2-2>IP礎(デディムドル)プログラムの進行プロセス	386
<図V-2-3>知的財産プロボノのCI.....	397

<図V-2-4>知的財産プロボノの構造図.....	397
<図V-2-5>地域知的財産センターの状況.....	401
<図V-2-6>資格制度の機能.....	408
<図V-2-7>日本特許情報フェア&コンファレンス	409
<図V-2-8>ドイツIP TECH SUMMIT.....	409
<図V-2-9>米国国際商標協会アニュアルコンファレンス	410
<図V-2-10>EPO特許情報コンファレンス.....	410
<図V-2-11>ソウル国際発明展示会.....	410
<図V-2-12>大韓民国ソフトウェア大典.....	410
<図V-2-13>知的財産サービス採用連携教育のプロセス	412
<図V-2-14>研修生選抜の優先順位.....	412
<図V-2-15>2020年IPサービスアカデミー	413
<図V-2-16>採用連携プロセス.....	414
<図V-2-17>職務発明制度のメカニズム.....	422
<図V-2-18>職務発明補償優秀企業の認証プロセス	423
<図V-2-19>職務発明制度説明会.....	424
<図V-2-20>職務発明制度広報館の運営.....	425
<図V-2-21>知的財産経営認証オンラインシステム	428
<図VI-1-1>大学(院)における知的財産教育の履修システム	434
<図VI-1-2>2020年の大賞(SO;DOCK)及び金賞(処方麺、 BLLOUD_Menstrual Cup Compacter, Air loop)受賞作	452
<図VI-1-3>KAIST・POSTECHの次世代英才起業家教育院の教育システム ..	485
<図VI-1-4>「The共にする発明教室」の活動写真	502
<図VI-1-5>特殊発明教育課程の運営.....	503

<図VI-1-6> 国務総理の授賞	507
<図VI-1-7> 防疫ブース	507
<図VI-1-8> 2020年今年の発明王授賞	507
<図VI-1-9> 特別展示	507
<図VI-1-10> 2020年授賞試	509
<図VI-1-11> 2020年授賞式の記念撮影	509
<図VI-1-12> 2020年授賞式のオンライン中継	509
<図VI-1-13> 2020年授賞式のオンライン試演	509
<図VI-1-14> 大韓民国知的財産大典の開催	512
<図VI-1-15> 展示館の全景	512
<図VI-1-16> 授賞式の授与場面	512
<図VI-1-17> K-防疫館の全景	512
<図VI-1-18> Kインベンション館	512
<図VI-1-19> ソウル国際発明展示会授賞式の全景	512
<図VI-1-20> 国民安全発明チャレンジの最優秀受賞作	515
<図VI-1-21> 女性発明大会	521
<図VI-1-22> MD流通相談会	521
<図VI-2-1> 特許情報システムインフラの構成図	532
<図VI-2-2> 直近7年間の提案件数及び採択件数の推移	544
<図VI-2-3> 韓国特許英文抄録の構成項目	562
<図VI-2-4> 種類別の公報発刊件数	568
<図VI-2-5> 年度別公報発刊の動き	568
<図VI-2-6> 電子化処理工程フロー	570

<図VI-2-7>年度別の電子化処理期間及びエラー率の状況	570
<図VI-2-8>年度別のカスタマイズ型特許情報検索及び電子出願教育の回数と受講者数.....	571
<図VI-2-9>KIPRISの画面.....	576
<図VI-2-10>知的財産情報統合サービス(IPIS)の連携拡大	580
<図VI-2-11>KIPRIS ^{Plus} (Plus.kipris.or.kr)の概要	582
<図VI-2-12>知的財産(IP)データギフト制度	584
<図VII-1-1>直近5年間の権利別出願推移.....	590
<図VII-1-2>代理人有無別の出願推移.....	594
<図VII-1-3>2020年の内国人による地域別の出願推移	610
<図VII-2-1>全世界におけるPCT国際出願状況	616
<図VII-2-2>2020年の全世界PCT多出願国の順位	616
<図VII-2-3>2020年の全世界PCT多出願企業の順位	617
<図VII-2-4>韓国におけるPCT国際出願状況	618
<図VII-2-5>2020年の国内における多出願法人(企業)別のPCT国際出願状況	620
<図VII-2-6>PCT国内段階(指定官庁)への移行状況	627
<図VII-2-7>年度別の世界マドリッド国際商標出願状況	628
<図VII-2-8>2020年世界マドリッド国際商標10位圏内多出願国の状況 ...	629
<図VII-2-9>年度別の世界国際商標登録状況	629
<図VII-2-10>2020年の世界10位圏内の指定国状況	630
<図VII-2-11>年度別の韓国における国際商標出願状況	631
<図VII-2-12>2020年の韓国における出願人10位圏内の指定国状況	632
<図VII-2-13>2020年の韓国における10位圏内の国際商標多出願企業状況	633

<図Ⅶ-2-14> 年度別の外国人が韓国を指定した国際商標登録の出願状況	633
<図Ⅶ-2-15> 2020年の韓国を指定した10位圏内締約国の状況	634
<図Ⅶ-2-16> 2020年の韓国を指定した10位圏内外国多出願企業の状況	635
<図Ⅶ-2-17> 年度別の世界ハーグ国際デザイン出願状況	636
<図Ⅶ-2-19> 2020年の世界ハーグ国際出願10位圏内の多出願国(国際出願 件数基準)	637
<図Ⅶ-2-20> 2020年のハーグ国際出願10位圏内の多出願国(デザイン件数 基準)	637
<図Ⅶ-2-21> 年度別韓国の国際デザイン出願状況	638
<図Ⅶ-2-22> 2020年度国内出願人の海外指定国状況	639
<図Ⅶ-5-1> 権利別の審判請求状況	672
<図Ⅶ-5-2> 年度別の審判処理状況	673

第1編 知的財産政策の概観

第1章 知的財産分野における国内外の動向

第1節 知的財産分野における国内動向及び政策推進方向

企画調整官 企画財政担当官 行政事務官 パク・ジウォン

1. 知的財産分野における国内動向

米・中覇権争いによる国際情勢の不確実性の増加と新型コロナウイルス感染症による経済低迷にもかかわらず、国内における産業財産権の出願は全般的に増加傾向を維持してきた。

2020年特許、実用新案、商標、デザインの出願は計557,256件で2019年510,967件に比べて9.1%増加し、特許の場合は前年比3.6%増の226,759件が出願され、世界4位の水準を維持し、商標出願は257,933件で前年比16.4%大幅増加した。

＜表 I-1-1＞韓国における産業財産権出願の推移

(件、()は前年同期比増加率、%)

区分	特許		実用新案		商標		デザイン		合計	
2015年	213,694	(1.6)	8,711	(△5.2)	185,443	(15.4)	67,954	(5.5)	475,802	(7.0)
2016年	208,830	(△2.3)	7,767	(△10.8)	181,606	(△2.1)	65,659	(△3.4)	463,862	(△2.5)
2017年	204,775	(△1.9)	6,809	(△12.3)	182,918	(0.7)	63,451	(△3.4)	457,955	(△1.3)
2018年	209,992	(2.5)	6,232	(△8.5)	200,341	(9.5)	63,680	(0.4)	480,245	(4.9)
2019年	218,975	(4.3)	5,447	(△12.6)	221,506	(10.6)	65,039	(2.1)	510,967	(6.4)
2020年	226,759	(3.6)	4,981	(△8.6)	257,933	(16.4)	67,583	(3.9)	557,256	(9.1)

*PCT、マドリッド、ハーグなど国際出願(指定官庁・指定国基準)を含む

韓国特許庁が受けけたPCT¹国際出願も2020年は20,059件で2019年に比べて5.1%増

¹ Patent Cooperation Treaty(特許協力条約)：特許または実用新案の海外出願プロセスを統一して簡素化するために発効した多国間条約

加し、出願件数において中国、米国、日本の次に多かった。このような出願の増加は経済回復に対するポジティブな期待とともに、韓国企業の「危機を成長の機会に」変えようとする強い意志を示す極めて有意味な指標と言える。

＜表 I-1-2＞主要国の産業財産権出願の推移

(千件、前年比増加率%)

区分	2017年	2018年	2019年	増加率
中国	9,446	11,694	12,217	4.5%
米国	1,098	1,105	1,161	5.1%
日本	545	531	532	0.2%
韓国	455	478	508	6.3%
ドイツ	164	151	163	7.9%

* 出処：WIPO IP Statistics

＜表 I-1-3＞主要国のPCT国際特許出願の推移

(件、前年比増加率%)

区分	2018年	2019年	2020年	増加率
中国	53,345	58,990	68,713	16.5%
米国	56,142	57,840	58,788	1.6%
日本	49,702	52,660	50,523	△4.1%
韓国	17,014	19,085	20,059	5.1%
ドイツ	19,883	19,353	18,537	△4.2%

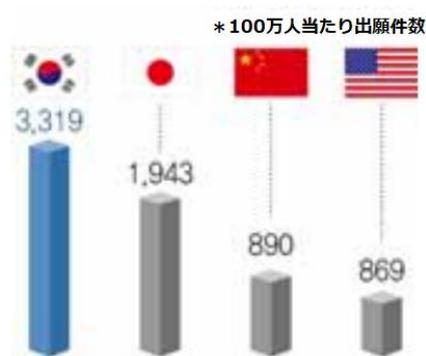
* 出処：WIPO IP Statistics

また、韓国はGDP比内国人特許出願と人口比特許出願において世界1位を記録し、国家経済を牽引する核心要素である知的財産を通じて新型コロナウイルス感染症による経済危機を乗り越えたと期待される、名実ともにグローバル知的財産強国として成長した。

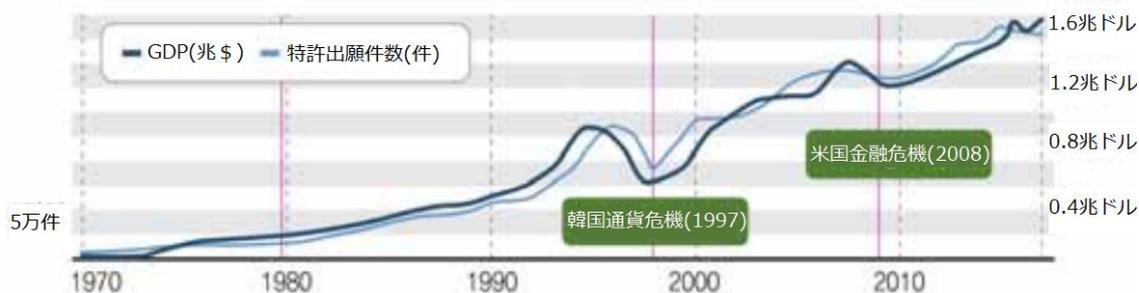
＜図 I-1-1＞GDP比内国人の特許出願件数(2019)



＜図 I-1-2＞人口比特許出願件数(2019)



＜図 I-1-3＞国内GDP及び特許出願件数の推移



中小企業の知的財産能力も着実に成長しつつある。特許出願のうち中小企業の比重は2019年43.1%から2020年44.9%に1.8%p上昇し、出願件数も2019年94,329件から2020年101,805件に増加し、初めて10万件を突破した。これは中小企業の知的財産に対する関心と投資の結果と言える。

<図 I-1-4> 特許出願のうち中小企業の比重 (2016~2020年)



<図 I-1-5> 国家別海外特許出願の推移 (2017~2020年)



<図 I-1-6> 知的財産貿易収支 (2016~2020年)



また、外国で特許権を認めもらうための海外特許出願の増加によって韓国企業の

グローバル知的財産競争力は着実に強くなりつつある。韓国の海外特許出願件数の持続的な増加と、知的財産貿易収支が赤字であるにもかかわらず外国人投資企業を除く知的財産貿易収支黒字の増加は国内企業の知的財産競争力向上に向けた努力の結果と見られる。このように韓国の知的財産量的指標は既に世界的なレベルであるが、付加価値の創出効果の高い源泉技術と核心・標準必須特許が不足しているため、知的財産の質的水準はまだ不十分な状況である。米・中貿易戦争及び日本の輸出規制によって激化しつつあるグローバル技術競争と新型コロナウイルス感染症による経済低迷の中で、韓国が知的財産を通じて経済成長を成し遂げるためにはより専門的かつ体系的な知的財産戦略が必要な状況である。

2. 政策推進方向

このような国内外の政策環境に積極的に対応するためにはまず知的財産で技術競争力を強化する必要がある。技術自立のための特許基盤研究開発(IP-R&D)を拡大し、素材・部品・装備分野の技術自立方向を提示することで有望中小企業の成長を支援する必要がある。また、政府と民間の特許ビッグデータの活用を促すとともに、核心・標準必須特許の創出を支援することで産業競争力を強化しなければならない。そして、産業トレンドと技術発展の方向を審査政策に積極的に反映することで国家技術競争力を高めることに寄与する必要がある。

また、公正かつダイナミックな知的財産市場を作る必要がある。民間資本が知的財産に直接投資できるIP金融投資を活性化することで資金が産業界に流れるように誘導し、IPを基に資金調達及びIP取引支援も持続的に拡大する必要がある。そのために知的財産保護体系をさらに整え、知的財産侵害行為と不当な利用を防ぐことで公正な経済秩序を確立する必要がある。そして、誰でも知的財産で創業及び成長できるように段階別支援体系を構築し、それをバックアップする知的財産専門人材を養成することに力を入れる必要がある。

最後に、海外市場での韓国知的財産の影響力を強化する必要がある。新南方国家を中心に知的財産保護体系の水準を高め、知的財産侵害行為を事前にシャットアウトし、

争いが発生した時は積極的に対応できる総合的なセーフティネットを構築しなければならない。また、有望企業の海外特許確保と海外進出を積極的に支援し、知的財産を基にするグローバル強小企業を育成する必要がある。

第2節 知的財産分野の国際動向及び政策推進方向

産業財産保護協力局 国際協力課 技術書記官 キム・スンオ

1. 知的財産分野の国際動向

2020年知的財産分野における国際動向の最大 이슈はグローバル貿易において知的財産保護主義の基調が強まったことである。第1段階貿易合意で落ち着くと見られた米中貿易戦争は新型コロナウイルス感染症の発生によって米国経済と公衆保健、安保に大きな打撃を与えてさらに激化する様子となった。米国は新型コロナウイルス感染症の誘発に対する中国の責任を問う一方、中国の営業秘密侵害、不公正な技術移転契約、模倣品及びコピー製品の流通を強く非難し、通商法201条、301条などに基づいて中国に報復関税を課した。このように中国の知的財産権侵害が米・中貿易摩擦のメイン 이슈として浮上したことで、中国は懲罰的損害賠償制度、医薬品特許権存続期間延長制度、部分デザイン制度の導入及びデザイン保護期間の拡大などの措置を行うことで、知的財産権保護水準を強化した。同時に、中国は補助金や多様な支援政策を通じてグローバル通商において自国企業の独自の利益を図る戦略を展開した。

一方、新型コロナウイルス感染症によって医薬品特許に対する国際的な議論も続いた。国境なき医師団は合理的な価格で医薬品が販売できるように新型コロナウイルスの治療薬など医薬品、ワクチンに関する特許権強制実施を呼びかけ、ドイツ、カナダ、チリなどはそれに対する検討を進めた。韓国特許庁も特許権の受容・実施などのための補償金額または代価の金額算定基準の告示(告示第2020-18号)を制定するなど新型コロナウイルス治療薬またはワクチン特許の強制実施状況において適用可能な基準を設けた。

また、人工知能(AI)の創作物に対する知的財産保護の議論も続いた。世界知的所有権機関(WIPO)、米国、欧州連合(EU)、日本などでAIと知的財産に対する議論を続けた。WIPOは特にAIと関連して知的財産分野で議論や解決が必要な主要質問を加盟国に共有し、各国特許庁はAI関連発明の特許性判断事例を発掘し、審査実務ガイドの策定を推

進した。

同時に、韓流コンテンツの世界的な拡散によって全世界で現地法人または個人による韓流ブランドを商標権として先取りしたり、各国家別制度の不備などを利用して現地商標ブローカーの不正取引行為が急増した。このような傾向はベトナムなど東南アジアで特に著しく表れた。中国は商標ブローカーによる商標先取りが自国企業にも被害を与えると同時に国際的な非難が強まることを受け、無断で先取られた商標を無効化できる法的根拠を設け、迅速に大規模な悪意的商標先取り事件を審理するなど商標ブローカー根絶への意志を見せたことで韓国商標権者の被害規模は減ったが、中国国内で活動する商標ブローカーの数は減らず、大企業や有名フランチャイズ中心であった被害が零細中小企業にまで及ぶ状況となっている。

2. 政策策

新型コロナウイルスがもたらした世界的な経済低迷と公衆保健の危機は知的財産とこれを通じた革新成長を通じて乗り越えられるという信念の下で、特許庁は知的財産制度を整備し、知的財産保護を強化していく計画である。

2020年には2019年特許法に導入された悪意的特許侵害に対する懲罰的3倍損害賠償制度を悪意的商標・デザイン侵害、アイデア奪取にまで拡大し、権利者の生産能力を超えた販売量に対する損害賠償請求根拠を明文化する措置を取った。同時に、データ保護のための不正競争防止法の改正を提案する一方、国家特許ビッグデータセンターを発足させることで有望技術の発掘、投資戦略の導出などを支援する基盤を整えた。

今後このように改善された韓国の知的財産保護制度が主要国だけでなく新興国にも広がるように取り組んでいく計画である。

知財権紛争が頻繁に発生するASEAN及び新興国において韓国企業の知財権を確保するため、特許審査ハイウェイ施行国を拡大する一方、特許審査インフラが十分構築されていない低開発国家を対象に韓国で登録受けた特許が該当国でそのまま認められる

特許認定協力を施行し、対象国を増やしていく予定である。次に、新興国での知財権保護のためには知財権紛争 이슈の多い新興国に IP-DESK を追加設置し、特許官を派遣する予定である。韓国型 IP インフラを韓国企業の進出ニーズの多い国家に移植するなどの取り組みを通じて韓国企業に友好的な海外知財権保護環境を構築する努力も怠らず傾けていく計画である。

このような一連の政策推進を通じて韓国企業がより迅速かつ安全に海外で知財権を確保して保護受けることができ、結果的には韓国企業が安定的に海外での企業活動を続けていけることを期待している。

第2章 2020年知的財産行政戦略システム

第1節 特許庁のビジョンと推進戦略

企画調整官 企画財政担当官 行政事務官 パク・ジウォン

知的財産が世界主要国のグローバル支配力を強化するための鍵として浮上したことから、主要国は自国の知的財産を徹底して保護し、知的財産の価値向上を強調している。

韓国は量的な面では世界4位の特許大国として成長したが、源泉・標準必須特許不足により韓国産業に役立つ強い知的財産の創出が不足し、知的財産侵害に対する法的制裁水準が低いため、市場で知的財産の価値がまともに認められていない状況である。また、外国の知財権紛争によって韓国企業の海外活動まで委縮している。

特許庁はこのような状況に積極的に対応するため、「知的財産で成し遂げるグローバル技術強国」というビジョンを設定し、その実現に向けた推進戦略を下記のように定めた。

<図 I-2-1>2020年業務推進方向

ビジョン	知的財産で成し遂げるグローバル技術強国
目標	知的財産生態系の革新を通じた経済的価値創出の最大化
推進戦略	重点的な推進課題
1 知的財産でリードする技術競争力	<ul style="list-style-type: none"> ①技術自立のための特許基盤研究開発の拡散 ②特許ビッグデータを通じた国家戦略産業の育成 ③産業発展をリードする高品質審査・審判サービスの提供

2	公正かつダイナミックな知的財産市場	<ul style="list-style-type: none"> ①革新成長をリードする知的財産金融・取引の活性化 ②公正経済の実現に向けた知的財産保護の強化 ③知的財産に基づいた創業・事業化の促進
3	世界に広がる韓国の知的財産	<ul style="list-style-type: none"> ①輸出企業の知的財産保護強化 ②グローバル市場進出に向けた海外特許確保支援 ③韓国にやさしいグローバル知的財産環境作り

第2節 ビジョン達成に向けた重点的な推進課題

1. 信頼される審査・審判サービスの提供

第4次産業革命時代の到来、米・中貿易戦争、日本の輸出規制など全世界的に技術覇権の掌握に向けた競争が熾烈になりつつある中で、産業トレンドと技術発展の方向を反映して国家技術競争力を高める核心要素である審査・審判品質に対する関心がいっつも増して高まっている。

特許庁は人工知能、ビッグデータなど第4次産業革命技術の特許可能性を様々な角度から幅広く判断できるように審査官3人の協議審査を拡大・施行し、審査効率性を高めるために「AIイメージ検索システム」を構築することでAIに図形商標及びキャラクターイメージの特徴を学習させ、類似度の高い先行イメージを分析して提供するなど特許審査行政の革新を目指した。

また、製品ライフサイクルが短く、流行に敏感なデザイン業界の特性を反映して衣類、ファッション雑貨類、オフィス用品類などのデザインをリアルタイムで審査し、既存平均60日程度かかっていた審査期間を10日内に減らすことで、目まぐるしく変化するデザイントレンドと審査サービスが歩調を合わせられるように取り組んだ。

そして審判サービスの場合、難度の高い融合・複合技術及び存続期間延長登録事件など類型別の専担審判部と合議体を指定し、技術専門家の諮問チャンネルを構築するなど審判の専門性強化のために取り組み、審判事件の進行状況、審判関連統計、口述審理の録画映像など審判情報を積極的に公開することで透明性を高めた。

2. 知的財産でリードする産業競争力

2019年は米・中貿易摩擦による技術覇権主義の激化と日本の素材・部品・装備輸出規制などで技術自立の重要性がさらに浮き彫りになる年であったとすれば、2020年は技術自立を通じた産業競争力の向上が強調される年であった。特許庁は特許基盤の研

究開発を通じて素材・部品・装備分野の核心品目に技術自立方向を提示し、産業競争力の向上を目指した。核心品目関連の中小企業が研究開発及び生産活動などに有効活用できるよう、特許から共通核心技術情報を抽出した後、データベース化して企業に提供した。そして、2020年6月に「国家特許ビックデータセンター」を発足させ、特許情報の分析結果を政府と民間に随時提供できるようにシステム化した。また、企業が知的財産戦略を策定する時、事業性、市場性など技術以外の価値も同時に考慮して企業成長段階別にカスタマイズ型特許基盤研究開発支援が可能となるように制度を強化した。

同時に、海外市場進出に困っている企業を支援するため、海外出願支援予算を2019年191億ウォン規模から2020年238億ウォンに大幅増額し、海外出願支援件数も1,187件から2,557件に115.4%拡大するなど韓国企業がグローバル市場を開拓して輸出を増やせるように海外権利化負担を緩和する政策事業を推進した。

3. 公正経済に向けた知的財産保護の強化

海外貿易摩擦による技術覇権時代及び日本の輸出規制などで技術自立の重要性が増し、知的財産の保護を強化することは国家レベルの重大な政策イシューとなっている。そこで、特許庁は知的財産保護水準をさらに高めるよう様々な政策の変化に取り組んだ。

まず、2019年特許と営業秘密の故意侵害に対する3倍賠償制度を導入した後、2020年には商標権、デザイン権侵害に対しても3倍賠償が可能となるように商標法、デザイン保護法を改正した。知的財産侵害の際に以前は被害者の生産能力に対する部分のみ損害賠償額として算定したが、今後は侵害で得た利益の大部分を賠償額として算定できるよう損害額算定方式を明文化し、特許侵害訴訟で権利者の証拠収集が難しい問題を解決できるよう証拠収集制度の導入を推進した。また、知的財産を尊重する社会ムード作りのために青少年、大学生、小商工業者など一般人を対象に知的財産権保護教育を実施し、メディアを通じて模倣品の不法性と弊害を知らせると同時に中小企業の技術奪取予防のためのコンテンツを制作するなど、知的財産がまともに評価される

環境作りのために多くの努力を傾けた。

そして、韓国企業が海外現地で知的財産権紛争が起きた時、海外知的財産センター（IP-DESK）を通じて効果的に対応させ、2020年政府レベルの新南方政策の推進に期してフィリピンにIP-DESKを設置するなど新南方国家に進出する韓国企業の知財権保護にも取り組んだ。また、国内輸出企業の知的財産権紛争対応支援を強化するため、2020年11月に「知財権紛争対応センター」を開所したことで、最近頻繁になりつつある素材・部品・装備分野を含む国内企業の特許紛争と海外商標ブローカーによる国内商標の無断先取りなどに積極的に対応できるようになった。

4. 知的財産に基づく金融及び事業の活性化

デジタル経済時代において活用価値の高い知的財産を創出し、創出された知的財産を安定的に保護し、保護された知的財産を通じて付加価値を創出する知的財産市場の好循環システムは欠かせないものである。そのためには量的に多くの知的財産が市場で取引・事業化され、再投資につながらなければならない。そこで、特許庁は知的財産を基に資金を融通し、知的財産を評価して取引する市場を活性化するための政策を推進した。

まず、2020年7月に「知的財産金融投資活性化戦略」を通じて知的財産クラウドファンディング第1号商品を世に出して知的財産金融商品を多様化し、知的財産金融・取引活動に必要な価値評価の信頼性と専門性を高めるために2020年9月に「知的財産価値評価システム改善策」を講じた。また、知的財産取引市場活性化及び取引環境改善のため、2020年10月に「知的財産取引活性化対策」を講じて民間知的財産仲介機関の育成及び取引システムの構築、知的財産取引の需要創出、知的財産取引関連制度の改善などを推進した。

5. 知的財産人材養成及び国民向けサービスの改善

特許庁はこれまで知的財産を基にした経済革新をリードする創意的かつ融合的なマ

インドを兼ね備えた人材の養成が国家競争力の核心要素であると見て、知的財産専門人材を育成するために取り組んできた。

まず、特許庁は理工系学生を対象に創意的な知的財産能力を備えた研究者として養成するための教育課程を運営し、知的財産を基にした多様な学問間の融合教育も実施した。大学の自立的な知的財産教育基盤構築のために知的財産専担教授の任用を支援し、知的財産標準教育課程を開発して全国の大学に普及した。その他にキャンパス特許ユニバーシアード、D2Bデザインフェアなど企業と大学が協力して創意的なアイデアを発掘する産学協力プログラムも運営した。

また、最近知的財産を巡る企業間の紛争が増加していることから、中小・中堅企業を対象に知的財産に対する専門知識を持って知的財産業務が行える知的財産専門人材の養成も支援した。創業インキュベーションセンターと連携してスタートアップカスタマイズ型知的財産教育を運営し、IP金融、IP保護、輸出規制への対応など2020年の懸案に対応できる特講を運営することで企業が知的財産能力を備えるように支援した。

同時に、発明振興イベントの開催を通じて国民の発明活動促進及び認識向上を図った。「第55回発明の日記念式」を開催して新型コロナウイルス(COVID-19)危機の克服をリードした双方向ワークスループース、新型コロナウイルス感染診断キット及び診断試薬など海外に輸出中である防疫製品を展示し、「2020大韓民国知的財産大典」を開催して知的財産権に対する国民の認識を高め、発明ムードを広げ、国内外発明者たちの交流拡大を通じて国際的なネットワークを構築することに大きく貢献した。

第3節 知的財産政策の国家レベルでの推進

産業財産政策局 産業財産政策課 行政事務官 パク・チャンスク

1. 推進背景

第4次産業革命とCOVID-19パンデミックによる非対面・オンライン経済活動の増加は世界経済と産業全般においてデジタルシフトを促している。グーグル・アップル・フェイスブック・アマゾン(GAFA)のようなグローバルプラットフォーム企業は膨大なデータの蓄積と活用を基にマーケットでの支配力を強化しており、世界主要国のデジタルコマースでの主導権争いも熾烈になっている。

このような環境の変化により知的財産の中心が既存商品基盤の製造業分野からサービス産業まで全面的に広がり、人工知能・データなどデジタル新技術が知的財産の核心として急浮上している。そこで、世界主要国はデジタルシフトに対応するための知的財産政策をいち早く講じて推進している。EUは2017年「ヨーロッパデータ経済育成政策」、2020年「AI・データ戦略」を発表し、日本もまた2020年デジタル環境の変化に対応するための「知的財産推進計画2020」を講じ、中国も未来デジタル技術の知的財産先取りを目標として2015年「製造2025戦略」を発表した。

韓国もデジタルシフトにうまく成功してデジタル経済時代をリードするためには新しい技術に対する知的財産を創出し、それに対する保護システムを構築して活用を最大化する国家レベルの知的財産政策の推進が求められる。

2. 推進内容及び成果

特許庁は人工知能・データなどデジタル新技術から新しい知的財産が創出できるよう法・制度を改善し、産業バリューチェーン全般における特許・コンテンツ・研究・産業データなど知的財産データの戦略的な活用を促進するため、科学技術情報通信部・文化体育観光部など関係省庁とともに「人工知能・データ基盤の知的財産革新戦

略」を講じた。デジタル知的財産革新戦略は「人工知能・データ基盤の知的財産革新を通じたデジタル強国の実現」というビジョンの下で、デジタルニューディール過程で作られる新しい知的財産の保護システムを構築し、データ・人工知能などデジタル新技術の活用を強化することを目標として4大戦略で構成されている。

第1戦略は、デジタルシフトに対応する知的財産法・制度を整備することである。まず、データの取引・流通など活用を活性化するための最小限の保護装置として不正競争防止法にデータの無断利用・取得防止規定を設ける・その他にも特許法、商標法など6大知的財産法、10件の立法課題を推進する計画である。

第2戦略は、知的財産生態系のデータ活用を拡大することである。戦略策定、製品生産、流通・販売など産業バリューチェーン全般に特許・商標・デザインビックデータの分析結果を活用することで産業競争力を高める。

第3戦略は、知的財産基盤デジタル産業の競争力を強化することである。人工知能などデジタル産業分野の核心・源泉特許を創出するため、R&D段階で特許戦略・技術を支援するだけでなく、R&D以後知的財産権が確保できるよう積極的に支援していく予定である。また、デジタル知的財産金融の活性化、BIG3特化大学の知的財産重点大学の指定を通じた専門人材の知的財産能力強化などを推進する。

第4戦略は、新しい知的財産通商秩序をリードしていくことである。データ網を通じた営業秘密奪取防止、デジタル著作権などデジタル時代における新しい国際規範の形成をリードし、CPTPP、USMCAなど新しい通商規範が国内規範と調和を成すように制度を改善する予定である。同時に、新興国・途上国の知的財産電子行政システムの構築支援、韓国企業の海外紛争解決支援なども積極的に推進していく計画である。

3. 今後の推進計画

韓国は世界最高水準の情報通信インフラを備えているため人工知能・データなどデジタル新技術に対する活用が後押しされれば新しく強力な成長エンジンを持つことに

なる。知的財産制度が発達したイギリスと米国がかつて産業革命をリードして経済的な繁栄を謳歌したように、特許庁はデジタル知的財産に対する法・制度の革新で産業競争力を高め、韓国経済がデジタル時代をリードしていけるよう取り組んでいく予定である。

また、知的財産政策と革新を推進する過程で今後も他省庁・自治体・企業などと多様な協力を拡大して政策効果を最大に引き上げられるよう取り組んでいく予定である。

第4節 知的財産権政策策定の基盤作り

産業財産政策局 産業財産政策課 行政事務官 パク・チャンスク

1. 知的財産政策研究の強化

イ. 推進背景及び概要

知的財産権中心の企業経営活動が活発になるなど社会全般において知的財産権の重要性が増している。急変しつつある知財権の動向を迅速に把握し、最適な対策を構築・普及して国家・産業競争力の向上に貢献するためには、政策環境の変化に先んじて対応することが必要である。

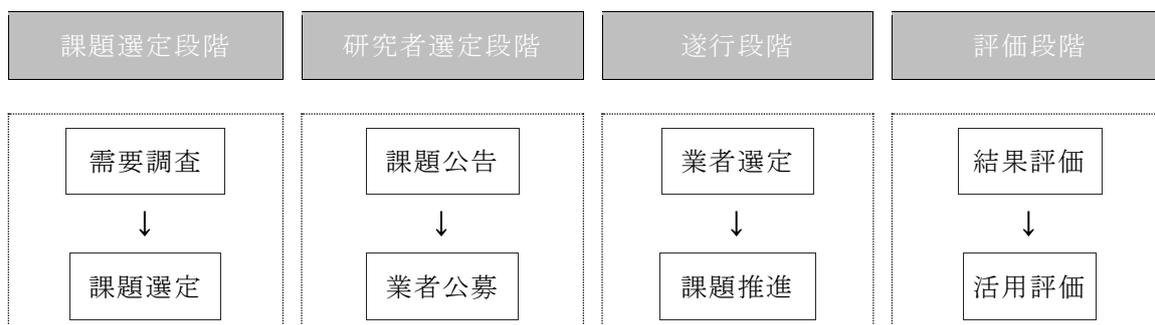
特許庁は米国・日本・欧州・中国など主要国の知的財産関連の法令・制度及び政策動向などを分析して政府の法・制度の改善策を導き出し、政府レベルの知財権政策の策定に積極的に活用している。

ロ. 推進内容及び成果

国家の中長期的な知的財産政策の方向を提示するため、特許庁内部・学界・企業などの需要に基づいて政策研究課題のテーマを選定している。

政策研究テーマは政策研究審議委員会を選定し、公開競争を通じて該当分野の専門機関(専門家)と研究契約を締結して行っている。政策研究の推進プロセス及び運営は以下のとおりである。

＜表 I - 2 - 1＞政策研究の推進プロセス及び運営



※特許庁政策研究管理規定(特許庁訓令第909号)運営

2020年度に行った研究課題は以下のとおりである。研究結果報告書は特許庁ホームページ(<http://www.kipo.go.kr>)または政策研究委託管理システム(<http://www.prism.go.kr>)から誰でも閲覧できる。

＜表 I - 2 - 2＞2020年知的財産政策研究テーマ

No	課題名
1	知的財産財政支援システムの改善策研究
2	アイデア取引プラットフォームと連携した公募展アイデア活用策研究
3	アンケート方式を活用した2020年審査品質評価調査及び分析に関する研究(外部顧客を中心に)
4	革新成長のための知的財産イシューと対応戦略研究
5	IP投資実査ガイド開発
6	職務発明法制の改善策
7	弁理士選抜制度の改善策研究
8	特許権侵害に対する合理的実施料算定方法に関する研究
9	「不正競争防止法及び営業秘密保護に関する法律」判例分析
10	FTA知財権交渉のためのUSMCA、CPTPPの比較分析
11	特許行政分野における知能情報技術導入拡大のための方策研究
12	知的財産権の獲得手続き及び回復制度の改善研究
13	商標権を利用した富の不当な移転防止対策研究
14	出願公開制度の改善及び産業界への影響分析に関する研究

15	人工知能(AI)とモノのインターネット(IoT)サービス発明のIP5特許要件及び審査事例比較に関する研究
16	知的財産サービス生態系の活性化に向けた産業育成推進戦略研究
17	特許侵害判例分析を通じた中小ベンチャー企業の侵害訴訟対応戦略研究
18	海外特許出願が中小製造企業の成長及び売上に及ぼす効果分析
19	IP価値評価品質管理ガイドの開発

ハ. 評価及び発展方向

これまで政策研究の結果が知財権政策を策定する上で直接反映されるように努力した結果、2019年～2020年「知的財産政策研究事業」を通じて行われた課題の政策活用率は100%で、2017年(95.5%)、2018年(97.8%)に引き続き活用率が右肩上がりの傾向にある。今後も重複研究を防止するための重複性事前検討、課題中間点検の充実化など研究管理を強化し、研究課題報告書の品質を改善し、活用率を維持していく計画である。

2. 知的財産政策研究基盤の構築

産業財産政策局 産業財産政策課 行政事務官 イ・ジョン

イ. 推進背景及び概要

知的財産の価値がより重要になっている「第4次産業革命時代」において、国家・企業などの知的財産戦略を具体化し、知的財産分野の国際レジーム形成をリードして国家発展を牽引するため、知的財産に関する包括的な研究基盤作りの強化が求められる時点である。国際的な知的財産権法制度及び政策動向を持続的に把握して体系的に分析し、知的財産生態系の環境変化に先んじて対応するとともに、知的財産を戦略的に活用できるように政策開発の基礎資料を蓄積する活動が必要である。特許庁は国内唯一の知的財産権専門研究機関である韓国知的財産研究院を通じて知的財産研究のインフラを構築するための様々な事業を推進することで、知的財産関連 이슈に

対する対応及び国家知的財産政策策定に寄与している。

ロ. 推進内容及び成果

1) 知的財産動向の収集・普及

2020年には米国、ヨーロッパ、日本、中国など主要知的財産強国の他にもマレーシア、インド、フィリピンなどのように知的財産ニーズが高まっているASEAN国家と中東国家の知的財産動向情報を収集し、主要内容を提供した。その他にも国内外の知的財産情報提供データベースを定期的にモニタリングして国家政策の開発、企業経営戦略の策定に必要な資料を国家知的財産委員会、産業通商資源部などに提供した。

知的財産動向情報提供の効率化を図るため、既存発刊物を「IP News」、「IP FOCUS」、「IP Stats」、「IP Report」、「Global IP Trend」、「World IP Review」の6種に改編して普及した。

収集された知的財産関連情報のうち政策的に示唆する点が多いものやユーザーの興味を引く情報は迅速に整理して「IP Review」で毎週提供した。「IP FOCUS」は知的財産分野において最近 이슈となっているテーマに関する情報を深く分析したもので、2020年には新型コロナウイルス、デジタル・グリーンニューディール、通商環境の変化など懸案分析及び政策支援のために知的財産観点の懸案を分析して提供(27回)した。

また、世界知的財産の主要報告書及び政策資料の原文を翻訳して資料へのアクセシビリティを高めた「IP Report」(20回)をウェブで随時提供し、年末には知的財産主要 이슈別の専門家の見解をまとめて整理した「Global IP Trend 2020」と2020年の1年間収集された海外知的財産動向情報を国家別に整理した「World IP Review」を発刊した。

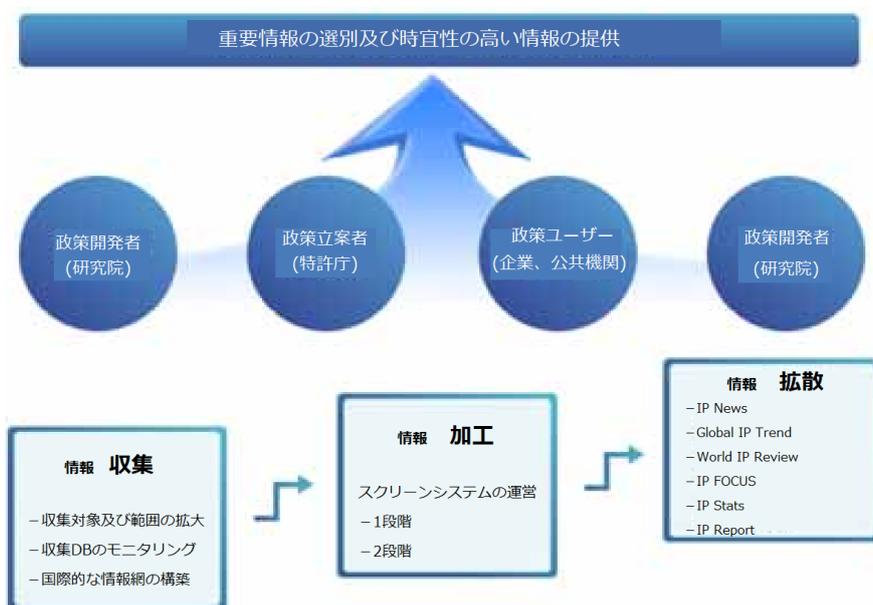
「IP Stats」は四半期ごとに年4回(3月、6月、9月、12月)発刊し、IP関連産業指標

として統計データ基盤の産業動向と経済懸案に対する分析情報を提供した。特に、2020年には半導体、通信・放送、電子部品、自動車、鉄鋼、電気通信、医療機器、合成ゴムの8大産業特許分析などに対して取り扱った。これを通じて一般人などの知的財産認識の向上とともに政策立案者など利害関係者が迅速に政策対応できる基盤を構築した。

また、オンラインシステムを通じて国内外知的財産関連情報を収集・加工して政策立案資料及び企業経営戦略の策定に活用できるサービスを提供する「知的財産政策情報サービス」を構築・運営している。

大学、企業、政府機関、法曹機関、研究機関などを含めて会員数は17,578人に達しており(2020年12月基準)、ホームページの利用件数は月平均417,274件(ページビュー)で2019年に比べて約20%程度上昇した。ウェブマガジン及び毎週配信するニュースレターなどを通じてユーザーの情報サービス利便性を高め、論文、動向、人材など多様な分野の知的財産学術情報DBを構築することで知的財産分野の学術振興に向けた総合的なネットワークの構築を目指している。また、知的財産政策情報サービスを通じてユーザーに国内外の知的財産分野の計72,668件の学術情報を提供している。

＜図 I - 2 - 2＞ 知的財産動向の収集・普及の流れ図



2) 知的財産研究範囲の拡大

第4次産業革命時代において知的財産の重要性を認識し、革新企業の育成と国家革新成長を後押しするための産業政策の方向性を模索するため、「デジタルシフト時代の産業構造変化によるIP争点と課題」をテーマとして、韓中日3国が共通として直面しているIP関連グローバルイシューに対して議論する「2020年間中日知的財産国際シンポジウム」を開催した。また、立法機関である国会議員室を含む産・学・研・官とともに政策フォーラム(6回)を開催し、ポストコロナ、パテントボックス制度、デジタルIP、韓国型ディスカバリー制度など知的財産関連主要イシューに対して議論しながら未来を展望する場を設けた。

知的財産関連の懸案を議論するためのシンポジウム・政策フォーラム・専門家フォーラムなどを活発に開催し、政策立案者、政策開発者、政策ユーザー、マスコミなど多様な利害関係者の参加を誘導して知的財産研究の裾野を広げ、知的財産関連研究者、専門家たちのネットワーク構築及び情報共有を活性化することで専門性を強化した意見収集の場として活用した。

＜表 I - 2 - 3＞2020年フォーラム、シンポジウムなどの開催内容

行事名
2020韓中日知的財産国際シンポジウム(デジタルシフト時代の産業構造変化によるIPの争点と課題)
2020知的財産政策フォーラム(ポストコロナ時代に備えた専門家懇談会、パテントボックス制度の国内への導入必要性政策フォーラム、デジタル知的財産フォーラム、韓国型ディスカバー制度の導入可能性と実現など)

知的財産権に対する大学(院)生の関心と研究意欲を高め、研究人材を発掘するために「第15回大学(院)生知的財産優秀論文公募展」を開催した。公募展参加申請学生たちを対象に論文作成法教育、研究方向に対するメンターリングを通じて論文のクオリティを高め、既受賞者を広報、ワークショップメンターなど公募展運営全般に活用することで、知的財産分野の友好的なネットワークとして構築した。

知的財産関連の専門統計学術誌である「知識財産研究」は知的財産関連法、経済・経営、科学・技術分野の研究成果を発刊・普及するための季刊誌で、年4回(3月、6月、9月、12月)発刊された。現在韓国研究財団の掲載誌として運営されており、2013年から2020年まで知的財産分野学術誌の中で最も高い引用率を維持している。

知的財産専門図書館は知的財産を研究する上で必要な専門資料を収集・整理・蓄積し、研究者に迅速に提供するために設立され、現在単行本約13,351冊、研究報告書4,794冊、フォーラムセミナー資料601冊、定期刊行物8,595冊など計27,341冊に達する膨大な資料を提供している。国内知的財産関係機関との図書館利用協定締結を通じて知的財産専門情報に対するアクセシビリティの向上及び資料利用の拡大を推進している。また、図書館が提供する学術DBとE-Journalの場合、自宅やオフィスなど外部からもアクセスできるように遠隔アクセスシステムを導入して運営するなど積極的に利用者の利便性を高めている。そして、毎年文化体育観光部が主管する「全国図書館運営評価専門図書館部門」でも高い点数を獲得し、図書館運営の専門性が認められた。(計85点獲得/専門図書館平均55点)

＜表 I - 2 - 4＞大学(院)生知的財産優秀論文公募展の受付状況

区分		2018年	2019年	2020年
受付チーム数	大学生	25チーム	31チーム	26チーム
	大学院生	22チーム	13チーム	9チーム
合計		47チーム	44チーム	35チーム

＜図 I - 2 - 3＞知的財産専門図書館



＜知識財産専門図書館の内部＞



＜知識財産専門図書館の書架＞

3) 知的財産基礎研究の支援

第4次産業革命時代の到来、新技術の発展などに対応し、知的財産制度が革新に向けた発明意欲を高めるという目的を効果的に達成できるよう、法律・経済・経営など多様な分野の知的財産 이슈と知的財産分野の海外法制度及び政策状況を体系的に分析して基礎資料を提供し、実証的な研究を通じて国家知的財産政策及び企業の知的財産権戦略の策定を支援している。

知的財産権制度及び政策の国際的な推移を持続的に把握し、体系的に分析するため、海外主要国の知的財産関連の法・制度を研究しており、国際規範の形成過程において能動的・先制的に対応するための対外協力研究、知的財産紛争・ライセンス関連情報など国家及び企業の戦略的意思決定に有用な調査・分析、知的財産創出・活用と革新に対する実証分析研究などを通じて基礎資料の蓄積と方法論の開発が行われている。特に、第4次産業革命など技術環境の変化による新しいパラダイムに対応するための制度改善方策に対する中長期研究計画が策定され、2017年から続いている。

知的財産の基礎研究を通じて蓄積された研究結果は国内の知的財産及び技術革新開

連の研究を活性化する土台となり、知的財産政策とあらゆる経済部門との関連性分析、特許政策の効果に対する分析を通じて政策執行妥当性の確保及び新しい政策開発の基本資料として活用されている。特に、2020年の1年間304件のマスコミ報道で研究結果が引用され、2011年以後基礎研究の成果が知的財産関係法令の制定・改正、国家知的財産委員会の案件開発、FTA・WIPO交渉案の策定などで1,400件活用された。その他にも研究結果の拡散及び成果活用度の向上のためにオン・オフラインを通じた多様な方法の広報を強化した結果、報告書の利用件数が毎年20%以上増加するなど民間利用が広がっている。

<表 I - 2 - 5> 2020年知的財産基礎研究の主要内容

区分	課題の概要
未来戦略研究	第4次産業革命による環境変化をマクロ的に眺めて変化に対応し、知的財産パラダイムシフトのための理論的根拠に関する研究
法・制度研究	国内法の改正経過と関連国法との比較法的検討を通じて対外環境変化に能動的に対処できる基盤構築、関連国の知的財産関連法律・判例・政策の理解と対応
対外協力研究	国際通商、国際協力及び国際調和などと関連する多様な国際関係イシューに対応するため、国際動向を踏まえた知的財産政策及び対応戦略の策定研究
調査・分析研究	韓国企業の国際知財権紛争状況及び対応活動実態を把握して関連政策を効果的に設計する上で必要な基礎資料を生成
革新・経済研究	企業の革新活動を実質的に活性化できる租税支援方法の構築及び知的財産観点での研究開発(R&D)効率性強化のための実証分析など知的財産政策及び戦略方向設定のための情報提供

ハ. 評価及び発展方向

知的財産インフラ構築事業を通じて提供される知的財産関連の懸案イシューに対する情報サービスは、主要国政策の核心内容に対する深層分析を通じて韓国政府に政策的な示唆点を提案すると同時に、国民向け情報サービスを提供することで情報アクセシビリティを高めている。また、国内外知的財産専門家間の交流・協力を支援し、法・経済・経営・科学技術など各学問分野と関連するテーマを選定して融合研究を行うことで、多様な研究が可能になるように研究範囲を拡大している。そして、国家と

企業の知的財産戦略、知財権関連の国内外紛争に対する効率的な対応策の策定を支援することで、韓国の国家知的財産競争力の向上に貢献するために取り組んでいる。

特許庁は知的財産研究基盤を構築するため、知的財産制度及び関連イシューに対する情報及び分析結果を多様な形態で提供することで、知的財産研究情報に対する一般人・専門家・政策立案者など多様な需要者からのニーズに応えられるよう努力を傾けていく計画である。

特に、知的財産研究の土台となる中長期基礎研究を強化するが、第4次産業革命など技術環境の急激な変化が続くと予想されることから、それに対応するための研究を引き続き推進し、素材・部品・装備、アイデア取引、ビッグデータなど社会的・政策的にイシューとなっている分野に対して知的財産観点からの対応研究を新規推進し、国家競争力の側面から知的財産の重要性が一層浮き彫りになるだけに、知的財産の経済的な波及効果に対する中長期研究を推進する計画である。

3. 知的財産権貿易収支を基にした知的財産政策の策定

産業財産政策局 産業財産政策課 行政事務官 イ・ジョン

イ. 推進背景及び概要

知的財産権貿易とは知的財産権の提供者(供給)と受領者(需要)間の国際取引に対する契約と条件によって金銭的な補償が伴う取引を指し、既存の知的財産関連貿易統計は国際通貨基金(IMF)の基準による「知的財産権使用料収支」と経済協力開発機構(OECD)の基準による「技術貿易統計」があった。

しかし、既存統計は国際基準に囚われているため、知的財産権の輸出入状況を正確かつ具体的に把握するには限界があるという問題が持続的に提起された。このような状況の中で特許庁は韓国の知的財産権国際取引状況を総合的・体系的に分析できる貿易統計を算出するため、韓国銀行と2014年5月にMOUを締結し、相互業務協議を経て20

15年「知的財産権貿易収支」を新規開発して公表した。

2015年5月から韓国銀行の経済統計システム(ECOS)を通じて提供される「知的財産権貿易収支」統計は知的財産権に特化した貿易収支統計であり、既存の知的財産権関連の貿易収支統計より構成項目や編製方法などでより包括的・体系的である。何よりも特許権、デザイン権、著作権など全類型に対する使用料と売買取引が含まれているため、既存統計より包括的な取引内容が把握できる。

知的財産権貿易収支が開発されて以来、韓国の知的財産権貿易収支は赤字が続いているが、2019年まで赤字規模は全般的に減少傾向にある。但し、2020年貿易収支は△18.7億ドルで、前年に比べて赤字規模が13.4億ドル増加したが、これはCOVID-19によって海外現地法人の生産が委縮したことで知財権輸出が減少し、非対面活動の増加でNetflixやYouTube、海外スマートフォンアプリなどの使用が増え、知財権輸入が増加したことが影響したものと見られる。

<表 I -2-6> 年度別知的財産権の貿易収支

(単位：億ドル)

区分		2015	2016	2017	2018	2019	2020
貿易収支(輸出-輸入)		△40.0	△16.6	△16.9	△6.1	△5.3	△18.7
輸出 輸入	知的財産権の輸出	100.3	108.9	122.7	150.2	154.1	155.3
	知的財産権の輸入	140.4	125.5	139.6	156.3	159.3	174.0
貿易取引量(輸出+輸入)		240.7	234.4	262.3	306.5	313.4	329.3
貿易収支費(輸出/輸入)		0.71	0.87	0.88	0.96	0.97	0.89

* 出处：韓国銀行経済統計システム、2020年数値は暫定値

ロ. 推進内容及び成果

知的財産権の国際取引に対する包括的な統計を作成することはそのものでも意味があるが、外国為替取引情報へのアクセスが不可能で知的財産権貿易収支赤字に対する

解釈及び改善策を講じる上で限界があった。そこで、統計の有用性及び政策的な活用度を高めるため、外国為替資料に対するアクセシビリティを高めるための取り組みを続けてきた。その結果、発明振興法第20条の8(産業財産権統計と指標の調査・分析)改正を通じて産業財産権と関連する外国為替取引情報アクセスに対する法的根拠作りが行われ、2018年に初めて知的財産権貿易収支に対するより具体的な実態が把握できた。

産業財産権取引が一定規模以上(1年間100万ドル以上)の機関の2019年産業財産権貿易活動を機関形態別に調べてみた結果、国内機関は輸入(61.8億ドル)が輸出(60.4億ドル)を小幅上回って赤字を記録し、外国投資企業もまた輸出(3.4億ドル)より輸入(21.5億ドル)が多く、赤字を記録した。国内機関の取引のうち輸出の79.0%、輸入の91.3%を大企業が占めたことに比べて、外国投資企業の取引のうち輸出の95.9%、輸入の87.9%を中小・中堅企業が占め、企業規模別の活動に差が見られた。産業財産権輸出入上位10大機関が全体取引で占める割合は各々輸出の87.7%、輸入の74.9%で、商品輸出入の10大機関が全体取引で占める割合(商品輸出の34.6%、商品輸入の30.1%)に比べて貿易集中度が極めて高いことが分かった。輸出または輸入活動だけの一方向取引は輸出の24.2%、輸入の28.2%を占め、商標及びフランチャイズ権取引規模が相対的に大きいことがわかった。輸出と輸入活動を並行する双方向取引は輸出の75.8%、輸入の71.8%を占め、特許・実用新案権取引規模が相対的に大きいことがわかった。国家別の取引では米国、日本、ドイツとの取引で持続的な赤字を記録し、中国、ベトナムとの取引で黒字の規模が拡大した。

深層分析産業としては素材・部品・装備分野を選定し、素材・部品・装備分野の範囲は「素材・部品・装備産業の競争力強化に向けた特別措置法施行令」第2条に従った。素材・部品・装備分野を主要業種とする企業の最近5年間産業財産権貿易収支は輸出規模に比べて輸入規模が大きく、持続的に貿易収支の赤字を記録しており、国家別に見ると米国、日本、イギリス、フィンランド、スウェーデンなどを相手に持続的に赤字が発生し、中国、ベトナム、インドに対しては持続的に黒字を記録している。商品取引と連携して分析した結果、日本・スウェーデンなど製造強国との取引において産業財産権と商品取引でいずれも赤字を記録し、依存度が高いことがわかった。一

方、ベトナム、中国、インドなどとの取引では産業財産権、商品取引でいずれも黒字を記録した。

素材・部品・装備分野の中で最も大きな比重を占める分野は電子部品分野で、最近5年間持続的に赤字を記録している中で、2017年まで減少傾向にあった赤字規模が2017年以後再び増加傾向に転じた。電子部品分野で海外取引相手機関の特許状況を見ると、全世界的に特許を多数保有しているグローバル企業で、特に米国・日本・中国などでの特許出願が多く、最近は中国での出願規模が増加している。韓国企業は韓国での特許活動が活発である中で、米国・ヨーロッパ・中国での特許出願、PCT出願なども持続的に増加しているが、海外取引企業に比べて平均ファミリー国家数が相対的に少ないものと把握されている(韓国企業平均4.9カ国、海外企業平均7.5カ国)

素材分野の中で最も大きな比重を占める分野は化学物質及び化学製品分野で、2015年には小幅赤字(△0.03億ドル)、2016年には黒字(0.1億ドル)を記録したが、2017年からは特許・実用新案権を中心に赤字規模が増加している。化学物質及び化学製品分野で海外取引相手機関の特許状況を見ると、米国・日本での特許出願が多く、特に最近(2014~2018年)はPCT出願、中国での出願規模が増加している。韓国企業は韓国での特許出願比重が最も高い中で、PCT出願などが持続的に増加している。特許の市場性を示す出願特許のファミリー国家数を比較した結果、韓国企業は海外取引企業に比べて平均ファミリー国家数が相対的に少ないものと把握される。(韓国企業7.0カ国、海外企業平均10.4カ国)

これは電子部品分野と化学物質及び化学製品分野いずれも韓国企業の特許が海外企業に比べて市場拡張性が相対的に低いものと解釈でき、海外特許出願などグローバル競争力を強化するための継続的な努力が求められる。

ハ. 評価及び発展方向

グローバル市場において特許など知的財産権関連市場規模が急成長している中で、「知的財産権貿易収支」統計は韓国の知的財産権国際取引状況を把握する上で有用な

情報になると期待される。今後も持続的な実態把握を通じて知的財産取引の主要特徴と推移を導出し、産業別細部分析も続ける予定である。特許庁は知財権貿易収支の実態把握を通じて出た結果を知的財産の政策立案に積極的に反映し、知的財産権貿易収支の改善に向けて取り組む予定である。

第2編 信頼される審査・審判サービスの提供

第1章 産業観点からの審査・審判品質の高度化

第1節 特許・実用新案の審査分野

1. 概観

特許審査企画局 特許審査企画課 技術書記官 シン・ジンソプ

第4次産業革命時代の到来による産業環境の急激な変化、米国と中国の貿易摩擦、日本の輸出規制など技術覇権の掌握に向けた主要国の競争が熾烈になっている状況の中で、技術覇権の鍵を握る特許に対する審査の重要性はさらに大きくなっている。特許庁は急変している産業環境に最適な審査環境を構築するため、産業特性に適した審査組織への改編、審査人材の増員、先行技術調査事業の拡大、産業戦略による特許審査政策の策定など韓国企業が強力な特許を武器に海外市場をリードしていけるよう支援している。

特許庁はAI、ビッグデータ、IoT、自動運転車など多様な技術が融合・複合された第4次産業革命技術特性に適した審査システムを構築するため、融合・複合技術審査局を新設した。審査方式も個別専門分野の審査官が協力し合い、融合・複合技術分野特許出願に対する審査を行うことで最高の審査結果が出せるよう、合意型3人協議審査に転換した。2019年以後第4次産業革命関連技術など融合・複合分野審査件に対して協議審査を行い、2020年4, 184件の協議審査を行ったが、その対象件数も漸進的に拡大していく予定である。

また、高品質の審査サービスを提供するために2018年導入した特許チーム長中心の品質管理システムをさらに強化した。そのために「審査技術分野別特許チーム運営規則」を制定することで特許チーム長の地位を強化し、3人協議審査の品質管理責任を与えた。審査官の自発的な能力強化のために「今月の審査官」及び「今年の審査官」褒賞制度を導入し、奨励型審査品質管理システムも構築した。

一方、特許庁は産業界・研究機関とのコミュニケーションを通じて特許ユーザーからの声と産業現場の技術特性を積極的に反映するため、2019年産業・特許動向調査事業を推進し、2020年にはAI視覚知能、自動運転センサー、人工臓器、CMOSイメージセンサー、デジタルSOCなど16分野に対する産業動向と特許動向を分析することで該当分野の産業・技術変化に能動的に対処する審査能力をより強化するとともに、出願人の明細書品質を高めるための「記載不備マニュアル」を提供し、産業界特性に適した審査基準も構築した。また、特許情報の積極的な活用のため、特許分類と産業品目(HS)コード、国家科学技術標準分類、産業技術分類と連携表を作成した。これを通じて素材・部品分野など技術分野別・産業品目別カスタマイズ型特許情報の提供が可能となった。

そして、COVID-19パンデミックに対応するために審査官と先行技術調査専門機関の調査員に対する一時的な在宅勤務を行い、新型コロナ危機状況の中でも審査サービスを支障なく提供し、安定的な審査システムを維持した。

特許庁は1948年第1号特許の登録以後、2000年には100万番目の特許登録、その9年後の2019年には200万番目の特許登録を達成したが、これは米国、フランス、イギリス、ドイツ、日本、中国に続いて世界で7番目である。2020年には約23万件の特許・実用新案が出願され、世界で第4位の出願量を記録し、新型コロナ危機の中でも国内PCT出願が増加してことでPCT出願で再び世界4位となった。このように特許に対する関心と重要性が高くなるにつれ、特許創出のための研究・開発(R&D)革新活動がより活発になり、特許出願速度と出願量が増加している中で、特許庁は世界最高水準の特許審査処理期間の維持と高品質の審査サービスを提供するために持続的に努力している。

2. 特許・実用新案の迅速な権利化及び審査品質の向上

特許審査企画局 特許審査企画課 農業事務官 ト・ヒョンミ
特許審査制度課 工業事務官 パク・ソンス

イ. 推進背景及び概要

韓国は特許出願規模としては中国、米国、日本に続いて世界4位水準であり、GDP比特許出願は世界1位水準で、特許出願の量的指標は世界的な水準である。また、IP5体制の定着、国家間審査協力体制の拡大などにより、国家別審査結果の相互比較及び活用の機会が増えつつある。このようなグローバル特許環境の中で韓国特許庁との審査協力及び審査品質に対する国際社会の関心が増えつつあり、韓国が知的財産強国としての地位を確固たるものにするためには特許・実用新案の迅速な権利化のみならず全世界から認められる高品質の審査サービスを提供しなければならない。

一方、国家間・企業間の特許紛争が継続して増加し、その内容もまた複雑になるにつれ、かつて外部からの特許攻勢に防御的に対応するため消極的な特許戦略を駆使してきた企業が徐々に特許を利潤創出の有用なツールとして認識し始め、市場確保、競合社に対する牽制などに積極的に活用している。同時に、企業の特許戦略もまた従来の量中心から質中心へと変わり、国際的な競争力を備えた「強い特許」の確保に向けた企業の努力はさらに熾烈になりつつある。また、特許審査処理期間の短縮に対する外部顧客からの持続的な要求、日本の輸出規制及び国家間技術覇権争いの激化で高品質審査を通じた強い特許創出の重要性がますます大きくなっている。同時に、企業の知的財産投資・担保・保証の活性化でIP金融が2兆ウォン台(2020年)に急成長し、知的財産権故意侵害時の3倍賠償制度の導入(2019年7月施行)、合理的な実施料を算定する損害賠償の実現(2020年12月施行)などで企業の無形資産価値が高まるにつれ、正確な知的財産の価値評価と紛争予防のための「高品質特許審査サービス」の重要性が持続的に強調されている。

特許庁はこのような対内外的な環境変化と需要者からのニーズを踏まえて、審査政策のパラダイムを審査処理期間の短縮から世界最高水準の高品質特許審査サービスの提供に転換した。そこで審査品質を高めるための核心要素である審査人材の増員及び審査官能力強化を持続的に推進している。また、第4次産業革命技術分野に対する支援を強化し、審査の専門性を高めるため、「融合・複合技術審査局」を新設し(2019年11月)、産業現場の外部専門家が審査に参加する現場コミュニケーション型協力審査を拡大した。一方、審査全段階の出願人-審査官のコミュニケーションを強化した

深層面談・一括審査など出願人カスタマイズ型審査サービスの提供など様々な努力を傾けている。特に、2020年には新型コロナウイルス感染症の拡散による国家危機状況の中で、感染拡大防止対策に積極的に対応するとともに安定的な審査システムを維持するため、審査官の一時的な在宅勤務の推進、テレビ電話面談・電話面談の活性化など非対面業務システムを強化した。

特許庁のこのような努力は技術競争力を備えた強い特許の安定的な権利化を支援することで、不必要な特許で引き起こる無駄な紛争による社会的な費用を減らし、さらに技術革新を通じた産業発展に寄与することにその目的があると言える。同時に、これは国内外の出願人に先進国水準の高品質の特許審査サービスを提供することで、最高知的財産行政機関としての韓国特許庁の国際的なプレゼンスを高め、グローバル特許システムの構築において韓国がリーダーとしての役割を果たせるためのものである。

ロ. 推進内容及び成果

1) 安定的な審査処理期間の維持で迅速な権利化を持続的に推進

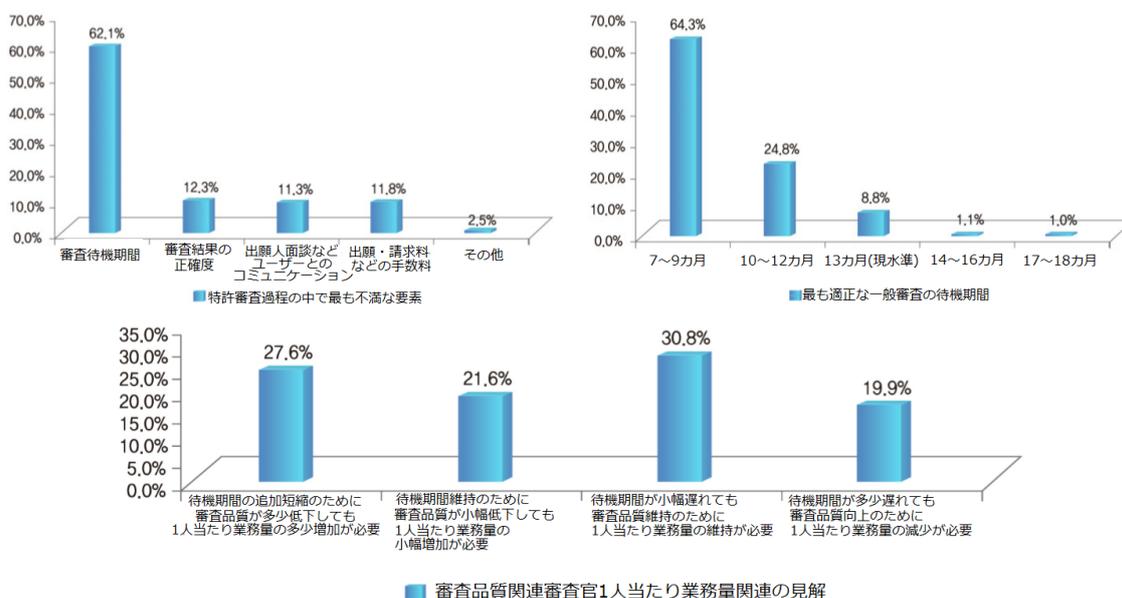
韓国の特許出願規模は中国、米国、日本に続いて世界4位水準であるが、特許審査人材は主要国に比べて非常に少ない状況である。それにより相対的に少ない人数で大量の審査物量进行处理しているため、特許審査官1人当たり処理件数が194件(2019年)水準で、米国74件、中国94件、日本166件に比べて極めて高い。しかし、特許顧客はスムーズな事業推進のため迅速な審査処理を通じた早期権利化を好み、特許審査処理期間を11.7か月から10か月に短縮するとGDP1.4兆ウォン増加の効果が表れるという2013年韓国知的財産研究院の研究結果からもわかるように安定的な審査処理期間の維持は重要な課題である。実際2019年800余りの企業・公共機関を対象としたアンケート調査の結果(出処:「出願人のニーズを反映した適正特許審査処理期間の導出及び影響分析—対策研究」、知的財産研究院、2019年)によれば、64.3%が一般審査7~9か月水準の審査処理期間を希望し、14か月以上の処理期間を希望する出願人は約2%に過ぎなかった。

特に、2020年審査処理環境は審査請求期間の短縮(5→3年、2017年3月特許法施行)、国内特許・実用新案出願の増加(前年比2019年3.8%増加、2020年3.3%増加)などで審査請求量が急増しているため(前年比2019年1.3%増加、2020年21.0%増加)、審査処理期間の遅延を最小化するために先制的な対応が重要な時期であった。それだけでなく2020年には新型コロナウイルス感染症の拡散による国家危機状況の中で、感染拡大防止対策に積極的に対応しつつ、審査行政業務を問題なく行うための対策が急がれた。

審査処理期間が遅れる場合、その余波が数年にわたって積み重なるため、特許権利化遅延による韓国企業の競争力弱化及び出願人の不便を招く恐れがある。一方、審査処理期間を維持するために審査官の業務量を急激に増やす場合、主要国に比べて過剰な1人当たり処理件数がさらに増加することで1件当たり審査投入時間が減って審査品質が低下する恐れがある。しかし、特許顧客は審査の適時性だけでなく、審査品質も重要視するため、現在の厳しい審査処理環境の中で品質を維持しつつ安定的な審査処理期間を管理することは非常に難しい問題である。

2020年にはこのような厳しい審査処理環境を克服しながら審査品質を適正水準に維持するため、一般審査官の業務量は前年と同水準に維持するとともに関係省庁との協力の下で審査人材を持続的に増員し、審査管理人材及び審査関係部署などの審査政策・支援人材に審査業務を一定量負担させ、自発的に参加する審査官に限り超過物量を処理させるなど、特許庁を挙げた努力を傾けた。また、新型コロナウイルスの拡散防止に向けた先制的な措置として特許庁の審査官と先行技術調査業務を行う調査機関調査員の一時的な在宅勤務システムを導入して積極的に推進し、テレビ電話面談・電話面談の活性化など非対面業務システムを強化した。

その結果、持続的に増加している出願量及び請求物量、新型コロナウイルス感染症の拡散による審査業務環境の悪化にもかかわらず、審査処理期間の遅延を最小限に抑え、先進国水準の特許審査処理期間である11カ月前半(2020年、11.1カ月/2019年、10.8カ月)で維持し、特許権利化の遅延による副作用を最小化することができた。



また、前述した800社余りの企業・公共機関を対象にしたアンケート調査の結果(2019年)、出願人は速い審査処理期間を要求しているが、一方審査処理期間が少し遅れても審査品質を維持するために審査官の業務量を維持または減らす必要があると答えた意見が半分以上(50.7%)であり、審査処理期間とともに審査品質も重視していることがわかった。したがって、限られた審査環境の中で審査の適時性を維持しつつ審査品質も高められる審査政策及びシステムを持続的に発掘して改善していく努力が求められる。

2) 産業構造の変化に対応した技術専門性中心の特許審査システムの構築

第4次産業革命技術を活用した新サービス業の登場など産業構造の変化に迅速に対応するため、2019年11月第4次産業革命関連融合・複合技術を専担して審査する「融合・複合技術審査局」を新設した。そのために特許法施行令及び告示に記載された第4次産業革命関連7大技術分野(人工知能、モノのインターネット、3次元プリンティング、自動運転車、ビッグデータ、クラウドコンピューティング、知能型ロボット)と該当特許分類を融合・複合技術局の審査課及び業務範囲として振り分けた。新設された融合・複合技術審査局は6つの審査課、24の特許チーで構成され、融合・複合及び第4次産業革命技術に対する高品質審査を支援するために業務方式を改善するなど審

査システムを革新した。

まず、産業界との緊密なコミュニケーションを通じて単一技術中心の現審査基準が融合・複合産業に規制として作用しないよう、融合・複合効果の特許性認定など目まぐるしく変わる産業界の状況が反映できるよう継続的な努力を傾けている。

また、審査方式を改善し、特許チーム長、主審査官、副審査官の3人が各技術分野を協議して特許判断を補完するように審査官3人協議審査システムを構築し、2019年11～12月に525件の3人協議審査を試験的に行った。2020年には3人協議審査物量を拡大して4,184件を実施し、2021年にも4,500件水準に3人協議物量を拡大して実施する計画である。3人協議審査を持続的に拡大した結果、2020年3人協議審査件の場合、特許審査過程で最も重要な要素である先行技術(類似・同一技術)検索関連指標が全般的に改善される変化が確認された。同時に、融合・複合技術審査過程で革新・創意的な技術を保有する有望企業の発掘を支援し、積極的に現場とコミュニケーションを取ることによって、韓国企業が第4次産業革命分野に対して権利範囲が広く法的安定性の高い「強い特許」を確保するよう持続的に取り組んでいく予定である。

<3人協議審査品質分析(先行技術検索関連指標中心)>

区分(2020年)	単独審査	3人協議審査
非特許文献添付率	9.2%	20.9%
特許1件当たり先行文献検索性件数	12.2件	16.9件
特許1件当たり先行文献閲覧件数	31.5件	32.5件

また、2019年11月には技術革新を促進するとともに産業競争力を強化するため、現行の階層別産業構造によって「特許審査企画局(総括)」、「特許審査1局(基盤産業)」、「特許審査2局(主力産業)」、「特許審査3局(成長産業)」で構成されている審査局システムを、産業別技術分類システムと連携して改編した。そのため、世界知的所有権機関(WIPO)の国際特許分類(IPC)を5つの大技術分野及び35の細部技術分野にグループ化した原則を適用し、5つの技術分野のうち電気、機械、化学、その他(土木

工学、その他消費財物品など生活安全と関連する技術に該当)は各々電気通信技術審査局、機械金属技術審査局、化学生命技術審査局、特許審査企画局に割り当て、器具(Instrument)は多様な技術分野が混在しているため電気、機械、化学技術分野の類似細部技術分野に独自再分類を実施した。

改編された審査組織(融合・複合技術審査局を除く)は4局23課8チームで構成される。各審査組織の新規役割と機能を見ると、まず特許審査企画局では国際特許審査の遂行及び海外特許庁との審査協力などを通じて韓国企業の迅速な海外特許の獲得と特許権保護支援に向けた特許政策を強化し、生活用品・農林水産食品など国民安全と密接な技術分野に対して差別化された特許審査を行った。また、電気通信技術審査局では国際標準化会議の出席及び情報共有などで標準技術の専門性を強化することでグローバル企業及びパテント・コントロールなどの標準必須特許に対する審査を強化し、国際標準化政府対応班に参加して韓国企業技術の国際標準化採択を支援するなど産業界支援政策を継続して推進している。そして、化学生命技術審査局では化学・バイオ・生命工学審査を推進し、名古屋議定書による遺伝資源活用制限及び出処公開など国際知的財産権規約議論に向けた国際交渉支援を通じて韓国企業の立場を代弁する計画である。同時に、機械金属技術審査局では製造業ルネサンスの基盤を構築するため、自動車・造船など地域産業団地及び基礎製造業別に「知的財産協議体」を構成・運営することで、地方企業の特許戦略策定を支援する計画である。

特許審査システムの改編により韓国企業の第4次産業革命関連技術に対する高品質特許権の確保を支援する基盤が整えられ、技術分野別に審査組織が再編されたことで同一技術分野間の審査一貫性と技術専門性をさらに高めることができると予測される。

同時に、現場の技術資料及び専門家の知識を審査に活用するために運営している公衆審査制度を持続的に活用し、技術分野別に構成されているIP協議体などを中心に産業界とのコミュニケーションをさらに拡大していく計画である。一方、各々の産業特性を考慮したカスタマイズ型特許審査政策を講じることで、急変しているグローバル市場で韓国企業が競争にリードしていけるよう継続して支援していく計画である。

＜IP協議体の運営状況＞

審査局	IP協議体	審査局	IP協議体
特許審査 企画局	機能性食品IP協議体	電気通信 技術審査 局	スマートグリッドIP協議体
	農林水産食品IP協議体		コンピュータIP協議体
融合・複 合技術審 査局	人工知能IP協議体		次世代半導体IP協議体
	IoT IP協議体		通信IP協議体
	バイオIP協議体		ディスプレイIP協議体
	生命情報IP協議体		電子商取引IP協議体
	ロボットIP協議体		電子部品IP協議体
	自動運転IP協議体		放送メディアIP協議体
3DプリンティングIP協議体			
化学生命 技術審査 局	国家炭素素材IP協議体		機械金属 技術審査 局
	医薬分野IP協議体	建設技術IP協議体	
	OLED用化合物IP協議体	金属IP協議体	
	医療機器IP協議体	自動車産業IP協議体	

3) 特許チーム長中心の「コミュニケーション型審査品質管理」及び審査専門性向上

「審査品質管理革新(2018年7月)」システムの導入により従来評価中心の審査品質管理からパート長中心のコミュニケーション型品質管理に転換した。2019年には特許チーム長中心の品質管理システムをより強化するため、「審査技術分野別特許チーム運営規則(訓令)」を制定(2019年5月)して「特許チーム/特許チーム長」の根拠規定を設けることで特許チーム長の地位を強化し、特許チーム長に3人協議審査品質管理の責任を与えるなど特許チーム長中心の品質管理システムの定着を図った。また、類似産業単位に特許審査チームを再編(138個から152個)することで審査専門性を強化し(2019年11月)、特実審査人材運用方式改善策を講じて(2020年3月)専門性を考慮した審査人材の配置及び人員補充など運用プロセスを改善した。このような審査品質及び専門性向上に向けた努力、持続的なチーム長中心のコミュニケーション文化の拡散などでコミュニケーション型協議審査件数が2017年1,942件から2020年5,115件に増加し、

審査過程の充実度指標が改善されることが確認された。それだけでなくこのような高品質審査サービスを提供するための努力を通じて、国民受入度及び登録特許の安定性指標が高まる結果となった。

区分		2017	2018	2019	2020
審査過程の 充実度	特許1件当たり先行文献閲覧件数(件)	25.9	28.0	30.9	31.6
	出願人との深層面談(件)	1,462	2,390	3,279	3,698
	審査官間の協議審査(件)	1,942	2,234	2,759	5,155
審査結果の 国民受入度	100-特許拒絶決定不服審判請求率	93.2%	93.6%	94.5%	95.6%
登録特許の 安定性	100-無効審判請求率	99.56%	99.61%	99.62%	99.72%

また、「奨励型品質管理システム」を強化するため、審査能力優秀審査官にインセンティブを提供する「今月の審査官」、「審査品質コンテスト」、「審査名匠」のような審査官褒賞制度を、多様な職級及び技術分野を包括的に受け入れて審査官の受入度を高めると同時に褒賞制度の効果を高める方向に改善し(2020年5月)、産業革新支援事業の活性化のために関連報奨制度を新設した。同時に、特許審査は限られた検索時間内に適正先行技術を検索するため効果的な検索戦略を講じ、それに対する集中的な検索を行うことが必要である。そのためには検索結果だけでなく、検索キーワード、検索履歴など検索過程を総合的に評価及び発掘して実際の検索における活用性を最大に高めるため、2004年から毎年先行技術検索コンテストが開催された。2020年12月に開催された先行技術検索コンテストは1年間審査官が審査する、もしくは調査員が先行技術を検索した件の中から最も優秀であると判断される件に対してノウハウを共有する方法で行われた。審査官の単独・協議・融合複合3人協議部門と調査員の一般・PCT部門に分けられ行われた。審査官及び調査員が各自保有している審査件または調査件のうち任意選定された件の検索戦略、検索履歴、構成対比表を提出すると、それに対して①検索戦略の適正性、②検索充実性、③検索結果の妥当性、④検索効率性項目

別に評価表基準に沿って評価する方式で運営され、コンテストの結果2020年には計22人の審査官と12人の調査員を対象に褒賞し、優秀事例を共有することで、審査官及び調査員の審査能力強化を通じた審査品質の向上に貢献した。

4) 政策顧客とのコミュニケーション型審査システムの運営

イ) 予備審査

深層面談制度の中の一つである予備審査は審査着手前に出願人などと審査官が対面談を通じて審査意見を交換することで正確な審査及び迅速な権利化を図るための制度である。

申請できる対象は優先審査決定出願の中で①審査負担度などを基準に全体特許分類の平均難易度以上の高難度特許分類に該当する出願、②韓国中小企業がPCT出願を多くする技術分類に該当する出願としている。

予備審査は優先審査決定後14日以内のみ申請可能である。予備審査が決まれば審査官は予備審査結果通知書を面談日の7日前まで提供する。予備審査結果通知書には先行技術文献と特許性に対する意見が記載されている。したがって、審査官と面談する時に予め予備審査の結果に対する理解度が高いため、より深みのある意見交換が可能である。また、出願人も予備審査を利用して具体的な補正案を審査官と討議できるため、施行錯誤が減り、迅速かつ正確な権利化が可能である。

予備審査の申請件数は2019年には367件、2020年には838件に2倍以上増加した。COVID-19によるテレビ電話面談需要の増加とともに、予備審査に対する弁理士業界の認知度も高まったため、申請量が急増したものと見られる。

2020年8月には予備審査の対象に韓国中小企業がPCT出願を多くしている技術分類を追加し、韓国中小企業の海外輸出のための迅速かつ正確な権利確保をサポートしている。

ロ) 補正案レビュー及び再審査面談

深層面談制度の一形態である補正案レビューと再審査面談は出願人などが提出した予備補正案を審査官が予め検討し、面談を通じて補正案の拒絶理由解消可能性と補正方向を議論することで、追加拒絶理由通知を減らすなど審査の効率性を高めるための制度である。

補正案レビューは意見提出通知後、補正書提出期限内に申請可能であり、再審査面談は拒絶決定後、再審査申請期間前に申請できる。

補正案レビューの申請件数は205件であった2015年以後急激に増え、2019年には2,407件、2020年には2,369件に急増した。再審査面談もまた2019年には684件、2020年には774件の申請件数を記録した。

ハ) 一括審査

一括審査制度は一つの製品群(サービスを含む)または同一産業に関連する複数の特許・実用新案登録・商標登録・デザイン登録の出願に対して出願人が希望する時期に一括して審査する制度である。この制度を利用すれば、企業の事業戦略によって希望する時期に権利化することができ、新製品発売時期の前に製品に対する知的財産権ポートフォリオを形成することに役立つ。

一括審査の申請対象は一つの製品に関連する特許・実用新案・商標・デザイン出願であり、「実施または実施準備中の出願」、「輸出促進に直接関連する出願」、「ベンチャー企業や技術革新型中小企業の出願」、「一人創造企業技術開発事業の結果に関する出願」、「創業後3年以内の中小企業の出願」及び同一国家新技術海外支援事業の結果に関連する出願である。これを通じて企業は最適な市場規模を考慮した製品発売時期などに合わせて一つの製品に対する複数の知的財産権を一括して確保できる。

2018年には50件の出願が含まれた8件の一括審査申請があり、2019年には44件の出願が含まれた13件の一括審査申請があり、2020年には29件の出願が含まれた11件の一括審査申請があった。

2020年12月には第4次産業革命時代の到来による経済活動のデジタル化が加速していることを反映して一括審査告示を改正し、「一つの製品」と関連する要件を「一つの製品群(サービスを含む)」に拡大し、「創業後3年以内の中小企業の出願」も対象出願に追加した。



ハ. 評価及び発展方向

以上のように増加する審査物量に対する先制的な対応と優秀な人的資源の効果的な管理、産業構造の変化に対応した技術専門性中心の特許審査システムの構築、チーム長中心の品質管理システムの運営とコミュニケーション型協議審査の推進など様々な品質向上政策を施行した結果、審査処理期間の国際的な競争力を維持すると同時に、高品質の審査サービスを提供する基盤を整えることができた。

また、主要国水準の審査処理期間を維持しつつ審査品質を高める最も根本的な解決方法は審査人材の増員を通じた1人当たり審査処理件数の適正化である。特許庁は1人当たり処理件数を主要国水準に適正化するため、行政安全部など関係省庁との協議を通じて持続的に審査人材の増員を推進していく計画である。

同時に、現場コミュニケーション型公衆審査を通じた外部専門家グループとのコミュニケーションを通じて審査官の検索限界を補完し、業界の現状を審査に反映するなど肯定的な効果をあげているため、適合分野を発掘して持続的に本制度を活用する計画である。また、審査局の技術分野別知的財産協議体などを通じて産業現場の意見に耳を傾け、積極的にコミュニケーションを取りながら審査品質を持続的に高めていく計画である。

そして、審査の全段階において国民と直接コミュニケーションをとりながら協力し、最終的には高品質特許の創出に寄与することを目指している予備審査、補正案レビュー、再審査面談などカスタマイズ型審査サービスは特許ユーザーから認められるコミュニケーション型審査協力制度として位置づけられ、申請する出願人が持続的に増えている。

今後も急変している産業環境の変化に対応して特許ユーザーの知的財産政策ニーズに応えつつ、韓国企業の競争力を強化するため、特許審査行政サービスのクオリティを高める政策を持続的に発掘して推進する計画である。また、産業現場及び特許業界からの声により耳を傾けることで、現場との持続的なコミュニケーションを通じて特許審査制度を精巧に改善するよう取り組んでいく計画である。

3. 産業・特許動向分析を通じた審査能力の強化

特許審査企画局 特許審査企画課 放送通信事務官 パク・ジョン

イ. 推進背景及び概要

第4次産業革命、技術覇権争いなど韓国産業をめぐる内外の環境が急変しており、企業の生き残りと国家産業の持続的な成長のために特許の確保がいつになく重要となっている。

これまで特許庁は融合・複合審査専担組織と産業革新支援チームを新設(2019年11月)して特許審査レベルで第4次産業革命技術の浮上に備え、審査課別技術研究会の運営、特許庁-産業界のMOU締結などを通じて特許審査が産業現場と乖離しないよう力を入れてきた。しかし、特許庁審査官に対して特許権を与える正確な判断者であることを期待するだけでなく、産業に対する幅広い理解を基に企業の強い特許創出と革新成長を支援できる、産業イノベーターとしての役割を期待するニーズは依然として存在した。

そこで、特許庁は特許を通じて技術発展を促進し、産業発展に貢献するという本来の目標を達成するため、「産業観点からの審査革新」事業を推進した。

ロ. 推進内容及び成果

「産業観点からの審査革新」事業はチーム単位品質管理の主体である特許チーム長がリードして所管分野の産業・特許・審査動向を分析し、産業界と積極的にコミュニケーションを取ることで、産業別差別化された技術特性がうまく反映できるカスタマイズ型審査政策を策定することを主な内容としてる。

2020年にはAI視覚知能、自動運転センサー、人工臓器、CMOSイメージセンサー、デジタルSOCなど16の分野に対して分析を行った。主要成果を見ると、AI視覚知能分野では後発走者である韓国出願人が経験不足によって明細書記載要件拒絶理由が急増している現状を把握し、出願人のための「記載不備マニュアル」を作成することで、韓国企業の明細書品質を高めると同時に良質な特許獲得の基盤を整えた。また、自動運転センサー及びバイオセンサーのような融合・複合分野では異種技術を結合した新しい発明にもかかわらず周知構成間の結合という理由で新しい効果を持つ発明が拒絶されたり、審査官間で判断の違いが発生することを確認し、互いに異なる専門の専門者が構成された3人協議体を構成することで異種技術に対する審査官間の判断の違いを最小化し、融合または専用構成結合による効果が十分考慮できる審査システムを構築した。

ハ. 評価及び発展方向

以上のように「産業観点からの審査革新」事業を通じて、特許チームが所管産業分野に対する理解増進を基に、該当産業界の技術特性が反映された審査政策を直接策定するなど特許審査組織の産業支援観点の審査能力強化が達成できた。2021年には分析方法の高度化を通じて産業分析の効率性・効用性の向上とともに導出される審査政策の産業支援効果をさらに高める予定である。

4. 特許分類システムの活用範囲の拡大

特許審査企画局 特許審査企画課 工業事務官 ペク・ヒョンリョル

イ. 推進背景及び概要

特許分類システムは膨大な量の特許文献を一定の技術的な特徴によって分類するシステムで、特許審査官の業務分掌、特許審査の一部である先行技術検索、特許動向分析などに活用される。特許庁は2015年から国際特許分類(IPC)とともにIPCをより細分化した先進特許分類(CPC)を導入して特許行政に活用している。

CPCは新技術を反映するスピードが速く(年4回改正)、IPCコード数の3倍を超えるコードを持つ極めて細分化された分類システムであるため、CPCコードを適切に活用する場合は精巧な先行技術の検索と特許ビッグデータの細密な観察が可能となる。このような長点を持つCPCを他の分野にも拡大して適用しようとする試みがあった。

特許庁は先行技術の検索過程における標準技術文献の活用を拡大するため、2014年標準技術文献データベースを構築した。しかし、標準技術文献は標準範囲によって検索キーワードが変わるため、特許分類が与えられていない状況で一般的なキーワード検索では正確な検索結果を導出することが難しかった。このような点を補完するため、2019年9月から5G通信標準技術文献のうち審査官の活用程度が最も高い3GPP(3rd Generation Partnership Project、モバイル通信標準化グループ)の文献に対してCPCコー

ドを与え始めた。

＜表Ⅱ－1－1＞特許分類システムの比較

分類システム	管理国	制定年度	コード数	特徴
IPC	WIPO*	1968年	7万6千個	<ul style="list-style-type: none"> ・国際特許分類システム ・細分化の不足、検索効率性の低下
CPC	米国・ヨーロッパ	2013年	26万個	<ul style="list-style-type: none"> ・米国・ヨーロッパが共同開発した分類システム ・IPCを基にコードを細分化

* 世界知的所有権機関(WIPO、World Intellectual Property Organization)

ロ. 推進内容及び成果

2019年に3GPPの技術分科の中で無線アクセスネットワーク(RAN)分野のワーキンググループ(WG1)の30,889件の標準技術文献にCPCコードを付与したことに続いて、2020年には38,602件の標準技術文献に追加でCPCコードを付与した。この過程で第4次産業革命関連技術に関する分類コードであるZコードもともに与え、標準技術文献の書誌事項の誤りを正す作業も同時に行った。

また、CPCコードを活用した分類検索が可能になるように検索システムを改善し、改善された検索システム機能及び先行技術検索ノウハウに対する審査官教育を実施するなど、特許分類を活用した標準技術文献検索の基盤を整えた。

＜標準技術文献に対する特許分類コードの付与(例示)＞

3GPP TSG RAN WG1 Meeting #90bis**R1-1717512****Prague, CZ, 9th – 13th, October 2017****Source: ZTE, Sanechips****Title: Remaining details on group-common PDCCH****Agenda Item: 7.3.1.3****Document for: Discussion and Decision****CPC : H04L5/0005****H04L5/0053****第4次産業分類 : Z01T 10/00(次世代通信分類)**

また、CPCが細分化され、明確な分類システムとして産業技術分野を包括するという点に着目して産業通商資源部国家研究開発課題にCPCコードを与えるパイロット事業を2回にわたって実施した。第1次パイロット事業(2020年2月)は産業用ロボットなど130件の課題を対象に、第2次パイロット事業(2020年7月)は素材・部品・装備関連97件の課題を対象に実施した。

パイロット事業を実施した結果、CPCコードを付与することで産業部国家研究開発課題管理のために与えられる産業技術分類を補完することができることを確認した。技術の発展方向に合わせて細分化されるCPCコードを付与することで、多様な研究開発課題の技術的な特徴を正確に表現することができた。実例を見ると、日本の輸出規制品目の一つであるフルオリンポリイミド関連課題は産業技術分類コード(400204 : 電気・電子情報用素材技術)だけでは抽出が不可能であったが、CPCコード(C08G73/1039 : ハロゲン置換基を含むモノ(フルオリンポリイミドを意味する))を通じては別途のキーワードの組合せなく正確に特定できた。

ハ. 評価及び発展方向

今後様々な標準技術文献に対してもCPCコードを活用した分類検索を活性化すれば、先行技術調査の効率性と正確性を高めることで特許審査品質もさらに高められると期待される。

また、国家研究開発課題にCPCコードを付与することになれば、研究開発事業の重

複投資有無がより正確に把握でき、CPCコード比較を通じて後続成果である特許が該当研究開発課題から始まったものかどうか簡単に検証できる。そして、このように付与されたCPCコードは膨大な研究開発課題データへのアクセスを簡単にする道しるべの役割を果たすことで、効果的な研究開発及び関連統計・分析が可能になると予想される。

5. 審査支援事業品質管理の強化

特許審査企画局 特許審査企画課 工業事務官 ムン・ヨンジュン

特許審査企画課 放送通信事務官 チョン・ウヨル

イ. 推進背景及び概要

特許庁は1992年から審査官の審査負担を減らすために特許審査業務の一部である先行技術調査を外部専門機関に依頼して迅速な特許審査を支援するとともに、特許審査の品質を高める事業を推進している。特許法第58条及び実用新案法第15条の規定に基づき、特許庁長は特許出願の審査において必要と認められた場合は専門機関に先行技術調査を依頼することができる。現在特許・実用新案出願の先行技術調査専門機関の指定・登録状況は以下の通りである。

<表Ⅱ-1-2> 特許先行技術調査専門機関の指定・登録状況

指定・登録年度	特許先行技術調査専門機関
1998	(財)韓国特許情報院
2005	(株)WIPS、(株)韓国IP保護技術研究所
2008	IPソリューション(株)
2017	ナラアイネット(株)、DRPソリューション(株)、(株)ミョンユ、(株)アイペックス、(株)TOTALIP、(株)KTG
2018	(株)プロキオン、(株)IPGIN
2020	世宗技術経営研究院(株)、(株)インプ

* (株)韓国IP保護技術研究所は2009年12月に自ら先行技術調査専門機関の指定取消を特許庁

に要請したため、専門機関の指定が取り消される。

**IPソリューション(株)、(株)IPGINは2020年廃業した事実が確認され、登録取消となる。

ロ. 推進内容及び成果

2004年までは(財)特許情報院が単独で本事業を行ってきたが、2005年から(株)WIPS、IPソリューション(株)など民間企業を先行技術調査専門機関として追加指定した。2017年6月には競争体制を強化し、調査品質を高めるため、専門機関指定制を登録制に転換した。それによって2017年以後10社の民間企業が先行技術調査専門機関として追加登録された。

特許・実用新案出願先行技術調査事業は当該年度審査処理件数の一定量を対象にアウトソーシングを行っている。2020年には約345億ウオンを投入して97,890件を依頼した。

<表Ⅱ-1-3>特許先行技術調査事業の推進実績

年度	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020
審査処理件数	176,256	172,342	182,037	177,145	166,908	177,465	190,831
アウトソーシング件数	92,983	97,314	86,811	87,594	105,589	100,737	97,890
アウトソーシング比率(%)	52.8	56.5	47.7	49.4	63.3	56.8	51.3
執行額(百万ウオン)	27,706	31,686	31,826	32,778	36,774	33,825	34,454

*アウトソーシング比率=(アウトソーシング件数÷ 審査処理件数)×100

また、2020年には専門機関の品質競争を強化するため、品質評価の結果が優秀な専門機関の調査結果に対して高い単価を支払う方式を導入した。そして、審査課単位の調査品質競争体制を構築することで、ある一つの審査課で品質が優秀な専門機関が該当審査課の依頼物量を優先して確保できるようにすることで、33の審査課単位の調査品質管理が可能となった。

新型コロナウイルス感染の拡散による非対面時代に対応するため、国家情報院と協議の下でセキュリティシステムを備えた先行技術調査専門機関を対象に調査員の一時的な在宅勤務を認めた。それにより緊急状況にも事業が安定的に行われる基盤を構築した。

一方、特許庁は外国からのPCT国際調査依頼を適正期限内に処理し、PCT国際調査報告書の品質を高めるため、2009年から国際出願先行技術調査事業を推進している。現在国際出願先行技術調査専門機関の指定状況は以下の通りである。国際出願先行技術調査事業は当該年度国際調査件数の一定量を対象にアウトソーシングを行っているが、2020年には約153億ウォンを投入して国際調査全件(28,708件)をアウトソーシングで依頼した。

<表Ⅱ-1-4> 国際出願先行技術調査専門機関の状況

指定年度	国際出願先行技術調査専門機関
2009	(財)韓国特許情報院
2013	(株)WIPS、(株)KTG

ハ. 評価及び発展方向

先行技術調査のアウトソーシングは審査業務の負担を減らすと同時に効率を高め、特許審査処理期間を安定的に維持することに貢献した。特許庁は審査官の審査処理負担緩和を通じた審査品質向上に向けて調査品質管理の強化及び評価システムの改善などを持続的に推進していく計画である。

6. 特許審査における国際協力の強化

特許審査企画局 特許審査制度課 工業事務官 クォン・ミンジョン
工業事務官 チ・ムグン

イ. PCT審査サービス

PCT審査サービスはPCT国際調査機関及び国際予備審査機関としてPCT国際調査及び国際予備審査業務を遂行するサービスである。

国際調査業務は国際出願発明と関連する先行技術を検索し、それに対する特許性有無を検討してその結果を出願人に提供する業務である。また、国際予備審査業務は出願人が国際調査結果を受け取った後、特許獲得の可能性を再び判断してもらおうとする場合、出願人の請求によって予備的な審査業務を遂行し、その結果を出願人に提供する業務である。

どの特許庁が国際調査及び国際予備審査業務を行うかは管轄の国際調査機関及び国際予備審査機関(通称「国際機関」という)の中から出願人が選択することになる。

2020年末基準で計23の国際機関があり、韓国特許庁は1997年9月国際調査機関及び国際予備審査機関として指定され、1999年12月から同業務を行っている。

<表Ⅱ-1-5>国際機関(国際調査機関及び国際予備審査機関)の状況

<p>オーストリア(1978、1978)、ヨーロッパ特許庁(1978、1978)、日本(1978、1978)、スウェーデン(1978、1978)、ロシア(1978、1978)、米国(1978、1978)、オーストラリア(1979、1980)、中国(1992、1994)、スペイン(1993、1993)、大韓民国(1997、1999)、カナダ(2002、2004)、フィンランド(2003、2005)、ブラジル(2007、2009)、ノルディック(2006、2008)、イスラエル(2009、2012)、インド(2007、2013)、エジプト(2009、2013)、チリ(2012、2014)、ウクライナ(2013、2015)、シンガポール(2014、2015)、ビシェグラード(2015、2016)、トルコ(2016、2017)、フィリピン(2017、2019)</p>

* ()で前の数字は指定年度、後ろの数字は施行年度である。

* ノルディックはデンマーク、アイスランド、ノルウェーの連合特許庁であり、ビシェグラードはポーランド、ハンガリー、チェコ、スロバキアの連合特許庁である。

PCT加盟国は計153カ国であり、各加盟国は受理官庁を指定し、各受理官庁は業務を行っている23の国際機関のうち一つ以上の管轄国際機関を指定している。出願人はPC

T出願を受理した受理官庁の管轄国際機関のうち該当PCT出願の国際調査・国際予備審査業務を行う国際機関を選択することができる。

2020年末基準で韓国を管轄国際機関として選定した受理官庁は米国、インドネシア、シンガポール、サウジアラビア、UAE、メキシコ、コロンビアなど計20機関である。

2020年の1年間韓国は28,085件の国際調査の依頼を受け、EPO、中国、日本特許庁に続いて4番目に多い国際調査を遂行し、依頼件のうち8,946件が外国出願人のPCT出願で、これを通じて約895万ドルの外貨を獲得した。

一方、特許庁は国内出願人のPCT利用拡大と利便性向上のために内国人を対象とするPCT説明会を2019年5月と12月にWIPO(世界知的所有権機関)と共同で開催したが、今後も毎年同イベントを開催してPCTに対する多様な情報を出願人に提供する計画である。

<表Ⅱ-1-6>PCT国際調査の依頼状況

区分	2015年	2016年	2017年	2018年	2019年	2020年
内国	13,579	15,016	14,798	16,264	18,064	19,139
外国	14,889	12,888	10,361	9,651	9,206	8,946
計	28,468	27,904	25,159	25,915	27,270	28,085

<表Ⅱ-1-7>韓国がPCT国際調査サービスを提供している国

フィリピン(2002)、ベトナム(2002)、インドネシア(2003)、モンゴル(2004)、シンガポール(2004)、ニュージーランド(2005)、米国(2005)、マレーシア(2006)、オーストラリア(2009)、スリランカ(2009)、タイ(2009)、チリ(2010)、ペルー(2012)、サウジアラビア(2015)、メキシコ(2016)、コロンビア(2017)、UAE(2018)、ブルネイ(2019)、カンボジア(2020)、ラオス(2020)

また、2018年7月から韓国特許庁はIP5(韓・米・日・中・ヨーロッパ)とPCT国際調査の品質向上に向けた協力審査(PCT CS&E Collaborative Search and Examination)を施行するなど、良質のPCT国際調査サービスを持続的に提供するために取り組んでおり、PCTを通じた技術保護と出願人の利便性を高めるための改善活動もリードしていく予定である。

ロ．特許審査業務協力(WORK SHARING)

グローバル経済の到来とともに一つの発明を複数国に出願するケースが増えていることから、共通出願に対する国際審査業務における協力の必要性が高まっている。

特許審査業務協力は他の特許庁が先に先行技術を調査・審査した結果を活用するためのもので、正式な制度として定着した特許審査ハイウェイ(PPH, Patent Prosecution Highway)の他にも特許共同審査(CSP, Collaboration Search Program)など多様なパイロットプログラムが運営されている。

PPHは一つの特許庁が国内審査またはPCT国際調査を通じて特許可能と判断した出願に対し、他庁がその審査結果を活用して迅速に審査を行う制度である。特許庁は2021年基準で34カ国の特許庁とPPH、31カ国の特許庁とPCT-PPHを施行している(PPHとPCT-PPHを同時に施行している国家が29カ国で、全体施行国数は36カ国)。

<表Ⅱ-1-8> PPH施行対象特許庁の状況

区分	対象特許庁
PPH (34カ国 特許庁)	日本、米国、デンマーク、イギリス、カナダ、ロシア、フィンランド、ドイツ、スペイン、中国、メキシコ、シンガポール、ハンガリー、オーストリア、EPO、オーストラリア、イスラエル、スウェーデン、ノルウェー、ポルトガル、アイスランド、台湾、フィリピン、エストニア、コロンビア、ポーランド、ニュージーランド、ユーラシア、ペルー、ベトナム、サウジアラビア、チリ、ブラジル、マレーシア
PCT-PPH (31カ国 特許庁)	日本、米国、中国、オーストリア、ノルディック(北欧特許機構)、デンマーク、イギリス、カナダ、ロシア、フィンランド、スペイン、ハンガリー、EPO、オーストラリア、イスラエル、スウェーデン、ノルウェー、ポルトガル、アイスランド、シンガポール、ドイツ、フィリピン、エストニア、コロンビア、ポーランド、ニュージーランド、ヴィシェグラ

ド特許機関、ユーラシア、ペルー、チリ、マレーシア

2015年からパイロット事業として推進している審査業務協力プログラムである特許共同審査(CSP ; Collaborative Search Program)は特許審査着手前に複数庁の審査官が各庁の先行技術文献情報を共有することで出願人が複数の国で速やかに強い特許が取得できるようサポートする制度である。2015年9月から韓-米CSPを施行し、2019年1月から韓-中CSPを施行している。また、2018年7月から施行中のPCT協力審査(CS&E)も国際的な特許審査業務協力の事例と言える。

カンボジア(2019年11月)、ラオス(2020年7月)、ブルネイ(2020年9月)と施行中の韓国登録特許効力認定制度はMOUを締結した相手国の特許出願と同じ最善日(優先日または出願日のうち早い日)を持つ韓国特許が登録された場合、出願人の申請により韓国の審査結果がそのまま認められ、相手国で特許が登録できる業務協力プログラムである。この制度を通じて特許審査インフラの不足によって審査遅延が起きている国家に進出を図っている韓国企業が迅速に特許権を確保する上で役立つと期待される。

第2節 商標・デザイン審査分野

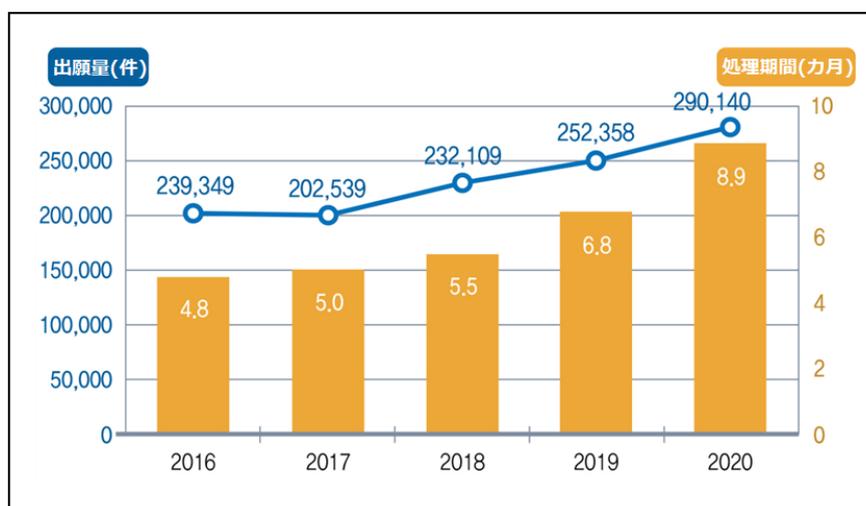
1. 概観

商標デザイン審査局 商標審査政策課 書記官 キム・デヨン

商品は自分の商品を他人の商品と区別するために使用する標章であり、商標ユーザーの業務上信用維持を通じて事業発展に貢献し、需要者の利益を保護するための制度である。

2020年韓国の商標出願は2018年、2019年に続いて増加しているが、国内だけでなく全世界の商標出願も堅調な右肩上がり傾向にある。このような流れの中で各国の特許庁は出願人に適正な審査処理期間と良質の審査サービスを提供するために取り組んでいる。

<図Ⅱ-1-1> 最近5年間の国内商標出願件数及び処理期間



一方、2020年審査処理期間は商標8.9カ月、デザイン4.6カ月を記録し、出願増加にもかかわらず審査処理期間を適正水準で維持するために努力した。但し、2018年以後商標出願が大幅な増加を記録し、処理期間を管理することが重要な課題となっている。

韓国特許庁は適正時点で審査を処理すると同時に審査品質を高めるために積極的に取り組んだ。チーム長中心の審査品質管理システムを構築し、統計に基づいた審査品質管理を実施するなど品質管理システムの革新に取り組んだ。

また、出願人の利便性を高めるため、商標、デザイン法制を整備する過程で立体商標など非典型商標の審査判断基準を具体化する内容を含め、審査の正確性を高めるために審査基準を改正した。

そして、スマート商標システムに続いてスマートデザインシステムの構築を完了することで審査ミスを減らし、審査をより効率的に行えるシステムを整えた。

同時に、TM5/ID5会議など国際橋梁を通じてCOVID-19への対応に向けて主要国との共同協力を推進した。

2. 商標・デザインの権利化支援及び審査品質の向上

商標デザイン審査局	商標審査政策課	書記官	キム・デヨン
	デザイン審査政策課	行政事務官	ソン・ウンミ
	商標審査政策課	行政事務官	チョ・ムンサン

イ. 推進背景及び概要

商標は出願人が出願当時使用中もしくは使用するために商品発売と同時に出願されるケースが多い。また、デザインはほとんど製品のライフサイクルが短く、迅速な権利化が求められるため、審査処理が適時に行われる必要がある。そこで、韓国を始めとする主要国は迅速な審査処理のために様々な取り組みに力を入れている。

＜表Ⅱ－1－9＞主要国における商標・デザイン審査処理期間の状況

(単位：カ月)

区分	韓国(2020年)	米国(2019年)	日本(2019年)
商標	8.9	2.6	9.9
デザイン	4.6	13.8	6.2

特許庁は1人当たりの審査処理量をコントロールするなどの自助努力を通じて2020年商標審査処理期間8.9カ月、デザイン審査処理期間4.6カ月を維持した。2019年に比べて処理期間がやや遅れてはいるが、商標出願の急増にもかかわらず処理期間の遅延を最小化するために努力し、デザインの場合は主要国の中で最も速い水準の審査サービスを提供した。

一方、審査品質の向上に向けた取り組みも続いた。審査品質の向上は制度改善と審査インフラの拡充、そして審査官の審査能力の強化が調和を成した時にこそ可能になる。特許庁は2013年度にこれらの3要素を盛り込んだ「商標・デザイン品質向上戦略」を策定して持続的に推進し、2016年度にはその後続措置として直近5年間の商標審査統計分析を基に総合的な「審査品質管理指数」を設計してそれを成果評価に反映した。また、課長及びチーム長中心の審査品質点検会議を2020年度にも継続して運営するなど審査品質の向上に向けて多角的な努力を傾けた。一方、民間の専門家とともに審査品質 이슈を議論する官民合同商標デザイン審査品質諮問委員会をCOVID-19の影響でオンライン開催し、現場の意見を聞く機会を設けた。

ロ. 推進内容及び成果

1) チーム長中心の審査品質管理システムの強化

2020年3月には高品質な審査環境作りのため「統計基盤の商標審査品質管理計画」を策定・施行した。現在の品質管理システムでは審査官・チーム長・課長間コミュニケーションと協議が重要であり、特にチーム長が品質管理の中心的な役割を果たす。

同時に、課単位の審査品質管理協議会を毎週開催し、査官1人が決定し難い審査件に対して協議審査を通じて判断している。一方、2020年には不正目的の出願と疑われる件をより正確に審査できるよう共同審査を義務づけた。

2) 審査インフラの拡充及び審査システムの改善

迅速かつ正確な審査のために先行商標・デザイン調査分析事業、商品及びデザイン物品分類事業など審査支援事業も重要である。このような事業を通じて審査官の審査負担を減らし、審査品質を高めるために取り組んでいる。

また、最近では人工知能を活用するなど審査システムを改善して審査効率性を高めるために努力した。商標審査では人工知能を活用した図形検索システムを試験的に導入し、既存検索記録のある標章に対する質疑語を検索頻度によって推薦する質疑語推薦検索システムを準備している。デザイン審査の場合、人工知能がキャラクターデザイン出願と類似度の高いイメージを審査官に推薦する人工知能基盤のデザイン検索システムのパイロット事業を推進している。

3) 審査官能力の強化

審査品質において最も重要な要素の一つは審査業務を行う審査官の能力である。そこで商標・デザイン審査官の審査能力を高めるため、審査官が参加する審査品質活動報告大会・研究会の運営、外部専門家による講演、審査参考資料の発刊など様々な取り組みを展開した。

審査品質活動報告大会は審査品質管理の主体である審査官－審査チーム－審査課単位の全員参加の下で品質改善事項を発掘して共有・拡散するための品質向上活動である。また、商標・デザイン審査品質点検会議は審査課長及びチーム長中心の研究会で、審査政策方向などを共有することで審査の一貫性を高める上で貢献している。一方、学界及び弁理士など専門家の講義を通じて第4次産業革命など市場の環境変化を審査に反映した。また、新しい政策及び制度改善課題を発掘し、制度変更事項を共有する

ために商標・デザイン制度研究会(デザインアカデミー)を2020年計10回開催した。そして、国内外商標・デザイン法令及び制度などに関する審査参考資料を発刊して審査官が活用できるようにした。

＜表Ⅱ－1－10＞2020年商標・デザイン制度研究会及び審査品質点検会議の状況

日付	研究会及び会議のテーマ
2020年1月	2020年商標・デザイン制度の動向説明会
	ロカルノ分類専門家会議の 이슈事項
2020年2月	専門家が詳しく説明するデザイン検索システム
	デザイン審査基準改正案の主要内容
2020年6月	グローバル観点から見た韓国のデザイン保護法
	特殊関係者のフランチャイズ商標出願審査改善策の議論など
2020年7月	著作権と商標・デザインの関係
	FTA保護リスト関連の審査状況
2020年8月	イギリスのEU離脱による商標出願及び更新変更内容など
	模倣・類似キャラクターデザインの事例及び著作権での判断
2020年11月	知的財産権法での機能性の役割
2020年12月	審判便覧(第12版)デザイン分野の案内
	最近デザイン争点の審・判決例の紹介
	商標審査基準及び類似商品審査基準の一部改正案
	最近特許裁判所・最高裁判所の商標争点判決及びイシュー事件

＜表Ⅱ－1－11＞2020年商標・デザイン審査参考資料の発刊状況

日付	審査参考資料
2020年1月	商標審査基準/類似商品審査基準
2020年3月	デザイン審査基準
	マドリッド議定書及び共通規則、施行細則
2020年4月	ハーグユーザーガイド
2020年7月	マドリッド議定書による国際商標出願ガイド
2020年10月	デザイン関連法令集
2020年11月	国際デザイン審査通知書の英文例文集
2020年12月	商標審査便覧
	商標審査基準/類似商品審査基準

物品類別物品目録

ハ. 評価及び発展方向

特許庁が実施した2020年度商標・デザイン審査品質顧客満足度調査で、商標・デザイン審査分野の総合満足度は各々75点台、77点台を記録し、2019年と同水準もしくは小幅上昇したことがわかった。特許庁は顧客満足度をさらに高めるため2021年度にも審査品質管理のための主要課題を策定して施行する予定である。また、審査処理期間の遅延を最小限に抑え、出願人が商標・デザイン権を適正時点で確保できるように支援していく計画である。

＜表Ⅱ－1－12＞2020年度顧客満足度調査の結果

区分	総合満足度	記載事項の理解容易性	審査官の審査専門性	法適用の公正性	審査官説明の理解容易性	審査官の親切度	制度改善に向けた努力満足度
商標	75.06	77.42	76.57	79.83	78.62	80.19	77.76
デザイン	77.95	75.94	80.78	83.2	76.75	81.59	82.67

3. 商標・デザイン調査分析など審査インフラの改善

商標デザイン審査局 商標審査政策課 行政事務官 キム・ナムギョ
 デザイン審査政策課 行政事務官 ソヌ・ハンモ

イ. 調査分析など商標・デザイン審査支援事業の展開

1) 推進背景及び概要

特許庁は商標・デザイン審査官の審査負担を緩和し、審査品質を高めるため審査の一部業務を外部専門調査機関に依頼して処理している。例えば、出願商標の意味と使用実態を調査・分析し、先出願・先登録商標デザインなど参考証明資料を検索して審査官に提供することである。また、国際商標出願・デザインの場合、指定商品・物品

を翻訳して分類コードを与えることで審査官が速やかに検索できるように支援している。

<表Ⅱ-1-13> 商品翻訳、商品分類、図形商標分類の例示

英文商品翻訳	digital cameras headphones smartphones		digital cameras(デジタルカメラ) headphones(ヘッドフォン) smartphones(スマートフォン)
商品分類	(ハンゲル商品)ウイスキー (英文商品)smartphones		G0602(ウイスキー、ウォッカ、ワインなど) G390702(無線電話機、デジタル携帯電話)
図形商標分類			180109 (自動車) 070124 (居住地)

2) 推進内容及び成果

イ) 商標調査分析事業

特許庁は2003年(財)韓国特許情報院を商標専門調査機関として指定して本事業を行ってきたが、2005年12月に(株)WIPSを、2015年2月にはナラアイネット(株)、(株)KTGを各々追加指定した。一方、2019年競争体制の導入を通じた品質向上を図るため、専門機関指定制から登録制に転換し、商標法第51条に基づき一定の専担人材、装備、セキュリティシステムなどを備えた場合は商標調査専門機関として登録できる。専門機関が担当する事業物量は調査品質などを評価して物量配分審議委員会の決定によって振り分ける。2020年4月に3つの専門機関(株)Myungyou、(株)Totalip、IPK(株)が新規登録して計7つの機関が事業を行っている。

<表Ⅱ-1-14> 商標調査分析事業の推進実績

(単位：件)

区分	2015年	2016年	2017年	2018年	2019年	2020年
国内商標調査分析	74,213	85,082	86,184	88,440	82,410	116,461
国際商標調査分析	-	-	-	-	5,942	5,187

特許庁は調査分析事業の品質を高めるために毎年調査員を対象に商標法理論及び審査実務高級教育、調査品質向上策を模索するためのワークショップ、セミナーなどを定期的に実施している。

2013年からは先行商標検索中心から脱して審査に必要な全ての資料を調査するよう事業を改編し、2014年10月にはこれまで改編された事業内容を制度化し、事業を体系的に運営・管理するために「商標・デザイン専門機関の指定及び運営と審査支援事業管理などに関する告示(特許庁告示第2014-25号)」を制定した。2015年には事業物量配分委員会を構成・運営し、専門機関間の事業物量配分において客観性・透明性を図るとともに、評価結果を専門機関事業物量と調査員の個人成果につなげるなど品質管理を強化した。2019年には登録制の施行など変更内容を反映して「商標調査など商標審査支援事業の管理に関する告示」を制定し、2020年からは登録制導入以後公正かつ客観的な評価を行うため、韓国特許戦略開発院を評価専担機関として指定し、納品件の一部を抽出・評価し、その結果を物量配分に反映している。

ロ)国際商標登録出願指定商品翻訳及び分類事業

特許庁は2004年から(財)韓国特許情報院を通じて英文指定商品の韓国語翻訳を始め、2009年度からは(株)WIPSを新たに参入させて複数機関競争体制で事業を運営し、英文指定商品の分類まで事業範囲を拡大した。

<表Ⅱ-1-15> 国際商標登録出願指定商品の翻訳及び分類事業の推進実績

(単位：件)

区分	2015年	2016年	2017年	2018年	2019年	2020年
英文指定商品の翻訳 アウトソーシング件数	14,616	14,933	13,665	14,060	19,521	19,521
英文指定商品の分類 アウトソーシング件数	102,312	104,951	95,774	98,420	136,647	184,380

ハ) 指定商標分類事業及び図形商標分類事業

検索の効率性とDB管理のため、指定商品分類事業は2008年、図形商標分類事業は2009年からそれぞれスタートした。分類品質を高めると同時に事業を安定的に定着させるため、定期的に商品分類と図形分類の理論及び実務高級教育、セミナー、分類品質点検会議、特許庁審査官と調査機関の分類担当者間の定期的な交流などを実施して業務ノウハウを共有するとともに、審査官と分類担当者が分類結果に対して随時意見を交わすことで誤分類の発生を最小限に抑えられるように様々な努力を傾けている。

＜表Ⅱ－1－16＞ 指定商品分類事業及び図形商標分類事業の推進実績

(単位：件)

区分	2015年	2016年	2017年	2018年	2019年	2020年
指定商品分類 アウトソーシング件数	534,351	356,553	372,315	386,532	392,616	497,614
図形商標分類 アウトソーシング件数	76,450	64,415	68,277	70,198	67,494	73,640

ニ) デザイン調査分析事業

特許庁は2008年4月「商標・デザイン専門調査機関の指定及び運営に関する要領(特許庁告示第2008-9号)」を制定したことで、該当年度の下半期から(財)韓国特許情報院と(株)WIPSをデザイン専門調査機関として指定し、2015年にはナラアイネット(株)、(株)KTGを追加指定し、計4つの専門機関が調査分析事業を運営している。一方、デザイン専門調査機関はデザイン保護法第59条の規定に基づき、デザインに対する専門知識を有する人材と装備、セキュリティ管理能力を備えた企業(法人)を指定し、専門機関が行う事業物量は事業物量配分委員会を通じて配分している。

＜表Ⅱ－1－17＞デザイン調査分析事業の推進実績

(単位：件)

区分	2011年	2012年	2013年	2014年	2015年	2016年	2017年	2018年	2019年	2020年
アウトソーシング 件数	6,514	10,228	19,980	23,868	28,519	30,061	28,608	29,208	30,408	29,375

同事業の核心は審査に活用できる正確な情報の提供であり、調査員の能力が重要である。そのためデザイン保護法に関する教育と審査官・調査員間の懇談会開催、審査品質向上に向けた半期別ワークショップの開催などを通じて調査員の業務能力を高めている。2020年12月には「デザイン専門機関の指定及び運営と審査支援事業管理などに関する告示(特許庁告示第2020-38号)」を改正し、専門機関別の事業物量配分のための総合品質点数システムを構築することで、専門機関間の事業物量の振り分けにおける客観性・透明性を図っている。

ホ)デザイン物品分類事業

特許庁は審査官が先行デザインを効果的に検索できるようにするため、機能及び用途と形態によって固有の韓国物品分類基準を定立し、それによって出願デザインに対して物品分類コードを付与している。2016年度からは全体出願件を外部専門機関に依頼して分類の一貫性を高めている。また、分類専門官、分類員などが参加して分類争点及び改正検討事項などを議論するデザイン物品分類研究会の随時開催などセミナー活動を強化している。

ヘ)公知デザイン審査資料整備事業

この事業は公知された最新デザインを審査資料として収集し、デザイン審査に活用できるようにDBを構築する事業であり、これに関する知識やデータ加工能力を備えた企業をデザイン専門調査機関として指定し、アウトソーシングを行っている。収集対象となるデザインは、第一にインターネットを通じて公開・公知されるデザイン、第

二に雑誌、カタログなどを通じて公開・公知されるデザイン、第三に米国、ドイツ、日本、ヨーロッパ、WIPOなどのデザイン登録・公開公報に収録されたデザインなど大きく3つで構成される。2012年度からはこれに加えて中国のデザイン公報と伝統文様関連のデザインも審査参考証拠資料として収集した。2013年度からは韓国コンテンツ振興院との業務協約を通じて提供を受けたキャラクターデザインと韓国デザイン振興院のデザイン公知証明を通じて寄託されたデザインを審査参考証拠資料として収集・構築している。年度別の事業実績は以下の表のとおりである。

<表Ⅱ-1-18> 公知デザイン審査資料の収集・整備状況

(単位：件)

	2011年	2012年	2013年	2014年	2015年	2016年	2017年	2018年	2019年	2020年	
外国 公報	日本	23,572	25,357	30,311	24,120	30,217	27,052	25,139	24,743	27,890	25,874
	米国	21,608	22,361	28,089	19,883	25,083	31,040	26,882	27,627	33,827	35,597
	EUIPO	69,585	62,684	89,778	48,644	91,065	102,725	75,432	81,475	96,791	74,956
	WIPO	3,571	13,079	20,866	11,968	14,207	15,383	17,923	14,954	22,210	18,865
	ドイツ	22,836	30,788	52,585	45,489	33,289	43,670	37,570	41,625	32,715	32,423
	中国		41,747	23,748	45,385	37,049	51,187	101,569	99,492	53,314	62,259
	小計	141,172	196,016	245,377	195,489	230,910	271,057	284,515	289,916	266,748	249,974
実用新案	3,768	2,634	4,837	3,945	4,056	2,960	1,982	2,697	2,525	1,883	
画像	5,086	8,037	4,422	1,349	1,603	3,000	1,682	1,628	1,769	1,518	
フォント	1,500	-	575	400	450	556	483	1,093	670	708	
カタログ	23,665	20,569	24,626	37,708	24,190	34,519	31,911	29,945	29,438	24,241	
キャラクター DB			6,549	6,221	5,597	5,354	5,924	6,260	4,661	6,058	
公知証明			2,240	438	159	248	449	650	713	541	
インターネット 公知	180,247	156,160	52,213	81,817	54,835	43,015	50,300	43,380	35,886	38,653	
国内公報										886	
合計	355,438	383,416	340,839	327,367	321,800	360,709	377,246	375,569	342,410	886	

＜表Ⅱ－1－19＞デザイン審査資料の保有状況

(2021年3月基準)

区分		数量	蓄積期間
国内	デザイン公報	1,705,648件	1960～
	実用新案公報	490,186件	1999～
海外	日本公報	1,500,138件	1999～
	中国公報	509,954件	2012～
	WIPO公報	270,382件	1998～
	EUIPO公報	1,237,033件	2003～
	米国公報	448,992件	2002～
	ドイツ公報	488,938件	2006～
	過去海外公報	676,892件	～1999
その他	カタログ、インターネット	4,823,997件	1980～
	画像デザイン	180,591件	2003～
	フォント	35,075件	2004～
	平面デザイン	217,493件	1960～
合計		12,585,319件	

ト)国際デザイン審査基盤構築事業

2014年7月事業開始によって、英語出願書の翻訳とともに先行デザイン検索のための韓国物品分類コードの付与をより迅速に処理するため、韓国特許情報院と株WIPSの複数機関を通じてアウトソーシング事業を運営している。これによって審査官の業務負担を減らし、国際デザイン1次審査処理期間の短縮と品質向上に貢献している。

3) 評価及び発展方向

イ) 商標調査分析事業

この事業は出願が持続的に増加している状況の中で審査処理期間を安定的に管理するとともに審査品質を高めることに貢献している。

今後適正審査処理期間を維持し、審査品質を高めるために2012年基準で全体出願件数の30%水準であったアウトソーシング物量を2020年46%まで拡大し、今後50%まで拡大していく計画である。また、調査品質を高めるための調査員能力強化教育の実施及び品質評価の改善、専門機関間競争体制の強化で調査事業の品質を高めていく計画である。

ロ) 国際商標登録出願指定商品翻訳分類事業

同事業は国際商標登録出願指定商品の正確かつ迅速な翻訳及び分類を通じて、国際出願制度の施行を目指す条約である「マドリッド議定書」に明示された18カ月の審査処理期間を遵守するとともに、審査品質を高めるために持続的な努力を傾けてきた。特に、高品質の審査のため、現在専門機関内の翻訳・分類人材に対する持続的な能力強化教育を実施しているが、今後もワークショップ、セミナー、外部委託教育など様々な努力を傾けて誤訳及び誤分類の発生を最小限に抑えるよう管理していく予定である。

ハ) 指定商品分類事業及び図形商標分類事業

指定商品分類の核心は一貫性を維持しながらも正確かつ迅速な分類を通じて円滑な審査業務を支援することである。そのため分類人材の能力を強化するための理論及び実務教育を持続的に実施し、評価結果をフィードバックすることで事業品質評価と管理を強化していく計画である。また、調査機関と連携して分類業務処理プロセス別のノウハウと商品類別・図形商標分類別のノウハウを体系的に整理した指針書を活用して誤分類率をさらに下げていく予定である。

また、専門機関内に商品分類及び図形商標分類専門家を指定・育成し、特許庁分類

担当審査官を中心に国際商品分類の改編またはウィーン分類の改編など国際商標分類環境の変化に適切に対応していく予定である。

ニ) デザイン調査分析事業

この事業はデザイン審査の一部業務である先行デザイン調査など登録可能性分析を外部の専門機関に依頼するものであり、専門性を備えた調査人材の確保と審査環境の構築及び非公開デザインなどに対する厳しい保安管理が重要である。特許庁はデザイン審査マニュアルを具体的に作成して専門機関に提供し、より体系的な教育を実施している。また、デザイン審査システム機能を改善するとともに、一方VPN(Virtual private network、仮想私設網)と特許ネットシステムを通じたデザイン資料の伝送と専門機関の保安管理にも万全を期している。

2020年審査処理期間は4.6カ月を達成し、2020年度以後は5カ月を維持しつつ、審査品質を高めるため、2020年基準全体出願件数に比べて42.1%水準であるアウトソーシング規模を今後80%まで徐々に拡大することで、審査処理期間の短縮と品質向上に大きく役立てるように運営する計画である。同時に、調査分析品質を高めるための調査員能力強化プログラムの改善と総合品質点数に基づいた事業物量配分など品質管理に持続的な努力を傾ける計画である。

ホ) デザイン物品分類事業

ロカルノ協定加盟によって2015年からデザイン公報にロカルノ分類を韓国分類と並行して表記している。韓国がロカルノ協定に加盟した目的は、第一にデザインの物品分類に対する国際的な統一化流れに対応してロカルノ分類システムに転換し、ハーグ協定に加盟するためである。第二に、国際的に統一された分類システムによって海外デザイン権獲得の費用及び時間が節約できる。一方、デザイン物品分類業務は審査官の審査負担を減らし、分類の一貫性及び正確性を確保するために全体出願件数を外部デザイン専門機関にアウトソーシングしている。

特に、分類及び検索効率性の向上など審査品質を高めるために2016年ロカルノ分類基盤の新しい韓国型単一分類システムを開発し、2017年デザイン物品分類定義書作成事業を完了し、2018年から2020年までデザイン検索DB再分類事業を推進し、特許ネットシステムに搭載された全体デザイン検索DBを新韓国分類に再分類した。新韓国分類は2021年初めから段階的な導入を経て、2021年7月からは本格的に審査に活用される予定である。

へ) 公知デザイン審査資料整備事業

本事業の核心は多様な最新公知デザイン資料を収集し、それを正確に加工及び分類して速やかに特許庁審査官に提供することである。そのためにロシア、中国など主要国のデザイン公報と最近重要度が増しているキャラクター資料を追加でDBに搭載するなどの努力を持続的に傾けていく計画である。

ト) 国際デザイン審査基盤構築事業

韓国特許庁は国際デザイン登録出願の正確かつ迅速な翻訳及び分類を通じて、国際出願制度を施行するための条約である「ハーグ協定」に明示された12カ月の審査処理期間を遵守すると同時に審査品質を高めるために持続的な努力を傾けてきた。特に、正確かつ迅速な翻訳のために翻訳指針書を作成・活用することで翻訳一貫性の維持に力を入れており、研究会の開催など定期的な能力強化教育を通じて誤訳・誤分類の発生を最小限に抑えるよう管理していく予定である。

4. 商標・デザイン分野における国際協力の強化

イ. 商標分野における国際協力システムの構築

商標デザイン審査局 商標審査政策課 行政事務官 ソ・ナリ

1) 推進背景及び概要

商標制度は属地主義の性格を持っており、国内に出願・登録された先行商標を基準として審査するため、他の知的財産権に比べて国際協力の必要性が相対的に少なかった。しかし、2000年代以後韓国企業(ブランド)の海外進出が活発になり、海外ブランドの輸入が増えたことで、国家間商標制度の理解と協力が重要になっている。

2) 推進内容及び成果

韓国は責任のある国際社会の一員として活動し、韓国出願人の利害関係を国際議論に反映させるため、審査結果比較分析事業、商品名称記載方法、TM5ウェブサイト構築などの事業をリードし、2013年と2018年にはTM5年次会議の開催に成功するなどTM5活動に積極的に参加している。

2016年10月中国で開催されたTM5年次会議で韓国特許庁主導事業の結果報告及び今後計画などを紹介して加盟国から大きな反響を得た。2017年にはEUIPOが主催するTM5年次会議に出席して「審査結果比較分析事業」及び「商品名称記載方法に対する情報提供事業」に対するテストケース分析結果を発表した。

2018年年次会議はソウルで開催し、「第4次産業革命時代、ブランドとデザインの未来」をテーマとして韓国商標・デザインウィークを運営し、ソウル国際商標・デザインフォーラム、展示、INTA(国際商標協会)と国際シンポジウムなどを通じて韓国出願人と海外特許庁間の交流を支援した。

2019年に日本で開かれたTM5年次会議で特許庁は新規事業である「模倣商標認識向上事業」推進の承認を得た。2020年はCOVID-19によってテレビ会議形式で年次会議を進め、COVID-19に対応するTM5・ID5共同声明書を採択し、COVID-19パンデミックによって変わった商標政策に対して議論した。

同時に、商標分野において多出願国家である米国、日本、ヨーロッパ及び中国の法制を研究し、彼らの長点を韓国の法制に反映するために個別的に二国間専門家会議も

毎年開催している。専門家会議を通じて国家別制度改善の動向、最新商標審査 이슈、審査動向に対して共有し、商標法の改正及び審査プロセスの改善のための資料として活用している。また、海外に進出する韓国企業の商標権を保護するため、海外商標制度の分析情報を提供し、企業の意見は二国間会議を通じて該当国に提案している。

3) 評価及び発展方向

韓国は商標分野の国際議論をリードするTM5会議に継続して積極的に参加する予定である。特に、韓国が主導する協力事業である「審査結果比較分析事業」及び「模倣商標認識向上事業」を推進し、新規事業の発掘を通じて韓国特許庁が主導する事業の範囲を拡大して知的財産G5としてのプレゼンスを高めていく計画である。また、米国・日本・ヨーロッパ・中国との活発な二国間強力を通じて、TM5でまだ議論されなかったテーマに対して別途議論し、韓国出願人の海外出願における利便性を高めるために積極的に取り組んでいく予定である。特に、中国での悪意的な商標先取り問題、韓流拡散による模倣商標問題などに積極的に対応するため、長官会合、専門家会合など二国間協力チャンネルを活用して中国内韓国企業の商標権創出及び保護環境の改善に向けた協力事業などに積極的に取り組んでいく方針である。

ロ. デザイン分野における国際協力システムの構築

商標デザイン審査局 デザイン審査政策課 施設事務官 キム・ジフン

1) デザイン法条約(DLT、Design Law Treaty)

イ) 推進背景

2005年WIPOの「商標・デザイン及び地理的表示に関する常設委員会(The Standing Committee on the Law of Trademarks, Industrial Designs and Geographical Indications、SCT)」では世界各国のデザイン保護法制及び制度が相異なることから出願人の不便が大きいという点で認識を共にし、デザイン関連手続きの国際的な調和と簡

素化を目標として本格的な議論を始めた。2007年から2009年まで各国の制度に対するアンケート調査と分析など基礎作業(Study on the potential impact of the work of SCT on industrial design law and practice)を完了し、2010年から加入国間協議を経てデザイン法条約案を取りまとめた。

この条約案は商標分野の商標法条約(TLT)とシンガポール条約(STLT)、特許分野の特許法条約(PLT)と同様、各国のデザイン保護法制に影響を与える可能性があるため、一部条項をめぐって国家別、地域別に自国の利益を守るため様々な対立が続いている。

ロ) 推進内容及び成果

デザイン法条約(DLT、Design Law Treaty)は産業デザイン出願に関する簡素化した国際規範を設け、条約加盟国の国内法にそれを反映させるためのものであり、商標分野の商標法条約(TLT、Trademark Law Treaty)、特許分野の特許法条約(PLT、Patent Law Treaty)などに対応する概念である。

条約案は出願内容、代理人の選任、出願日の認定要件、新規性喪失の例外、創作者名義での出願、出願の分割、公開延期、交信用の住所、更新、期限の救済、権利回復、実施権、名義変更、名前・住所の変更など32条項で構成され、条約規則は出願手続き、権利回復、実施権、変更または訂正など17条項で構成されている。

この条項の中で殆どの条項は既に韓国のデザイン保護法に反映されているが、代理人の選任、期限経過の救済、優先権の回復、実施権、名前・住所変更などの条項は今後国内法に反映するための検討が必要である。

2020年12月末基準で条約案の大部分は合意に至っているが、一部条文に対しては国家間で異見がある状態である。2014年第32回常設委員会でアフリカグループなど途上国側が伝統知識を直・間接的に表現したデザイン出願はそれに対する出處、情報などを出願書に記載し、事前使用許諾を得るようにする条文の追加を提案した。しかし、それに対して韓国を始めとする先進国グループはデザイン法条約はデザイン出願の簡

素化のための手続に関する条約であるため出願の実体的な内容を定める条文の追加に反対してきた。以後数回にわたる仲裁案の提示にもかかわらず完全な合意には至っていない状況である。2019年第42回常設委員会でロシアとベラルーシがデザイン法条約の締結に向けた外交会議の開催を提案するなど一時合意の糸口が見えたが、その後開催された総会で交渉は物別れに終わった。2020年第43回常設委員会ではCOVID-19パンデミックによってデザイン法条約のように加盟国間で踏み込んだ議論が必要なテーマは取り扱われず、総会では一部加盟国がデザイン法条約に関する議論の進展を呼びかける発言をした。デザイン法条約の締結に向けた外交会議開催関連の案件は2021年開催予定である特別加盟国総会(2021 extraordinary session of the Assemblies of the Member States of WIPO)で議題として取り扱われる予定である。

ハ) 今後の推進計画

現在デザイン法条約(DLT)に対する議論は途上国のための技術的支援(technical assistance and capacity building)のための条項を宣言文でなく条文に明示する問題と遺伝資源(Genetic Resources)、伝統知識(Traditional knowledge)表現物の出処を出願書に表示することを義務付ける内容を盛り込んだ新規条文を条約案に追加する提案をめぐって先進国グループと途上国グループ間で異見が続いている状況である。韓国は地域的にはアジアグループに属しているが、デザイン制度の成熟度の側面からは先進国に該当するため、既存開発途上国及びアジアグループとは少し立場の違いを存在していることが事実である。したがって現在議論中であるデザイン法条約の細部条文と現行デザイン保護法間の相違点の認識、今後条約締結及び協定加盟が韓国産業に及ぼす影響、デザイン分野国際規範の形成過程における役割など様々な側面を総合的に考慮して議論過程に参加している。

2) 韓・中・日多国間協力システム

イ) 推進内容及び成果

韓国、中国及び日本は毎年全世界で出願されるデザインの約60%以上を占めるデザ

イン分野の主要国である。韓・中・日の3国は単なる情報交換のレベルを超えてデザイン制度の国際調和と発展を図るため、2010年から毎年「韓・中・日デザインフォーラム」を3国が順番に開催している。このフォーラムは細部的な沿革から見ると、2009年第9回韓・中長官会合によって開催された韓・中デザインフォーラムが韓・中・日デザインフォーラムに拡大・改編されたものである。このフォーラムは3国の特許庁担当者のみならず、一般人、企業人、デザイナー、知財権関連の専門家など200人余りが参加するイベントであり、3国のデザイン保護制度の主要改正内容や動向を共有し、3国のデザイナーなど実務者が現場の声を伝える場である。

韓国は2014年に「デザインの保護と振興の調和 (Design, beyond protection)」をテーマとして3国のデザイン制度の動向はもちろん、デザインを通じて第3世界支援と雇用創出事例に関する情報を交換した。2017年には韓国主管で「キャラクターデザインの保護」をテーマに3国のキャラクターデザイン保護状況と制度的調和、そして国際規範形成に貢献できる方法を模索した。日本で開催された2018年度韓・中・日デザインフォーラムでは「デザイン経営のためのデザイン保護」に関して3国の企業と官庁がともに議論する場が設けられた。2019年には中国無錫で「家電製品のデザイン保護」というテーマで最新技術と結合した家電製品デザインのトレンドとデザイン保護戦略に対して共有する時間を設けた。2020年はコロナパンデミックによりフォーラムが取消となり、2021年には韓国開催が予定されている。

ロ) 今後の推進計画

韓国は韓・中・日デザインフォーラムを通じてデザイン分野における3国の堅調な協力システムを構築し、各国企業及びデザイナーにデザイン保護制度の認識を高めるため力を入れている。同時に、デザインフォーラムは3国間制度改善事項と発展方向などに関する正確な情報を迅速に取得できる窓口として活用され、相互政策開発及び制度発展に大きく貢献すると見られる。

3) 韓・日、韓・中専門家協力

イ) 推進内容及び成果

韓国特許庁は日本、中国と各々毎年デザイン専門家会議を開催している。日本のデザイン保護制度は韓国と類似しているため、相互の制度を理解して関連事例を共有することが実務的にも大いに役立っている。韓国と日本がハーグ協定への加盟を同時期に推進した点、保護対象の拡大において時期的に調和を成してきた点はその事実を反映している。一方、中国とは日本に比べて制度的に相違点が多いが、二国間の貿易量や中国が世界デザイン出願で占める割合などを見ると、部分デザイン制度の導入とハーグ協定加盟など今後中国デザイン制度の変化を注意深く見極める必要がある。

韓・日デザイン専門家会議の場合、2014年には以前とは違って韓・日間でハーグ協定加盟を控えた時点で共同協力方策に関して議論し、一方韓・日共同審査結果比較プロジェクトの推進に合意し、ロカルノ国際デザイン分類システムに基づいた新規分類システムの開発に向けて一緒に取り組むことに合意した。このような合意に基づいて両国は毎年開催される専門家会議で韓・日を共通指定して出願された国際デザイン審査結果を比較する「審査結果比較プロジェクト」を定期的に運営している。2018年は日本側の事情によって一時中止となっていた会議が2019年再開され、意匠法の改正を推進していた日本側の要請を受け保護対象の拡大と関連する両国の関心事項を共有した。2020年にはコロナパンデミックにより対面会議の代わりに両国間でオンラインを通じた文書交換方式で会議が行われたが、画像デザインと建築物デザインなど日本改正意匠法の保護対象拡大内容に関して深みのある議論を行い、COVID-19状況を反映してデザイン審査官の遠隔勤務体制の運営状況及び計画に関する情報も交換した。

韓・中デザイン協力も着実に続けている。2015年韓・中デザイン専門家会議では韓国の部分デザイン及び画像デザイン制度、分類政策を紹介し、デザイン分類実務を共有した。2016年には中国の部分デザイン制度の導入など専利法²改正状況及びハーグ協定加盟に向けた準備状況などに対する内容を取り扱った。2017年には中国の特有制度と優先権書類の電子的交換に対する内容を共有した。中国で開かれた2018年会議で

² 中国は特許を大きく専利、すなわち「利益の独占」と表現し、それを再び発明専利(特許)、実用新型専利(実用新案)、外観設計専利(デザイン)に区分している。

は売り場のインテリアと関連するデザイン保護の争点、両国のデザイン分類状況に対して議論した。2019年会議ではハーグ協定加盟を控えている中国に対して韓国特許庁のハーグ制度の運営と関連する多様な情報を提供し、韓国特許庁は中国の検索システムと専利評価報告書制度³の運営に対して現状を把握する機会と得た。日本と同様にオンラインを通じた文書交換方式で開催された2020年会議では外部に公表された中国のデザイン法(外観設計専利)の改正内容の中で部分デザインと国内優先権制度に関して詳細な意見を交換した。一方、韓国の非特許文献資料の収集状況、画像デザイン制度、3次元コンピュータモデリング出願制度、ハーグ個別指定手数料構造⁴に関する情報も伝えた。

ロ)今後の推進計画

韓国はデザイン分野における国際規範形成過程に積極的に参加するため、デザイン分野主要国との二国間協力関係を緊密に維持している。今後日本とはハーグデザイン審査結果の比較プロジェクトを持続的に推進する中で、審査主義官庁の立場から国際デザイン出願制度の運営上現れる不備点を改善するためにも力を入れている予定である。一方、両国が共通して推進しているロカルノ基盤の新規分類システムの開発と運営において緊密な協力を続けていく計画である。中国とは中国のハーグ協定加盟が迫っているだけに、このような環境の変化が韓国産業に及ぼし得る影響と波及効果を綿密に把握してデザイン制作と制度に反映し、そのために両国間協力を強化していく計画である。

³ 中国は出願されたデザインに対して実質審査なく登録し、権利者または第3者の要求がある場合、先行デザイン検索など実質審査に準ずる手続きを踏んだ後、その結果を評価報告書を通じて提供する制度を運営している。

⁴ 国際デザインの場合、加盟国の実質審査有無など制度的な特徴によって差をつけた手数料システムを選択することができる。

第3節 審判分野

1. 概観

特許審判院 審判政策課 技術書記官 キム・ヨン

特許審判は産業財産権(特許権・実用新案権・デザイン権・商標権)の発生・変更・消滅及びその権利範囲に関する紛争を解決するための特別行政審判であり、一般裁判所が担当している特許侵害訴訟とは違って専門的な知識と経験が求められるため、特許庁所属の特許審判院が担当している。

このような特許審判は審査官の処分不服して請求する「決定系審判」(請求人のみ存在)と既に設定された権利と関連する当事者の紛争に対する審判で当事者間の対立構図を取る「当事者系審判」(請求人と被請求人が存在)に分けられる。決定系審判には拒絶決定不服審判と訂正審判などがあり、当事者系審判には無効審判、取消審判、権利範囲確認審判などが含まれる。

審判請求件数は特許及び実用新案分野の場合、審査前置制度の廃止及び再審査請求制度の導入による影響で減少したが、2015年3月改正薬事法の施行によって本格的に請求され始めた医薬品許可－特許連携審判事件の増加で2015年は前年比23.4%増加したが、許可－特許連携制度導入5年が過ぎ、関連医薬品審判事件が120件余りに安定してきた。2020年特許・実用新案分野は前年比21.2%減少した3,240件が請求された。商標及びデザイン分野の場合は前年比9.9%減少した4,408件が請求された。

全体的に審判請求件数は2015年以後減少傾向にあるが、商標及びデザイン分野は2015年以後年平均0.2%の増加を記録している。

＜表Ⅱ－1－20＞最近5年間権利別審判請求件数の推移

(単位：件数、前年同期比増減率)

年度		2016	2017	2018	2019	2020
審判請求 件数 (増加率)	特許	7,102	6,039	5,083	4,114	3,240
	実用新案	(△24.2%)	(△15.0%)	(△15.8%)	(△19.1%)	(△21.2%)
	商標	4,858	4,638	5,068	4,894	4,408
	デザイン	(5.1%)	(△4.5%)	(9.3%)	(△3.4%)	(△9.9%)
合計	11,960	10,677	10,151	9,008	7,648	
		(△14.5%)	(△10.7%)	(△4.9%)	(△11.3%)	(△15.1%)

＜表Ⅱ－1－21＞最近5年間決定系・当事者系別審判請求件数の推移

(単位：件数、前年同期比増減率)

年度		2016	2017	2018	2019	2020
審判請求件数 (増加率)	決定系	7,572	6,443	5,609	4,646	3,520
		(△5.8)	(△14.9)	(△12.9)	(△17.2)	(△24.2)
	当事者系	4,388	4,234	4,542	4,362	4,128
	(△26.2)	(△3.5)	(7.3)	(△4.0)	(△5.4)	
合計	11,960	10,677	10,151	9,008	7,648	
	(△14.5)	(△10.7)	(△4.9)	(△11.3)	(△15.1)	

国内民事裁判所に提起される知的財産権関連の侵害訴訟件数は1審事件が2019年261件で、2審以上の件数も130件以上で、知的財産権をめぐる侵害紛争が先鋭であることがわかる。

＜表Ⅱ－1－22＞知的財産権侵害訴訟件数の推移

(単位：件数、受付基準)

年度	2015	2016	2017	2019	2020
侵害1審	785	381	384	265	261
侵害2審	103	174	182	97	97

最高裁判所	15	26	26	28	35
-------	----	----	----	----	----

* 出処：最高裁判所司法年鑑 (<http://www.scourt.go.kr>)、2017年侵害1審は著作権侵害事件(15件)を除く。

一方、韓国は2016年1月から特許侵害訴訟の1審、2審の管轄集中制度が施行された。全国58の地方裁判所及び支院が管轄していた特許侵害訴訟1審は高等裁判所が所在する全国6つの地方裁判所(ソウル中央地方裁判所は重複管轄を許容、2019年3月水原高等裁判所の新設によって全国5つから6つに増加)へ、特許侵害訴訟2審は特許裁判所へと管轄集中された。

特許審判院は対内外的な環境の変化と需要者からのニーズを考慮して、当事者系(権利範囲確認審判、無効審判など相手と争う事件)の審判処理期間を短縮するために様々な政策を策定・施行した。特に、一般民事裁判所の仮処分事件の平均処理期間が3～5カ月以内であることを踏まえ、2015年11月から民事裁判所の仮処分事件または本案事件などに関係する審判事件に対しては司法部が審判結果を適時に活用できるよう3カ月以内に審判を終結する迅速審判プロセスを新たに設計・施行した。制度施行以後1,910件が迅速審判決定され、そのうち1,678件の審判が平均117日以内で終結した。

しかし、2015年度に急増した当事者系審判を優先的に処理した結果、2016年から連鎖的に決定系審判の処理が遅れ、全体的に審判処理期間の遅延が発生したが、審判部の持続的な自助努力を通じて2019年以後審判処理期間は持続的に短くなっている(2019年9.6カ月→2020年7.8カ月)。

特許審判院は迅速な審判とともに高品質の審判を目指して2016年審判部組織を専門技術審判部中心に改編し、2020年7月には既存11の審判部を36の審判部に拡大する組織システムへと全面改編した。別途の人材増員なく審判長の資格要件を審査・審判・訴訟経験を兼ね備えた課長級に拡大し、独立した審判部数を拡大することで審判システムを効率化した。それにより審判長が率いる審判官数が2人に適正化したことで審理充実性が高くなり、技術分野別の専門審判部振分けによって技術専門性が倍増し、独立的に判断する審判部の拡大を通じて審判結果の公正性もまた確保できると期待さ

れる。

また、特許審判院は優秀審判官の長期在職を誘導するために努め、その他にも審判制度の改善、電算インフラの拡充などを通じて高品質の審判に向けた環境作りを進めた。

一方、IP5主要国は知的財産権紛争を早急に解決するための方法を模索しているが、特に日本は特許拒絶決定不服審判の処理期間を2010年24カ月から2018年12.4カ月へと12カ月程度短縮し、米国、ヨーロッパ、中国もまた特許紛争事件を処理するために審判官の増員を持続的に推進している。特に、米国の特許審判院は2011年100人から2016年272人へと審判官を大幅増員した。

一方、韓国の特許審判院は2018年に審判官1人を増員して審判官数が96人に増えたものの、依然として海外審判院に比べると不足しているだけでなく、審判官1人当たり審決件数が主要国に比べて高い水準である。また、口述審理を拡大施行(2009年165件→2020年526件)したことで審判官の負担が日増しに増えている点を考慮し、優先的に審判官の増員を持続的に推進するとともに、1人当たり審判処理件数もまた適正な水準に調整する必要がある。

<表Ⅱ-1-23> 審判官の定員と審判処理期間

区分		2016	2017	2018	2019	2020
審判官 (人)	特許・実用新案	71	71	72	72	73
	商標・デザイン	24	24	24	24	23
	合計	95	95	96	96	96
審判処理期間(カ月)		9.5	10.5	12.0	9.6	7.8

最後に、特許審判院の審決または審判請求書や再審請求書の却下決定を受けた者がこれに不服する場合、送達で審決または決定の謄本を受け取った日から30日以内に特許裁判所に訴訟を提起することができるが、このような審決取消訴訟の結果として特

許裁判所の審決取消判決が確定されると、特許審判院はその事件を再び審理して審決または決定をしなければならない。そして、特許裁判所の判決に対して不服する者は最高裁判所に上告できるが、上告は判決文が送達された日から2週間以内に提起しなければならない。2020年審決に不服して特許裁判所に提訴した比率は2019年より小幅増加し(2019年9.4%→2020年11.1%)、特許裁判所で審決が取り消される比率は2019年に比べて1.8%p高くなった(2019年25.6%→2020年27.4%)。そして特許裁判所の判決に不服して最高裁判所に上告した比率は2020年には前年比1.6%p減少した32.6%を記録し、上告審で特許裁判所の判決を破棄した比率は2020年5.2%で前年と同水準であることがわかった。

2. 審判の迅速性・正確性の向上

特許審判院	審判政策課	技術書記官	ハン・ジヘ
		技術書記官	ソ・テグァン
		工業事務官	チェ・ヨンヒ
		医療技術事務官	キム・ウイテ
		行政事務官	シン・チェイ
		行政事務官	ファン・ヒョンジュ

イ. 推進背景及び概要

現在の知識基盤社会において知的財産は国家と企業、個人競争力の鍵として浮上しつつあり、中核となる知的財産の確保有無は企業の生き残り及び国家競争力と直結している。したがって、知的財産権紛争の迅速かつ正確な解決は何より優先すべき政策目標と言える。これまで特許審判院は持続的な革新活動を推進したが、特に迅速な審判処理に向けた制度・実務の改善、審判品質向上に向けた専門性強化など審判インフラの拡充などに大きな努力を傾けた。

ロ. 迅速な審判処理の推進

特許審判院は審判品質を維持しつつ審判処理期間を短縮するために力を入れている。そのためには審判官を増やす必要があるが、経験と能力を持ち合わせた審判官を短期で確保することは事実上困難である。特許審判院は限られた人的資源を効率的に運用するため、一般審判、優先審判、迅速審判の3トラック審判制度を運営している。事件の類型を区分して緊急な処理が求められる事件を先に処理し、一般的な事件に対しては当事者に十分な攻撃と防御の機会を提供することで審決の正確性を高めている。

1) 迅速・優先審判制度の運営

特許審判院は特許紛争を効率的に処理するため、審判プロセスを3トラック(迅速審判、優先審判、一般審判)で管理している。

迅速審判は裁判所で侵害訴訟が係留中の権利範囲確認審判または無効審判事件と両当事者が迅速審判の同意書を提出した事件などを対象にし、優先審判は優先審査した出願に対する拒絶決定不服審判、補正却下決定に対する審判、審決取消訴訟で取り消された審判などを対象とする。

審判事件と関係する特許紛争を取り扱う裁判所・検察・貿易委員会などで審判結果を適時活用できるよう、2015年11月に迅速審判適用対象の拡大と審判処理期間の短縮を骨子とする迅速審判標準プロセスを新たに設計した。標準プロセスによれば、審判請求日から10日以内に迅速審判決定を通知し、答弁書提出期間満了日から1カ月内に口述審理を開催し、口述審理開催日から2週内に審決することを目標として定め、書類提出が遅れるなど特別な事情が発生しない限り、迅速審判決定後3カ月内に迅速に終結する。

一方、中小企業が紛争長期化によって負担しなければならない時間的・経済的費用を最小化するため、「中小企業創業支援法」または「1人創造企業育成に関する法律」による支援を受けた創業初期の中小企業または1人創造企業が当事者である審判と、大企業と争う中小企業の当事者系審判を迅速審判の対象として追加した。

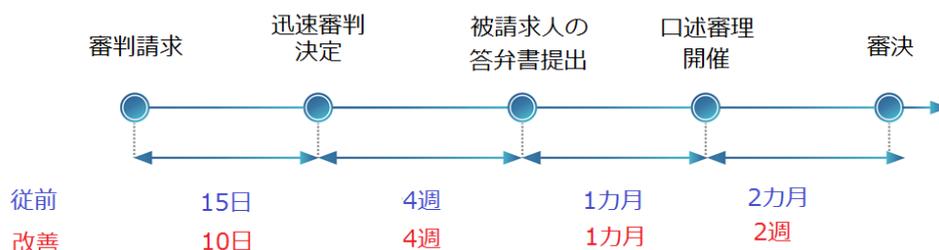
そして、政府レベルで推進する規制サンドボックス政策(情報通信振興及び融合活性化、産業融合促進、金融革新支援、規制自由特区及び地域特化発展特区関連法など)の定着に成功するため、規制サンドボックスと関連する審判を迅速審判対象として追加した。

その結果、迅速審判の審理対象は2016年以後年平均372件で2015年219件に比べて69%以上増加し、平均審判処理期間が2020年168日で一般審判に比べて約4カ月早く終わっている。迅速審判内容の面から見ても、裁判所に訴訟中もしくは検察・警察に立件された事件が90%以上で、個人または中小企業の請求比率が2020年83%を記録し、弱者である個人・中小企業に大きく役立っていることがわかる。

優先審判の審理対象には既に拒絶決定不服審判があった出願に対して取消審決後再び請求された拒絶決定不服審判、発明(考案)の名称のみ訂正する訂正審判、薬事法による再審査期間の満了日が残り少ない審判、侵害紛争の事前または予防段階で活用するために警告状などで疎明した権利範囲確認審判、無効審判または取消審判などが含まれた。

一方、2020年登録遅延による存続期間延長登録出願が今後本格的に本格化することに備えて、審査が遅れた医薬品特許分野の拒絶決定不服審判事件と素材・部品・装備産業の競争力強化に向けた特別措置法による特化先導企業、専門企業、強小企業及び創業企業として選定または確認された企業が当事者である権利範囲確認審判または無効審判事件を優先審判の対象として追加した。

<図Ⅱ-1-2>迅速審判の標準プロセス



＜表Ⅱ－1－24＞2020年迅速・優先・一般審判の審決件数

2020年審決	特許・実用新案	商標・デザイン	合計
迅速審判	211	103	314
優先審判	519	175	694
一般審判	3,741	3,931	7,672
合計	4,471	4,209	8,680

2) 迅速・正確な審理のための口述審理の拡大

口述審理は審判の両当事者が審判廷に出席し、審判官合議体（審判長、主審、副審）の前で口述攻防する審理方式であり、透明・公正な審判進行とともに早期に争点の整理が可能であるため、審判官及び当事者の事件に対する理解を深め、迅速な処理及び審判品質の向上に寄与するという長点がある。

そこで、特許審判院は2010年から口述審理支援人材の専門性を強化し、速記者を拡充するとともに、審判廷の各種施設を確保するなど口述審理基盤を整えた。また、口述審理の運営方式を標準化し、口述審理の透明性を強化するための実質的な方法を講じて推進した。

また、遠いところに居住する審判当事者の時間及び費用負担の増加による不便を解消するため2014年には「遠隔映像口述審理システム」を導入して大田審判廷とソウル審判廷間で遠隔口述審理を可能にした。

（イ）口述審理の基盤作り及び口述審理の充実化

2010年以前は口述審理のための審判廷が1室に過ぎなかったが、現在は審判廷を7室（大田6、ソウル1）まで拡充して運営している。

2016年に5人合議体口述審理、同一権利に対する多数審判の併合事件などに対する口述審理のために多数の当事者を受け入れられる大審判廷を大田に追加開所した。20

19年10月特許審判院商標・デザイン審判部が特許審判院別館(大田西区屯山中路に位置している教職員共済会)に移転したことで、特許審判院別館に大審判廷及び小審判廷を追加開所した。特許手続きに口述審理を本格導入して以来、口述審理の開催件数は2009年165件に過ぎなかったが、2020年526件に大幅増加した。

<図Ⅱ-1-3>当事者系口述審理が行われる審判廷



<表Ⅱ-1-25>口述審理の開催件数

(単位：件)

年度	2016年	2017年	2018年	2019年	2020年
口述審理件数	590	646	530	497	526
映像口述審理件数	248	272	291	262	340
映像口述開催率	42%	42%	55%	53%	65%

(ロ)遠隔映像口述審理の活性化

特許審判院は首都圏に居住または勤務する絶対多数の審判当事者及び代理人が大田にある特許審判院を直接訪問することで発生し得る時間及び費用負担などの顧客の不便を解消するため、2013年「遠隔映像口述審理システム」の導入を検討した。2014年には3カ月間のシステム安定化期間を経て2014年4月から特許審判院(大田)と特許庁ソウル事務所(ソウル駅三洞)の映像審判廷を専用網でつなげ、遠隔での口述審理が可能になった。また、2016年1月から遠隔映像システムを口述審理だけでなく技術説明会、審判官面談などにも活用した。遠隔映像口述審理制度は当事者及び代理人に大きな反

響を呼び、開催比率が増加傾向にある。特に、2020年開催した口述審理526件のうち65%である340件を遠隔映像方式で開催した。

<図Ⅱ-1-4> 特許審判院の遠隔映像口述審理システム



(ハ) 標準プロセスの構築を通じた顧客利便性の向上

特許審判院ホームページの公開口述審理の傍聴を希望する一般人、学生、審査官などの便宜を図るため、ホームページに傍聴予約システムを構築して運営している(2020年には伝染病拡散防止のため傍聴は一時中止)。

また、審判廷の秩序を維持するために非常ベルを設置し、庁舎管理所との防護官協力システムを構築することで、万が一発生し得る無秩序状態など非常事態に備えた。

そして、口述審理の速記録及び調書様式を標準化し、口述審理で争点になり得る審問事項を争点審問書を通じて口述審理開催前に通知した。また、口述審理に不慣れな審判当事者、代理人及び審判官のために口述審理進行プロセス及び口述審理シナリオを収録した『口述審理マニュアル』を2020年改訂した。また、新規審判官及び代理人などを対象に口述審理プロセスなどを教育することで、口述審理進行プロセスに対する理解を深めた。

3) 迅速な審判処理に向けた制度改善の推進

イ) 審判－調停連携制度

特許紛争の過程で審判の代わりに紛争解決が可能な調停・和解など代替的な紛争解決制度が設けられて最近調停申込が増加しているが、審判とは制度的に分離されているため、特許紛争の解決に必要以上に長い時間と費用がかかる場合もある。一例として特許無効審判の場合、終結前審判取下処理率が13.4%(2018年)に過ぎない。米国の場合、無効審判制度(IPR、PGR、CBMR)を導入して以来、2018年末まで審判進行中の和解比率が約29%に達している。特許審判初期段階で当事者間の合意を誘導することで紛争を早期に終わらせ、審判処理期間を短縮するため、既存の産業財産権紛争調停委員会制度と審判を連携する制度の導入を推進中であり、関連法案が発議されて現在国会に係留中である。

ロ) 適時提出主義の導入

現在審判制度では請求理由、証拠の提出時期に制限がなく、新しい証拠を引き続き提出する方法を利用して故意に審判を遅らせることに対して如何なる対応策もない状況で、これは訴訟期間の長期化及び審判処理の長期化につながり、最終的には中小企業など経済的弱者には相当不利に作用する結果を招く可能性が非常に高い。したがって、審判請求後一定期間が経過すれば証拠などの提出を審判長が制限できるような制度を改善することで、審理を促して迅速な審判処理を可能とし、公正競争を保障する基

盤を整えるため民事訴訟法の適時提出主義の導入を推進しており、関連法案が発議され現在国会に係留中である。

ハ．正確な審理のための審判能力の強化

1) 審判部の運営

イ) 優秀な審判人材の確保及び長期在職の誘導

審判官が長期在職を奨励するため、審判官の専門職位制度を運営している。専門職位に指定されると最低4年以上審判業務を行う。2020年末現在審判官専門職位は19人で、審判官定員の20%に該当する。また、審判官在職経歴を昇進人事評価に反映して優秀な審判官が長く在職できるように人事規定を改正し、審判官の中から課長級昇進人事を断行することで長期勤続を誘導した。

ロ) 優秀審決文の選定及び成果評価への反映

特許審判院は審判品質向上を促すために半期毎に優秀審決文を選定・褒賞している。2020年には審判部が選定した優秀審決文候補の中から内部・外部委員で構成された評価団が優秀審決文選定委員会に上程する最終候補を選定し、審判院長・首席審判長で構成された優秀審決文選定委員会で優秀審決文・準優秀審決文を最終決定した。上・下半期それぞれ優秀審決文9件、準優秀審決文8件を選定し、それを審判部にフィードバックして審判官成果評価に反映することで、審判品質の向上に活用した。

ハ) 審判分野における国際協力の強化

知的財産権をめぐる国際摩擦が激しくなるにつれ、知的財産権紛争に対する国家協力の必要性もまた増えつつある。

そこで特許審判院は中国、日本ヨーロッパなど韓国企業の進出が活発な地域を中心

とした相互協力を推進しており、国家間制度の比較及び主要統計の共有などを通じて知的財産権紛争の予防及び早期解決を支援するために力を入れている。

2010年韓・日審判専門家会議を始めとした審判分野の国際協力は現在韓・ヨーロッパ審判協力会議、韓・中・日・ヨーロッパ特許審判院長会議、韓・中ハイレベル会談、韓・中・日審判専門家会議など多様な協議体を通じて行われ、相互審判制度に対する理解を深めると同時に優秀な制度のベンチマークに寄与している。

2) 審判官の養成及び教育課程の充実化

イ) 予備審判官養成の推進

第4次産業革命など未来に備え、優秀な審判官を養成するため、2018年に9人の審査官を審判支援人材として選抜した。審判支援人材は担当審判官の指導の下で審判事件の資料収集・調査及び研究活動を担当しながら審判官業務を支援し、今後審判官になるための資質を涵養している。一方、審判品質を高めるため既存運営中であった審判品質委員会の審決取消事件の分析業務を専門的に担当し、判断基準、判例研究など審判の専門性向上に大きく貢献した。

ロ) 審判官候補者に対するOJTの実施

予備審判官の養成を目的として国際知的財産研修院の審判官候補者課程に2週間の審判官OJT課程を運営した。同教育を通じて審査官は指導審判官の合議要旨書作成及び審決文作成を補助し、口述審理または技術説明会にも参加できる。審判の観点から事件を見極める経験は審査官の審査品質向上に大きく役立っている。

ハ) 審判部自主学習組織の運営及び審判官専門性向上教育

審判部は自主学習セミナーなどの自律的な審判品質協議体を運営しており、特許審判院は学習教材の支援、成果評価及び優秀審判部選定時の該当研究実績の反映などを

通じて協議体の活性化を奨励している。

一方、審判官の専門性を強化するために様々な教育も実施している。特許裁判所の判事及び法科大学の教授を講師として招き、最近特許裁判所の判例動向及び民事訴訟の実務教育を行うことで審判官の実務能力を高めた。また、特許審判院敗訴事件の敗訴原因分析結果及び最近の審決及び判決動向を分析して共有している。

3) 審判品質改善活動

イ) 特許裁判所及び最高裁判所判例分析集の発刊

特許審判院は知的財産紛争の1次的な解決機関として特許審判の迅速性と正確性を高めるため、特許裁判所及び最高裁判所の関連判例を分析して多様な判例集を発刊してきた。

2020年にも1年間判決宣告された後に確定された特許裁判所及び最高裁判所事件に対する原告・被告の主張、審決・判決の要旨及び訴訟遂行官の検討意見まで争点を中心にまとめた決定系審決取消訴訟整理集を発刊した。

また、審査・審判に活用するため、毎年1年間の商標・デザイン判例を要約・整理して「判決文要旨集」を発刊している。

ロ) 特許商標判例研究論文公募展

特許審判院は産業財産権判例を研究して審判品質を高めると同時に専門性を確保することを目的として、2007年から特許商標判例研究論文公募展を実施している。判例論文公募展は初めは特許庁の職員を対象に実施していたが、2012年から外部弁理士やロースクールの学生に拡大し、2013年は弁護士までその対象を拡大した。2014年からは応募資格要件自体を廃止し、誰でも公募展に参加できるように変えた。2020年公募展では最優秀1件、優秀2件、奨励3件を受賞作として選定した。選定された優秀判例

論文は特許庁ホームページなどに掲載、発表会の開催、「優秀論文集」の発刊を通じて庁内外の知識として共有している。

<表Ⅱ-1-26>2020年特許商標判例論文公募展の結果

等級	受賞者	所属	分野	論文題名
最優秀 (1件)	ハ・ソンテ	審判3部	商標	特許裁判所2018ホ7347判決(No Brand事件)考察
優秀 (2件)	ハン・スンジュン	延世大学	特許	特許権者の訂正機会保護のための審理 範囲制限説と審決予告制度導入の必要性
	ユ・チャンジュン キム・ヨンス	ソウル大学	商標	商標の模倣による不正な目的(bad faith)の認定基準に対する考察
奨励 (3件)	キム・セユン	特許法人KB K	特許	特許審決取消訴訟弁論終結後の訂正審決確定の効果に対する研究
	イ・ダナ	通信審査課	特許	進歩性判断時の事後的考察防止方策及び主先行発明の変更が新しい拒絶理由に該当するかどうか
	ファン・チョルギユ	通信審査課	特許	最高裁判所2020.1.22.宣告2016フ2522判決の多数見解及び補充意見に対する検討及び立法提案

4) 審判の正確性向上に向けた制度改善の推進

イ) 審判研究官制度の導入

判研究官は迅速・正確な審判を行うため審判に関する調査・研究事務を担当する人材である。2020年に9人の審判研究官が審判政策課に配置され、調査研究事務を担当した。裁判所及び主要国の審判院もこれと類似した制度を運営しており、特許審判院は今後審判研究官制度を拡大して運営する計画である。一方、審判研究官制度の法律

根拠を設けるための特許法改正案が2020年に発議され、現在国会に係留中である。

特許審判院は審判の迅速性・正確性向上に向けて審判処理管理活動を強化し、審判インフラの改善・拡充に重点を置きながら様々な改善課題を推進した。その結果、特許審判院のプレゼンスが高まり、特許紛争において特許審判院が先導的な役割を果たせる上で大きく貢献した。

特許審判院が審判品質向上に努力を傾けた結果、2020年審決に不服して特許裁判所に提訴する比率は2016年以後大幅減少し(15.4%→11.1%)、特許裁判所で審決が取り消される比率も大きな変動は見られなかった。

<表Ⅱ-1-27> 審判院の審決に対する提訴率及び審決取消率の状況

年度	2016	2017	2018	2019	2020
審決取消率(%)	25.3	25.1	22.2	25.6	27.4
提訴率(%)	15.4	11.6	11.7	9.4	11.1

特許審判院は今後も審判の迅速性・正確性を高めるために迅速・優先審判を含む3トラックの審判処理、審判官の長期在職誘導、審判品質管理活動及びフィードバックの強化など審判部を充実に運営していく計画である。

また、経歴審判官の補修教育を最近重要判決のうち審決取消事例中心の敗訴原因分析及び討論方法中心で行うなど審判官教育を強化する計画である。

同時に、判例に対する健全な批判及び生産性のある対案の提示を通じて審判品質を高めるため、特許商標判例論文公募展をさらに活性化していく予定である。また、審判-調停連携制度、適時提出主義の導入などのような革新的な審判制度の改善を地道に推進し、審判事件の迅速かつ正確な処理に向けて最善を尽くす計画である。

そして、特許裁判所は特許審判院で実施される口述審理が技術争点に対して議論さ

れた内容を正確に把握できるという点で肯定的に評価し、審判当事者の立場から見るとリラックスした雰囲気の中で実物製品及び動画を利用した技術内容の把握を通じて事件の争点を明確にすることができるため大いに役立っていると評価した。また、対内的には口述審理の拡大で審判の迅速性及び正確性が高まっただけでなく、事実上第1審の役割を果たす特許審判院のプレゼンスを高めることにも大きく貢献している。今後特許審判院は遠隔映像口述審理システムを拡大して実施するなどユーザーの不便を最小化する一方、口述審理の期日前に当事者に尋問する事項を明確に通知する争点審問書事前通知制度を活性化することで争点に対する集中審理で口述審理の効率を最大に引き上げるなど各種制度の改善努力を持続的に傾けていく計画である。

3. 審判公正性の向上

特許審判院	審判政策課	技術書記官	ソ・テグァン
		医療技術事務官	キム・ウィテ
		行政事務官	ファン・ヒョンジュ

特許審判院は審判の迅速性・正確性の向上に向けた取り組みとともに、公正な紛争解決基盤の構築、審判官の公正な審判業務遂行のための環境作り、外部専門家の審判参加及び審判品質委員会への参加など様々な方法で審判の客観性、透明性を高め、審判の公正性を高めるための努力も同時に傾けてきた。

1) 審判長及び審判官職位の民間への開放

審判長と審判官を特許庁からのみ補充することで発生し得る公正性に対する懸念を払拭し、優秀な審判人材を確保するため、2017年には民間開放型職位公募を通じて産業界と弁理業界現場での長い勤務経験と専門知識を保有する外部専門家を審判長と審判官として直接採用した。特許・実用新案分野の局長級審判長1人、課長級審判官1人、商標・デザイン分野の課長級審判官1人を採用し、審判長及び審判官職位の民間への開放を通じて審判の公正性を高める上で寄与できると期待される。

2) 国選代理人制度

知的財産権紛争にかかる費用及び時間は社会的・経済的弱者にとって大きな負担であり、時には公正な競争を妨げる要因となっている。特許審判院は物的・人的資源が不足している審判当事者が審判過程で十分に対応できず無念に負けてしまうケースを防止するため、2019年7月から医療給付受給者、障害者、小企業などを対象に国選代理人制度を運営している。

社会的・経済的弱者は国選代理人選任申請書と本人が支援対象者であることを証明する書類を提出することで国選代理人の選任を申し込むことができる。国選代理人が選任されれば、選任された国選代理人が申請者の審判事件に対して代理業務を行い（特許審判院が社会的・経済的弱者に代わって国選代理人に所定の手当を支給する）、申請者には既に納付した審判請求料及び訂正請求料が払い戻される。

2020年には特許分野で5件、実用新案分野で1件、商標分野で8件、デザイン分野で7件の国選代理人選任支援があった。

3) 民間専門家の審判品質委員会への参加

特許審判院は裁判所が審決を取り消した事件の原因を分析する審判品質委員会を商標・デザイン/機械/化学/電気・通信の4つの分野に分けて四半期ごとに開催している。

審決取消の原因を公正かつ客観的に分析するため、2020年には各分野別委員会の6～7人委員のうち3～4人を学界・産業界・弁理業界などの民間専門家で構成し、内部委員の中にも1人を該当審判品質委員会と異なる技術分野の審判官で構成した。特に、弁理士委員の代表性を強化するため2020年下半期からは弁理士委員の場合は大韓弁理士会から推薦を受けた。

2020年に計4回にわたって、計173件（類似事例は統合して議論）の審決取消事例を検討し、検討結果を審判官にフィードバックすることで今後発生し得る類似事例に備え

させた。

4) 口述審理の映像中継

口述審理は審判官が当事者・証人の陳述を直接聞くことができ、即刻的な反問を通じて真相を把握して矛盾点を容易に発見することができ、疑問点を明確に明かすことができるため、審判の公正性を高める上で大きく貢献できる。そのため、口述審理は公序良俗に反しない限り一般にも公開するのが原則である。しかし、口述審理は審理期日と場所が定められるため、国民関心の高い事件に対する口述審理が開催されても出席が難しい問題があった。そこで、審判事件中に審判長は公共の利益のために必要と認める場合は口述審理の全部または一部に対して中継を目的とする録画または撮影を命じることができ、録画された結果物を今後インターネットを通じて公開できるように根拠を設け、2019年6月から施行した。今後国民の関心が高い事件の口述審理は録画あるいは実況中継を通じていつでもインターネットを通じて探して見られると期待される。

5) 専門審理委員制度導入の推進

特許紛争の内容が複雑・高度化するにつれ、審判専門性の確保に向けた専門家との協力必要性が増大している。また、国民が特許審判に参加する道を開いて審判の公正性を高める必要性も増大している。そこで、特許審判院は審判の専門性・公正性を強化するために専門審理制度の導入を推進してきた。専門審理委員制度に対する特許法改正案の通過を受け、今年末(2021年10月)から施行予定である。専門審理委員制度は融合・複合技術分野や最先端技術分野、現場知識が必要な技術分野の専門知識を保有した民間専門家が審判プロセスに参加する制度であり、民間専門家の専門知識を紛争解決に活用できるだけでなく、民間専門家が審判の審理にも参加できる制度である。特許審判院は審判官の個人的な専門性だけに頼らざるを得ない現システムをフィールド専門家の意見が聞けるシステムに改善することで審判の公正性がさらに高まることを期待している。

第4節 審査品質診断システムの高度化

1. 概観

審査品質担当官 技術書記官 イ・ソンヒ
工業事務官 ソ・サンヨン

世界的に知的財産権の重要性が増していることで知的財産権の出願が持続的に増加し、審査処理期間の短縮とともに審査品質の向上に対する必要性も益々増大している。そこで、特許庁は審査の品質を高めるために審査品質を独自に測定する審査品質診断制度を運営している。

審査品質診断制度の運営を通じて特許・実用新案・商標・デザイン出願の審査業務及びPCT国際調査・国際予備審査業務が法令及び審査基準などに基づいて正しく行われているかをモニタリングすることで審査ミスを防止し、審査過程において補完が必要な部分を探し出して改善することでユーザーに高品質の審査サービスを提供する環境を構築している。

審査品質診断制度を通じた品質管理活動の他にも審査品質指標に対する統計的な品質管理など審査品質管理の多角化を図る一方、審査決裁過程に対する支援、審査官の審査に対するコンサルティング、優秀審査官の選定、審査官を対象に診断結果をフィードバックする説明会及び懇談会の開催など審査官とのコミュニケーションを強化するための制度を構築することで実質的な審査品質の向上に貢献できる政策を施行している。

2. 審査品質診断制度の運営

審査品質担当官 技術書記官 イ・ソンヒ
工業事務官 ソ・サンヨン

イ. 推進背景及び概要

審査品質診断制度の目的は特許・実用新案・商標・デザイン出願の審査業務及びPCT国際調査、国際予備審査業務に対する自主診断を通じて不良審査を防止し、審査業務に関する制度的な補完事項を持続的に発掘して改善することで高品質の審査サービスを提供することである。

1984年から始まった審査品質診断制度をさらに発展させるため、2000年3月に「審査評価規定」を制定し、2000年8月に次長直轄の審査評価担当官(現在の審査品質担当官)を新設した。審査品質診断制度による品質診断を行うために審査品質担当官室に審査品質官が配置され、2020年12月末現在審査品質官は特許(PCTを含む)・実用新案分野8人及び商標・デザイン分野2人など計10人の審査官で構成されている。

ロ. 推進内容及び成果

1) 審査品質診断

審査品質診断は審査品質担当官室所属の10人の審査品質官によって行われ、審査品質診断規定及び審査品質診断指針に基づいて行われる。審査品質診断の公正性及び正確性を確保するため、全診断過程において審査品質官に審査官関連情報が与えられていない状態で診断が行われるブラインド診断システムを運営している。

2019年から改編された診断システムにより、常時診断、企画診断、審査決裁支援、審査官コンサルティング、今月の審査官選定などの多様な観点から診断が行われ、これを通じた結果が実質的な品質向上につながるように支援している。

＜表Ⅱ－1－28＞審査品質診断の種類及び特徴

診断区分	診断の目的	診断の対象
常時診断	品質変化のモニタリング及び現状点検	深層検討、専決権者審査件

企画診断	脆弱部分の点検及び品質管理支援	政策的な必要または 審査局要請事項
決裁支援	決裁者の検討過程協力	決裁過程で診断要請した審査件
審査官 コンサルティング	審査官本人の審査パターンを測定	要請審査官の一定期間審査件
今月の審査官	優秀審査官の選定	審査局推薦候補及び直接支援者

1) 常時診断

審査チーム長(特許チーム長、商標チーム長及びデザインチーム長を通称)中心の品質管理システムに適したカスタマイズ型診断方式として導入した常時診断は審査チーム長の品質管理状況に対する診断と審査チーム長の品質管理領域外の部分に対する診断に分けられる。この二つの診断を常時化し、審査品質の変化を持続的に点検する。

まず、前者は商標・デザイン分野に対する診断で、審査官の個別審査件に対して審査チーム長が品質管理を専門的に担当し、審査品質担当官は審査チーム長の品質管理手段として活用される商標・デザイン分野の深層検討実施件を一定比率診断することで審査チーム長の品質管理が充実に行われているかどうかを確認する方法で行われる。

また、後者は特許・実用新案分野に対する診断で、審査チーム長の決裁を経ずに審査官の専決で終結する審査件に対して審査品質担当官室が診断する方式である。審査官の専決で終結されて出願人に発送される前の登録・拒絶決定書を抽出して診断した後、誤謬発見もしくは再審査が必要な場合は審査官に差し戻してそれを修正した後に発送させている。すなわち、審査チーム長が決裁過程で検討すべき事項であるが、審査官専決で終結する件は決裁を経ないため、審査品質担当官室が審査チーム長中心品質管理の死角地帯にある部分に対して診断を行うものである。

深層検討実施件のうち商標チーム及びデザインチーム当たり12件ずつ計336件を診断対象として抽出し、深層検討の充実性及び個別件の品質を診断した。審査官専決権

は特許・実用新案分野に対して専決権を持っている132人の審査官に対して1人当たり2件または3件ずつ計325件を診断対象として抽出し、審査品質を診断した。

2) 企画診断

企画診断は脆弱部分や品質政策の運営状況把握など審査品質管理のために必要な分野に対して診断することで、より効果的で直接的な改善事項を発掘するためのものである。2018年下半期から本格的に導入された企画診断は多様な側面から審査品質が診断できるため、立体的診断の軸としての役割を果たしている。

2020年特許・実用新案分野は4種類の企画診断対象に対して計1,223件、商標・デザイン分野は2種類の対象に対して計652件を診断し、各企画診断を通じて審査関連規定、電算システム、教育、業務方式などに対する改善案を導き出し、関連部署との協議の下で実務に反映できるように推進した。

特許・実用新案分野は着手登録件、多数文献結合拒絶理由通知件、融合・複合局協議審査件及び審査一貫性に対する企画診断を実施し、商標・デザイン分野は補正却下の適切性及び審査一貫性に対する企画診断を実施した。

3) 決裁支援及び審査官コンサルティング

審査チーム長が決裁過程で諮問が必要もしくは争点が発見された場合、審査品質担当官室に品質診断を要請してその診断結果を参考した後、後続処理を進める決裁支援システムは特許・実用新案分野だけ1件が活用された。前年に比べて活用件数が減ったが、これは審査チーム長の審査物量増大により品質診断の依頼から診断結果の通知委までの過程にかかる時間が負担となったため、多く活用できなかったのではないかと推測できる。さらに迅速な決裁支援対応と広報を通じて多くの審査チーム長が負担を感じることなく活用して審査品質向上に寄与できるよう改善が求められる。

審査官が本人の審査パターンや審査慣行などに対して客観的な診断を希望する場合、

審査品質担当官室にコンサルティングを依頼すると、該当審査官が一定期間に審査した件を診断対象として抽出して診断結果を提供することで、自分の長所・短所を把握することができる。2019年には特許・実用新案分野だけで17人の審査官が申請し、コンサルティング診断結果を送付したが、2020年には申請者がいなかった。現在品質診断コンサルティングシステムが今月の審査官直接支援のためのシステムとして活用されており、コンサルティング本来の機能に対する認識が不足しているため、今後直接支援のための別途システムの構築を通じて分離し、品質診断コンサルティング利用を活性化することで自発的な品質向上が実現できるように支援する予定である。

4) 今月の審査官

審査局が審査能力の優れた審査官を推薦し、自ら審査品質が優れていると自負する審査官が直接支援すると、彼らの最近終結件を審査品質担当官室が診断して隔月に今月の審査官を選定している。優秀な審査官の持続的な発掘することで単純に審査過程における誤謬を最小化するための品質管理から一歩進み、高品質審査を志向する審査文化を作っている。

隔月に特許・実用新案分野5人、商標・デザイン分野1人を選定しているが、2020年1月から5月までは特許・実用新案分野4人、商標・デザイン分野1人を選定し、7月から特許・実用新案分野1人を追加選定した。したがって2020年全体で見ると、特許・実用新案分野計27人、商標・デザイン分野計6人の今月の審査官が選定された。候補者は特許・実用新案分野全体で186人、商標・デザイン分野は計34人であり、特許・実用新案分野は候補者1人当たり拒絶決定3件、登録決定2件に対して診断し、商標・デザイン分野は候補者1人当たり登録決定10件、拒絶決定5件に対して診断した結果で選定した。

2020年3月から審査局推薦候補者の他に直接支援した審査官のうち特許・実用新案分野最大10人、商標・デザイン分野最大3人を候補者に入れて支援ルートを多角化し、特許・実用新案分野は審査官の平均着手点数を区間に分けて区間別に一定人数を選定することで、同様の件数を終結する審査官同士がより公平な条件で競争が可能となり、

制度運営の信頼性を確保した。

ハ．評価及び発展方向

審査品質担当官による常時診断は審査着手から最終決定に至るまで審査の全過程に対する審査品質を測定することで、審査品質管理のための基礎データを提供し、審査品質政策の方向を提示する役割を果たしている。常時診断の中で審査官専決件に対する診断は審査品質診断過程で発見された誤謬を修正し、審査品質をリアルタイムで測定する機能を維持している。また、深層検討に対する診断は審査チーム長中心の品質管理システムの定着状況及び審査品質水準を測定する上で重要な役割を果たしている。

企画診断は一般的な審査過程に対する点検だけでなく、多様な観点から診断できるため、審査過程はもちろん出願段階、先行技術調査段階、登録後段階まで外延を拡大することができる。そこで、企画診断の対象は審査品質担当官室が独自に選定したものの以外にも審査局が必要とする部分に対する需要調査を通じて実質的に審査品質向上に役立てるかどうかを対象選定の基準として実施する計画である。

審査決裁支援、審査官コンサルティング、今月の審査官の選定は常時診断や企画診断のような伝統的な品質診断と違って、審査品質担当官室と審査局の相互協力・支援・コミュニケーションを通じた総合的審査品質向上手段として機能しているため、今後品質中心の審査文化定着に大きく貢献できると期待される。

3. 審査品質向上に向けた審査能力開発支援

審査品質担当官 技術書記官 イ・ソンヒ
工業事務官 ソ・サンヨン

イ．推進背景及び概要

審査業務は特許庁の最も基本的で重要な業務であり、迅速かつ正確な審査業務処理

のためには技術分野に対する専門知識だけでなく関連法令の解釈及び適用、審査基準の熟知程度、通知書の作成など審査実務に対する知識と能力が非常に重要である。

審査官の業務能力を培うためには、審査品質診断結果に対する分析を通じて審査基準の改善が求められる事項と審査官に対する教育が必要な事項を探し出してフィードバックする活動が必要である

ロ. 推進内容及び成果

1) 品質診断説明会及び教育課程への参加

審査品質の向上に実質的に役立つ審査品質診断事例に対する深層分析結果を共有し、審査品質診断結果に対する徹底した事後管理を持続的に実施することで、審査官の審査能力を高め、審査チーム長の品質管理活動を支援する目的で、品質診断説明会を運営している。品質診断説明会を通じて審査品質診断制度を含め審査品質管理制度全般に対する意見を取り集め、それを審査品質管理政策の策定の際に積極的に反映している。

一方、国際知的財産研修院が提供する新規審査官課程、審査官昇級課程、審査指導課程、PCT審査課程など審査能力を高めるための職務教育課程において審査品質管理と関連する教育を実施している。また、外部調査機関の先行技術調査員教育課程において特許・実用新案・PCT審査品質診断事例に対する教育を実施することで、外部先行技術調査員の先行技術調査能力の強化にも努めている。

2) 審査品質管理業務を支援するための審査品質関連統計指標の提供

審査課長及び審査チーム長の審査品質管理業務を支援するため、特許・実用新案分野に対して登録率、無効審判認容率、取消差戻率、拒絶決定不服審判請求率、再審査請求率及び登録率などに対する統計指標を提供している。商標・デザイン分野の場合、着手公告(登録)決定率、登録決定率、無効審判認容率、拒絶決定不服審判請求率、取

消差戻率、商標異議申出件数及び認容率、デザイン新規性・容易創作・拡大された先出願・先出願違反指摘率などに対する統計指標を提供している。このように多様な審査品質関連統計指標を提供することで、サンプル抽出による審査品質診断制度の限界を克服し、審査件全数に対する統計的管理を可能にすることで審査課長及びパート長の実質的な審査品質管理業務を支援している。

3) ユーザーとの持続的なコミュニケーション努力

今月の審査官選定のための診断の際に発見した優秀事例を審査局にフィードバックして共有することで、他の審査官もそれをベンチマークできるように運営している。審査官コンサルティングを通じた今月の審査官との比較もまた間接的なコミュニケーションになり、自発的な品質向上努力を誘導する機能を果たしている。

その他にも内部共有サイト(KOASIS)に審査品質診断指針を掲載し、審査品質診断と関連するQ&Aコーナーを常時運営することで、審査業務を行う審査官が必要な時はいつでも関連指針を確認して疑問が解決できるように支援している。

また、外部ユーザーである代理人と出願人を対象に審査品質に関するアンケート調査を実施して不備点や改善事項を探し出し、それを審査品質診断及び品質管理の方向設定に活用した。

ハ. 評価及び発展方向

品質診断説明会及び教育プログラムの運営、審査品質関連統計指標の提供、カスタマイズ型品質診断コンサルティング、審査決裁過程に対する支援など様々な活動を通じて、自発的な改善努力だけを期待するのではなく、体系的な品質管理手段を提供することで総合的な審査品質管理システムを構築している。

また、外部ユーザーの審査品質に対する満足度を高めるため、アンケート調査システムを精巧化して需要者が必要とする点を正確に把握することで効果的な品質政策が

講じられるように専門機関による調査を実施し、審査局と審査品質担当官が相互協力して審査品質診断制度だけでなく多様な品質管理活動を展開することで、最終的には審査品質の重要性を全体構成員が共有・実践する審査品質優先文化の定着に取り組む計画である。

第5節 出願・登録方式審査分野

1. 概観

情報顧客支援局	出願課	工業事務官	イ・ジェフン
	登録課	電算事務官	ヨ・ウンヨン
	国際出願課	工業主事補	ピョン・スミン

方式審査は特許法など産業財産法令で規定している出願人・代理人の行為能力、提出された書類の記載方法及び添付書類の提出有無、手数料の納付事項など出願・登録・国際出願関連書類の形式及び手続きに対して不備なところがないか審査するものである。

これは特許要件などを審査する実体審査とは区分される概念で、このような方式審査手続きを踏ませるのは、特許など産業財産権に関して方式と手続きを統一することで特許行政を円滑に行うためである。

出願課、登録課、国際出願課では方式審査を通じて出願人が提出した書類の受理可否を決めるが、方式審査の結果、もし方式に問題がなければ出願・登録関連書類を受理し、不備なところがある場合は出願人などに補正の機会を与えている。にもかかわらず瑕疵が解消されなかった場合は該当手続きを無効にし、一方重大な瑕疵がある場合は疎明機会を与えた後、出願・登録関連書類を受理せず差し戻している。

2020年出願・登録など方式審査処理件数は計242万件で前年比4.5%増加し、方式審査件のうち99.9%を6日以内に処理することで迅速・正確な方式サービスの提供を通じて顧客満足度の向上と同時に迅速な知財権の創出に大きく貢献した。

分野別方式審査処理を見ると、第一に国内出願の場合全体出願件数は前年より9.1%増加し、出願方式審査処理件数は137万6千件で前年比約6.0%増加した。これは出願件数の増加とともにCOVID-19関連知的財産ポイントの付与、期間経過救済申請など

ユーザーを配慮した出願制度の施行によるものである。

第二に、2020年登録方式審査の処理件数は92万2千件で前年比約3.0%増加し、そのうち新規年次登録が77万2千件、変動登録が4万7千件、その他が10万3千件である。これは産業財産権存続件数の持続的な増加による権利変動登録などの申請件増加と登録提出書類及び手続きの簡素化、顧客に必要な書式の制定・改正などユーザーに優しい登録制度の実現を積極的に推進した結果である。

第三に、特許協力条約(PCT)、マドリッド議定書、ハーグ協定による国際出願書類の方式審査処理件数は約12万7千件で前年比0.7%減少した。このような減少はCOVID-19による外国人の国内段階進入減少によるものである。このような状況に対応して、提出書類の不備を防止するために顧客中心の国際出願環境を構築し、適時性のあるコンテンツの普及など国際出願認識基盤の拡大を通じて高品質の国際出願書類の提出を誘導する必要がある。

今後も品質の高い知財権を創出するため、統合書式作成機などユーザーの便宜を図ることで不備なところのない書類が提出されるよう持続的に取り組んでいく予定である。

<表Ⅱ-1-29>2020年分野別方式審査の処理状況

(単位：件、%)

区分	2017年	2018年	2019年	2020年
国内出願	1,217,248(△2.2)	1,246,103(2.4)	1,297,747(4.1)	1,376,303(6.1)
国際出願	115,747(△4.0)	119,184(2.6)	127,742(7.2)	126,826(△0.7)
登録	805,511(4.7)	846,762(5.1)	895,233(5.8)	921,964(3.0)
合計	2,138,506(0.2)	2,212,049(3.4)	2,320,722(4.9)	2,425,093(4.5)

2. 方式審査制度の運営

情報顧客支援局 出願課 工業事務官 イ・ジェフン
登録課 行政事務官 ヨ・ウンヨン
国際出願課 工業主事補 ピョン・スミン

第4次産業革命の到来によってAI、IoTなど核心技術に対する知的財産の確保が企業の生き残りや国家競争力に直結するなど知財権の重要性がさらに増していることから、特許庁も強力で競争力のある特許を創出するために全周期にわたる特許創出管理システムを構築している。

その一環として出願及び登録段階においても高品質の出願書が作成され、速やかに知財権が獲得できるよう、顧客を配慮した知的財産権関連制度を運営し、持続的な改善を通じて出願人の便宜を図っている。

イ. 出願分野の制度改善

1) 弁理士無料相談サービスの実施

明細書の作成相談など出願人のサービスニーズに応えるため、大韓弁理士会所属の弁理士を活用して顧客支援室内で弁理士無料相談サービスを週3回提供することで知的財産権出願及び紛争解決の支援に積極的に乗り出している。

2) 中小・中堅企業の特許料及び登録料減免書類の提出簡素化など顧客利便性の向上

中小・中堅企業に該当する特許顧客の場合、関係機関に既に書類を提出した場合は特許庁に別途書類を提出しなくてもいいように改善した。以前は特許料の減免を希望する場合、特許顧客が直接中小企業・中堅企業確認書を特許庁に提出する必要があった。しかし、今後は特許顧客が産業通商資源部及び中小ベンチャー企業部に証憑書類を提出した場合、特許庁が直接データをもたらるようにより手続きを改善することで、

便利かつ迅速な手続きの進行を図った。

3) 特許顧客満足度向上に向けた高品質出願サービスの提供

特許庁は顧客を配慮した特許行政サービスを提供するため、知的財産権関連法令改正による出願関連書式の変更事項及び特許路システムの改善事項などを反映した「出願方式審査指針書」を発刊した。これは「出願方式審査指針書」を提供することで一貫した方式審査処理基準で特許顧客に対する信頼性を確保し、その指針を公開することによって出願人などに各種書類作成の手助けをしようとした。

その他に、外国語特許出願の韓国語翻訳文及び優先権主張証明書類提出期限案内文を新設し、出願人が法定期間を逃さないように便宜を図った。

ロ. 登録分野の制度改善

1) 迅速な権利付与に向けた設定登録処理手続きの改善

設定登録料が納付されると、方式審査官は記載内容、証憑書類などが法令で規定している設定登録要件に合っているかどうか確認し、異常が無ければ登録番号付与及び登録原簿生成の段階に進むが、このような処理過程を自動化した。設定登録自動化の対象は方式審査官が直接確認する過程が必要ないタイプに限られ、大部分は登録決定書に告知された金額を口座に振り込む場合である。以前には設定登録料を納付すると設定登録が完了するまで1～2日の期間がかかったが、設定登録自動化対象件は方式審査官の介入なくシステムが電算方式を遂行するため設定登録料を納付した日に設定登録が完了するようにした。これにより、権利者は設定登録料を納付した当日に当該件が設定登録されているかどうかを確認することができるようになった。

2) 顧客満足度向上に向けた持続的な登録サービスの改善

登録料納付期間が到来した時に郵送していた年次(更新)登録料納付案内書の特許

路でモバイルSMSサービスを申請すると、既存郵便の代わりにSMSで送付するサービスを追加した。

また、登録公報を見るためには特許情報ネットキブリスにアクセスして登録番号で検索する過程が必要であったが、登録証に印刷されたQRコードをモバイルでスキャンすると、該当件の登録公報全文が見られるように利便性を提供した。

同時に、書式作成機を利用して「商標券存続期間更新登録申請書」を作成する際に更新登録除外対象指定商品の入力欄に指定商品を誤って記載し、意図しない指定商品が除外されないように更新登録対象と更新除外対象を同時に確認しながら指定商品を選択して入力できるように改善した。

3)内外の機関とのコミュニケーション・協力強化

大韓弁理士会を訪問し、登録制度の改善及び弁理士協力事項について意見交換を行い、顧客に接点のある部署間登録行政効率性の向上及び一貫した登録業務処理のための懇談会を実施することで登録関連業務のコミュニケーション及び協力を強化した。

ハ．国際出願分野の制度改善

1)期間内未進入PCT国語出願の無効処分手続きの明確化

特許法第203条では期間内未進入PCT国語出願件について補正要求に対応がない場合は無効とすることができると明示されているが、具体的な後続措置の手続きなどが設けられていなかった。そこで期間内未進入PCT国語出願関連特許法第203条書面無効処分通知書を新設し、システムを構築することで出願人の利便性を高めた。

同時に、期間内未進入PCT国語出願に対する補正通知以後の期間管理システムを実現し、クレームの提起可能性を引き下げた。

2) COVID-19関連国際出願案内サービスの提供

COVID-19パンデミックの影響により国内外状況の変動が増加した。そこでPCRM(顧客関係管理政策に関するメール)の発送及びホームページへの掲示など変動事項に対して迅速な国際出願案内サービスを提供し、出願人及び代理人の便宜を図った。また、期限経過に対する救済策関連WIPO(国際事務局)のお知らせを翻訳するサービスも行った。

特に、COVID-19の影響による指定期間の職権延長公告に基づき指定期間の延長を実施し、手数料払戻処理など書類提出期間と費用に対して特典を提供した。COVID-19関連で指定期間職権延長した件数はPCT5,671件、マドリード及びハーグ203件であった。

3) 国際出願認識基盤の拡大

出願人が感じる国際出願の困難を軽減するために「マドリード国際出願ガイド」と「ハーグ国際出願ガイド」を改訂・発刊し、PCT、マドリード、ハーグ国際出願を統合した国際出願情報誌を定期的に発刊・配布するなど最新の国際出願情報を提供した。

また、国際出願説明会も実施し、国際出願を計画している企業が実質的な支援が受けられるようにした。

それに加え、特許顧客相談センターなど実務者を対象とした国際出願懇談会、地元企業家の国際出願認識向上のための国際出願出張教育を実施するなど、国際出願関連相談人材の専門性を強化し、地域の国際出願認識を高めた。

今後もより便利な国際出願環境を整えるため、PCT、マドリード、ハーグ国際出願に対するタイムリーなコンテンツの普及、説明会などを実施する予定である。

3. 方式審査の品質向上

情報顧客支援局 出願課 工業事務官 イ・ジェフン
 登録課 電算事務官 ヨ・ウンヨン
 国際出願課 工業主事補 ピョン・スミン

出願・登録方式審査の品質向上は結果的に迅速かつ正確な知財権創出を担保する結果につながるため、その重要性がより大きいと言える。出願・登録段階での方式エラーによって書類提出期日を逃したり、関連手続きが終了するなど出願人の立場からすると公式的に意見を述べる機会も得られず知財権獲得が難しくなる可能性がある。

したがって、このようなケースを防止するとともに方式審査の信頼性を高めるため、知財権関連制度の改善、方式審査官の能力強化を通じた専門性の向上、通知書及びシステムの改善など方式審査の品質向上に向けて地道な努力を傾けている。

このような努力の結果として、出願・登録方式審査の平均処理期間は3日を超えず、国際出願もまた方式審査処理を6日以内で維持している。方式審査の正確度も最近4年間99.9%以上達成し、名実ともに世界最高の迅速・正確な方式審査サービスを提供することで特許庁のプレゼンスを高めた。

イ. 方式品質向上に向けた制度改善

1) 方式審査協議会の運営

方式審査に関する共通基準の定立及び制度改善、苦情対応などの業務処理に関する一貫性の向上及び信頼を確保するため、方式審査協議会に関する運営規定を制定した。協議会は出願登録・審判手続きと関連する主要事項の議論及び意見収集の機構としての役割を果たす。協議会は情報顧客政策局長を委員長として方式部署5つの課(出願課、登録課、国際出願課、審判政策課、ソウル事務所)が委員として構成されており、2020年には計7回が運営された。

2)通知書及びシステム整備

補正要求書、無効処分通知書、書類差戻理由通知書、書類差戻通知書など国民に提供する通知書の文句を出願人の立場から理解しやすいように整備し、改正法令などを反映することで需要者中心の特許行政サービスを提供した。また、産業財産権法令の改正事項を出願・登録関連システムに即時反映することで、出願人の誤認・混乱を招かないように整備し、今後も持続的に国民の立場から通知書及びシステムを整備していく予定である。

ロ. 方式審査官の専門性向上

1)出願・登録方式審査研究会の運営

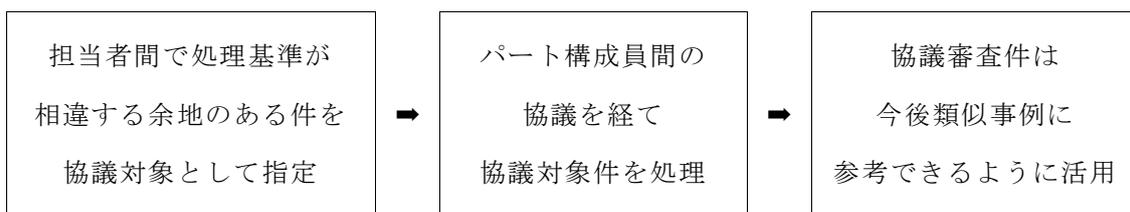
産業財産権の出願・登録業務方式審査過程において出願人が間違いやすい事例、特異な事例、関連規定を綿密に確認しなければならない事例、資料として残して今後参考する必要がある事例などを中心に研究会を開催し、収集された事例に対して問題提起及び処理方法、改善事項などを議論することで、方式審査の品質向上と業務の一貫性、連続性を高め、方式審査実務に活用した。

2)方式審査品質向上に向けた協業実施

迅速・正確な方式サービスを提供するためにパート構成員間、パート構成員-上位決裁者間の期間管理状況をクロスチェックさせることで担当者の不在などによる処理遅延を予防し、担当者間で判断が異なり得る事例に対してパート内協議審査を通じてその内容を共有・活用して方式審査の一貫性を高めた。

<表Ⅱ-1-30>協議方式審査のプロセス及び管理

協議対象の指定	担当者間の協議	処理結果の共有
---------	---------	---------



第6節 審査・審判人材の専門性向上に向けた教育の強化

1. 概観

国際知的財産研修院 教育企画課 施設事務官 キム・チョルホ

特許庁国際知的財産研修院は2020年に知的財産基盤産業をリードする人材を養成するという目標の下で、①創意・融合型人材養成に向けた職員教育、②知的財産教育で知的財産生態系構築の強化、③eラーニングを活用した知的財産教育の拡散、④グローバル先導知的財産教育機関として国際協力の強化など4つの戦略を立てて推進した。

特に、2020年はCOVID-19という危機状況の中で研修院教育課程の運営に難航していたが、オンライン・オフライン教育を並行することで危機を乗り越えた。その結果、集合教育生は2019年12,061人から2020年12,626人へと約4.7%増加し、eラーニング教育生は2019年402,724人から2020年451,086人へと約12%増加した。

国際知的財産研修院は世界最高の審査・審判サービスを提供するため、実務中心の専門教育を強化することで審査・審判の能力を強化し、主要事例と判例を中心に討論を通じた実務教育と知的財産権関連法律教育など多様な課程を運営している。

2020年には新規・先任・責任・首席など審査官の経歴に合わせたカスタマイズ型昇級教育、知的財産法・制度・政策及び審判官法律専門教育など実務中心の教育を通じて職員の職務能力を高めた。また、先端技術の変化に対応して審査部署カスタマイズ型新技術教育、チーム単位の小規模討論タイプ新技術セミナー、新技術教養教育、テークフェアなど多様な新技術教育プログラムを運営したことで、教育生数が大幅増加し(2019年2,905人→2020年4,017人)、教育満足度もまた90点以上の高い満足度(92.35点)を記録する成果を収めた。

国際知的財産研修院は審査・審判人材に対する教育だけでなく、知的財産業務従事者の能力向上のため、他省庁・自治体公務員、企業・研究所、特許法律事務所など関

連業務従事者に対する知的財産教育を実施し、一般人などを対象に知的財産認識向上に向けた教育も実施している。

2020年には公共機関を対象とするカスタマイズ型知的財産教育を拡大し、食品医薬品安全評価院、電子通信研究院、国防科学研究院、KORAILなどR&D業務を行う出捐研究所、公共機関及び国有特許活用機関を対象とするカスタマイズ型教育を通じて計495人を教育し、中小企業敷設研究所、大学などR&D従事者と知的財産実務者、一般国民の知的財産能力強化のための知的財産基礎及び活用教育を実施して計714人を教育した。

知的財産認識を拡大する教育も着実に実施し、国家公務員人材開発院との協力を通じて「5級新規者課程」に知的財産科目を開設し、計340人の中央省庁新規中間管理者を教育することで、知的財産政策に対する理解を深めた。また、公共機関・スタートアップと知的財産教育協業(創造経済革新センター・創業インキュベーション協会MOU、韓国原子力環境公団MOU)を通じて所属役職員653人に対する知的財産認識向上教育を実施した。

また、研修院は国民の知的財産能力を高めるため、デジタル環境を基にカスタマイズ型学習を支援する知的財産スマート教育を通じた知的財産の拡散に力を入れているが、2020年はCOVID-19状況によりeラーニングのニーズが急増したため、企業、大学、小・中・高の青少年、教員など需要者別eラーニング運営を拡大し、受講生数が2019年394,717人から2020年442,086人に大幅増加した。また、2015年からオンライン遠隔学習を通じて知的財産学士号の取得が可能な知的財産学単位銀行制を運営しているが、2020年には科目と定員を拡大し、計17科目に対して9,000人を教育し、74人の学士(2017～累積162人)を輩出する成果をあげた。

最後に、国際知的財産研修院はWIPO及び海外知財権教育機関との協力強化を通じてグローバルIP専門家を育成し、知的財産規範伝播教育を大幅拡大して途上国の知的財産専門人材育成を支援することで、知的財産先進国として国際的なプレゼンスを高めている。

2020年にはCOVID-19の影響で海外教育生を国内に招いて教育し難い状況の中でWIPO協力教育課程及びKOICA協力教育課程をオンラインに転換し、WIPO協力Summer School、特許・商標・デザインの法・制度及び審査課程をオンラインで運営し、計86カ国209人を教育した。また、KOICA協力ASEAN IP創出・活用・保護能力強化課程をオンラインで運営し、計8カ国21人を教育した。そして多様な国家(機関)との協力を通じてカスタマイズ型オンライン教育課程を新設運営し、湖北省審査センター44人、科学技術連合大学院大学(UST)の大学院生46人、湾岸協力会議特許庁の公務員29人、KDI大学院生15人を教育し、韓国の知的財産法・制度を海外に伝播するきっかけを作った。

国際知的財産研修院はCOVID-19以降経済と産業全般にデジタルシフトが加速化していることで知的財産制度・行政の革新など政策的な対応も本格化すると見られる教育環境の変化に歩調を合わせ、デジタル融合・複合技術及び未来有望新技術・産業の最新動向に応じた高品質の審査・審判教育を推進し、対外的にも関係省庁、大学、公共研究機関及び企業との協力の下で知的財産能力及び認識の向上教育を継続して推進する予定である。また、COVID-19の長期化及び終息の不確実性を踏まえ、安定的に知的財産教育が運営できるように研修院の非対面化・デジタル化対応能力を強化し、国内外に知的財産教育サービスを円滑に提供するため取り組んでいく予定である。

2. 実務中心の専門教育課程の運営

国際知的財産研修院 知的財産教育課 行政事務官 キム・ハンシク

イ. 推進背景及び概要

国際知的財産研修院は知的財産強国の実現をリードする知的財産専門家の育成を目標に掲げ、世界最高水準の高品質審査・審判サービスを提供するため、多様な実務中心の教育課程を運営している。審査官の経歴に合わせたカスタマイズ型昇級課程、知的財産法・制度及び審判官法律専門教育など実務中心教育課程を運営することで、審査・審判人材の専門性を高めることに重点を置いて教育を行っている。

ロ．推進内容及び成果

基本必須教育である新規審査官、前任・責任審査官昇級及び審判官候補者課程を経歴に合わせて水準別・段階別に運営し、各分野別(商標・デザイン、機械、化学、電気分野)に審査関連の主要争点及び審決・判例研究・分析など実務中心の教育を通じて審査・審判専門人材を養成している。また、審査・審判官の問題解決能力を高めるために事例中心の教育と討論中心の授業を行っている。

その他にも権利別・技術分野別の審査事例及び審決判例研究、先行技術調査教育など様々な教育課程を通じて基礎から高級まで水準別に問題解決能力及び審査ノウハウ教育を実施することで教育品質の向上に向けて努力を傾けている。

また、審査・審判官の法律専門性を高めるため、商標法及び特許法教育を上・下と争点と事例課程に拡大し、知的財産関連法律及び制度教育において専門性を大幅に高めた。そして、既存海外特許制度の理解課程を海外主要国家別(米国・ヨーロッパ・中国・日本)特許法・制度及び事例・判例高級教育に細分化することで、法改正事項、国際協定など国内外の環境変化に対応した海外知的財産権核心リーダー養成のための関連専門教育として拡大した。

それだけでなくリーダーシップ教育、審査相互体験課程、知的財産政策課程など多様な教育課程を新設し、コミュニケーションを通じた組織管理能力を高め、知的財産政策の共有及び政策報告書の作成実務能力増進のための教育を強化した。反腐敗清廉教育、情報セキュリティ、積極行政の理解、公職倫理教育などを通じて公職価値の基本素養を増進させており、庁内職員に対する職務能力及び特別教育課程の運営を通じて職務に対する実務能力を高めている。

＜表Ⅱ－1－31＞教育訓練状況(2020年実績)

(単位：日、人)

課程名		教育日数	修了者数
基本 課程	第1期審判官法律専門家	3	39
	第2期前任審査官昇級(技術)	7	45
	第2期前任審査官昇級(行政)	7	15
	第2期新規審査官課程(技術)	18	64
	第2期新規審査官課程(行政)	18	21
	第8期審査指導課程	2	55
	第2期審判官候補者(技術)	5	34
	第2期審判官候補者(行政)	5	8
	第2期責任審査官昇級(技術)	7	74
	第2期責任審査官昇級(行政)	7	15
専門 課程	第1期論文作成課程	2	20
	第15期デザイン保護法(理論)	5	50
	第15期デザイン保護法(争点と事例)	3	70
	第2期米国特許制度	2	56
	第16期民法の理解(物権)	2	28
	第16期民法の理解(債権)	3	18
	第16期民法の理解(総則)	2	34
	第16期民事訴訟法理論	5	49
	第16期民事訴訟法(争点と事例)	3	39
	第8期不正競争防止及び営業秘密保護法(理論)	3	55
第1期不正競争防止及び営業秘密保護法(争点と事例)	2	38	

第21期商標法理論(上)	5	63
第21期商標法理論(下)	5	65
第21期商標法(争点と事例)	3	37
第1期ヨーロッパ特許制度	2	63
第8期著作権法の理解	2	99
第1期中国・日本の特許制度	2	48
第24期特許法理論(上)	5	68
第24期特許法理論(下)	5	79
第24期特許法(争点と事例)	3	72
第1期海外商標・デザイン制度(商標)	1	13
第1期海外商標・デザイン制度(デザイン)	1	15
第16期先行技術調査(機械)	2	20
第16期先行技術調査(電気)	2	17
第16期先行技術調査(化学)	2	27
第21期審決・判例研究(技術)	3	87
第20期審決・判例研究(行政)	2	27
第11期審査事例研究(基礎、技術)	2	51
第1期審査事例研究(デザイン)	1	13
第1期審査事例研究(商標)	1	11
第1期審査事例研究(高級、技術)	3	66
第3期特・実審査基準ハンドブック読会(上)	2	53
第3期特・実審査基準ハンドブック読会(下)	2	38
第1期IP-R&D方法論	2	31
第8期新規公務員課程	5	20
第9期新規公務員課程	5	29

	第1期特許審査体験課程	1	18
特別 課程	引退設計課程	3	22
	リーダーシップ特講	1	71
合計		184	2,050

ハ. 評価及び発展方向

新型コロナウイルス感染の拡大により対面教育が困難であったが、オンライン・オフライン教育を並行することで支障なく教育を進めた。

特に、審査・審判官に対する経歴別カスタマイズ型教育、知的財産法・制度及び審判官法律専門教育などを通じて審査・審判人材の専門性と実務能力を強化し、現業への適用度を高め、審査審判の品質向上に貢献している。

2021年にはCOVID-19の長期化で教育運営・支援が萎縮しないようにするため、非対面オンライン教育に力を集中し、審査・審判官等級別教育課程の専門化・細分化、知的財産法律教育の細分化など総合的な能力開発に向けた教育システムを構築する計画である。また、新規審査官、新規公務員教育課程に知的財産主要政策科目を編成することで新規職員の知的財産政策に対する理解度を高め、審査官昇級課程に知的財産主要イシュー科目を新設することで、デジタル経済時代における韓国特許庁の主要知的財産政策の方向性を理解・共有し、高品質な審査・審判サービスを提供する上で重要な基盤となるよう引き続き努力していく計画である。

第2章 環境変化に対応する知的財産権制度の運営

第1節 特許・実用新案分野

1. 概観

特許審査企画局 特許審査制度課 技術書記官 ミヨン・デグン

AI、IoT、ビッグデータなど新技術が様々な業種間の融合・複合化を通じて新しい産業と付加価値を創出する第4次産業革命を牽引している。第4次産業革命時代には情報通信技術(ICT)を基に異なる分野の技術が融合して新しい価値が創出され、知的財産にも画期的な変化が現れている。

特に、データを基にするAI技術は韓国社会の各分野で様々な変化をもたらし、伝統的な特許制度の特許性判断基準の変化を求めている。特許庁はこのようなニーズに応えるため関連産業界と綿密に協力し、新しく発展する新技術に適した制度に改善するため持続的な努力を傾けている。

まず、先端産業育成を通じた国家競争力の向上に向けて核心産業分野の迅速な権利獲得基盤を確保するため、第4次産業革命関連の優先審査分野を既存7つから16分野に拡大・改編した。拡大された技術分野は非メモリ半導体、バイオ産業、未来型自動車など国家未来成長エンジン3大分野及び核心素材分野を包括しているため、多様な技術分野における迅速な技術の確保が支援できる。

また、第4次産業革命時代に歩調を合わせてデジタル新産業5つの分野に対して特許付与基準が収録された技術分野別審査実務ガイドを制定した。AIとIoT分野に対してはデジタル技術がサービスと結合して産業として発展する環境を反映し、技術的上昇効果を考慮する判断基準などを策定した。バイオ、医薬、植物分野に対しては急変する技術に対する明確な基準の定立と知財権保護環境作りのために技術分野の特性を反映した判断基準を再定立した。

そして、2019年末から急激な拡散によって全世界をパンデミック状態に追い込んだCOVID-19に対応し、零細な中小企業が危機を乗り越えられるように審査官との面談を強化した予備審査を拡大し、デジタル環境で多様なサービスを統合して知財権として獲得できる一括審査制度を導入した。

また、COVID-19という特殊な状況を考慮し、個別パソコン環境でテレビ電話面談が可能になるよう改編し、出願人が手続きを踏むことが難しい状況を反映して審査プロセスでの救済措置を拡大し、COVID-19と関連する医療技術特許情報などをリアルタイムで国民に知らせるサービスを提供した。

第4次産業革命時代に備えるとともに、COVID-19という特殊な環境を考慮して改編・拡大された多様な特許制度が中小企業を中心とする韓国企業が知財権を通じて国家の経済的な困難を克服していく上で大きな力になることを期待している。

2. 第4次産業革命に対応する特許審査制度の改善

特許審査企画局 特許審査制度課 技術書記官 ファン・ジュンソク
工業事務官 パク・ソンス

イ. 推進背景及び概要

AI、IoT、ビッグデータなどの新技術が様々な業種間の融合・複合化を通じて第4次産業革命をリードしている。そこで、第4次産業革命をリードする産業を支援するため、迅速かつ正確な審査サービス提供の必要性が持続的に増している。

このような背景の下で速い審査サービスを提供するために運営している優先審査制度の適用対象を拡大し、第4次産業革命をリードする技術分野を持続的に含めるように優先審査制度を整備した。

また、正確な審査のためには第4次産業革命技術分野の技術的な特殊性を審査基準

に反映する必要があるという問題意識から、技術別特徴を反映した審査ガイドを審査基準から分離して独立した形態で制定した。

一方、審査速度と正確性に劣らず重要な特許制度の公正性を高めるよう、真の発明者関連審査方法、審査官回避対象の拡大、審査官面談制度の改善を中心に特許実用新案審査基準を改善した。

ロ．推進内容及び成果

1) 第4次産業革命優先審査支援の拡大

特許に関する審査順位は原則として審査請求順位による。但し、国家産業発展や公益上緊急処理が必要と認められる出願に対しては例外なくこのような原則を適用した場合、国益及び発明の適切な保護が阻害される恐れがある。そこで特許庁は特許法第61条に基づき、一定理由に該当する出願に対しては審査順位と関係なく審査する優先審査制度を運営している。

第4次産業革命関連技術が発展速度が非常に速く技術寿命も短いため、国家産業発展や公益上緊急に処理する必要が認められるため、2018年4月から第4次産業革命技術と直接関連して新特許分類が付与された特許出願を優先審査対象に追加した。

そして、2019年6月からは国家競争力向上に向けた核心産業の迅速な権利創出基盤を確保するため、第4次産業革命技術関連新特許分類システムを既存の7大技術分野から16大技術分野に拡大し、第4次産業革命関連技術分野の優先審査対象を拡大した。対象の拡大によって2019年には133件であった申請件数が2020年には218件まで約1.6倍増加した。

＜表Ⅱ-2-1＞第4次産業革命優先審査対象

従来(7)	AI、IoT、3Dプリンティング、自動運転車、ビッグデータ、クラウドコンピューティング、知能型ロボット技術を活用した特許出願で、別表3で定める第4次産業革命関連の新特許分類に該当する特許出願
改正(16)	AI、IoT、3Dプリンティング、自動運転車、ビッグデータ、クラウドコンピューティング、知能型ロボット、 <u>スマートシティ、VRAR、革新新薬、新再生エネルギー、カスタマイズ型ヘルスケア、ドローン、次世代通信、知能型半導体、先端素材技術</u> を活用した特許出願で、特許庁が別表3で定める第4次産業革命関連新特許分類を付与した特許出願

また、第4次産業革命関連特許出願は新しいアイデアを保有する創業初期企業(スタートアップ)によって出願される場合が多かった。そこで2020年からはスタートアップに対する経済的な負担を緩和し、特許権を早期確保できるように優先審査申請料の70%減免を提供している。

一方、2020年5月に多様な革新企業の特許出願を優先審査対象として追加し、大韓民国の技術革新を支援する基盤を整えた。素材・部品・装備産業における国家競争力を強化し、国産化を促すため、従来「素材・部品専門企業」に適用されていた優先審査を「素材・部品・装備特化先導企業」に拡大し、「調達庁が指定した革新試作品と関連する出願」、「規制サンドボックスを申請した製品と関連する出願」も優先審査の対象として追加した。

2) 技術分野別の審査実務ガイドの制定

第4次産業革命時代においてデジタル新産業分野で韓国企業が国内外で高品質の特許を確保し、未来成長エンジンを創り出せるように支援するため、デジタル新産業分野の特許付与基準が収録された技術分野別審査実務ガイドを制定した。

デジタル新産業分野の核心技術の中でAI、IoTサービス、バイオ、植物、医薬分野を対象分野として選定し、各産業の技術成熟度、応用技術が多く含まれた融合・複合技術、新しく登場する新技術など各技術分野の特性による特許要件判断基準の要求事項に合致するよう、各産業別の特殊性を考慮した技術別審査基準を設けた。

AI分野は学習データや学習方法によってその結果が変わるにもかかわらず、それを公開しない場合は第三者実施が不可能で、権利範囲が不明確になる問題があるため、それに対応して明細書記載要件を明確にした。そして、ソフトウェアがハードウェアを利用して具体的に実現できるかどうかによる発明の成立性判断基準を定めた。

IoTサービス分野は既に公知となった構成要素間の結合で成される発明の特性を考慮し、構成要素の結合による上昇効果と発明のサービス分野を考慮した進歩性判断基準を設けた。同時に、結合発明に対してできる限り全ての進歩性判断事例を類型別に整理して提示した。

バイオ分野は生命体をその対象とする、もしくは生命体を利用して構成される発明の特殊性を考慮し、生物体の基本構成を中心に生命情報プロセスの段階を核酸、タンパク質、細胞分野に区分し、各分野別融合・複合技術事例を提示した。また、審査難題に該当するタンパク質活性断片、変異体及び相同性に関する具体的な事例を提示し、請求範囲と発明の説明記載要件の事例を収録した。

植物分野は遺伝子組み換え育種技術の特許性判断基準を明確にし、異種植物改良発明の特許性判断の時は異種の生物学的な壁を乗り越えた構成的な違いを明確にするように特許要件を明確にした。また、明細書記載要件の中で反復再現性に対して実質的な再現確率ではなく理論的確率で立証できるように育種過程に対する記載要件を緩和した。

医薬分野は医薬発明の種類を細分化し、バイオ医薬発明と医薬品製剤発明の特許要件及び記載要件の審査基準を定立した。そして、医薬用途発明の有効成分の明細書記

載要件を提示し、医薬用途の解釈方法を定立した。また、化合物医薬及び天然物医薬分野の判断基準を再定立した。

3) 公正性の向上に向けた審査基準の改善

特許制度の運営過程で発生し得る不公正事項を改善する方向に審査基準を改正した。

個人発明者などの発明意志を高めるため、一定の条件下で特許手数料を減免しているが、手数料の減免を目的として真の発明者でない者を発明者及び出願人に含めて不当に手数料の減免を受けようとする場合、これを防止する必要がある。そこで特許出願の発明者が真の発明者ではないという合理的な疑いがある場合、拒絶理由を通知することができることを明確にするよう審査基準を改正した。そして、出願人が提出した立証書類だけでは判断が困難な場合、真の発明者であるかどうかを確認するため、発明者面談を実施できる手続を新設した。

また、特許出願の審査を担当する審査官が当該出願に対する利害当事者に該当して審査の公正性が損なわれる恐れがある場合は審査官が当該出願の審査を回避できるように審査基準が運営されているが、審査官が回避できる範囲に審査時点から2年以内に同じ審査部署に勤務したことがある庁出身弁理士が代理する出願件を回避対象として追加するよう審査基準を改正した。

そして、出願人や代理人との審査官面談過程において、出願人などが強く苦情を申し立てる場合や庁出身弁理士が過剰な要請をする場合は審査の公正性が確保され難いことがあるため、審査官面談時に上位決裁者である特許チーム長が同席できるようにすることで審査の公正性を確保するよう審査基準を改正した。

ハ. 評価及び発展方向

優先審査制度は緊急処理の必要性がある出願に対して迅速な審査で特許権を確保させる制度で、技術発展が急速に行われている第4次産業革命の新技术分野に対する迅

速な権利創出のために持続的に改善していく必要がある制度である。今後も産業界との緊密なコミュニケーションを通じて新しい技術分野を優先審査の対象に追加し、優先審査制度の趣旨を最大にする方向に優先審査制度が発展することを期待する。

技術分野別審査実務ガイドの制定を通じて審査官と産業界の常時協力システムを構築し、企業からの要求事項及び技術動向の変化を適時に審査実務に反映することで、韓国産業の現実に合った技術分野別カスタマイズ型審査制度を構築した。これを活用し、担当審査官が産業別の特殊性を考慮して審査実務の戦略的運営が可能となり、今後、産業界のニーズを引き続き反映し、審査実務ガイドの対象を拡大していく必要がある。

特許制度による産業発展の恩恵が全ての国民に行き届くためには、不公正な事項が見つかり次第、即時にそれを是正する必要がある。今後も出願人など外部顧客の意見に持続的に耳を傾け、特許制度がより公正な制度に発展するよう努力する必要がある。

3. 出願人の利便性向上に向けた特許法制の改善

特許審査企画局 特許審査制度課 施設事務官 ヒョン・ジェヨン
工業事務官 イ・ドンファン

イ. 推進背景及び概要

2019年末から肺炎と類似する症状を見せ、全世界で急激に広がった新型コロナウイルス感染症はどの時点で収まるのか予測が難しい状態が続いている。世界保健機関(WHO)は猛烈なスピードの感染の勢いを考慮し、2020年3月11日史上3番目のパンデミックを宣言するに至った。

こうしたCOVID-19パンデミックの状況で、相対的に零細な中小企業は販路が断たれ顧客が減るなど続けて経済的困難に直面しなければならなかった。中小企業がCOVID-19による経済的困難を克服するためには新しい知財権アイデアを発掘し、COVID-19の

状況に適した新しい製品またはサービスを創出していくことがいつにも増して切実な状況であった。

また、COVID-19により審査官との対面面談が難しくなり、特許行政手続が遅れるなど、出願人に多くの不便が生じた。これを受け、特許出願人が審査官と対面以外の方法で審査内容について議論できる手続が急がれることとなり、特許行政の手続が遅れることを救済する必要性が高まった。

それに加え、COVID-19を診断するための診断技術とこれを予防、治療するためのワクチン及び治療剤の開発に全世界がまい進している。その中でCOVID-19診断技術と関連しては「K-ウォークスルー」という用語が出るほど、技術力で韓国が先制的にリードしてきた。このような韓国のCOVID-19診断技術を国内だけでなく全世界に輸出するために国内外で知財権を通じて技術を保護し、このような技術を量産して海外に進出するよう支援する制度の構築が急がれる。

したがって特許庁は今年中小企業の様々な国内技術の確保及び海外進出活性化に向けた政策を講じ、出願人が審査官との対面面談が難しい状況を反映してテレビ電話面談または電話面談を拡大した。また、COVID-19の状況で適時に遂行できなかった手続きに対する救済範囲を拡大し、国民にCOVID-19関連特許情報を提供することでワクチン、治療剤と検査技術の動向を迅速に把握できるよう支援した。

ロ. 推進内容及び成果

1) 中小企業の特許確保制度の改善

特許庁は今年8月から中小企業の特許海外出願の活性化を支援するために中小企業の特許多出願技術分野37個を予備審査面談対象として拡大した。従来運営されてきた高難度の技術分野195個に加え、中小企業が海外出願を多く行う技術分野に対して予備審査を申請できるようにすることで、迅速な権利化と海外出願を決定できるように支援した。

予備審査は、公式の審査の前に出願人と審査官が直接会って出願人に事前の審査結果を提供し、審査意見を交換するための制度である。これを通じて出願人は拒絶理由を公式審査の前に把握して対応し、審査官は出願人と直接技術と審査意見を交換することで正確な審査ができるというメリットがある。

予備審査に対する最初の審査結果通知は予備審査申請日から2カ月以内に行われるため、この制度を活用する中小企業は速やかに特許可否を把握することができ、登録可能な請求範囲を事前に補正することで高品質の特許を速やかに確保することができる。

また、今年12月には創業から3年以内の零細中小企業が複数製品からなる製品群やCOVID-19時代に急成長しているデジタルサービスに対して一括審査が申請できる制度を設けた。これにより中小企業は関連する様々な製品に対して同時に知財権を獲得できるようになっただけでなく、デジタルで提供する類似サービスに対して多様な知財権を一度に確保できるようになった。

2) テレビ電話面談、電話面談の拡大

今年の初めCOVID-19の拡大によって対面面談が難しくなったことを受け、特許庁は今年3月にテレビ電話面談を拡大し、電話面談を活性化する措置を取った。

具体的には、以前はテレビ電話面談がソウル事務所または8カ所の地域知的財産センターでのみ可能であった、今年からはインターネットが可能なパソコンでテレビ電話面談ができるようにシステムを構築した。このようなシステムでは出願人と審査官が画面を共有し、画面上に板書をして説明したい部分を明確に表示できるようにし、録画機能を提供することで面談事項を再確認できるようにした。

また、カメラ、ヘッドセットなどの装備がない場合にも電話機を利用してテレビ電話会議システムを通じて面談が可能になり、出願人が審査官と簡単に面談できる多様

な方式を導入した。

3) 審査手続きに対する救済措置の拡大

特許庁はCOVID-19の急激な拡散に対応し、2020年3月末から5月末までの期間で手続きが満了する特許、実用新案に関する手続きを5月31日まで職権で一括延長する公告文を発表した。これによりCOVID-19の危機的状況において審査手続きを逃した出願人が当該手続に対する救済を受ける道を開き、出願手続が不測のうちに終了するという不意の事態を防ぐことができるようになった。

また、出願人がCOVID-19によって手続きを続行できない障害事由が発生した場合、審査手続きの中止、もしくは審査保留ができるように措置を取った。それに加えて、COVID-19によって当事者が責任を負えない事由で期間が経過した場合、これを保存できるようにした。特に、特許料を納付できなかった場合、当事者が責任を負うことができない事由を疎明することで特許が放棄される不利益を防止した。

4) COVID-19特許情報の提供

特許庁は今年3月に「特許情報ナビゲーション」を構築し、COVID-19に関連する①治療剤、ワクチン分野の技術動向、②診断、検査分野の技術動向、③防護、防疫分野の技術動向、④特許権が消滅して誰でも自由に実施できる自由実施技術に関する情報を国民に提供した。

各分野別の情報には特許登録番号、発明の名称、技術分野などの細部情報が示されており、出願人がCOVID-19関連技術に対する確保戦略を立てる上で大きく役立った。2020年にCOVID-19と関連して提供された特許技術情報は計6千件余りに上る。

ハ. 評価及び発展方向

予備審査の対象をPCT出願をした中小企業に拡大したことで、予備審査の結果を受

けた中小企業は海外出願をするかどうか迅速に決定でき、最適な権利範囲で海外で特許として保護されるため、中小企業の海外進出に大きく役立つものと期待される。

そして、COVID-19で対面面談が困難な状況で、多様なテレビ電話面談と電話面談を通じて出願人と審査官間のコミュニケーションに障害が生じないようにすることで、より優秀な特許権を確保することに貢献するものと見られる。また、手続きを逃す恐れのある出願人に対する救済の幅を拡大し、パンデミック危機の中で今後中小企業の事業アイテムになり得る知財権の確保に万全を期すことができると期待される。

加えて、COVID-19に対する予防と治療が何より重要になり、関心が高まっている今の時代に誰でもCOVID-19特許技術に対する情報が確保できるようにすることで、現在の困難を先端技術で乗り切る礎となることが期待される。

今後出願人が不便を強いられている特許制度に対する意見を取り集め、出願人の不便を解消するための法・制度を継続的に整備していく計画である。その一環として、COVID-19によって特別災難地域として宣布された地域の零細企業に特許手数料を減免する制度の導入を検討し、拒否決定に対して不服申し立てできる期間などを増やし、出願人の権益を保護するための法・制度などを構築していく計画である。

第2節 商標・デザイン分野

1. 出願人の利便性向上及び審査品質向上に向けた商標制度の改善

商標デザイン審査局	商標審査政策課	行政事務官	チョン・ヒギョン
		行政事務官	チョン・ムチョル
		行政事務官	カン・スング

イ. 推進背景及び概要

1) 商標権保護の強化

相当な投資と努力を通じて構築した商標権者の信頼を強く保護することは、商標権者だけでなくその商標を信頼して製品を購入した需要者にとっても利益になる。

このように商標は製品の出处を表す機能、広告宣伝機能、製品の品質を保証する機能を同時に持っている。最近では消費者の目線が高くなるにつれ、品質保証機能が大きくクローズアップされている。

したがって、消費者の製品選択権などを保障するためには、商標権者の商標と同一または類似する商標を使用して消費者を混乱させる行為を根絶する必要があり、故意に商標権者または専用使用権者の登録商標と同一・類似の商標をその指定商品と同一・類似の商品に使用して商標権または専用使用権を侵害した者に対する損害賠償額を引き上げるべきであるという要求があった。

2) 出願人の利便性及び審査明確性の向上

商品の外観を示す立体商標及び特定の位置に使用され識別力が認められた位置商標など非典型商標の出願増加に伴い、非典型商標を出願する過程で不便な点などを改善

するために商標法施行規則を改正した。また、営業外観のようなトレードドレス⁵ 保護を強化し、審査の正確性を高めるため、商標審査基準を整備した。

また、ニース国際商品分類基準の反映及びデジタルシフトなど取引の現実に合わせた商品分類体系作りと名称整備のため、類似商品審査基準を改正した。

ロ. 商標法の改正(法律第17531号、2020. 10. 20. 公布・施行、法律第17728号、2020. 12. 22. 、一部施行2021. 6. 23.)

特許法に導入された特許権の故意侵害に対する3倍賠償及び損害賠償の混合算定方式⁶と類似する制度を導入する改正を行った。改正を通じて商標権者の生産能力を超過した数量に対しても合理的使用料に相当する金額を受け取ることができるようになった。特許法と異なる点は、3倍賠償の考慮要素のうち「侵害者の優越的地位」を考慮しない代わりに、「侵害行為によって当該商標の識別力または名声が損なわれた程度」を考慮することであり、法定損害賠償額の上限を1億(故意侵害時3億)に引き上げたものである。

ハ. 商標法施行規則の改正(産業通商資源部令第405号、2020. 12. 30. 公布、2020. 12. 1. 施行)

1) 立体・位置商標の商標見本の図面提出要件の緩和

立体・位置商標出願時に提出しなければならない商標見本を構成する図面の数を既存2枚以上5枚以下から5枚以下に改正した。下限を削除することで立体商標及び位置商標の特徴を明確に表現できる場合には1枚の図面でも出願書を提出することができるようになり、出願人の不便を解消する一方、国際規範との調和を成すようにした。

⁵ 米国判例で提示された概念で、商品の大きさ、模様、色彩または色彩の結合、肌触り、図形、設計などが結合して形成される商品全体のイメージと総合的な外観を意味する。

⁶ (生産限度内)生産数量×単位数量当たりの利益額+生産超過分×合理的使用料

2) 商標登録出願補正書の統合

国内商標登録出願と国際商標登録出願の補正書様式を統合することで、国際商標登録出願の実体補正書提出時にだけ別途規定された様式を使用することによる出願人の不便を解消した。

3) 登録商標表示方法の弾力化

デジタルシフト時代の到来に伴い、新技術を使用した登録商標表示方法が登場する場合に備え、登録商標表示方法を弾力的に規定できるよう、具体的な事項を特許庁長告示に委任した。

ニ．商標審査基準の改正(特許庁例規第119号、2020.12.23.改正、2021.1.1.施行)

1) 機能性審査の強化

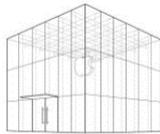
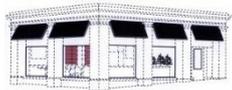
特許として保護されるべき要素が商標権によって無期限保護されないよう非典型商標の特性に対する機能性審査を強化するため、機能性審査基準を主要判断要素である特許権の存在有無、非典型商標の実用的メリットに対する広告・広報の存在有無、代替可能な形状などの生産容易性及び経済性などを中心に判断するよう改編し、各要素別の判断プロセスをフローチャート形式で提示し、機能性審査の実質的な指針として活用できるようにした。

2) 非典型商標審査基準の整備

トレードドレスが商品競争力の主要要素として働き、商品の固有の識別・出处表示としての機能が強化されたことで、「建物の内観・外観(営業場所を示す立体的形状)」を立体商標の類型として審査基準に明示し、関連審査基準を新しく立てた。また、位置商標として出願して保護を受けようとする対象を既存の形状または模様から色彩も認め、その対象を拡大した。一方、非典型商標の識別力判断基準の整備及び審査手続

きの明確化など審査の正確性を高めるため審査基準全般を改善した。

<図Ⅱ-2-1> 営業場所を示す立体的形状の登録事例(米国)

標章			
登録番号	米国(登録)第4277914号	米国(登録)第4021593号	米国(登録)第3956102号
指定商品	携帯電話小売業	コンピュータ小売業	製菓店業

(標章出处：<https://www.uspto.gov/>)

3) 不登録要件審査基準の整備

「著名な他人の姓名など」を含む商標登録出願審査の際に他人の承諾事項確認手続きなどを整備し、使用による識別力を取得した商標と他の出願商標との類似判断時の留意事項を明示した。また、国旗・地図が含まれた商標が需要者を欺瞞する恐れがある場合、法第34条第1項第12号の適用対象であることを明示するなど審査基準を整備した。

4) 地理的表示及び地理的表示団体標章審査基準の整備

イギリスのEU離脱及び韓-英FTA発効(2021. 1. 1)による保護対象地理的表示目録を審査基準に反映し、地理的表示団体標章の指定商品認定要件を明確に整備した。

ホ. 類似商品審査基準の改正(特許庁例規第118号、2020. 12. 24. 改正、2020. 1. 1. 施行)

1) ソフトウェアの用途明確・細分化

2021年1月1日から出願されるソフトウェアと関連する商標に対しては、これまでの

取引実情を反映し、「ゲーム用ソフトウェア、カーナビゲーション用ソフトウェア」のように用途を明確に記載した商標のみ登録できるように審査基準を改正し、ソフトウェアの用途を基準に「システム/応用/ゲームソフトウェア」と細目化し、用途不明な包括名称は削除するなど審査基準を整備した。

2) ソフトウェア商品-サービス間の類似判断範囲の調整

ソフトウェアと連携したサービスの活性化に伴い、ソフトウェア商品と関連サービス業種の類否を判断することにおいても「用途」を中心に標章間で個別的・具体的に比較することで、商品やサービスの出处に関して需要者が混同しないよう審査基準を改正した。

<図Ⅱ-2-2> ソフトウェア商品名称登録可否の例示

区分	登録可能	登録不可能
商品名称	・コンピュータ運営システムソフトウェア	・記録されたコンピュータソフトウェア
	・ビデオゲームソフトウェア	・インターネットアクセス用ソフトウェア
	・音楽作曲用ソフトウェア	・スマートフォン用アプリソフトウェア
	・ナビゲーションソフトウェア	・企業用コンピュータソフトウェア
	・子供教育用ソフトウェア	・統合ソフトウェアパッケージ

へ. 評価及び発展方向

今回商標法の改正で商標権者が適正な水準で損害賠償を受けることができるようになり、故意侵害の場合は3倍まで賠償を受けることができるようになったことで、商標権保護、ひいては商標権侵害の予防効果まで期待できるものと見られる。

また、商標法施行規則の改正によって現行制度の運営上指摘された一部不備点を改善することで、出願人の便宜を図った。

その他にも非典型商標の審査基準をより明確にし、新たな商品名称を反映するなど

審示基準を整備することで審査一貫性及び出願人の権利確保に対する予測性を高めることに大きく貢献できると期待される。

一方、2020年下半期には商品販売媒介者の商標権間接侵害責任及び免責を規定する改正案、商標登録出願に対して拒絶理由のない指定商品に対しては商標登録が受けられるようにする部分拒絶制度の導入改正案、拒絶決定に対する再審査が請求できる再審査請求制度の導入改正案などが発議され、当該法律案が改正・施行される場合、商標権者の権利保護強化及び出願人の利便性向上が予想される。

2. 出願人の利便性向上に向けたデザイン制度の改善

商標デザイン審査局 デザイン審査政策課 書記官 ペ・フンソン
デザイン審査政策課 行政事務官 ソン・ユンソプ

イ. 推進背景及び概要

21世紀感性の時代を迎え、グローバル一流企業は革新的なデザイン、クリエイティブなブランドイメージなど差別化されたデザインで企業の競争力を高めている。

そこで特許庁はデザイン団体、企業、学界及び弁理業界など多様な分野の意見を反映してデザインの創作性要件を強化し、複数デザイン登録出願の要件を大幅改善した。一方、類似デザイン制度を廃止して関連デザイン制度を導入する内容を骨子とするデザイン保護法全部改正案を講じ、2014年7月1日から施行している。

そして、2017年にはデザイン保護法のうち新規性喪失例外主張期間及び時期を拡大し、2018年にはデザイン書類電子化機関の役職員に秘密保持を義務付け、優先権証明書類を書面で提出する代わりに電子的に提出できるようにした。2019年には社会的弱者の知的財産権保護を強化するため、低所得者層、障害者、青年創業者などにデザイン審判を無料で支援するデザイン審判国選代理人制度を施行した。2020年には施行規則を改正してデザイン図面提出要件を大幅緩和し、出願人の利便性向上とデザイン権

保護強化のために審査基準を改正した。

ロ. デザイン保護法令の改正内容

1) デザイン保護法施行規則の改正

第一に、フォントデザイン登録出願時にフォントファイル形式の図面を提出できるようにすることで、フォントファイルを開発・製作した後、デザイン登録出願のために別途図面を作成しなければならない時間と費用が節減できるようになった。

第二に、デザイン登録出願時における図面・参考図面提出形式の制限を緩和し、デザイン登録出願後に補正のため図面を再提出する場合、従来は出願時に提出したファイル形式と同じファイル形式だけを認めていたものを他の形式のファイルでも提出できるようにすることで出願人の利便性を高めた。

第三に、デザイン一部審査登録出願の対象物品を既存の3種類から7種類に拡大した。デザイン一部審査登録出願はデザインのライフサイクルが短く模倣しやすい物品(衣類、織物生地など)に対して方式審査と登録要件の一部だけを審査し、早期に権利を付与する制度である。デザイン一部審査登録出願は通常出願から登録まで60日程度かかり、2～3週間でデザインが変化するファーストファッションの流行など目まぐるしく変わるデザイン業界の現実に足並みを揃えるには力不足であった。そこで2020年1月からはデザイン一部審査登録出願に対して審査処理期間を画期的に短縮し、出願書に特に問題がない場合は10日以内に登録できるように迅速な審査を推進している。

さらに、2020年12月からは一部審査登録出願の対象となる物品類も拡大した。従来は2類(衣類)、5類(織物生地)、19類(事務用品)の3つの類に属する物品のデザイン登録出願に対してのみ一部審査を適用してきたが、これに1類(食品)、3類(ファッション雑貨)、9類(包装容器)、11類(宝石・装飾具)に属する物品のデザイン登録出願に対しても一部審査を適用し、迅速審査が受けられるようにした。

＜表Ⅱ-2-2＞デザイン一部審査登録出願の対象拡大(2020.12.1.施行)

既存				追加				
物品分類	2類	5類	19類	+	1類	3類	9類	11類
代表物品	衣類	織物生地	文具類		食品	靴・雑貨	包装容器	宝石・装身具

2) デザイン審査基準の改正

第一に、デジタルシフトによる新規物品が増加している中で、英語だけで構成された言葉であっても関連デザイン業界で通常使われる名称である場合(例:Smart Watchなど)は正当な物品の名称として認めた。

第二に、デザイン保護法第34条第3号の不登録事由と関連し、著名な商標・サービス標をデザインで表現した場合、デザイン登録が受けられないように具体化した。

第三に、反復デザインの登録要件を緩和し、単位模様が1回だけ表示されたとしても、「デザインの説明」を通じてデザインが明確に特定できる場合は登録できるようにした。

3) 優先権証明書類の電子的交換サービスの拡大に向けた告示の改正

従来米国・中国・日本特許庁だけが可能であったデザイン出願の優先権証明書類オンライン交換(DAS:Digital Access Service)を欧州連合知的財産庁(EUIPO)、オーストラリア、オーストリア、ブラジル、カナダ、チリ、コロンビア、ジョージア、インド、イスラエル、イタリア、メキシコ、ノルウェー、スペイン、WIPO国際事務局にまで拡大した。

ハ. 評価及び発展方向

今回のデザイン保護法施行規則の一部改正を通じてデザイン図面の提出要件を緩和

することでより便利に出願・登録できるようにし、一部審査登録対象品目の拡大で迅速にデザイン権が確保できるようにした。

また、デザイン審査基準の一部改正を通じて、英語だけで構成された単語でも関連デザイン業界で通常使用される場合は正当な物品の名称として認めることで、国際的基準と取引実情に符合するようにした。そして、他人の業務と関連する物品との混同を予防するために著名な商標・サービス標をデザインで表現する場合はデザイン登録が受けられないように具体化することで、著名な商標・サービス標に対する保護を強化し、反復デザイン要件を緩和することでデザイン権を簡単かつ早く確保できるようにした。

その他にも優先権証明書類の電子的交換の対象国を拡大し、出願人の費用負担を軽減することで、以前より容易に出願できるようにした。

2021年にはデザイン保護法の改正を推進する計画である。

第一に、新技術を活用したデザインの保護対象を拡大し、外部壁面または空間上に表現される画像デザインそのものを保護し、一セットの構成物品の共通する特徴的な部分だけを模倣するデザインを遮断するため、「一セットの物品」も部分デザインとして登録できるようにする計画である。

第二に、分割出願の優先権主張の自動認定、再審査・審判請求期間の延長、審査官の職権再審査の導入、共有デザイン権者の実施事業の保護などで出願人及び権利者の便宜を図るとともに権利保護を強化する計画である。

第三に、払戻対象手数料の拡大、国家的災害時の手数料減免、不当に減免を受けた手数料の徴収など不合理な手数料規定を改善する計画である。

また、施行令を改正し、企業が経営戦略の一環として秘密デザインを活用できるように「物品名称及び物品類」を秘密デザインの開示項目から除外する計画である。

第3編 知的財産でリードする産業競争力

第1章 特許基盤産業競争力の強化

第1節 特許ビッグデータ分析を通じた技術自立及び産業育成の支援

1. 概観

特許ビッグデータ担当官 技術書記官 チョ・ヒョンギョン

データは「未来の石油」、「未来の資本」と呼ばれるほど存在感が増している。データの中でも4億8000万件を超える全世界の特許データは価値の高い情報であり、世界各国の大学、研究所、企業などが技術革新のために骨身を削る努力と費用を注いだR&Dの成果物である。

特許は新しく進歩した技術に対して付与されるもので、従来存在していた問題とこれを解決するための技術的手段が特許文献に詳細に提示されている。すなわち、特許は茫々たる大海のような技術市場で我々がどこへ、どのように進むべきか道を提示する役割をするため、産業競争力強化のための特許データ活用の重要性が浮き彫りとなっている。

現在、COVID-19パンデミックにより経済と産業全般におけるデジタルシフトが加速化しており、保護貿易の拡散、デジタル交易の拡大、グローバルバリューチェーン(GVC)の再編など通商秩序にも大きな変化をもたらされている。特に米・中貿易戦争が技術覇権戦争へと深刻化するにつれ、米国は米・中間の技術分野のデカップリングを通じて中国の追撃を根本的に遮断する戦略を追求しており、最近G7をD10に拡大するなど技術経済のブロック化を強化している。

したがって、海外依存度の高い韓国も技術経済のブロック化に備え、特許ビッグデータを分析し、韓国の技術水準を把握するとともに、主要産業の供給網の再整備、技術自立化など対応戦略を練る必要がある。

海外では特許ビッグデータを活用しようとする動きが起きており、民間特許情報サービス会社が多様なビッグデータ分析サービスを提供している。代表的なものとして、米国のLexis Nexisは特許ビッグデータの分析結果を視覚化してサービス利用者に提供することで、多くの脚光を浴びている。また、各国の特許庁及び公共機関でも特許ビッグデータの分析を提供するための活動を活発に展開している。

このような特許ビッグデータの分析結果は企業の次世代の事業アイテム、空白技術分野の発掘を通じた市場の先取りなどに活用でき、特許出願動向と各国のR&D投資政策、法・制度の変化などを時系列的に分析すれば、政策及び制度の改善に関する有意義な示唆も導き出せる。しかし、韓国の現実はまだ政府のR&D課題発掘から企画段階まで各分野の専門家集団の直観と経験により頼っているため、限界に直面している状況である。

特許庁はこのような特定の専門家による主観的決定から脱して、データに基づいた客観的な政策及びR&Dの方向性を提示するため、特許ビッグデータ分析を通じて産業を診断し、今後有望な分野を予測する新しい戦略を提示している。

2. 特許ビッグデータに基づいた産業革新の支援

特許ビッグデータ担当官 技術書記官 チョ・ヒョンギョン

イ. 推進背景及び概要

特許は全世界企業・研究所などが独自開発した技術競争力を確保・保護するために多額の費用を支払って生産した技術情報であるため、国家企業別技術水準と今後予想される市場シェアの変化を先に示す羅針盤のような役割を果たす。そのため、全世界R&D動向などが集約された特許ビッグデータをうまく活用すれば、産業融合・複合時代において国家競争力が確保できる客観的かつ正確なR&D戦略及び革新対策の道しるべになれる。

まず主要産業分野の一つであるディスプレイ産業に対する特許ビッグデータ分析を実施した結果、産業動向と有望なR&D分野を導き出すことができ、特許基盤産業育成の必要性を確認することができた。特にR&D関連省庁も客観的なデータを基に産業育成政策を導き出さなければならないことに共感した。

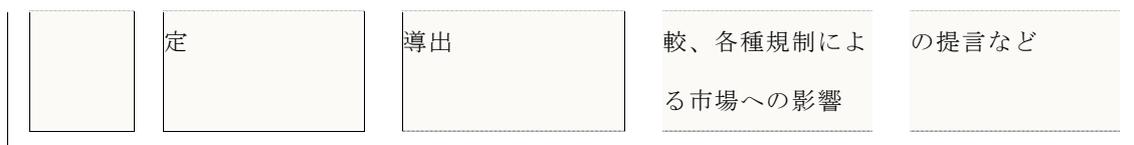
特許庁は主要産業に対する特許ビッグデータ分析を通じた現状診断にとどまらず、今後有望な技術及び有望なR&D課題を発掘・提案するため、予測分析をより強化して特許ビッグデータ分析を実施した。

ロ. 推進内容及び成果

韓国の主要産業の中で至急性、波及性などを考慮し、2019年ディスプレイ、システム半導体、バイオ・ヘルス、水素産業、次世代電池に続き、2020年には人工知能、再生エネルギー、IoT家電、自動運転車、無人飛行体(ドローン)に対する特許ビッグデータ分析を実施した。

<表Ⅲ-1-1>特許ビッグデータに基づいた産業革新戦略の策定プロセス

プロセス	①分野選定	②特許分析	③産業分析	④政策提案
内容	<ul style="list-style-type: none"> ・新産業及び主力産業の27大分野をメイン軸に検討 ・関連資料調査及び内・外部専門家意見聴取 	<ul style="list-style-type: none"> ・技術分野別特許動向尾分析・診断(国家別・主体別など) ・ビッグデータ分析技法の活用(テキストマイニング、SNAなど) 	<ul style="list-style-type: none"> ・国内外の市場分析 ・国内外の規制及び政策分析 ・技術動向分析 ・専門家意見聴取 	<ul style="list-style-type: none"> ・有望R&D課題導出(優先順位の提示など) ・政策的示唆点の導出及び提言
例示	次世代電池、システム半導体など主力産業の選	技術成長性、韓国の競争力、障壁度、影響力などを	市場規模及び成長率予測、韓国と日本の育成政策比	集中育成分野の導出、人材育成方法の提示、規制緩和



韓国がファーストフォロワーからファーストムーバーになるためにはファーストムーバーの必須条件であるR&D先導及び市場の先取りが必要であり、そのための有望技術及び政策示唆点を導き出すことを目標に、分野別のネットワーク分析(SNA、Social Network Analysis)、キーワードの頻度(TF、Term Frequency)を区間別に分析するなど新たなアプローチを試みた。

このような分析方法を通じて人工知能、再生エネルギー、IoT家電、自動運転車、無人飛行機(ドローン)の5大分野で有望なR&D課題を導き出し、これを産・学・研に提供することで特許ビッグデータを基盤とする産業を育成するための方向性を提示した。

そして、分析された主要産業に対する特許動向と有望なR&D課題など特許ビッグデータ情報の活用性を高めるため、オンラインポータルを構築して公共と民間に開放しており、特許ビッグデータ分析を効率化するため自動分析方法などを開発し、各種視覚化資料を搭載して提供している。

ハ. 評価及び発展方向

特許ビッグデータを基盤とする産業革新支援は特許ビッグデータを活用した主要産業別深層分析及び診断を通じて導き出した産業の危機信号と有望技術を関係省庁及び企業などに提供することで、R&Dの方向性を設定して成果を高める上で大きく貢献している。

特許ビッグデータの分析結果は、科学技術情報通信部、産業部、国土部、環境部などの政府R&D機関だけでなく企業も参考にしてR&D企画に活用している。また、最近の輸出規制・貿易紛争などの主要経済懸案問題に対しても特許観点の技術的解決方策を提示している。

今後協会や学会を通じて特許ビッグデータの分析結果の普及に努め、セミナーとカンファレンスを通じて特許ビッグデータの分析結果を配布するなど、特許ビッグデータの活用を高めるため、関連機関と様々な協業方策を講じる計画である。

さらに、2021年には炭素中立関連産業を含む主要5大産業に対する産業革新戦略を立てる予定であり、今後全産業分野に拡大することで特許基盤産業の育成に特許ビッグデータを活用する計画である。

特許ビッグデータを基盤とした産業革新支援は国内総生産(GDP)に比べて世界でも多くR&D投資を行いながらもR&Dの経済的成果が低い「韓国のR&Dパラドックス」を解決する上で大きく貢献すると見られる。

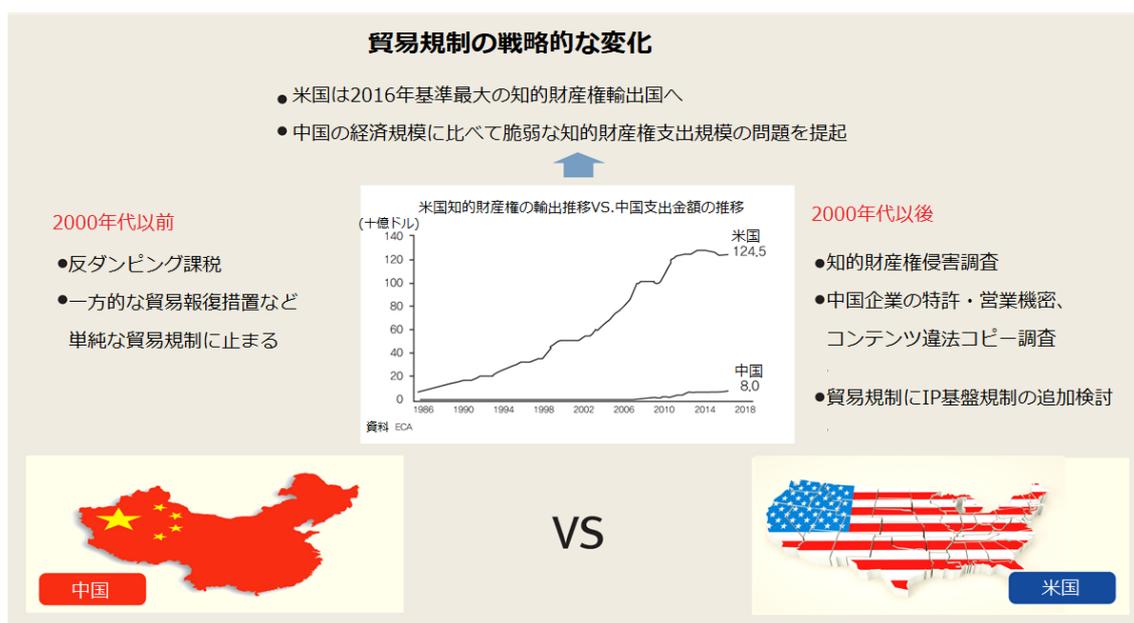
第2節 特許連携研究開発戦略(IP-R&D)の高度化

1. 概観

産業財産政策局 産業財産創出戦略チーム 工業事務官 パク・ジェヨン

21世紀は技術とアイデア、ブランドなど無形資産が付加価値創出のエンジンになる知的財産の時代である。各国は創意的なアイデアを知的財産権として確保して未来市場を先取りすると同時に独占的な地位を構築するための競争を繰り広げ、銃声なき戦争と呼ばれる特許紛争と訴訟も熾烈になりつつある。

<図Ⅲ-1-1>米・中貿易規制手段などの戦略的な変化



パテントトロールと呼ばれる特許管理専門会社(NPEs)と製造企業間の特許訴訟が持続的に増えているだけでなく、クアルコムとアップル、サムスンとファーウェイ間の訴訟からもわかるように、グローバル企業も知的財産を武器にして市場で有利な位置を占め、収益を最大に引き上げるために攻撃的な知的財産戦略を推進している。

今やこのような特許紛争は大企業に限った話ではない。特許訴訟で提訴された国内の中小・中堅企業の状況を見ると、2015年には6件に過ぎなかったものが2018年に

は26件に増え、わずか4年で4倍水準にまで増加した。これは特許紛争の対象が普遍化し、それによって中小企業における知財権戦略が如何に重要であるのかを示している。

特許庁は韓国中小企業の知的財産競争力を強化するため、2009年からIP-R&D戦略支援事業を推進してきた。特許(IP)分析を基に産業界R&D現場で新規IP創出戦略、最適なR&D方向、IPインフラ構築などカスタマイズ型知財権コンサルティングを支援している。

今年で13年目を迎えたIP-R&D戦略支援事業はこれまで計2,500社余りの中小・中堅企業課題を支援し、参加企業の知的財産中心R&D戦略の策定や特許経営認識の向上に大きく貢献している。また、単に個別企業に対する支援に止まらず、韓国産業界に知財権の重要性を伝えるためにCEO・CTO懇談会、企業R&D現場訪問、優秀事例共有会、方法論コンペティションなどを通じて知的財産基盤R&Dの民間への拡散も図っている。同時に、IP-R&D大衆化における中心的な役割を果たすように民間主導の自律協議体である「知的財産革新企業協議会」を7年間運営している。

このようなシステムを基に2020年には知財権と連携した研究開発戦略支援、グローバル技術革新IP戦略開発、企業群共通核心技術IP戦略支援など企業のR&D現場にカスタマイズ型・密着型IP-R&D支援を積極的に推進した。

2. 素材・部品・装備分野技術自立に向けたR&D連携IP-R&Dの迅速な支援

産業財産政策局 産業財産創出戦略チーム 工業事務官 パク・ジェヨン

イ. 推進背景及び概要

核心素材・部品・装備は韓国主力産業のバックボーンであり、製造業競争力の必須要素であるが、依然として日本に対する依存度が非常に高い。また、核心素材・部品・装備分野は韓国中小企業の技術水準も米国など先進国に比べて85～89%水準に過ぎない状況である。

このように現在は日本などが先取りした特許障壁に対する克服無くては代替技術の確保も不可能であり、ライセンス中断、知財権訴訟の提起など特許攻撃も懸念される状況である。

この問題を解決するためには素材・部品・装備R&D革新と知的財産を基にした韓国企業のグローバル競争力の確保が必要であるため、そのための総合的なIP-R&D戦略支援計画の策定が求められる。

ロ. 推進内容及び成果

特許庁は2019年8月「素材・部品・装備競争力強化対策」、「素材・部品・装備R&D投資戦略及び革新対策」を通じて特許障壁克服などに向けた素材・部品・装備分野のIP-R&D拡大を政府対策に反映し、11月にその後続措置として「知的財産基盤の技術自立及び産業競争力強化対策」を関係省庁が合同発表した。これを通じて素材・部品・装備分野R&Dに対するIP-R&D並行推進を制度化するなど国家R&Dに特許ビッグデータを活用して技術自立加速化を推進している。また、素材・部品・装備関連核心品目(100+ α)政府R&D課題(500課題余り)に対して特許庁とR&D省庁が費用を分担してIP-R&Dを全面適用することに合意する成果も収めた。

また、2019年11月「素材・部品・装備技術の早期確保に向けたIP-R&D強化策」を策定し、核心品目(100+ α)政府R&Dに対するIP-R&D全面拡大を推進し、「IP-R&D戦略支援」予算も2019年212億ウォン(263課題)から2020年308.2億ウォン(389課題)、2021年389.3億ウォン(526課題)と増加している。

2020年には素材・部品・装備の核心品目(100+ α)政府のR&D課題に対して特許庁とR&D省庁が費用を分担し、IP-R&D(299課題)を集中的に支援した。

これを通じて特許創出戦略(1,221件)、核心特許対応(1,609件)及びR&D方向提示(1,018件)など計4,207件のIP戦略を提供し、360件の国内出願と56件の海外出願など計41

6件の知財権出願を獲得した。

ハ．評価及び発展方向

2019年早期技術自立のための特許観点の対応戦略樹立と素材カスタマイズ型特許分析方法論の開発のために3大素材に対するIP-R&Dを実施したが、関連業界の反応はかなり肯定的であった。

関係省庁などは2007年7月「素材・部品・装備2.0戦略」、素材・部品・装備競争力強化特別法の改正などを通じてグローバル特許戦争に戦略的に対応するため、核心戦略技術に関する政府R&D課題に対してIP-R&Dの義務化を推進している。これを受けて特許庁はIP-R&D支援対象を対日本核心品目から対世界・国防素材部品まで支援対象を拡大していく計画である。

また需要調査・省庁協業などを通じて素材・部品・装備の共同事業モデルを革新成長エンジン分野など政府のR&Dに拡大していく予定である。

3. 企業カスタマイズ型IP-R&D連携支援の拡大

産業財産政策局 産業財産創出戦略チーム 工業事務官 パク・ジェヨン

イ．知的財産権連携研究開発戦略支援

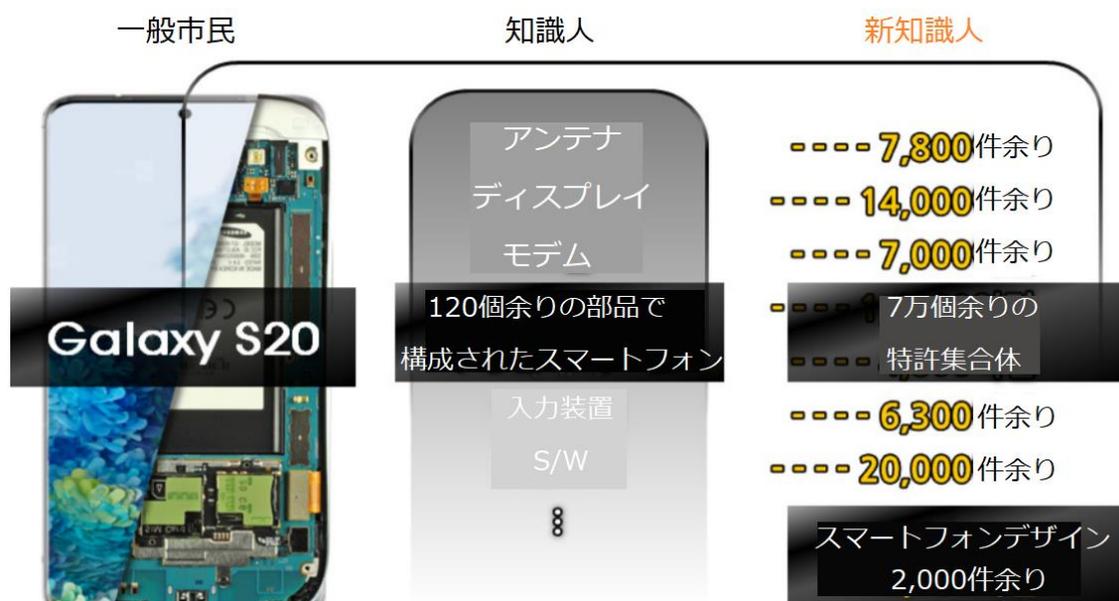
1) 推進背景

米国・日本など主要先進国は国家経済の付加価値を高める新成長エンジンとして創意的な知識活動を奨励している。また、その結果物の保護・活用を促進するために政府レベルの知的財産政策を推進・運用中であり、知的財産権を貿易制裁の主な手段として活用している。その例として、最近米国と中国間貿易戦争の裏には特許権侵害と不公正技術移転など、知的財産権紛争が少なくない比率を占めている。

今日のように熾烈な知財権競争時代には強い知財権を武器とする企業だけが生き残ることができる。しかし、これまで韓国のR&Dは持続的な量的投資成長にもかかわらず質的生産性は低かった。

そこで特許庁はR&Dの体質を改善して効率性を高めることで、韓国中小企業が未来有望技術分野の知財権を先取りできるように「知財権連携研究開発戦略支援」事業を推進した。

<図Ⅲ-1-2>製品と技術に対するパラダイムシフト



2) 推進内容及び成果

「知的財産権連携研究開発戦略支援」事業は知財権中心の技術獲得戦略という方法論を適用し、特許分析を基に既存競合社の特許を回避して有望な新技術を開発するためのR&D方向と、それと連携した強い知財権ポートフォリオ確保戦略を韓国中小企業に提供する事業である。これは製品を「部品の結合体」と見ていた従来の見方に「特許複合体」という観点を追加的に取り入れ、研究開発の主な目的を「収入源となる強い特許」の獲得及び先取りと定めることである。

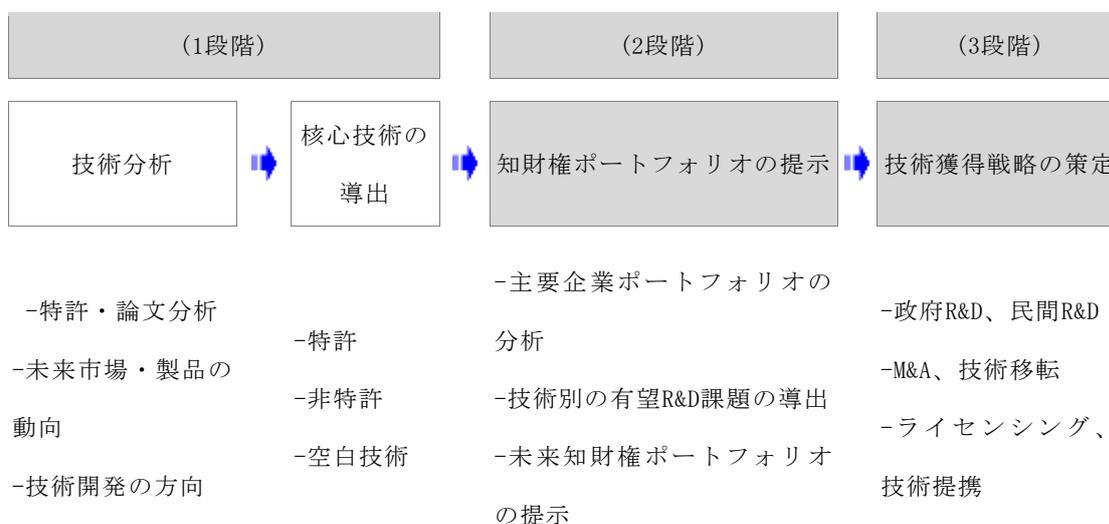
知財権獲得戦略の策定プロセスは以下のとおりである。

(1段階) 未来市場ニーズ、消費トレンド、技術開発及び特許動向などを調査・分析し、未来市場をリードすると思われる製品や核心・源泉技術を予測し、

(2段階) 国内企業が特許攻勢に揺れることなく特許そのもので収益を上げる上で有利な最適の「知財権ポートフォリオ」と強い特許確保型R&D課題を提示する。

(3段階) 最後に「知的財産権ポートフォリオ」を構成する個別特許獲得戦略(政府R&D、独自R&D戦略、第3企業との技術提携、クロス・ライセンスなど)を産業界などに提供する。

<図Ⅲ-1-3> 知財権中心の技術獲得戦略策定プロセス



知財権連携研究開発戦略支援事業の支援プロセスは環境分析、特許分析、IP-R&D戦略策定の全3段階で構成されている。

第一、環境分析の段階では企業ニーズ及び現状把握などの自社分析を通じて戦略目標を設定し、市場及び主要競合社の分析とともに特許紛争の現状、国家政策動向など技術課題に対する総合的な環境を分析する。

第二、特許分析段階では企業保有技術に対する関連特許及び論文の定量・定性分析を実施し、それに基づいて主要核心特許を導き出す。

第三、導き出された核心特許に対応するための非侵害論理の開発及び回避設計の実施、新規IPの創出及び有望R&D課題を提示する。また、企業の事業化方向の設定、特許DBなどの特許インフラの構築を支援する。

<図Ⅲ-1-4> 知財権連携研究開発戦略支援における個別課題別の進行プロセス



2020年には計494件の中小企業課題にカスタマイズ型知財権戦略コンサルティングを提供し、韓国中小企業の素材・部品・装備分野の対応能力向上及び企業カスタマイズ型IP-R&D連携支援強化に向けたR&Dとのパッケージ支援及び民間投資の誘致などを重点的に支援した。

これまで支援してきた再創業企業、社会的企業、女性企業だけでなく青年創業、グ

リーンニューディール分野などを支援対象に追加して別途支援トラックを設け、一般小企業に比べて低い企業負担金を適用することで社会的価値創出の観点からのIP-R&Dを支援した。

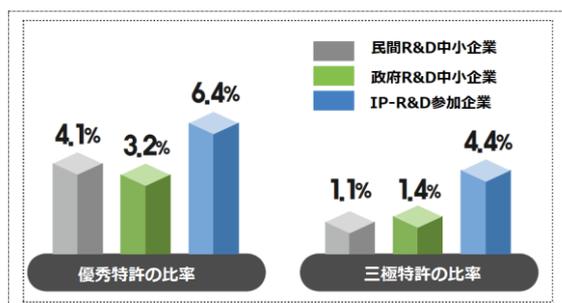
また、省庁R&Dに対するIP-R&D拡散に向けて産業部、中小企業部、環境部など主要R&D省庁との多様な共同事業に対して支援規模を拡大した。

①素材・部品・装備の主要R&D課題に対するIP-R&D連携支援事業、②創業企業などにR&D資金とIP-R&Dをパッケージ支援する事業、③IP-R&Dを通じて企業価値を高め、後続投資までつなげる事業、④中大型R&D課題にIP-R&Dを必須支援し、「IP主治医」が特許戦略をフォローアップする事業など様々な事業を通じて有望中小企業を共同発掘・支援することで、中小企業の知財権競争力を強化し、R&D効率性を最大に引き上げた。

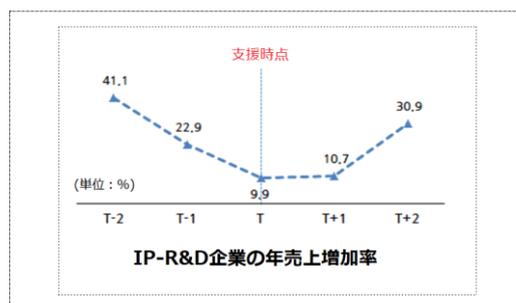
IP-R&D拡散動力を確保するため、2020年には国家研究開発事業管理規定、素材・部品・装備競争力強化特別法などにIP-R&D並行根拠を新設し、IP-R&D費用に対する税額控除制度を導入した。

<表Ⅲ-1-2> IP-R&D戦略支援事業の成果

< IP-R&D特許の質的水準(2015~2019) >



< IP-R&Dの経済成果(2012~2016) >



3) 評価及び発展方向

2020年に計494社の中小企業に対する知財権連携研究開発戦略支援を通じて計1,084

件の特許を創出し、高い特許生産効果を上げた。

IP-R&D戦略支援を受けた研究開発課題は未支援課題に比べて優秀特許比率は1.6倍、三極特許比率(米国、ヨーロッパ、日本の特許庁に同時出願された特許数)は4.0倍高いなど事業支援による成果が非常に大きいことがわかった。

代表的な成果事例の一つである㈱ポイントエンジニアリングはアルミニウム両極酸化膜技術を基に新市場への進出を模索している中で2013年から「IP-R&D戦略支援事業」に参加した。IP-R&Dを通じて不良率を画期的に下げられる新技術を開発し、それが適用できる新市場分野を発掘して紫外線LED金属基板分野に進出した後、実際製品生産にまでつながり、年間数十億ウォンの新規売上を記録するとともに60人以上の新規雇用を創出した。また、それに満足せず再びIP-R&D事業に参加して小型・低電力ガスセンサーの開発に成功し、スマートフォン装着ガスセンサー市場にまで進出して約100億ウォンの売上を期待するなど驚くほどの成果を収めた。

また、もう一つの成功事例を挙げると㈱Biototechがある。㈱Biototechは医薬品などの安全性・有効性評価の依頼を受けて代行する非臨床専門企業であり、政府R&Dを行う中で新薬候補物質の新規用途発掘に困っている状況であった。このような状況の中で、IP-R&D支援を通じて全世界特許空白領域を分析し、新しい肝疾患治療剤用途を導出したことで最低数十億ウォンの実験費用及び時間を節約し、源泉特許まで出願するなど卓越した成果を収めた。これを通じて数十兆ウォン台のグローバル市場を先取りすることも期待できる。

これまでの成果を基に2021年には知財権連携研究開発戦略支援事業に計409課題、286億ウォンを投じて、韓国版ニューディール、BIG3など革新成長エンジン分野の中小・中堅企業に対する支援を拡大し、未来新技術の先取りと新成長エンジンの創出を支援する予定である。

グローバル特許戦争時代において韓国経済の根幹である中小・中堅企業が生き残るためには政府レベルの支援が切実であり、特許庁は今後もIP-R&D戦略支援を通じて多

くの中企業が優秀な研究開発成果を収めるよう取り組んでいく計画である。

ロ. グローバル技術革新IP戦略開発事業

1) 推進背景及び概要

自由貿易協定(FTA)の締結によって経済領土が拡大したことで、技術と製品の競争力確保を通じたグローバル市場の先取が重要になっている。そこで、先進企業は核心知識の蓄積・開発・活用に集中する知的財産戦略を推進し、このようなグローバル競争体制に効果的に対応している。また、保有する知的財産を武器として市場を先取りし、競合社を攻撃して収益を創出するなど市場における独占的な地位を確保するために努力している。

一方、最近感性を重視する消費の拡散によって製品の機能・品質など伝統的な価値よりブランド・デザインなどソフト要素に対する好奇心で商品を選ぶ傾向が現れ始めている。このような状況とともに輸出企業の海外IP紛争も特許とともにブランド・デザイン紛争まで広範囲にわたって発生しているが、対応能力の足りない中小・中堅企業にグローバル市場で競争力を持たせるためには顧客視点からの差別化されたIP総合支援が求められている。また、第4次産業革命によって高付加価値創出に向けた製品ーサービスの融合が現れ始めているため、サービス分野への知財権戦略の拡大が求められている。

そこで、特許庁は2016年から特許(技術)戦略だけでなく、一つの製品を中心の製品の性能と外観、製品名が互いに調和を成してグローバルヒット商品になれるよう、特許・デザイン・ブランドの融合戦略を支援する事業を展開した。2018年には技術・製品だけでなく、サービスなど顧客が体験する全ての有形・無形要素まで考慮する製品ーサービス融合IP-R&Dを新たに推進し、2020年には製品ーサービス融合型11課題、新製品創出型11課題、新製品開発型22課題など計55課題を支援した。

2) 推進内容及び成果

2020年には企業のニーズに応じて既存の新製品創出型と新製品開発型を持続的に推進し、IP-R&D融合開発戦略の体系化及び高度化を推進した。また、第4次産業革命核心分野の中小・中堅企業を重点的に支援し、第4次産業革命に備えてICTサービス融合を通じた高付加価値化のために製品-サービス融合型IP戦略支援も持続的に推進した。一方、ターゲットになる海外市場(新南方)の現地制度及び環境を考慮したカスタマイズ型IP戦略支援を推進した。新南方地域への進出を目標としている国内製薬・バイオ企業を対象にターゲット市場特化戦略を2つの課題に、ターゲット特化ブランド開発及びローンチ戦略支援を4つの改題に支援した。

このような2020年事業の主な成果として、計55課題(企業)支援を通じて122件の国内出願と98件の海外出願など計220件の知財権出願に成功した。

<表Ⅲ-1-3>2020年グローバル技術革新IP戦略開発課題の類型別支援内容

課題 類型	細部類型	支援期 間	支援内容
製品- サービ ス融合 型	製品-サービス 戦略(SPI、SBI)	28週 (7月)	製品関連技術(特許など)・市場・競合社分析を通じた製品特許・デザイン・ブランド及びサービス方法特許、UX/UIデザイン開発戦略支援
	サービス戦略 (SI)	20週 (5月)	市場・ユーザー・競合社IP分析などを通じてサービス関連UX/UIデザイン開発及びIP戦略支援
新製品 創出型	特許・デザイン・ブランド(TI)開発	28週 (7月)	製品に対する市場・デザイン・技術(特許など)分析によるトータルアイデンティティ(TI)を策定し、それに対する特許・デザイン・ブランド融合開発戦略支援
	特許・デザイン (PI)開発	20週 (5月)	製品関連IP及び環境分析に基づいた品質・機能が向上されたデザイン開発及びIP融合戦略支援
	特許・ブランド (BI)開発	20週 (5月)	製品関連IP分析に基づいた製品品質の向上及びブランド認知度向上のためのブランド開発及びIP融合戦略支援

新製品 開発型	特許(技術)開発	20週 (5月)	特許・市場・競合社分析などを通じた製品・技術関連R&D方向、核心特許に対する先制対応、強い特許の先取及びポートフォリオ構築など総合特許戦略支援
------------	----------	-------------	---

<表Ⅲ-1-4> 2020年グローバル技術革新IP戦略開発事業の実績

<製品-サービス融合型戦略の提案>

区分	IP獲得 戦略	核心IP 対応戦略	デザイン 開発戦略	ブランド 開発戦略	UX/UIデザイ ン開発戦略	R&D方向 戦略提示	IPインフラ 構築戦略	合計
11社 (平均)	99(9.0)	30(2.7)	6(6.0)	7(7.0)	57(5.2)	39(3.5)	15(1.4)	253(34.8)

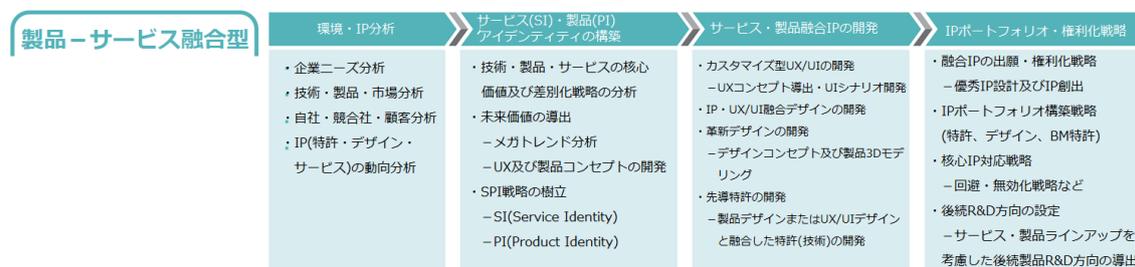
<新製品創出型戦略の提案>

区分	IP獲得 戦略	核心IP 対応戦略	デザイン 開発戦略	ブランド 開発戦略	R&D方向 戦略提示	IPインフラ 構築戦略	合計
22社(平均)	186(8.5)	38(1.7)	79(5.3)	56(5.1)	74(3.4)	30(1.4)	463(25.3)

<新製品開発型戦略の提案>

区分	IP獲得戦略	核心IP 対応戦略	R&D方向 提示戦略	ライセンス 戦略	IPインフラ 構築戦略	合計
22社(平均)	148(6.7)	109(5.0)	94(4.3)	3(0.1)	31(1.4)	385(17.5)

<図Ⅲ-1-5> 支援類型別の戦略策定プロセス





3) 評価及び発展方法

第4次産業革命によって既存産業とICTが融合する新成長サービスが登場し、サービスの差別化が付加価値創出の核心要素として浮上したことで、サービス事業の保護とサービスアイデアを知財権として確保するための製品ーサービス融合IP戦略支援を持続的に推進する必要がある。

今後も特許庁は韓国中小・中堅企業が海外知財権という武器を持って世界市場で通じるヒット商品及びサービスを創出し、グローバル強小企業として成長できるように様々なカスタマイズ型支援を続けていく計画である。

ハ. 企業群共通核心技術IP戦略支援事業

1) 推進背景及び概要

パテント・トロールの無差別的な特許訴訟によって知財権対応能力の足りない国内中小企業が特許紛争に巻き込まれていることで、産業群別特許分析支援に対するニーズが高まっている。

そこで特許庁はIP-R&D拡散のために多数の企業を対象に知財権戦略を支援するパイ

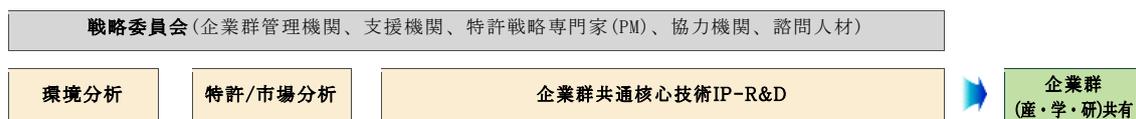
ロット事業を(2018年)推進し、2019年から分野別・業種別に業界ニーズが反映できる多数の中小企業を参加させ、業界共通核心技術(新技術、問題技術など)に対してIP戦略の導出及び有望R&D課題発掘を支援する「企業群共通核心技術IP戦略支援事業」を新規推進した。2020年には日本の輸出規制(2019年)に対応し、素材・部品・装備分野の核心品目を対象に特許分析を通じてR&D、生産活動などに活用できるよう支援する品目分析類型を新設した。当該事業を通じて海外のリーディングカンパニーの特許などを体系的に分析し、韓国のベンチャー・中小企業に有望な共通核心技術の技術把握及び習得をサポートするとともに、製品開発戦略も支援している。

2) 推進内容及び成果

企業群共通核心技術IP戦略支援事業は業種別・分野別の共通核心技術に対する環境分析を通じて特許分析の方向性と範囲を設定し、該当分野の特許・市場分析を通じて海外先導企業の核心技術特許を導き出してそれに対する対応戦略を立てる。特に、素材・部品・装備品目分析類型では供給先の多角化など代替技術の確保方法とともに、核心研究人材の情報なども提供し、企業の開放型R&Dも支援する。その後、これを基に導出された将来有望なR&D課題を業界全体に共有・拡散させ、当該分野の中小企業全体のIP競争力を向上させることを目指す。

2020年には分野別研究組合、創造経済革新センター、テクノパーク、韓国産業団地公団及びその他の研究機関・協会と協力し、半導体、二次電池、振動センサーなどの核心品目分野などを対象に10の課題を支援し、計261件のR&D戦略及びIP戦略を導き出し、その成果について関連業界を対象に共有会を開催して217の産・学・研に共有・拡散させた。

<図Ⅲ-1-6> 企業群共通核心技術IP戦略支援における個別課題別の進行プロセス





<表Ⅲ-1-5> 2020年企業群共通核心技術IP戦略支援事業の実績

<2020年企業群共通核心技術IP戦略支援事業の課題別成果の共有・拡散機関数>

区分	課題参加企業/機関			小計	共有・拡散企業/機関			小計	合計
	産	学	研		産	学	研		
企業/機関数	25	-	1	26	177	7	7	191	217

<2020年企業群共通核心技術IP戦略支援事業の課題別戦略導出状況>

区分	企業群共通核心技術導出戦略					参加企業別IP-R&D導出戦略					合計
	有望R&D	特許技術プール	核心特許活用戦略	産業生態系	その他	小計	IP獲得	核心特許の無力化	R&D方向提示	小計	
戦略	111	37	9	11	1	169	43	22	27	92	261

3) 評価及び発展方法

本事業のために協力した協業機関を通じて事業成果を業界に共有・拡散することで事業に参加した企業はもちろん、間接的にメリットを享受した企業の技術力向上にも貢献した。また、該当業界における協業機関のプレゼンス向上にも寄与したという反応を示した。

そして、本事業に参加した企業を対象に実施したアンケート調査の結果、88.6%の高い満足度を記録したが、特に各企業に提供された特許戦略及び海外リーディングカンパニーの製品・技術情報に満足度が高いことがわかった。

2021年にも素材・部品・装備分野の核心品目及び分野別・業種別共通核心技術を対象に特許分析を推進し、これを通じて導出された特許戦略を共有・拡散することで当

該品目関連産・学・研全体のIP競争力を高める計画である。

4. 民間のIP-R&D活用拡散

産業財産政策局 産業財産創出戦略チーム 工業事務官 パク・ジェヨン

イ. 推進内容及び成果

特許庁は中小・中堅企業の技術問題を解決するために企業のIP-R&D能力を強化し、インフラ構築のための様々なカスタマイズ型参加チャンネルを構築している。

IP-R&D事業に参加した企業及び産・学・研の関連団体が集まって相互コミュニケーション及び協力する民間中心の自律的な協議体である「知的財産革新企業協議会」を運営し、IP-R&D大衆化に向けた研究と人材育成及び雇用創出のために取り組んでいる。2020年には知的財産革新企業協議会実務委員を中心に政府・出捐研究所の特許創出及び活用方策、中小企業・スタートアップにIP-R&D優秀事例を広めるための戦略セミナーを2回開催した。2020年にはCOVID-19によってオフラインセミナーの開催が難しくなり、新聞(3回)、インターネット電子新聞及び雑誌(8回)、専門誌(1回)などを活用した対外メディア報道でIP-R&Dの裾野を広げるためのインフラ整備に努めた。

これまで特許庁は2008年～2020年まで2,500件余りの課題を通じて中小・中堅企業に「IP-R&D戦略策定支援」コンサルティングを提供し、それによって導出した方法論を基に研究会及び優秀事例共有会を開催し、産・学・研研究者が現場で簡単に活用できる需要者中心のIP-R&Dガイドブックを発刊した。

2020年には政府の政策基調に合わせてIP-R&D教育を拡大し、関係機関との協業を通じた雇用創出のために特に力を入れた。また、IP-R&D戦略支援事業の参加企業や協力機関などを対象にオフライン315人、オンライン4,854人など計5,169人に需要者カスタマイズ型教育を実施した。

一方、キャリアが途切れた女性を対象とする実務中心のIP-R&D教育を女性家族部傘下5つの女性再就職センターと共同で運営し、教育修了生74人のうち61人が就職に成功する成果をあげた。

2020年に大学(院)生及び一般人を対象に特許ビッグデータ専門家教育課程を新規推進し、現場事例中心のIP-R&D講義が行われた。その結果修了生のうち7人が関連分野に就職できるようにサポートした。また、「特許データソン大会」を開催し、特許庁長賞1つなど9つの賞を授与した。「特許データソン大会」は特許ビッグデータを活用して社会問題を解決するコンテストで、35人が9チームを構成して参加した。大会は無泊二日間で行われる予定であったが、COVID-19拡散防止のために非対面発表を通じて実力を競い合った。

2020年にはIP-R&Dの裾野拡大のためのカスタマイズ型教育を実施した。全国7つの知的財産先導大学などと連携した大学(院)生のためのIP-R&D教育講座を開設・運営し、予備研究人材及び知的財産業界への就職や創業のための活動を13回支援し、産・学・研の実務人材教育のためのIP-R&Dオンライン教育課程の運営及び海洋水産部のセミナーの際に講師を派遣した。さらに、新規弁理士及び特許庁職員など専門人材教育のために国際知的財産研修院などにも講師を派遣した。

知財専門家ではない産・学・研の研究者が現場で段階的に活用しやすいように発刊した「需要者中心のIP-R&Dガイドブック」は需要調査を通じて配布予定である。

ロ. 評価及び発展方策

2020年にはIP-R&D方法論拡散のための教育が既存事業の参加企業や協力機関だけを対象にするのではなく、社会的弱者である経歴にブランクのある者や未就業者、卒業予定大学(院)生など一般人にその幅が広がり、首都圏地域中心の教育からオンライン教育を通じて全国に教育需要者範囲を拡大した。また、教育の後に就職のような目に見える成果を示すなど発展的な結果が続いている。

政府の雇用創出基調に合わせて、今後もIP-R&D戦略拡散のための実務中心雇用創出教育を持続的に運営し、第4次産業革命時代に適用可能な創業課程連携教育に教育対象を徐々に拡大する予定である。

さらに、2021年には企業に合わせたコンサルティングであるIP-R&Dの効果をさらに高めるため、産業・技術分野別の特性を反映したIP-R&D方法論の高度化を推進する予定である。IP-R&Dの教育対象も首都圏から全地域の理工系卒業者、一般人などに拡大することで雇用創出を強化する予定である。同時に、IP-R&D拡散の需要に比べて支援規模が限定的であるため、企業・公共で自発的にIP-R&Dが広がるように産・学・研カスタマイズ型の教育課程を運営し、民間拡散のためのIP-R&D協議体も活性化させる計画である。

第3節 グローバル環境変化に対応した企業IP問題の解消

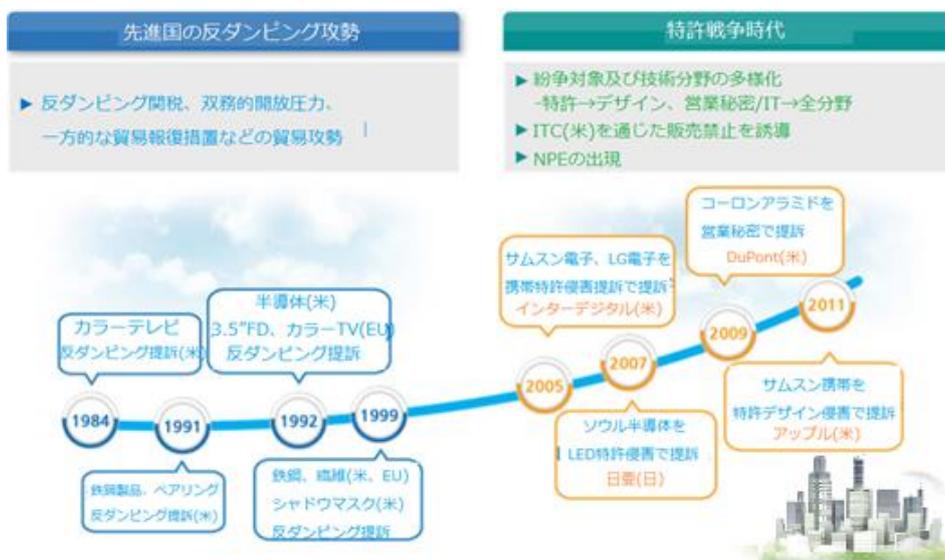
1. 概観

産業財産政策局 産業財産創出戦略チーム 工業事務官 パク・ジェヨン

今日の世界は知的財産が付加価値創出の源泉として企業競争力を強化し、富を作り出す原料であると同時に、企業の生き残りとは直結したコアエンジンとして作用する知的財産の時代である。2000年代以前は先進国の反ダンピング関税による貿易攻勢によって市場参入を牽制していたが、21世紀は知的財産権を武器に後発走者を牽制・妨害することで市場に有利な位置を先取りし、収益を最大化するための知的財産戦略を推進している。

2019年7月素材・部品強国の日本は先取りしている知的財産権を武器として半導体、ディスプレイなど3大核心素材に対する輸出規制措置を取ることで、韓国主力産業分野の危機を招くなど国家経済に大きな影響を及ぼしているが、これは関連分野に従事している企業の技術自立のために知的財産権戦略が如何に重要であることを如実に知らしめた出来事である。

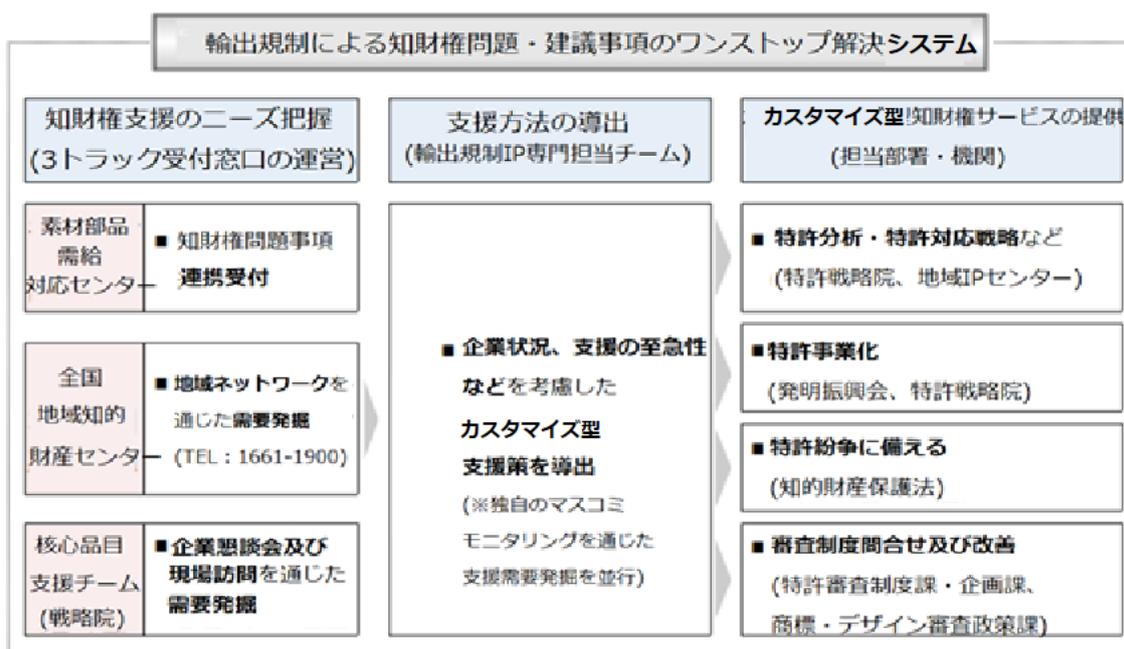
<図Ⅲ-1-7> 貿易規制手段などの戦略的な変化



特許庁は今回の輸出規制措置に対応するため、「輸出規制対応知財権支援団」を発足させ、知財権問題を抱えている企業のために「ワンストップ解決システム」を構築・運営した。

2009年から現在まで韓国産・学・研の技術上・特許上の問題に対してIP-R&D戦略支援で解法を提示する過程で蓄積した方法論及びノウハウなどの核心能力と加用資源を総動員し、輸出規制で困っている知財権問題企業の発掘からカスタマイズ型知財権サービスの提供まで支援することで、企業の問題解消に大きく貢献した。今後も急変しつつある国内外の情勢に先んじて対応できるように持続的な関心を傾け、積極的に対応できるよう特許庁が先立って支援する予定である。

<図Ⅲ-1-8> 輸出規制知財権対応ワンストップ解決システム



2. 技術自立に向けたIP問題解消支援システムの運営

産業財産政策局 産業財産創出戦略チーム 工業事務官 パク・ジェヨン

イ. 推進背景及び概要

グローバル競争時代の核心武器として特許の重要性が浮き彫りになったことで、国家競争力を左右する知的財産権に対する争奪戦が激化している。先進企業は核心知識の蓄積・開発・活用に集中する知的財産戦略を推進し、保有する知的財産を武器に後発企業に特許侵害訴訟提起などを通じて輸出入を禁止する、もしくは巨額の損害賠償金を請求することで優越的な地位に立っている。すなわち、知財権戦争時代には強い知財権を持つ企業だけが生き残れることを物語っている。しかし、経営インフラが劣悪な韓国中小企業は知財権専門担当部署及び人材不在などで先進企業の特許攻勢にうまく対応できていない状況である。

そこで、特許庁は2019年7月知財権を武器とした日本の3大核心品目に対する輸出規制措置で困っている韓国企業の危機を克服させるため、輸出規制対応カスタマイズ型知財権サービスを提供した。

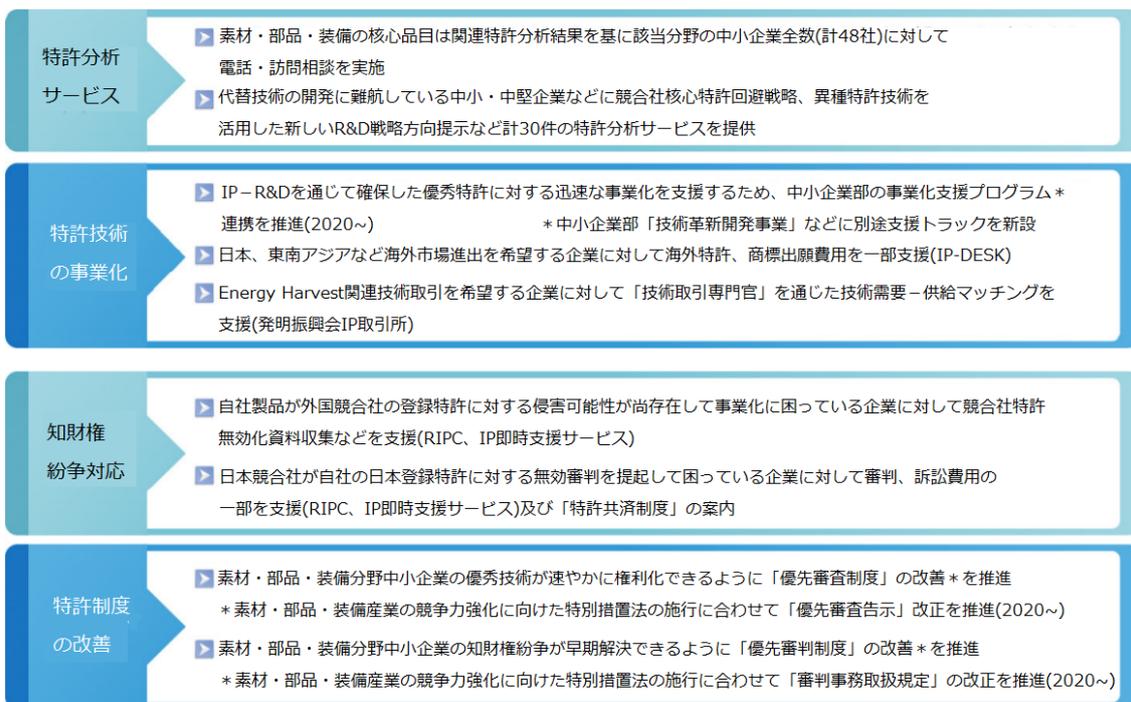
ロ. 推進内容及び成果

特許庁は2019年7月日本の輸出規制措置に対応するため、知財権問題を体系的に統合支援するための「輸出規制対応知財権支援団」を発足させ、知財権問題及び建議事項のワンストップ解決システムを構築・運営した。地域IPセンター・素材部品需給支援センターを通じた知財権支援需要企業の受付及び企業懇談会、現場訪問などを通じた問題・建議事項を発掘した後、その解決に向けて多様なカスタマイズ型支援サービスを構築した。すなわち、知財権問題企業のニーズに応じて、①日本が先取りした特許で技術開発に困っている企業は代替技術の開発または技術確保のための特許分析・戦略支援、②韓国産・学・研が保有している優秀特許の事業化促進のための事業化支援、③紛争に巻き込まれたり、紛争発生の恐れのある企業は公益弁理士、特許紛争コンサルティング支援、④知財権出願に対する制度改善など多様なニーズに応えるための支援サービスを提供することで効果を最大化した。

輸出規制の短期特許分析を支援するために知財権問題を抱えている企業を発掘した結果、計60件の知財権問題企業を発掘した。技術移転及び金融支援を要請した3件は

関係機関に伝え、特許戦略を要請した57件のうち素材・部品・装備分野の適合性及び至急性、加用予算の範囲などを考慮して計43件を選別し、それに対して4週間の短期特許分析を支援した。

< 図Ⅲ-1-9 > 輸出規制対応知財権支援団の業務内容



< 表Ⅲ-1-6 > 輸出規制による知財権問題の発掘及び支援状況

輸出規制による知財権問題の発掘				⇒	輸出規制による問題に対する支援状況
特許戦略	技術移転	金融支援	合計		短期特許分析43件支援 その他問題は関係機関に伝える(3件)
57件	1件	2件	60件		

ハ. 評価及び発展方法

輸出規制短期特許分析の支援を受けた企業を対象に実施したアンケート調査の結果、97.6%が知財権問題の解消に役に立ったと回答し、競合社核心特許の導出及び対応戦

略、IP創出戦略に対する満足度が特に高いことがわかった。また、該当事業の支援を受けることで特許紛争などによって被り得る被害も予防できたことがわかった。

短期特許分析を通じて特許戦略の必要性を認識した企業が追加的な特許戦略支援を要請する場合、IP-R&D戦略支援事業に連携してより本格的な特許戦略を支援する予定である。

第2章 核心・標準必須特許創出支援の強化

第1節 知的財産権観点の政府R&D効率化支援

1. 概観

産業財産政策局 産業財産創出戦略チーム 工業事務官 キム・ホヨン

最近第4次産業革命が本格的に到来したことで、主要国とグローバル企業は革新を具現した知的財産を競争優位を確保するための手段として積極的に活用している。革新的なアイデアは知的財産を通じて正しく補償され、新しい技術革新につながるだけに、第4次産業革命の主導権を握るためには国家研究開発事業を通じた新技術分野の高品質源泉・核心特許を先取りすることが何より重要である。

このような状況であるにもかかわらず、韓国は先進国に比べると国家研究開発事業の質的な技術革新成果は低い水準であり、研究開発の結果を技術移転・事業化などの経済的成果につなぐ知的財産管理システムもまだ不十分な状況である。

最近5年間(2015～2019年)韓国の政府研究開発予算規模は年平均1.6%増加し、2019年にはその規模が約20.4兆ウォンに達するなど量的には大きく成長した。しかし、政府研究開発特許成果の質的水準を示す政府R&D優秀特許比率⁷(3.8%)は全体優秀特許比率(21.7%)より低く、外国人(69.6%)の5.5%水準に過ぎず、政府R&D米国特許成果の優秀特許比率(8.7%)も全体米国登録特許の優秀特許比率(14.3%)に及ばないなど量的成長に似合う質的成長は達成できていない。

このように国家研究開発事業の低い質的水準と効率性を高め、第4次産業革命時代の新成長エンジンを確保するためには、政府R&Dの全過程において特許情報の活用を支援するとともに特許情報の活用戦略を高度化することが必要である。

⁷ SMART特許評価システムの9等級のうち上位3等級以内(23%)特許の比率

国家研究開発事業は課題発掘、企画、遂行、成果管理の段階に分けられるが、特許庁は特許情報を活用してその過程で核心優秀特許の創出、重複研究開発の防止など政府R&D効率化及び質的水準を高めるために取り組んでいる

課題発掘段階では国家戦略事業を選定し、核心技術を導出するための「国家特許戦略青写真の構築・活用」、研究企画段階では特許が先取られていない方向に研究開発を誘導する「政府R&D特許技術動向調査」及び「研究者中心の戦略的R&D先企画支援」、課題遂行段階では知的財産観点から研究開発戦略を策定する「政府R&D優秀特許創出支援」、課題完了後は「政府R&D特許成果管理」事業などを行い、政府R&D政策の策定及び事業評価を支援している。

<図Ⅲ-2-1> 国家研究開発段階別の特許情報活用支援状況

R&D 段階	課題発掘	研究企画	課題遂行	課題完了及び事後管理
特許技術調査分析事業内容	国家特許戦略青写真の構築・活用	政府&D特許技術動向調査 研究者中心の戦略的R&D先企画支援	優秀特許創出支援 (政府 R&D 特許戦略支援)	優秀特許創出支援 (政府 R&D 特許設計支援) 政府R&D特許成果管理 (特許成果調査・分析保有特許診断の支援)

2. 政府R&D課題発掘・企画段階における効率化支援

イ. 政府R&D特許技術動向調査

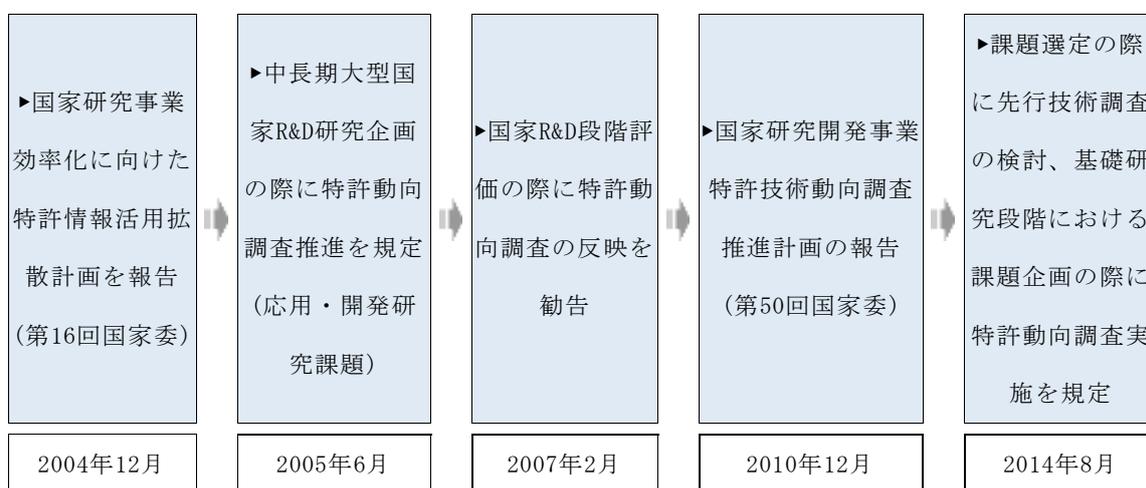
産業財産政策局 産業財産創出戦略チーム 工業事務官 キム・ホヨン

1) 推進背景及び概要

特許庁は政府予算が投じられる研究開発事業の企画段階から特許情報の積極的な活用を通じて技術がグローバル市場において競争力を持つように支援し、それを知的財産権の確保につなげて国家研究開発の質的成果を高める方法を模索してきた。

特許庁は第16回国家科学技術委員会に「国家研究開発事業の効率化に向けた特許情報活用拡散計画」（2004年12月）を報告し、その後続措置として省庁が推進する研究開発事業の課題を企画する際には特許動向調査を、課題選定の過程では先行特許調査を2005年から各々支援してきた。

<図Ⅲ-2-2> 特許技術動向調査事業の推進沿革



国家研究開発事業の管理などに関する規定(大統領令)

第4条(事前調査及び企画) ② 中央行政機関の長は第1項による事前調査または企画研究をする場合、国内外の特許動向、技術動向、標準化動向及び標準必須特許動向(標準化動向及び標準必須特許動向は研究開発成果と標準化及び標準必須特許を連携する必要がある場合のみ該当する)を調査しなければならない。

⑦ 第6項によって科学技術情報通信部長官に提出する具体化された**事業の企画案に含まれなければならない事項は次の各号のとおりである。**

7. **国内外特許動向、技術動向、標準化動向及び標準必須特許動向**(第2項本文によって調査した場合のみ該当する)

第7条(研究開発課題の選定) ③ 中央行政機関の長は**研究開発課題を選定する時には次**

の各号の事項を検討しなければならない。但し、第11号の場合には応用研究または開発研究段階の研究開発課題である場合に限る。

11. 公知された技術及び知的財産権存在の有無（主管研究機関が中小企業で、総研究期間が1年以内の課題は除外する。）

第16条(研究開発成果の評価) ⑤ 第1項但し書きによる**段階評価**をする際にはその研究開発課題と関連する**国内外特許動向**、技術動向、標準化動向、標準必須特許動向（標準化動向及び標準必須特許動向は研究開発成果と標準化及び標準必須特許を連携する必要がある場合のみ該当する）及び事業化可能性などを調査し、その段階評価に反映できる。

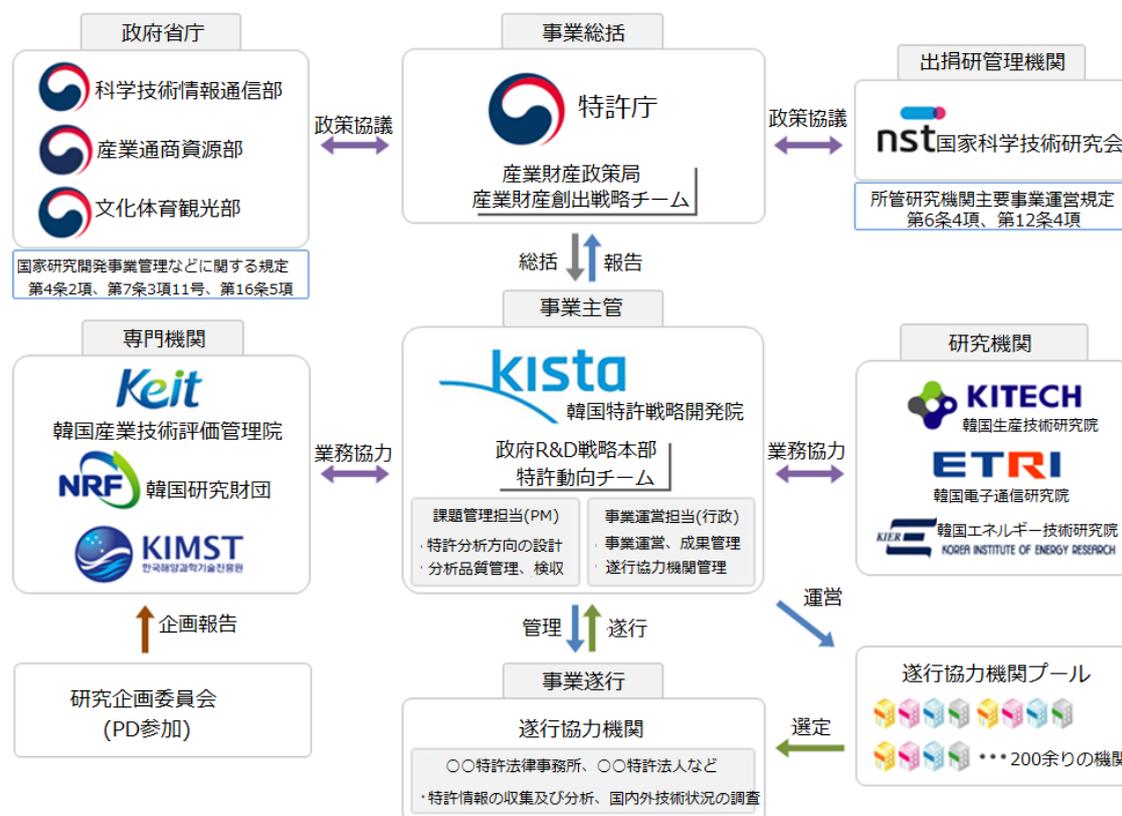
特許動向調査は科学技術情報通信部、産業通商資源部など研究開発遂行省庁が研究開発課題を企画する際に該当技術と関連する特許動向の全般及び特許確保可能性まで分析することで特許が先取られていない技術分野に研究開発を誘導することであり、先行技術調査は研究開発課題を選定する際に研究内容と同一・類似する特許の存在有無を調査して不必要な重複研究開発が行われないようにするものである。

上記のように国家研究開発課題の企画と選定の段階で行う特許動向及び先行技術調査に対して大統領令である「国家研究開発事業の管理などに関する規定」第4条第2項及び第7項、第7条第3項第11号及び第16条第5項にその内容が規定されている。

2) 推進内容及び成果

特許庁は主要研究開発省庁からの需要を把握して特許動向調査を支援する事業及び課題を確定し、特許動向調査の結果を該当省庁に提供する。各省庁では提供された特許動向調査の結果を課題企画に反映して研究の方向を設定・変更するなど競争力のある研究課題を導出する上で活用する。

<図Ⅲ-2-3> 国家研究開発プロセスによる特許動向調査の支援システム



実際研究開発事業の企画担当者を対象に実施したアンケート調査の結果、2020年に特許動向調査の結果を課題企画に反映して方向を変更もしくはより具体化したと答えた比率が74.44%であることがわかった。

毎年主要研究開発省庁の核心課題中の相当数が特許動向調査を基にして企画されており、2018年及び2019年には275課題、2020年には251課題に対して特許動向調査を実施した。

先行技術調査は2017年から民間の役割を増やすという意味で特許庁予算分担を中断し、各省庁が独自推進する方式に変わった。

<表Ⅲ-2-1> 政府省庁研究開発課題特許動向調査の支援状況

区分	2010年	2011年	2012年	2013年	2014年	2015年	2016年	2017年	2018年	2019年	2020年
事業予算 (億ウォン)	112.8	146.5	86.4	91.5	91.5	93	93	64.3	28.8	20.8	20.8
支援R&D省庁(個)	13	16	16	16	16	16	16	16	10	8	10
特許動向調査(個)	558	694	735	703	723	751	741	623	275	275	251
先行特許調査(個)	2,777	3,730	2,914	3,182	2,491	2,078	2,372	-	-	-	-
合計	3,335	4,424	3,649	3,885	3,214	2,829	3,113	623	275	275	251

特許庁は支援予算減少傾向が続く中でも革新成長投資分野に対する特許分析を優先支援し、革新成長投資分野課題の支援比率は全体支援課題に比べて2019年48.4%から2020年54.2%へと12.0%上昇した。

<表Ⅲ-2-2>革新成長対応分野に対する特許分析支援課題の状況

区分	2019年			2020年		
	革新成長対応分野	全体	革新成長対応分野の比率	革新成長対応分野	全体	革新成長対応分野の比率
支援課題数	133	275	48.4%	136	251	54.2%

<図Ⅲ-2-4>特許技術動向調査事業のR&D省庁の活用事例

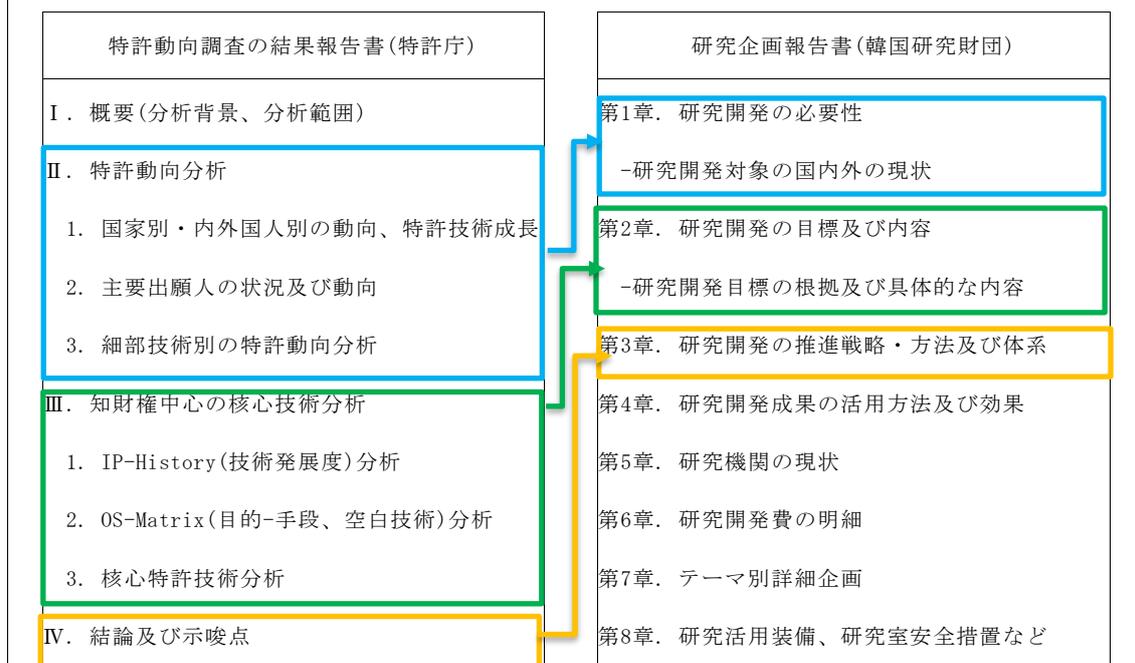
<代表活用事例>

- ・(支援事業) 科学技術情報通信部の未来素材ディスカバリー事業(2020)
- ・(支援内容) 国内外の特許出願動向及び細部技術別の技術水準・循環周期(TCT)分析など
- ・(支援結果) 2020年韓国研究財団で事業を行うための新規研究団選定の事前段階(先企画課題)として支援した研究課題のうち「新規研究団最終選定」

選定分野	課題名	主管研究機関
量子アルケミー	熱エネルギーの効果的な活用のために自由形状型半導体素材の開発	韓国科学技術研究院
ICT素材	バンドギャップ制御されたファンデルワールス層状素材用前駆体の開発及び	韓国化学研究院

	これを利用した伸縮性光/電子素子の技術開発	
極限物性	フーリエ逆変換による最適な3次元ナノモジュラー素材の製作・応用	韓国科学技術院

・ 特許動向調査の結果を全て該当事業研究企画報告書に反映完了



3) 評価及び発展方向

韓国特許戦略開発院が特許技術動向調査支援R&Dに対する2019年事業成果を分析した結果、923.3億ウォンの国家研究開発予算の節減効果があることがわかった。研究開発事業のうち特許動向調査の支援を受けた場合はそうでない事業に比べて1課題当たりの出願特許が327%増加し、そのうち優秀特許比率も23%増加する成果を収めた。

＜図Ⅲ－２－５＞政府R&D特許技術動向調査事業の成果分析



現在「国家研究開発事業の管理などに関する規定」には応用・開発研究段階国家研究開発事業を新規企画する場合、特許動向調査の履行が義務づけられている。しかし、未だに企画段階で特許分析を履行しなかったり、省庁が独自に行う場合が多く、国家研究開発全般において特許能力を高めるためには直接・間接的な支援を持続的に展開する必要がある。そこで、特許庁は研究開発の際に特許分析を行うよう促す一方、特許技術動向調査事業の予算減少に対応して2018年からR&D省庁及び専門機関の能力強化に向けた特許分析・管理能力強化支援事業も同時に推進している。

3. 政府R&D遂行段階における優秀特許創出支援

産業財産政策局 産業財産創出戦略チーム 工業事務官 パク・ジェヨン

1) 推進背景及び概要

政府R&Dで創出された国内の出願特許は最近5年間年平均2.6%増加したこと(2015年28,192件→2019年31,180件)がわかった。2019年国内出願特許全体で政府R&D特許は14.5%の割合を占めている。

しかし、政府R&D特許の優秀特許比率(6.9%)は米国登録特許全体の優秀特許比率平均(14.7%)と米国連邦R&D比率(9.2%)より低い水準であり、ファミリー特許国家数(2.

2)も米国(全体4.5)に比べて少ないことがわかった。

韓国の技術自立、産業競争力の強化のためには国家R&Dの核心主体である大学・公共研究機関(政府R&D予算の69.5%を使用)の役割が重要であるが、公共部門の特許競争力はまだ不十分な状況である。

そこで、特許庁は大学・公共研究機関の政府R&D課題を対象に活用度が高く、収入源となる強い特許が確保できるよう、知的財産権観点の研究開発戦略と研究結果物に対する特許設計を支援する「政府R&D優秀特許創出支援事業」を展開している。

<表Ⅲ-2-3>米国登録特許の韓・米質的水準の比較

区分		SMART ⁸ 優秀特許比率(%)	ファミリー特許国家数
韓国	韓国全体	15.6	2.8
	韓国政府R&D	6.9	2.2
米国	米国全体	14.7	4.5
	米国連邦R&D	9.2	4.0

*2019年度政府R&D特許成果調査・分析報告書(特許庁、韓国特許戦略開発院、2020)

2) 推進内容及び成果

「政府R&D優秀特許創出支援事業」は「政府R&D特許戦略支援事業」と「政府R&D特許設計支援事業」で構成されている。

このうち2012年からスタートした「政府R&D特許戦略支援事業」は大学・公共研究機関で行われる政府R&D課題を対象に既存特許を深層分析し、優秀特許が確保できる研究開発方向を示し、立ちはだかる障壁特許に対応するための戦略と特許ポートフォリオの構築などを提供する事業であり、2020年度には70課題を支援した。

⁸ SMART：韓国発明振興会のオンライン特許評価分析システムを通じて算出された指標

そして、研究開発の結果を高付加価値特許として完成するため、2016年から新たにスタートした「政府R&D特許設計支援事業」は主に研究開発完了段階にある政府R&D課題を対象に最適な国内外特許明細書の作成を支援する事業であり、2020年には66課題を支援した。

＜表Ⅲ－2－4＞政府R&D優秀特許創出支援事業

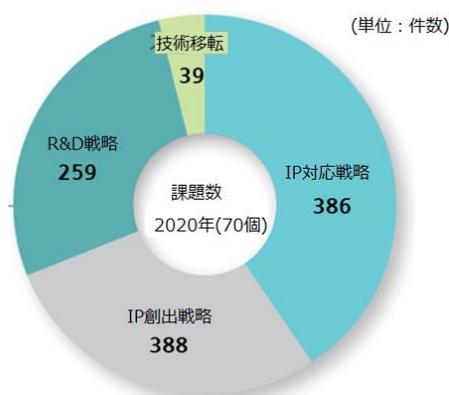
区分		2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020
支援課題数		59	68	78	80	134	162	162	150	136
支援 対象 機関	大学	18	6	17	16	44	39	44	45	64
	公共研	34	53	46	57	82	116	116	96	65
	その他	7	9	15	7	8	7	2	9	7

* 政府R&D優秀特許創出支援事業は政府R&D特許戦略支援事業(2012～2020)と政府R&D特許設計支援事業(2016～2020)で構成

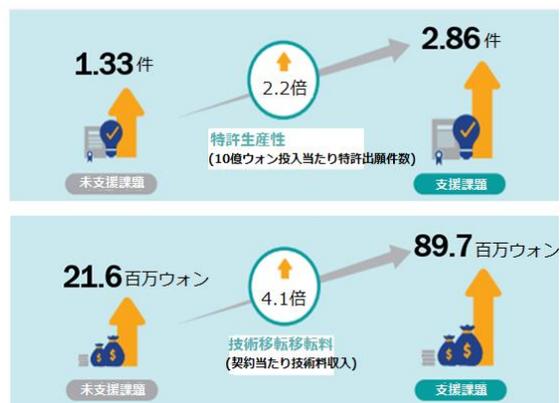
具体的な成果を見ると「2020年度政府R&D特許戦略支援事業」を通じて優秀特許が確保可能な研究開発方向に関する提案259件を支援し、特許ポートフォリオ強化に向けたIP創出戦略を388件支援し、障壁特許対応戦略を386件支援した。

「2020年度政府R&D特許設計支援事業」では最適権利範囲の設計を通じて298件の特許(国内227件、海外71件)を創出した。

最近5年間の政府R&D特許戦略支援事業の成果を政府R&D全体特許成果と比較分析した結果、本事業の支援を受けた政府R&Dの特許成果が支援を受けていない政府R&D特許成果に比べて特許生産性(量的成果)が高く(2.2倍)、技術移転契約当たり技術料(質的成果)も4.1倍水準で、事業の効果が高いことを確認した。



<2020年度特許戦略導出支援の結果>



<最近5年間事業成果の分析結果>

3) 評価及び発展方向

「政府R&D優秀特許創出支援事業」は政府R&D課題を通じた特許成果を質的・量的に高めると同時に、技術移転・事業化など成果拡散に大きく貢献し、大学・公共研究機関の研究者から高い満足度を獲得した。また、「政府R&D優秀特許創出支援事業」を通じて政府R&D特許成果を質的・量的に高めると同時に、技術移転・事業化を拡大し、大学・公共研の保有技術と企業ニーズ間のギャップを解消するため、中小企業のニーズを既に確保している大学・公共研R&Dを通じて技術移転可能性の高い優秀特許を創出する企業カスタマイズ型IP-R&Dを拡大している。

そして、特許庁は「政府R&D優秀特許創出支援事業」を通じて第4次産業革命の加速化による知能化及び融合・複合技術分野の源泉・核心特許を早期に先取りするため、革新成長エンジンなどの国家重点分野に対する支援を拡大している。また、国家政策に合わせて国家経済及び国民生活と密接な関係にあるR&Dを対象に特許観点の先制的なR&D方向を提示することで国家懸案の解決を積極的に支援している。

＜図Ⅲ－2－6＞ 政府R&D優秀特許創出支援事業の支援内容及びプロセス



＜政府R&D特許戦略支援事業＞

＜政府R&D特許設計支援事業＞

4. 政府R&D活用・管理段階の特許成果総管理

イ. 政府R&D特許成果の調査・分析

産業財産政策局 産業財産創出戦略チーム 行政事務官 ファン・スジン

1) 推進背景及び概要

政府は革新能力の蓄積と持続成長を可能にするため、政府研究開発 (R&D) 投資を持続的に拡大してきた。

* (2003年)6兆5, 154億ウォン→(2020年)24兆4, 532億ウォン

このような政府R&D予算規模の拡大によって、R&D投資及び制度革新に対する関心もまた高まっている。そこで韓国政府は益々大型化・融合化・複合化しつつある政府R&D事業に対する政府レベルの総管理システムの構築に向けて1998年から国家科学技術諮問会議(旧国家科学技術委員会)を中心に毎年「国家研究開発事業調査・分析・評価」を実施している。

特許庁は成果中心の政府R&D事業評価制度を定着させるとともに質中心の特許成果評価を支援するため、国家研究開発事業で発生した特許成果を体系的に調査・分析している。また、分析結果を科学技術情報通信部などR&D省庁と研究管理専門機関など

に提供して研究開発活動に活用させている。

2) 推進内容及び成果

政府R&D政策策定及び事業評価を支援するとともにR&D事業の効率性を高めるため、2019年度政府R&D特許成果を省庁別、研究主体別及びR&D事業目的別など様々な角度から分析し、2015～2019年に国内及び外国に登録された政府R&D特許に対して特許分析評価システム(SMART3、韓国発明振興会)を活用して特許品質を測定・分析した。

<図Ⅲ-2-7> 2015～2019年政府R&D特許成果の主要分析結果

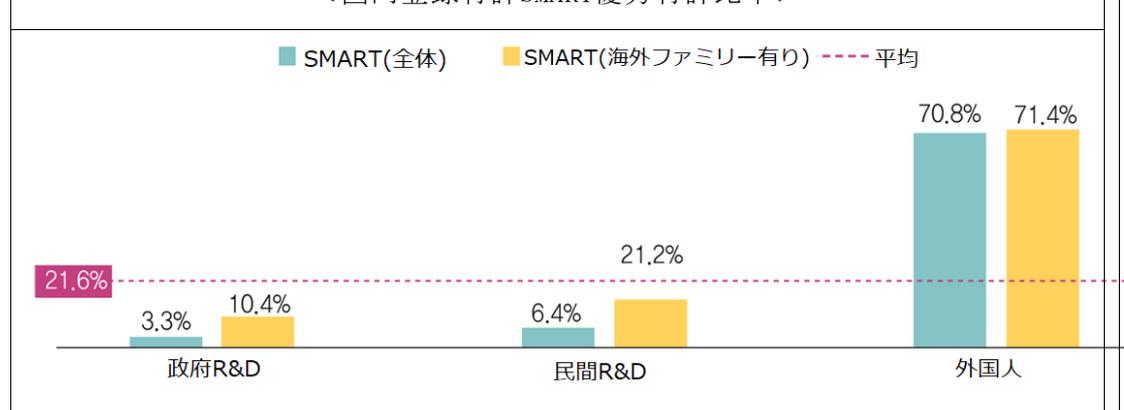
・(量的成果) 2019年国内特許出願31,180件、国内特許登録20,210件など政府R&Dで創出された特許の量的状況は前年比増加。

<最近5年間(2015～2019年)政府R&D特許出願・登録状況>

区分	2015	2016	2017	2018	2020	合計	増加率(%)	
							前年比	年平均
出願(件)	28,192	30,807	32,501	31,108	31,180	153,788	0.2	2.6
登録(件)	14,975	16,670	19,641	19,200	20,210	90,696	5.3	7.8

・(質的成果) 海外ファミリー特許がある政府R&D特許のSMART優秀特許の比率(10.4%)は全体SMART優秀特許比率(21.6%)より低い水準である。

<国内登録特許SMART優秀特許比率>



※SMART：韓国発明振興会のオンライン特許評価分析システムを通じて算出された指標

大学・公共研が政府R&Dを通じて創出した特許を如何に活用しているかについて、

特許成果活用実態を調査・分析した結果、政府R&D特許成果の活用実績は持続的に改善されていることがわかった。政府R&D特許が含まれた技術移転契約件数は最近5年間年平均6.2%ずつ持続的に増加し、2019年には3,988件の技術移転契約が締結された。2015～2019年大学・公共研で行われた技術移転の平均金額を見ると政府R&D国内特許が含まれた場合(59.1百万ウォン)が全体平均金額(33.7百万ウォン)に比べて高いことがわかった。

＜表Ⅲ－2－5＞契約年度別技術移転契約件数の状況

(単位：件、%)

区分	契約年度	2015年	2016年	2017年	2018年	2019年	合計	比重*	年平均増加率
総技術移転契約件		8,155	9,163	8,438	8,010	9,087	42,853	100.0	2.7
	特許を含む契約件	4,161	4,856	4,778	4,562	5,117	23,474	54.8	5.3
	政府R&D国内特許を含む契約件	3,139	3,542	3,625	3,440	3,988	17,734	41.4	6.2

*総技術移転契約件に比した比重

3) 評価及び発展方向

特許庁は従来の特許成果調査・分析の限界を克服するため、2020年に新規指標を開発し、省庁・事業別の深層分析を試験的に実施した。2021年にはこれを活用して様々な観点から特許成果の調査・分析結果を提供し、国家知的財産委員会との協業を通じて知的財産事業の特許成果深層分析を支援する予定である。

また、特許成果データの活用拡大及び収集システムの効率化に向けて関連システム間の連携を強化することで特許成果情報の活用度を高めるとともに、新たに構築される国家研究開発事業統合情報システムに特許成果の効率的な収集システムを構築する予定である。

また、COVID-19により非対面教育方式が一般化していることから、特許成果関連のR&D制度、特許成果の入力、検証手続きなど実務者中心の教育コンテンツを制作し、RIPIS(特許成果管理システム)を通じて提供することで、研究者の特許成果管理認識の向上に持続的に取り組んでいく計画である。

ロ. 公共機関保有特許の診断支援

産業財産政策局 産業財産創出戦略チーム 行政事務官 ファン・スジン

1) 推進背景及び概要

政府は国家レベルの技術革新能力を強化するために持続的にR&D規模を拡大している。政府R&D事業で創出された特許成果のうち2/3が大学・公共研が創出した特許で、韓国R&Dにおいて大学・公共研は非常に重要な役割を果たしている。

しかし、2019年締結された大学・公共研の技術移転契約における登録年次6年以内特許の比重(国内登録特許基準)は大学81.5%、公共研79.2%で、登録年次7年以上特許の比重は大学18.4%、公共研20.8%を記録し、長期保有特許の移転率は極めて低いことがわかった。

<表Ⅲ-2-6> 2015～2019年権利主体別の政府R&D国内出願特許の状況

(単位：件、%)

年度 区分	2015年	2016年	2017年	2018年	2019年	合計	比重(%)
大学	12,939	13,463	13,826	13,446	13,813	67,487	40.1
公共研	7,958	8,384	8,218	7,835	7,897	40,292	23.9
企業など	9,858	11,824	13,463	12,700	12,616	60,461	35.9

＜表Ⅲ－2－7＞大学・公共研の年次別移転特許数

(単位：件)

登録年次	大学		公共研	
	特許数	比重(%)	特許数	比重(%)
登録前	1,064	32.8	967	36.3
1~3年	1,050	32.4	684	25.7
4~6年	529	16.3	458	17.2
7~9年	458	14.1	310	11.6
10年以上	139	4.3	245	9.2
合計	3,240	100.0	2,664	100.0

このような現象が長期化する場合、機関は特許維持料に対する経済的負担を抱えることになり、特許活用に向けた戦略的な努力もなく権利を放棄してしまう。

そこで、特許庁は政府R&D特許成果の活用性を高めるための取り組みとして、公共機関が保有している未活用特許を分析・診断し、特許を管理・活用するための戦略をコンサルティングする公共機関保有特許診断支援事業を2016年から推進した。

2) 推進内容及び成果

特許庁は2016年のパイロット事業を始めに、2020年まで計70機関を対象に保有している特許の質的優秀性と活用可能性を診断し、それによる機関レベルの総合的な特許管理・活用戦略を支援した。

2020年には参加機関の支援規模によって類型を変更(カスタマイズ型Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ)し、診断対象に海外特許を含めて支援するなど、15の機関にカスタマイズされた診断結果を提供するよう努力した。

本事業は該当機関のニーズ把握及び特許分類を実施する第1段階と機関の特許を分析する第2段階、活用・処分戦略を提示する第3段階で構成される。

第1段階では、機関の特性を考慮した機関固有の技術システムを構築し、対象特許の製品・技術分野ごとに詳細な分類を行う。

第2段階では、対象特許の定量・定性分析及び研究者インタビューを通じて個別特許深層分析を実施する。

第3段階では特許分析の結果を通じて、有望特許群の活用戦略及び維持・放棄候補特許群の処分戦略を提示する。

これを通じて2020年には機関が保有する登録特許5,672件(海外278件を含む)を対象に等級診断及び深層分析を実施し、特許の活用・処分戦略を策定した。

3) 評価及び発展方向

2016～2019年事業成果を追跡した結果、計55機関(計13億ウォン投入)に提示した有望特許活用戦略で特許1,284件移転・技術料収入約213億ウォン、特許処分戦略で特許2,844件放棄・特許維持料節減約119億ウォンの効果を創り出した。

2020年には公共機関保有特許診断支援方法論に基づいて特許分析データを公開し、機関保有特許を自己診断できるシステムを開発・構築した。

また、事業に参加した機関の特許処分戦略の履行をサポートするため、個別請求項分析を提供する後続支援を実施し、特許維持料削減のための請求項削減案を提示した。後続支援対象6機関の特許464件に対する請求項削減案を提供することで、約14億ウォンの特許維持料を削減できると期待される。

特許庁は公共機関の保有特許管理能力の向上と管理履行を促進するため、2021年に

も段階別保有特許診断支援システム(①自己診断支援、②カスタマイズ型支援、③後続支援)を強化する計画である。

第2節 標準必須特許の創出支援

1. 概観

産業財産政策局 産業財産創出戦略チーム 工業事務官 チョン・ヒョンス

技術の融合・複合が加速化する智能情報社会では製品・サービス間相互互換性の確保に向けた国際標準と標準必須特許の重要性が増している。特許庁は韓国産・学・研における標準必須特許に対する認識を高めるとともに標準必須特許の創出能力を強化するため、2009年から標準必須特許創出支援事業を推進している。

2020年には国家戦略技術2分野を対象に標準必須特許創出有望技術を導き出し、科学技術情報通信部のR&D企画段階で新規課題の発掘を支援した。次世代モバイル通信・無線ネットワーク分野に対する標準・特許情報を分析して有望技術(17)を抽出し、産・学・研向けの公開発表会を開催して分析結果の活用・拡散を誘導した。研究遂行段階における標準必須特許創出可能性を高めるため、計32課題に70件の戦略を提供し、72件の有望特許が反映された52件の標準案(寄稿文)が国際標準化機構に提案されるようにした。

また、国際標準化対応の主管省庁である科学技術情報通信部(国立電波研究院)及び産業部(国家技術標準院)との協力の下で、量子暗号通信及び超低電力半導体分野の国際標準化が韓国産業界の利益になる方向で行われるよう関連特許を深層分析し、外国特許技術が反映された海外寄稿文に対応するための戦略と国内特許技術の国際標準化に向けた特許戦略を提供した。同時に、国家緊急懸案として推進中の産業部(国家技術標準院)主導のK-防疫モデル国際標準化省庁協議体に参加し、ウォークスルー・ドライブスルーなど国際標準化対象技術に対する特許戦略を迅速に支援した。

中小・中堅企業の標準必須特許確保能力を強化するため、優秀技術を保有する企業が短期間で標準必須特許創出能力を確保できるように3社の強小企業候補企業別カスタマイズ型R&D-特許-標準総合戦略を支援し、11件の特許出願を通じて本格的な標

準化段階への進捗に向けた基盤を構築した。

最新標準必須特許の情報を提供するため、標準化機構の標準必須特許DB5,000件を新規構築して2020年累計57,000件の標準必須特許情報サービスを提供し、標準必須特許専門誌であるSEP Insideを計4回発刊することで標準必須特許情報の拡散に取り組んだ。また、標準必須特許専門弁理士育成教育と標準必須特許認識拡散教育及び訪問型のカスタマイズ型標準必須特許教育サービスなどを通じて標準必須特許の創出基盤を強化した。

2021年には6G分野の標準必須特許競争力を早期に確保するため、研究開発企画・標準要求事項の初期段階から密着支援による段階別核心・標準必須特許の確保を推進し、標準技術の活用拡大及びロイヤリティ軽減のために科学技術情報通信部(IITP)と共同で5G標準必須特許の必須性検証を新規に推進する予定である。

2. 政府R&Dにおける標準必須特許確保可能性の向上

産業財産政策局 産業財産創出戦略チーム 工業事務官 チョン・ヒョンス

イ. 推進背景及び概要

標準は特定技術を使う時に誰でも常に同じ方法で実施できる技術規格を意味し、これまで産業発展及びユーザーの利便性向上に貢献してきた。このような標準は技術の互換性を重視するIT技術の発展と国家間の貿易が活発になるにつれ、その重要性も増している。⁹

このような環境の中でグローバル企業は市場での主導権を握るために標準と特許を戦略的に活用している。すなわち、市場性の高い標準と独占排他的な権利である特許を戦略的に結合した標準必須特許という新しい高付加価値特許を作り、ロイヤリティ

⁹ 1995年に締結されたWTO/TBT(貿易技術障壁)協定でWTO加盟国は国際標準を国内標準や技術基準の基礎として使わなければならない義務を付与(TBT Article 2.4参考)

収益を通じて世界経済の激しい競争で優位に立ち続けている。

韓国の状況を見ると海外の核心・標準必須特許技術が多く使用される製品を大量生産して輸出する産業構造によって知財権貿易収支の赤字が続いているが((2019)△5.3→(2020)△18.7(億ドル))、最近はIoT、5Gなど通信標準必須特許が他の産業分野に拡大適用されることで自動車・家電企業など海外にロイヤリティを支払う企業が増えている。

主要標準化機構に届け出られた韓国の標準必須特許は2020年12月調査の結果、全体の18%で国家標準必須特許の競争力が改善されているが、特定の企業・機関に偏っているのが現状である。標準必須特許は長時間の標準化期間とR&D・特許・標準力量の戦略的結合によって創出されるだけに、中小・中堅企業に対する体系的な戦略支援が求められる。

<表Ⅲ-2-8> 主要国際標準化機構 (ISO、IEC、ITU、IEEE、ETSI) に届出られた標準必須特許の状況 (2020. 12)

順位	国家	個数	比率	順位	国家	個数	比率
1	米国	24,661	25.3%	6	スウェーデン	5,273	5.4%
2	中国	21,805	22.4%	7	フランス	1,637	1.7%
3	韓国	17,492	18.0%	8	ドイツ	1,392	1.4%
4	日本	10,738	11.0%	9	台湾	1,107	1.1%
5	フィンランド	10,269	10.5%	10	カナダ	1,010	1.0%

※5大主要標準化機構対象の特許番号重複除去基準を一括適用しているため、前年比統計値の差が存在する可能性がある。(出処：韓国特許戦略開発院標準必須特許センター)

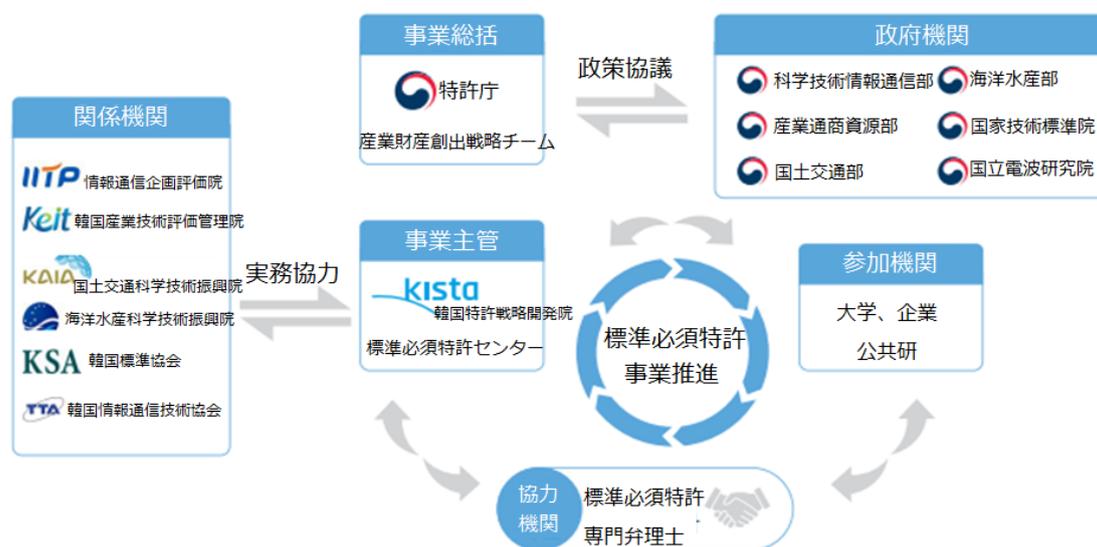
特許庁は2009年「標準必須特許の戦略的な創出支援総合対策」を打ち出し、それによる専担組織を編成し、国家レベルの標準必須特許創出支援政策を推進している。2019年には標準技術に基づく未来市場確保に向けた標準必須特許中長期(2019～2022年)政策として「標準必須特許競争力強化方策」を策定し、第25回国家知的財産委員会で審議・議決した。

ロ. 推進内容及び成果

標準必須特許創出支援事業は技術互換性で市場支配力の高い標準と独占排他権である特許の連携を通じて創出される高付加価値標準必須特許を確保するため、「R&D－特許－標準」の相互間有機的な連携を通じて、R&D課題企画の段階から国際標準案の開発、標準化活動に至る全過程において標準必須特許の創出を支援する事業である。

従来標準を獲得するためのR&Dの場合、R&Dに対する成果である特許と標準が相互連動されず、R&Dを通じて作られた標準案が最終国際標準として採択されても実質的な標準必須特許は獲得できないケースが度々発生した。そこで本標準必須特許創出支援事業は標準と特許の戦略的な連携を通じて優秀なR&D成果が標準必須特許につながるよう支援している。

<図Ⅲ－2－8> 標準必須特許創出支援事業の政府レベルの推進システム



まず、韓国の標準必須特許能力強化と政府R&D資源の効率的な投資という観点から、R&D課題の発掘段階から標準必須特許確保の可能性を考慮する必要がある。そこで特許庁は2015年から国家戦略技術分野に対する標準・特許評価を通じて標準必須特許戦略マップを試験的に構築し、2020年には次世代モバイル通信・無線ネットワークの2

分野を推進した。これを通じて標準必須特許有望技術17件(モバイル通信11件、次世代無線ネットワーク6件)を導出・提示し、科学技術情報通信部(IITP)のR&D課題企画段階で計5件が反映された。

研究遂行段階ではR&Dと国際標準化を並行して推進しているR&D課題遂行機関と連携し、R&D環境と国際標準環境を綿密に分析した。一方、特許とR&D、標準の連携戦略を支援するが、R&Dと標準環境による細部戦略をより多様化することで成果の向上を図った。2020年には3GPP 5G NR標準の高度化のためのモバイル通信標準必須特許開発など13の政府R&D課題を支援して計32件の戦略を導出し、57件の国内外特許が出願され、そのうち41件の特許が反映された31件の標準案(寄稿文)が3GPP¹⁰など国際標準化機構に提出された。

<表Ⅲ-2-9>2020年R&D標準必須特許創出支援事業の推進成果

連携課題	参加機関	標準化 機構	①戦略	②特許		③標準
			戦略 提示	国内特許 出願	海外特許 出願	標準案(寄稿文) 提案
3GPP 5G NR 標準の高度化のためのモバイル通信標準必須特許の開発など13課題	檀国大など11機関	3GPP など6機構	32件	39件	18件	31件

そして、国家標準化機関の標準開発課題(情報通信放送標準開発支援事業、国家標準技術力向上事業)と連携して既存の技術中心から特許中心の戦略的な標準案を開発することで、標準必須特許が創出できるよう支援した。2020年にはハイパーリアリティックメディア支援超高速多重協力無線LAN標準開発など計19の課題を支援し、標準、特許分析などを通じて38件の戦略を導き出し、42件の国内外特許が出願された。そのうち31件の特許が反映された21件の標準案(寄稿文)がIEEE¹¹など国際標準化機構に提出された。

¹⁰ 3GPP (3rd Generation Partnership Project): モバイル通信関連の国際標準を制定するための標準化技術協力機構

¹¹ IEEE (Institute of Electrical and Electronics Engineers): 電気電子学会(WiFi、WiMAXなど標準化)

19の標準開発課題のうち、7つは国際標準化能力を有する韓国電子技術研究院など標準特許有望企業・機関を対象に、標準化の全周期にわたって標準特許戦略を多年間(3年以上)支援する事業を新規に推進した。

＜表Ⅲ－2－10＞2020年国際標準案開発特許戦略支援事業の推進成果

連携課題	参加機関	標準化 機構	①戦略	②特許		③標準
			戦略 提示	国内特許 出願	国外特許 出願	標準案(寄稿文) 提案
ハイパーリアリスティックメディア支援超高速多重協力無線 LAN 標準開発など計 19 課題	WILUS など 15 機関	IEEE など 6 つ	38 件	38 件	4 件	21 件

また、標準必須特許創出支援事業による特許成果が最終的な標準必須特許として完成できるように体系的なモニタリングと標準必須特許化戦略を支援した。これを通じて計701件の事業特許成果及び18件の追加出願特許に対して標準整合性を確保するための権利範囲補正戦略34件と海外出願戦略2件を提供した。

＜表Ⅲ－2－11＞2020年標準必須特許後続管理事業の推進成果

後続管理の対象		標準必須特許化戦略支援(36件)			
特許成果	追加出願件	権利範囲の補正	海外出願戦略	仮出願権利設計	分割
701 件	18 件	34 件	2 件	—	—

ハ. 評価及び発展方向

2009～2010年に推進された事業は標準必須特許の重要性に対する国民の認識を高め、標準必須特許の戦略的な創出基盤を確保するための国家戦略レベルでのアプローチであった。以後、2011～2013年の標準必須特許創出支援事業はR&D現場及び標準開発現場に直接入り込み、実際R&Dと標準化活動を展開する研究員に標準必須特許創出方法論を伝播し、実際標準必須特許が作られる過程を経験をさせることでその基盤を拡大することに重点をおいて推進された。

2014年からは政府R&Dの全周期にわたる支援標準必須特許の創出成果を最大に引き上げるシステムを構築し、2015年には標準必須特許有望課題を発掘するための標準必須特許戦略マップを試験的に推進した。2016年から国際標準化及び標準必須特許支援を通じて蓄積したノウハウを結集し、中小・中堅企業の標準必須特許競争力を強化するため、関係省庁と共同で「標準必須特許強小企業育成方策」を講じ、2019年には標準必須特許専門機関の育成を含む中長期(2019～2022年)政策として「標準必須特許競争力強化方策」を策定した。

2012～2020年の間、「標準必須特許創出支援事業」の支援を受けた12の機関が主要国際標準化機構に宣言した174件の標準必須特許を確保した。最近5年間「標準必須特許創出支援事業」を通じて創出された特許の質的成果は未支援政府課題に比べて三極特許の比率は約14倍(19.6%に比べて1.1%)とはるかに高く、技術移転契約当たり技術料収入も33倍(810.7百万ウォンに比べて24.8百万ウォン)高く、事業を通じて創出された特許の質的水準と産業界における活用価値が非常に高いことがわかった。

今後持続的な需要発掘及びインセンティブ加点の付与などを通じて優秀中小企業の事業参加を拡大し、標準化速度の速い市場標準獲得目標の課題支援を強化して政府R&Dの標準必須特許成果を高め、韓国産・学・研が新産業分野の核心標準必須特許を先取りできるように努力する予定である。

3. 国際標準化活動に対する標準必須特許戦略支援

産業財産政策局 産業財産創出戦略チーム 工業事務官 チョン・ヒョンス

イ. 推進背景及び概要

これまでは国際標準化活動の際に知財権に対する検討が不十分な状態で標準が採択されたため、相当規模の特許料が発生している。特に、韓国の主要輸出品目である電気電子及び情報通信技術分野の製品が技術貿易規模の約73.6%を占め、主要標準技術

分野別に形成された特許プールによる特許料の負担も増加している。

そこで標準制定の段階別に特許を検討することで国益を考慮した国際標準が制定されるようカスタマイズ型特許戦略を支援する「国際標準共同対応」を行っている。

ロ. 推進内容及び成果

2020年には量子暗号通信分野(科学技術情報通信部、ITU-T SG13、17)と超低電力半導体分野(産業部、IEC TC47)の国内対応研究班を支援したが、計58件の主要特許分析を遂行して各分野別の国際標準化推進状況に合わせて対応特許戦略を策定・支援した。

<表Ⅲ-2-12>2020年国際標準共同対応支援の推進成果

技術分野	主要特許分析提供	応用特許提供	戦略策定	戦略内容
量子暗号通信分野 (科学技術情報通信部、 ITU-T SG13、17)	28 件	288 件	2 件	<ul style="list-style-type: none"> 国内企業の技術反映 海外寄稿文関連の特許対応
超低電力半導体分野 (産業部、IEC TC47)	30 件	48 件	2 件	<ul style="list-style-type: none"> 空白技術分野の標準化提示 海外寄稿文関連の特許対応

ハ. 評価及び発展方向

2020年国際標準共同対応支援を通じて海外で主導する標準に国益が反映できるよう対応し、特に利害当事者が直接参加して能動的に対応できるよう誘導した。

今後特許支援が急がれる他の標準化研究班まで特許戦略支援範囲を拡大し、標準化能力及び国内対応環境を考慮した成果類型別支援の多角化を模索することで需要カスタマイズ型国際標準共同対応システムを構築・支援する予定である。

第3節 優秀中小企業の海外特許確保支援の強化

1. 概観

産業財産政策局 地域産業財産課 行政事務官 ユン・セギョン
 地域産業財産課 行政事務官 イム・チェギ

知識・情報・技術の移動が中心となる「世界化4.0時代」において国家と企業の競争力を左右する革新の中心には知的財産がある。既に主要国は自国の利益を確実なものとするための強力な武器として特許を活用しており、いわゆる「銃声なき特許戦争の時代」と言える。中国は政府の支援でPCT出願が2015年29,846件から2019年58,990件に増加するなど最近5年間国内外の出願量が急増した。世界各国は海外市場で技術覇権を握るために特許の確保に死活をかけている。

韓国は特許出願世界4位の知的財産強国でありながらも海外市場を先取るには欠かせない海外特許を確保する努力はやや不十分であった。2019年調査によれば国内出願された技術のうち11.7%だけが海外に出願され、特に中小企業・大学の技術は4.3%だけが海外に出願され、韓国企業が海外で収益を上げる機会にはつながらなかった。また、海外で出願されても米国・中国を中心に平均1.9カ国にだけ出願され、輸出市場の多角化に対する対応も容易ではない。

そこで、特許庁は韓国企業・大学特許の海外市場進出活性化・多角化に向けて「海外知的財産の拡散・保護ロードマップ」を講じて海外特許確保支援を拡大している。

2. 海外特許確保の支援拡大

産業財産政策局 地域産業財産課 行政事務官 ユン・セギョン
 地域産業財産課 行政事務官 イム・チェギ

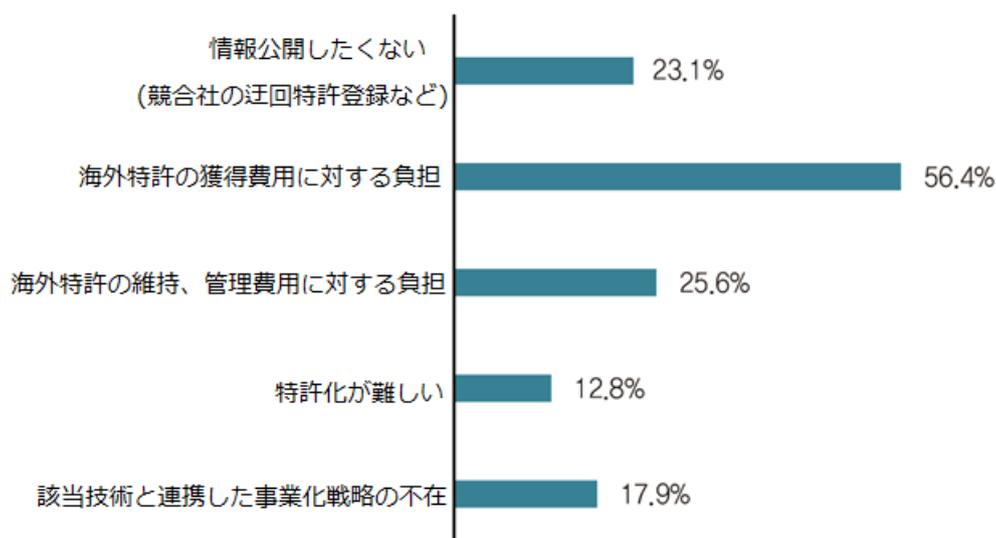
イ. 推進背景及び概要

現在世界各国はグローバル支配力を強化するため、積極的に知的財産を活用している。米・中貿易戦争や日本の輸出規制など当面の危機は結局特許技術を武器とする技術覇権争いである。

急変しつつあるグローバル環境で韓国の技術と製品を保護するためには、海外知的財産の確保を何より優先する必要があるが、現地知的財産権の確保はまだ不十分な状況である。

その原因は韓国の中小・ベンチャー企業が優秀な特許製品を開発しているにもかかわらず、費用負担と専門性不足などで海外知的財産権の確保に容易く挑戦できなかったためである。

<図Ⅲ-2-9> 中小企業が海外出願できない理由



* 出処：韓国知的財産研究院、「技術革新型企業の海外出願戦略研究」、2017. 2.

<表Ⅲ-2-13> 中小企業の知的財産専門担当部署及び人材状況

知的財産部署		知的財産人材	
専門担当部署を保有	兼任部署を保有	専門担当人材を保有	兼任人材を保有

5.7%	50.0%	14.3%	85.8%
------	-------	-------	-------

* 出処：特許庁、「2019年度知的財産活動実態調査」、2019.12.

そこで、特許庁は韓国企業が積極的に海外市場に進出して世界市場をリードしているよう、海外知的財産権の確保を最優先に支援した。

ロ. 推進内容及び成果

特許庁は海外市場の進出に困っている企業を支援するため、2019年国家レベルの海外知的財産確保戦略(海外特許確保方策(2019年6月)、海外知的財産の拡散・保護ロードマップ(2019年7月))を講じ、中小・ベンチャー企業に対する海外出願費用支援及び知的財産バウチャー支給、知的財産(IP)出願支援ファンドの立上げ及び投資、知的財産共済などを推進した。

そのために海外出願支援予算*を2019年191億ウォン規模から2020年238億ウォンに大幅増額し、海外出願支援件数も1,187件から2,557件に115.4%拡大した。

*グローバルIPスター企業、スタートアップ知的財産バウチャー、海外IP出願ファンド、中小企業IP即時支援

<表Ⅲ-2-14> 2019～2020年権利別海外出願費用支援の件数

区分	2019	2020	増加率
特許	740	1,673	126.0
商標	399	738	90.2
デザイン	48	146	204.1
合計	1,187	2,557	115.4

ハ. 評価及び発展方向

輸出主導型産業構造の中で韓国企業が安定的に海外に進出して市場を拡大するため

には、紛争予防と競合社の市場参入を抑制する海外知的財産権の先取りが何より重要である。特許庁は韓国企業が迅速な海外知的財産権の先取りを通じてグローバル市場を開拓し、輸出を増やせるよう、海外権利化負担を緩和する政策事業を強化する予定である。

輸出主導型産業構造の中で韓国企業が安定的に海外に進出して市場を拡大するためには、紛争予防と競合社の市場参入を抑制する海外知的財産権の先取りが何より重要である。未来技術覇権を先取りするために世界各国間の技術競争が激しくなりつつある状況の中で、特許庁は迅速な海外知的財産権の先取りを通じて韓国企業がグローバル市場を開拓し、輸出を増やせるよう、海外権利化負担を緩和する政策事業をさらに強化する予定である。

第4編 公正経済のための知的財産保護の強化

第1章 国内知的財産権保護基盤の強化

第1節 概観

産業財産保護協力局 産業財産保護政策課 工業事務官 チョン・スファン

1. 推進背景及び概要

知的財産は高付加価値を生み出す重要な資源で、製品とサービス競争力の重要な要素として認識されている。しかし、このような知的財産は情報通信と科学技術の発達によってより速くより簡単に世界各地に伝わり、簡単に盗用・侵害されるようになった。

韓国も例外ではなく一例として模倣品の場合、国内模倣品市場規模は流通価額基準で約5兆2千億ウォン(国外流入2兆3千億ウォン、国内生産2兆9千億ウォン)に達している(2014年、現代経済研究院)。このように模倣品の不法流通が拡散すると正規品市場の被害が深刻になり、国家イメージにもマイナス影響を与える。

実際各国の知的財産権保護水準を示す国家別知的財産権保護順位(スイス国際経営開発院(IMD))を見ると、韓国は2020年評価対象63カ国のうち38位で前年より1段階下落し、ドイツ(7位)、米国(14位)、日本(33位)より依然として低い水準と評価されている。

特に、中小企業は取引において不利な立場に置かれ、知的財産権保護能力が不十分であるため、中小企業の技術流出被害が続いている。(技術流出件当たり被害規模は2016年18.9億ウォン、2017年13.1億ウォン、2018年16.7億ウォン)

天然資源に乏しい代わりに優秀人材が豊富な韓国は生まれながら知的財産を基に製品とサービス競争力を確保し、国家競争力も確保しなければならない運命である。したがって、知的財産の保護を強化することは国家レベルの重大な政策イシューと言わ

ざるを得ない。

<図IV-1-1> 国家別知的財産権保護順位

国家					
保護順位	7位	14位	33位	38位	42位

(スイス国際経営開発院(IMD)、2020年)

2. 推進内容及び成果

2020年には韓国知的財産の保護水準を一層高められる重要な法・制度の変化があった。

まず、知的財産侵害に対する損害賠償制度に変化があった。2019年特許と営業秘密の故意侵害に対する3倍賠償制度の導入以後、2020年には商標権、デザイン権の侵害に対しても3倍賠償が可能になるよう商標法、デザイン保護法を改正した。

また、損害賠償額を現実的に納得できるような水準にするため、特許、商標、デザイン、不正競争防止法の損害額算定方式を改善した。既存の損害賠償制度は権利者の生産能力分だけを損害として認めた。すなわち、侵害者が1,000個の侵害品を販売したとしても、権利者が100個の生産能力しか持っていないと、100個に対する損害だけを賠償するという方式であった。しかし、これからは残りの900個に対しても損害額を認めてもらえる道が開かれ、生産規模の小さい中小企業もまともな補償が受けられるようになった。

これまで低い損害賠償額によって侵害した方が利益になるという認識が広まっていたが、侵害により得た利益の大部分を賠償額として認め、故意侵害の場合は増額賠償するようにすることで、知的財産侵害の悪循環を断ち切ることができるものと期待される。

同時に、特許権侵害訴訟で権利者が侵害及び損害額を立証するために証拠を収集することに困っている問題を解決できるよう、現在より容易な証拠収集制度の導入を推進している。

技術奪取の根絶に向けた政府省庁間の協力も続いた。中小企業部長官を委員長とする共生調停委員会を2019年設置して以来持続的に運営し、省庁間協力をより強化した。

健全な取引秩序を確立するために韓国知的財産保護院の「知財権虚偽表示通報センター」を通じて2020年3,352件に対して是正を完了した。また、国民の健康・安全密接品目に対して知財権虚偽表示企画調査を推進し、54の通信販売商品から1,068件(2020年3月)及び11のマスク商品から745件(2020年8月食品医薬品安全処と合同調査)を摘発して是正完了した。

そして、国民生活に影響が大きい模倣品の根絶に向けた取締りとオンライン上模倣品に対する対応を強化した。特許庁商標特別司法警察は2020年に模倣品事犯計617人を刑事立件し、模倣品72万点余りを押収した。これまで模倣品の流通チャンネルがオンラインに大挙移動したことでオンライン上の模倣品販売が増加しているが、限られた取締り人員でそれに対応するには限界があった。特許庁はオンライン流通チャンネルの模倣品掲示物モニタリングを強化するため、2020年120人で構成されたオンライン模倣品在宅モニタリング団を運営した。その結果、模倣品掲示物126,542件を取り締まって9,100憶ウォン相当の消費者被害を予防する効果を上げた。

特許・営業秘密・デザイン侵害に関しては362人を立件したが、これは前年比81%増加した数値で、2019年3月の産業財産特別司法警察の発足以来、技術、デザイン侵害に対する積極的な捜査活動を通じて中小・ベンチャー企業の知的財産保護による公正経済の実現に貢献している。

そして、アイデアの奪取、商品形態の模倣など不正競争行為に対する調査を通じて公正な商取引秩序の確立を推進した。2020年計114件の不正競争行為が通報され、制度施行以来最も多くの事件が報告された。

知的財産の保護に対する国民の認識を高めるため、市民運動及び広報を強化した。官民合同で模倣品流通根絶のための巡回キャンペーンを開催し、国民が参加する公募展を通じてコミュニケーション型の認識向上活動を展開した。

3. 評価及び発展方向

2020年は知識財産の保護強化という側面で有意義な変化が多い一年であった。特に、知的財産侵害訴訟において、損害額の算定方式を合理的に改善し、3倍賠償制度を知財権全般に導入することで侵害を抑制し、知的財産に適正な価格を支払う文化を定着させた。

同時に、知的財産分野の専門性を持つ特許庁が特許、デザイン、営業秘密侵害に対する捜査業務を推進し、知的財産侵害に対して効果的に対応するとともに権利者を協力を保護できる環境が整えられた。

また、積極的な知的財産権虚偽表示の取り締まり、不正競争行為に対する行政調査、知的財産の保護認識拡散のための広報活動を通じて健全な取引秩序と公正な競争のための文化を定着させている。

2021年には知的財産が適正な価格で評価される好循環知的財産生態系が作られるよう、知的財産の実効的保護をさらに強化していく計画である。具体的に侵害者に証拠が偏在し、侵害立証と損害賠償額の算定が難しい知的財産訴訟の問題を解決するため、韓国型証拠収集制度を積極的に推進していく予定である。

第2節 中小企業のアイデア・技術の保護強化

1. 公正な知的財産市場の確立に向けた損害賠償制度改善の推進

産業財産保護協力局 産業財産保護政策課 行政事務官 イ・ヒョンウォン

イ. 推進背景及び概要

特許制度は特許権者が自分の発明を公開することにより、当該発明に対する独占権とそれに伴う利益が享受できるように保障する制度である。これは新技術開発の動機となり、最終的には韓国の産業競争力と国民経済発展の根幹となる。

しかし、このような特許制度の肯定的な要素にもかかわらず、市場では特許権者の特許発明に対する生産能力が侵害者の生産能力より低い場合、侵害者は特許権者に損害を賠償しても侵害による利益が残り、特許権を侵害することがむしろ利益であるという間違った認識が根付いている。

代表的な特許市場である米国の場合、特許権者の生産能力を超過する部分に対しても特許権者の損害として認められることが困難ではない。特許権者の生産能力を超過する部分は合理的な実施料として計算してもらうことができるためである。しかし、韓国は実損害填補原則を理由として特許権者の生産能力限度内で特許権者の損害を認める。実際、侵害者の立場から見ると、特許権者の生産能力を超過する利益は特許権侵害が発生する前に既に実施料などで支払うべき金額であるが、侵害と認められた後もこれを特許権者に支払わないことができるのである。

これは特許権のような知識財産の特性が損害賠償関連訴訟で積極的に考慮されないためである。すなわち、特許権者は自分の特許を基盤として直接生産しながら、第三者に使用を許諾して追加的な使用料を受け取ることもでき、自分が直接生産しなくても、不特定多数に使用を許諾することで利益を得ることもできる。このように特許権など知識財産の特性を考慮すると、侵害者が特許権者の生産能力を超えて取得した利

益は当然特許権者が得る利益となるべきである。

韓国の特許市場がこのような状況であったため、市場では特許権に対して適正な値段を支払うよりも、まずは侵害で利益を得た後、事後的に侵害が確認されると、その時に損害賠償額を支払う方がより得であるという認識が形成されているのである。

このように特許権侵害に対して不公正問題を解消し、公正な知的財産市場を確立するため、特許庁は損害賠償制度の改善を推進した。

ロ. 推進内容及び成果

これを受け、以下のように特許法改正(パク・ボムゲ議員の代表発議)を推進した。

1)特許侵害によって被った損害に対する賠償だけでなく、取得した利益額の全部に対して返還請求ができるように利益返還請求権を新設する(第128条第1項)。

2)取得した利益の返還を請求する場合、特許権または専用実施権を侵害した者が控除しようとする費用に関する主張をしなければ、その侵害した者の売上を侵害行為で取得した利益とすることができるようにし、侵害者が侵害による費用に関する立証をするように立証責任を切り換えた(第128条第4項)。

このような改正案に対して裁判所及び企業は様々な意見が提示した。

被告に費用に対する立証責任を負わせることになれば、実際の訴訟で企業の営業秘密が漏れる恐れがある。他の側面から見ると、損害賠償請求権と利益返還請求権が一つの条文に存在するため条文の複雑性が増し、特許権者の損害額と侵害者の利益額が明確に区分できないこと、侵害者の売上高全体が侵害者の利益額として算定され特許権者に返還されることは過剰賠償の恐れがあることなどの意見が提示された。

その結果、2019年9月の産資中企委の法案小委の過程で、小委委員長を始めとした

小委委員は上記のような理由で修正及び業界からの十分な意見聴取が必要であるという意見を提示し、引き続き審査することとした。

特許庁は産資中企委員会の法案小委で指摘された事項を積極的に解消するために国民公聴会を開催(2019年10月)し、特許庁長が経済5団体及び企業などと直接会って積極的に耳を傾け、「侵害者が故意または重大な過失がある場合には、その利益額を算定する際、特許権者の生産能力を考慮しないように」修正案を作成した結果、2019年11月産資中企委員会の法案小委第2次審査で審議を通過し、産資中企委の全体会議で議決された。しかし、産資中企委の議決案が法司委に回付される過程で、裁判所行政処の慎重検討意見によって法司委第2小委に回付された。

裁判所行政処は同議決案が実損害填補原則に反する恐れがあり、他の規定とのバランスが合わないという理由で慎重検討意見を提示した。それを受け、特許庁は裁判所行政処と協議した結果、侵害者が権利者の生産能力を超過して販売した物品に対しては、実施料として計算して損害額に上乘せできるように修正案を作成し、2020年5月に国会で成立した。同改正法律は2020年12月に施行された。因みに、同じ内容で商標法、デザイン保護法、不正競争防止法も改正され、2021年6月施行を控えている。

ハ. 評価及び発展方向

特許権を侵害することがむしろ利益になる市場秩序を正す必要がある。そのためには侵害によって発生した特許権者の損害が積極的に認められるべきであり、裁判所が特許権者の損害に関しては、従来認められている実損害填補原則の例外を認める必要がある。今や実際権利者の生産能力の範囲内での損害額と生産能力を超えて、侵害者が譲渡した侵害物品の数量に対する実施料相当額を合わせた金額を全体損害として認められるようになった。これに知財権を故意侵害した者には最大3倍まで損害賠償額を課すことができる。

特許庁は特許権侵害に対する損害賠償額を現実を考慮した適正金額にするための制度改善を今後も積極的に推進し、韓国でも知的財産が適正な価値を有する特許取引市

場が構築されるよう努力していく予定である。

2. 特許訴訟における証拠立証負担の緩和に向けた証拠収集制度の導入推進

産業財産保護協力局 産業財産保護政策課 行政事務官 イ・ヒョンウォン

イ. 推進背景及び概要

特許権侵害訴訟で侵害及び損害額の立証に必要な証拠を侵害者が保有しているため、権利者は侵害などを立証するのに深刻な困難に直面している。これと関連して特許庁が調査したところ、特許侵害訴訟の経験がある企業の80%以上が提訴前・後の証拠収集に困難があり、これを改善するための強い証拠収集制度が必要であると回答(2020年1月、特許庁アンケート調査)した。

特許法には既に民事訴訟法より制裁効が強化された資料提出命令制度が導入されているが(2016年)、裁判所の実務上活発に利用されていないのが現状である。その理由は資料提出を強制する、もしくは提出された資料の真偽または毀損の有無を確保する手段が不足し、そのため申請者が証明しようとする事実を真実と認められるようにした制裁効を発動するのに限界が発生するのである。

一方、特許侵害による紛争が発生した場合、企業の立場からすると紛争を早期に解決し、企業経営のリスクを下げるのが何より重要である。このように紛争を早期に解決するためには、訴訟上の有利・不利を予測する必要がある。そのためには訴訟に必要な侵害の立証または損害額の算定に必要な証拠を相互確認できなければならない。米国の場合、ディスカバリー制度を通じて両当事者が保有している資料を広範囲に確認することができる。ドイツの場合も、裁判所が指定した専門家が侵害現場に出入りして必要な証拠を調べることができる。日本もドイツの制度を参考に専門家による事実調査制度を実施している。このように世界の主要国は特許侵害訴訟で証拠収集が容易にできるように多様な制度を運営している。

そこで、特許庁は特許侵害訴訟において現在より容易な証拠収集制度を導入しようとしている。

ロ．推進内容及び成果

現特許侵害訴訟において証拠収集の限界を改善するため、特許法一部改正法律案が発議(イ・スジン議員代表発議、2020年9月)された。主な内容としては、ドイツの制度を参考に、専門家による事実調査の導入と現行制度の不備を改善するという趣旨である。

特許事件の場合、専門家でないと特許技術に対する判断が難しい場合が多い。そのために専門家による調査が必要である。そして、裁判官が直接現場に出向いて検証するには時間的・空間的な限界もあるため、これを効果的に改善する必要もある。そこで特許庁は特許権侵害が発生した場合、裁判官が指定した専門家が被申請人の工場、営業場所に入って必要な証拠調査を行い、関連調査報告書を作成して裁判所に提出できるように、専門家による事実調査制度を導入しようとしている。裁判所は調査を開始する場合、侵害の可能性、調査の必要性、相手方の負担が少ないことを要する比例性などの要件を満たさなければならない。専門家は調査過程で被調査人の主要情報を知ることができるため、調査過程で知り得た秘密を漏らさないように義務付けられた。逆に調査を受ける被調査人は調査に誠実に協力しなければならず、調査を拒否もしくは妨害した場合は過料が科せられ、裁判上の不利益を被る可能性がある。

一方、資料提出命令の実効性を高めるため、資料を特定するための資料目録提出制度、訴訟上の主要な証拠が損なわれることを防ぐために資料保全命令制度も導入する。なお、資料提出命令に対しては不服できないようにして訴訟遅延を予防した。

特許庁は2020年の1年間、企業、協・団体、法務部、裁判所行政処など特許訴訟と関連があり得る利害関係機関を対象に、説明会、懇談会などを計55回以上開催し、意見を十分に聞いた。

ハ. 評価及び発展方向

特許権のような知識財産を保護することは単に技術を保護することではない。国家経済発展の礎を築くことである。韓国の特許法は懲罰賠償制度、基本損害額算定方式の改善、特許権者の立証責任の緩和などの制度が導入されるなど、韓国の知財権保護制度の発展に向けて進化を続けている。しかし、韓国の知財権保護は依然として低い水準である。スイス国際経営開発院(IMD)が毎年行っている国家競争力調査で、63カ国のうち38位(2020年)を占めた。

特許庁は、米国またはドイツで施行されている制度を参考に、韓国の実情に適した低費用・高効率の証拠収集制度の導入を目指している。これを通じて現在より証拠の収集が容易になれば、現在導入されている1倍損害額算定方式と3倍賠償制度の効果が倍増すると見られる。これを通じて韓国企業の知識財産が適正価格をもらえるようになれば、知識財産を根幹とした技術取引と技術金融が発展すると期待できる。そうなれば、企業は技術開発活動をダイナミックに行うことができ、技術革新は自然とついてくるであろう。

3. 被害救済強化に向けた特許侵害罪、不正競争行為行政調査制度の改善

産業財産保護協力局 産業財産保護政策課 行政事務官 イ・ヒョンウォン

イ. 推進背景及び概要

現行法は特許権または専用実施権侵害罪に対して、7年以下の懲役または1億ウォン以下の罰金に処するものの、被害者の告訴がなければ公訴が提起できない親告罪として規定している。親告罪は被害者の告訴がない、もしくは告訴期間の6カ月を経過した場合、告訴することができない。特許事件のように技術専門性を要する事件は、告訴を決定するのにかなりの時間がかかることがある。そのため、現在の親告罪は実効性のある刑事救済手段にならないという指摘が提起されている。

一方、特許庁ではアイデア奪取などの不正競争行為に対する行政調査の実効性を高めるため、不正競争行為と判明して是正勧告措置が取られた者がこれを履行しない場合、当該違反者の個人情報及び違反事実を官報及び総合日刊紙に公表できる根拠を設けることが必要であった。

ロ. 推進内容及び成果

権利者が告訴期間を逃して刑事救済が受けられない被害が発生しないよう、親告罪として規定された特許権または専用実施権侵害犯罪を被害者が起訴を望まないという意思を確実に表明する場合のみ起訴しないという反意思不罰罪に変更する特許法一部改正案が発議(イ・ジャンソプ議員の代表発議)され、2020年9月に国会を通過して10月から施行された。

一方、特許庁長と自治体長は、不正競争行為であるかどうかを判断するために行政調査を行った結果、不正競争行為に該当すると判断されれば、直ちに是正勧告を発動する。しかし、このような是正勧告は法的に強制できないため、履行しなくても違反者の負担はない。このような是正勧告の実効性は高めつつ、不正競争防止法を違反する行為はしないように制裁する必要がある。そこで特許庁長など自治体長は行政調査の実効性を高めるため、不正競争行為と判明して是正勧告措置が取られた者がこれを履行しない場合、当該違反者の個人情報及び違反事実を官報及び総合日刊紙に公表できる根拠を設ける趣旨で、不正競争防止法一部改正案が発議(チェ・インホ議員の代表発議)され、2020年9月に国会を通過し、2021年4月から施行される。

ハ. 評価及び発展方向

侵害罪の反意思不罰罪への転換は、より効率的な被害者救済が可能になり、執行機関の行政力を無駄にしない肯定的効果があることを期待している。また、不正競争行為に対する是正勧告を受けてもこれを履行しない者に対して違反事実を公表させることは、健全な取引秩序の確立のために必要な措置といえる。

4. 紛争調停など代替的な紛争解決制度の活性化の推進

産業財産保護協力局 産業財産保護支援課 工業主事 ペク・ユンヒ

イ. 推進背景

最近知的財産権の出願・登録が増加し、産業財産権(特許権、実用新案権、商標権、デザイン権)の重要性が増していることから、それに伴って紛争件数も増加している。訴訟を通じた産業財産権紛争は解決過程が複雑で、莫大な時間と費用が発生するため、個人発明家、零細企業及び中小企業などはその解決に頭を抱えている。特許庁の調査によれば、産業財産権侵害紛争発生の際は平均5,800万ウォンの対応費用と40カ月の期間がかかるという。経済的に余裕のない零細企業に産業財産権紛争は負担にならざるを得ないのが現状である。

そこで、産業財産権専門機関である特許庁は産業財産権紛争によって発生する国民の悩みを解消し、不必要な社会的費用を節減するため、1995年から産業財産権紛争調停委員会を設置・運営して関連紛争を低費用・短期間で解決できるようにサポートしている。

ロ. 推進内容

1) 産業財産権紛争調停委員会の運営

特許庁は産業財産権紛争を速やかに解決するため、産業財産権紛争調停委員会を設置して1995年から運営している。産業財産権紛争調停委員会は専門分野によって調停委員が構成されているが、基本的に3カ月内に手続きが終了するため、関連紛争を審判や訴訟を通じて解決するより迅速に解決できるメリットがある。調停が成立する場合、調停調書を作成することになるが、調停調書は裁判所の確定判決と同じ裁判上和解の効力を持つ。最近紛争調停制度に対する関心が高まり、需要も毎年増加している。2015年からは検察庁が捜査している事件の中で調停可能な事件を特許庁産業財産権紛

争調停委員会に回付して処理する刑事連携調停も推進しており、紛争調停制度は持続的に活性化されている。

産業財産権紛争調停委員会の調停対象は産業財産権(特許権、実用新案権、商標権、デザイン権)、職務発明、技術上営業秘密に関連する紛争であり、これと関連して利害関係のある者は誰でも申請可能である。

＜表IV-1-1＞産業財産権紛争調停委員会の処理件数

区分	1995 ～ 2000	2001 ～ 2005	2006 ～ 2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	計
申請	46	33	21	2	2	3	11	17	47	57	53	45	70	407

また、2020年8月からは発明振興法の改正を通じて不正競争行為と経営上の営業秘密まで追加し、調停委員候補群も最大100人まで拡大して分野別専門性の向上と紛争調停活性化の基盤を整えた。

2) 産業財産権紛争調停委員会事務局の設置及び調停制度の広報

特許庁は韓国知的財産保護院に産業財産権紛争調停委員会事務局を新設(2017年)し、産業財産権紛争相談、申請事件の受付、紛争調停制度の広報などを推進している。産業財産権、職務発明、営業秘密、不正競争行為と関連する紛争発生の際に事務局を通じて相談することができる。調停制度の利用を希望する場合はホームページ(<http://www.koipa.re.kr/adr/>)を通じて申請書をダウンロードして作成した後、ホームページまたは委員会の代表メールアドレス(ip.adr@korea.kr)を通じて申請できる。

産業財産権紛争調停委員会事務局は紛争調停制度の活性化のために多様な広報活動を展開している。地下鉄を活用した広報動画の送付、ラジオ広告コンテンツの創出、SNS及びポータルサイトなどオンラインを活用した広報、関係機関との協力を通じた制度説明会の開催など多くの国民が紛争調停制度を活用できるように広報活動を展開している。

ハ．評価及び発展方向

産業財産権紛争調停委員会は設立以後407件の産業財産権紛争事件を処理し、2020年には70件の事件を処理し、46%の調停成功率を記録した。これは民事本案事件の調停成功率である15%より高い数値で、産業財産権紛争調停委員会が産業財産権分野の紛争解決に貢献していると評価できる。

第4次産業革命によって特許を始めとする産業財産権は重要なキーワードとして取り上げられている。将来産業財産権の保護はさらに重要になり、産業財産権保護のための紛争もまた持続的に増えると予想される。したがって、紛争を迅速に解決できる代替的な紛争調停制度の重要性と利用率は益々高くなる見込みである。特許庁は調停制度の活性化に向けて特許審判院との審判・調停の連携、不正競争行為行政調査との連携調停など多様な制度改善を準備しており、今後産業財産権紛争調停委員会の役割をさらに拡大していく計画である。

5. 営業秘密保護支援の強化

産業財産保護協力局 産業財産保護支援課 行政事務官 ソン・ウンジョン

イ．推進背景及び概要

技術及び知識が無限競争時代の核心的な生産要素として登場したことで、知的財産管理の重要性も増しているが、連日営業秘密や技術・アイデア奪取と関連する事件・事故が続けてマスコミを通じて報じられている。特許庁が2013年と2016年の2回にわたって実施した営業秘密被侵害実態調査の結果によれば、営業秘密流出を経験した企業の比率は9.4%から14%に増加しているが、一方営業秘密流出の時に何の対応もしていないと答えた企業の比率は31.1%から41.9%に増加し、国内企業の営業秘密流出紛争対応能力は依然として不十分であることがわかった。新しいアイデアや技術を活用して市場で競争力を確保するためには、新しい技術を創り出すことと同様に外部に

流出しないように企業の秘密を保護することが重要であるが、企業の営業秘密保護に対する認識度及び管理能力は極めて不十分な水準であり、これに対する対策が求められている。

そこで、特許庁は2012年に営業秘密保護センター(www.tradesecret.or.kr)を開所し、教育・相談・コンサルティング・広報など営業秘密保護基盤構築事業を遂行することで、韓国企業の営業秘密管理能力を強化し、保護の必要性を高める努力を傾けている。

<表IV-1-2>技術流出の状況

(出処：大検察庁統計年報)

区分	2014	2015	2016	2017	2018	2019
処理件数(件)	412	467	528	403	449	481
人数(人)	972	1,129	1,125	791	970	986

ロ．推進内容及び成果

特許庁は2020年に営業秘密保護コンサルティングを改編して企業の営業秘密保護能力を強化し、共存協力とオンライン教育・広報推進で認識文化の拡散に取り組んだ。

営業秘密専門家(弁護士、セキュリティ専門家)が直接企業を訪問し、8週間営業秘密管理システムの構築を支援するアドバンスド・コンサルティングを新たに導入・支援した結果、参加企業の営業秘密管理システム構築水準が約32%向上したことがわかった。また、営業秘密管理のための独自システムを構築できなかった企業に対し、最小の費用と人材で営業秘密を管理できる営業秘密管理システムを普及することで、営業秘密流出時に「秘密管理性」の立証資料として活用できるよう支援し、営業秘密流出発生時に効果的に法的対応ができるよう、営業秘密専門弁護士による法律諮問サービスを支援した。

営業秘密管理の重要性に対する認識を強化するため、これまでは訪問教育、地方所

在企業密集地域を対象とした地域説明会などを実施していたが、2020年にはCOVID-19によって定期教育、説明会などの開催が難しく、オンラインセミナー、教育動画、営業秘密の主要判例映像などオンラインでの教育・広報方式に切り換え、企業が内部教育資料として活用できるようにすることでアクセスビリティを高め、参加を拡大した。TBSラジオの音声広告、G-バスの動画広告を配信し、営業秘密概念クイズなど国民参加イベントを実施することで営業秘密管理の重要性に対する認識を高めるように努めた。

同時に、アドバンスド・コンサルティングを受けた企業の中から改善度と参加度の高い優秀企業を発掘して広報にも活用し、中小企業技術革新協会と協力して中小企業の営業秘密保護認識を高め、支援事業への参加を呼び掛けた。

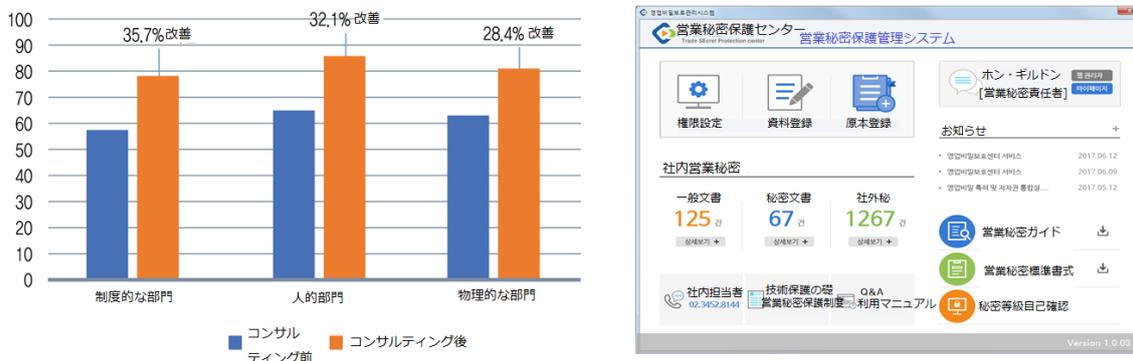
また、営業秘密保護に対する認識文化を広めるため、大企業・協力企業間の営業秘密保護業務協約(KT、LGイノテックの2社)を締結し、協力企業を対象に営業秘密管理システムの構築を支援することで営業秘密保護文化の定着と共存文化の形成に貢献した。

その他にも手軽に営業秘密文書のランク付けを行うための自己確認サービスを構築・普及しており、取引段階別・対象別に活用できる契約書・秘密保持誓約書、営業秘密管理規程など標準書式を提供した。

＜表Ⅳ－1－3＞2020年度営業秘密保護支援事業の実績

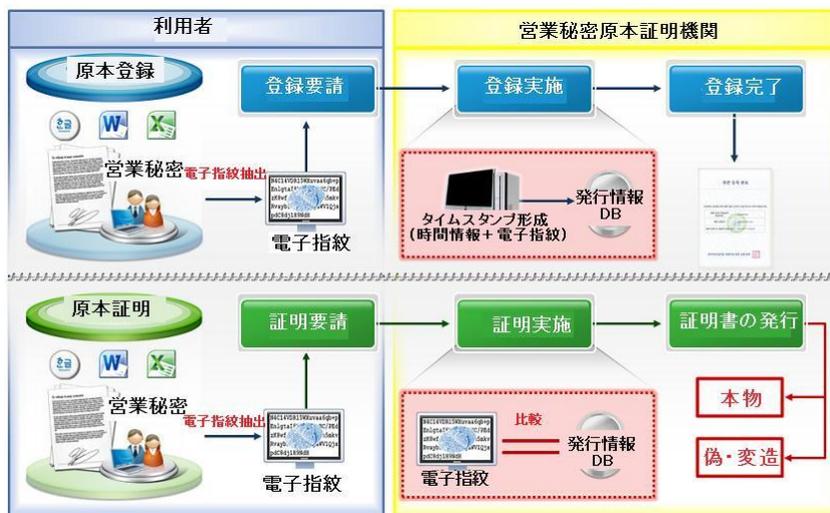
営業秘密保護コンサルティング		診断	アドバンスド・ コンサルティング	管理システムの普及	流出紛争法律諮問	オンラインセミナー	説明会など
130社	50社			101社	30社	1回	14回

＜図IV-1-2＞営業秘密保護コンサルティング改善率及び営業秘密管理システム



それだけでなく特許庁は営業秘密侵害訴訟における営業秘密保有事実に対する立証負担を緩和するため、2010年度から電子文書から抽出した固有識別値と公認認証機関の時間情報を合わせてタイムスタンプを生成し、これを原本証明機関に登録することで当該電子文書の存在及び保有時点が立証できる制度である原本証明サービスを運営している。2015年1月には原本として登録された情報に対して原本証明書を発行する場合、当該情報の保有事実に対する推定効を持つという法的根拠を設けることで既存制度の不備点を補完し、韓国知識財産保護院を原本証明機関として指定した。2020年基準で原本証明サービスの累積利用件数は167,295件で、原本登録の法的効力とともにアイデア公募展において出品作のアイデア保護手段として活用されるなど、今後その利用がさらに活性化すると期待される。

＜図IV-1-3＞営業秘密原本証明制度



ハ. 評価及び発展方向

中小企業の技術奪取が社会問題として台頭したことで、産業部、中企部、検・警、公正取引委員会、特許庁など6省庁が合同で中小企業技術奪取根絶対策を発表した。営業秘密保護政策の所管省庁である特許庁は営業秘密侵害が故意的な場合は3倍以内で損害賠償額を賦課する3倍賠償制度を導入し、営業秘密の認定要件である「秘密管理性」を緩和するなど経済的弱者の営業秘密保護の実効性を高めるための制度的装置を整備した。また、無断流出及び返還拒否など立法の死角地帯で発生していた侵害行為に対して刑事処罰できるように不正競争防止法を改正した。その結果、営業秘密管理システムの不備によって営業秘密性が認められなかった中小企業など経済的弱者の営業秘密保護にも大きく貢献できると予想される。

特に、2021年から大学・研究所、中小企業など相対的に保護認識・システムが脆弱な機関を対象に営業秘密保護基盤を構築するための支援事業を強化していく計画である。

中小企業は営業秘密流出の被害を受けても、専門人材や装備がないため、訴訟に必要な証拠を自主的に確保するのに困難を極めている。営業秘密流出被害中小企業が営業秘密流出の証拠を確保し、民事・刑事訴訟に活用できるよう、被害企業のコンピュータ、携帯電話などの情報機器に対するデジタルフォレンジック支援事業を新規に推進する。支援の結果、追加的な法的対応が必要な場合は、営業秘密流出紛争法律諮問を支援し、ソウル市、京畿道、仁川市の知的財産審判訴訟費用支援事業との連携も推進する。営業秘密保護コンサルティング中の管理システム診断は初期の創業企業を集中的に支援することで創業後の成長段階で発生し得る技術流出を予防し、アドバンスド・コンサルティングは支援対象を拡大することで、より多くの企業がカスタマイズ型コンサルティングが受けられるように支援する計画である。

また、大学、公共研究所の研究人材を対象に教育コンテンツを制作・普及し、大企業・協力企業間の営業秘密保護業務協約を追加で締結し、営業秘密保護に対する認識文化を広げていく計画である。

6. 社会的弱者のための公益弁理サービス支援

産業財産保護協力局 産業財産保護支援課 行政主事 イム・ジンヒョク

イ. 推進背景及び概要

高価な弁理サービスが受けられない国民基礎生活受給者、障害者、国家功労者、学生、小企業などの社会的弱者に権利確保から紛争対応に至る全過程を支援することで、知的財産権分野における社会的衡平性を高め、彼らの産業財産権を創出・保護するため、2005年4月から公益弁理士特許相談センターを開所して運営している。

公益弁理士特許相談センターは計12人(2020年末基準)の公益弁理士が関連相談、明細書など出願・審査・審判関連書類の作成支援、産業財産権関連説明会、審判・審決取消訴訟の直接代理及び紛争コンサルティングなどの業務を遂行している。

また、社会的弱者の産業財産権を保護するため、審判・訴訟代理費用を支援する特許法律救助事業を2001年から施行中であり、2009年からは「社会的弱者のための知的財産権保護支援事業」に改編して「公益弁理士特許相談センター」と統合・運営している。

ロ. 推進内容及び成果

社会的弱者に対する産業財産権保護支援を強化するために従来代理人費用を支援していた特許法律救助事業方式を改編し、2011年からは審判・審決取消訴訟の場合は公益弁理士が直接事件を代理している。

2015年からは審判・審決取消訴訟の直接代理に力を集中した結果、支援実績は2015年53件、2016年109件、2017年120件、2018年136件、2019年134件、2020年140件と増加傾向にあり、勝訴率は2015年72.5%、2016年87.1%、2017年68.2%、2018年69.7%、

2019年77.4%、2020年91.8%を記録している。(2020年12月基準、係留中の事件を除く)

2017年度には権利者の権利濫用によって発生する非権利者である社会的弱者の被害救済のために商標・デザイン消極的権利範囲確認審判に対する支援根拠を設ける一方、民事侵害訴訟費用支援の場合は支援対象者の相手が大企業・中堅企業などである場合のみ支援可能とした。

特に、2018年には公益弁理士特許相談センターの支援対象に青年創業者、予備青年創業者、一人親家族及び多文化家族を新たに加え、地域知的財産センターなど関係機関との業務協力及び小商工人放送など多様な媒体を通じた支援事業広報を通じて社会的弱者に対する無料弁理サービスの支援拡大に取り組んだ。

<表IV-1-4> 2020年審判・訴訟の支援実績(支援類型別)

(単位：件)

直接代理				民事侵害訴訟 費用支援	合計
審判代理	審決取消 訴訟代理	審決取消訴訟 上告代理	計		
120	12	8	140	2	142

<表IV-1-5> 2020年審判・訴訟の支援実績(支援対象別)

(単位：件)

	中小企業	零細個人 発明家	障害者	基礎生活 受給者	国家 功労者	学生	その他	合計
2019年	90	21	10	5	5	2	3	136
2020年	105	25	2	1	6	-	3	142

公益弁理士特許相談センターの相談実績は特許庁顧客相談センター(☎1544-8080)及び政府統合コールセンター(☎110)との業務協力によって重複業務が調整され、2015年16,041件、2016年11,783件、2017年12,360件、2018年11,605件、2019年11,256件、

2020年10,991件で減少傾向にある。また、2015年から複合紛争対応及び非権利者保護などのための特許紛争経営コンサルティングを新設して2015年37件、2016年80件、2017年67件、2018年77件、2019年74件、2020年99件を支援した。

書類作成支援の場合、紛争予防関連防御及び回避設計出願や今後紛争発生時に法的活用可能性の高い件などを優先的に支援するなど、2015年895件、2016年491件、2017年383件、2018年475件、2019年489件、2020年560件を支援した。

＜表IV-1-6＞2020年相談、書類作成支援、説明会及び経営コンサルティングの実績(支援類型別)

(単位：件)

知的財産権関連相談					コンサル ティング	書類作成	知的財産 権説明会	合計
電話相談	オンライン相談	来訪者相談	巡回相談	計				
9,193	836	726	236	10,991	99	560	10	11,660

＜表IV-1-7＞2020年書類作成支援実績(支援対象別)

(単位：件)

小企業	学生	障害者	基礎生活 受給者	次上位 階層	国家 功労者	満19才 未満	軍服務 遂行者	その他	合計
313	74	67	32	14	34	13	5	8	560

ハ. 評価及び発展方向

公益弁理士特許相談センターは知的財産権関連紛争の際に審判・訴訟費用が負担となっている低所得者層、零細企業に実質的な支援になれるように審判・審決取消訴訟の直接代理を持続的に拡大している。また、特許・実用新案など出願方法や書類作成に悩んでいる社会的弱者には出願関連相談及び書類作成支援を通じて知的財産権の出願・登録において疎外されることがないようにすると同時に、社会的弱者であるにもかかわらず支援対象から漏れることがないように支援対象者の拡大も持続的に推進した。

今後より多い社会的弱者が支援を受けることができるように支援事業のニーズに積極的に応え、関係省庁及び関係機関との業務協力を強化していく計画である。

第3節 知的財産保護執行力の強化及び認識の向上

1. 特別司法警察を通じた知的財産保護執行の強化

産業財産保護協力局 産業財産調査課 行政事務官 ユン・ギョソン

イ. 推進背景

韓国は特許、デザイン、商標など知的財産権出願において世界5位を記録し、知的財産権創出の面では米国、日本などと肩を並べる知的財産強国としての地位を固めている。このような国際プレゼンスの強化によって知的財産権保護分野における政府の役割と責任がより強調されている。

2020年スイス国際経営開発院(IMD)が発表した世界競争力評価資料によれば、韓国の知的財産権保護水準は全体63カ国のうち38位となっている。韓国の知的財産権保護水準が主要先進国に比べて低評価される原因の一つは国内で模倣品の流通が持続的に発生していることである。国内に模倣品が氾濫すれば健全な商取引秩序が崩壊し、国家ブランドの失墜による輸出競争力の低下及び外国人投資の萎縮など国家経済全般にわたって深刻な副作用を招かざるを得ない。

特許庁は模倣品流通を根絶するとともに知的財産権保護の基盤を強化するため、2010年9月「商標権特別司法警察隊」を発足させ、3カ所の地域事務所(大田、ソウル、釜山)に捜査官を配置し、模倣品事犯に対する取り締まり活動を行ってきた。

また、2019年3月司法警察職務法の改正により、特許庁特別司法警察の捜査権限が従来の商標から特許・営業秘密・デザイン侵害捜査に拡大され、産業財産特別司法警察が発足した。

これによって特許庁は知的財産・技術に対する専門性を発揮し、知的財産侵害行為に対して積極的に対応できるようになった。

ロ．推進内容及び成果

産業財産特別司法警察は2020年の1年間、商標侵害、特許侵害事件などに対して強力な取り締まり活動を行い、産業財産の保護のために重要な役割を果たしてきた。まず、模倣品取り締まりのため、オンライン及びオフライン市場に対する全方位捜査を通じて617人を刑事立件し、模倣品約72万点余りを押収するなど、所期の成果を収めた。

また、特許・営業秘密・デザイン侵害事犯362人を立件したが、これは前年比81%増の数値で、2019年3月の産業財産特別司法警察の発足以来、技術、デザイン侵害に対する積極的な捜査活動を通じて中小・ベンチャー企業の知的財産保護を通じた公正経済の実現に貢献している。

＜表Ⅳ－1－8＞模倣品取締状況

区分	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	合計	
刑事 立件	人数 (人)	45	139	302	376	430	378	351	362	361	376	617	3,737
	押収 (点)	28,629	28,589	131,599	822,370	1,114,192	1,197,662	584,094	691,630	542,505	6,269,797	720,471	12,131,538

*特別司法警察権の導入(2010.9.)以後の実績

また、近年急増しているオンライン上の模倣品の流通に注目し、捜査力を集中していたところ、SNSを通じて数百億ウォン台の模倣品を流通してきたグループを検挙する成果も挙げた。彼らはSNSのライブ放送を通じてシャネルやグッチなど海外の有名ブランドの模倣品を販売した疑いで摘発されたが、彼らが販売した模倣品の規模を正規品価格に換算すると約600億ウォンであり、組織的かつ大規模に模倣品を流通してきたのである。

一方、COVID-19の長期化に伴い、非対面取引が増加し、オンライン上の模倣品の流通も急増するようになり、それに対応するため特許庁はCOVID-19中央対策本部会議で

「模倣品オンライン流通防止対策」を発表した。模倣品オンライン取り締まり人員を一時的に増員(既存8人→16人)し、模倣品販売制裁措置を強化するとともに、商標権者と協力して模倣品無料鑑定ブランドを拡大(109→119個)した。また、オンラインプラットフォーム業者の模倣品被害補償制の導入を支援し、オンラインプラットフォーム業者などに商標侵害防止責任を課す法案を推進し、官民オンライン企画取り締まりを実施した。

今後も模倣品のオンライン流通による消費者の被害を予防するために積極的に対応していく予定である。

<図IV-1-4>模倣品取締りに関するマスコミ報道

SNSライブ放送での模倣品販売の取締り



ハ. 評価及び発展方向

特許庁産業財産特別司法警察は2020年に発足10周年を迎えた。過去10年間約4万5千件の事件を処理し、商標権侵害事犯約3,500人を刑事立件し、模倣品約1,200万点余りを押収するなど、名実ともに知的財産の守護者としての地位を確立した。また、2019年3月司法警察職務法の改正により捜査権限が与えられた特許・営業秘密・デザイン侵害分野に対しても積極的な捜査を推進している。

今後も産業財産特別司法警察はオンライン・オフラインを問わず猛威を振るっている模倣品販売を根絶するため、常習的な製造・流通業者及び模倣品の流通頻発地域に

対する集中取り締まりだけでなく、電子部品類、マスクなど国民の生命と健康を脅かす模倣品事犯などに対する企画捜査を強化する予定である。また、中小・ベンチャー企業の革新成長を阻害する特許・営業秘密・デザイン侵害などの知的財産侵害行為に積極的に対応し続ける予定である。

また、オープンマーケット、SNSなどオンライン上に流通する模倣品問題を解決するため、「オンライン模倣品在宅モニタリング団」を2020年にも継続的に運営し、模倣品掲示物12万件余りを削除して消費者被害予防効果約9,100億ウォンを達成した。2021年には関連予算を50%増額し、在宅モニタリング団を拡大運営することで、SNSなど模倣品流通が急増しているオンライン流通チャンネルに対する監視をさらに強化する計画である。

2. 不正競争行為に対する調査・是正勧告の施行

産業財産保護協力局 産業財産調査課 放送通信事務官 ムン・ヘジン

イ. 推進背景

2004年不正競争防止及び営業秘密保護に関する法律改正の際に商品の形態模倣行為を不正競争行為として新設した。これは商品形態模倣行為が正当な権利者の努力に無断で便乗して経済的な利益を追求するものであり、正当な権利者の権益侵害はもちろん、取引者や一般需要者にもその正当な権利者の商品と誤認、混同を招く懸念があるためであった。

但し、2004年不正競争防止及び営業秘密保護に関する法律改正時には商品形態模倣行為に対する民事上救済のみ可能であったため、その実効性に限界があった。そこで2017年の法改正で商品形態模倣行為者に対する行政措置として特許庁に調査、是正勧告の権限を与え、刑事処罰の対象にすることで行政・民事的救済及び刑事的制裁手段を全て揃えるようになった。

また、2018年法改正では営業外観模倣によっても営業主体の混同及び著名商標の希積化を招く懸念があることを規定し、取引交渉や取引過程で経済的価値を持つ他人のアイデアの奪取行為を新しい不正競争行為の類型として追加した。営業外観模倣規定を新設した理由は、他人が一定の努力を傾けて一般消費者に知られるようになった売り場の室内・室外装飾など営業の総合的な外観を無断で使用して損害を与える不公正な行為を防止する必要があったためである。また、アイデア奪取行為を新設した理由は、中小・ベンチャー企業または開発者の経済的価値を持つ技術・営業上のアイデアを取引相談、入札、公募展などを通じて取得し、それを何の補償もなく事業化して経済的な利益を得る者がいるが、一方開発者は廃業に追い込まれるなどの不公正な行為を防止する必要があったためである。営業外観模倣行為の場合、それによって営業主体の混同、著名商標の希積化に至る場合は行政・民事的救済及び刑事的制裁を加えることができ、アイデア奪取行為に対しては行政的な救済が可能である。

ロ．推進内容及び成果

2017年7月不正競争防止及び営業秘密保護に関する法律を改正・施行した直後の2017年8月30日、あるメディアから「一時期大ブレイクしたフードテックスタートアップの涙」という記事が報じられた。同記事は商品形態模倣による企業間紛争を取り上げたもので、不正競争行為に該当するかどうかを調査する必要があるという判断から職権調査を決定した。

特許庁は公正な決定を下すため、事件当事者だけでなくPETボトル容器製作会社、金型会社などの意見を聴取し、裁判所の多様な判例分析及び内外専門家の意見聴取を経て不正競争行為に該当すると最終結論を出した。他人の商品形態を無断で模倣して製造・販売した中小企業とこれを流通した量販店に対して是正勧告決定書を通知(2017年12月4日)し、該当企業などは特許庁の勧告を受け入れて模倣商品の生産・販売を中断した。

上記の初の職権調査以来、2020年12月末まで272件が不正競争行為として通報された。特に、2020年は計114件(前年比73%増加)の不正競争行為が通報され、調査・是

正勧告制度施行以来最も多くの事件が通報された。不正競争行為の類型別では、他人の商品形態を模倣した行為が97件(36%)で最も多く、アイデア奪取行為に関する通報が62件(23%)で2番目に多かった。

そして、不正競争行為の調査中、被通報者が違反と疑われる行為を自ら是正(67件)したり、特許庁是正勧告(12件)を履行した比率が95%(75件、前年比3%p増加)であり、紛争対応力が不足している個人や中小企業、スタートアップなどに効果的な紛争解決手段を提供した。

また、特許庁の技術専門性を活用して公正取引委員会・中小企業部所管事件の技術判断を支援(2020年中小企業部3件・公正取引委員会5件、計8件)し、中小企業部調停及び公正取引委員会是正命令(9.7億ウォンの課徴金など)に寄与した。

<図IV-1-5>不正競争行為調査のマスコミ報道

感染予防基礎物品対象の不正競争行為の取り 締まり(2020.2.11)	皮工房を対象とした不正競争行為注意(2020. 6.22)
--	----------------------------------



マスク・消毒剤など偽造・虚偽表示の権力取締り

2020年06月22日(月)
大田/忠南

news 1

模倣品製作に手を貸す皮工房?…不正競争防止法違反の注意を

(大田・忠南=ニュース1)パク・チャンス記者= #ナ・名品(仮名)氏は以前放送されたドラマの中で主人公が持っていたブランドバックが欲しくてたまらない。手に入れる方法を考えた末、ナ・偽物(仮名)氏から〇〇皮工房を勧められて直接訪問してみると、①受講料を出して1 Dayクラスを受講する②半組立形態のバック組立キットを購入すると1/10価格でブランドバックと類似する形の模倣品を手に入れることができるという事実を知った。しかし、〇〇皮工房の代表は「不正競争防止及び営業秘密保護に関する法律」違反で特許庁不正競争行為通報センターに通報され、調査官から調査を受ける予定である。

最近L世代(Luxury-Generation)と呼ばれる若者を中心にブランドに対する人気が高まっている。このような状況を利用し、一部皮工房では自分たちの独創的な創作活動よりブランドを模倣することに熱を上げている。

ハ. 評価及び発展方向

不正競争行為の通報者における個人・中小企業の比率は83%(225件)で、費用・期間などの理由で民・刑事上対応が難しい経済的弱者の通報が大半を占めている。特許庁は不正競争行為の調査・是正勧告制度がこうした経済的弱者の実効的な救済手段になれるよう不正競争行為行政調査の専門性を高め、職権調査を強化する予定である。

3. 健全な取引秩序を確立するための特許虚偽表示の防止

産業財産保護協力局 産業財産調査課 放送通信事務官 ムン・ヘジン

イ. 推進背景及び概要

知財権虚偽表示は知財権を取得した製品は優秀であるという消費者の認識を悪用し、特許を受けていない製品を特許登録を受けたように商品に表示する、もしくは広告する行為を意味する。これは間違った情報を基に消費者に商品を購入させ、特許基盤の中小・ベンチャー企業の開発意欲を低下させる社会問題を誘発する。

特許庁は知的財産権専門担当省庁としてこのような問題を解決するため、2015年7月に開催された国家知的財産委員会の案件として「健全な取引秩序を確立するための知的財産権表示改善策」を上程・議決した後、特許法施行規則を改正し、知財権虚偽表示通報センターを2015年12月から運営するなど、知財権全般に対する虚偽表示問題を防止し、正しい知財権表示文化の定着に向けて様々な政策を推進している。

ロ. 推進内容及び成果

特許庁は正しい知財権の表示方法と虚偽表示に対する措置内容などを盛り込んだ「知的財産権表示指針」を2019年10月に制定した。これを反映して「知的財産権表示ガイドライン」を発刊・配布することで、虚偽表示関係法令及び知財権表示方法などを国民に提供した。

知財権虚偽表示通報センター(☎1670-1279、www.ip-navi.or.kr)は知財権虚偽表示を通報したり、関連相談サービスの提供を受けることができる専門苦情窓口サービスで、2020年知財権虚偽表示計3,222件を受付、3,352件の是正を完了した(2020年末基準計15,360件通報受付、15,141件是正完了)。また、国民の健康・安全密接品目に対して知財権虚偽表示企画調査を実施した結果、54の通信販売商品から1,068件(2020年

3月)及び11のマスク商品から745件(2020年8月食品医薬品安全処と合同調査)を摘発し、是正完了した。

そして、知財権虚偽表示通報センター統合システムを2020年12月に構築した。これを通じて、通報の受付から是正完了までの処理過程をSMSサービスで自動配信し、該当システムを通じた虚偽表示関連統計管理などで、通報センターの業務効率が高まるものと期待される。また、知財権虚偽表示根絶に向けた消費者と販売者対象の知財権表示関連教育、地下鉄駅舎内のポスター掲示、SNSなど様々なチャンネルを通じた広報を展開した。

ハ. 評価及び発展方向

知財権虚偽表示の企画調査以降、調査対象に対する虚偽表示通報センターに受け付けられる通報件数が急減したことを受け、特許庁は虚偽表示の企画取り締まりを拡大し、食品医薬品安全処・消費者院などオンライン上の虚偽・誇張広告を取り締まる関連機関との協力を強化する予定である。

また、オンライン事業者が知財権の虚偽表示で摘発された販売掲示物の削除、商品の販売中止など、自主的に是正できるようインフラを構築するなど、虚偽表示を防止するための協力システムをさらに強化し、正しい知財権表示文化を定着させるため、様々なチャンネルを通じた全方位的な国民キャンペーンと広報を拡大する計画である。

4. 模倣品通報褒賞金制度の運営

産業財産保護協力局 産業財産調査課 行政事務官 ユン・ギョソン

イ. 推進背景

模倣品の流通を根絶するためには捜査機関の強力な取締りが求められるが、模倣品の不法性に対する国民の認識転換と官民協力が伴わないと限界を露呈せざるを得ない。

そこで、特許庁は2006年から模倣品の不法性に対する国民の認識向上と模倣品製造・流通行為の通報を活性化するために「模倣品通報褒賞金制度」を運営している。

ロ. 推進内容及び成果

通報対象は模倣品の製造業者や販売業者であり、国民誰でも通報可能で、通報の信頼性を確保するために実名通報を原則としている。

2018年8月には大規模事件の通報を呼びかけるため、最高支給額を4百万ウォンから1千万ウォンに引き上げ、褒賞金支給対象を特許庁に通報する者のみと制限するなど規定を一部改正した。

2020年の支給状況を見ると、89件の通報に対して計1億700万ウォンの通報褒賞金を支給した。通報内容を類型別に見ると、卸・小売流通通報は10件(700万ウォン)、オンライン販売は79件(1億ウォン)が通報された。2006年模倣品通報褒賞金施行以来摘発された模倣品に対する正規品価額は計4兆184億ウォンで、褒賞金支給総額24億1,090万ウォンに比べて1,666倍の効果が発生した。

<表IV-1-9> 類型別褒賞金の支給状況 (2014~2020)

(単位：件、百万ウォン)

区分	細部類型	2014年		2015年		2016年		2017年		2018年		2019年		2020年	
		件数	金額	件数	金額	件数	金額								
流通業者	卸・小売流通	40	38	48	61.6	57	72.7	28	57.2	48	85.2	13	21.7	10	7
	オンライン販売	5	3.8	7	6.6	23	22.3	25	45.8	25	35.3	40	55.3	79	100
	倉庫	14	24.7	9	24.5	2	8.0	0	0	0	0	0	0	-	-
	小計	59	66.5	64	92.7	82	103	53	103	73	120.5	53	77	89	107
製造業者	製造工場	19	36.5	8	10.3	0	0	0	0	0	0	0	0	-	-
合計		78	103	72	103	82	103	53	103	73	120.5	53	77	89	107

ハ．評価及び発展方向

模倣品通報褒賞金制度の運営を通じて国民の自発的な通報を誘導し、模倣品の不法性及びその弊害の深刻さを国民に広く知らせる土台を構築した。

模倣品通報褒賞金制度の運営に必要な予算に比べ、模倣品の製造・販売業者に対する不法行為の抑制効果が非常に大きいため、この制度は模倣品の流通根絶のために必ず必要な制度であり、今後も引き続き維持・発展させていかなければならない政策である。

5. 官民協力を通じた知的財産保護活動の推進

産業財産保護協力局 産業財産調査課 行政事務官 ユン・ギョソン

イ．推進背景

国内オンライン市場の規模が拡大し、SNS、ポータルサイトなどオンラインを通じた物品の取引が爆発的に増加していることから模倣品の流通・販売もまた急増している。特に、インスタグラムのような個人間コミュニケーション手段が多様化していることから模倣品取引のような不法行為はさらに智能化しており、その対策が急がれる状況である。

そこで特許庁は官・民協力システムの構築などを通じた模倣品流通根絶に向けて2014年5月に模倣品の多い商標権保有企業26社、模倣品流通が頻繁に行われるオンライン運営企業12社、そして特許庁、警察庁、関税庁など6つの政府関係機関など計44機関で構成された「模倣品流通防止協議会」を公式に発足した。2020年現在協議会の構成員は計81機関に拡大され、模倣品対応のための官民協力の中心機関として機能している。

ロ．推進内容及び成果

1) 模倣品流通防止協議会の活動

これまで模倣品流通防止協議会は定期懇談会及び分科会議、模倣品取締り機関と常習販売地域に対する合同取締りなどを通じて模倣品流通根絶方策を模索してきた。

2020年オンライン事業者(5月)、商標権者懇談会(7月)、模倣品流通防止協議会全体懇談会(11月)などを通じて協議会運営及び知財権保護教育の方向、模倣品流通防止対策などを議論した。

11月にはオンラインショップユーザーの認識向上を図るため、オンライン事業者-特許庁の国民向け広報を展開した。NAVER、COUPANG、11番街など主要オンラインプラットフォームを通じて模倣品購買防止の作文広報イベントを実施した。また、模倣品が頻発に摘発される分野に対して商標権者-オンライン事業者による共同模倣品協力モニタリングを実施した。これはこれまで模倣品の流通が多いが取り締まりが困難であった分野に対して、商標権者が模倣品の流通情報を提供し、オンライン事業者が独自にモニタリングして販売制裁する方式で推進されたが、協議会会員が直接協力して模倣品の取り締まりに参加するなど、民間の自浄活動を強化することができた。協力モニタリングを通じてオンラインプラットフォームは約40万件の模倣品掲示物を削除し、消費者被害予防効果約2兆ウォンを達成した。また、模倣品モニタリング情報をオンラインプラットフォーム独自のモニタリングシステムに内在化し、オンラインプラットフォームの模倣品モニタリング能力を強化する一石二鳥の効果も達成した。

2) 政府レベルでの知的財産保護活動

特許庁は効果的な模倣品流通取締りのために検察、警察など関係機関及び民間企業と協力して知的財産保護活動を推進している。

模倣品流通を根絶するためには個別的な捜査取締りの限界を克服し、関係機関間の協力に基づいた総合的な捜査が欠かせない。検察庁は同種前歴のある模倣事犯に対し

ては原則として懲役刑を求刑して常習侵害者の再犯を防止し、警察庁は各地域別模倣品頻発流通地域に対する定期合同取締りを行い、大規模な製造・流通事犯などが海外に逃げる場合はインターポールを通じた国際捜査協力を推進した。

そして、輸入模倣品の通関段階から国内流通までの取締りを強化するため、関税庁との協力の下で水際(国境)段階で模倣品流通情報を共有するなど協力を推進してきた。また、オンライン事業者及び商標権者など民間企業との協力の下で国民健康と安全に係る品目及び大規模な模倣品製造・流通事犯事件に捜査力を集中するなど企画捜査を強化した。

<図IV-1-6>模倣品流通防止協議会の活動

協議会オンライン事業者懇談会 (2020. 5.)	協議会商標権者懇談会 (2020. 7.)	協議会全体懇談会の開催 (2020. 11.)
		

ハ. 評価及び発展方向

オンラインなどの模倣品流通根絶は特許庁のような取締り機関の活動だけでは限界があるため、民間との協力が必ず必要である。模倣品流通防止協議会はこのような民間の自発的な模倣品流通根絶に向けた取組みを誘導するだけでなく、模倣品取締機関と協力して模倣品の根絶に取り組む官・民協力体である。今後協議会を通じた多様な活動を展開して知的財産保護分野の代表的な協力モデルとして発展させていく予定である。

6. 知的財産認識向上に向けた市民運動及び広報の強化

産業財産保護協力局 産業財産保護政策課 施設主事補 ムン・ジョンヒョン

イ. 推進背景

不法模倣品の流通は市場経済を萎縮させ、さらに国家ブランドのイメージを損ない、国家経済にまで打撃を与えかねない。そこで、特許庁は模倣品の流通を防ぐために取り組んでいる。しかし、COVID-19などの影響で消費形態がオンラインへと急激に変化し、模倣品の流通も爆発的に増加しているのが現状である。

模倣品とともに技術、営業秘密の奪取のような知的財産侵害も増えており、それによる被害規模も大きくなっている。

こうして増え続ける知的財産侵害を根絶するためには知的財産を尊重する社会ムードを作り上げる必要があり、そこで特許庁は知的財産保護認識向上事業を推進している。

ロ. 推進内容及び成果

1) 全国巡回キャンペーンなどの認識向上活動

特許庁はCOVID-19状況を考慮して非対面形式の知財権保護教育を実施した。キャンペーンの対象は主に青少年・大学生・小商工人など一般人である。青少年教育の場合、自発的に参加する形式の体験型教育を運営し、生徒たちが知的財産保護の重要性を自ら実感できるようにした。

消費者及び販売者を対象にした教育としては、関連機関、自治体と協力してオンライン教育と非対面キャンペーンを実施した。これを通じて消費者の知的財産保護認識を強化し、販売者の模倣品不法流通行為の根絶を促した。

知的財産保護に脆弱な中小企業、スタートアップ企業を対象とするキャンペーンは、

企業博覧会、産業団地など企業家密集地域で行われた。また、昨年開催した知的財産保護失敗事例公募展で選定された事例をもとに冊子を製作し、多数の企業関係者にオンライン・オフラインで配布した。

また、第10回知的財産保護動画及びカードニュース公募展を開催した。知的財産権の保護に関する国民への情報提供をテーマに、計165点の出品作品の中から専門家審査を通じて28点を選定し、オンライン授賞式を行った。

<図IV-1-7> 第10回知的財産保護動画及びカードニュース公募展のオンライン授賞式



2) メディアを活用した知的財産権保護広報の強化

特許庁はTV、ラジオ、映画館スクリーン、地下鉄、YouTubeを活用して模倣品の不法性と弊害を知らせ、中小企業の技術奪取を予防するためのコンテンツを制作して知財権保護の広報を展開した。さらに、オンラインコミュニティ(ブログ、SNSなど)を運営して知財権保護情報を共有し、正規品消費文化を定着させるための様々なイベントを開催することで、双方向コミュニケーションを通じた消費者主導の知財権尊重ムード形成に力を入れた。

また、最近では広報内容を模倣品流通根絶に限らず、特別司法警察職務範囲の拡大、改正特許法の制度案内(特許侵害損害賠償額の現実を考慮した適正化、3倍賠償制度の施行)のような強化された知的財産保護制度を広報することで、多様な内容で国民の

認識向上に努めている。

ハ．評価及び発展方向

官・民合同の全国巡回キャンペーンは模倣品を根絶する上で実質的な国民の参加を呼びかけ、知的財産保護に対する政府の政策意志を広く知らせる機会となった。また、現場体験学習、学習用コンテンツの開発・普及、青少年と一般市民に対する教育及び認識向上活動などを通じて市民の遵法意識及び知的財産保護認識強化のきっかけを設けた。また、生活と密接な関係にあるメディア(ブログ、Facebookなど)を活用した広報活動を通じても国民の認識を改善するために努力している。

このように多様な広報活動は知的財産の創出・活用を通じた企業の競争力確保を可能とし、さらには知的財産保護を通じた国家イメージ向上に肯定的な影響を及ぼす。

今後も特許庁は知的財産尊重文化の拡散に向けて、青少年・大学生・主婦・会社員など年齢別消費者を対象にカスタマイズ型教育・広報を推進し、放送・オンライン・モバイルなど多様な媒体を活用した広報を持続的に実施する予定である。また、模倣品根絶に止まらずアイデア及び技術奪取、不正競争行為の根絶など知的財産権保護内容を持続的に拡大することで、多様な知財権侵害行為根絶に向けた認識向上事業を展開する予定である。

第2章 海外知的財産紛争対応の支援

第1節 概観

産業財産保護協力局 産業財産保護支援課 書記官 パク・ゾンピル

1. 推進背景及び概要

韓国はCOVID-19の拡散による世界経済危機の中でも10大輸出国のうち4番目に良好な輸出実績(前年比△8.2%、産業部)を記録している。にもかかわらず米・中貿易戦争から触発された保護貿易主義がCOVID-19の拡散でより深刻になり、輸出を通じて経済成長率を高めるため、韓国政府は新しい輸出市場を積極的に発掘し、韓国企業の海外進出を牽引しなければならない課題に直面している。

企業の新しい輸出市場の発掘と活性化の必要条件を選定する場合、知的財産権が優先的に考えられる。海外で韓国企業が安定してビジネスを展開するためには、特許、商標など企業状況に適した知的財産権を取得しなければならない。そうでない場合、現地の競合社から警告状をもらうか、もしくは侵害訴訟の被告になるなど各種紛争に巻き込まれる恐れがあるためである。

最近韓国企業の対外輸出も大きく増え、2020年187件の国際特許紛争が発生するなど、毎年数百件の紛争が発生している。また、海外オンラインプラットフォームで流通している模倣品も数万件に達しているが、さらに最近は典型的な知的財産権侵害ではなく、韓流が強力な人気を呼んでいる東南アジア国家を中心に、新鮮な農産物など様々な分野で韓国企業のふりをしながら韓国商品の外観や形態の誤認・混同を誘発する新しい類型の侵害まで発生している状況である。

海外における知的財産権の侵害及び紛争の激化は韓国企業の売上減少、対外イメージの下落、過剰な訴訟費用負担などにつながり、経済成長における直・間接的な足枷となっている。先進国においては特許保証の要求、展示会物品の押収などによる苦情

が多く、途上国においては模倣品流通などによる被害が多く発生している。特に、現地人による韓国ブランドの先取りは韓国企業の海外進出における大きな足枷となっているため、海外進出を準備している企業及び政府には示唆を与えている。

2. 推進内容及び成果

特許庁は韓国企業の海外進出に向けた知財権保護総合戦略を持続的に提供する一方、海外の知的財産侵害及び紛争対応の効果を高めるため、企業の知財権紛争状況によって対応戦略を選択できるよう支援方式を多様化し、知財権事前診断サービスの提供などを通じて知財権保護水準の点検が受けられるようにした。

また、海外現地で知的財産権紛争が発生した場合、米国、中国など9カ国の15地域（2020年末基準）に設置されている海外知的財産センター（IP-DESK）を通じて効果的に対応させ、知的財産権紛争頻発地域を中心に40の在外公館及び21のKOTRA現地貿易館に知的財産担当者を指定して現地での対応を支援した。一方、共同対応協議体の構成及び運営、海外模倣品流通モニタリング、コンテンツ保護コンサルティングなど多様な事業を通じて海外進出企業を支援した。

詳しく見ると、特許庁は2020年に全体15のIP-DESKで10,222件の知財権法律相談を支援し、企業359社及び58社で構成された16の共同対応協議体を対象に紛争対応戦略を支援した。また、従来中国中心のオンライン模倣品流通対応をASEAN地域へと拡大し、模倣品掲示物（URL）165,460件を削除することで、韓国企業の海外進出を積極的にサポートした。

3. 評価及び発展方向

大企業に比べて海外知的財産権紛争に対する認識と対応能力が不十分な中小企業を対象に紛争コンサルティング、侵害モニタリング情報を提供する政策的な努力を通じて、実際輸出の前後段階で発生した様々な紛争状況にうまく対処して良い成果をあげた事例が多く登場した。

今後も持続的に海外知的財産紛争予防及び対応支援を拡大していく予定である。特に、2020年11月に設立された知財権紛争対応センターを通じて、米国で発生した侵害訴訟だけを対象としていた紛争情報モニタリングサービスを日本、欧州、中国へと国を拡大し、紛争コンサルティングと連携するなど、紛争対応支援を実効的に行う予定である。

また、商標など知財権紛争予防の最善策は進出予定国で権利を先に確保することであるため、最近韓流人気地域であるアジア諸国を中心に企業が商標権を先に確保してから進出できるよう、企業及び業種団体と協力して多様な政策的支援を強化していく計画である。

第2節 海外知的財産権の保護強化

1. 海外商標先取りモニタリングなどK-ブランドの保護強化

産業財産保護協力局 産業財産保護支援課 行政事務官 チャン・ソングク

イ. 推進背景及び概要

最近広がりつつある韓流は韓国企業にとって新たなチャンスとなっている。関税庁輸出入貿易統計によると、2019年に韓流の中心地である中国、ASEANが韓国化粧品類全体輸出の57.7%を占め、COVID-19パンデミックにもかかわらず2020年化粧品の中国輸出が前年比24.5%も成長した。もはや韓国の大衆文化の拡散は国家イメージの上昇及び韓国商品のブランド競争力の強化だけでなく、韓国企業の輸出拡大に貢献しているといえる。しかし、このような韓国商品の競争力向上により海外での知的財産権侵害事例も続出している。

特に、韓国企業の商標を無断で出願・登録する商標無断先取り事例も発生している。その中でも商標ブローカーの手口がさらに巧妙になっている。彼らは法人を設立し、法人名で自らの活動を隠蔽し、他の商品・サービス分類に出願して登録するなど、様々な方法で韓国企業の商標を先取りしている。2020年末まで中国商標ブローカー365個(個人及び企業)によって韓国企業の商標4,188件が先取りされ、1,731社が海外進出遅延、企業ブランドイメージの下落などの被害を被った。

また、中国のオンラインショップで韓国企業製品の模倣品が流通する事例が継続して発見されたが、特に知財権専門担当人材が不足する中小・中堅企業では適切に対応することが難しく、政府レベルの支援策が求められる。

ロ. 推進内容及び成果

1) 海外商標先取りモニタリングの強化

2017年には中国商標局に出願されるハングル商標を毎月モニタリングして韓国企業の商標を無断で先取りした疑いのある商標が発見された場合、被害企業が早期に法律対応できるよう被害情報及び対応方法を提供する「中国商標ブローカー無断先取り早期警報システム」を構築した。これにより中国商標出願公告後3カ月以内のみ可能な異議申し立てなど、無断先取り対応可能件数が早期警報システム導入前より大幅に増加した。

また、企業被害及び対応情報の伝達力を高め、随時変化する商標ブローカーの無断先取り状況及び書誌情報に対する効果的な情報管理のため、国際知財権紛争情報ポータル(IP-NAVI)に海外商標ブローカー情報提供ウェブページを構築した。

2018年からはモニタリング対象商標をハングル商標だけでなく中国語・英文商標にまで拡大し、韓流ブームによるK-ブランド商標の先取りが懸念されるベトナム(2019年)、タイ(2020年)にまでモニタリング国家を拡大した。その結果、ベトナムは2019年263件、2020年282件の被害疑い商標を発見し、タイでは2020年1年間783件の商標が無断で先取りされた事実を発見した。

加えて、2019年からは既存モニタリング調査国(中国、タイなど)以外の国を対象に、グローバル商標DB(WIPO-GDB、TM-VIEW)を活用して年2回モニタリングを実施している。計40カ国で韓国企業商標と疑われる商標781件を発見し、アジアだけでなく北米、ヨーロッパ、オセアニアなど様々な地域でも先取りの疑いの商標を確認して該当企業に被害事実を知らせ、紛争に対応できるように誘導した。

また、商標情報調査を通じて先取りされた商標の出願または登録日時、対応策、対応期限だけでなく、「国際知財権紛争対応戦略支援」、「知財権共同対応支援事業」のような対応に必要な政府支援事業の情報もともに提供した。

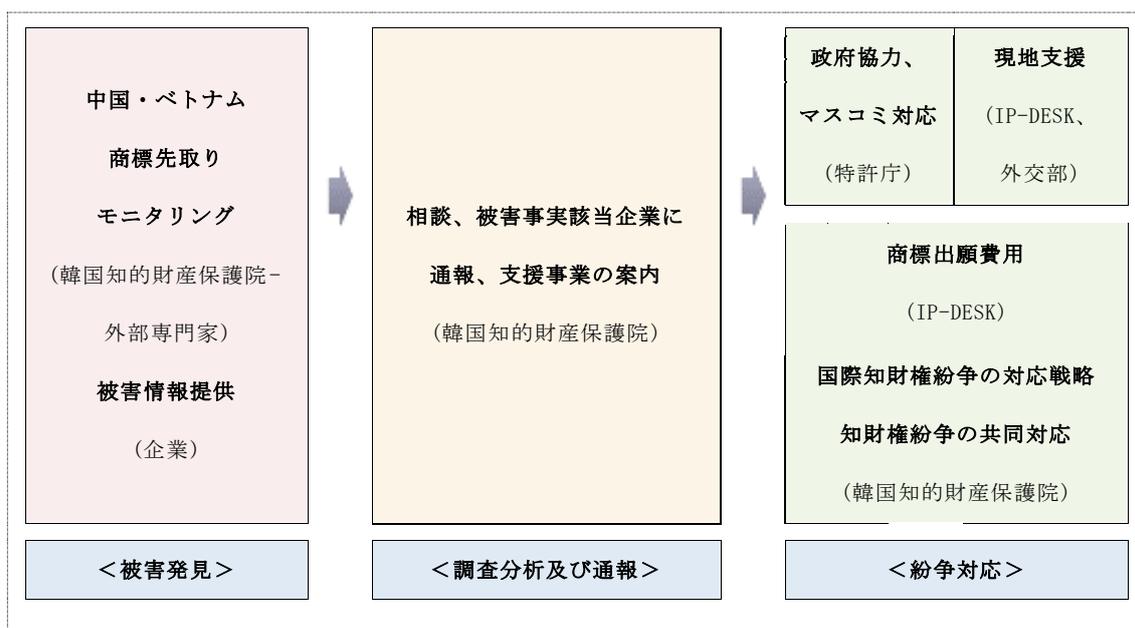
2) 国際知財権紛争対応戦略の支援及び共同対応協議体などの連携支援

海外商標先取りモニタリングなどを通じて確認されたK-ブランド知財権被害企業に対しては、「国際知的財産権紛争対応戦略支援事業、共同対応協議体支援事業、コンテンツ知財権保護支援事業」を通じて紛争リスク調査・分析、警告状及び訴えられる場合の対応、ライセンス更新、権利行使など様々な知財権紛争保護戦略を提供した。2020年は104社及び9つの協議体(共通した紛争 이슈を持つ企業群)にK-ブランド知財権紛争対応戦略を支援した。

<図IV-2-1>海外商標先取りモニタリングの支援プロセス



<図IV-2-2>海外商標先取モニタリング及び連携支援



3)海外オンライン模倣品流通対応支援

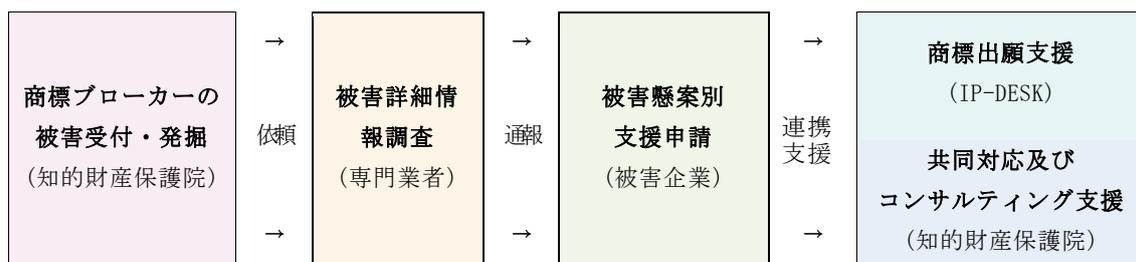
2015年から施行された中国オンライン模倣品流通対応支援事業は現地主要オンラインショップとのMOU締結を基に販売掲示物のモニタリング及び代理通報を行った。その結果、2015年から2020年まで約12万件余りの中国オンライン模倣品販売掲示物を削

除した。特に、「企業別専門担当人材」を配置するなど事業システムを改編して企業とのコミュニケーションを強化し、年間最大3回まで反復支援が可能とした。それだけでなく、支援企業に年間模倣品流通推移、流通手法の変化、企業の準備事項などを盛り込んだ企業別カスタマイズ型「年間流通分析報告書」を定期的に提供した。

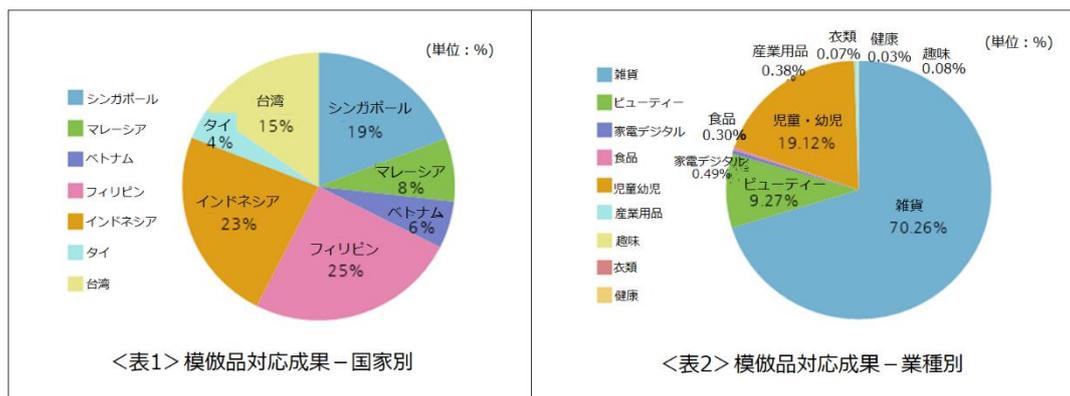
また、2020年からは既存の中国以外にもASEAN主要オープンマーケットとの協力を通じてASEAN6カ国(インドネシア、シンガポールなど)を対象に「K-キャラクター(ポロロ、タヨなど)」の5大ブランドを対象に模倣品モニタリング(2020年5月～7月)を実施した結果、計857件の疑わしい掲示物を発見し、そのうち848件の掲示物を代理通報して最終的に845件の遮断に成功した。

このようなパイロット事業の成果を基に2020年第3次補正予算を通じて20億ウォンを確保(2020年7月)し、専門担当人材及び在宅人材209人で構成された「海外オンライン模倣品モニタリング団」を通じてASEAN地域6カ国及び台湾地域で約14万件余りのオンライン模倣品販売掲示物を遮断するなど、模倣品流通対応の強化及び非対面・デジタル雇用創出にも貢献した。

<図IV-2-3>海外オンライン模倣品流通対応支援



<図IV-2-4>2020年ASEAN模倣品流通対応成果(国家・業種別)



4) K-ブランド保護認識の向上

海外での商標先取りによって被害を受けた企業や関連団体などを対象に、被害予防のため周期的に「Kブランド保護強化教育」を実施し、海外オンライン模倣品対応戦略、グローバル商標DB活用法などの内容で参加企業の関心を集めた。

また、グローバル商標DBを含め、中国、ベトナム商標局での商標検索マニュアルも製作・普及し、中国商標先取り業種の中で最も被害の大きいフランチャイズ業種商標ブローカーの企業情報、商標出願状況、訴訟判決例などを盛り込んだ「中国内韓国企業商標多数先取者の深層分析報告書」を発刊して関連産業団体に提供した。これを通じて韓国企業の自社商標管理の重要性に対する認識を高め、企業が自ら商標先取り対応戦略が策定できるように支援した。

特に2020年にはCOVID-19などの対外環境を考慮し、化粧品・食品の2つの分野を対象に韓国の有名YouTuberを活用した正規品・模倣品の識別クイズなど、より分かりやすく面白くコンテンツを制作して配信するなど、「K-ブランド保護」の広報に向けて多角的な努力を傾けた。

<図IV-2-5> K-ブランド保護の広報(冊子・YouTubeの製作・配信)



<海外商標検索マニュアル(2020年12月)>



<中国内における韓国企業商標多数先取者の深層分析報告書(2019年12月)>



<化粧品分野のYouTube広報(2020年8月)>



<食品分野のYouTube広報(2020年7月)>

ハ. 評価及び発展方向

特許庁は国内外の多様なチャンネルを通じた協力で、既存の中国の他にも韓流ブームの中心であるアセアン地域へと海外での商標先取り及びオンライン模倣品流通に対する対応システムを持続的に拡大する予定である。2021年からは商標の無断先取り対応国家を既存のタイ・ベトナムの他にインドネシアにまで拡大し、既存の海外オープンマーケットとの協力強化及び新規チャンネル拡大などを通じて、海外オンライン模倣品の流通遮断もさらに強化する計画である。

また、企業及び業種団体などとのオン・オフライン協力を通じて、韓国の輸出企業支援事業への参加を呼びかけ、伝播力及び公信力の高い多様な広報チャンネルを活用してK-ブランドの保護認識向上にも力を入れていく予定である。

今後も、特許庁は他省庁及び韓国知識財産保護院、KOTRAなどの関係機関と協力し、各種支援施策を継続して推進することで、韓国企業の海外知識財産保護を強化し、韓国企業の輸出競争力向上に貢献する計画である。

2. 輸出企業の国際知財権紛争対応能力の向上

産業財産保護協力局 産業財産保護支援課 書記官 パク・ゾンピル
工業主事 イ・ドンヒョン

イ. 推進背景及び概要

最近グローバル貿易紛争に続き、COVID-19などによって対外貿易環境の不確実性が大きくなったことで、韓国の輸出企業の海外知財権紛争の増加が予想される。特に、韓国主力産業の競争力を左右する素材・部品・装備分野で源泉特許を多数保有する海外企業と後発走者である韓国企業間の特許紛争に対する懸念が高まっている。また、韓流の拡散により韓国ブランドの認知度が上昇し、韓国企業の製品輸出が増加すると同時に、K-ブランド関連知財権の侵害も増加している。

しかし、韓国企業の知的財産権紛争に対する対応環境は不十分な状況である。2020年特許庁が実施した知的財産活動実態調査結果によれば、知的財産権専門担当人材を保有している企業は全体企業の約20.8%に止まるなど紛争対応インフラが不十分であり、紛争対応の際も過剰な時間と費用が発生するなど困難を覚えていることがわかった。

そこで特許庁は韓国企業の知的財産権紛争への対応能力を強化するため、紛争情報及びコンサルティングの提供など紛争発生による産業被害を最小化するための様々な紛争対応支援政策を実施している。

ロ. 推進内容及び成果

特許庁は韓国企業が外国企業との知的財産権紛争に円滑に対応できるように知的財産権紛争情報インフラを構築し、特許管理専門会社の活動動向を随時把握する一方、関連データを体系的に整理して国内企業が紛争対応に活用可能な定期ニュースレター及び各種分析報告書を発刊している。また、海外進出(予定)企業を対象に専門コンサルティングなど紛争対応に必要な資源を提供した。

1) 国際知的財産権紛争関連情報の提供

国際的に発生している知的財産権紛争関連情報を迅速に提供するため、米国、中国

など主要国から発生した紛争速報、知財権ニュース及び研究報告書などを提供し、米国で特許侵害で提訴された韓国企業に関する内容を知らせ、対応方法及び特許庁支援事業などの案内資料を配信した。

国内企業の特許管理専門会社(NPE)に対する対応力を強化するため、米国で活動している主要NPEを選定し、当該NPEの母子関係など企業情報、保有特許ポートフォリオのアップデート、侵害訴訟・IPR(無効審判)の状況などを統合・分析して訴訟の方向が予測可能なNPE動向分析情報を提供した。

<参考> 特許管理専門会社(NPE:Non-Practicing Entity)とは?

NPEは様々な定義があるが、一般的に特許を活用して製品を生産せず、保有した特許権を行使して収益を創り出す企業を意味する。NPEは①特許権を企業に行使してロイヤリティをもらう攻撃型NPE、②攻撃型NPEに対応して今後攻撃を受け得る特許を買収することで将来特許紛争を遮断する防御型NPEに分類できる。最近 이슈になっているパテント・トロール(Patent Troll)は攻撃型NPEの一部に該当する。

また、輸出企業の現地における知財権保護強化のため、国別の知財権制度の動向及び戦略的紛争対応策を考慮して海外知財権保護ガイドブックを提供している。2020年には新北方(ロシア)、新南方(マレーシア、フィリピン)など3カ国のガイドブックを最新化及びオンライン化し、海外進出(予定)韓国企業の実務者が理解しやすく対応できるようにした。IP Insight報告書を通じて、最近の海外知財権イシュー判例を深層分析し、実務で直ぐに活用可能な実用的な法律情報も提供した。

<表IV-2-1> 海外知的財産権保護ガイドブックの発刊状況

(計30種：地域別27種、特性別3種)

アジア(13種)	中国、香港、シンガポール、台湾、日本、ベトナム、タイ、マレーシア、フィリピン、インド、アラブ首長国連邦(UAE)、インドネシア、イラン
ヨーロッパ(7種)	ドイツ、イギリス、オランダ、ロシア、トルコ、EU、フランス

アメリカ(5種)	米国、カナダ、メキシコ、ブラジル、チリ
オセアニア(1種)	オーストラリア
アフリカ(1種)	南アフリカ共和国
特性格別(3種)	輸出企業チェックポイント、EU圏保護実務ハンドブック、IP Business 契約書ガイドブック

2) 国際知財権紛争対応戦略の支援

2020年には企業が紛争状況に適した対応戦略を選択できるモジュール型コンサルティング制度を導入し、知的財産権紛争の発生リスクがある、もしくは紛争が発生した中小・中堅企業359社に紛争予防・対応コンサルティング費用のうち一部(中小企業70%、中堅企業50%)を支援し、知財権紛争専門家(PM)がIP保護総合診断を提供して企業に適した紛争対応戦略を推薦するIP保護事前診断を41社に提供した。コンサルティング支援事業に選定された企業は、コンサルティングを通じて自社が他社の権利を侵害しているかどうかを確認したり、他社の権利侵害主張にどう対応していくかの戦略を立てることができるようになった。

<表IV-2-2> 国際知的財産権紛争対応戦略支援の優秀事例

(支援の背景)特許管理金融会社(NPE)である米国企業D社はデータベースソフトウェアを開発・販売する韓国企業S社に特許侵害訴訟を提起し、示談金を要求したため、S社は紛争対応コンサルティングを申請

(支援内容及び結果)紛争特許に対する強力な非侵害論理を確保して訴訟対応戦略を立て、これを活用して有利な条件で交渉進行→最小限の金額で訴訟取り下げに合意し、紛争終結

ハ. 評価及び発展方向

2020年には、ロシア、マレーシア、フィリピンなど韓国企業の進出拡大が見込まれる新北方・新南方3カ国の既存ガイドブックを最新・オンライン化し、訴訟活動が活発なNPEを中心にポートフォリオ分析をアップデートするなど、NPEの訴訟方向が予測

できるNPE動向分析情報を提供した。

一方、2019年国際知的財産権紛争対応戦略支援を受けた企業を対象に成果を調査した結果、2020年COVID-19による景気低迷にもかかわらず支援企業の98.6%が輸出段階が維持または改善し、警告状及び訴訟など紛争対応戦略支援を受けた企業の89%が勝訴などの紛争を有利に終結させたことが分かり、韓国輸出企業の安定的な海外市場進出を牽引した。

特許庁は米・中貿易戦争、日本の輸出規制など急変する国際情勢による知財権紛争に対応し、韓国の輸出企業を体系的に支援するため、知財権紛争専門組織である「知財権紛争対応センター」を11月に発足させ、2021年に本格的に稼動する計画である。

それを受け、紛争情報分析国家を米国からIP5国家全体に拡大し、特に、素材・部品・装備分野の韓国企業関連紛争の場合、分析類型を侵害訴訟・無効審判・異議申し立てなどに拡大するなど、IP紛争情報DBの収集範囲を広げ、素材・部品・装備分野の国家・技術別紛争動向を分析して提供する予定である。

また、紛争情報の分析を通じて紛争が確認された企業に対し、紛争状況に応じた対応戦略を優先的に支援し、特許侵害訴訟問題の解決まで十分な支援が可能となるよう支援期間、限度や回数を拡大し、知財権紛争対応センター内に素材・部品・装備の担当チームを置き、紛争情報の提供から対応戦略まで素材・部品・装備企業を密着して支援する計画である。

3. 国家別IP-DESKを活用した海外進出企業支援

産業財産保護協力局 産業財産保護支援課 行政事務官 ク・ジョンミン

イ. 推進背景及び概要

中国、ASEAN地域との貿易が活発になり、韓国ドラマ、K-POPなど韓流ブームでK-ブ

ランドの認知度が高くなるにつれ、フランチャイズ、化粧品、衣類、食品など全産業にわたるK-ブランド侵害の被害も益々増加している。

これまで韓国企業は海外市場を開拓するため、まず輸出して輸出量が増加する過程で商標確保の必要性を認識し、商標権の確保努力を傾ける場合が多かった。このような状況を海外商標ブローカーが悪用し、海外韓国企業の商標を先登録して商標ロイヤリティを要求したり、海外流通市場進出を妨害するなどの被害事例が続出している。

特許庁は海外に進出した韓国企業の海外知的財産権の確保及び保護を目的に海外知的財産センター(IP-DESK)事業を運営している。2008年知識經濟部と特許庁の共同運営を始めに、2009年からは特許庁が単独で中国、タイ、ベトナムなど7つの地域でIP-DESKを運営した。2012年LA、2013年ニューヨーク、2014年フランクフルト、2015年東京、2016年西安、2017年ニューデリーとジャカルタ、2019年香港、2020年マニラにIP-DESKを追加開所し、2020年末基準で9カ国、15地域でIP-DESKを運営している。

ロ. 推進内容及び成果

海外での知的財産権紛争を予防するためには、まず先に現地における韓国企業の知的財産権を確保することが何より重要であり、紛争に適切に対応するためには侵害内容を正確に調査・把握し、現地の法律と手続きによる適切な戦略を講じることが重要である。

しかし、韓国の中小企業は「先輸出、後出願」という企業慣行によって海外における権利確保を通じた紛争予防努力も不十分であるだけでなく、知的財産権専門人材や管理戦略の不在によって知的財産権紛争対応能力も足りない状況である。

そこで特許庁はIP-DESKを通じて知的財産権無料相談とともに、現地商標・デザイン出願など権利確保費用の支援はもちろん、海外模倣品侵害調査及び取り締まり費用の支援、展示会参加企業の知財権紛争対応のための移動式IP-DESK、現地取り締まり公務員に対する模倣品識別セミナーとともに国内招待研修事業も展開するなど多様な

形態の事業を通じて海外進出企業を直・間接的に支援している。

特に2020年度は新南方地域の経済成長と政府レベルの新南方政策の推進に基づき、新南方進出企業の知財権保護の強化に努力を傾けた年であった。フィリピンにIP-DESKを新規設置し、新南方国家で開催される展示会や貿易ミッション団の参加など進出が迫っている企業を対象にカスタマイズ型現地商標情報提供事業をテスト運営した。これは類似する現地登録商標があるにもかかわらず、これを認知せず現地登録商標を侵害する状況を予防し、進出企業の海外知財権確保を誘導するためのもので、この事業を契機に14社が13カ国に商標45件を出願した。

COVID-19により海外移動など現地の活動に困難を来たしている進出企業のため、非対面支援も強化した。テレビ会議システムを活用して中国・新南方進出企業と各国の法律専門家との1：1遠隔相談機会を設け、40社以上の企業が参加した。インドでは特許庁の公務員を招待し、知財権制度の説明会と模倣品識別セミナーをオンライン開催するなど、現地公務員との対面交流も活性化した。

海外に設置された唯一の知的財産権保護の専門担当機関として、現地で収集した情報の国内共有にも努めている。2016年から知財権保護をテーマとするカンファレンスを開催し、専門家による知財権講義、輸出企業のIP-DESK利用事例などを共有し、韓国企業の認識向上の一助となった。また、主要国の知財権政策の動向や 이슈を収集、深層報告書を発刊し、各国の韓国進出企業が現地知財権の情報を把握し、戦略を立てるよう支援した。

ハ．評価及び発展方向

IP-DESKを通じた知財権相談及び権利確保支援申込が毎年増えつつあるなど、海外知財権の確保及び保護に対する関心と需要が高まっている。今後もIP-DESKは多様な輸出支援事業との連携・協業を通じて韓国企業の知財権認識を高めるために努力を傾ける予定である。特に、2021年度には今後輸出増加が見込まれる新興市場であるロシアとメキシコにIP-DESKを新設し、韓国進出企業の知財権保護基盤を強化する計画で

ある。

<図IV-2-6> 模倣品識別セミナー(インド及び広州、2020年1月)



<表IV-2-3> 2020年IP-DESK支援状況

(単位：件)

細部事業	2020年	中国							タイ	ベトナム	米国		ドイツ	日本	インド	インドネシア	フィリピン	
		北京	上海	青島	広州	瀋陽	西安	香港	バンコク	ホーチミン	LA	ニューヨーク	フランクフルト	東京	ニューデリー	ジャカルタ	マニラ	
相談	10,222	175	1,071	483	611	177	10	69	450	226	3,363	1,391	250	1,287	249	83	54	
出願	受付	2,486	240	157	75	79	51	7	45	53	143	910	309	107	216	35	46	13
	完了	1,564	143	100	46	47	40	0	21	33	101	590	177	70	142	23	25	6
紛争対応	28	3	1	0	2	0	1	0	0	0	3	15	3	0	0	0	0	
説明会	56	4	4	2	6	1	0	3	4	2	11	8	2	1	6	1	1	
協力チャネル	84	6	5	2	22	3	0	15	10	4	3	1	1	6	3	1	2	
情報提供	394	1	14	25	97	12	0	17	39	48	43	25	6	13	17	5	32	

第3章 知的財産分野におけるグローバルリーダーシップの強化

第1節 概観

産業財産保護協力局 国際協力課 技術書記官 キム・スンオ

1. 概要

韓国企業の活動舞台が全世界に広がり、知的財産分野における国際協力の重要性も増大しつつある。特許庁は知財権を活用した海外進出の多角化、現地カスタマイズ型支援システムの構築、韓国型IPインフラのグローバル拡散及びグローバル知財権規範の形成などを目標に多様な国際協力活動を推進している。このような国際協力活動は二国間協力、IP5協力及び多国間協力を大きく分けられる。

2020年はCOVID-19で対面会議が不可能な状況であるにも関わらず、どの年よりも多くの長官会合が続いた一年であった。韓国と長年知的財産協力関係を続けてきた中国、アメリカ、ヨーロッパなど先進国特許庁とテレビ会議を開き、COVID-19によって出願人に発生し得る被害を救済するための出願人救済措置などを共有した。さらに、2020年にはASEANとの協力も深まった1年であった。第2回韓-ASEAN長官会合(2019年ソウル開催)で採択された「韓-ASEAN知財権協力共同宣言文」に基づき、ラオス、ブルネイ、カンボジアなどASEAN諸国との特許とデザイン分野における審査協力を拡大した。

IP5協力でもCOVID-19が大きな影響を及ぼし、毎年2回開催されていたIP5次長会議とIP5長官-産業界連席会議は開催されなかった。しかし、IP5実務会議は書面議論とテレビ会議を混合した形で行われ、IP5長官会合もテレビ会議で開催された。テレビ会議の形式で開催されたIP5長官会合では、知識財産がCOVID-19という危機的状況を克服するための手段であるという共通認識に基づき、知識財産による革新成長に向けて協力していくことを骨子とする共同宣言文を発表した。

知財権をめぐる多国間国際関係はWIPOとWTOをメイン舞台として、技術・商品競争

力を維持するため知財権制度を強化しようとする先進国と、先進国に追いつくため知財権制度の緩和を図る途上国の間で伝統的な対立構図が依然として続く中、地理的表示の保護をめぐって先進国内でも旧大陸と新大陸間の新たな対立構図が形成されるなど、一層複雑化している。特許庁はこのような多国間知的財産権の議論で国益を最大限反映するため、利害関係を共にする国々との協力を強化するなど、戦略的かつ主導的な対応活動を展開した。

米中貿易戦争でも見られるように、知財権保護を通じて自国の通商競争力を強化しようとする主要国の動きが拡大し、通商交渉で知的財産権分野がメインチャプターとして位置づけられる傾向にある。2020年には韓国、中国、日本、オーストラリア、ニュージーランド及びASEANなど15の加盟国がRCEP(地域的な包括的経済連携協定)に署名し、韓国企業の知財権が海外で効果的に保護される基盤を整えた。

韓国の高まったプレゼンスを基に、特許行政サービスの輸出も拡大している。UAEとは2014年から審査代行事業を行っており、2018年から開発されているUAE特許行政システムのメンテナンス事業を続けている。また、サウジアラビアとは2019年に締結した600万ドル規模の協力事業契約に基づき、国家IP戦略策定、情報化コンサルティング、審査官教育など知財権の全分野にわたる知的財産協力事業を引き続き展開した。

特許情報を活用した知的財産シェアリング事業も持続的に拡大している。途上国の生活問題の解決と所得増大のために適正技術及びブランド開発を持続的に支援しており、国際知的財産教育を通じて途上国の知財権能力を強化することで知的財産権格差(IP-Divide)を解消し、ASEANなど被援助国との協力関係を強固にすることで政府レベルの新南方政策など政策基調にも寄与している。

2. 国際動向及び対応策

米国、中国、日本などの主要国は知的財産を国家競争力強化における核心要素の一つとして認識し、知的財産競争力の強化に向けて国家レベルでの努力を傾けている。

イ. 米国

2020年米国はAI、半導体、量子コンピューティングなどの先端技術を国家安全保障の観点と連携し、自国の技術と企業を強力に保護するための高度な知的財産保護政策を実施した。2020年10月国家安全保障に影響を与え得る20の核心先端技術を保護・育成する政策を通じて中国の合法・不法科学技術の発展による米国安全保障への脅威に対応する一方、国家安全保障に重要な物資と技術の輸出を制限する「先端技術輸出規制法」を推進(10月)した。また、グローバルデジタル技術の発展に伴い、データセキュリティ問題が台頭すると、情報技術の流出とセキュリティ脅威に対応して自国の国民・企業のデータを保護するため、2020年8月中国ネットワーク技術を米国などが使用するインターネットインフラから退出する「クリーンネットワーク」政策を推進した。

一方、米国の知的財産執行調整官は2020年11月、中国などのグローバル知的財産権侵害に対応して米国知的財産権の保護・執行を強化するため、貿易パートナー国との協力強化、貿易制裁措置など法的手段の有効活用などの内容を盛り込んだ「2020-2023知的財産執行戦略計画」を策定・発表した。

その他にも、米国特許商標庁(USPTO)は第4次産業革命時代の人工知能(AI)技術の革新を促進し、関連知的財産の予測可能性と信頼性を強化するため、2020年10月AI関連法・制度的事項と関連し、特許と非特許部門(商標、著作権、営業秘密など)に分けて専門家と利害関係者の意見を取り集めた報告書である「知的財産に対する人工知能(AI)の影響に関する報告書」を発表した。米国特許商標庁は同報告書を基にAIに関する議論と研究を続ける一方、細部分野別の利害関係者のためのガイドラインを提供し、AIなど新技術に関する知的財産政策を改善していく予定である。

ロ. 日本

日本はサイバー空間と物理的空間の融合を通じて人間中心の社会を実現する、いわば「Society5.0」の概念を掲げ、デジタル社会への転換を推進している。日本政府は

2020年5月にデジタルシフト及びポストコロナ時代のニューノーマルに備えるための「知財推進計画2020」を閣議決定したことに続き、日本特許庁も2020年7月に「AI・IoT技術時代に適した特許制度の方向性に関する中間報告書」を発表し、引き続き検討を進めている。また、2020年9月に発足した菅内閣はデジタル行政を強化するための専門機関であるデジタル庁の設立を最優先課題として推進すると述べた。

日本特許庁はCOVID-19による非対面要求、AI、IoT技術による環境変化に対応するため、オンライン口述審理の施行・書面提出手続きのデジタル化など様々な政策を推進している。また、デジタル時代に变化した企業活動を考慮し、2020年4月の意匠法改正を通じて、2020年10月から建築物の内装・外装に対してもデザインで保護できるようにした。また、日本企業の新興国に対する投資及び進出環境を改善するため、新興国に対する戦略的な知財権システム構築支援を推進し、協力体制を構築している。2012年から毎年開催されているASEAN特許庁長官会合を始め、インド、中東及びアフリカ個別国との長官会合を推進した。インド、サウジアラビア、フランスなどと特許審査ハイウェイを施行し、28人の審査官で国際教育専門家グループを構成し、専門家を派遣したり、日本に他国の審査官を招いて教育を推進した。

ハ. 中国

中国は2020年「国家知財権戦略深層実施及び知財権強国迅速建設推進計画」を発表し、知財権全般の改革とともに質的向上に力を入れた。同計画は知財権分野の改革強化、知財権保護の強度強化、知財権創造活用の促進、知財権国際交流協力の強化、戦略的企画及び実施強化の5大分野で構成されている。知財権保護の強度強化分野には特許法、著作権法の改正など知財権関連法規の改正推進と正規品ソフトウェアの使用、知財権仲裁機関の育成、伝統知識データベースの構築、インターネット権利侵害の取り締まり、税関の知財権取締り及び知財権行政・司法保護の強化などが含まれている。

中国の特許法は1984年制定以来3回改正され、2018年に第4次改正案が国務院常務委員会を通過したことに続き、2020年10月全国人民代表大会常務委員会で最終通過し、2021年6月1日に施行を控えている。今回の改正では特許出願と特許権行使の誠実信用

原則と特許権濫用禁止規定を新設し、特許権の故意侵害に対する懲罰的賠償制度(最大5倍)を導入することで特許権者の合法的な保護を強化する根拠を設けた。また、部分デザイン制度を新設し、デザイン保護期間を10年から15年に延長することで、「産業デザインの国際登録に関するハーグ協定」加盟に向けて制度を整備した。

中国国家知的財産局が発表した2020年主要知財権統計によれば、発明特許登録53万件、PCT国際特許出願7.2万件、実用新案登録237.7万件、デザイン登録73.2万件、商標登録576.1万件と自国内の発明特許構造が最適化され、特許品質がさらに向上したと評価されている。また、国内出願人のPCT国際特許出願は同期比17.9%増加し、国内出願人のマドリッド国際商標出願は同期比16.1%増加したことを中国企業の海外知財権配置能力が強化したものと見た。知財圏活用分野では、特許・商標担保融資項目は12,039件で同期比43.8%増加し、担保融資総額は2,180億元(約34兆4千億ウォン)で同期比43.9%増加した。2020年統計発表では従来発表していた出願統計は発表されていないが、2020年11月まで発表された統計を通じて発明特許出願は150万件以上、商標出願は900万件以上と予測される。

また、中国は習近平政府の中国と東南アジア、中央アジア、北アフリカ、欧州を道路、鉄道、海路などをつなぐ経済ベルト構築計画である一帯一路計画の下で周辺諸国と積極的に知財権協力を推進している。習近平主席は2019年4月の一帯一路国際協力ハイレベルフォーラムで、革新なくして進歩もないように知財権保護を強化することは国内外企業の合法的権益を守る要求であるだけでなく、革新的な国家の建設と質的发展を構築する内在的な要求であると述べ、知財権保護のための国際的協力強化と知財権保護を強化して知財権価値を尊重する経営環境を構築することに力を入れることを明らかにした。また、2020年11月中国の知財権保護強化をテーマに行われた中国共産党中央政治局団体学習で、習近平主席は「全面的な知財権保護強化、革新奨励と新たな発展推進」という演説を通じて、党幹部たちの中国知財権保護に対する正確な状況認識、知財権保護の重要性に対する認識向上、知財権保護の強化を通じた新たな発展理念の貫徹及び新たな発展構図の構築に関して強調し、中国の知財権保護政策の方向を提示した。

二. 欧州

欧州の2020年キーワードは気候変動への対応とデジタルシフトである。欧州グリーンディール(European Green Deal)、デジタル時代のヨーロッパ戦略(A Europe fit for the digital age)などを発表した。このような背景から、気候変動への対応とデジタルシフト実現のための根幹として知財権を強調した。特に、企業と研究所、公共機関などが自由にデータにアクセスできる「欧州データ単一市場」(Europe data single market)を強調し、その実行策として知財権活用のための法令体制の整備、知財権奪取への対応など知財権の保護を強調した。

加えて、欧州執行委は欧州データ単一市場を構築するためのデジタルガバナンス法案(Digital Governance Act)、オンライン仲介業者の秩序を規律するデジタルサービス法案(Digital Service Act)、大型プラットフォーム規制のためのデジタルマーケット法案(Digital Market Act)を発議し、デジタルシフトの秩序作りを目指す動きを見せた。

EUは模倣品及び盗用に対する監視を強化するため、欧州連合知的財産庁内に「欧州知的財産権侵害監視機関」を設置して知的財産権執行業務を遂行している。2018年12月にはマーケット運営者、地方執行当局及び政府の知財権侵害取り締まり措置を誘導し、模倣品購入に対するEU市民の認識を高めるため、EU執行委工商総局で2018年12月に続き2番目に「模倣品及び違法コピー監視リスト(Counterfeit and Piracy Watch List)」を発表した。

欧州の特許審査を管掌する欧州特許庁(EPO)でもデジタル時代に適した組織・システム・顧客サービス・ネットワーク構築を標榜した「戦略計画2023」に合わせて、AI基盤審査システムの構築などデジタルシフトが起こっている。欧州の商標・デザイン審査を司る欧州連合知的財産庁(EUIPO)も「戦略計画2025」を通じて知財権システムの高度化、顧客中心サービスの提供、デジタル時代に適応する組織などを目指している。

ホ. 対応策

特許庁の国際協力活動は韓国企業の海外進出の拡大及び支援という大きい目標の下で行われる。このような点で相手特許庁や国際機関が展開している政策が変化したり、法・制度などが改正された時、それを適時に把握して韓国の知財権制度ユーザーに伝えることが何より重要である。海外に進出する韓国企業が進出国で知財権法・制度の変更事項を的確に熟知できず発生し得る不利益を予防し、該当国が施行している多様な特許権者保護政策などを十分に活用して現地で幅広く保護されるよう支援する必要がある。特に、韓国企業の進出需要が米国、中国、日本などから徐々に新興国・途上国に拡散し、今後このような傾向はさらに強くなる見込みで、韓国企業の進出需要が発生する新しい国家との協力を開始する必要がある。

そこで、特許庁は海外特許庁との協力システムの構築だけでなく、韓国企業の声に耳を傾けるように企業との常時協力システムも備えておく必要がある。このような常時協力システムの構築と運営は韓国企業に特許庁を名実ともに海外進出における知的財産パートナーとして認識させるきっかけになるはずである。

さらに、激化している知的財産権紛争の流れを十分見極める必要がある。米中貿易戦争から触発された知財権の通商武器化とともに、全世界的に景気低迷傾向が長期化していることから、先進国を中心に技術保護主義がさらに強まる見通しである。それによって海外進出あるいはグローバル市場において存在感を増している韓国企業は大中小企業を問わず海外競合社とパテントトロールの標的になる可能性が常に存在する。したがって政府レベルでは中長期的な観点から健全な知的財産生態系作りに向けた政策を展開し、企業の知的財産権関連競争力を高めていかなければならない。特許ビッグデータ分析結果などを基に韓国企業にR&D方向を提示することで強い知財権を獲得させ、獲得した知財権が新しい投資の種になれるよう知財権が活発に取引される市場環境を構築する必要がある。同時に、他人の知的財産を侵害して利益を得ることがないように侵害行為に対する処罰を強化することで、健全な知的財産生態系作りが完成できる。

また、増えつつある中国及び新興国で韓国企業の知的財産権に対する侵害、特にデジタル環境での侵害により積極的な対応が求められる。幸い最近中国では知的財産権の保護強度を強化し、データベースの構築、インターネットでの権利侵害の取り締まり、税関での知財権取り締まり及び知財権行政・司法保護の強化など中国政府が権利者保護を強化する傾向にあるが、依然として知財権侵害に対する中国一般大衆の認識は低いほうである。したがって、様々な方法を通じて中国大衆の知財権保護に対する認識を高める取り組みが求められる。

特に、最近韓流ブームのためにASEAN地域における韓国ブランドの侵害事例が急増しているが、中国よりも低い大衆の知財権侵害に対する認識水準、知財権保護のための法制度の不備などで、これらの国家において韓国知財権の保護に骨が折れる状況である。したがって、これらの国家では知的財産が正しく保護される環境を早期定着させることが極めて重要な課題であり、そのために無償コンサルティングなどの支援を行う必要がある。

同時に、IP5の一員としての責任感を基にグローバル知的財産規範関連議論に積極的に参加し、グローバル知財権制度の発展に寄与しなければならない。IP5協議体はグローバル知的財産規範を改正し、国家別に異なる制度を調和させていく作業を地道に行っている。したがってIP5協議体内での議論がグローバル知財権制度の発展に向けた方向で推進されるように絶えず省察する努力が求められる。また、韓国企業が多く活用しているPCT制度、マドリード国際商標制度、ハーグ国際デザイン制度、特許審査ハイウェイ制度に対するユーザーの不便を解消し、その利用率を高めていく必要がある。また、両国が共同で先行技術を調査し、それを他の件より早く審査する特許共同審査の施行を持続的に拡大することで、国際的により強力な特許権を持つことを希望する出願人がいつでも特許共同審査サービスが受けられる環境を整えることが重要である。

最後に特許庁は新技術の発展とそれによる変化に常に目と耳を開いておく必要がある。第4次産業革命時代を迎え、AIを知財権行政と審査に活用するための議論が国際的に活発である。AIのような新技術は新しい形態の知財権認定を強要するなど、全世

界特許庁に様々な挑戦課題を投げかけ、世界各国はそれに対する解法を見つけ出すために多様な議論を続けている。このような国際議論の流れを熟知していつでも議論をリードする準備をしておくことが、新技術時代において知財権分野のグローバルリーダーシップを発揮するための基盤となる。

第2節 知的財産先進5カ国協力体制の強化

1. 特許先進5カ国特許庁(IP5)の協力体制

産業財産保護協力局 国際協力課 工業事務官 カン・ヒマン

イ. 推進背景及び概要

知識基盤経済への経済体制の変化と先進国の知的財産重視政策によって世界全体の知的財産出願が着実に増加傾向にある。特に、韓・米・日・中・ヨーロッパなど先進5カ国特許庁の出願が世界全体出願の約85%を占めているだけでなく、2カ庁以上に対する重複出願比重が高くなるにつれ、IP5間の協力の必要性もまた高くなりつつある。

このような審査協力の必要性に共通認識を持った5カ国の長官が2008年10月韓国濟州で開催されたIP5長官会合において、IP5業務協力のビジョンとこのビジョンの実現に向けたIP5の10大基盤課題策定に合意したことで、IP5協力の実体的な議論が始まった。

ロ. 最近先進5カ国特許庁長官会合の主な成果

2017年マルタのバレッタで開催された長官会合ではIP5協力発足10周年を迎え、これまで10年間の成果を集約した成果報告書を発刊し、長官会合で発表された共同声明書には今後10年のに向けた新しいIP5協力ビジョンを盛り込んで採択した。

新しい協力ビジョンは「IP5内で特許慣行と手続きの調和を図る」、「品質管理の最適化」、「IP5庁間業務協力(work-sharing)の最大化」、「特許情報サービスの向上」など4つの主要事項を核心価値として明示している。

韓国特許庁が仁川松島で開催した2019年長官会合でIP5特許庁は第4次産業革命時代における特許制度の挑戦に対応し、未来協力分野を発掘することを骨子とする共同宣

言文(IP5 Joint Statement)を採択した。また、5カ国特許庁長官は技術変化に対応するための「IP5 NET/AIタスクフォース」の設立にも合意した。2019年長官会合はグローバル新技術の変化に対応してIP5特許庁間の協力を本格的に推進する原動力となったと言える。

COVID-19パンデミックの状況でテレビ会議の形で開催された2020年長官会合(中国主催)では、知的財産が世界的な景気低迷を打開するための有用な手段であることを認識し、全産業分野において知識財産保護を強化していくという共同宣言文を発表した。特に、COVID-19の診断・治療・予防に関する特許及び技術情報を透明に公開し、関連技術の進展を促進させることにした。また、IP5は人工知能などの新技術分野の協力強化、特許制度の調和を通じたユーザーの利便性向上、特許審査の品質と効率性の強化を通じた審査結果の予測性向上のために引き続き努力していくことにした。

ハ. 今後の推進計画

IP5協力がスタートした2007年に比べて今は5庁の審査着手期間が多く短縮された点で、IP5発足初期の主要目的である「審査滞積解消」はある程度達成されたと見られる。また、分類(CPC)、情報化(OPD)、審査協力(PPH)など各実務グループの主要成果はIP5特許庁を超えて全世界にそのベネフィットを広げている。現在IP5間のパイロット事業として進行中のPCT協力審査もまた安定的に定着すれば、国家間審査協力の新たな転機を迎えると期待される。

発足以後10年が過ぎて新しい協力ビジョンを履行していくIP5協力は中長期的な観点で協力課題の効率的な履行方法を考え、新しい協力システムの構築を模索しつつ、5庁間の協力が質的な面で跳躍できるよう取り組んでいる。また、第4次産業革命時代に備えるため、IP5は各実務グループ(WG)別に多様な協力課題を進行すると同時にNET/AIタスクフォースの運営を通じて新技術分野のIP5協力ロードマップを導出する計画である。先進5庁間IP5協力は、IP5が最終的に追求する「効率的かつユーザーフレンドリーな国際特許環境作り」という協力ビジョンの達成に向けて持続され、その深さと幅をさらに広げていく予定である。

2. 商標先進5カ庁(TM5)の協力体制

商標デザイン審査局 商標審査政策課 行政事務官 ソ・ナリ

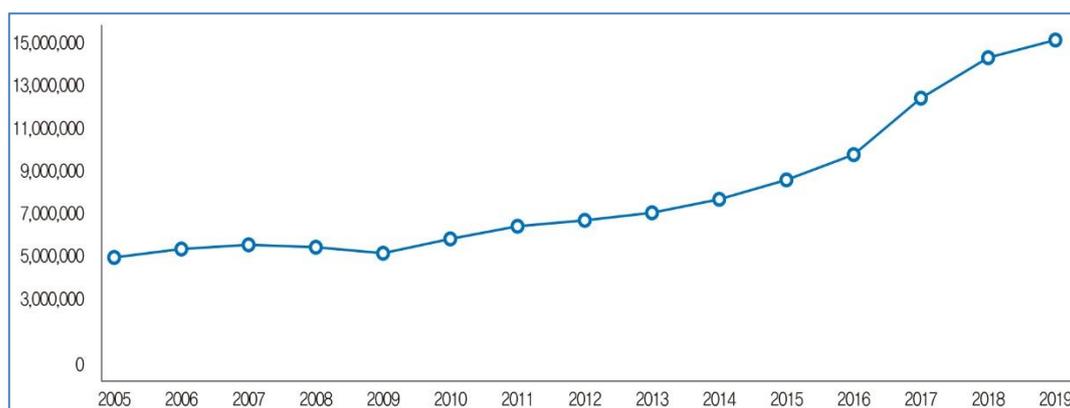
イ. 商標先進5カ庁協力推進の経過

1) 推進背景

世界的に商標出願は着実に増加傾向にあり、最近では韓国を始めとする多出願国の米国、中国、日本、ヨーロッパのみならず、インド、ブラジルなどの商標出願も大幅に増加している。

各国の商標出願の増加傾向とともに注目することは、一つの商標が複数の国に出願される多国家出願が増加する点である。オンラインプラットフォームの発展など海外進出が活発化し、企業は一つの商標を複数の国に登録して利用する戦略が必須の時代になりつつある。このような状況の中で韓国企業が海外で簡単に商標権を確保できるようにするため、商標分野の国際的な協力強化が必要である。

<図IV-3-1> 年度別の全世界商標出願件数(件数：多類基準)



(出处：WIPO Indicators 2020 p. 77)

2) 商標先進5庁体制の形成

商標・デザイン分野における国際協力の強化を求めるニーズに応え、韓国特許庁は2009年4月既存の米・日・ヨーロッパの商標先進3庁(TM3)体制への加入に対する議論を始め、2011年正式会員として加入した。また、2012年にはオブザーバーとしてのみ参加してきた中国の正式会員としての参加が決まり、4庁間協力体は先進5庁間の協力体制であるTM5に拡大した。

ロ. 最近TM5会議の主な成果

2018年TM5年次会議は11月ソウルで開催された。会議では既存協力課題の他に第4次産業革命時代に登場する新しい革新的な商品やデザインを効果的に保護するために韓国が提案してこれまで議論してきたTM5間の新しい協力ビジョンを盛り込んだ共同宣言文(Joint Statement)も採択された。同時に、TM5年次会議の開催をきっかけとして10月30日から11月7日までの期間を「2018商標・デザイン週間」として定め、世界知識所有権機関(WIPO)、国際商標協会(INTA)などと共同でソウル国際商標・デザインコンファレンス、KIP0-INTA国際シンポジウム、マドリード国際商標出願コンファレンス、デザイン法研究公開セミナー、WIPOハーグ国際コンファレンスなど多様な国際イベントを連続的に開催した。

2019年TM5年次会議は日本が開催したが、韓国は新規事業として「商標侵害認識向上」事業を提案し、履行方向を議論した。

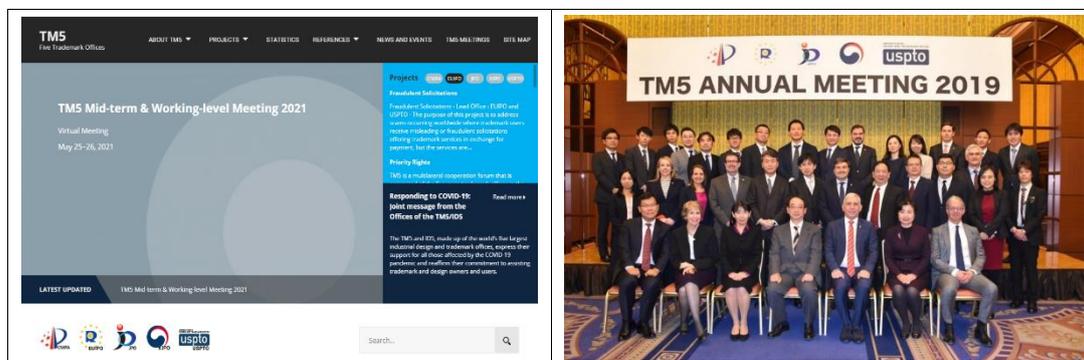
2020年はCOVID-19パンデミックによってテレビ会議の形式で年次会議を進め、COVID-19に対応するTM5・ID5共同声明書を採択し、パンデミックによって変わった商標政策に対して議論した。

ハ. 今後の推進計画

2021年は中国で年次会議が開催される予定であり、COVID-19以後各国の商標政策の変化、既存プロジェクト及び新規プロジェクトの提案が行われる予定である。このような商標先進5庁協力体制を今後も強固なものとし、各国の制度理解を深め、将来的

には制度の調和に対する基盤を構築していく必要がある

<図IV-3-2> TM5ウェブサイト及び2019年年次会議



<表IV-3-1> TM5の主要協力事業

	課題名	内容
韓国	商標侵害認識向上	・各国の商標権侵害事例の収集・発表
	TM5ウェブサイト	・TM5公式ウェブサイトの構築・運営
	審査結果の比較分析	・5カ国共同国際商標出願件に対する審査結果分析
	商品名称の記載方式	・TM5国家間の商品名称記載方法の結果提供
日本	ユーザーの参加	・ユーザーとの商標イシューのコミュニケーション
	悪意的な商標出願	・悪意的な商標出願に関する事例研究及びセミナー開催
	イメージ検索	・各国の図形商標検索システム構築情報の共有
	共通統計指標	・5カ国商標出願・審査・登録関連統計の収集
欧州	TM-view	・国際商標出願・登録情報検索システムの構築・運営
	優先権書類	・優先権証明関連制度の比較及び調和
	リスク管理	・予期せぬ環境の変化に対応する商標政策の共有
	TM5広報	・TM5活動をユーザーに広報
米国	共通認定商品目録	・加盟国が共同で認定する商品名称リストの構築
	共通状態指標	・商標出願の法的処理状態の共通表示指標の構築
	非典型商標	・非典型商標の各国法制度、審査実務基準の比較

詐欺性広告	・特許庁詐称など詐欺広告事例の収集及び根絶方策作り
-------	---------------------------

3. デザイン先進5庁(ID5)の協力体制

商標デザイン審査局 デザイン審査政策課 施設事務官 キム・ジフン

特許分野のIP5、商標分野のTM5に続き、デザイン分野先進5カ国協力体系(CNIPA、EUIPO、JPO、KIPO、USPTO¹²)のID5が2015年に新たに構成された。当初商標分野の先進5カ国協力体であるTM5会議の細部分科としてデザインセッションが運営されてきたが、デザイン保護の重要性が次第に高まるにつれ、5カ国ともデザインに関する別途の議論の場が必要であるということに共感し、2015年ID5が発足した。アメリカで開かれたID5創立会議ではID5の将来に関する共同ビジョンを盛り込んだ合意文を公表し、計13の共同協力課題が提案され、このうち12の協力課題が2016年に承認され、国別に課題を分担して推進しながら現在に至っている。協力課題は審査実務と統計情報の共有、デザイン保護のための各国の手続きの比較、審査政策及び審査の一貫性の向上、新分野のデザイン保護など5つの領域に大きく分けることができる。2020年までに計17のプロジェクトが完了または進行中であるが、課題の特性上、国別統計情報の収集、ID5ウェブサイトの運営など、一部の課題は毎年定期的にアップデートしながら運営を続けている。2018年ソウルで開催された会議では、12課題のうち5課題が無事完了し、新たに6課題の推進が承認された。特に、この会議では第4次産業革命をリードするVR、AR、3Dプリンターなど新しい技術に関するデザイン保護の重要性が益々高まっている中で、こうした分野のデザインに関する各国の協力を強化する「ID5共同宣言文」の合意に至った。同時に、韓国特許庁はID5ホームページ(www.id-five.org)の製作と運営を受け持ってきており、完了または進行中の課題の結果物を公開し、知財権ニュースを配信するなど、ユーザーとID5をつなぐ重心的な役割を果たしている。テレビ会議形式で開催された2020年年次会議において、韓国特許庁は米国と共に「デザイン公開延期制度の比較研究」を主導し、EUとは「協力コミュニケーション活性化課題」を遂行することに決定した(下表参照)。

¹² CNIPA: 中国国家知識産権局、EUIPO: 欧州知識財産庁、JPO: 日本特許庁、KIPO: 韓国特許庁、USPTO: 米国特許庁

＜図IV-3-3＞2020年ID5年次会議(テレビ会議で開催)



＜表IV-3-2＞ID5の主要協力事業

	課題名(協力国)	内容
韓国	ID5ウェブサイトの構築及び運営	-ID5デザイン制度及び協力事項のオンライン提供(運営中)
	デザイン登録要件の比較	-加盟国別デザイン登録要件の比較(終了)
	3Dプリンティングと産業デザインの保護	-3Dプリンティングプロセス別のデザイン権間接侵害規定の比較(終了)
	デザイン公開延期制度の比較(US)	-加盟国別公開延期制度の現状比較(2020.年次会議推進承認/2021年末終了予定)
中国	優先権主張制度の実務研究(US)	-優先権主張・関連デザインなど各国特有制度の比較(終了)
	優先権書類の電子的交換(US)	-各国DAS実行点検(2021年末終了予定)
	審査品質管理研究(EU)	-デザイン審査品質管理の現状比較(2021年末終了予定)
	デザインデータ保有状況(JP)	-デザインデータの活用状況比較(2021年末終了予定)
日本	ID5デザイン統計	-毎年共通統計指標アップデート(運営中)
	デザイン分類政策及び実務研究KR	-加盟国別の固有デザイン分類システム及びロカルノ分類運営状況の比較(終了)
	新規性審査でインターネット参考証拠の活用	-インターネット参考証拠の引用関連の各国実務・判例比較(進行中)
欧州	物品名称の実務比較研究	-各国間物品名称の実務/法令比較
	デザイン出願に影響を及ぼす官庁の政策と基本経済要素分析	-経済要素と政策などがデザイン出願に及ぼす影響度を分析

米 国	新技術の交換	-各国におけるAI検索、ブロックチェーンなど新技術導入に関する状況を共有(2020年年次会議推進承認)
	協力コミュニケーションの活性化(KR)	-ID5ウェブサイトを中心とするオンライン広報(2020年年次会議推進承認)
	新技術デザイン保護(EU)	-加盟国別新技術デザイン保護状況の制度比較(終了)
	部分デザイン制度研究(JP)	-加盟国別部分デザイン関連規定の比較(終了)
	新規性喪失例外主張研究(JP)	-加盟国別の新規性議題関連規定及び適用方法の比較(終了)
	損害賠償制度研究(KR)	-加盟国別損害賠償制度の比較(終了)
	デザイン実務勸奨案(JP/ KR)	-DLT草案に基づいた実務勸奨案の作成(進行中)
	ID5:5年のレビュー	-過去5年間デザイン法制度の変化に関するアンケート及び既存課題アップデートの実施(2020年年次会議推進承認)
	デザイン権の保護期間及び更新	-存続期間、更新方法など各国の比較及び産業別有効権利状況データの共有(2020年年次会議推進承認)

第3節 二国間及び多国間協力の積極的な推進

1. 主要国との特許審査協力など二国間協力の強化

産業財産保護協力局 国際協力課 行政事務官 チェ・ウンリム

イ. 推進背景及び概要

韓国の企業、研究院などが海外主要国に出願する国際出願が増加していることで、韓国の出願人が海外市場において特許権、商標権などの正当な保護を受け、事業を遂行するためには、海外での韓国知的財産権に対する保護基盤を強化する必要がある。そこで韓国特許庁は中国、米国、日本など韓国企業の進出が活発な主要国と持続的に二国間会合を開催することで、韓国企業が現地において知的財産を創出して保護を受ける上で支援が受けられるように協議を続けている。

特に、特許審査分野では特許審査滞積による経済損失が全世界的に重要問題として浮上していることから、特許庁間の業務協力(work-sharing)が審査滞積の解消のための効果的な解決策として注目されるようになった。そこで先進国特許庁を中心に外国特許庁との審査協力を通じてより早く、より品質の高い特許審査サービスを提供するための方策を模索することに至った。

主要国との二国間協力は相手国の特許庁長官と長官会合を開催し、二国間知的財産権関連の主要懸案及び協力事業の推進に合意し、これを基に両特許庁の該当実務部署が後続処置を取るプロセスで行われる。長官会合とともに両庁間局長レベル以上のハイレベル実務会合と課長レベル以下の実務会議も主要国との二国間協力のための重要なチャンネルとして活用されている。

ロ. 推進内容及び成果

2020年はCOVID-19パンデミックによって国境間の移動制約など二国間協力が困難で

あったが、韓国特許庁は中国、アメリカ、ヨーロッパなど世界各国の特許・商標所管機関とオンラインで長官会合を開催し、COVID-19対応に向けて各国の出願人支援状況などを共有し、これまでの協力を強固なものにすることに力を入れた。特許共同審査(CSP、Cooperative Search Program)の協力を拡大し、AI及びビッグデータ関連のデジタル知的財産保護分野協力など知的財産権分野のグローバルイシューに対して議論することに合意した。

2018年中国政府の組織改編に伴い、商標業務が従来特許、デザインなどを管掌していた国家知的財産局に統合・移管されたことを機に、両庁間の協力を商標及び知財権保護分野にまで拡大し、知財権全般にわたる体系的な協力体制を構築している。両庁は特許、デザイン、商標、情報化、審判、教育及び知財権保護の7分野で実務会議を定例化して協力している。特に、韓・中CSPの施行により世界最大市場である中国で迅速な特許取得が可能になったことから、中国進出韓国企業の技術競争力確保が容易になった。世界最大の特許出願国である中国がCSPプログラムの初パートナーとして韓国特許庁を選んだことで、CSP提案国として韓国のプレゼンスを確認してもらおうと同時に、今後他国へのプログラム拡大に向けた推進動力を確保することができた。

韓・中・日協力に関しては、第20回韓・中・日長官会合と第8回韓・中・日ユーザーシンポジウムがオン・オフラインハイブリッド方式で開催された。長官会合ではデジタルシフトとCOVID-19など新しい挑戦に対する共同対応、特許情報へのアクセスビリティ・活用度の向上、韓・中・日+ASEAN協力などの内容を含む「今後10年協力ビジョン」を立て、韓・中・日サミット開催の際に採択することで合意した。韓・中・日ユーザーシンポジウムは隣国という協力の利点を活用した3国知的財産権ユーザ間交流の場という意味を持ち、今後も3国間の知的財産協力の裾野を広げ、3国ユーザの利便性向上という効果をもたらすことが期待される。

米国とはCOVID-19拡散以後、韓・米長官会合をオンラインで開催(2020.4.)し、両国のCOVID-19対応状況を共有し、指定期間の延長などのような出願人救済措置に関する情報を交換した。韓国特許庁はCOVID-19に関する特許情報を一度に見られる「COVID-19ナビゲーション」を紹介し、両国が今後特許情報分析を共同で推進することを提

案した。また、10月にも韓・米長官会合をオンラインで開催し、COVID-19状況の中でも両国の知財権出願が増加した状況を共有し、これはパンデミック以降の韓米経済に対する希望的メッセージであると評価した。両庁はAIなど新しい形態に対する知財権保護議論の必要性に共感し、AIに関する研究結果を共有するなど当該分野で両国が協力していくことに合意した。

欧州特許庁(EPO)とは韓国・EPO長官会合(2020.10.、テレビ会議)を開催し、先進特許分類(CPC)協力に関するMOUを更新し、これまで進めてきたコンピュータ関連発明(CII)の比較研究と未公開段階の審査情報交換事業を点検した。また、AI・ブロックチェーンなどの新技術の特許行政に活用する方法について議論し、両庁がAI分野協力チャンネルを構築・運営することに合意した。

欧州商標庁(EUIPO)とは2回の韓・EUIPO長官会合(2020.5、2020.10)をオンラインで開催し、両庁のCOVID-19対応に関する措置事項を共有し、両庁協力の基盤といえる知財圏包括協力MOUを更新した。また、韓・EUIPO間でAI・ブロックチェーンなど新技術に関する両庁の政策と経験及び研究を共有することに合意し、両庁の情報化分野専門家による実務会議(2020.12)を開催して両庁の現状を共有した。

韓国特許庁は韓国出願人が主に出願する34の主要国と特許審査ハイウェイ(PPH)プログラムを施行している。海外で特許登録が受けられる新しい「ハイウェイ」が開通しているのである。韓国企業の観点からすると、海外での特許登録をより早く容易に受けることができ、特許庁の観点から見ると、PPHは外国で登録受けた特許出願の審査結果を審査官がより簡単かつ正確に活用できるようにすることで、審査の品質を高めると同時に審査期間を短縮する効果をあげることができる。

ハ. 評価及び発展方向

韓国企業の活動舞台が世界全体に広がったことで、知的財産分野においても国際協力の重要性が増大している。そこで韓国特許庁は韓国国民に実質的に役立つ国際協力の推進を目標として韓国企業の海外における知的財産権獲得及び保護のための多角的

な協力事業を展開している。主要拠点国との二国間会合を通じて知的財産権協力基盤を持続的に拡大し、特許共同審査、特許審査ハイウェイ、特許認定協力対象国の拡大を通じて韓国企業が海外においてより迅速かつ効率的に知的財産権を取得できるように支援した。今後も特許審査協力などの二国間協力は引き続き拡大される見通しである。

2. 新南方など新興市場との戦略的協力の強化

産業財産保護協力局 国際協力課 技術書記官 キム・スンオ
行政事務官 ソ・ジョンソク

イ. 推進背景及び概要

成長エンジンとしての知的財産に対する認識が広がり、韓国企業が知的財産権を獲得する国家も多角化している。そこで韓国特許庁は韓国企業の進出・交流が拡大している主要途上国及び次世代有望経済圏国家を中心に知的財産行政韓流を伝播し、知的財産権外交の外延を拡張するために努力を傾けている。

ロ. 推進内容及び成果

2020年の1年間、韓国特許庁は米国、日本、中国、ヨーロッパなど主要パートナーとの二国間協力を持続的に推進するとともに、政府の新南方政策の基調に応えるため、アジア地域を始め、中東、中南米地域へと知的財産権協力の外延拡大に向けて取り組んだ。

アジア諸国は韓国と地理的にも近く、韓国企業の進出と投資が活発に行われてきた。その中でもASEANは韓国における第2位の貿易対象であり、特に現政府の新南方政策によってその重要性がさらに注目されている。2018年3月初めて「韓－ASEAN特許庁長官会合」を開催し、2019年には韓国で会合を開催したのに続き、2020年11月第3回韓・ASEAN長官会合を続けたことで、COVID-19時代の各国出願動向の共有、新規協力分野の

発掘推進などに対して意見を交わした。

カンボジアとは韓国で初めて韓国登録特許を相手国で審査なしで認めてもらえるようにする「特許認定協力MOU」を2019年8月に締結したのに続き、2020年にはラオス(6月)、ブルネイ(9月)と特許認定協力を締結し、韓国企業が現地で簡単に知財権を取得し、強く保護してもらえるようにした。また、カンボジアとは韓国人が現地でデザインを出願する時に3週間以内に登録する「デザイン迅速登録協力」を締結するなど、新しい審査協力分野を開拓した。

新北方主要国の1つであるロシアとは韓・ロシア特許共同審査(CSP)の協力を開始するための議論を開始し、2021年中に特許共同審査MOUを締結することで同協力を開始することに合意し、さらに両庁間の協力分野を商標まで拡大するための協議を行った。一方、ウズベキスタンとは2019年4月知的財産包括協力MOUの締結を機に、両庁間の重点協力分野として選定された情報化分野の協力を推進するため、情報化コンサルティング事業の事前妥当性を検討した。

中東地域では韓国の特許行政サービスが活発に広がっている。2014年から行われてきたアラブ首長国連邦(UAE)特許審査代行事業を通じて2019年までに総額1,685万ドルに達する公共・民間外貨獲得の成果を上げ、2020年にも4人の審査官を派遣して審査代行を続けている。また、2016年2月に締結された特許行政情報システム開発事業の後続として、2019年から行われているメンテナンス事業が2020年に終了し、来年に追加でメンテナンス事業を進めるための協議を進めている。

UAEとの知的財産協力の成功を基に、サウジアラビアとの知的財産分野の協力も本格的に推進している。2019年6月に首脳が臨席したMOUを始めとする両庁の3回にわたる長官会合を通じて韓国特許庁とサウジアラビア知的財産総局(SAIP)はサウジアラビア知的財産生態系作りに向けた6百万ドル規模の協力事業契約を締結した。これに基づき、2019年8月に11人の韓国知財権専門家をサウジアラビアのリヤドに派遣し、サウジアラビア国家IP戦略樹立、ITコンサルティング、審査コンサルティングなどを含む知財権全分野にわたる協力事業を進めている。サウジアラビア知的財産総局(SAIP)

がサウジアラビア知的財産専門機関の設立・運営、サウジアラビア特許及び商標審査代行などのための専門家追加派遣を要請したことで、来年にはサウジアラビア派遣団の規模がさらに拡大する見通しである。

南米知的財産権協力会 (PROSUR) をリードしている国家と言えるブラジルとは2019年10月に締結した包括的協力MOUを基に両庁間PPH協力MOUを締結(2020年4月1日効力発生)し、韓国企業がブラジルで出願する際に特許登録をより早く簡単に取得できるようにした。また、2020年10日に韓-ペルー包括的協力MOUを締結し、韓-ペルー間の知的財産の創出・保護・活用のための互恵的な協力関係を構築する土台を築いた。

ハ. 評価及び発展方向

2020年は第3回韓-ASEAN長官会合の開催、韓国知財権専門家のサウジアラビア派遣及び協力事業の契約締結などを通じて、韓国型行政韓流を新興市場に積極的に広めた年であった。特にこれまで協力基盤を構築するために努力してきたASEANと協力体系を強固なものとして構築することはもちろん、ラオス、ブルネイと特許認定協力MOU締結のような可視的な成果を収めたという点で大きな意味があると言える。

また、韓国企業の進出が活発で、K-ブランドの人気のますます広がっているアジア地域における審査協力の拡大はもちろん、「保護」分野までその協力の領域を広げたと評価できる。

3. 知的財産分野の国際機関の懸案に対する能動的な対応

産業財産保護協力局 多国間機関チーム 行政事務官 ホ・ウォンソク

イ. WIPO(World Intellectual Property Organization、世界知的所有権機関)

1) 第61回WIPO総会

2020年9月21日～9月25日にスイスのジュネーブで開催された第61回WIPO総会で、キム・ヨンレ特許庁長は代表演説を通じて、△COVID-19事態を克服するための国際協力の重要性、△危機を乗り越えるためのR&Dと知財権創出の必要性、そして△コロナ危機によりさらに広がりつつある途上国と先進国間の知識財産の格差を縮めるため、韓国がWIPO信託基金を通じて推進している様々な途上国支援事業を紹介した。

<図IV-3-4>WIPO総会での代表演説



WIPO史上初めてハイブリッド方式(遠隔及び物理的参加を同時進行)で行われた第61回総会で、加盟国はWIPO地域事務所(External Office)の韓国誘致に影響を及ぼし得る既存7つのWIPO地域事務所(中国・日本・ロシアなど)に対する評価基準(terms of reference)を2022年事業・予算委員会で決定することに合意した。

また、COVID-19によって郵便送達が円滑でない点を考慮し、WIPO国際商標(マドリード)・デザイン(ハーグ)出願の際に出願人などの電子メールアドレスを必須として記載することを決定したことで、今後送達の効率性及び出願人の利便性が高まる見通しである。

2) 事務総長人選のための調整委員会

2020年3月4日スイスのジュネーブで開催されたWIPO次期事務総長の人選のための第27回調整委員会(Coordination Committee)で特許庁は積極的な対応を展開した。

まず、2019年12月事務総長候補者登録締め切りの後、各候補者の公約事項を綿密に分析し、特許庁長と主要事務総長候補者間のジュネーブ現地での面談を通じて能力などの情報を持続的に入手・分析した。また、米国・中国・シンガポールなどとの二者

面談を通じて選挙対応戦略を立て、韓国政府内の関連省庁(外交部、文化体育観光部)と意見を調整した。

韓国を含む83の調整委員会会員国は投票を通じてシンガポール出身のダレン・タン(Daren Tang)氏を次期事務総長に内定し、2020年5月WIPO特別総会でこれを承認したことで、ダレン・タン新事務総長は2026年までWIPOを率いる予定である。

< 図IV-3-5 > WIPO調整委員会



3) WIPOテレビ会議

WIPO事務総長と韓国・米国・日本・中国・欧州特許庁(EPO)など16の主要特許庁長官は2020年4月から8月まで5回にわたるテレビ会議を通じてCOVID-19が引き起こしたグローバル危機を克服するための様々な方策について議論した。

同会議で韓国特許庁は△COVID-19に対応するために各国の経験とノウハウを共有しながら緊密に協力することが重要である点を強調し、△研究活動をサポートするためにCOVID-19関連特許情報を提供する「COVID-19特許情報ナビゲーション」など韓国特許庁の知財権を活用したCOVID-19克服に向けた取り組みを積極的に紹介した。

また、同会議では△PCT(特許)・マドリッド(商標)など国際知的財産権出願人の負担を最小限に抑えるためのWIPOと加盟国間の協力方策、△COVID-19拡散後の主要国の出願動向などが深く議論・共有された。

<図IV-3-6>WIPO-16の主要特許庁間のテレビ会議



一方、韓国特許庁はWIPOの新任事務総長と3回のテレビ会議を通じて両機関間の協力強化策について議論した。

特に、2020年12月9日に行われたキム・ヨンレ特許庁長とダレン・タン事務総長とのテレビ会議では、△韓国信託基金を活用したWIPOとの協力事業を評価し、△両機関間の新規協力事業を発掘するため新任事務総長のビジョンについて話し合い、△韓国特許庁の様々な発展途上国支援事業を紹介した。

<図IV-3-7>WIPO-KIPOのテレビ会議



4) 韓国人のWIPOキャリア幹部への進出

WIPOが公開募集したアカデミー(Academy)局長(Director)の正規職位に韓国特許庁出身の専門家(クォン・ギョウ)が2020年5月正式採用された。クォン局長の採用により、韓国はWIPO内に2人の現職のキャリア幹部を確保することになり、歴代では3番目の高官進出である。

今後クォン局長はアカデミー局で△WIPO加盟国に知的財産教育プログラムを拡大・

普及し、△知的財産権の重要性に対する発展途上国の認識向上に向けた戦略策定などの業務を総括する予定である。

今回の韓国人のWIPOキャリア幹部進出で、知的財産権分野における国際社会での韓国のプレゼンスと影響力が一層増大し、知的財産権国際舞台での韓国人の活動にも弾みがつくものとみられる。

5) 特許法常設委員会 (SCP)

WIPOは特許法の世界的統一化のために1998年から特許法常設委員会 (SCP; Standing Committee on the Law of Patents) を通じて特許出願人の利便性向上、コスト削減などを図るため、2000年特許手続きを統一した特許法条約 (PLT) を妥結した後、実体的な特許要件を統一するための特許実体法条約 (SPLT) に対する議論を進めているが、先進国と途上国の間はもちろん、先進国間の意見対立によってなかなか合意点を見出せずにいる状態である。

2020年12月に開催された第32回SCP会議 (ハイブリッド会議) においても、国際特許システム報告書 (各国制度の現状)、特許権の例外及び制限、特許の品質 (異議申出及び取消申請制度を含む)、特許と公衆保健、依頼者と特許アドバイザー間のコミュニケーションに関する秘密保持 (依頼者-代理人特権)、技術移転などの議題に対する議論が続いたが、先進国と途上国間の異見によって進展はなかった。

6) 商標法常設委員会 (SCT)

各国の商標出願及び登録手続きの簡素化と統一化のための商標法条約をWIPO主管で設けた後、WIPO加盟国は1998年3月特定テーマの個別的議論のため、商標、デザイン及び地理的表示の法律に関する常設委員会 (SCT; Standing Committee on the Law of Trademarks, Industrial Designs and Geographical Indication) を設置し、関連事項を持続的に議論している。

2020年11月に開催された第43回SCT会議(ハイブリッド会議)では、GUI(Graphical User Interface)デザイン関連のアンケート調査に対する加盟国のコンセンサスを得て、長期間争点となっていたデザイン法条約(DLT)関連の外交会議の開催の可否は議論されなかった。

また、国家名称及び主要地理的名称の保護のための様々な方法が議論されたが、加盟国間の意見の食い違いが続いている状況である。

7) 遺伝資源・伝統知識・民間伝承物保護に対する政府間委員会(IGC)

WIPOは遺伝資源及び伝統知識の保護問題を議論するため、2001年4月「遺伝資源・伝統知識・民間伝承物保護に対する政府間委員会(IGC: Intergovernmental Committee on IP and Genetic Resources, Traditional Knowledge and Folklore)」を構成した。

2019年に行われた第39回(2019年3月)、第40回(2019年6月)の会議では伝統知識及び伝統文化表現物の保護を中心に議論されたが、①保護範囲、そして②制限及び例外を中心に伝統知識及び伝統文化表現物の提供国と利用国間の活発な協議が行われたが合意に至らず、2019年WIPO総会(2019年10月)においてIGC Mandateの更新及び会議日程に合意したことで、関連議論が2020～2021年会期で継続される予定であったが、COVID-19のため2020年度に同会議は開催されなかった。

8) 開発アジェンダ

WIPOは開発分野の活動を拡大するため、2004年に開発アジェンダ(Development Agenda)を策定した。WIPO加盟国は開発アジェンダ議論を発展させるため、2005年に臨時委員会(PCDA)を創設し、2006年から2007年にかけて会議を計4回開催した。2007年9月総会において、WIPO公式活動領域に途上国支援を骨子とする開発アジェンダ関連の6

クラスター(A～F)¹³、45の勧告を採択し、具体的な移行方法を議論するため、2008年に開発委員会(CDIP;Committee on Development and Intellectual Property)を発足した。

2020年11月に開催された第25回CDIP会議(ハイブリッド会議)で△韓国は中小企業の知的財産を保護するための様々な政策及び知識財産シェアリング事業のような途上国支援事業を紹介し、△加盟国はCOVID-19によって重要性が増しているウェビナー(Webinar)の必要性に同意し、保安策に対して引き続き議論することにした。

ロ. APEC知的財産権専門家会議(IPEG)

1996年に発足したAPEC知的財産権専門家会議(IPEG; Intellectual Property Rights Experts Group)はAPEC貿易投資委員会(CTI; Committee On Trade And Investment)傘下の非拘束的会議体であり、知的財産関連の協力構想(Initiative)の採択及び事業遂行を通じて域内加盟国の知的財産権発展と相互協力を追求している。

IPEGは基本的にAPEC域内の知的財産権発展のための協力関係を追求するが、敏感な 이슈に対しては国益によって立場が対立している。2012年第34回会議で米国が提案した「地理的表示制度：原則と勧告」、2012年第35回会議で日本、韓国、米国、メキシコが共同で提案した「知的財産権関連国際条約の加盟拡大」協力構想などが利害関係国の反対によって採択されなかったのが実例である。

したがって、非拘束的協議体であるAPEC会議の特性を鑑み、APECを加盟国間の知的財産権政策情報交流の窓口として活用する一方、韓国の実質的な影響力の確保が可能な議題及び事業を発掘・提案することで持続的な協力を強化する必要があると判断される。そこで、韓国は第36回会議(2013年1月)で先進-途上国間の開発格差を縮め、AP ECレベルの適正技術開発事業モデルの発掘及び拡大を目標に「持続可能な成長のため

¹³ Cluster A(技術的支援及び力量向上)、B(規範形成、柔軟性及び公共政策と公共の領域)、C(技術移転、情報通信技術及び知識へのアクセス)、D(分析、評価、影響研究)、E(機構運営)、F(TRIPs第7条の遵守)

のIP基盤知識シェア議題」を提案し、ベトナム、メキシコ、チリ、パプアニューギニアが共同後援国となって最終的に採択された。

2014年APECは「未来指向的なアジア太平洋地域の同伴者関係構築」をその基調と定めて加盟国の協力を求めた。そこで韓国特許庁は2014年2月第38回IPEG会議で2014年APEC基調と関連性を持ち、加盟国間の実質的な協力を導き出せる議題として「中小企業の革新及び知的財産権の活用促進に向けた協力構想」を提案し、本協力構想は万章一致で承認された。

2015年に韓国は同協力構想履行の一環として「中小企業の革新のためのIPビジネスマニュアル」開発事業を提案し、APEC基金10万ドルの承認を受けた。2016年事業を進め、第44回会議(2017年2月)で加盟国に発表した。「IPビジネスマニュアル」は各国の中小企業を対象にIP創出・活用促進支援政策を深層調査し、優秀事例を発掘してIP支援政策総合ガイドブックを製作する事業であり、先行技術調査、特許経営専門家の派遣などIP創出関連6つの事業、優秀発明試作品の製作、特許技術評価支援などIP活用関連12の事業で構成されている。各々異なる環境に直面しているAPEC加盟国が自国に適した政策を選択できるように難度の低い政策から難度の高い政策まで段階別に整理し、加盟国の政策担当者がマニュアルを見て該当事業を即時実行できるよう中小企業、政府及び関連機関の役割を具体的に提供した。

2018年APEC IPビジネスワークショップを開催してベトナムを対象にAPECと共同開発したIPビジネスガイドブックを紹介し、2019年に特許庁のCSP、CS&Eなど迅速かつ強い特許の確保のための制度を紹介した。2020年にはAPEC域内で盛んに行われている韓流便乗企業の営業形態と販売製品事例を紹介し、その根絶策を模索した。また、COVID-19治療剤などに関する技術動向、特許分析などを英文で提供する「COVID-19特許情報ナビゲーション」のような韓国特許庁のCOVID-19対応を紹介した。

このように韓国特許庁はAPEC知的財産権専門家会議(IPEG)で加盟国間の持続的な協力を導き出せる議題を提案し、会議をリードすることで知的財産権先導グループとしての役割を果たすことに最善を尽くしている。今後も韓国特許庁は知財権と関連して

韓国のプレゼンスを高めるために絶え間なく努力する予定である。

ハ. その他国際機関及び国際規範の議論

1) WTO TRIPs理事会

世界貿易機関(WTO)創設以来、貿易の円滑化に向けた後続交渉が持続的に行われてきた。2001年11月カタールのドーハで開催された第4回WTO閣僚会議を通じて発足された世界貿易機関(WTO)ドーハ開発アジェンダ(Doha Development Agenda, DDA)の交渉は、WTO発足以後初の多国間貿易交渉である。「開発」という名がつけられた理由は、以前行われた交渉とは違って途上国の開発に重点を置くべきという途上国の主張を反映したためである。交渉開始当時の計画は2005年以前に交渉を一括妥結方式で終了させることであった。しかし、農産物に対する輸入国と輸出国の対立、工製品の市場開放に対する先進国と途上国間の対立等によって未だに交渉が続いている。

2020年に開催された理事会でもやはり生命工学 이슈、非違反状況提訴、知財権と公益など主要事案に対する加盟国間で異見を示し、持続的な協議が求められる。

2) 生物多様性条約(CBD)と遺伝資源へのアクセス及び利益共有(ABS)

1992年に生物多様性条約(CBD:Convention On Biological Diversity)が採択された。CBDは生物多様性の保全、生物多様性構成要素の持続可能な利用、生物遺伝資源の利用によって発生する利益に対する公平な共有を目的とする。CBDの採択によって国際社会は生物遺伝資源を含む自国の生物資源に対する主権的な権利を認めることとなった。

CBDは先進国の生物資源の利用から正当な利益を分けてもらえず被害を受けたと主張する途上国の主張が反映され、「遺伝資源の利用から発生する利益の公平な共有」を協約目的の一つとして採択した。また、遺伝資源を利用するためには遺伝資源提供国から事前通報承認(PIC:Prior Informed Consent)を得る必要があり、利用方法及

び正当な利益の共有条件などに対して相互合意条件(MAT : Mutually Agreed Terms)に従うことを規定した。

2010年第9回ABS(Access and Benefit Sharing、アクセス及び利益共有)作業班会議(2010年3月)において既存文案を改善した31条項の簡潔な議長修正案(ガリ草案)が作成され、法的拘束力のあるABS議定書の採択が目に見えるようになった。第9回ABS作業班再開会議(2010年7月)ではガリ草案を基に主要論点に対する意見収集が行われ、2010年9月地域間交渉グループ会議を経て2010年10月30日第10回生物多様性条約当事国総会の最終日にABS議定書(名古屋議定書)が採択された。

2014年10月12日に名古屋議定書が正式発効され、2018年3月基準でEU、中国、ドイツ、インド、日本、韓国を含む105カ国が批准を終えた。韓国は環境部主管の下で名古屋議定書履行TFチームを構成して履行準備に取り掛かったが、最も重要なイシューである連絡機関(Focal Point)、責任機関(Competent National Authority)、点検機関(Check Point)など主要機関の指定、遺伝資源アクセス要求の際にPIC(事前通知承認書)を発行する責任機関の指定及び遺伝資源モニタリング機関である点検機関指定と関連して関係省庁間で議論が行われてきた。

その結果、遺伝資源のアクセス・利用及び利益共有に関する法律(案)が2016年12月国会を通過し、名古屋議定書批准同意案が2017年3月国会を通過したことで、「遺伝資源へのアクセス・利用及び利益共有に関する法律」が2017年8月17日から施行された。これによって海外の遺伝資源を利用しようとする者はこれに対する徹底した準備が求められる。

4. 環境変化による知的財産権分野の通商交渉対応

産業財産保護協力局 多国間機構チーム 技術書記官 ソン・シギョン

イ. 推進背景及び概要

自由貿易協定(FTA:Free Trade Agreement)は特定国家間で排他的な貿易メリットを付与する協定であり、FTAに代表される経済ブロック化はWTOがリードするグローバリゼーションとともに今日世界経済を特徴づけている。

1995年WTO体制の発足と前後して、多国間貿易交渉などを通じて全般的な関税水準が低くなり、他の分野に協力領域を広げようとする傾向が強まり、FTAの適用範囲及び対象範囲が徐々に広がっている。最近のFTAは商品の関税撤廃、サービス及び投資自由化だけでなく、知的財産権分野が別途のチャプターとして含まれる場合がほとんどである。

最近は米中貿易戦争による保護貿易主義の拡散、CPTPP¹⁴及びRCEP¹⁵などメガFTAの拡大、新南方・新北方など新興市場への通商パラダイムの変化など国際通商環境が急変している。特許庁は変わりつつある通商環境を反映して海外における韓国企業の知的財産権の保護水準を強化するなど、知的財産権の貿易摩擦を予防するため様々な努力を傾けている。

ロ. 推進内容及び成果

2020年11月、韓国、中国、日本、オーストラリア、ニュージーランド、ASEAN10カ国など15カ国はRCEPに最終署名した。以前ASEANと締結したFTAより強化された知的財産権条項を含むRCEPが今後発効すれば、中国、ASEANなど世界人口とGDPの30%を占める巨大市場において韓流便乗行為及び商標盗用被害が減少し、韓国企業の知的財産権が効果的に保護されると見込まれる。

¹⁴ CPTPP(Comprehensive and Progressive Trans-Pacific Partnership; 包括的・漸進的環太平洋経済連携協定): オーストラリア、ニュージーランド、カナダ、ペルー、チリ、シンガポール、ブルネイ、ベトナム、マレーシア、日本など12カ国が参加しているアジア・太平洋地域の関税撤廃と経済統合を目標とする多国間自由貿易協定

¹⁵ RCEP(Regional Comprehensive Economic Partnership; 域内包括的経済連携協定): ASEAN10カ国、韓・中・日、オーストラリア、ニュージーランドなどアジア/太平洋15カ国が参加する経済交流協定

一方、2020年末現在の韓国は中国・日本、MERCOSUR¹⁶、エクアドル、チリ（再交渉）などと知的財産権を含めたFTA交渉を進めている。韓-MERCOSUR TA(Trade Agreement)は2018年1月第1回交渉以降、2020年2月第5回交渉まで進められた。韓-チリFTAは2004年に発効されたが、2016年に改善交渉開始を宣言した後、2020年11月に第4回改善交渉まで行われた。

特許庁はすでに締結しているFTAの活用度を高めるための努力も続けている。2020年7月「韓-中FTA知財権委員会」においてFTA履行の点検を協議し、11月「韓-EU FTA作業班会議」では、保護対象となる地理的表示の追加などが議論された。

また、海外に進出している企業及び一般大衆のFTA知財権分野に対する理解を深めるため、2016年から「知的財産権分野のFTA総合説明会」を開催し、FTA認識の向上及び効率的な知財権戦略の策定を支援している。2020年説明会はCOVID-19の拡散によって2021年4月に開催される予定である。

＜表Ⅳ-3-3＞FTA協定の主要内容

区分	主要内容
韓・チリFTA (2004. 4. 1. 発効)	<ul style="list-style-type: none"> ・(韓国GI)高麗人参、キムチ、寶城緑茶 ・(チリGI)Pisco(葡萄酒、蒸留酒), Pajareto(葡萄酒、蒸留酒), Vino Asoleado(葡萄酒)
韓・シンガポールFTA (2006. 3. 2. 発効)	<ul style="list-style-type: none"> ・韓国特許庁をシンガポールPCT国際出願のISA/IPEA指定 ・韓国特許出願と同一なシンガポール出願の早い審査処理
韓-EFTA FTA (2006. 9. 1. 発効)	<ul style="list-style-type: none"> ・2008年までローマ協約など3つの国際条約に加入及び遵守 ・GIの保護、未公開情報(undisclosed information)の保護
韓-ASEAN FTA (2007. 6. 1. 発効)	<ul style="list-style-type: none"> ・知財権保護強化 ・知財権分野の情報交換及び協力強化
韓-米 FTA	<ul style="list-style-type: none"> ・登録遅延による特許権存続期間延長制度の導入

¹⁶ MERCOSUR(スペイン語である'Mercado Comundel Sur (Common Market of the SouthSouthern Common Market)'の略): ブラジル、アルゼンチン、ウルグアイ、パラグアイなどが参加する南米諸国間の経済共同体

(2007. 6. 30. 署名、 2012. 3. 15. 発効)	<ul style="list-style-type: none"> ・特許公知例外適用期間を12カ月に延長 ・音商標・におい商標の認定及び証明標章制度の導入 ・商標権侵害に対する法廷損害賠償制度の導入 ・知財権侵害関連の民事訴訟において裁判所の権限強化
韓-インド CEPA (2010. 1. 1. 発効)	<ul style="list-style-type: none"> ・PCT国際調査及び予備審査、特許手続き簡素化分野などで協力 ・両国特許庁間で別途協力MOUの締結を推進
韓-EU FTA (2011. 7. 1. 暫定発効、 2015. 12. 13. 全体発効)	<ul style="list-style-type: none"> ・GIは付属書*交換方式で保護及び今後追加可能(使用が確立された先行商標は継続保障) ・*(EU GI)チーズ、ワインなど162個(韓国GI)寶城緑茶など64個 ・医薬品分野の特許期間延長、資料独占は既存制度を維持
韓-ペルー FTA (2011. 8. 1. 発効)	<ul style="list-style-type: none"> ・GIは付属書*交換方式で保護 ・*(ペルー)Pisco Peruなど4個、(韓国GI)寶城緑茶など82個 ・遺伝資源/伝統知識はCBD Textの宣言的内容などで妥結
韓-トルコ FTA (2013. 5. 1. 発効)	<ul style="list-style-type: none"> ・GIは付属書*交換方式で保護及び今後追加可能 ・*(トルコGI)Hereke, Bunyan(カーペット)、(韓国GI)高麗紅参、高麗白参 ・有名商標保護に関するパリー条約及びTRIPs義務遵守
韓-オーストラリア FTA (2014. 12. 12. 発効)	<ul style="list-style-type: none"> ・未登録有名商標の保護 ・特許公知例外の適用期間を12カ月に延長など
韓-カナダ FTA (2015. 1. 1. 発効)	<ul style="list-style-type: none"> ・(韓国GI)高麗紅参、白参、水参、利川米 ・(カナダGI)カナダウイスキー、カナダライ麦ウイスキー
韓-ニュージーランドFTA A(2015. 12. 20. 発効)	<ul style="list-style-type: none"> ・未登録有名商標保護、団体標章保護(特許条項は含まれない)
韓-ベトナムFTA (2015. 12. 20発効)	<ul style="list-style-type: none"> ・有名商標の保護強化 ・特許公知例外要件の緩和及び優先審査制度導入への取組みを明示
韓-中FTA (2015. 12. 20. 発効)	<ul style="list-style-type: none"> ・有名商標保護(中国内の消費者に広く知られている韓国企業の商標は中国商標庁に登録有無とは関係なく有名商標として保護) ・実用新案権紛争時に裁判所に根拠資料(評価報告書)の提出規定 ・知材権チャプターの履行・協力などを議論するための知材権委員

	会の構成
韓-コロンビア FTA (2016. 7. 15. 発効)	<ul style="list-style-type: none"> ・音商標、におい商標の保護 ・有名商標の保護強化
韓 - 中米FTA (2019. 10. 部分発効、 2021. 3. 全体発効)	<ul style="list-style-type: none"> ・未登録有名商標の保護、特許優先審査の提供、公知例外期間12カ月、未登録製品形状保護などTRIPs以上の保護水準確保 ・知財権チャプターの履行・協力などを議論するための知財権委員会の構成
韓-イギリスFTA (2019. 8. 22. 署名)	<p>※Brexit対応・知財権保護連続性の確保に向けて、韓-EU FTAを基に最小限の部分だけ修正</p> <ul style="list-style-type: none"> ・韓-EU FTAが保護する水準でイギリス内韓国企業の知財権を保護 ・地理的表示「アイリッシュウイスキー」保護手続きを明示、未登録機能デザインの自由実施保障
RCEP (2020. 11. 15. 署名)	<ul style="list-style-type: none"> ・悪意的な商標出願の防止、商標出願・登録電子システム及び商標国際分類の導入 ・原産地の誤認・混同行為の禁止 ・特許出願18カ月後に特許公開、国際特許分類システム(IPC)の導入 ・部分デザイン導入根拠の構築及びデザイン国際分類の導入
韓-イスラエルFTA (2019. 8. 21. 妥結)	<ul style="list-style-type: none"> ・商標出願時の意見提出機会の保障、未登録有名商標の保護(同一類似群、混同誘発) ・特許公知例外12カ月、優先審査(自己実施など条件を明示)、優先権証明書類提出手続きの簡素化 ・デザイン15年保護、審査手続きの簡素化

ハ. 評価及び発展方向

特許庁は2020年RCEP最終署名などFTA交渉を成功に導き、海外の主要市場において韓国企業の知的財産権を効果的に保護できる制度的な基盤を築いてきた。

今後米バイデン政権は同盟諸国との協力強化、インド・太平洋地域における経済ブロック化の形成などのためにCPTPPに加盟する可能性がある。同時にCPTPP加盟条件と

してUSMCAなど自国が最近締結した貿易協定と類似する知的財産権条項を要求する可能性がある。したがって、今後の通商協定ではデザイン、営業秘密、執行などの知的財産権条項が非常に強化されると見込まれる。そのため、知的財産権分野においてもこうした動向への対応戦略を講じる必要があるとなる。

特許庁は今後も新興市場における韓流便乗行為など韓国企業の被害を予防し、主要先進市場との通商で韓国企業がうまく戦える知的財産権環境を整えるため、持続的に交渉していく方針である。

5. WIPO及び海外知財権教育機関との協力強化

国際知的財産研修院 国際教育課 行政事務官 イ・イクジュ

イ. 推進背景及び概要

国際知的財産研修院は1987年開院以来国内外の知的財産人材育成のために精進してきた。審査官、外国人及び学生・企業家など多様な教育対象に面対面(face to face)教育、オンライン教育、訪問型教育など多様な方法で知的財産教育を提供しており、このような努力と成果に対する国際社会からの高い評価を基に2006年世界初のWIPO公式パートナー教育機関として指定され、国内だけでなく海外でも知的財産分野のリーディング教育機関として地位を固めている。

これまで30年間余り蓄積してきたノウハウと名声を基に、国際知的財産研修院は知的財産教育を通じて国際社会に寄与できる方法を見つけ出すために努力している。実際海外知的財産専門家養成に向けた教育は開院当時から毎年行ってきた。しかし、最近先進制度をベンチマークしようとする知的財産分野後発国家の動きが活発になり、このような外国のニーズと韓国の能力がマッチングする教育分野でより積極的に活動できる外部環境が作られた。

そこで国際知的財産研修院は重い責任感を感じながら知識基盤社会をリードする海

外専門家を育成する上で中心的な役割を果たしている。特に、WIPO、KOICAなど関連機関との協力を通じて途上国の知的財産専門人材育成を支援するための知的財産シェアリング教育を大幅拡大することで、知的財産先進国として国際的なプレゼンスを高めている。

具体的には、WIPOの教育機関であるWIPO Academyと協力して海外の特許・商標・デザイン審査官を対象にした教育課程を運営しており、全世界IP分野大学生及び初めて社会に出た人たちのための「WIPO-KOREA Summer School on IP」など多数の共同外国人教育課程を運営している。また、WIPOのアジア・太平洋地域との協力の下で開院以来毎年「WIPOア・太地域セミナー」を開催している。その他にも毎年2～3つのKOICAグローバル研修プログラム(CIAT)を誘致して運営し、個別国家の知的財産教育機関との協力の下でカスタマイズ型知的財産教育を提供するなど国際教育分野における様々な取り組みに力を入れている。

また、中国の知的財産権培训中心(China Intellectual Property Training Center、CIPTC)及び日本の工業所有権情報研修院(National Center for Industrial Property Information and Training、INPIT)とMOUを締結し、3国の知的財産教育機関間の二国間及び多国間協力関係を維持している。毎年「韓・中・日IP研修機関長会合」を通じて新規協力事業を発掘するなど交流を深めており、民間対象の共同セミナーの開催、E-Learningプログラムの相互交換、知的財産人材教育政策情報交換など対外活動を通じた国内知的財産教育の充実化に向けた取り組みもまた並行している。

ロ. 推進内容及び成果

2020年国際知的財産研修院はWIPO協力課程、KOICA協力課程、カスタマイズ型教育課程など計9回の教育課程を運営して364人の海外専門家を教育し、1987年研修院の開院以後現在まで計4,055人の外国人教育生を輩出した。

特に2020年の場合、世界的に発生したCOVID-19状況により、従来の外国人招待教育をオンライン教育課程に転換して運営することで教育課程を持続的に運営した。

具体的にはWIPOと共同でフィリピン、イラン、ナイジェリアなど世界各国の特許、商標及びデザイン審査官を対象に特許法と商標法、デザイン法の専門教育課程を運営した。

また、「WIPO-Korea Summer School on IP」課程をアジアで初めてオンラインで開催し、世界各国の大学生及び社会新人たちに知的財産分野の基本素養を教育し、ASEAN加盟国の公務員を対象にしたKOICAグローバル研修プログラムを通じて、各国の知的財産権専門家たちが韓国の先進知財権制度に対して学習する機会を提供した。

国際知的財産研修院の対外協力分野の一軸を担当しているカスタマイズ型教育課程も着実に進められている。2020年にも国際知的財産研修院は中国の湖北省審査協力センターの特許審査官を対象にした教育課程を行い、9月には湾岸協力会議の特許庁公務員を対象に知的財産権保護分野に関する教育を行うなど、需要者の水準に合わせた教育課程を持続的に運営した。

同時に、KDI国際政策大学院、科学技術連合大学院大学など国内有数の大学と協力して外国人学生に知的財産教育を実施することで、知的財産の裾野を広げるための努力も並行した。

一方、国際知的財産研修院は主要国の知的財産教育機関との協力にも力を入れている。2020年9月9日オンラインテレビ会議で行われた「第11回韓・中・日知的財産研修機関長会合」において、COVID-19状況に対応して各国で推進中の政策情報を共有するとともに、ポストコロナ時代に備え、各国間の協力を強化する方策を模索した。

<図IV-3-8> 2020年知的財産教育分野における国際協力



ハ．評価及び発展方向

IP5システム構築の主役である韓国特許庁は国際的に知財権分野の先進国としてその能力が認められている。しかし、それはそれだけの国際的な責任や義務も伴うことを意味する。

そこで国際知的財産研修院は現在の成果に満足せず、今後も知的財産教育分野の国際協力を通じて構築した相互信頼関係を基に研修生のニーズを把握して新規課程を開設し、カリキュラムを改善するなど知的財産権先進国として国家プレゼンスを高め、優秀なグローバル人材育成機関になるための努力を傾けていく計画である。

2021年にも既存のWIPO及びKOICA協力教育プログラムとともに個別国家との協力関係を持続的に拡大して多様なカスタマイズ型教育課程を通じて韓国の進んでいる知的財産権分野に対する経験とノウハウを伝授し、途上国の知的財産権分野の発展をサポートするために力を入れる予定である。また、サウジアラビア、UAE、バーレーンなどペルシア湾の6カ国が参加するガルフ協力会議の教育訓練機関(GCC-IPTC)との講師派遣教育協力事業を続け、その他にも低費用高効率の講師派遣型教育課程を海外国家及び機関に拡大できるよう積極的なニーズ発掘活動を展開していく予定である。

これを通じて形成された国際知的財産分野のネットワークは今後国内企業の海外進

出及び活動に肯定的な影響を与えると期待される。また、KIPO-SAIP(サウジアラビア知的財産権庁)間の協力関係構築によってサウジアラビアの特許・商標・デザイン審査官を対象にカスタマイズ型教育を継続して実施するなど、特許庁の多様な国際協力及び行政輸出事業と連携して戦略的に教育事業を展開することで、シナジー効果を出す方法を絶えず考えていく計画である。

韓・中・日IP研修機関間の協力はメリットを享受する他事業とは違って、情報及び資料交換を通じて各機関の優れた部分をベンチマークし、各国の知的財産能力強化に向けた協力事業を発掘して推進できるという点でその関係を持続的に強化していく必要がある。そこで、韓・中・日間で二国間及び三国間会合を続けることで新しい協力事業を発掘して可視化できるよう努めていく計画である。

同時に、他の外国政府及び海外IP教育機関との協力関係を新たに発掘・強化し、韓国企業の海外進出をサポートする一方、国際知的財産研修院が世界的に認められる知的財産人材育成機関として発展できるよう最善の努力を尽くしていく予定である。

<表IV-3-4>2020年国際セミナー及び外国人向け教育の運営状況

(単位：カ国、人)

区分	教育課程	期間	参加国	人数
WIPO協力課程	WIPO-Korea Summer School on IP	6. 29. ～7. 10.	43	150
	WIPO-KIPO商標法・商標審査課程	11. 2. ～11. 5.	13	16
	WIPO-KIPOデザイン法課程	11. 9. ～11. 11.	15	19
	WIPO-KIPO特許法・特許審査課程	11. 16. ～11. 20.	15	24
KOICA協力課程	KOICA ASEAN知的財産権能力強化課程	10. 19. ～10. 27.	8	21
カスタマイズ型 教育課程	中国湖北省審査協力センター審査官課程	6. 23.	1	44
	UST知的財産権課程	8. 10. / 8. 12.	18	46
	GCCPO IP公務員課程	9. 28.	4	29
	KDI修士課程大学院生現場教育課程	10. 30.	13	15

2020年度知的財産白書

合計				364
----	--	--	--	-----

第4節 グローバル特許行政情報化の先導

1. グローバル特許行政情報化に向けた海外協力の強化

情報顧客支援局 情報顧客政策課 工業事務官 シン・ソンチャン
放送通信事務官 イ・ジュミ

イ. 推進背景及び概要

知的財産情報化分野の国際的な流れを見ると、持続的に増加している各国の審査・審判業務の負担を減らすため、グループ別、地域別ブロック化を通じた協力が活発になっている。先進国は既存の3極(米・日・ヨーロッパ)体制から変わった5極(IP5:米、日、ヨーロッパ、韓、中)体制の下で、庁間業務協力のためのIT情報化インフラ構築活動に注力している。カナダ、イギリス、オーストラリアなどもバンクーバーグループ(Vancouver Group)を設立して審査結果を互いに活用する基盤を構築する活動に力を注ぎ、アジア途上国も東南アジア諸国連合(ASEAN: Association of Southeast Asian Nations)を通じて知的財産権協力を強化するとともに、ITインフラの拡充及び共通教育課程案の策定に集中している。

韓国特許庁はこのように急変するグローバル知的財産権の環境において、知的財産権情報化分野を持続的にリードするため、米国、ヨーロッパ、日本及び中国特許庁など主要特許庁との情報化協力システムを持続的に強化している。韓国は米国、ヨーロッパ、日本及び中国特許庁と3極文書アクセスシステム(TDA: Trilateral Document Access)を通じて相互間の審査情報及び優先権書類を交換して審査結果の相互活用を増大し、行政効率を高めた。特に、韓国特許庁は2015年3月韓国国民が他国の審査進行情報を簡単に照会できるように審査官にだけ提供されていた審査情報統合照会システム(OPD: One Portal Dossier)を国民に拡大開放することで、グローバル特許情報に対する敷居を下げた。

また、IP5特許庁の一つとして国際的なプレゼンスを高めるための活動も活発に行

っている。WIPOの統計によれば2020年韓国特許庁は特許協力条約(PCT)による国際特許を19,675件受付けたが、これは中国、米国、日本、ヨーロッパに続いて世界5位の多出願国に該当する。

ロ. 推進内容及び成果

1) 主要国特許庁との情報化協力の強化

イ) IP5特許庁との情報化協力

全世界特許出願の急増による審査滞積と審査期間短縮がグローバルイシューとして台頭し、これを解消するためにIP5協力の必要性が大きくなった。このような状況の中で韓国特許庁はIP5体制の発足を国際社会に提案し、2008年10月済州にてIP5特許庁長官会合を初めて開催した。

IP5情報化協力の最も大きな成果はIP5特許庁の特許情報を一目で確認できる審査情報統合照会システム(OPD: One Portal Dossier)である。IP5間のデータ交換をベースとするOPDシステムは2013年8月審査官にまずサービスを提供した後、2015年3月国民までその提供範囲を拡大した。また、2015年12月にはOPD審査官サービスをWIPO-CASEシステムと連携し、IP5庁のみならずイギリス、カナダ、オーストラリアなどの審査情報まで照会できるようになった。また、2018年には未公開出願の海外ファミリー審査情報照会機能などを付け加え、2019年には光学的文字読み取り機能を導入して海外文献に対する言葉の壁を解消するなど、OPDシステムの機能改善も持続的に推進している。

2016年にはグローバル都市構築におけるユーザーのニーズを反映した5大優先課題¹⁷の推進方向性が打ち出され、課題の実行範囲文書(scope documents)が2016年6月IP5長官会合で承認された。韓国特許庁は主導課題である出願人名称の標準化を実行する

¹⁷ 5大課題(主導国): 出願人の名称標準化(韓国)、通知サービス(欧州)、XML基盤文書(日本)、法的状態情報(中国)、庁間文書交換(米国)

ためにパイロットプロジェクトを行い、2019年6月58社のグローバル企業を対象に出願人名称のマッピングテーブルの構築を完了した。

2020年にはCOVID-19の影響で出張環境が悪化したが、IP5を含む各国特許庁はオンライン、テレビ会議プラットフォームを活用して情報化協力に関する議論を継続して推進した。

ロ) 韓-日特許庁の情報化協力

2019年8月日本東京で開催された第22回韓・日情報化専門家会議では両庁間でデータ交換目録をアップデートし、優先権証明書類交換方式をPDX¹⁸からDAS¹⁹に一元化する日程に合意した。

ハ) 韓-中特許庁の情報化協力

2020年9月韓・中特許庁情報化専門家会議ではIP5を対象とするAI現状に関するアンケート調査の共同推進と両庁間のAI特許分類及び検索システムの品質向上に向けた共同研究の着手に合意した。

二) 韓-欧州特許庁の情報化協力

韓・欧州特許庁(EPO)は2005年6月に両庁間の包括的な協力事項を盛り込んだ覚書(MOU)を締結して以来、覚書の忠実な履行のために2年ごとに協力計画を策定して体系的に情報化協力を推進している。

2020年12月に開催された韓-EPO実務会議では、機械翻訳・特許分類における人工知能の導入状況及びブロックチェーン関連の課題情報を共有し、優先権証明書類の電子

¹⁸ PDX(Priority Document Exchange) : 両特許庁間のセキュリティネットワークを利用して優先権主張証明書類を交換する方式

¹⁹ DAS(Digital Access Service) : WIPOを経由する優先権主張証明書類交換方式でPDXに比べてセキュリティ性が優秀で、他特許庁の進入が容易であるというメリットを保有

的交換方式をWIPO DASを利用する方式に一元化するため、両者の直接交換方式を終了することに合意した。

ホ) 韓－米特許庁の情報化協力

韓・米特許庁は2008年9月に包括的協力に向けた了解覚書(MOU)を締結してから、PCT文書の交換、仮想協業システムなど多様な協力事業を推進してきた。

2020年11月に開催された第4回韓－米情報化専門家会議では2022. 1. 1. 付で全世界特許庁に同時適用される新規序列リスト標準(WIPO ST. 26)の導入準備状況を共有し、両庁とも2022. 1. 1. 以降出願される序列リストを検証した後、出願人に誤謬報告書を通知する予定であることを確認した。両庁は特許分類、先行技術文献検索分野などに対する人工知能の導入状況を議論し、両庁の現状を比較・分析できるよう共通のマトリックスを作って情報を交換することにした。

2) 国際機関との情報化協力事業の拡大

韓国特許庁は世界知的所有権機関(WIPO)と2020年6月に韓-WIPO PCT情報化協力計画を立て、様々な情報化協力事業を推進している。

特に、PCT業務の効率性向上のため、ePCTウェブサービスを活用したWIPO送受信文書の伝送自動化を推進しており、2020年12月にはPCTウェブ基盤審査システムの開発を完了し、国際調査報告書や見解書などWIPOに送付するXMLデータの品質を国際標準に合致するよう改善した。

韓国特許庁は、韓国PCT出願人の利便性及び政府の役割を総合的に考慮し、ePCT出願サービス²⁰を拡大しており、2019年には出願人がePCTで作成した国際出願書を韓国特許庁の出願システム(特許路)ではなくePCT上で直接提出できるようにすることで、

²⁰ 別途S/Wをダウンロードせずにウェブ上で国際出願書式を作成するサービス

出願人の利便性を高めた。さらに、国際出願書だけでなく、受理官庁の中間書類及び国際予備審査関連書類もePCTで直接提出できるよう、韓-WIPO間の協力を続けている。

WIPO標準委員会(Committee on WIPO Standards, CWS)傘下のXML4IP TF会議では、韓国特許庁が提案した合金情報XML標準をWIPO ST. 96標準に加えることに合意した。

2020年12月に開催されたWIPO標準委員会で、韓国特許庁は新規序列リスト標準(WIPO ST. 26)の導入を円滑に進めるために関連教育とユーザーマニュアルをPCT公開語(韓国語含む)で提供することを提案して合意に至った。また、3D標準を制定するため、部分デザイン表現ガイド草案を韓国特許庁が作成することにした。

3) 国家間特許情報交換・活用システムの構築及び運営

世界特許分野において韓国のプレゼンスが高まったことで、2007年には韓国特許文献がPCT国際調査及び国際予備審査機関が必ず参照しなければならないPCT最小文献として指定された。そこで韓国特許庁は韓国特許情報に対する海外特許庁審査官のアクセシビリティと理解を深めるため、2005年11月に韓国特許公報の韓・英機械翻訳サービス(K-PION:Korean Patent Information Online Network)を開始し、サービス品質を高めるための改善を持続的に推進している。

2018年にはIP5との優先権証明書類の交換もDASを通じてできるように合意した。また、2018年7月と12月には世界で初めて中国及び米国とDASを通じたデザイン優先権証明書類の電子的交換をスタートしたことで、出願人の利便性を高めた。米国、日本とは特許優先権証明書類の電子的交換をWIPO DASを利用する方式で一元化することに合意したことで、2020年7月以後の出願から優先権証明書類を要請する時はWIPO DASのみ使用している。

ハ. 評価及び発展方向

韓国特許庁はK-PION及び3極文書アクセスシステム(TDA)を通じて韓国特許情報を海

外に普及するなど、国内特許権を保護するための努力を続けている。また、IP5各特許庁の審査情報に対するアクセシビリティを改善するため、機械翻訳サービス品質を改善するための課題を持続的に推進している。

また、審査効率性を高めるための取り組みも続けている。審査情報統合照会システム(OPD)の開通以後、持続的な機能改善を推進し、その結果既存米国、ヨーロッパ及び日本特許庁の審査情報とともに中国特許庁の審査情報まで一目瞭然に見ることができるようになった。

また、今後も二国間及び多国間で多様かつ充実した情報化協力事業を推進する計画である。また、韓国型特許情報システムの国際的な支持と信頼確保に総力を挙げ、特許行政情報化分野の世界標準確立において主導的な位置を確保し、さらには世界特許行政の情報化発展に貢献できるモデルを積極的に発掘し、国際機関との協力事業として推進していく予定である。

2. 韓国型特許行政情報システムの海外拡散

情報顧客支援局 情報顧客政策課 技術書記官 パク・サンヒョン
行政主事 キム・テヒョン

イ. 推進背景及び概要

今日世界各国の特許庁は特許出願を効率的に処理するとともに出願人の利便性を高めるため、「特許行政情報化システムの高度化」を重要な政策目標として定めて取り組んでいる。IP5はもちろん近年特許出願が急増している途上国もまた特許行政情報システムに大きな関心を示し、情報システムの構築に向けた様々な取り組みに励んでいる。

韓国は2010年OECD開発援助委員会(DAC: Development Assistance Committee)への加入をきっかけに持続的にODA(Official Development Assistance)を拡大することで、

国際社会において経済規模に適した役割を果たしている。2020年のODA支援規模は前年比7%増加した計3兆4,270億ウォンで、国際社会に約束した援助規模の拡大を充実に履行している。特に、短期間で先進国仲間入りを果たした発展経験を基に、経済発展共有事業(KSP: Knowledge Sharing Program)などの韓国型ODAモデルを定立している。特許行政分野でもODAを活用した特許行政情報化コンサルティング及び韓国型特許行政情報システムの海外普及活動を活発に展開している。これを通じて知的財産権の行政情報化分野における技術標準の国際的主導権を確保し、発展途上国との情報化協力を強化することで、国際社会における国益優先の協力関係形成に向けたベース作業をすると同時に、韓国IT企業の海外市場への進出を支援することに意義がある。

ロ. 推進内容及び成果

韓国特許庁が世界で初めて開発したオンライン基盤特許行政情報システムである特許ネットは1999年から蓄積されたノウハウと技術を基にIP5を始めとする世界各国特許庁のベンチマークの対象となっている。このような特許ネット開発経験を基に特許行政情報化コンサルティング事業の実行及び世界各地に韓国型特許行政情報システムを普及、輸出している。

2020年にはブラジル、ウズベキスタン特許庁を対象とした特許行政情報化コンサルティング事業を完了し、2021年にはウルグアイ、マレーシア特許庁を対象とした特許行政情報化コンサルティング事業を実施する予定である。また、2019年から米州開発銀行と協力してパラグアイ特許庁を対象とした特許文書電子化システム構築事業を進行中であり、エジプト特許庁にKOICA資金を活用した特許行政情報システム構築事業を2019年10月に着手した。また、中東の拠点国アラブ首長国連邦(UAE)とは特許行政の全過程におけるオンライン特許行政情報システムの構築を完了したのに続き、2019年2月から2021年末までのシステムメンテナンス契約を締結した。システム開通以降、UAEのオンライン出願率は90%以上を記録するなど、構築されたシステムが現地で活発に利用されている。

UAEでのシステム構築に成功した経験をもとに、サウジアラビアとの協力も本格的

に推進している。2019年8月にはサウジアラビア知的財産庁と知的財産情報システム構築のための情報化コンサルティング契約を締結し、5カ月のコンサルティング期間を経てシステムの青写真を提示した。

ハ．評価及び発展方向

2009年アジア最大の電子商取引協議体であるア・太平洋電子商取引理事会のe-ASIA Awards公共電子ビジネス分野の優秀事例として選定されるなど、韓国特許庁の情報化レベルはAPEC、WIPOなど国際機関と海外特許庁から好評を得た。また、2016年UAE政府とのシステム輸出契約締結は韓国特許行政情報システムの優秀性が世界的に認められるきっかけとなり、これを機に韓国型特許行政情報システムの海外進出がこれまでの無償援助方式から脱し、相手国政府が費用を負担する有償輸出方式に改善された点で意味がある。今後特許ネット基盤技術の海外拡散及び国家プレゼンスを高めるため、韓国型特許行政情報システム構築モデルを多様化し、専門性を基に韓国特許庁のイニシアチブを強化して行く方針である。また、情報化標準議論において主導的な役割を果たすと同時に、主要特許庁との協力を深めることで知的財産権分野の先導特許庁として位置づけられるよう取り組んでいく予定である。

3. 高品質のグローバル知的財産権コンテンツの開発及び活用

国際知的財産研修院 国際教育課 行政事務官 アム・ジェシク

イ．推進背景及び概要

韓国特許庁は知的財産先進5カ国の一員として、国際社会における知的財産権の格差問題を解消し、国内外知的財産権保護環境作りに寄与するため、知的財産権専門人材の育成を目標に、2006年から国際機関との協力を通じて知的財産権教育コンテンツを制作・普及し始めた。

ロ．推進内容及び成果

韓国特許庁は途上国支援の一環として「IPパノラマ」コンテンツ開発に関する協定を締結して17種類の言語で「IPパノラマ」を開発し、現在韓国語を含めて24種類の言語で普及している。このような努力の結果として2012年には「IPパノラマ」として初めて海外民間企業(インド Reliance Industries社)とライセンス契約(8千ドル)を締結する成果を収めた。持続的なコンテンツの活用と拡散のため、世界知的所有権機関(WIPO)と共同で「IPパノラマ」を活用した英文教育課程を2010年から運営し、2020年まで174カ国9,000人以上の受講生を対象に知財権教育を実施している。

また、2018年に新設したAPEC IPビジネスセミナーを通じてAPEC加盟国を対象に知的財産権関連政策を共有し、APECと共同開発した「IPビジネスワークブック」を活用した教育課程を運営している。

急速に広がりつつあるモバイル情報通信環境に柔軟に対処し、コンテンツ教育の実効性を高めるための取り組みも並行している。2018年度にはAPECと共同開発した「IP Xpedite」改訂版の開発を完了し、2019年度には代表的なグローバル知財権教育コンテンツである「IPパノラマ」コンテンツを最新の状態で維持するためにWIPOアカデミーと共同で3カ年で推進されるリニューアル開発事業を開始した。

韓国特許庁が開発した知的財産教育コンテンツは知的財産権に関心があれば誰でも利用できるよう、知的財産教育ポータルサイトのIP Discovery(<http://ipdiscovery.net>)を通じて普及している。

ハ. 評価及び発展方向

韓国特許庁は時代の変化及びニーズに応じて多様な種類と方法でグローバル知財権コンテンツを提供してきた。これは知的財産先進国として知的財産格差問題の解消に大きく寄与したと評価できる。2021年にはより国益に役立てるように中東国家との戦略的な教育協力を強化し、オンライン国際教育プラットフォームを構築することで、国際知的財産教育市場において先導的な役割を果たしていく予定である。

4. 国内外特許情報の活用・拡散のための特許情報博覧会の開催

情報顧客支援局 情報顧客政策課 技術書記官 パク・サンヒョン
行政主事 キム・テヒョン

イ. 推進背景及び概要

特許情報が国家・企業競争力の核心要素として浮上したことで、特許情報を戦略的かつ体系的に活用するため、政府レベルの国際イベントが必要となった。そこで韓国特許庁は国内外の最新特許動向を共有し、特許情報会社にマーケティングの場を提供できる特許情報博覧会を企画し、第1回イベントを2005年11月にCOEXにて開催した。

ロ. 推進内容及び成果

韓国特許庁は2005年から毎年特許情報博覧会 (PATINEX : Patent Information Expo) を開催している。イベントは大きく特許情報分野主要イシューに対する国内外有識者による基調演説と講演、特許庁・特許情報会社・企業の特許情報政策及び活用実態を主に紹介するテーマ発表、特許庁・特許情報会社のサービスと商品を展示する展示ブースの運営、特許情報商品・サービスに対する専門的なコンサルティング及び教育が行われるワークショップで構成された。

PATINEX2020は2020年11月9日から10日まで二日間「デジタル革新の道、特許のビッグデータに問う」(Big Data on IP for the Digital Transformation)というテーマで、4つのセッション及び企業30社による展示会で構成され、オンラインで開催された。

ハ. 評価及び発展方向

PATINEX2020は、ユン・ソンロ第4次産業革命委員長の基調演説をオープニングとし

て、各セッション別テーマに対する国内講演者の講演を通じて特許情報を活用している様々な分野の企業・機関のノウハウを共有し、参加者の関心と参加を増大させることができ、オンラインを通じてサービス企業と需要者間で時間と空間の制約のない交流の機会を設けることでイベントの満足度を高めるきっかけとなった。また、WIPS、WERT INTELLIGENCE、ANYFIVE、LexisNexisなど国内外の特許情報サービス会社の展示イベントを通じて、参加者が特許情報活用に関する国内外の市場動向が把握できるようにした。

これを基に次年度イベントは国内外の著名講演者の渉外強化とバランスの取れたセッション構成、参加者と展示業者間のコミュニケーション機会の拡大などを通じてカンファレンスの充実化と展示イベントの活性化にさらに集中する計画である。

第5節 最貧・途上国に対する知的財産シェアリングの拡大

1. 推進背景及び概要

産業財産保護協力局 多国間機構チーム 工業事務官 チェ・ギョスク

2015年9月国連開発首脳会議では2030持続可能開発議題(2030 Agenda for Sustainable Development)を公式採択し、17つの持続可能開発目標(SDGs)を提示した。既存のミレニアム開発目標(MDGs)が社会開発中心であったとすれば、持続可能開発目標では社会開発、経済開発、環境保全など開発の分野を多様化した。このような変化に応じて、韓国は援助の効果を高めるために開発分野間で戦略的な統合推進システムの構築に取り組んでいる。特許庁もまたこのような基調に合わせると同時に、知的財産5大先進国という国際社会における位置と期待に適した知的財産分野の政府開発援助事業を推進するため、事業計画段階から経済開発と環境保存など多様な側面を考慮して事業を高度化するための努力を傾けている。途上国に適正技術を開発して提供する一方、途上国の優秀な商品に対してブランド獲得を支援する事業を通じて先進国－後進国間開発格差問題を解消し、韓国知的財産権の外交力強化に寄与した。

適正技術(Appropriate Technology)とは「高額投資の必要がなくエネルギー使用が少なくて、誰でも簡単に習って使え、現地の原材料を使用し、少数の人々が集まって生産可能な技術」である。一言でいえば、先進国では活用価値がそれほど高くないが、途上国では効用が大きい技術のことである。飲料水の不足、コレラ、疫痢のような水系感染症に苦しんでいるアフリカ住民のため、一度に75リットルの水を汲んで簡単に転がして運搬できるように円柱形で設計された「キュードラム」と、汚染された浄水水源から99.9%のバクテリアを除去できる携帯用浄水器である「ライフストロー」がまさに適正技術の代表的な製品である。

2. 主要内容及び成果

韓国特許庁は2010年からグッド・ネイバーズ、ハビタットなどのNGO及びWIPO、APE

Cなど国際機関と協力し、途上国に適正技術を開発普及してきた。また、途上国の農産品、特産品が優秀な品質であるにもかかわらず、ブランドの不備で適正な価額がもらえない問題を解決するため、途上国にブランドを開発して支援する事業を推進してきた。

2020年にはベトナム特許庁で登録・管理中の70以上の地域の認証マークを統合し、ベトナム初の国家地域認証マークを開発・普及した。COVID-19によりテレビ会議で行われた最終報告会でベトナム特許庁長官はこれを通じてベトナム農水産品の内需及び輸出競争力が強化されると述べ、これを通じて両国特許庁の交流拡大を期待すると述べた。

蜂蜜産業と関連して支援を要請したエチオピアを対象に、現地の材料、気候、花々の種類などを考慮し、現地カスタマイズ型の養蜂箱と採蜜機を開発・普及し、また今後の持続可能性を高めるために関連ブランドを開発し、ビジネスモデルまで提示した。

特許庁は毎年新規事業を実施するとともに、既存事業の事後管理を行っているが、2020年には2018年に開発してベトナムに普及したシルク紡績機技術と関連し、シルク紡績機と連携した生産システムを構築し、生産効率性を高め、染色シルクスカーフなどの高付加価値製品の生産を可能にした。これを通じて品質が安定するなど2018年事業のシナジー効果を最大に引き上げた。また、モンゴルを対象に2018年に開発・普及した温室技術と関連し、温室を増築し、暖房器具、換気口、排水システムなど温室関連機器を追加支援し、野菜の収穫量増大に貢献した。

<図IV-3-9>2020年適正技術開発事業の成果



ベトナム国家GI



ベトナムシルク染色機



エチオピア養蜂箱

<図IV-3-10> 2020年ブランド開発事業の成果



エチオピア蜂蜜ブランド



ブータンのハーブブランド

3. 知的財産シェアリング事業の国際的拡散

産業財産保護協力局 多国間機構チーム 工業事務官 チェ・ギョスク

特許庁は国際知的財産シェアリング事業10周年を迎え、世界知的所有権機関(WIPO)と共同でこれまでWIPOとの協力成果と知的財産シェアリング事業の推進実績を共有し、今後の発展方向を議論するため、「KIP0-WIPO適正技術グランドシンポジウム」を2019年11月にソウルで開催した。この場にはASEAN特許庁長官、国内外の事業関係者など150人が出席し、自分の経験とノウハウを紹介し、今後の発展方向に対して意見を交換した。

また、韓国特許庁は2004年WIPOと「韓-WIPO信託基金設置に向けた機関間約定」を締結してから、WIPO韓国信託基金の出捐を通じて途上国及び最貧国の知的財産分野の能力強化及び認識向上のための支援事業を提供している。代表的な事業としては2011年から毎年開催している、特許情報を活用した適正技術コンペティションがある。2019年にはベトナムとドミニカ共和国で途上国の日常生活における問題解決及び特許情報を活用した適正技術開発方法論の拡散を目標に同大会を開催した。

また、特許庁-WIPO-KDI共同知的財産開発政策修士課程を世界で初めて開設し、韓国固有の発展経験に関心を持つ途上国のニーズに応える一方、現地に親韓関係者を養成することで知的財産分野における国際的な影響力強化を図っている。同時に、途上国公務員(審査官、裁判官など)に対する招請教育及び知財権認識向上プログラムなどを通じて、海外進出または進出予定の韓国企業が現地で知財権保護を受ける基盤を

確保した。そのため、2020年には関連教育のための教材と教育プログラムを開発した。

女性発明家の社会進出などを支援するため、ロレアル・ユネスコ女性科学者を対象に教育を実施した。

その他に韓国特許庁は幼児用知財権教育アニメーション及び青少年発明教育用ゲームなどを製作・普及するなど需要者である子供及び青少年に慣れ親しんだキャラクターを利用して面白く知財権が理解できる教育教材を開発してきた。

また、韓国信託基金の支援で途上国審査官を対象にする特許法商標法及び審査実務などの教育を通じて知的財産格差問題を解消し、先進国と途上国間の知的財産権分野における架け橋の役割を果たした。

このように韓国特許庁は国際知的財産シェアリング事業を積極的に行うことで、途上国国民の知的財産創出・活用能力を高め、生活の質を改善するとともに経済発展が達成できるよう支援した。今後も知的財産先進5庁(IP5)の一員としてその地位に相応しく、知的財産を活用した開発援助分野において国際的な責任を果たすことで国のプレゼンスを高めていく計画である。

第5編 知的財産基盤の金融及び事業の活性化

第1章 知的財産金融及び知的財産活用の促進

第1節 中小企業の知的財産金融・取引・事業化促進の活性化

1. 概観

産業財産政策局 産業財産活用課 事務官 ムン・ウンジョン

韓国は自国特許出願及び国際特許出願の実績がそれぞれ世界4位(2019年)、4位(2020年)で、IP5(先進5庁特許庁間協議体)の地位にふさわしい成長を成し遂げた。このような知的財産創出の量的成長は知的財産が市場で取引・移転及び事業化され、再投資につながるための重要な基盤となっている。

オープンイノベーション時代(Open-Innovation)には創意工夫・技術の産物である知的財産を活用した市場活性化及び韓国経済の新成長エンジンの確保が必須である。そこで政府は「革新成長と雇用創出」を国政目標として提示している。中小・ベンチャー企業の技術力とグローバル競争力を高め、革新成長を実現するということである。そのためには、活用価値の高い知的財産を創出し、創出された知的財産を安定的に保護しつつ、積極的な活用を通じて付加価値を創出する知的財産市場の好循環システムの構築が必要である。

従来は各種政府支援政策を通じて中小企業の知的財産創出及び活用活動を誘引してきたが、今では「知的財産をどのように活用するのか。知識財産に内在する経済的価値をどのように現実のモノにするのか。」という側面で、創出された知識財産が企業成長のエンジンとして働くように支援することで、革新成長の実現及び雇用創出に寄与する政策を講じるために努力している。

最近COVID-19などによる危機によって不動産など有形資産が不足する、もしくは信用度は低いものの革新技術を保有している中小・ベンチャー企業に対する金融市場の資金支援及び投資の萎縮が懸念される状況である。それを受け、政府は知的財産を基

盤として資金を融通する知的財産金融及びこれと関連する知的財産評価・取引市場を活性化するための政策を講じて推進している。

特許庁は関係省庁と共同で知的財産金融・評価・取引市場の活性化に向けた3大対策を取りまとめて発表した。第一に、「知的財産金融投資活性化戦略(2020年7月)」対策を通じて知的財産クラウドファンディング第1号商品の販売を成功させるなど知的財産金融商品を多様化した。また、知的財産金融センター(1544-1056)の新設を通じて関連相談システムを構築し、知的財産金融教育課程を韓国金融研修院及び韓国金融投資教育院に開設するなど知的財産金融投資の裾野を広げるためのインフラを整備した。

第二に、知的財産金融・取引活動に必要な価値評価の信頼性と専門性を高めるための対策として、「知的財産価値評価システムの改善策」(2020年9月)をまとめた。能力のある民間機関が新規評価機関として円滑に参入できるようにし、知的財産価値評価に必要な情報を収集・提供することを柱としている。今後発明振興法施行令の改正を通じて知的財産価値評価機関の認証要件を緩和し、収集した知的財産取引及び評価関連情報をDB化して評価機関・金融機関に提供する予定である。

第三に、知的財産取引市場の活性化及び取引環境の改善に向けた「知的財産取引活性化対策(2020年10月)」を通じて、民間の知的財産仲介機関の育成及び取引システムの構築、知的財産取引の需要創出、知的財産取引関連制度の改善などを推進した。知的財産取引所(韓国発明振興会内に設置・運営中)が多数の民間機関に取引関連ノウハウを提供し、専門性を備えた機関として育成・支援し、中小企業部・特許庁・技術保証基金・発明振興会・特許戦略開発院間の知的財産取引協力のための業務協約を締結(2020年12月)して取引需要のある中小企業を対象に総合サービスを提供するなど、支援を強化した。

このような政府の取り組みにより、韓国の知的財産金融規模は2019年度に1兆3,504億ウォンを達成し、さらに2020年にも前年比50%以上急増して2兆640億ウォンを突破した。類型別では知的財産担保貸出額1兆930億ウォン、知的財産保証書発行額7,089

億ウォン、知的財産投資額2,621億ウォンが優秀な知的財産を保有する中小・ベンチャー企業などに供給された。

知的財産金融の拡大は物的担保が不足する、もしくは信用度が低い技術基盤革新企業に集中的に資金を支援し、COVID-19などによる経営難の克服にも貢献していることがわかった。2020年知的財産担保貸出企業1,608社の調査結果によると、信用格付けが高くない企業(BBランク以下、クレトップ信用情報基準)の貸出が74.4%(1197社)で多数を占めた。

特許庁は今後も市場流動資金の産業界への流入及び知的財産の金融ビジネスという新たな市場を活性化させるため、政策力量を集中させる予定である。そのため、知的財産担保貸出取扱銀行を既存の都市銀行(7行)から地方銀行(5行)にまで広げ、金融市場などに高品質な知的財産価値評価サービスを提供し、知的財産そのものに投資する直接投資規模の拡大及び新規投資商品を開発するなど、多様な政策的支援を推進する計画である。

2. 知的財産(IP)の価値評価及び金融支援の活性化

産業財産政策局 産業財産活用課 行政事務官 カン・ヒョンジ

イ. 推進背景及び概要

知的財産権は技術開発の代価として開発者に独占排他的な権利を付与するもので、知識経済時代の核心的な無形資産であり、技術事業化に欠かせない必須要素として認識されている。しかし、知的財産として登録された技術が全て事業化及び資金確保などに活用されているわけではない。「2020年度中小企業金融利用及び問題実態調査」(2020年12月、中小企業中央会)によれば、中小企業の金融機関貸出条件は不動産担保(40.9%)と信用度中心(30.4%)で、優秀特許を保有している中小企業が資金確保に難航していることがわかった。

また、創出された知的財産の活用率を高めるためには、知的財産が企業経営戦略の核心要素として働くように活用分野を多様化する政策が必要である。そのためにはまず知的財産価値評価に対する信頼性と公正性が担保されなければならない。特許庁はこのような価値評価基盤を構築するため、発明の評価機関を指定・運営しており、評価技法の開発と普及を持続的に推進している。

また、評価結果が技術取引、技術認証及び事業妥当性分析などに活用できるように「事業化連携知的財産評価支援事業」及び金融(投資)機関との協力を通じて事業化資金が確保できるように「金融連携知的財産評価支援事業」を実施している。

ロ. 推進内容及び成果

知的財産評価費用支援は発明振興法第30条に基づいて施行され、事業化連携特許技術評価支援事業の場合は技術評価にかかる評価費用の50%以内で申請者1人当たり年間5千万ウォン限度まで支援している。評価費用は事前相談(評価機関)→申込及び受付(韓国発明振興会)→審議→支援対象者の選定→契約締結→評価遂行→評価報告書の検収→補助金支給の流れで支援される。

評価費用が申請できる対象者は申請日現在、特許法、実用新案法によって登録された権利者とその承継人及び専用実施権者であり、個人、中小企業基本法第2条による中小企業は誰でも申請可能である。

評価費用支援対象者は特許技術の技術性と活用性などを総合的に審議して選定する。また、職務発明補償制度の実施企業、国家功労者または障害者、特許庁が主催する発明関連行事で受賞した個人または企業などに対しては加点を付与している。

最近7年間の評価費用支援実績を見ると以下のとおりである。

＜表V-1-1＞知的財産事業化評価支援の実績

(単位：百万ウォン、件)

区分	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020
予算	1,600	1,600	1,600	1,600	1,600	1,600	1,600
支援件数	71	97	84	85	75	75	74

知的財産を評価する時は権利性、技術性、市場性、事業性に対する多角的な検討が行われる。この評価を通じて該当知的財産の優秀性と事業化の妥当性、そして知的財産の金銭的な価値まで算定できるため、知的財産の譲渡、ライセンス(Licensing)のための適正移転取引価格の算定、貸出担保の設定、ベンチャー投資、現物出資、企業の破産または構造調整による資産評価、長期戦略的な経営計画の策定、紛争・訴訟資料として使用できる。

特許庁は2006年から技術保証基金との業務協約を通じて創業初期企業など資金確保が必要な中小企業を対象に保有特許に対する価値評価を通じて保証が行われるように保証連携知的財産評価費用を支援しており、2013年信用保証基金にまで協約機関を拡大した。

2013年特許庁が評価費用を支援して価値評価金額以内で知的財産(IP)だけを担保として貸し出しを行うIP担保貸出を国内で初めて産業銀行が実施して以来、2014年企業銀行、2015年国民銀行へとIP担保貸出を拡大した。その他にも投資対象企業が保有する特許に対して投資機関のニーズによるカスタマイズ型評価報告書の作成を支援し、特許基盤投資活性化を誘導している。

2018年には金融委員会と特許庁が共同で「知的財産(IP)金融活性化総合対策」を、2019年には国家知的財産委員会で関係省庁合同で「知的財産価値評価システム改善策」を発表し、中小・ベンチャー企業が知的財産を活用して事業化資金をスムーズに調達できるように政策的な基盤を整えた。

その中で2020年度に初めて導入されたIP回収支援事業(担保産業財産権の買取・活用事業)は金融圏におけるIP担保貸出の活性化のための安全弁としての役割を果たしている。

これまで特許庁は技術力の高い革新中小・ベンチャー企業を対象としたIP担保貸出の活性化に努めてきたが、金融界は貸出が返済されない場合、担保物のIPを処分することが難しく、最近までもIP担保貸出の規模が大きく増えてはいない状況であった。

そこで特許庁はIP回収支援事業を導入し、銀行がIPを処分できるような方策を講じた結果(2019年発明振興法改正)、IP担保貸出に対する金融圏の懸念が解消され、2019年には7つの都市銀行が、2020年には釜山銀行などの地方銀行がIP担保貸出商品を発売し、知的財産権を融資可能な正規担保物として運営するなど、本格的にIP担保貸出の活性化のための基盤が整えられた。

このような努力の結果、本格的にIP金融が施行された2013年から最近7年間知的財産評価支援を通じて計3兆3,723億ウォン規模の資金を中小企業に支援したが、これは同期間投入された予算(288億ウォン)に比べて約117倍の効果として現れた。最近7年間の金融連携実績は以下のとおりである。

<表V-1-2> 知的財産金融連携評価支援の実績

(単位：件、百万ウォン)

区分	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	合計
予算	2,310	3,570	3,270	3,270	3,770	4,620	8,005	28,815
連携金額	165,820	200,904	303,559	367,951	453,703	716,794	1,163,549	3,372,280

特許庁は評価報告書の信頼度を高め、政府補助金で行われる評価費用支援事業を円滑に運営するため、発明振興法第28条に基づいて国・公立研究機関、政府出捐研究所、民間企業研究所または技術性・事業性評価を専門的に行う機関を発明の評価機関として指定・運営している。発明の評価機関を指定する時は評価可能な技術分野、専門人

材及び評価業務を遂行する上で必要な評価技法と施設の保有程度などを総合的に考慮している。

現在、特許庁は20の評価機関(2020年基準)を指定して運営しているが、評価機関の専門性を持続的に維持・管理するとともに、評価機関の能力を高めるために定期的に発明の評価機関運営協議会を開催している。

<表V-1-3>発明の評価機関指定状況

指定機関
韓国産業技術振興院、韓国産業銀行、韓国発明振興会、技術保証基金、特許法人 Darae、特許法人 Dana、(株)WIPS、(株)ナイス評価情報、(株)ECREDIBLE、農業技術実用化財団、韓国建設生活環境試験研究院、韓国機械電気電子試験研究院、韓国産業技術試験院、韓国化学融合試験研究院、韓国科学技術情報研究院、信用保証基金、特許法人 Dodam、(株)KTG、韓国企業データ、ナイス D&B

ハ. 評価及び発展方向

特許庁は中小企業の知的財産を死蔵せず価値評価を通じて事業化につながる、もしくは金融として活用されて事業化資金が確保できるようにすることで、中小企業が知的財産を基に成長できる基盤を構築した。

今後も発明の評価機関指定を民間中心に拡大し、評価機関間の品質競争体制を構築する予定である。また、IP価値評価実務ガイド及び品質管理指針を普及し、知的財産評価基盤を拡充していく計画である。

特許庁は中小企業がIP事業化における最も大きな問題として挙げている資金不足問題がIP金融で解決できるようにIP価値評価費用支援を持続的に拡大し、IP価値評価に対する信頼性向上などIP金融活性化に向けた政策を推進していく計画である。

3. ファンド・オブ・ファンズ特許アカウントの運営

産業財産政策局 産業財産活用課 行政事務官 オ・セジン

イ. 推進背景及び推進方法

優れた技術と創意的なアイデアを備えたベンチャー企業は国家の産業地形を変えるくらいの潜在力を持っているが、失敗のリスクもまた高いため、資金調達が難しい。政府は民間ベンチャーキャピタル市場活性化における誘い水の役割を果たすため、2005年「ベンチャー企業育成に関する特別措置法」に基づいて韓国ファンド・オブ・ファンズを立ち上げた。

ファンド・オブ・ファンズとは企業に直接投資せず、個別ファンドに出資するファンドであり、民間ベンチャーキャピタル市場が形成されていない、もしくはその規模が小さい状況で政府が一定規模の基礎資金を投資市場に提供する政策手段である。

ファンド・オブ・ファンズは毎年予算配分によってその都度投資予算が決められる方法から脱し、一つのファンドが投資後回収した財源を再び他のファンドに出資して投資に活用する再循環(リボルビング)方式で30年間運営される。このようなやり方で長期間安定的なベンチャー投資の財源確保が可能となる。

また、投資の専門性を高めるため、投資財源の供給は政府が担当するが、個別ファンドの立ち上げ及び管理監督は韓国ベンチャー投資(株)、投資意思決定など個別ファンドの運営は民間専門投資会社であるベンチャーキャピタルが担当している。

ファンド・オブ・ファンズが各アカウントの特性に適したファンド立上げ計画を公告し、個別ファンドを運用するベンチャーキャピタルを選定すると、選定されたベンチャーキャピタルはファンド・オブ・ファンズ出資金の他に民間出資金を募集して子ファンドを結成し、個別企業に投資する。

特許庁も優秀特許技術を保有する中小・ベンチャー企業の資金調達を支援し、特許技術の事業化及び知的財産基盤の創業・投資を促進するため、2006年ファンド・オ

ブ・ファンズに特許アカウントを開設した。2020年には政府予算200億ウォンを出資するなど、持続的な予算確保及び出資を通じて2020年末まで累積金額2,100億ウォンの出資金を集めた。

ロ. 推進内容及び成果

ファンド・オブ・ファンズの特許アカウントは出資金2,100億ウォンを基に2020年まで計59個、1兆6,332億ウォン規模の子ファンドを結成し、844社に1兆2,697億ウォンを投資した。

特許アカウント投資資金は優秀な特許技術を事業化するベンチャー企業がデスバレー(Death Valley)を克服して強小・中堅企業として成長する土台となっている。また、この投資資金はアイデアと特許の買入、特許開発、技術移転などを専門的に行う民間特許管理会社と知的財産関連サービス企業にも投じられ、国内特許ビジネスの活性化にも貢献している。

特許アカウントは2016年からIP価値評価連携投資を強化することで、経営実績及び信用格付けはまだ不足しているものの技術及びアイデアが優秀な企業に対する投資を強化している。

ハ. 評価及び発展方向

特許アカウントは2006年開設以来特許技術に基づいた投資を行う多様な子ファンド作りを展開してきた。特許アカウントの子ファンドは一時流行りの容易い投資対象ではなく、優秀特許技術を備えた技術革新型ベンチャー中心の投資を通じて国家産業構造の革新に寄与してきた。

特許アカウントは今後も海外IP創出、IP基盤スタートアップの育成など産業革新のために欠かせないが民間資金が投じられ難い分野に先制的に資金を供給する役割を果たし続ける予定である。

また、IPそのもので収益を上げるように政策資金のIP直接投資を拡大し、民間IPファンド立ち上げの支援などIP投資拡大に向けて多角的な努力を傾けていく計画である。

このような取り組みを通じて新しいIP金融投資市場を形成し、特許競争力の高い、強いベンチャー・中小企業を育成することで、IP創出・保護・活用と流れる知的財産生態系作り及び国家革新成長に貢献する予定である。

4. 知的財産共済の運営

産業財産政策局 産業財産活用課 技術書記官 カン・テクジュン

イ. 推進背景及び概要

知的財産共済は中小・中堅企業の知的財産費用負担を分散・緩和することで企業の成長及び海外進出をサポートする公的共済制度であり、中小企業団体を中心に持続的に制度導入の必要性が提起されてきた。

第4次産業革命とグローバル競争の加速化によって中小・中堅企業が特許紛争に巻き込まれる可能性は高くなっているが、企業は費用負担または専門人材の不在及び能力不足によって知的財産紛争に効率的に対応し難い状況である。特許紛争の場合、損害賠償金の他に訴訟費用も2億ウォン程度かかるため、資金繰りに苦しんでいる中小企業により莫大な経営リスクをもたらしてきた。

また、直接的な訴訟費用の他にも紛争予防のための特許戦略の策定、海外進出に向けた特許の確保などは中小企業に新たな費用負担となっている。中小企業の特許出願・維持費用は2013年4千2百万ウォンから2017年8千万ウォンへと約2倍増加し、輸出契約の際に相手国が自国特許登録及び特許保証を要求しているため、特許登録にかかる費用及び特許保証費用が欠かさず発生し、その費用も増加傾向にある。

一方、訴訟費用及び海外出願を支援する政府支援事業は支援対象を選定する基準が厳しく、手続きが複雑であるため、緊急需要に対する即時支援が困難で、支援範囲も予算の制約で限られている。

このような政府支援の限界及び知的財産費用の負担が増加する状況の中で、第4次産業革命時代において強小企業育成に向けた中小・中堅企業のセーフティーネットとして特許共済制度の導入を推進する運びとなった。

ロ. 推進内容及び成果

特許庁は2018年5月発明振興法及び同法施行令の改正によって「知的財産権関連共済事業の管理・運営(第50条の4、施行令第28条の3)」及び「知的財産共済事業の委託及び資金造成など(第50条の5、施行令第28条の4、第28条の5)」に関する条項の新設を受けて、2019年事業施行のための政府出捐金を確保した。

知的財産共済の専門的かつ効率的な運営のために発明振興法第50条の5に基づいて1か月(2018.12.14.～2019.1.15.)の募集公告、提案書の発表及び評価を経て2019年1月最終的に技術保証基金を事業委託運営機関として選定した。

また、発明振興法及び同法施行令の改正で新設された共済の細部運営及び管理監督規定を設けるため、「知的財産共済事業の運営及び監督に関する規定」(特許庁告示第2020-2号)を制定・運用している。

一方、以前類似する共済が皆無であった知的財産共済の特性を踏まえ、特許庁は共済運営システム及び商品設計のために技術保証基金と業務協約を締結し、2019年3月共済事業推進団を発足した。

共済事業推進団検討の結果、技術保証基金が受託した共済事業を円滑に運営するためには技術保証基金の保証アカウントと分離された別途の事業アカウント及び重要意思決定事項の議決機構として共済運営委員会の設置が必要であるという建議があった。

そこで、特許庁は発明振興法施行令第28条の4及び第28条の5を改正して技術保証基金に共済事業アカウントの設定・運営のための法的根拠を設け、2019年5月民間の知的財産及び金融専門家が参加する共済運営委員会を設置した。

知的財産共済商品は顧客に優しい商品設計を通じて2019年8月末本格的に発売され、商品発売以降2020年末基準で5,162社、5,206件の加入を記録した。2020年7月には共済加入者の加入商品の選択幅を拡大するため、掛け金商品の加入可能件数を3件にまで拡大し、納付期間を短縮した掛け金商品を2件追加し、長期間の掛け金加入に対する負担を緩和するなど、商品の改善を推進した。

2020年8月から知的財産共済貸出が開始され、知的財産費用貸出は積み立てられた掛金額の最高5倍以内で、経営資金貸出は90%以内で貸し出しが可能である。

ハ．評価及び今後の計画

知的財産共済は商品発売以来、特許・商標・デザインなど知的財産権の確保・保護に向けた企業の高い関心により、わずか1年4カ月で5,206件の加入を誘致、その規模が着実に増加傾向にある。

2021年には特許共済を知的財産共済へと事業名称を変更し、将来支給する還付金に充当するための準備金を積み立てる根拠を設ける予定である。また、資産運用管理システムを構築し、加入経路を多角化することで新規加入者を拡大する計画である。

共済貸出資格要件である義務納入期間を12カ月から6カ月に短縮し、共済貸出の活用度を高める予定である。また、知的財産費用貸出の貸出事由を既存の海外出願費用及び国内外の知的財産審判・訴訟費用だけでなく、国内出願費用・知的財産移転及び事業化費用に拡大し、加入企業が知的財産権の確保・保護・活用の全周期にわたって費用負担を緩和できるよう支援する予定である。

特許庁は知的財産共済貸出商品が国内外市場で知的財産紛争などで予期せぬ困難に

直面している中小企業にとって心強い支援政策になることを期待する。

＜表V-1-4＞知的財産共済の主要商品内容

<p>(掛け金商品) 加入する時に月別納入掛け金を選択し、毎月銀行の積立預金の形態で一定金利の適用を受けながら掛け金を積み立て、積み立てられた元利金は共済契約の解約の時に一括して払う。</p> <p>* 掛け金の種類：30万ウォン、50万ウォン、80万ウォン、100万ウォン、200万ウォン、300万ウォン、500万ウォン、1,000万ウォンで、企業1社当たり3件まで加入可能。</p> <p>(貸出商品) 掛け金納付6カ月後から知的財産資金及び経営資金貸出の利用が可能</p> <p>①(知的財産貸出) 海外出願、国内外審判・訴訟などが発生した場合、積立掛け金の最大5倍以内で所要費用を貸出。</p> <p>※ 掛け金の最大加入可能金額：15億ウォン(5億×3件)、最大貸出可能金額：75億ウォン(15億×5倍)</p> <p>②(経営安定資金貸出) 緊急な経営資金が必要な時、積立掛け金の90%以内</p>

5. オン・オフライン連携を通じた知的財産取引の支援

産業財産政策局 産業財産活用課 工業事務官 ソ・ジョンイル

イ. 推進背景及び概要

国家経済成長の鍵が有形資産から技術など無形資産に移動しつつあり、企業価値においても無形資産が占める割合が持続的に増加している。そこで、国家の持続可能な成長のためには核心技術開発のためのR&D投資と開発された技術に対する特許権を確保してビジネスに活用することで収益を生み出すことが重要である。

しかし、現代技術の多角化・高度化及び熾烈な技術革新競争によって技術の寿命が短くなっているのに対し、技術の融合化・複合化による技術開発の所要期間及び費用は増加するなど技術革新環境は益々悪化している。このような環境の中で競争優位を

確保するためには独自技術の開発に力を入れる慣行の代わりに、外部の革新技術を積極的に取り入れて技術開発に必要な時間と費用を節減し、活用されない技術はライセンスリングして活用する開放型革新が求められる。

特許庁は特許技術の活用促進及び開放型技術革新を支援するために知的財産取引情報システムを構築し、特許取引専門官を運営するなどオン・オフライン連携を通じた特許技術取引を支援することで、第4次産業革命時代における知的財産活用システムの先進化を通じた国家知的財産競争力強化をリードしている。

ロ. 推進内容及び成果

情報技術(Information Technology)と電子商取引の発達は産業の生産性を画期的に高め、ユーザーにより便利で有用なサービスを提供することはもちろん、政治・経済・社会・文化など全分野において新しいスタイルへの変化を促している。

特許庁は2000年4月に情報技術を活用した取引情報交換及び提供を通じて特許技術取引が活性化できるように知的財産取引情報システム(www.ipmarket.or.kr)をオープンした。

2009年からは技術取引と関連する情報のアクセシビリティを強化するため、個別的に運営していた技術取引情報サイトと連携し、2015年には地域別創造経済革新センターで分散提供していた開放特許を統合提供し、2016年には需要者・供給者観点のシステムに全面改編した。また、2017年には一般ユーザーが供給知的財産を簡単に選別できるシステムに高度化し、2018年には技術取引の主な障害要因である適正技術料算定の問題を解決するために技術分野別知的財産取引統計内訳を提供した。2019年にはオンライン知的財産取引需要発掘を拡大して計1,046件の知的財産取引需要DBを構築するなど、知的財産取引を希望する個人及び中小企業が活用できる多様なIP取引関連オンラインサービスを提供している。2020年には民間中心の知的財産取引市場を活性化するため、民間公共協力型の知的財産取引支援事業を運営し、特許取引専門官の経験とノウハウを民間IP取引機関に提供している。

知的財産取引情報システム(IP-Market)は現在8万5千件余りの移転希望特許技術の有効DBを構築し、関心技術分野の類似特許を持っている潜在的な購買者情報と販売しようとする知的財産と類似する知的財産情報を同時に提供することで、より効率的な特許技術需要・供給マッチングを支援している。

＜図V-1-1＞知的財産取引情報システム(国家知的財産取引プラットフォーム)のホームページ

知的財産の購買
知的財産の移転、実施権の許与を通じて知的財産の導入を希望する方をサポートします。

知的財産の販売
知的財産の売却を希望する方に広報の機会及び知的財産の購買情報を提供します。

特許取引専門官との相談
知的財産取引！特許取引専門官にお任せください。17人の技術分野別専門官が交渉、契約、フォローアップまでサポートします。

知的財産取引統計
知的財産の価格決定のために市場で取引された価格情報を提供します。

IP-PLUG(知的財産活用ネットワーク)
知的財産の供給者、需要者、仲介機関などが参加して、取引ネットワークを構築します。

技術取引の特性上、両当事者は取引を希望しても特許取引価格に対する不一致及び手続きの専門性不在などで実際取引に成功するまではあらゆる障害要因が存在する。また、国内企業は技術導入より独自開発の比重が高いために技術取引市場が狭く、民間取引機関の公信力不足、正当な仲介手数料納付文化の未形成などで知的財産取引機関が自己持続力を確保することが難しい。

そこで、特許庁は技術分野及び圏域別に構築された特許取引専門官(計17人)をソウル、京畿だけでなく嶺南圏と湖南圏に配置することで、企業が常に技術移転相談が受

けられるようなチャンネルを構築した。これを通じて知的財産取引専門人材及び情報の不足で困っている個人や中小企業の知的財産取引が適材適所で行われるように支援している。

特許取引専門官は個人、中小企業などを対象に需要発掘及び面談、適正供給技術のマッチング、仲介交渉及び契約関連法律の検討など特許技術取引全般に関する知的財産仲介サービスを提供している。取引成功後もIP・技術金融、R&BD(Research & Business Development)など技術事業化に向けた支援事業とも連携している。これまでこのようなオン・オフライン知的財産取引支援事業を通じて成功した取引状況を見ると、2006年以後2020年末まで計4,233件に達している。

＜表V-1-5＞権利別の知的財産取引実績

(単位：件)

取引実績	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	計
特許	19	40	55	92	112	119	132	171	185	275	416	458	531	590	498	3,693
実用新案	14	6	10	7	8	11	22	4	8	6	6	2	2	5	1	112
デザイン	1	-	7	1	12	17	18	26	51	27	9	27	19	35	3	253
商標	-	-	-	-	8	13	13	18	11	1	3	1	6	22	20	116
その他*	-	-	-	-	-	3	11	12	16	6	-	3	6	1	1	59
計	34	46	72	100	140	163	196	231	271	315	434	491	564	653	523	4,233

*ソフトウェア、半導体設計など

＜表V-1-6＞類型別の知的財産取引実績

(単位：件)

取引実績	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	計
権利譲渡	32	26	43	62	89	82	101	120	114	188	285	253	339	376	333	2,443
実施許諾	2	20	29	38	51	81	95	111	157	127	149	238	225	277	190	1,790
計	34	46	72	100	140	163	196	231	271	315	434	491	564	653	523	4,233

技術取引は特許権など無形資産を移転対象としているため、技術取引当事者間の情報インバランスが発生するケースが多い。合理的な技術仲介交渉を進めるためには、該当技術の優秀性が立証できる効果的な手段が必要である。特許庁はオンライン特許評価サービスを提供するため、2009年に「特許分析評価システム(SMART3)」を開発した。

特許分析評価システム(SMART3)は出願・登録、審査・審判情報など客観的かつ定量的な特許情報を活用して大量の特許を低費用、リアルタイムで評価し、技術購入者に供給技術に対する客観的な分析資料(権利性、技術性、活用性)をオンラインを通じて提供している。

2010年4月から国内登録特許を評価するサービスを始め、サービス範囲を持続的に拡大してきた。2018年にはSMART3の韓国・米国・ヨーロッパ特許評価情報を民間に開放することで、知的財産サービス企業が多様なIPビジネスを開発し、知的財産市場が活性化できるように積極的な支援政策を展開している。それによってSMART3サービス開始以後2020年12月まで累積914機関が101万3千件余りに達する評価サービス支援を受けるなど特許の質的評価活用は持続的に拡大されている。

<表V-1-7> 機関類型別特許分析評価システムの年間契約実績

(単位：件)

区分	民間技術取引機関/ 特許法人	企業	大学・ 公共研	公共機関	合計
2010	7	5	11	10	33
2011	12	4	16	11	43
2012	8	8	24	11	51
2013	10	3	30	18	61
2014	25	4	29	12	70
2015	41	5	46	27	119
2016	44	5	51	24	124
2017	40	1	50	24	115
2018	43	4	35	29	111
2019	34	0	20	36	90
2020	42	3	33	19	97

合計	306	42	345	221	914
----	-----	----	-----	-----	-----

<表V-1-8> 機関類型別特許分析評価システムの利用実績

(単位：件)

区分	民間技術取引機関/ 特許法人	企業	大学/ 公共研	公共機関	個人	合計
2010	6,046	3,364	3,444	13,864	455	27,173
2011	9,727	5,558	6,982	11,336	139	33,742
2012	6,046	5,464	7,084	13,276	258	32,128
2013	11,073	4,721	10,611	18,984	354	45,743
2014	40,170	4,858	13,453	53,260	978	112,719
2015	26,926	4,261	22,241	61,462	1,514	116,404
2016	77,320	802	20,565	67,308	1,759	167,754
2017	51,880	2,849	26,638	44,079	2,128	127,574
2018	50,689	629	25,791	70,462	522	148,093
2019	36,846	207	19,427	45,639	582	102,701
2020	27,985	500	36,015	34,562	465	99,527
合計	344,708	33,213	192,251	434,232	9,154	1,013,558

ハ. 評価及び発展方向

IoT、人工知能、ビッグデータなど第4次産業革命をリードする技術の浮上によってグローバル市場の産業構造が急変し、製造業、サービスと文化など産業間の境界が崩れ、連結と融合を通じて新しい産業と市場が誕生している。

そこで、グローバル企業は新事業を先取りするために外部技術の導入、技術革新型M&Aなど開放型革新に積極的に取り組んでいる。しかし、国内は知的財産に対する社会的な認識が低く、知的財産侵害に対する処罰が不十分であるため、知的財産取引市場が活性化できていない状況である。

このような環境にもかかわらず特許庁のオン・オフラインを通じた特許技術取引支援の実績は増加している。これは長期的な観点から特許技術取引基盤を構築し、効果的な支援政策を通じて取引市場が拡大する可能性があることを示している。

今後も特許庁は特許取引専門官、知的財産取引情報システムを通じて特許取引を希望する個人及び中小企業に知的財産仲介サービスを提供することで、知的財産の価値を高めると同時に中小企業の技術競争力を高める計画である。

また、2021年には民間IP取引機関と特許取引専門官をチーム別に構成し、本格的な官民協業を通じた知的財産取引を支援する計画である。また、SMART3の民間開放を拡大して新しいIP情報サービスが発売されるように支援するなど、民間中心の知的財産取引市場生態系が形成されるように取り組む予定である。

6. 知的財産製品化の支援

特許事業化担当官 工業事務官 リュ・チョンス

イ. 推進背景及び概要

国内で出願・登録される産業財産権の持続的な量的増加にもかかわらず、毎年関連貿易収支は赤字を記録している。これは過去産業財産権の創出方向が量的成長に偏った影響もあるが、研究所や企業が保有する産業財産権が製品化を通じて事業化されず、放置・消滅していることも大きな原因といえる。特に中小企業の場合、政府の各種R&D支援によって開発された技術が権利化を経たとしても、事業化に成功するケースが50%程度にとどまっている。

それを受け、特許庁は中小企業の産業財産権の事業化成功率を高めるため、中小企業の力量では解決が難しい技術的問題を異種分野特許の分析情報と創意的問題解決理論(TRIZ)などを活用して解決し、改善された技術内容に対する設計及びモックアップ製作などの製品化検証を支援する「IP製品革新支援事業」を施行中である。2012年からスタートした本事業は恩恵を受ける企業の需要を反映して持続的に支援内容を補完してきたが、特に2020年から様々な官民協力システムを構築し、2021年からは既存の製品化支援内容に試作品製作、事業化資金、投資誘致支援などの強化された後続支援

を実施する。

ロ. 推進内容及び成果

IP製品革新支援事業は支援内容によって、市場と顧客のニーズを満たせる新製品を企画する「新製品企画」課題と、既存製品の機能、生産工程の改善に係るソリューションを提供する「問題解決」課題、製品のデザイン改善を通じてユーザビリティと機能を改善する「製品高度化」課題に分けられ、課題別コンサルティングの結果に対しては製品化検証などのフォローアップが行われる。

支援プロセスは、事業公告→支援企業選定→課題遂行社の選定→協約締結及び支援課題遂行→事後管理の順に進められ、専担機関(韓国発明振興会)の事業担当者(PD、Project Director)が課題遂行を総括管理する。一般的に支援課題の遂行期間を考慮して、第1四半期中に支援企業の選定が行われ、年末まで支援が完了した企業に対しては翌年から3年間支援成果に対するモニタリングを実施する。

直近5年間本事業を通じて計325社の中小企業が支援を受けており、モニタリング(アンケート調査)の結果、支援を受けた企業のうち90%以上が支援結果を活用して製品開発や売上増大、事業化資金の確保、雇用創出などの成果を上げていることがわかったため、本事業が中小企業産業財産権の事業化と競争力強化に実質的に貢献していると考えられる。

< IP製品革新支援事業の推進実績及び成果 >

区分	2016	2017	2018	2019	2020
予算(百万ウォン)	2,940	3,234	3,884	3,884	3,884
支援企業数(社)	53	63	77	81	51*
事業化活用率(%)	90.7	95.1	97.3	97.3	99.2

* コンサルティング課題と後続支援課題との統合によって支援企業数が減少

ハ. 評価及び発展方向

IP製品革新支援事業に使われる異種分野特許検索方法論(OPIS, Open Patent Intelligence Search)は、技術分野別特許が持つ問題解決原理を異種分野に適用することで迅速かつ効果的に製品の革新を引き出すことができる問題解決方法論で、R&D能力に欠ける技術創業企業の製品開発に最適化された方法と言える。

実際にここ5年間支援を受けた企業の75%が売上高20億ウォン未満の小規模初期創業企業であり、OPISを活用した支援制度を通じて保有特許の製品革新とともに既存特許技術の補完・拡張が可能となり(特許ポートフォリオ構成など)、技術保護にも貢献していることが分かった。また、支援課題の遂行過程において、支援企業と遂行企業に対するOPIS教育が並行されることで、中長期的に企業と遂行企業の特許活用力を高める効果も得られることが期待される。

特許庁は今後他省庁、自治体、民間創業支援機関などとの協業を通じて、中小企業が保有する産業財産権の製品化と事業化に向けた支援をさらに強化していく計画である。また持続的な予算確保で支援可能な対象を拡大し、国民向けの広報・教育を通じたOPISの普及・拡散で、課題遂行のための専門人材の育成にも努めていく予定である。

< IP製品革新マニュアル教材 >



第2節 大学・公共研究機関の知的財産活用の促進

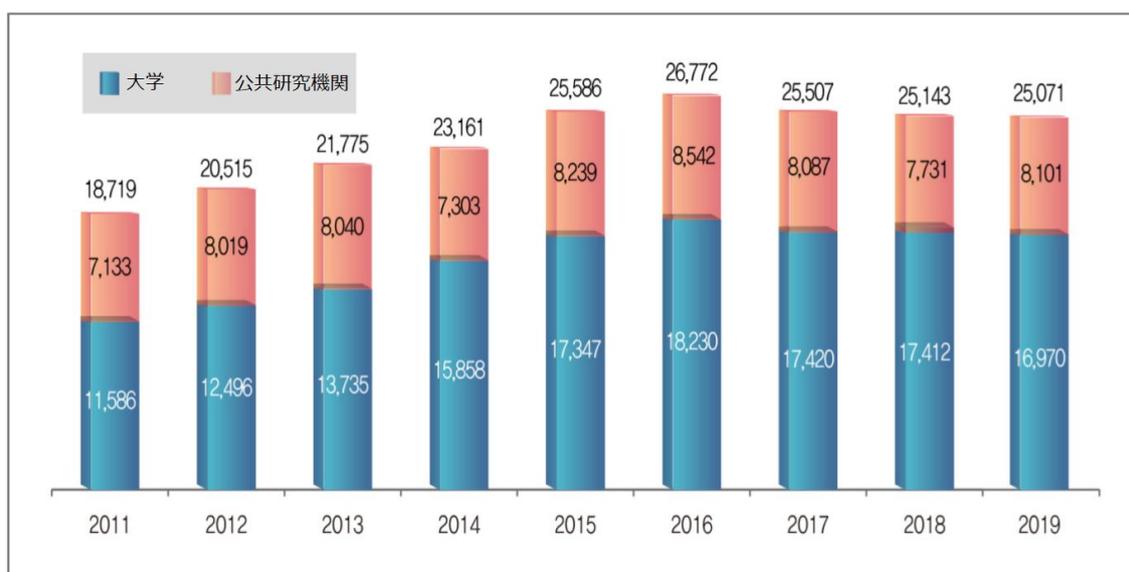
1. 概観

産業財産政策局 産業財産創出戦略チーム 工業事務官 チン・ヨンソク

国内大学・公共研究機関は政府R&D予算の64.4% (13.6兆ウォン)を使用し、博士級人材の76.1% (8万1千人)を保有(2018年基準)している技術革新の源である。大学・公共研究機関の特許出願件数は2011年に比べて30%以上増加し、2019年には全体特許出願の12.3%を占めた。

大学・公共研究機関から創り出された特許を基にした技術移転件数は8,458件(2019年)で、そのうち90.8%は中小企業に移転(譲渡または実施権設定)され、大学・公共研究機関の技術革新が国家経済発展につながる好循環システムの求心的な役割を果たしている。このように大学・公共研の研究成果を強い特許として確保し、企業に効果的に移転して事業化する時こそ革新成長と良質な雇用の創出が可能となる。

<図V-1-2>年度別大学・公共機関における特許出願件数の推移



* 出処：特許庁の独自統計

特許庁はこのような市場からのニーズに応え、2006年から大学・公共研究機関の知的財産に対する認識向上と特許管理システムの整備などを通じて知的財産インフラの構築と能力強化を支援するための「特許管理専門家派遣事業」を始めた。有望な特許技術が死蔵されることを防止するとともに未活用特許技術の活用を促進するため、2013年から「発明インタビュー及び公共IP活用事業」を推進した。2017年には市場のニーズを中心に特許出願する需要基盤発明インタビューを試験的に導入し、2018年には全体発明インタビューを需要基盤発明インタビューに転換した。2016年には企業が必要な特許を多数の大学・公共研から探し出してポートフォリオを構築して企業に移転する「製品単位特許ポートフォリオ構築事業」を推進し、2017年には需要企業の商用化における利便性を高めるために有効性検証まで支援し始めた。2020年には「製品基盤知的財産パッケージ構築支援事業」に事業名を変更した。

2019年には技術移転と再投資の好循環特許生態系作りのため、「韓国型特許ギャップファンド事業」をパイロット事業として推進し、2020年には一般人の事業に対する理解を深めるために「知的財産収益再投資支援事業」に事業名を変更し、支援規模を拡大した。

2. 特許経営専門家の運営

産業財産政策局 産業財産創出戦略チーム 工業事務官 チン・ヨンソク

イ. 推進背景及び概要

2020年知的財産活動のためのインフラとして知的財産担当者を保有する大学・公共(研)の比率は45.8%で、前年度(47.4%)に比べて1.6%p減少しており、2020年大学・公共(研)の国内保有特許活用率の推移もまた22.1%で前年度(25.8%)に比べて3.7%pも減少している。これは大学の技術移転人材及び力量不足が知的財産の活用成果を減少させた一つの原因と言える。

これを受け、大学・公共研究機関に知的財産分野の専門性を備えた特許経営の専門

家を派遣し、知的財産経営インフラの構築と力量強化を支援している。

ロ. 推進内容及び成果

企業などが知的財産経営の経験豊富な特許専門家を大学・公共研究機関に派遣し、IP基盤構築及び能力強化のために関連規定の整備、知的財産権経営プロセスの標準化、特許ポートフォリオ戦略の策定など多様な活動を通じて大学・公共研究機関の現状に適した特許経営システムを構築し、セミナー及び説明会の開催、知的財産権相談及び諮問などを通じて知識財産に対する認識と能力を高めることに貢献している。

2020年計12人の特許経営専門家を派遣し、相談及び諮問567件、セミナー及び説明会154件を実施し、技術移転195件の成果を達成した。

<図V-1-3> 「特許経営専門家」の主な役割

認識向上	説明会及びセミナー、発明インタビュー、広報
基盤構築	規定整備、マニュアルによる業務プロセス
能力強化	相談及び諮問、教育、資産実査の定例化、協力ネットワークの構築
技術事業化	特許技術の移転・事業化の支援で高成果の創出を促進

ハ. 評価及び発展方向

2006年から実施中である特許経営専門家派遣事業が安定化段階に入ったことで、2010年からは大学のみならず知的財産経営能力が不足している公共研究所まで支援対象を拡大した。特許経営専門家は地域の産・学・研人材プールを構築し、自治体、特許情報・事業化コンサルタント、企業などとの協力を通じて技術需要や技術移転関連情報交流を通じて多数の大学・公共(研)に特許経営戦略の伝播などに積極的に邁進することで、大学・公共研究機関の技術移転及び事業化に多くの成果を上げている。

世界的に特許競争が過熱し、その様子も複雑になりつつある。また、大学・公共研

究機関の知的財産能力が高くなるにつれ、特許経営専門家の役割も既存のインフラ構築と能力強化中心から技術移転・事業化及びIP戦略策定中心に広がりつつある。

今後は知的財産能力が不足している中小型大学・公共研究機関を引き続き支援し、一方では大型事業団(CPO、特許専門担当官)及びスーパーTLO支援の拡大を通じて特許活用戦略を伝播するなど大学・公共研究機関の技術移転・事業化及びIP戦略策定を一層強化していく計画である。

3. 需要基盤発明インタビューの支援

産業財産政策局 産業財産創出戦略チーム 工業事務官 チン・ヨンソク

イ. 推進背景及び概要

2020年知的財産活動実態調査によれば、大学・公共研究機関の特許活用率は22.1%で保有特許の3分の2以上が活用されていない状況である。その主な原因は研究者が特許を企業で活用するよりも研究実績として提出するために量中心に出願するため、特許の数は多いものの使えそうな特許が不足しているためである。

国内大学の特許生産性(研究費10億ウォン当たり特許出願件数)は1.57(2020年基準)で、米国大学の0.4、日本の0.33に比べて非常に高い。また、発明届出に比べて特許出願の比率は韓国が92.5%で米国の62.8%に比べてはるかに高く、事業化が有望な技術を選別せずにほとんど出願していることがわかった。

特許庁は出願前の発明審議・評価を制度化し、出願段階での積極的なマーケティングを通じて市場需要に基づいた特許創出を誘導し、需要企業がある発明及び優秀発明を選別して出願するように需要基盤発明インタビューの運営を支援し、事業化が有望な特許は技術移転まで支援している。

ロ. 推進内容及び成果

大学・公共研所有特許の活用度を高めるため、以前の「発明インタビュー」を「需要基盤発明インタビュー」に改善して運営している。「需要基盤発明インタビュー」は出願前発明に対する事前技術マーケティング及び企業需要の発掘を通じて企業のニーズに適した技術を選別・出願し、残りの発明に対して外部専門家(IP専門家、技術専門家、市場専門家)が参加して発明相談・評価・補強を通じて優秀発明を選別する方式である。企業需要が発掘された発明や選別された優秀発明に対しては特許分析、事業化戦略の策定、特許補強、特許価値評価、需要企業の発掘及び技術マーケティングなどを通じて公共IP活用を支援した。

「需要基盤発明インタビュー」は2020年に30の大学・公共研究機関を支援し、計4,368件の発明届出件を審議し、1,378件の優秀技術(S、A級)を発掘した。同時に、特許性または事業性のない(D級)382件の発明に対して未承継決定を下すことで特許費用の浪費を防止した。また、「IP活用支援」を通じて80件、契約金額77.6億ウォンの特許技術を移転した。

<表V-1-9>2020年度発明インタビューの支援実績

全体	S級	A級	B級	C級	D級
4,368件	196件	1,182件	2,154件	454件	382件
100.00%	4.49%	27.06%	49.31%	10.39%	8.75%

ハ. 評価及び発展方向

需要基盤発明インタビューを通じて市場で価値のある発明を選別・出願するように誘導し、企業の実際の需要を積極的に反映して発明インタビュー段階から事業化可能性を考慮することで該当技術の価値を高めた。

また、発掘された有望技術に対しては特許技術マーケティングなど事業化を重点的に支援して優秀な技術移転・事業化成果を創出した。

今後も需要基盤型発明インタビューを通じて収益化観点の活用性の高い特許を選別・支援することで未活用特許の発生を減らしていく予定である。

4. 製品基盤知的財産パッケージの構築

産業財産政策局 産業財産創出戦略チーム 工業事務官 チン・ヨンソク

イ. 推進背景及び概要

最近技術の融合・複合が活発になるにつれ、単一特許では製品生産が不可能になっている。企業に技術を移転するためには、既に保有している技術だけでなく関連技術をパッケージ化(ポートフォリオ構成)して移転するほうが有利である。

また、大学・公共研の技術は源泉技術など初期段階であるケースが多いが、一方企業は直ぐに製品として販売可能な事業化段階の技術を希望するため、供給技術と需要技術間で技術成熟度の差が大きい。

したがって、大学・公共研が保有している特許を需要企業のニーズに応じて製品単位に基づいてパッケージングし、商用化の失敗可能性が高い初期段階革新技術の場合は技術完成度を高めるために概念検証及び試作品検証など特許商用化検証を追加的に支援して公共IPの活用を促進しようというニーズが高まっている。

<図V-1-4> 知的財産パッケージの構築・移転モデル



ロ. 推進内容及び成果

2011年から特許庁は大学・公共研究機関が個別的に保有している特許技術を産業界で簡単に活用できるようにするため、特定技術テーマ別ポートフォリオを構築して技術移転・事業化する「公共機関保有技術の共同活用支援事業」を推進した。

2016年には製品単位で特許ポートフォリオを構築して技術移転・事業化する「製品単位特許ポートフォリオ構築事業」に転換し、2017年には特許ポートフォリオ構築支援の他に商用化検証支援を追加した。2020年には支援を受ける機関の供給技術紹介資料(SMK)を需要企業が閲覧できるようにオンラインマーケティング窓口を開設した。

同事業は2020年に18件の製品基盤知的財産パッケージ構築課題を支援し、計76件の技術移転契約を通じて383億ウォンを契約する成果をあげた。

<図V-1-5> 製品基盤知的財産パッケージ構築支援事業の推進プロセス



ハ. 評価及び発展方向

本事業は製品を基盤とした知識財産のパッケージ構築及びIP検証と試作品製作など

を通じて企業のニーズに合わせて特許技術の価値を高めるため、大学・公共研究所の未活用特許の活用にも効果的な方法論として評価されている。

今後産業界の需要技術を保有する機関に事業化検証を支援し、商用化R&D課題までつなぐ事前マッチング企画型課題を拡大推進する計画である。また、大学・公共研究所が自ら持続可能な自立型特許技術事業化好循環システムを構築できるように支援する知的財産収益再投資事業を戦略的にリードすることで、技術移転・事業化支援を一層強化していく予定である。

5. 知的財産収益の再投資支援

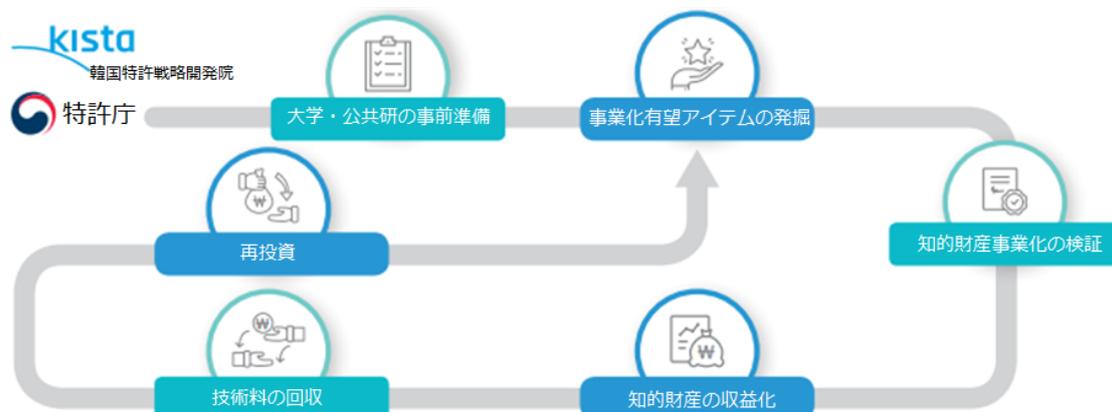
産業財産政策局 産業財産創出戦略チーム 工業事務官 チン・ヨンソク

イ. 推進背景及び概要

大学・公共研の研究成果を強い特許として確保し、企業に効果的に移転・事業化する時、革新成長と良質な雇用の創出が可能となる。しかし、大学・公共研の特許活用率は22.1% (2020年) に止まるなど研究成果が特許技術移転及び技術創業につながる好循環生態系作りは程遠い状況である。

このような特許供給及び技術需要間のギャップ(gap)を縮めるため、技術マーケティング及び商用化検証に対する必要性が増大した。そこで、支援資金を有望特許技術の商用化検証(Proof of Concept)などに投資し、これを通じて発生した技術料収益の一部を回収して他の有望特許技術に再投資することで、大学・公共研が主導する持続可能な自立型特許技術の事業化好循環システムの構築を目指した。このような知的財産収益の再投資支援は2019年からスタートした。

<図 V-1-6> 知的財産収益再投資の好循環概念図



ロ. 推進内容及び成果

既存の製品基盤知的財産パッケージ構築事業との差別化を図るため、大学・公共研の成長段階別に支援し、能力のある技術移転成果上位機関の場合は回収－再投資プロセスの構築が可能な「技術移転好循環先導モデル」として位置づけられるように成長を支援している。

2020年計9つの機関を支援し、特許移転55件及びロイヤリティ139.3億ウォンの成果を上げ、支援金の38.8%(10.5億ウォン)を回収した。今後大学・公共研の特許技術事業化に向けた再投資を通じて、政府支援終了後も独自運営ができる財政的基盤を構築した。

ハ. 評価及び発展方向

同事業以前に比べて支援機関の技術移転実績の向上や投資金回収など、多数の機関においてプラスの成果を収めた。

今後、知的財産の収益再投資支援事業に参加した機関が技術や特許、研究状況をIP-PLUGで構築された産業ネットワークと中小・中堅企業と共有するプログラムを通じて産業現場の技術需要が研究開発に繋がるよう、積極的に支援する計画である。

また、IP金融連携プラットフォームを活性化し、公共IP移転企業にIP投資・融資推

進などを通じた実質的な事業化成功事例を発掘し、大学・公共研究所の独自の知的財産取引・事業化のための能力を高め、活用及び成果創出を最大化する予定である。

第2章 知的財産基盤の強小企業の育成

第1節 地域の強小企業の発掘・育成

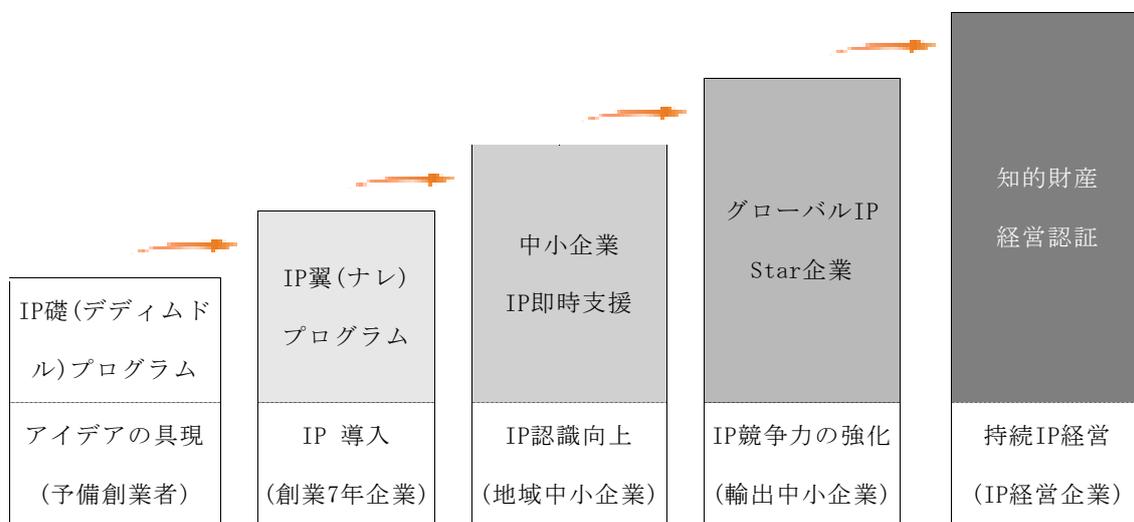
1. 概観

産業財産政策局 地域産業財産課 書記官 ユン・ヒョンジン

第4次産業革命時代を迎えて中小企業支援政策はアイデア基盤の核心技術と知的財産の育成を通じた新付加価値の創出という新しいパラダイムに帰結している。これを通じて創業と雇用創出につなげる知的財産生態系作りは何時になく重要になっている。

一方、このような動きは製造業基盤の主力産業に集中してきた「地域」にも新しい変化が求められている。地方化時代と集約されるダイナミックな環境変化と相まって、地域の積極的な知的財産権の創出と活用が先進化した地域産業構造への転換と競争力のある地域強小企業育成の誘い水になっている。

このような理由から特許庁は全国を対象に予備創業者を含む個人創業者から輸出中小企業まで企業成長の全段階をカバーする知的財産創出支援システムを構築し、地域中小企業の知的財産創出を集中支援することで、首都圏と非首都圏の知的財産格差問題の解消に取り組んでいる。



段階別に見ると、予備創業者向けの「IP礎(デディムドル)プログラム」を始めに、7年以内創業企業を支援する「IP翼(ナレ)プログラム」、そして中小企業の海外進出を支援するための「グローバルIPスター企業育成」事業を経て、知的財産優秀中小企業に対する「認証」に至るまで、段階別に持続的な支援を受けることができる。具体的な支援内容を見ると、予備創業者にアイデアの具体化・高度化コンサルティングを、初期創業企業に融合・複合IP技術と経営戦略コンサルティングを、一般中小企業を対象にIP経営コンサルティング及び懸案解決を、輸出(予定)中小企業には海外特許確保戦略の策定及び海外出願などを支援した。また、中小企業の知的財産経営環境作りを誘引し、認証企業の対外信頼度を高めるため、知的財産経営認証制度を運営している。

2. 知的財産バウチャー事業の推進

産業財産政策局 地域産業財産課 行政事務官 イム・チェギ

イ. 推進背景及び概要

1) 推進背景

国家の未来成長エンジンの発掘及び持続可能な成長において技術に基づいた創業が核心要素として台頭し、世界各国はスタートアップ支援に力を入れている。

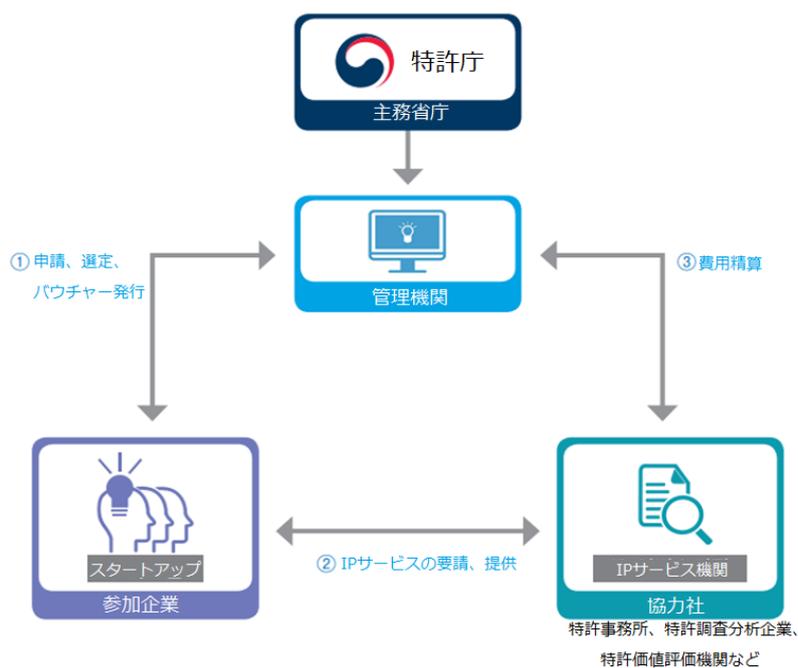
国内でも政府レベルの創業支援政策が推進され、創業費用・リスク減少、投資拡大などスタートアップの生き残りや成長環境が改善されつつあるが、依然として国内スタートアップ生態系の生命力は先進国に比べて不十分であり、グローバルな成功事例も不足しているのが現状である。

また、IPがスタートアップの成長と成功における核心要素であるにもかかわらず、IPサービスの高い費用によって多数のスタートアップが悩みを抱えて支援を求めている。しかし、創業・中小企業IP支援施策が創出・保護・活用分野別に備えられている

ものの、スタートアップの柔軟な活用には限界があるのが現状である。

そこで、特許庁は一般中小企業の創業とは違って、事業アイテム・BM(Business Model)変更が頻繁でタイミングが重要なスタートアップの特徴を考慮し、従来の供給者観点から脱してタイムリーな支援が可能な新しい支援方式を設けることとなった。

<図V-2-1>スタートアップ知的財産バウチャー事業の推進システム



2) 概要

スタートアップ知的財産バウチャー事業は需要者自律選択型IPサービス統合支援を通じてスタートアップのIP競争力を強化し、自生的なスタートアップ生態系を構築することに意義がある。

スタートアップにバウチャーを発行すると、スタートアップはIPサービスメニューとPoolに登録されたサービス提供機関の中から自由に必要なサービス及び機関を選択して利用した後、バウチャーでサービス手数料を支払えば良い。

IPサービスメニューは国内外IPの権利化、特許調査分析・コンサルティング、特許技術価値評価、技術移転、営業秘密保護の5つに分けられる。この際バウチャーはポイント形態で発行され、サービス費用は結果物確認など一定の精算手続きを経て管理機関がIPサービス機関に直接支給する。

支援対象は第4次産業革命関連または挑戦的な課題を追求する技術・IP基盤スタートアップで、国内に設立された非上場会社でなければならず、予備創業者は除外される。

<表V-2-1>スタートアップ知的財産バウチャー事業のIPサービスメニュー

IPサービス項目	細部内容
国内・海外IPの権利化	特許(PCT)、実用新案、デザイン(ハーグ)、商標(マドリッド)出願の弁理サービス
特許調査・分析及び コンサルティング	先行技術調査、無効資料及び侵害資料の調査・分析、特許マップ、IPコンサルティング
特許技術価値評価	移転・取引、金融、事業化、訴訟、技術上場などのための特許技術価値評価
技術移転	特許技術の販売・購買(またはライセンス)仲介
営業秘密保護	営業秘密原本証明サービス

ロ. 推進内容及び成果

2020年スタートアップ知的財産バウチャー事業は269社のスタートアップに知的財産バウチャーを支援した。

知的財産バウチャーの利用内訳を見ると、優秀技術力及び潜在力を保有したスタートアップが成功可能性を高めるように創出・保護・活用の全分野に対するIP統合サービスに使用された。

特に、知的財産バウチャーがIP権利化分野で費用負担の大きい海外出願(PCTなど)

サービスにも活用され、スタートアップの海外IPポートフォリオ構築に寄与し、市場進出国に対する綿密な特許調査及び特許マップ分析で海外進出の足場を設けた。スタートアップはこのように確保したIPを通じて投資誘致を促進したり、技術性評価に備えて企業上場(IP0)を推進し、国内外の各種大会で受賞・褒賞を獲得することに活用して競争力を強化した。

ハ. 評価及び発展方向

韓国特許戦略開発院が2020年スタートアップ知的財産バウチャー事業成果を分析した結果、知的財産バウチャー事業による売上増加効果は25%、輸出増加効果は6.9%であり、新規人材雇用創出は354人に達していることがわかった。

また、スタートアップにタイムリーで便利なIPサービスを提供することで、他の類似IP支援事業に比べて優秀性(79%以上肯定)及び高い満足度(89.1点)が立証された。2021年にもIP基盤スタートアップの成長のために有望スタートアップを選定して支援する予定であり、IPに対する専門知識が足りないスタートアップがバウチャーをより効率的に使用できるように管理機関の専門家がバウチャー使用に対するガイドや諮問を提供する計画である。

3. IP礎(デディムドル)プログラムの推進

産業財産政策局 地域産業財産課 行政事務官 イム・チェギ

イ. 推進背景及び概要

1) 推進背景

最近第4次産業革命と人口構造の変化がスピードアップする一方、世界的な景気低迷と雇用なき成長が続く中で、革新型技術創業は新しい領域の高付加価値創出を通じた成長と雇用拡大の新しいトレンドとして位置づけられている。このような技術創業

を活性化するためには創業以前の段階から知的財産中心の創業を誘導する必要がある。

そこで特許庁はIP礎(デディムドル)プログラムを通じて予備創業者の単純な初期アイデアが知的財産に基づく事業アイテムとして育成できるようにすることで、予備創業者が創業で成功する上で「礎(デディムドル)」となることを期待している。

2) 概要

IP礎(デディムドル)プログラムは個人及び予備創業者のアイデアを工夫して事業アイテムとして具体化し、特許権の確保、事業計画書の策定を支援することで知的財産を活用する創業を支援するコンサルティング基盤のプログラムである。

支援対象は創意的なアイデアを保有する予備創業者で、事業申請は全国の広域市・道の地域知的財産センターを通じて年中随時受け付けている。また、オン・オフライン基礎相談を通じてアイデアの事業可能性診断を受けた後、参加申請書とアイデア要約書などを提出する必要がある。

事業の支援内容は①段階：IP創業ゾーン、創造経済革新センターなどのアイデア相談窓口で知的財産及び創業専門家と基礎相談を進行する。基礎相談を通じて同事業の支援対象を選定する。②段階：IP創業ゾーンでアイデア発想技法、創意的な問題解決方法、特許情報検索などの教育を通じて予備創業者に必要な知的財産と創業に対する基本能力を備えさせる。③段階：アイデア高度化コンサルティングを通じて先行技術調査分析結果を基に技術が事業アイテムとして競争力を備えるようさらに発展させる。④段階：高度化されたアイデアを権利として保護し、経営・マーケティングに活用できる最適な特許技術として出願する。⑤段階：アイデアを実際具現可能な製品として発展させるために3D模型設計を支援する。⑥段階：創業コンサルティングを通じて事業計画書、ビジネスモデルなどを策定し、他機関の資金・試作品製作などの支援が受けられるように連携する。

ロ. 推進内容及び成果

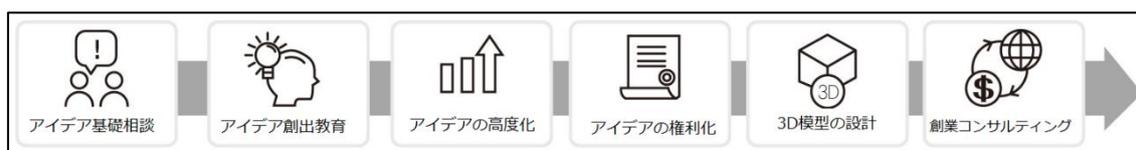
IP礎(デディムドル)プログラムを通じて2019年には計942件のアイデアが事業アイテムとして導出され、2020年には計946件の知的財産基盤事業アイテムが導出された。このうち2019年には243件が創業し、2020年には261件が創業に成功した。これらの創業企業の売上高は2019年には計28億ウォン、2020年には計25億ウォンであり、2019年には101人、2020年には151人を新規雇用して新しい雇用を創り出した。

また、創業コンサルティングを通じて他省庁の多様な創業支援事業に連携支援し、2019年には275件、2020年には312件が創業資金、試作品製作などの支援を受けた。

ハ. 評価及び発展方向

IP礎(デディムドル)プログラムはアイデアはあるものの創業に困難を感じる地域住民が知的財産を基にする競争力のある事業アイテムで創業できるように支援することで、地域における新しい雇用創出に貢献した。同時に、地域の多様な関係機関との協力を通じて地域の特性に適した知的財産基盤の創業が活性化できるように運営していく予定である。

<図V-2-2> IP礎(デディムドル)プログラムの進行プロセス



4. IP翼(ナレ)プログラムの推進

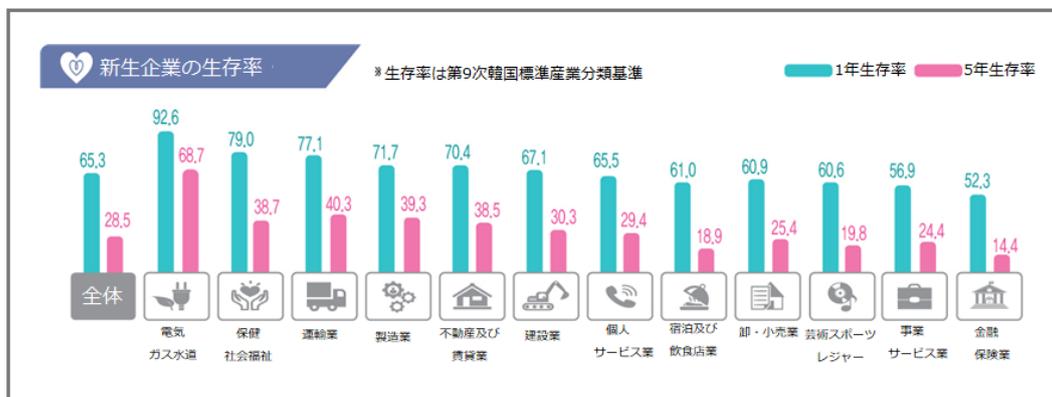
産業財産政策局 地域産業財産課 行政事務官 イム・チェギ

イ. 推進背景及び概要

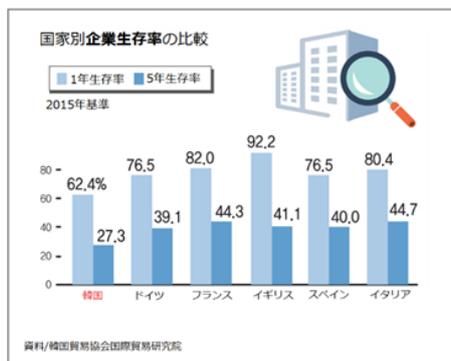
1) 推進背景

創業初期を少しだけ耐えれば名実ともに成長軌道に乗れる技術創業企業には政府の多様な支援事業が誘い水の役割を果たす。しかし現実はこのような企業支援政策にもかかわらず、新生企業の5年以内生存率が30%に止まっている状況である。それだけ初期技術創業企業が情熱とアイデアだけでは市場で生き残ることが容易ではないことを示している。統計庁の「2018年基準企業生滅行政統計結果」報告書によれば、新生企業の1年生存率は72.7%、5年生存率は39.8%であることがわかった。一方、2019年中小ベンチャー企業部が発表した2017年創業支援企業の5年後生存率は53.1%で一般創業企業より優れているが、これは創業支援企業の成長を牽引するための政策の重要性を物語っていると言える。そのため特許庁は単純に費用を支援するのではなく、技術創業企業の質的成長のため、専門家のIPコンサルティングを支援する「IP翼(ナレ)プログラム」を運営することで、創業企業の生存率を高め、健全な創業生態系作りのために取り組んでいる。

<表 V-2-2> 企業生滅行政統計



<表 V-2-3> 主要国新生企業の1年/5年生存率



2) 概要

IP翼(ナレ)プログラムは全国地域知的財産センター(RIPC)を通じて運営されている。

IP翼(ナレ)プログラムは創業企業が直面している技術及び経営上の懸案に対してIP側面から問題解決を支援する事業であり、地域知的財産センターの担当コンサルタントが100日の課業期間の間BP(Business Producer)となって企業にIPコンサルティングを支援する。

まず、事業運営の面で課業期間100日の間、8回の企業現場訪問コンサルティングを義務付け、地域コンサルタントがBPの役割を充実に果たせるようにした。

次に、事業遂行の面で、担当コンサルタントは8つのソリューション(強い特許権の創出、R&D方向設定、紛争予防戦略の策定、IPカスタマイズ型教育、IP活用戦略の策定、IP融合・複合戦略の策定、職務発明制度・営業秘密戦略など知的財産管理戦略の策定、知的財産経営認証など企業成長のための認証獲得及び活用戦略の策定)の中から企業に必要なものを選別してカスタマイズ型コンサルティングを提供する。

支援を受ける企業はコンサルティング期間の間、担当コンサルタント及び専門家とチームを組んで企業の懸案事項に対して対策を講じることになるが、特許専門人材が不足している創業企業にはこのような密着コンサルティングが干天の慈雨となっている。

ロ. 推進内容及び成果

2017年にスタートしたIP翼(ナレ)プログラムはここ4年間1,888社の企業にIPコンサルティングを支援した。2020年には2,139社の申請を受け、その中から709社を支援するなど事業需要が増加傾向にある。

ここ4年間IP翼(ナレ)プログラムを通じて特許出願だけでなくIP融合・複合を活用

した商標、デザイン出願、海外出願も支援し、計2,605件の知的財産権の出願を支援した。

＜表V-2-4＞2017～2020年IP翼(ナレ)プログラムの知的財産権出願支援件数

特許	商標	デザイン	海外	合計
2,079件	188件	81件	188件	2,605件

また、IP経営戦略コンサルティングを通じて政府機関の事業化支援、IP金融、エンジェル投資などから計3,408億ウォンの事業資金を確保し、計3,282人の新規雇用を創出することに直接・間接的に寄与した。

特に、このような雇用は知的財産戦略を通じて企業の成長を誘導する過程で生まれた雇用で、単純な雇用ではなく、企業の技術及び知的財産分野が創出した良質の雇用という点で意味がある。

同時に、2019年度から政府の創業支援事業連携の一環として、IP翼(ナレ)プログラムの支援を受ける企業を対象に中小ベンチャー企業部創業成長技術開発(ディディムドル)事業に連携推薦し、別途のトラックで進めるメリットを与えた。その結果、2019年IP翼(ナレ)プログラムの支援を受ける企業50社を推薦して最終的には18社が最終選定され、2020年には50社を推薦して最終的に15社が連携支援を受けた。

＜表V-2-5＞2017～2020年IP翼(ナレ)企業の事業資金確保状況

他機関連携	技術金融など融資	外部機関投資	合計
1,556億ウォン (843社)	1,087億ウォン (330社)	765億ウォン (118社)	3,408億ウォン

ハ. 評価及び発展方向

2020年IP翼(ナレ)プログラムコンサルティングに対するサービス品質を高めるため、

支援企業に当該事業に対する品質及び満足度調査を実施した。その結果、満足度平均は97.22点で、支援企業の大多数がIP翼(ナレ)プログラムに対して満足していることがわかった。調査結果で足りない部分に関しては、コンサルタント能力向上教育を通じてコンサルティングの品質向上を図る予定である。

<表V-2-6>2020年IP翼(ナレ)プログラムコンサルティングの満足度

調査対象	回答企業	平均点数
709社	401社	97.22点

今後増加する事業需要に対応するため、当該事業を行う地域知的財産センターを拡大再編し、中小ベンチャー企業部創業成長技術開発課題連携の拡大及び多様な連携課題の発掘を通じて支援できる方策を講じるなど関係機関との協力を持続的に強化し、事業資金、技術開発、マーケティング支援など後続連携を通じてIP翼(ナレ)事業の確実な成果を創出する計画である。

5. 中小企業IP即時支援サービスの提供

産業財産政策局 地域産業財産課 行政事務官 ユン・セギョン

イ. 推進背景及び概要

中小企業は専門特許チームを保有する大企業より知的財産能力が不十分で、IP専門家から知的財産権に対するコンサルティングを受け難い状況である。特に、地方中小企業の場合はその問題がより深刻で、地方中小企業には迅速な知的財産支援及び問題解決が必要である。中小企業IP即時支援サービスは中小企業のIP問題を探し出し、知的財産コンサルティング及び問題解決を通じて企業成長の障害要因を取り除くことを目的として施行された中小企業支援事業である。

同事業は2010年からIP Start-up、IP Scale-up支援事業として施行されてきたが、

年1回事業実施という従来の事業構造では中小企業の即時的な要求には対応し切れなかった。

そこで、中小企業の経営現場で発生する知的財産関連の急がれる問題に対して即時対応する必要があり、2017年から地域中小企業のIP成長における障害要因を取り除くために地域知的財産センターを通じた随時相談及び緊急支援形式の事業に変更した。

ロ． 主要内容及び成果

中小企業IP即時支援サービスは中小企業に小規模の特許マップ、デザインマップ、ブランド開発、デザイン開発、特許技術広報映像などを支援し、地域知的財産センターのコンサルタントを通じて国内外IPコンサルティングを提供する事業である。中小企業はコンサルタント及び協力機関の専門家から企業の懸案課題の分析及び診断を受けた後、それによる必要事業の支援を受けるが、通常2～3カ月がかかる。

2020年度中小企業IP即時支援サービスの支援実績は以下のとおりである。

<表V-2-7>2020年度中小企業IP即時支援サービス

支援事業	支援件数
特許マップ	265
ブランド開発	162
デザイン開発	353
特許技術広報映像	71
海外出願	172
デザインモックアップ	27
国内外IPコンサルティング	411

ハ． 評価及び発展方向

中小企業IP即時支援サービスは2020年計1,461件のIP問題に対して即時相談・支援を実施し、事業施行前(2005年)24.6%に過ぎなかった中小企業の特許出願比率が2019年基準で56.6%まで漸進的に上昇し、大企業と中小企業/IP格差解消に寄与した。

また、同事業施行前(2005年)は21%に過ぎなかった非首都圏の特許出願比率が2019年37%まで上昇し、首都圏-非首都圏IP能力格差の解消に寄与した。

6. グローバルIPスター企業の育成

産業財産政策局 地域産業財産課 行政事務官 ユン・セギョン

イ. 推進背景及び概要

知的財産を活用する経営戦略が企業の競争力を左右しており、特許などの知的財産権を先取りした企業の紛争提起も増加傾向にある。大企業は知的財産専担組織を備え、自社の特性に適した知的財産経営モデルを独自に策定して運営するなど知的財産基盤時代に着実に対応している。また、一部中小・中堅企業は積極的な知的財産権の確保及び活用を通じて持続的に成長している。

このように知的財産が企業の長期的な成長において欠かせない要素であるにもかかわらず、大半の中小企業は知的財産の重要性に対する認識が依然として不十分な状況である。そこで、特許庁は2010年から地域中小企業/知的財産創出及び活用強化に向けてIPスター企業育成事業を初めて導入・施行した。特に、特許庁は2017年から従来の「IPスター企業」を「グローバルIPスター企業」に変更し、輸出中もしくは輸出予定の中小企業に対するIP総合支援を通じて地域中小企業のグローバル能力を強化することで輸出実績の向上を図っている。

韓国の場合、国内総生産(GDP)に比べて内需の比重が徐々に減少し、中小企業はこのような内需市場の低迷を乗り越えるために海外市場攻略に拍車をかけている。研究結果によれば、輸出企業は内需中心の企業に比べて企業成長及び良質な雇用創出の面

において優れているため、韓国企業の海外市場進出を積極的に支援する必要がある。

ロ. 主要内容及び成果

2020年グローバルIPスター企業育成事業はグローバル競争力のある地域の輸出(予定)中小企業を発掘して知的財産に対する総合支援を提供した。

知的財産総合支援は海外出願支援、カスタマイズ型特許・デザインマップの提供、非英語圏ブランドの開発、特許技術広報動画制作、特許・デザイン融合開発、ブランド・デザイン融合開発、デザイン開発、ブランド開発、企業IP経営診断・構築などを通じた随時課題支援などで構成されている。このような細部課題を地域知的財産センターのコンサルタントを通じて集中支援することで、該当企業の輸出能力が強化できるように支援する事業である。

特許庁は2010年IPスター企業育成事業を導入して以来(2017年からは「グローバルIPスター企業」に改編)、2020年現在まで計2,396社の地域有望中小企業を支援した。

特許庁は地方自治団体との協力の下で地域別の有望輸出中小企業を選定しているが、「グローバルIPスター企業」に選定されるためにはIP-Spectrum評価(定量評価)、現場実査、対面審査につづく厳しい審査プロセスを全て経る必要がある。支援対象として選定された企業はコンサルティング及び需要調査の結果によって上述した多様な支援プログラムを最大3年間支援してもらうことができる。

企業IP経営診断・構築の場合を例に挙げると、中小企業の知的財産経営水準を診断し、海外進出に向けた企業の知的財産経営戦略の構築と支援を受ける企業の知的財産能力の向上に向けてインフラ、経営、組織、技術などの知的財産方向を提示するコンサルティングを支援する。

2020年度「グローバルIPスター企業」に対する細部課題支援実績は以下のとおりである。

＜表V-2-8＞支援対象の選定状況

選定年度	選定(社)
2010年	108
2011年	203
2012年	157
2013年	151
2014年	227
2015年	220
2016年	100
2017年	288
2018年	205
2019年	240
2020年	497
合計	2,396

＜表V-2-9＞2020年度グローバルIPスター企業の支援実績

支援事業	支援件数
海外出願費用支援	2,038
海外出願OA・登録費用支援	168
特許技術広報動画の製作	165
特許マップ	367
デザインマップ	11
デザイン開発	384
ブランド開発	106
特許&デザイン融合	23
ブランド&デザイン融合	49

非英語圏ブランドの開発	15
企業IP経営診断・構築	49
合計	3,375

ハ. 評価及び発展方向

グローバルIPスター企業育成事業を通じて支援対象として選定された中小企業は毎年一般中小企業より高い成長を記録している。

2019年もまた全体中小製造企業に比べてグローバルIPスター企業の売上高、輸出額、雇用人数増加率などで高い成果を記録した（グローバルIPスター企業の92%が製造業分野）。特に輸出の側面で優れた成果を取めたが、支援前の未輸出企業60社のうち52%である31社が新規輸出に成功し、輸出対象国家は1,549カ国から1,685カ国に8.8%増加、輸出額もまた1%増加した。

特許庁は今後もグローバルIPスター企業育成事業を通じて輸出中心の強小企業を持続的に育成するために関連予算を拡大し、中小企業の海外進出と関連するIPニーズに即時に応えられるように時宜を得た支援事業を導入するために取り組んでいく予定である。また、第4次産業革命など融合技術が急激に発展する現状に合わせて、企業からのニーズを基に特許・デザイン・ブランドを融合したコンサルティングを地域知的財産センターのコンサルタントを通じて行い、海外カスタマイズ型コンサルティングの提供と事後管理システムの構築を通じた知的財産経営を企業に導入していく計画である。

<表V-2-10> グローバルIPスター企業の支援成果

区分	2018年		2019年	
	グローバルIPスター	中小製造	グローバルIPスター	中小製造
売上高増加率	8.2%	2.9%	2.93%	2.9%
輸出額増加率	8.6%	1.1%	1.85%	1.1%

雇用者数増加率	8.1%	△0.7%	0.6%	△3.5%
---------	------	-------	------	-------

*2020年売上高及び輸出額は2021年5月中に確定予定

7. 知識財産プロボノ事業の推進

産業財産政策局 地域産業財産課 行政主事 ユン・ゾンオ

イ. 推進背景及び概要

1) 推進背景

知的財産が企業の重要な資産として浮上し始め、企業は知的財産権の確保のために活発に動いている。特許庁は地域の中小企業を支援するために多様な知的財産経営支援政策を推進しているが、限られた予算と高い競争率で小企業、予備創業者など多くの零細企業は支援が受け難い状況にある。特に、零細企業は特許出願、ブランド、デザイン開発による費用負担で知的財産の経営に困難を覚えている。

そこで、特許庁は零細企業の知的財産活動を支援するため、自分が持っている才能を助けを求める人にシェアする「プロボノ」を知的財産分野に取り入れ、「知的財産プロボノ」事業を2012年から推進している。

2) 概要

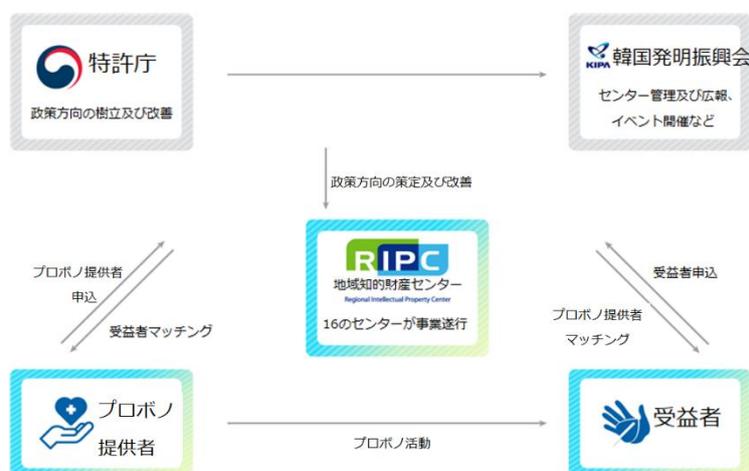
「知的財産プロボノ」は弁理士、デザイナー、教授など知的財産に関する才能及び専門知識を持つ個人または団体が知的財産活動に困っている小企業、社会的企業、予備創業者などをサポートする活動である。プロボノを通じて支援が受けられる知的財産分野は知的財産相談、先行技術調査、知的財産教育、ブランド・デザイン開発などである。

<図V-2-3> 知的財産プロボノのCI



プロボノまたは支援を希望する者は各地域の知的財産センターに直接相談するか、もしくは知的財産プロボノホームページ(www.ripc.org/ipnanum)を通じて申込可能である。申し込みが完了すれば、地域知的財産センターがプロボノ・プロボノ支援を受ける者の適否を判断し、担当コンサルタントが分野毎に適合するプロボノ提供者とプロボノ受益者のマッチングを行う。マッチングされたプロボノ提供者と受益者はプロボノ分野と細部進行事項などに対して協議を行い、以後プロボノを通じて知的財産活動を支援することになる。

<図V-2-4> 知的財産プロボノの構造図



ロ. 推進内容及び成果

「知的財産プロボノ」は17の広域知的財産センターを通じて参加者を募集し、現在まで1,472件の知的財産プロボノが行われた。

2020年には320人のプロボノ提供者と254人の受益者を募集し、254件のプロボノを支援した。細部支援状況を見ると、知的財産相談49件、先行技術調査65件、知的財産教育24件、ブランド開発59件、デザイン開発46件、その他11件であり、参加者たちを通じて積極的な知的財産プロボノが行われた。

<表V-2-11>2020年度知的財産プロボノの分野別状況

(単位：件)

知的財産相談	先行技術調査	IP教育	ブランド開発	デザイン開発	その他	合計
49	65	24	59	46	11	254

知的財産プロボノを奨励するために2013年には大韓弁理士会、サムスン電子、金&張法律事務所、第一特許法人などと業務協約を締結し、企業のプロボノへの参加を呼びかけ、2014年からは地域大学のデザイン学科の教授と学生が参加する産・学連携のプロボノを推進することで大学内のプロボノ文化の拡散と学生の実務能力向上に貢献している。さらに「知的財産プロボノ」以後、支援を受けた企業はプロボノを通じて得た収益または製品を地域の脆弱階層に寄付するなどシェアリングの好循環につなげ、好循環のシェアリング文化の拡散に肯定的な役割を果たしている。

ハ. 評価及び発展方向

知的財産プロボノは知的財産活動に困っている零細企業を支援し、地域企業の知的財産競争力を高める上で大きな役割を果たしている。同時に、多様な観点から受益者カスタマイズ型プロボノが行われるように、発明教師、R&D研究員、デザイナーなどの多様な分野のプロボノ提供者を募集する計画である。

同時に、プロボノ提供者たちが一堂に会してプロボノ事例とノウハウを共有し、プロボノの必要性に対して共感できる場を設けることで、プロボノ提供者の功労を称えるとともに地域へのプロボノ文化拡散にも寄与する計画である。

第2節 地域における知的財産インフラの構築

1. 概観

産業財産政策局 地域産業財産課 行政事務官 ユン・ゾンオ

特許庁は地域知的財産の創出・活用の戦略拠点として全国に「地域知的財産センター」を設置・運営している。地域知的財産センターは1978年から特許資料の利用を目的として15の市・道商工会議所を指定・運営していた「地方特許資料閲覧所」にその原点がある。2000年に同閲覧所を「地域特許情報支援センター」に改編し、特許情報サービス及び知的財産権関連相談などを提供した。そして、2004年1月に再び改編を行い、地域知的財産センターとして機能を強化し、地域の特性とニーズに合わせたカスタマイズ型サービスを提供している。

2. 地域知的財産センターの運営及びIP創造Zoneの構築

産業財産政策局 地域産業財産課 書記官 ユン・ヒョンジン
 地域産業財産課 行政事務官 イム・チェギ

イ. 推進背景及び概要

特許庁は全国に25の地域知的財産センターを設置・運営(自立型知的財産センター2カ所を除く)している。同センターを通じて知的財産権の総合相談、知的財産権の総合コンサルティング、訪問型知財権教育及び地域関係機関との多様な協力事業を展開している。

一方、2014年には江原、光州、大邱、釜山の地域知的財産センターに、2015年には仁川、全北の地域知的財産センターに、2016年には済州、忠南地域知的財産センターに、2017年には慶北、蔚山地域知的財産センターに、2018年には京畿、忠北、ソウル、大田、慶南、全南地域に、2019年には世宗に「IP創造Zone」を設置することで全国17

の広域圏基盤を完了し、このようなインフラを基に予備創業者のアイデアに対する知的財産・創業教育とコンサルティングを支援するプログラムを展開している。

ロ. 推進内容及び成果

特許庁は地方化時代を迎え、地域知的財産センターを地域の知的財産権創出支援と創業促進のための総合インフラとして機能させ、地域の発明ムード作りと同時に知的財産権創出の促進及び積極的な活用を目指している。

地域知的財産センターは特許、ブランド、デザインなど知的財産総合コンサルティング及び総合相談サービスを提供し、知的財産基盤を構築するための知的財産説明会及び教育課程を運営することで、地域の知的財産権に対するニーズをユーザーに近い場所で満足させることで顧客価値経営を実現している。

2006年に本格的に自治体マッチング事業を始め、地域住民及び中小企業に対する知財権教育、特許情報総合コンサルティングなど様々な新規事業の開発と事業予算の拡大を通じて地域知的財産センターが地域における知的財産権創出の前進基地となった。2019年には地域の知的財産インフラ構築のために発明振興イベント29回、自治体公務員懇談会・ワークショップ29回、IP経営者クラブ92回を開催した。

このように地域知的財産センターという知的財産権総合支援体制の構築を通じたワンストップサービスを提供することで、地域知的財産権の創出・活用を促進して地域の経済活性化に貢献している。

一方、「IP創造Zone」を通じてアイデア発想から特許調査を通じた事業アイテムの具体化、事業計画策定教育、創業コンサルティングを通じた事業化連携を支援している。

2020年には計71期数、1,178人が教育を修了し、IP礎(デディムドル)プログラムを通じて261人の創業者を育成し、312件の事業アイテムが他事業に繋がって創業の夢を

叶える土台となった。

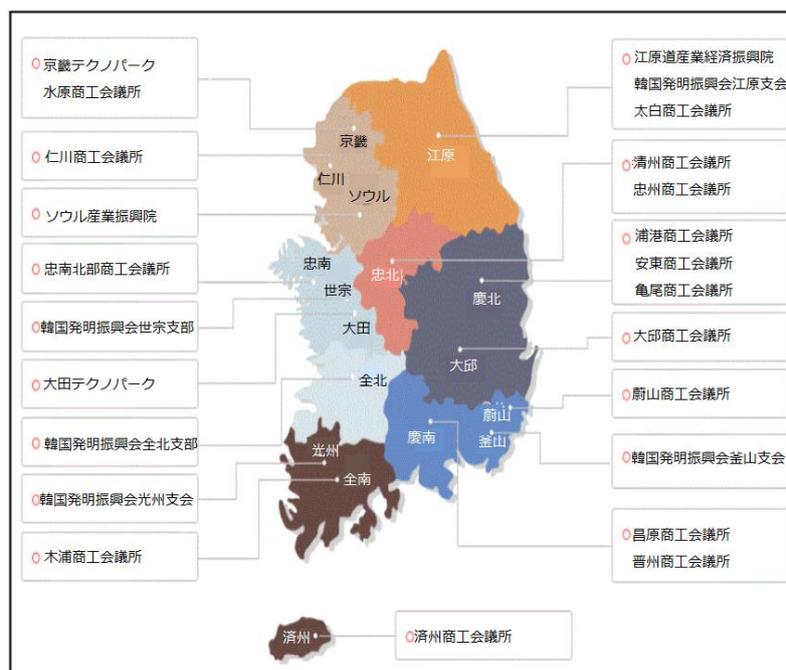
ハ. 評価及び発展方向

特許庁は地域知的財産センターの機能を知的財産の創出支援から保護・活用はもちろん新知的財産権分野まで包括させ、知的財産基盤の中小企業支援拠点として育成する計画である。そのために地域環境に適したカスタマイズ型知的財産政策の策定を支援し、産・官・学界の参加を呼びかける地域機関との共同事業及び協力システムをさらに強化していく計画である。

また、IP創造Zoneを通じて発掘されたアイデアに対する創業及び事業連携コンサルティング支援、創造経済革新センターを通じたアイデア相談窓口の運営を続けていく予定である。

一方、地域知的財産センターを地域のIP拠点機関として発展させるため、専門コンサルタント中心のIPコンサルティングも強化していく計画である。

<図V-2-5> 地域知的財産センターの状況



＜表V-2-12＞地域知的財産センターの設置運営状況

No	センター名	運営機関	連絡先	登録日	住所
1	ソウル知的財産センター	ソウル産業振興院	02-2222-3860	2009.02.18.	ソウル市麻浦区ワールドカップ北路400ソウル産業振興院13F
2	京畿知的財産センター	京畿テクノパーク	031-500-3043	2003.10.16.	京畿道安山市常緑区海岸路705、京畿テクノパーク支援便宜棟1階
3	仁川知的財産センター	仁川商工会議所	032-810-2882	2001.07.01.	仁川広域市南東区ウンボン路60番ギル46、仁川商工会議所6階
4	江原知的財産センター	江原道経済振興院	033-749-3326	2001.07.01.	江原道原州市好楮路47江原道経済振興院1F
5	忠南知的財産センター	忠南北部商工会議所	041-559-5746	2001.07.01.	忠南天安市西北区広場路215、忠南北部商工会議所
6	世宗知的財産センター	韓国発明振興会(世宗支部)	044-998-1000	2018.10.30.	世宗特別自治市鳥致院邑郡廳路93世宗SBプラザ402号
7	大田知的財産センター	大田テクノパーク	042-251-2890	2008.04.01.	大田広域市中区中央路119(宣化洞)、D∞-Station15階
8	忠北知的財産センター	清州商工会議所	043-229-2732	2001.07.01.	忠北清州市上党区上党路106、清州商工会議所1階
9	釜山知的財産センター	韓国発明振興会(釜山支会)	051-645-9683	2001.07.01.	釜山広域市沙上区ハッカムデロ257、ボセンビル3階
10	蔚山知的財産センター	蔚山商工会議所	052-228-3087	2001.07.01.	蔚山広域市南区トッジッ路97、蔚山商工会議所2階
11	大邱知的財産センター	大邱商工会議所	053-242-8079	2001.07.01.	大邱広域市東区東大邱路457、大邱商工会議所5階
12	慶北知的財産センター	浦港商工会議所	054-274-5533	2001.07.01.	慶北浦港市南区ポスコ大路333、浦港商工会議所2階
13	慶南知的財産センター	昌原商工会議所	055-210-3085	2001.07.01.	慶南昌原市義昌区中央大路166、昌原商工会議所1階
14	全南知的財産センター	木浦商工会議所	061-242-8587	2005.07.01.	全南務安郡三郷邑五龍3ギル2、全南中小企業総合支援センター4階
15	光州知的財産センター	韓国発明振興会(光州支部)	062-954-3841	2001.07.01.	光州広域市北区チュアム路249、INNO-BIZセンター7階(月出洞987)
16	全北知的財産センター	韓国発明振興会(全北支部)	063-252-9301	2014.03.26.	全北全州市徳津区盤龍路109、全北TPベンチャー支援棟105号
17	済州知的財産センター	済州商工会議所	064-755-2555	2001.07.01.	済州特別自治道済州市中央路217(二徒二洞)済州ベンチャーマル6階
18	京畿南部知的財産センター	水原商工会議所	031-244-8321	2001.07.01.	京畿道水原市長安区水城路311水原商工会議所1階
19	江原西部知的財産センター	韓国発明振興会(江原支会)	033-264-6580	2001.07.01.	江原道春川市江原大学キル1、江原大学ポドゥム館403号
20	江原南部知的財産センター	太白商工会議所	033-552-4779	2005.11.18.	江原道太白市黄池路188-1、太白商工会議所
21	忠北北部知的財産センター	忠州商工会議所	043-843-7005	2005.07.05.	忠北忠州市ウトム路31、忠州商工会議所1階
22	慶北北部知的財産センター	安東商工会議所	054-859-3093	2005.11.18.	慶北安東市祝祭場ギル240、安東商工会議所1階

23	慶北西部知的財産センター	亀尾商工会議所	054-454-6601	2001.07.01.	慶北亀尾市松亭大路120、亀尾商工会議所3階
24	慶南西部知的財産センター	晋州商工会議所	055-762-9411	2001.12.24.	慶南晋州市東晋路255、晋州商工会議所3階
25	忠南西部知的財産センター	瑞山商工会議所	041-663-0041	2020.01.16.	忠南瑞山市邑内3路28ソリムビル4階
26	富川知的財産センター	富川産業振興院	070-7094-5483	2005.07.05.	京畿道富川市遠美区平川路655富川TP401棟1503号
27	江陵知的財産センター	江陵商工会議所	033-643-4413	2003.10.16.	江原道江陵市総合運動場ギル88、江陵商工会議所5階

* 富川、江陵知的財産センター：人件費、事業費の国費支援なく運営機関が自律的に運営する「自立型知的財産センター」

3. 地域における知的財産権認識の向上

産業財産政策局 地域産業財産課 行政事務官 ユン・ジョンオ

イ. 地域知的財産フェスティバルの開催

1) 推進背景及び概要

特許庁は2006年から広域自治体と共同で地域の知財権状況に対して議論する地域巡回知財権フォーラムを開催した。2017年からは地域内の知的財産認識の拡散と発明文化作りのための地域住民参加型知的財産フェスティバルを開催している。

2) 推進内容及び成果

2020年には江原、全南など計2つの地域とともに地域知的財産フェスティバルを開催した。

2020年地域知的財産フェスティバルには自治体の首長、市・道議会議員、国会議員など地域の政策リーダーが参加した中で知的財産基盤の協力ネットワークを構築した。産・学・研とともに地域住民が参加できる多様な知的財産イベントを用意し、全住民の参加を促した。

＜表V-2-13＞2020年地域知的財産フェスティバル

地域	日付	主要内容
江原	10. 22. ～31.	江原科学技術大祝典、IP模擬投資オーディション、スタートアップIRピッチング特講、知的財産人材PRコンテスト、科学体験ショーなどを開催
全南	11. 26.	ウリ企業IP Story、第12回中小企業IP経営者大会、知的財産プロボノの成果報告、知的財産ゴールデンベル、オンライン市場、技術金融コネクト、リアルタイムIP相談などを運営

3) 評価及び発展方向

地域知的財産フェスティバルは、地域の特色と参加の流入要因を考慮し、IP採用博覧会、技術移転、発明体験など「IP融合・複合」をテーマに地域固有のIPフェスティバルを構成した。これを通じて地域における知的財産の重要性を共有し、地域住民の知的財産認識向上に貢献した。特に2020年にはオフラインでの開催が困難な状況で、非対面プログラムを発掘し、オンラインによる地域住民の関心を誘導するために努力した。

今後、特許庁は様々なプログラムを用意し、知的財産フェスティバルの質的向上を図るとともに、様々な経路で活性化・大衆化に向けて努力する予定である。さらに、地域企業及び産・学・研関係者と合同で技術を広報し、交流できる知財ビジネスの場として拡大していく計画である。

ロ. 地域知的財産政策協議会の開催

1) 推進背景及び概要

特許庁は2013年4月、17の広域自治体とともに地域知的財産政策を発掘し、知的財産に優しい政策を地方政府に広げる方法を模索するため、「地域知的財産政策協議会」を新設した。特許庁は政策協議会を通じて国家知的財産政策の方向を共有し、地域間

の知的財産格差問題を解消することで地域知的財産の活性化を誘導した。そこで特許庁は2013年4月11日に第1回政策協議会を開催し、以後毎年定例的な政策協議会を開催している。

2) 推進内容及び成果

2013年4月第1回政策協議会を始めに、毎年定例的に17の広域市・道とともに知的財産政策協議会を推進している。

2020年COVID-19感染予防のためにオンラインプラットフォームを活用したテレビ会議で行われた「第12回地域知的財産政策協議会」には特許庁産業財産政策局長の主宰の下で広域自治体の担当者13人と地域知的財産センター長ら22人が参加した。この場で効率的な地域IP政策支援のための知的財産創出支援及び創業促進事業改善案と政府政策と地域政策の間ギャップの最小化及び協業シナジー発生案について議論した。

具体的にはCOVID-19に対応するための地域企業への支援戦略及び対策、特許技術事業化の必要性と支援拡大などをテーマに議論を進めた。

3) 評価及び発展方向

知的財産政策に対する中央と地方の情報共有及び政策連携のために2013年初めて設立された「地域知的財産政策協議会」はこれまで計12回開催された。これは知的財産の創出・保護・活用システムの先進化政策を地方自治体とともに議論し、地域知的財産センターを中心とする協力案及び地域知的財産ガバナンス構築の第一歩と言える。

今後も特許庁は知的財産の創出・保護・活用システムを先進化し、地域間知的財産不均衡の解消、地域知的財産の活性化を通じた知的財産行政サービスの提供を目指して自治体及び関係省庁との知的財産政策協議会を定例的なコミュニケーションチャンネルとして持続していく計画である。

第3節 知的財産サービス産業の育成

1. 概観

産業財産政策局 産業財産政策課 工業主事 チャン・ナムジン

知的財産サービス産業とは知的財産権の創出・保護・活用を支援して新しい財貨やサービスを創り出す産業であり、調査・分析、取引、評価、コンサルティング、翻訳、教育など伝統的な事業領域から金融、経営・管理など高付加価値分野へその領域が広がりがつつある。

知的財産サービス産業は知的財産強国の実現に向けた国家知的財産政策の核心産業であり、企業経営における知的財産権紛争の増加、企業価値における知的財産比重の増加などで知的財産の重要性が増しており、今後成長可能性の高い産業である。また、知的財産サービス産業の育成は国家知的財産基本計画1次及び2次の20大戦略目標中の一つであり、知的財産を基に技術間の融合が求められる第4次産業革命時代を迎えてその重要性がさらに強調されている。

知的財産サービス産業は研究開発段階から活用(事業化)段階に至るまで知的財産を創出・保護・活用する過程で発生する中間需要を支援するため、全産業にわたって影響を及ぼしている。このような産業的特性によって付加価値と雇用誘発効果が高い。IPサービス業の付加価値率は70.1%(全産業平均:37.8%)、付加価値誘発係数は0.916(全産業平均:0.726)で他産業より高い付加価値を持つ。また、IPサービス業に対して10億ウォンを投資する場合、21人の雇用誘発効果があると推定される。(IPサービス業の経済的な効果に関する研究、2012、韓国知的財産研究院)

韓国は特許出願世界4位(2020年)、GDP比内国人特許出願世界1位(2019年)であることを考えると、今後知的財産サービス業の成長可能性が非常に高い。しかし、国内知的財産サービス産業は知的財産の重要性に対する社会的な認識と知的財産侵害に対する問題意識の不足及び制度上の処罰不足などでまだ市場が活性化されていない状況で

ある。したがって国家知的財産の競争力を確保し、良質な雇用を創出するためには、知的財産サービス業の市場規模を拡大し、全般的な能力を強化する政策支援が求められる。

2. 知的財産サービス市場の需要拡大

産業財産政策局 産業財産政策課 工業主事 チャン・ナムジン

イ. 推進背景及び概要

最近特許出願及び紛争などの増加によって海外では知的財産サービス産業が主要産業として浮上しているが、2017年基準で国内知的財産サービス産業の市場規模は約9,914億ウォン(知的財産出願・登録及び紛争・訴訟代理を除く)、雇用規模も約14,124人に過ぎないものと推定されている。これは国内サービス業全体の売上高(1,900兆ウォン、2016年)の0.05%に過ぎない水準で、知的財産サービス市場がまだ初期段階であり、関連企業もまた零細な状況である。

このように市場が成熟しておらず、まだ基盤が整えられていない状況の中で知的財産サービス企業は生き残りに苦戦している。特に、海外市場の場合個別企業の能力だけでは市場参入に限界があるため、政策を通じた体系的な支援が求められている。

これを通じて知的財産サービス市場が成長し、高品質のサービスが提供されれば、企業、大学、研究機関など国家全体の知的財産競争力が高まると期待され、雇用創出及び経済発展にも寄与すると見られる。

ロ. 推進内容及び成果

1) 知的財産サービス産業の支援根拠作り

特許庁は2014年1月に発明振興法を改正して知的財産サービス支援政策の推進根拠

を作ると同時に育成分野を具体化した。

既存法律(知的財産基本法)に政府は知的財産サービス業を育成しなければならないという内容が盛り込まれていたが、その主体が具体的に特定されておらず、実質的な政策につながらない限界があった。そこで、発明振興法では特許庁に知的財産サービス業育成施策を策定させて関連業務を行わせることで、知的財産の主務省庁として支援政策が推進できる根拠を作った。また、既存法律上知的財産サービス業は調査・分析過程で作られる情報を加工して財貨やサービスを創出するサービスだけを指していたが、改正法律はそれに加えて教育・相談・広報・金融・保険などの業務を含めて支援分野を拡大した。

2) 知的財産サービス資格検定制度の施行

特許庁は知的財産サービス分野における優秀・高級人材の識別システムを構築し、高級人材を持続的に育成するための基盤を構築するため、専門資格制度を2013年から施行している。

<図V-2-6> 資格制度の機能



知的財産検定試験の導入に関する研究委託の結果と知的財産問題銀行を基に知的財産教材を開発して特許事務所及び専門会社など知的財産サービス従事者たちに教育を実施するとともに、資格制度専門家会議を通じて細部検定運営・管理方策を策定し、IP情報検索士、IP情報分析士及びIP翻訳士の資格検定試験を施行している。

＜表V-2-14＞資格検定試験の施行状況

2020年実施資格検定		受験者数(人)	合格者数(人)	合格率(%)	備考
IP情報検索士(IPS)	一般(GL)	225	150	66.6	定時1回、随時15回
	高級(PRO)	100	82	82.0	定時2回
IP情報分析士(IPA)		22	14	63.6	提示1回
IP翻訳士 (IPT、韓→英)	2級	15	7	46.7	定時1回
	3級	41	30	73.2	定時1回

3) 知的財産サービス産業の海外進出及び国内販路開拓支援

特許庁は零細な国内知的財産サービス企業の海外進出及び国内販路開拓を促進するため、海外有名展示会と国内主要セミナーに知的財産サービス企業が参加できるように支援している。

海外進出の場合、個別企業の努力だけでは限界があるため、企業、関係省庁、関係機関で構成された協議体を構成して総合的な支援を実施し、韓国知的財産サービス協会を通じて欧州特許庁特許情報コンファレンス(PIC)、日本特許情報フェア&コンファレンス(PIFC)など海外主要国展示会への参加を支援し、国内企業の広報、海外動向把握、ネットワーク形成などの機会を提供した。2019年までオフライン参加を支援したが、2020年にはCOVID-19パンデミックによって非対面オンライン参加を支援した。

＜図V-2-7＞日本特許情報フェア&
コンファレンス



＜図V-2-8＞ドイツIP TECH SUMMIT



＜図V-2-9＞米国国際商標協会
アニ
ュアルコンファレンス



＜図V-2-10＞EPO特許情報コンファ
レンス



また、国内市場の活性化のため、ソウル国際発明展示会、大韓民国ソフトウェア大
展など、国内開催の国際展示会への参加を支援した。

このような取り組みで最近国内特許翻訳及びコンサルティング企業2社の海外売
上が3年間で300%以上増加した。(A社：7.4億ウォン→32.8億ウォン、B社：3億ウォ
ン→13億ウォン)

＜図V-2-11＞ソウル国際発明展
示
会



＜図V-2-12＞大韓民国ソフトウェ
ア大
典



ハ. 評価及び発展方向

特許庁は零細な知的財産サービス産業を育成するため、具体的な法的根拠を設ける
と同時に、知的財産調査・分析及び翻訳資格検定制度を施行することで知的財産サー

ビス人材の能力向上を支援した。また、海外進出及び国内販路開拓の支援を通じて知的財産サービスに対する認識向上と需要活性化に寄与した。

しかし、国内の知的財産サービス産業はまだ初期市場段階で自発的な需要が不十分であり、政府の積極的な支援が必要な状況である。したがって特許庁は知的財産サービス産業の競争力を強化するため、多様な支援事業連携などを通じて知的財産サービスの高度化・多様化、知的財産サービス産業インフラの革新など具体的かつ強化された支援政策を講じて推進する計画である。

3. 知的財産サービス業関連専門人材の育成

産業財産政策局 産業財産政策課 工業主事 チャン・ナムジン

イ. 推進背景及び概要

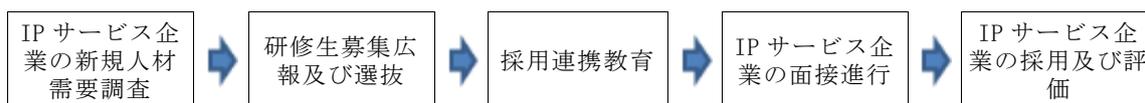
知的財産サービスは高度の専門知識と能力を備えた専門人材の確保が欠かせないが、初期段階である国内の知的財産サービス市場では知的財産サービス能力と専門技術知識を備えた人材の確保が容易ではない。さらに知的財産サービス企業に人材を供給するための教育インフラが不十分であることは、知的財産サービス企業にとって専門人材の不足とともに大きな課題となっている。国内知的財産サービス関連企業を対象にした調査では、全体の39.5% (2018知的財産サービス産業の国内外現状実態調査) が知的財産専門人材が不足していると認識していることがわかった。そこで特許庁は知的財産サービス市場における専門人材不足及び人材育成システムの不在という問題を解決する一方、雇用創出のために2011年から採用連携教育支援を推進している。

ロ. 推進内容及び成果

特許庁は未就業大学生、R&D退職人材などを研修生として選抜して知的財産サービス市場が求めている実務中心の教育を実施し、以後教育修了生が知的財産サービス企

業に就業または創業するよう誘導することで、知的財産サービスの発展に寄与する専門人材を育成している。採用連携教育課程はIPサービスアカデミー、IP翻訳アカデミー、IP事務管理員、商標調査/分析専門家養成教育(2020年新設)課程に分けて実施する。

<図V-2-13> 知的財産サービス採用連携教育のプロセス

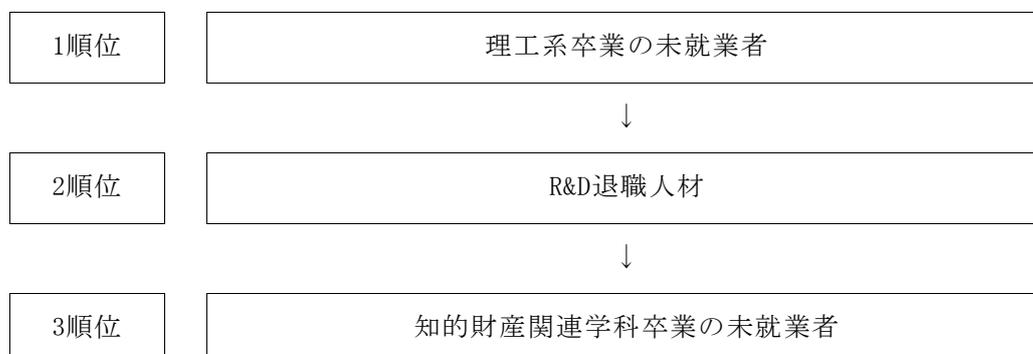


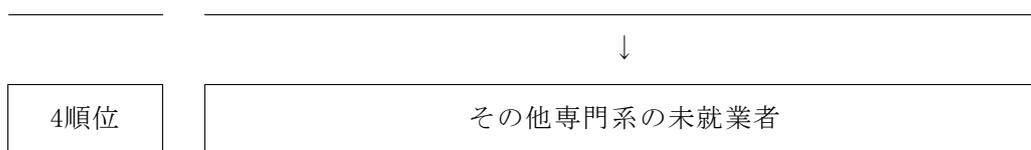
1) 教育広報及び研修生の選抜

教育広報及び優秀研修生の選抜のために全国の主要大学及び韓国特許戦略開発院、韓国特許情報院などの関係機関ネットワークを活用し、採用情報サイト及び就職関連コミュニティなどを通じて本教育の趣旨と内容を広報した。また、R&D退職人材を選抜するため、ハイキャリア科学技術者、研究開発特区支援本部などのホームページを活用した。

研修生募集の結果、計364人が教育参加を志願し、1.2 : 1の競争率を記録した。このうち知的財産専門人材育成という教育の趣旨を活かすため、知的財産サービス市場で好まれる理工系卒業生及びR&D退職人材などを優先して研修生を選抜した結果、計306人の研修生を選抜した。

<図V-2-14> 研修生選抜の優先順位





2) 知的財産教育の実施

採用連携教育課程はIPサービスアカデミーとIP翻訳アカデミー、IP事務管理員育成教育に続いて新設した商標調査/分析専門家養成教育課程に分けて実施した。各教育課程はIPサービスに対する専門的な内容を提供すると同時に、採用支援教育ということ踏まえて研修生が就業後に必要な職場及びビジネスマナーなど就職に実際役立つ内容を取り入れた。

IPサービスアカデミー2回、IP翻訳アカデミー1回、商標調査/分析教育1回、IP事務管理員課程2回の教育が行われた。全体教育修了生は282人で、修了者のうち男性(96人)より女性(186人)の比率が高かった。

<図V-2-15> 2020年IPサービスアカデミー



3) 知的財産サービス企業採用との連携

採用連携教育の趣旨を活かすため、教育開始前から採用を希望する企業を把握した後、教育が始まると企業に研修生リストを提供した。書類審査を経て採用意思のある企業は教育1週目から面接を始め、教育終了後まで引き続き採用プロセスを進めた。

このような採用連携教育の結果、計206人(73%)が採用される成果を収めた。これ
413/694

を課程別に見ると、IPサービスアカデミーを通じて92人、IP翻訳アカデミーを通じて37人、商標調査/分析養成教育15人、IP事務管理員課程から62人が各々採用された。

＜図V-2-16＞採用連携プロセス



ハ. 評価及び発展方向

知的財産サービス採用連携教育に対するアンケート調査を行った結果、80%が満足していることがわかった。特に、知的財産サービス業の多様な職務に対する理解と知的財産サービス業界へと就職方向を決める上で大いに役立ったという意見が多かった。

教育運営に対するアンケート調査の結果、個人/チームプロジェクト実習など実習教育に対するニーズが高く、持続的に実習中心の教育を行う予定である。また、特許一般及び翻訳分野の他に、専門人材育成が難しいものの企業採用需要はある分野の課程を追加開発して運営する予定である。

また、教育満足度だけでなく採用連携率(就業率73%)も高く、事業成果が大きいことがわかった。そこで特許庁は知的財産サービス人材の新規採用需要を調査して採用連携教育を拡大し、知的財産サービス企業への採用連携とともに中小・ベンチャー企業に対する採用連携を同時進行して専門人材の知的財産サービス市場への流入を拡大することで、知的財産サービス産業の競争力を強化する計画である。

4. 知的財産サービス研究開発支援

産業財産政策局 産業財産政策課 工業主事 チャン・ナムジン

イ. 推進背景及び概要

世界的に知識産業及び科学技術の急成長に伴い、知識財産を活用したビジネスも増加している。グローバル企業は経済的価値を創出するため、知的財産そのものをビジネスの核心手段として活用している。このような知財の重要性にもかかわらず、国内の知財活用サービスは調査・分析など一部を除いては人的資源に基づく報告書作成形態の単純な外注サービスがほとんどである。特に海外の知的財産サービス企業は競争力のある知的財産サービスモデルを通じて国内市場に参入しているが、一方国内知的財産サービス企業のサービスモデルは国際競争力を備えていないのが現状である。このような状況を代弁するかのよう、知識財産サービス企業は企業に対する投資支援(53.4%)とビジネスモデルの発掘支援(22.1%)を政策課題として要求している。そこで特許庁は知的財産情報を活用した革新的かつ付加価値の高いサービスを提供できるよう知的財産サービス企業の研究開発活動を支援している。

ロ. 推進内容及び成果

特許庁は2020年に初めて知的財産サービス企業を対象に優れたサービスアイデアを調査・選定し、企業がビジネスモデルを考案してテストサービスを開発できるよう支援した。事業に参加する主体としては、アイデアを提示してサービスを事業化しようとする主管機関、主管機関の事業アイデアに対するビジネス戦略の策定とテストサービス開発を支援する参加機関、主管機関及び参加機関の活動を支援する専担機関で構成されている。

1) 差別化されたビジネスモデルの研究開発

2020年研究開発支援課題は10課題を募集したが、知的財産サービスの研究開発を希望する45社の企業が参加して4.5倍の競争率を記録するほど、知的財産サービス企業は新しい知的財産サービスの研究開発に対する意志と関心を示した。知的財産サービスの研究開発支援を通じて様々な事業アイデアに市場性及び成長可能性を分析し、開

発戦略を立てた。

2) 研究開発の後続連携及び販路支援

知的財産サービスの研究開発支援を通じて開発したテストサービスを高度化する、もしくは販売できるよう、他省庁のR&D事業への連携活動を支援した。これを通じて優れた知的財産サービス研究開発の結果、4つの課題が中小企業ベンチャー部、科学技術情報通信部などの支援事業に選ばれ、15億ウォン相当の支援を受け、3億ウォンの投資誘致を確保した。

知的財産サービスの研究開発結果であるテストサービス及びビジネスモデルを広報するため、関係機関の担当者、VCなどを対象にサービスを紹介し、意見を聴取できるよう様々なネットワーキング活動を支援した。韓国内外のマーケティングのため、ヨーロッパEPOPICなど海外展示会の参加を支援し、ソウル国際発明展示会に知的財産サービス企業共同広報館の設置を支援した。特許庁が主催する国際特許情報博覧会への参加を希望する6社に仮想展示館の設置、広報動画及びパンフレットの制作、オンラインテレビ会議などを支援し、研究開発の結果及び企業の広報活動を支援した。

研究開発支援を受けた知的財産サービス企業は、テストサービスを基に米国の特許調査サービス企業と販売条件付きテストサービスを提供する業務協約を締結し、韓国ではテストサービスを経験した韓国産業技術振興協会と有償の特許分析サービスを定期的提供する業務協約を締結するなどの成果を上げた。

ハ. 評価及び発展方向

知的財産サービスの研究開発支援を通じて付加的には17人の雇用を創出し、事業領域の拡大に向けて海外法人与国内新規法人を各1社ずつ設立するなど、知的財産サービス産業活性化のための呼び水を提供した。

知的財産サービスの研究開発支援に参加した企業を対象に満足度調査を実施した結果、90%が満足していることがわかった。回答で企業は、単なるアイデアに止まっていたモノに対するビジネスモデルを考案し、テストサービスを開発する上で大いに役立ったという意見を示した。そして、ビジネスモデルとテストサービスを具体化し、高度化するためには、より多くの政策的支援が必要であるという要求もあった。

特許庁は急激に発展している人工知能、ビッグデータなど高度な技術を基盤とする知財サービス研究開発の結果をいち早く商用化して事業化できるよう、研究開発の実証・高度化支援システムを構築して推進する計画である。これを通じて民間知的財産サービス企業が主導する知的財産サービス生態系づくりに貢献することが期待される。

第4節 中小企業の知的財産創出・活用インフラの強化

1. 概観

産業財産政策局 産業財産活用課 行政事務官 パク・チャンスク

第4次産業革命時代の到来によって、世界の技術強国は技術覇権を握るために自国企業に対する財政支援及び租税支援制度を積極的に推進している。租税制度は国家財源を調達する財政的手段であるだけでなく、政府政策を効果的に実現するよう誘導する役割として活用される。主要国は研究開発の成果を広め、知的財産権及び技術を利用した事業化を促進するため、特許などの知的財産権所得に対する租税支援を拡大する傾向にある。

韓国も企業の革新と活発な研究開発活動を支援するための方策として、研究開発租税支援制度が極めて重要な部分を占めており、特許権、実用実案権、商標権、デザイン権などの知的財産権に関しても、租税の機能を利用して様々な活性化方策を試みている。中小企業の知的財産活動と知的財産関連産業の活性化を誘導するため、職務発明補償金や実施料収益などに対する所得税の減免、知的財産権の移転や貸出所得に対する所得税または法人税の減免などを推進しており、特許情報の調査・分析費用に対する税額控除制度も導入した。

特許庁は中小企業の知的財産関連費用の負担を緩和し、知的財産に対する正当な補償を通じて研究意欲を高めることができるよう、知的財産関連租税制度の改善、職務発明補償制度の活性化など様々な制度的努力を続けている。。

2. 知的財産税制改編の推進

産業財産政策局 産業財産政策課 主務官 イ・ウジョン

イ. 推進背景及び概要

中小企業の知的財産競争力強化に向けた特許庁の取り組みは多方面で行われている。このような取り組みの一環として、知的財産関連費用及び所得に対する税制上の支援方法を講じることは企業の負担を減らす役割を果たすと同時に、企業の知的財産経営活動を奨励する誘因策として機能する。

産業財産権によって発生する所得や費用に対する税制上の支援を可能とするため、発明振興法第40条では「政府は租税特例制限法で定めることに従って、発明の振興、産業財産権の出願と登録または産業財産権の譲渡と実施などによって発生する所得や費用に対する税制上の支援が可能である」と規定し、その法的根拠を設けている。しかし、現行の租税特例制限法規定では知的財産の活性化のための租税支援には限界があり、税制メリットに対する追加的な要請が必要な状況である。そこで、特許庁は企業の知的財産競争力向上と関連する租税制度の改善に向けて持続的に努力を傾けている。

ロ. 推進経過

特許庁は企業の知的財産活動を奨励するための租税支援策を模索し、それを関係省庁に建議する作業を持続的に行っている。

このような努力の結果、2014年には技術移転及び貸出所得に対する税額減免制度が導入され、R&D成果を拡散して技術移転が活性化できる基盤が整えられた。2018年には職務発明補償金の非課税限度額を300万ウォンから500万ウォンに増やして研究者の課税負担を減らした。

2017年には知的財産税制改善を今後5年間(2017~2022年)施行される第2次知的財産基本計画の長期課題として定めたが、技術取得金額に対する税額控除、技術移転所得及び技術貸出所得に対する税額減免拡大などがそれに該当する。

また、中小企業がR&D活動を通じて強い知識財産を創出するためには、事前企画段階で特許調査・分析が行われるようにする必要があるが、「特許情報の調査・分析」は既存国内外の特許情報を分析することで競合社の特許技術を回避し、最適の研究開発方向を提供することとなり、技術的問題に対する多角的な解決方法を導き出すことができるため、普遍的なR&D過程の一環として位置づけられている。

2020年にはこのような特許調査・分析費用を軽減するため、中小企業が特許調査・分析のために特許庁が指定した特許調査分析専門機関である産業財産権診断機関に支出した費用をR&D税額控除項目に新たに追加した。

ハ．評価及び今後の計画

租税特例制限法には企業のR&D投資に対して技術・人材開発費、準備金などに対する税額控除規定を設けている。研究開発投資に対する租税支援の主な目的は租税減免を通じて企業の研究開発活動を促進することである。しかし、残念なことに研究開発活動と密接な関係にある知的財産活動に対する租税支援は不十分な状況である。

そこで特許庁は創出-保護-活用に至る全過程で知識財産が活性化されるよう、各分野に対する支援を強化するための様々な租税支援策を講じている。知的財産共済掛金に対する税額控除、海外特許出願・登録・維持費用に対する税額控除などが導入できるよう企画財政部など関係省庁と持続的に協議を行う計画である。

3. 職務発明補償制度活性化の推進

産業財産政策局 産業財産活用課 主務官 イ・スンフン

イ．推進背景及び概要

職務発明とは従業員、法人の役員または公務員(以下「従業員など」とする)がその職務に関して発明したものが、性質上使用者・法人または国家や地方自治体(以下「使用者など」とする)の業務範囲に属し、その発明をした行為が従業員などの現在または過去の職務に属する発明である(発明振興法第2条第2号)。すなわち、職務発明は発明振興法上の概念で、一般的に従業員などが本人の職務遂行過程で創り出した発明といえる。また、発明振興法上の発明とは、特許法、実用新案法またはデザイン保護法によって保護される発明、考案及び創作であるため(発明振興法第2条第1号)、職務発明には特許法上保護される発明のみならず、実用新案法またはデザイン保護法上保護対象となる考案及び創作が含まれる。

韓国では職務発明に対する権利は発明者である従業員などに帰属(発明者主義)することになっており、従業員などの職務発明に対する権利を使用者などが承継したり、専用実施権を設定する場合には、契約や勤務規定に基づいて正当な補償をしなければならない(発明振興法第15条)。したがって、職務発明補償制度は従業員などの職務発明に対する権利を使用者などが承継して所有する、もしくは専用実施権を設定する代わりにそれに対する正当な補償をする制度といえる。但し、職務発明の場合、従業員などが職務発明を創出できる基盤である研究費や研究施設などを提供するなど使用者の寄与があつてこそ可能であるため、従業員と使用者間の合理的な利益調整が必須であるという点で一般的な権利移転による反対給付の提供とは区別される。

<表V-2-15> 韓国法人の特許出願の推移

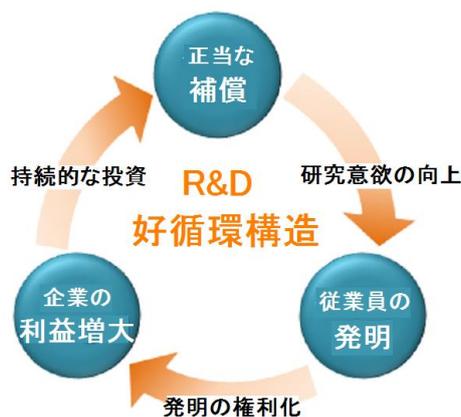
(単位：件、%)

区分	2013年	2014年	2015年	2016年	2017年	2018年	2019年	2020年
個人出願(A)	38,356	39,041	41,972	40,878	41,671	42,487	44,552	44,886
法人出願(B)	166,233	171,251	171,722	167,952	163,104	167,505	174,423	181,873
計(C)	204,589	210,292	213,694	208,830	204,775	209,992	218,975	226,759
法人出願比重(B/C)	81.3%	81.4%	80.4%	80.4%	79.7%	79.8%	79.7%	80.2%

職務発明が重要な理由は、今日多くの核心・源泉技術が企業・研究機関及び大学など法人主導の下に開発されており、法人で開発される発明の多くは職務発明ということにある。

職務発明制度を通じて使用者などは職務発明を簡単に権利化し、独占的な権利を基に迅速に事業化することで売上を高めて利潤を創出する。一方、従業員は職務発明に対する正当な補償を受け取ることで、創造的な発明に邁進できるため、使用者、従業員がともにウィンーウィン(Win-Win)できる。

＜図V-2-17＞職務発明制度のメカニズム



そこで特許庁は国内企業が職務発明補償制度を手軽に導入して運営できるようにするため、職務発明補償優秀企業認証の施行、中小・中堅企業に対する職務発明制度無料コンサルティング、職務発明補償制度説明会、職務発明制度の改善に向けた専門家諮問会議及び支援を受ける企業の懇談会開催、中小企業関連展示会内に職務発明関連相談ブースの運営など様々な支援を施行している。

ロ. 推進内容及び成果

特許庁は職務発明制度が韓国の産業発展及び知識財産に対する正当な補償文化の基礎になるという認識の下で発明振興法令を改正し、職務発明補償規定を設け、模範的に運営する企業を職務発明補償優秀企業として選定して様々な支援が提供できる根拠

を作った。2013年4月から職務発明補償優秀企業認証を実施し、2020年末基準で合計1,208社の企業を優秀企業として認証した。。

<図V-2-18>職務発明補償優秀企業の認証プロセス



職務発明補償優秀企業として認証を受けた企業は特許、実用新案及びデザイン出願に対する優先審査資格付与と4~6年次登録料に対して追加20%減免を受けることができると同時に、特許庁、中小ベンチャー企業部及び科学技術情報通信部の支援事業に参加する際に加点が与えられる。また、2021年からはSGIソウル保証保険加入の際は優遇(保険料割引、保証限度の拡大、信用管理コンサルティングの無償提供など)対象となる。

<表V-2-16>職務発明補償優秀企業に対するインセンティブ状況

<p>▶ 政府支援事業に参加する際に加点を付与</p> <p>(特許庁) IP 事業化連携評価支援事業、優秀発明品優先購買推薦事業、IP 製品革新支援事業、知財権連携研究開発(IP R&D)戦略支援事業、中小企業 IP 即時支援事業</p> <p>(中小ベンチャー企業部) 創業成長技術開発事業、産学研 Collabo R&D 事業、中小企業 R&D 企画能力向上事業、中小企業技術革新開発事業、商用化技術開発事業、現場需要カスタマイズ型防疫物品技術開発事業、製造中小企業グローバル能力強化事業、スマートセンサー先導プロジェクト技術開発、小商工人自営業者のための生活革新型技術開発、海外認証/規格適合製品 R&D、海外源泉技術商用化 R&D</p> <p>(科学技術情報通信部) グローバル SW 専門企業育成事業</p> <p>▶ 特許・実用新案及びデザイン出願に対する優先審査対象</p>
--

- ▶ 特許・実用新案及びデザインの4～6年次登録料20%追加減免
- ▶ SGI ソウル保証保険加入の際に優遇対象(保険料10%割引、保証限度の拡大、信用管理コンサルティングの無償提供、中小企業役職員の教育プラットフォーム支援)

一方、専門人材や専門組織がなく職務発明制度の導入や運営に困難を覚えている中小・中堅企業を支援するため、専門家が直接企業の職務発明と関連する現状を診断して企業に適した職務発明補償規定を整備したり、職務発明制度の運営と関連する問題解決を支援する方式の職務発明制度コンサルティングを行った。さらに、職務発明制度に対する国内企業の理解を深めるため、企業の従業員や役員を対象に職務発明制度に対する説明会を開催し、職務発明補償規定の導入手続き、職務発明審議委員会の構成及び運営方法、職務発明承継手続きなど職務発明補償規定の導入及び運営全般に活用できる業務マニュアルを制作・配布し、IP能力が不十分な中小企業担当者が実務に活用できるよう支援している。

＜図V-2-19＞職務発明制度説明会



また、弁理士などの専門家とのコンサルティング及び認証制度の支援を受けた企業を対象に「職務発明制度発展方策協議会」、「職務発明活性化事業諮問会議」を開催し、職務発明制度に関する主な問題に対する情報を共有するとともに、制度運営に関する問題点などについて意見を聴取して改善策を模索する機会を設けた。

また、「第55回発明の日記念式」、「2020大韓民国知的財産大展」イベントの一環として職務発明制度広報館を運営し、参観客を対象に職務発明制度の現場相談を行い、

職務発明制度に対する認識を広めるために努力した。

<図 V-2-20> 職務発明制度広報館の運営



<表 V-2-17> 国内企業の職務発明補償優秀企業の認証状況

年度	2013年	2014年	2015年	2016年	2017年	2018年	2019年	2020年
申請	120	152	162	180	257	259	309	346
認証	91	132	123	131	147	147	184	253

ハ. 評価及び今後の計画

首都圏に集中しているコンサルティング支援事業の地域配分のため、地方を中心に職務発明制度説明会を開催して事業を集中的に広報することで、地場企業の参加を呼びかけてきたが、2020年コンサルティング参加企業の地域別分布は依然としてソウル・京畿地域が全体の61.5%を占め、一部地方の場合コンサルティング申請など参加率が低いことがわかった。したがって、今後地域知的財産センター(RIPC)及びテクノパーク、創造経済革新センターなど地域中小企業関連機関などと積極的に協力し、オンライン・オフライン職務発明制度の説明会及びセミナーを拡大実施する予定である。特に、非首都圏地域の場合、事前広報を通じて該当地域の中小企業の参加を積極的に呼びかける一方、企業のニーズに応じたカスタマイズ型コンサルティングを提供する計画である。

また、職務発明補償優秀企業認証制申請企業の書類提出負担を減らし、認証制を効率的に運営するために関連規定を整備する予定であり、職務発明補償優秀企業として認証を受けた企業に与えるメリットを増やしていくことで、より多くの企業が職務発明補償規定を設けて運営できるように誘因を提供することで、産業現場で職務発明に対する正当な補償文化が定着するよう努める計画である。

また、近年職務発明補償金に関する訴訟が増加しており、企業・法曹界・公共機関などから制度改善に対する要求が提起されていることから、職務発明制度全般にわたる問題を点検し、様々な現場の意見に耳を傾け、従業員と使用者間の利害関係の調整及び共生のためのバランスの取れた制度改善方策を講じていく計画である。

4. 知的財産経営認証制度の運営

産業財産政策局 地域産業財産課 行政主事 ホ・ジュンホ

イ. 推進背景及び概要

第3次産業革命(ITと産業の結合)までの工場自動化は予め入力されたプログラムに従って生産施設が手動で動くものを意味した。一方、第4次産業革命における生産設備は製品と状況によって能動的に作業方式を決め、企業の経営方法にも変化が予想される。しがたって知的財産の創出－保護－活動の知的財産ライフサイクルを活用した企業の知的財産管理も変化が求められている。

かつて知的財産の重要性に対する認識不足によって知的財産権確保の努力が足りなかったが、最近知的財産権紛争が 이슈 となって知的財産権に対する関心が高まっている。さらに、攻撃的なR&D投資や技術移転などを通じて知的財産権を確保することで企業価値を高める事例も増加傾向にあり、知的財産権を通じた価値創出の重要性が増している。今や知的財産は企業経営において価値創出を超えて多様な方式で管理・活用されている。もはや知的財産は企業の発生、変更、消滅の全領域において影

響を及ぼしていると言える。

企業経営における知的財産権の重要性にもかかわらず、限られた規模の予算・人材で多数企業の知的財産能力を高めるには限界がある。したがって、従来の支援事業の他に中小企業現場に知的財産経営を広めるための誘引策が必要である。

そこで、特許庁は知的財産経営を中小企業の普遍的な経営方法として広め、知的財産経営企業の信頼性を高めるため、2015年にパイロット事業を始め、2016年に知的財産経営認証事業を本格的にスタートした。

ロ．主要内容及び成果

知的財産経営認証事業を推進するため、知的財産基本法、発明振興法及び同法施行令を改正して法的根拠を作り、特許庁告示で知的財産経営認証運営要領を制定して2016年4月28日に施行した。

体系的な審査及び認証のため、現場評価を除く自己診断、書類審査、認証認否の決定窓口を経営認証ホームページ(www.ipcert.or.kr)に一元化し、申請企業及び認証状況を管理するためにオンラインシステムを構築した。

＜図V-2-21＞知的財産経営認証オンラインシステム



特に、2017年からは脱落企業に対する事後管理の側面から知的財産経営メンタリングプログラムを設けた。このプログラムを通じて脱落企業が積極的に知的財産能力を高め、認証を獲得する事例が増えている。

最近ではSRT広告映像の上映や知的財産経営者団体のネットワークを活用した広報など認証制度への関心を高めるために取り組んでいる。経営認証サーバーの改善などシステムの高度化及び審査プロセスの簡素化で、参加企業の利便性も高めてきた。このような努力の結果、知的財産経営認証申請企業は、制度施行5年で累積1,000社を超えた。

＜表V-2-18＞知的財産経営認証の実績

区分	2016	2017	2018	2019	2020	合計(累積)
申請企業	80	225	268	213	260	1,046
認証企業	53	150	180	154	197	734

知的財産経営認証の申請対象は中小企業基本法第2条に基づく中小企業であり、年中常時申請可能である。申請手数料は2018年6月から33万ウォン(既存66万ウォンか

ら一時的減免状態)で運営している。COVID-19で経営難に陥っている中小企業のため、手数料減免は持続する計画である。

国内外的に中小企業の経営が困難な環境であったにもかかわらず、2020年に260社が申請し、197社が認証を受け、認証率は75.7%を記録した。認証申請率は首都圏・江原圏及び嶺南圏が各30.4%で最も高く、申請比の認証率は忠清圏で90%と最も高かった。

認証申請企業は国内外の産業財産権保有件数など10項目で70点以上(100点満点)獲得した場合、認証を受けることができる。認証企業には特許庁長が発行した認証書が提供され、認証企業であることを知らせる扁額も一緒に提供され、認証企業から好評を得ている。

<表V-2-19> 知的財産経営認証の審査項目

審査項目	配点
知的財産担当組織及び人材	10点
職務発明の活性化	5点
国内外産業財産権の出願実績	8点
国内外産業財産権の保有件数	16点
知的財産権教育	5点
研究開発人材及び金額	12点
知的財産権の動向把握及び活用	21点
知的財産権適用製品の売上比重	8点
知的財産権の実施権など活用	8点
知的財産権紛争の事前点検	7点

より多くの中小企業が知財経営認証が取得できるようにするため、制度運営初期か

ら様々な認証企業向け支援施策を設けた。特許庁の特許・実用・デザイン権年次料20%追加減免、特許庁が主管した一部支援事業に参加する時の加点付与、中小企業政策資金融資事業のうち開発技術事業化資金支援対象企業、韓国放送広告振興公社のTV・ラジオ放送広告費70%割引などがそれである。今後も中小企業にプラスになる特典を発掘し、追加していく計画である。

ハ. 評価及び発展方向

知的財産経営認証率の場合は2017年66.7%、2018年67.2%、2019年72.3%、2020年75.7%を記録し、上昇傾向にある。しかし、全国中小企業数(2019年75万社、営利法人基準/統計庁)に比べて知的財産経営認証累積企業数は0.14%に過ぎず、同制度は第一歩を踏み出したといえる。

知財経営の継続的な広報とともに、認証企業に実質的に役立つ制度・政策を拡大していくことが重要である。これは中小企業が知的財産経営を導入する上で最大の動機づけになる。

最後に、認証審査の品質を維持するため、審査員教育及び中小企業知的財産経営の懸案問題点、改善事項を導出し、認証審査に反映する方向で制度を運営していく必要がある。

第6編 知的財産人材育成及び国民向けサービスの改善

第1章 国民向け知的財産教育環境の構築

第1節 知的財産専門人材の育成

1. 概観

産業財産政策局 産業財産人材課 行政事務官 キム・ヒョンア

経済専門家らは、第四次産業革命を技術に盛り込むソフトウェア・コンテンツ・アイデアを含む包括的な概念で説明している。これにより、今後ますます知的財産権分野が拡大するものと窺える。さまざまな技術分野において、知的財産を理解し作り出せる創意的な人材育成が国際競争力の基盤となるため、そのための準備が必要である。

特許庁はこれまで創意的で融合的なマインドを備えた人材育成が国家競争力の中核的要素とみて、政府省庁共同による協力システムを構築し、知的財産専門人材の育成に向けて中長期総合計画(第2次国家知的財産人材育成総合計画(2017年～2021年))を策定し取り組んでいる。

特許庁は大学における知的財産教育を十数年間実施してきており、理工学部の学生を創意的な知的財産能力を備えた研究者に育成するために教育課程の構築等を支援してきた。また、第四次産業革命時代が到来する前から知的財産を基盤にした多様な学問間の融合教育を実施している。大学の自立的な知的財産教育の基盤を構築するために知的財産専門担当教授の任用等を支援し、知的財産の標準教育課程を開発して全国の大学に普及するとともに、大学教授向けに知的財産の基礎から上級まで様々な教育課程の運営を通じて知的財産の認識向上及び専門性の強化に努めている。

この他、キャンパス特許戦略ユニバーシアード、D2Bデザインフェア等、企業と大学が協力して創意的なアイデアを発掘し、問題を解決する多様な産学協力プログラムを運営している。このプログラムを通じ、参加企業は多様なアイデアを活用して企業

の問題を解決するだけでなく、優秀な知的財産の人材を確保することができ、また、学生は知的財産を基盤とするアイデアの発掘及び商品化の経験を通じて就業・創業の競争力を高めることができる。

そして、現在熾烈に行われているグローバル特許戦争に効果的に対応し、企業の知的財産経営基盤の構築及び競争力の向上に向け、一部の大学を指定して多様な実務事例を中心に知的財産専門修士課程の運営を支援している。また、地域における中小企業と地域大学を連携する実務型の知的財産教育、企業の実務者及びCEO向けの知的財産教育を持続的に実施している。

2. 知的財産権に強い大学(院)の人材育成

産業財産政策局 産業財産人材課 行政事務官 キム・ヒョンア

イ. 大学(院)における知的財産教育の運営

1) 推進背景及び概要

収入源となる特許の創出は、特許に対する事前調査を通じた特許戦略の策定によって成否が左右される。日増しに増加する韓国企業に対する海外先進企業と、特許パテントトロールによる特許紛争も、特許に対する事前調査と適切な特許戦略の策定により被害を最小化することができる。よって、当該技術分野の専門知識と特許活用能力を備えた研究者と特許専担人材の育成が必要である。

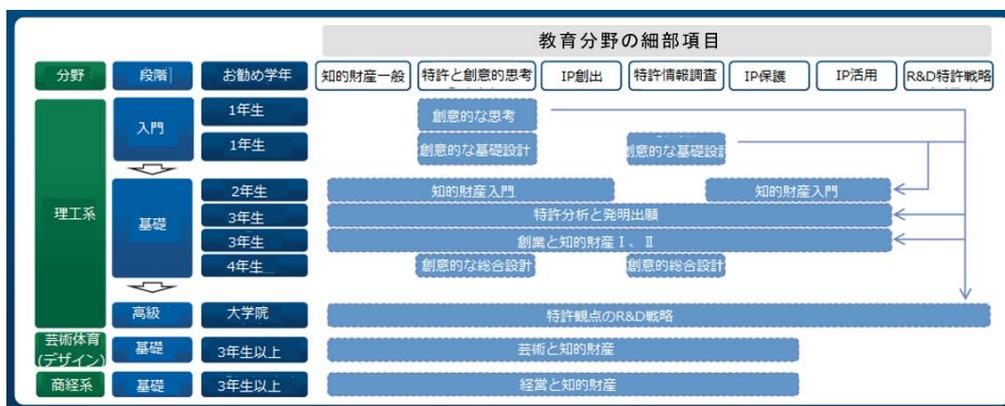
これを受けて特許庁は、大学(院)生の知的財産教育を強化するため、2006年に「知的財産に関する講座支援事業」(同事業は2017年に終了)、2012年に「知的財産教育の先導大学事業」を新設して推進している。

2) 推進内容及び成果

知的財産教育の先導大学事業は、大学における知的財産能力を強化し、大学自ら体系的な知的財産教育を実施することができるように知的財産専門教授を採用・運営する事業である。2012年に江原大学、仁荷大学、全南大学(1次)をスタートに、檀国大学、釜慶大学、ソウル大学(2次)、公州大学、金烏工科大学、東国大学(3次)、慶熙大学、国民大学、牧園大学、安東大学(4次)、群山大学、大真大学、東亜大学(5次)、ソウル科学技術大学、延世大学、嶺南大学、済州大学(6次)、京城大学、成均館大学、漢城大学(7次)、崇実大学、安養大学(8次)、東明大学、清州大学(9次)等27の大学を知的財産教育の先導大学に指定した。2020年には計14大学において1,386の知的財産に関する講座が開設され、44,654人が受講する等、知的財産教育の先導大学を運営する前と比べ講座数が17倍、受講者数は13倍も増加した。また、校内の教授等の教職員向けに独自に教育を実施して知的財産に対する認識を高め、地域における大学及び企業と連携して特別講義及び産学連携プログラムを通じて地域への知的財産拡大活動を展開した。

また、体系的な教育を実施するため、大学の現状に合わせた教材を開発して活用しており、済州大学、漢城大学、清州大学等は、独自に知的財産教育の活性化に向け、知的財産教育センター、知的創業教育センター、IP-R&Dセンター等を開設して活発に運営している。そして、地域社会と連携した多様な創意的な知的財産の非教科プログラムを運営し、地域内の知的財産教育を多方面から拡大している。

<図VI-1-1> 大学(院)における知的財産教育の履修システム



3) 評価及び発展方向

大学(院)の知的財産講座は2006年から本格的に実施しており、その後量質ともに着実に成長している。先導大学の講座を含めた大学(院)全体における知的財産講座は、2006年に48講座であったのが、2020年には1,386講座に29倍増加した。

また、多様な学問領域の融合教育を運営することで、2020年は549件を出願(特許・実用新案・デザイン)した成果を収めた。また、IP-R&D教育を運営し、2020年には264講座に拡大・開設して企業が求める知的財産人材を育成する教育システムを構築している。

知的財産先導大学で教育を受けた生徒の感想

知的財産について全く知らなかったが、IP講義を受講してから知的財産の重要性を悟りました。専攻科目とIPを融合させることが重要であると学べて大変よかったですと思います。 【K大学2年生 ジョン・〇〇】

知的財産という単語について聞いたことはあります。あまりにも不慣れで、学べば学ぶほどもっと知りたくなる分野です。今後、企業の知的財産専担部署への就職を目標にしたいと思います。 【D大学4年生 イ・〇〇】

＜表VI-1-1＞知的財産教育先導大学の運営結果

次数	大学	2012年		2013年		2014年		2015年		2016年		2017年		2018年		2019年		2020年	
		講座(個)	受講者(人)																
1次 (2012年)	江原大学*	26	1,084	29	1,042	38	1,434	33	1,042	42	1,206	-	-	-	-	-	-	-	-
	仁荷大学*	31	1,407	54	2,130	58	2,544	62	3,166	62	2,228	79	2,889	-	-	-	-	-	-
	全南大学*	26	950	27	1,167	31	1,288	33	1,253	37	1,278	41	1,329	46	1,421	-	-	-	-
2次 (2013年)	檀国大学*	-	-	54	2,362	61	2,306	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	釜慶大学*	-	-	21	508	24	753	30	790	31	941	35	1,160	-	-	-	-	-	-

2020年度知的財産白書

年	ソウル大学*	-	-	15	429	15	526	14	525	14	559	17	621	-	-	-	-	-	-
3次	公州大学**	-	-	-	-	79	2,348	89	2,259	76	1,971	-	-	-	-	-	-	-	-
(2014	金烏工科大学	-	-	-	-	36	1,101	64	1,757	74	1,707	62	1,258	75	1,465	75	1,781	-	-
年	東国大学*	-	-	-	-	76	3,202	88	3,349	87	3,132	109	3,832	110	3,771	-	-	-	-
4次	慶熙大学	-	-	-	-	-	-	26	883	32	1,441	38	1,447	42	1,910	31	1,613	-	-
(2015	国民大学	-	-	-	-	-	-	85	2,157	82	2,162	117	3,001	103	2,718	100	2,590	-	-
年	牧園大学	-	-	-	-	-	-	56	1,743	69	1,946	75	2,199	76	1,897	75	1,963	-	-
	安東大学	-	-	-	-	-	-	31	1,104	32	1,117	34	1,173	36	1,320	34	1,162	-	-
5次	群山大学	-	-	-	-	-	-	-	-	186	3,870	181	3,888	183	3,837	163	3,721	164	3,865
(2016	大真大学	-	-	-	-	-	-	-	-	44	1,419	42	1,842	42	1,683	52	1,988	40	1,358
年	東亜大学	-	-	-	-	-	-	-	-	155	3,969	102	2,857	112	3,281	118	3,435	120	3,665
6次	ソウル科技 大学	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	161	2,891	120	3,026	135	3,366	134	3,279
(2017	延世大学	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	74	3,920	74	3,791	77	4,425	82	4,721
年	嶺南大学	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	67	3,786	60	3,901	62	3,273	70	3,911
	湖州大学	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	217	5,571	209	6,857	226	5,471	232	5,727
7次	京城大学	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	36	814	61	1,894	57	1,568	
(2018	成均館大学	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	51	2,127	51	1,862	68	2,492	
年	漢城大学	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	35	1,369	43	1,111	48	1,462	
8次	崇実大学															82	2,609	142	4,610
(2019	安養大学															48	1,472	51	2,897
年																			
合計	計	83	3,441	200	7,638	418	16,002	611	20,028	1,023	28,936	1,451	43,664	1,410	45,178	1,433	43,735	109	2,518

* 壇国大学(2015年～)、東国大学(2019年～)は知的財産専門学位課程へと転換、江原大学・公州大学は2016年末に事業終了、仁荷大学・釜慶大学・ソウル大学は2017年末に支援終了、全南大学は2018年末に支援終了、金烏工科大学、慶熙大学、国民大学、牧園大学、

安東大学は2019年末に支援終了、 群山大学、大真大学、東亜大学は2020年末に支援終了

今後は、教養授業又は理論中心の教育から工学認証プログラム、専門科目と連携する方式に転換し、知的財産を基盤とする工学、経営、医学、デザイン系列等、多様な学問領域にわたる融合を通じて知的財産教育を持続的に実施する計画である。特に、産業現場においても優秀IP企業が採択しているIP-R&D等、技術競争力の確保に実質的に役立つ教育の運営ができるよう努力していく計画である。

このような先導大学の成果を基盤に、2021年からは圏域別に「知的財産専門人材育成の重点大学」を新設して運営し、分野ごとの特化された知的財産学位課程(学士、修士、博士)を地域内に構築する計画である。

ロ．知的財産専門学位課程の運営

1) 推進背景及び概要

近年国内外における知的財産紛争の激化によって、知的財産保護と知的財産権基盤の戦略的なR&D・技術投資戦略の策定に従事する知的財産専門人材の育成が必要となった。知的財産専門人材は工学的な知識だけでなく、知的財産に対する法学と経営戦略に対する総合的な理解が求められるが、このような人材を育成するためには大学院レベルの学問間融合教育を実施することが望ましいものの、既存の工科大学、法科大学、経営大学間の融合教育では難しい部分が多かった。

そこで、特許庁は2009年から知的財産専門人材育成に向け、特化された大学院修士課程である「知的財産専門学位課程」を支援することになった。第1次としてKAISTと弘益大学が運営大学として選定され、2010年に初めて新生を募集し本格的な知的財産専門人材の育成に乗り出した。

その後、KAIST、弘益大学、高麗大学、壇国大学は、特許庁の支援終了後も独自で

知的財産学位課程を運営している。現在は東国大学の1校だけ修士学位課程の運営を支援している。

<表VI-1-2> 知的財産専門学位課程の運営状況

大学	学位名称	授業形態別	授業年限	単位	登録者数	
KAIST	工学修士 経営学修士 (知的財産権法 専門)	週末	2年 (6学期)	33単位	2011年45人	2015年48人
				(論文修士)	2012年58人	2016年48人
				39単位	2013年48人	2017年63人
				(教科修士)	2014年45人	2018年53人
弘益大学	知的財産学 修士	平日夜間/ 週末昼間	2年 (4学期)	36単位	2011年44人 2012年45人 2013年26人 2014年30人	2015年12人 2016年26人 2017年22人 2018年6人
高麗大学	工学修士(知的 財産専門学位)	週末 (夜間可能)	2年 (4学期)	34単位(研究 指導単位別 途)		2015年20人 2016年19人 2017年20人 2018年17人
壇国大学	工学修士(知的 財産専門学位)	週末 (夜間可能)	2年 (4学期)	33単位 (論文)/ 39単位 (教科修士、 研究指導)		2016年28人 2017年26人 2018年21人 2019年17人
東国大学	知的財産学 修士	週内 (平日夜間)	2年 (4学期)	24単位		2019年37人 2020年20人

* 知的財産短期実務課程を含む。

2) 推進内容及び成果

KAIST、弘益大学、高麗大学、壇国大学は支援終了後も独自で知的財産専門学位課程を引き続き運営している。東国大学は2019年に選定され、知的財産専門学位課程の運営とともに、産業界の新規需要を反映した短期実務教育課程を新規に導入して運営している。

知的財産専門学位課程を受けた生徒の感想

本学位課程を通じて知的財産管理政策について多くの情報を得ることができ、現在の職場で技術経営コンサルタントとしての業務に大変役立ちました。また、教科課程の中で学んだ特許分析は、業務の一つである技術ロードマップ作制の際に、量的・質的な面で業務に大きく役立っています。 【K大学2期 ジョン・〇〇】

外部の特許法律事務所に全的に一任し、頼っていた特許出願、登録に関する業務を学位課程終了後は該当業務に関心を持つことによって、より良質の特許を既存より低い費用で遂行することができました。 【D大学4年生 イ・〇〇】

3) 評価及び発展方向

知的財産専門学位課程は、韓国で初めて実施する、知的財産分野における専門家を育成するために工学-法学-経営学の学問間の融合教育である。この課程を修了した専門人材は、特許戦略の策定、特許紛争に対する戦略的な対応、知的財産の創出及び活用等において、企業と国の知的財産競争力の強化に重要な役割を果たすものと期待される。今後、大学別に特性化された課程を強化するとともに、社会から求められる教育を実施する等、活発な活動を展開していく計画である。

ハ. 知的財産教授向け教育の運営

1) 推進背景及び概要

大学において知的財産に対する知識と、これを活用できる能力は教授に対しより必要なものである。特に、理工系の教授は知的財産に関する理解を基に教育を実施すべ

き教育者であり、科学技術研究の最前線に立つ研究開発者でもある。

大学に開設される知的財産講座は、大半が特許庁の支援により弁理士等の特許関連専門家を招聘して講義が行われている。その理由は、多くの理工系大学において専門分野と融合した知的財産に関する教育を行える教授がいない、もしくは不足しているからである。そして、教授が研究開発を行う場合、知的財産を基盤とする研究戦略を策定して推進することによって収入源となる強い特許権が創出できる。そのためには、研究教授が知的財産に関する基本的な素養と能力を備える必要がある。

したがって、知的財産講座を運営する理工系の教授を中心に、知的財産に関する教授教育を施行している。

2) 推進内容及び成果

大学教授が教育課程を修了した後、これを教育や研究に活用できるよう、段階別・分野別の教育プログラムを構築し、実際の講義に適用できる事例中心の教育を実施した。

教育への参加が難しい教授の便宜を図り、大学へ直接出向いて講義をするプログラム、中間テスト期間や夏・冬休みを利用した短期集中教育プログラムを運営した。また、知的財産教育に関する認識向上と知的財産に関する 이슈を伝えるため、韓国知的財産教育研究学会等の5つの専門学会と協力して、定期学術大会において知的財産セッションを開設し、イシューとなる分野の特許動向や研究戦略の発表を行い、知的財産に関する講義を実施した。

2008年に初めてスタートしたこの教育課程は、知的財産教育の必要性を認識した教授の参加が徐々に増え、2020年まで計3,363人が教育を受ける等、大学内の知的財産教育の底辺拡大に寄与した。教育全般に対する満足度も90点以上で、高い満足度を示した。

但し、2016年からは関連予算が削減され、知的財産教授教育という別途のプログラムの代わりに、知的財産教育先導大学を通じて大学内における独自教授教育を運営することになった。2016年は1,413人、2020年は1,695人が大学の独自運営による教授教育を受け、このように先導大学内の教授教育が活性化となり、教育を受けた人数の増加以外にも、他大学の教授を招聘して連合教育の実施や、他大学に出向いて教授教育を進行する等、地域におけるIP教育の拠点としての役割を遂行している。

今後も大学教授向けに知的財産教育先導大学等の教育基盤を活用した教育を持続的に運営し、教授が自律的に大学における知的財産教育の拡大を図り、自分の研究成果も創出できるよう支援していく計画である。

<表VI-1-3>大学における知的財産教授教育(短期集中課程)の状況

区分	主要内容	2013年		2014年		2015年		2016年		2017年		2018年		2019年		2020年	
		大学	人数														
訪問型教育	知的財産権基本	4	108	2	45	8	67	-	-	-	-	-	-	-	-	40	174
短期集中教育(課程別12時間以上)	知的財産権基本、特許情報調査分析等	64	268	88	303	84	350	61	179	54	210	43	145	47	110	56	94
合計		68	376	90	348	92	417	61	179	54	210	43	145	47	110	71	268

3) 評価及び発展方向

知的財産教育プログラムに参加した教授は、教育内容を本人の研究及び発明に適用するだけでなく、本人が教える学生にも伝え、また、教授教育を受けた教授が自発的に知的財産教育研究学会を設立して運営している。しかし、依然として先進国に比べ知的財産教育に関する認識が普遍化しておらず、大学(院)において知的財産教育を専門的に教える教授のプールが非常に不足している。知的財産教育プログラムを修了し

た教授は計3,281人(2019年基準)であり、全国における教授65,604人(2019年4年制の専任教員基準)に比べ5%に過ぎず、知的財産創出の中核的人材である大学教授向けの教育を強化する必要がある。

<表VI-1-4>大学における知的財産教授教育プログラム

先導大学独自の教授教育				短期集中教育																																																																																							
・(2020年)大学別独自教授教育の状況 <table border="1" data-bbox="248 692 711 1942"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th colspan="3">運営実績</th> </tr> <tr> <th>教育回数</th> <th>教育時間</th> <th>教育人数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>群山大学</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td></tr> <tr><td>大真大学</td><td>10</td><td>20</td><td>117</td></tr> <tr><td>東亜大学</td><td>13</td><td>39.5</td><td>124</td></tr> <tr><td>ソウル科技大学</td><td>2</td><td>2</td><td>25</td></tr> <tr><td>延世大学</td><td>2</td><td>6.5</td><td>40</td></tr> <tr><td>嶺南大学</td><td>9</td><td>9</td><td>419</td></tr> <tr><td>済州大学</td><td>7</td><td>34</td><td>255</td></tr> <tr><td>京城大学</td><td>2</td><td>12</td><td>20</td></tr> <tr><td>成均館大学</td><td>3</td><td>7</td><td>19</td></tr> <tr><td>漢城大学</td><td>11</td><td>26</td><td>108</td></tr> <tr><td>崇実大学</td><td>1</td><td>1</td><td>20</td></tr> <tr><td>安養大学</td><td>2</td><td>4</td><td>127</td></tr> <tr><td>東明大学</td><td>5</td><td>10</td><td>391</td></tr> <tr><td>忠州大学</td><td>3</td><td>13</td><td>30</td></tr> <tr><td>合計</td><td>70</td><td>184</td><td>1,695</td></tr> </tbody> </table>				区分	運営実績			教育回数	教育時間	教育人数	群山大学	0	0	0	大真大学	10	20	117	東亜大学	13	39.5	124	ソウル科技大学	2	2	25	延世大学	2	6.5	40	嶺南大学	9	9	419	済州大学	7	34	255	京城大学	2	12	20	成均館大学	3	7	19	漢城大学	11	26	108	崇実大学	1	1	20	安養大学	2	4	127	東明大学	5	10	391	忠州大学	3	13	30	合計	70	184	1,695	・(2020年)教授の知的財産能力向上及び特許活用能力の強化 <table border="1" data-bbox="762 752 1337 1585"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>課程名</th> <th>教育内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">1次</td> <td rowspan="4">特許情報調査の理解及びIP活用</td> <td>知的財産権の理解</td> </tr> <tr> <td>特許情報調査の理解及び分析</td> </tr> <tr> <td>特許技術価値評価とIP活用</td> </tr> <tr> <td>特許分析基盤の進路教育</td> </tr> <tr> <td>2次</td> <td>大学における職務発明制度の意義</td> <td>大学における職務発明制度の意義</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">3次</td> <td rowspan="4">知的財産と創業</td> <td>知的財産と創業の重要性</td> </tr> <tr> <td>知的財産と創業コンテンツの紹介</td> </tr> <tr> <td>知的財産と金融</td> </tr> <tr> <td>知的財産創業企業の事例</td> </tr> </tbody> </table>			区分	課程名	教育内容	1次	特許情報調査の理解及びIP活用	知的財産権の理解	特許情報調査の理解及び分析	特許技術価値評価とIP活用	特許分析基盤の進路教育	2次	大学における職務発明制度の意義	大学における職務発明制度の意義	3次	知的財産と創業	知的財産と創業の重要性	知的財産と創業コンテンツの紹介	知的財産と金融	知的財産創業企業の事例
区分	運営実績																																																																																										
	教育回数	教育時間	教育人数																																																																																								
群山大学	0	0	0																																																																																								
大真大学	10	20	117																																																																																								
東亜大学	13	39.5	124																																																																																								
ソウル科技大学	2	2	25																																																																																								
延世大学	2	6.5	40																																																																																								
嶺南大学	9	9	419																																																																																								
済州大学	7	34	255																																																																																								
京城大学	2	12	20																																																																																								
成均館大学	3	7	19																																																																																								
漢城大学	11	26	108																																																																																								
崇実大学	1	1	20																																																																																								
安養大学	2	4	127																																																																																								
東明大学	5	10	391																																																																																								
忠州大学	3	13	30																																																																																								
合計	70	184	1,695																																																																																								
区分	課程名	教育内容																																																																																									
1次	特許情報調査の理解及びIP活用	知的財産権の理解																																																																																									
		特許情報調査の理解及び分析																																																																																									
		特許技術価値評価とIP活用																																																																																									
		特許分析基盤の進路教育																																																																																									
2次	大学における職務発明制度の意義	大学における職務発明制度の意義																																																																																									
3次	知的財産と創業	知的財産と創業の重要性																																																																																									
		知的財産と創業コンテンツの紹介																																																																																									
		知的財産と金融																																																																																									
		知的財産創業企業の事例																																																																																									

知的財産教授教育を受けた感想

<p>公共機関において実施する教育の中で最も満足度が高い教育です。知的財産に関する重要度も高くなっている中、未だ大学はIPとの距離が遠く感じられます。短期課程ではあるが、集中的に研修を受けたことで、実際の研究及び講義を行う上で大きく役立ちました。年間教育の回数を増やして頂ければと思います。</p> <p>【H大学 ジョン・〇〇教授】</p>	<p>特許明細書の理解及び実習課程を通じ、これまで具体的な知識がなく、特許明細書を参照するだけのレベルであったが、請求項の構成及び作成方法に関する内容を学習したことで、一段階レベルアップできました。継続的に特許関連の教授教育に参加したいと思います。</p> <p>【D大学 イム・〇〇教授】</p>
---	---

より多くの教授が教育に参加できるよう誘導するためには、知的財産に関する認識を広範囲にまで拡大する方策を講じる必要があり、教育対象を理・工系教授以外の他専攻(経営・デザイン等)の教授へと拡大する必要がある。特許庁主導の教育プログラムの運営だけでなく、先導大学等の独自教育を拡大する一方、学会等で専門研究を基盤にした知的財産教育を実施することが望ましい。

技術分野別、レベル別、専攻別プログラムをシステム化、多様化にし、教授が容易に参加できるようにするとともに、知的財産教育研究会等の多様な知的財産関連の学会との協力を拡大して知的財産に関する認識向上を図り、知的財産に関する教授同士のネットワーク構築を推進し、知的財産教育に対する情報と教案の共有、研究活動の活性化等を誘導する予定である。

3. 企業・大学間の産学協力プロジェクトの推進

産業財産政策局 産業財産人材課 行政事務官 キム・ヒョンア

イ. キャンパス特許戦略ユニバーシアード

1) 推進背景及び概要

キャンパス特許戦略ユニバーシアードは、大学における特許ビッグデータの分析・活用教育を拡大して企業が必要とする知的財産人材を育成し、大学の創意的アイデアを産業界に供給するために推進された。企業は問題の出題及び審査、賞金を負担し、大学(院)生は指導教授とともに特許ビッグデータを分析し、それと関連するビジネス戦略の策定や将来の有望産業と技術に対する特許獲得戦略を提示する。キャンパス特許戦略ユニバーシアードは、企業、大学、政府の実質的な産、学、官の協力事例であり、企業が大学のアイデアを選択して企業経営に適用することは、企業内部に限られていたR&Dから果敢に脱し、外部の技術やアイデアを積極的に活用して内部の革新につなげる開放型革新(Open Innovation)の事例である。

イ) 競合部門

キャンパス特許戦略ユニバーシアードの競合部門は、発明事業化部門と特許戦略策定部門の2部門である。発明事業化部門は、企業・研究所が保有する特許技術と関連したビッグデータを分析して事業化戦略を策定する部門である。特許戦略策定部門は、細部的な技術テーマに対し国内外の特許データを分析し、研究開発戦略及び特許獲得の方向を策定する。

但し、2019年までは特許戦略策定部門だけ運営したが、2020年からは「発明事業化部門」を新設して運営している。今後、理工系列のみならず、経商、デザイン、社会系列等でも特許等の知的財産に強い人材を育成できるよう、企業・研究機関等と協力して大会運営を充実に行う計画である。

ロ) 参加資格

韓国国内における大学(院)生が対象の特許戦略策定部門は、3人以内のチームまたは個人で参加することができ、必ず指導教授1人が一緒に参加しなければならない。

ハ) 審査手続き

審査は、基礎審査、書面審査、発表審査、最終審査、統合最終審査の順で行われる。基礎審査は、申請資格の有無、指導教授の確認書、参加確認書等について基礎審査を行い、書面審査は、企業で提出された答案を評価し、受賞者数の2倍以内で選抜する。発表審査は、書類審査で選抜された者が自分で作成した論文を発表し、これによって最終順位を決める。最終審査では、企業で推薦する最優秀学生を対象に、特許庁長賞以上の受賞者を選定する。最後に統合最終審査では、政府授賞(大統領令賞、国務総理賞)の受賞者を決める。

ニ) 審査基準

審査基準は、競合部門別に書類審査基準と最終審査基準を定めて評価を行う。先行技術調査部門の書面審査基準は、先行技術の検索、請求範囲の作成・補正を中心に細部評価の指標を定め、特許戦略策定部門は、先行特許の調査及び分析、特許戦略の策定を評価項目として評価指標を定めた。

＜表VI-1-5＞競合部門別の書面審査基準

部門	評価項目	評価指標
発明事業化 部門	開放特許	開放特許の調査及び分析(定量・定性分析)の効率性
	技術分析	該当技術に関する産業動向及び活用案等の分析
	ビジネスモデル の設計及び実現 可能性	特許技術分析との連携性
		製品開発、未来技術開発の方向・戦略等の高度性
特許戦略策 定部門	特許戦略の設計 及び方向提示	主要(中核)特許の導出及び選別、分析等
		未来技術開発の方向・戦略等の提示

		技術獲得戦略策定お具体性・適正性等
	先行技術の検索	先行特許調査(定量・定性分析)等
	及び動向	技術及び産業動向

＜表VI-1-6＞競合部門別の最終審査基準

部門	評価項目	評価指標
発明事業化 部門	特許分析の優秀性	先行技術の検索等
		技術の理解と特許分析の連携
		戦略設計等
	実現可能性	問題解決の寄与度
		発展可能性等
	事業化の可能性	市場性、経済性等
特許戦略策 定部門	提出答案の評価	先行技術の検索等
		技術の理解と特許分析の連携
		戦略設計等
	期待効果	問題解決の寄与度
		発展可能性等

ホ)2020年の授賞内訳

2020年におけるキャンパス特許戦略ユニバーシアードの授賞は、上位の賞に学生10チームと指導教授10人を選定、後援機関の優秀賞は27チーム、後援機関の奨励賞は54チームが各々選定され、全体で114チーム(316人)が選定された。団体賞には最多受賞大学賞と最多応募大学はすべて漢陽大学(エリカ)が受賞した。

授賞式には新型コロナウイルス拡散防止のため、前年度より規模を縮小して50人余

りが出席した。

<表VI-1-7>2020年の授賞内訳

区分		発明事業化部門	特許戦略部門
大統領賞		1チーム(1,200万ウォン)	
国務総理賞		1チーム(1,000万ウォン)	
科学技術情報通信部長官		1チーム(800万ウォン)	1人(800万ウォン)
産業通商資源部長官賞		1チーム(800万ウォン)	1人(800万ウォン)
特許庁長賞		1チーム(800万ウォン)	1人(800万ウォン)
韓国工学翰林院会長賞		2チーム(800万ウォン)	2人(800万ウォン)
後援機関長賞	優秀賞	1問題当たり1チーム (3百万ウォン)	1問題当たり1チーム (3百万ウォン)-
	奨励賞	1問題当たり2チーム (1百万ウォン)	1問題当たり2チーム (1百万ウォン)-
指導教授賞		産業通商資源部長官賞2人、特許庁長賞2人、韓国工学翰林院会長賞2人、韓国科学技術団体総連合会長賞2人、韓国発明振興会長賞2人(各々100万ウォン)	
最多応募大学賞 (韓国発明振興会長賞)		1大学(2百万ウォン)	
最多受賞大学賞 (韓国工科大学長協議会長賞)		1大学(2百万ウォン)	

2) 推進内容及び成果

イ) 参加状況

キャンパス特許戦略ユニバーシアードには、2010年43企業、2011年46企業等、毎年

40余りの企業が参加し(2017年までは2つの競合部門)、2020年は30企業が参加した。

※2020年のキャンパス特許戦略ユニバーシアード参加企業(30社)

サムスン電子(株)、現代自動車、ロッテケミカル株式会社、(株)LG化学、(株)LGディスプレイ、サムスンSDI、LGエレクトリック(株)、サムスンディスプレイ、サムスン電気株式会社、SKハイニックス、POSCO、ソウル半導体、DOOSANインフラコア、SKシルトロン、現代重工業、大宇造船海洋、サムスン重工業、現代三湖重工業、現代尾浦造船、韓進重工業(韓進TMS)、ソンドン造船海洋、テソン造船、現代製鉄株式会社、(株)ユニーク、高麗亜鉛(株)、韓国機械研究院(KIMM)、韓国電子通信研究員(ETRI)、韓国原子力研究院(KAEIR)、韓国特許戦略開発院(KISTA)、韓国航空宇宙研究院(KARI)、

一方、大学の積極的な参加によって、2020年度は78の大学から2,062チーム(3,585人)が参加を申込み、最終的に34大学の114チーム(316人)が受賞者として選定された。部門別には、発明事業化部門に19大学の32チーム(88人)が受賞し、特許戦略策定部門には26大学の82チーム(228人)が受賞した。

ロ)大学別の受賞者状況

2020年におけるキャンパス特許戦略ユニバーシアードで受賞者を出した大学は34大学(114チーム、316人)である。最多受賞大学賞と最多応募大学賞は漢陽大学(エリカ)であった。

3)評価及び発展方向

2020年におけるキャンパス特許戦略ユニバーシアードに参加した企業及び学生は、同大会について肯定的な評価をした。後援企業は「コア特許に対する分析技法が優れ、知的財産確保のための戦略の提示が具体的であり、結果物が該当分野の特許専門家も参考にするほど優秀であった」、「技術に対する理解度が高く、論理的な受賞者の答

案は実務に活用する計画だ」と評価した。また、主催・主管機関は後援企業の参加を誘導し、次世代の知的財産リーダプログラム等を運営して受賞者が大会参加後も多様な思考と知識を交流するとともに、知的財産教育を持続的に受けられるよう努めた。

参加した学生たちは「大会を通じて特許データを分析し、技術の発展方向を予測する経験ができただけでなく、専攻に対する深度ある勉強ができた」、「就職または創業する際に大会で学んだ知識が役に立った」と述べ、大会に参加した主体全てがキャンパス特許戦略ユニバーシアードに対し肯定的な評価をした。

ロ. D2Bデザインフェア

1) 推進背景及び概要

「D2Bデザインフェア」は、デザイン権に関する認識向上を通じた国家産業競争力の強化に向け、2006年に開催された大学生デザイン公募展(Design & Right)からスタートした。2008年にその対象と運営方法を画期的に変え、デザイン権公募展(Design Right Fair)に大会の名称を変更し、出品資格を大学生から一般人にまで拡大した。韓国貿易協会と共同で主催し、輸出企業のデザインを支援している。2010年には参加者及び参加企業の国籍制限を無くし、外国人と外国企業も参加できるようにして作品の多様性を高めた。2011年からは大会の名称を「D2B デザインフェア」に変えて「自由出品部門」を新設し、参加者に多様で創意的なデザインを出品することができるように幅広い機会を提供している。また、「D2Bサマースクール」(IP教育)の期間を拡大する等の知的財産権利化に対する体系的な教育に取り組んでいる。

他デザイン公募展は、各企業の広報と安価な費用で優秀なデザインとアイデアを得ることが目的であるため、出品者はすべての知的財産権を主催側に引き渡し、所定の賞金だけを受け取ることが現状であった。しかし、「D2Bデザインフェア」出品作のデザイン権等は、知的財産権の創作者であるデザイナーが所有し、デザイン権を媒介に企業がデザイナーから創意的なデザインを得るオープンイノベーション(Open

Innovation)という最も大きな特徴である。

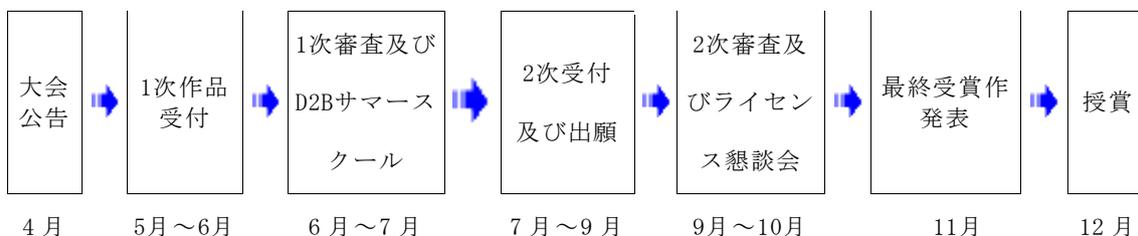
イ) 出品部門

D2Bデザインフェア公募展の出品部門は、企業出品部門と自由出品部門の2部門がある。企業出品部門は参加企業が提示した課題内容について、デザイナーが企業に合うデザインを出品する方式で行われ、自由出品部門は物品範囲の制限がなく、デザイナーが自由に創案または改善したデザインを出品し、卒業作品または課題物も出品することが可能である。

ロ) 審査手続き

審査は、一次で受付けたデザイン草案についてオンライン審査を行い、D2Bサマースクール教育の対象者を選定する。1次審査の合格者はD2Bサマースクールに参加し、企業のデザイナーと意見を交換して知的財産制度及び出願要領についての教育を履修する。このような過程を通じて、デザイナーらは本人が制作したデザインの問題点を修正して2次出品するとともに、自らデザイン登録出願を終える。2次審査後、特許庁の類似デザイン検索が終われば、韓国産業デザイナー協会(Kaid)所属のデザイン教授で構成される審査委員団が最終受賞作を選定するが、この過程において企業の意見を最大限に反映する。企業が受賞作を商品化する場合、受賞者と企業はライセンス契約を締結し、受賞者は製品の売り上げによるロイヤリティを受けることになる。

<表VI-1-8> D2Bデザインフェアの主要日程



2) 推進内容及び成果

2020年の「D2Bデザインフェア」は28社の企業が出品課題を提示し、95大学の3,049品を含む3,655品が出品され、デザインを190件出願した。

このうち5件はライセンスを締結した。

＜表VI-1-9＞2019年～2020年のD2Bデザインフェアの最終結果

年度	授賞			ライセン ス	備考 (参加大学/企 業)
	計	本賞	参加企業賞		
2019	38品(45人)	32品	6品	-	65 / 25
2020	45品(65人)	33品	12品	5件	95 / 28

＜表VI-1-10＞2020年D2Bデザインフェアの受賞者状況

区分		出品者	作品名
大賞	産業通商資源部 長官賞	パク・ビョンギユ、 オ・ヒョンジュン	SO;DOCK(空気清浄機×マスク殺 菌機)
金賞	特許庁長賞	コ・クッヒ、 パク・ジョンン	処方麺(食品包装容器)
		ジョン・ンジ、 チェ・ジン	BLOUD_Menstrual Cup Compacter
	韓国貿易協会長賞	ペク・ジユ	Air loop(ボディードライヤー)
銀賞	韓国発明振興 会長賞	ペック・ジユ、 ソン・エジ	一日一冊(本棚)
		キム・ミンジュ、 ソ・ミョンン	Sprinklrr(シャワー+ブラシ)
		ハン・ジンス	c stick(取っ手)

デザイナー知的財産権協会賞	タク・ヒョンジェ	Green Helper(非常口誘導灯)
	ソン・フンヨン、 キム・ソンフン	Whale(鍋)
	キム・スンミン	Spotless(携帯用空気清浄機)
	チェ・ソンフン、 イ・ソンヨプ	SINSEOLLO(電気レンジ)
	キム・ドンヒョン	KiTA(kid table)
	キム・キヒョン ペク・ジファン	EXIT(非常用ハンマ)

<図VI-1-2> 2020年の大賞(SO;DOCK)及び金賞(処方麵、BLOUD_Menstrual Cup Compacter, Air loop)受賞作



3) 評価及び発展方向

2020年は新型コロナウイルスの拡散により、社会的距離確保の段階に合わせてオン・オフラインを並行してイベントを実施した。既存の大学巡回説明会の代わりに、広報映像の制作・配布及びオンライン広報活動を強化し、モバイルメッセージを通じた積極的な疎通と公式サポーターズの運営で公募展参加を積極的に督促した。そ

ここで、大会以来の最多大学(95大学)の作品が提出され、持続的な企業対象ライセンスング及び商品化相談を通じて28企業(25社、2019年)が参加する等の着実な成長を見せた。また、これまで集合教育で実施したD2Bサマースクールを新型コロナウイルスの拡散防止のために、非対面オンライン講義と小グループの対面メンタリングで実施し、デザイナーらの能力強化のために努力した結果、2020年のデザイン出願件数は190件となり、前年(136件)に比べ大幅に増加した。また、金賞受賞作である「処方麺(食品包装容器)」と銀賞受賞作である「真心が届く(ペンダント)」は、企業とライセンス契約及び商品化方案を協議している最中で実質的な成果を収めた。

しかし、出品作に対する企業のデザイン品目の大半が製品デザインに限定されており、今後、視覚デザインとマルチメディア分野等における出品作の多様化及び大学と企業の積極的な参加のため、広報戦略の多角化を追求しなければならないと評価される。

今後、知的財産権教育と企業専門家のメンタリングを通じ、参加者のデザインに係る知的財産権利化及び活用能力をさらに強化し、受賞作品に対するライセンスングの管理及び試作品の製作と販路開拓等を通じた創業支援も拡大していく計画である。

4. 中小・中堅企業における知的財産専門人材の育成

産業財産政策局 産業財産人材課 行政事務官 キム・ヒョンア

イ. 推進背景及び概要

第4次産業革命時代には新技術を早期に開発して権利化できる知的財産人材の確保が企業の競争力を左右し、国のイノベーションを促進する重要な要素であると認識されている。

さらに、最近知的財産を取り巻く企業間の紛争が急増していることから、知的財産

の創出、活用、保護に向けた総合的な対応戦略の策定が求められ、このような業務がますます高度化・専門化となっている。そこで、知的財産に関する専門知識を備え、企業の知的財産業務を円滑に遂行できる知的財産専門人材の育成が急がれる。

しかし、現実の一部の大企業を除いた大半の韓国国内企業は、知的財産の人材基盤が弱く、急変する知的財産環境に適切に対処できていないのが実情である。

2020年の知的財産活動に関するアンケート調査によると、知的財産専門担当組織を保有している企業の割合が5.6%に過ぎない。知的財産専門担当人材を保有している企業の割合も24.4%であり、前年度の30.8%より小幅減少した。²¹資金と人材不足のスタートアップ及び中小・中堅企業の場合、知的財産紛争において無防備に露出されているため、知的財産専門人材育成のための基盤構築が切実な状況である。

これを受けて、特許庁はスタートアップ及び中小・中堅企業を支援する関係機関との協力システムを構築して、企業現場内における知的財産教育の需要を発掘し、需要カスタマイズ型の知的財産教育を提供する等、IP専門人材育成のための施策に取り組んでいる。

ロ. 推進内容及び成果

1) 創業インキュベーションセンター連携のスタートアップカスタマイズ型知的財産教育の運営

創業インキュベーションセンター連携のスタートアップカスタマイズ型知的財産教育は、創業の過程における必要な実例を中心に知的財産教育を提供し、創業企業の知的財産活用及び知的財産基盤の企業経営文化の拡散に寄与するために推進された。全国拠点の創業インキュベーションセンターを対象に、中小ベンチャー企業部と韓国創業インキュベーション協会の協力により需要調査を実施し、8つのセンターを選定し

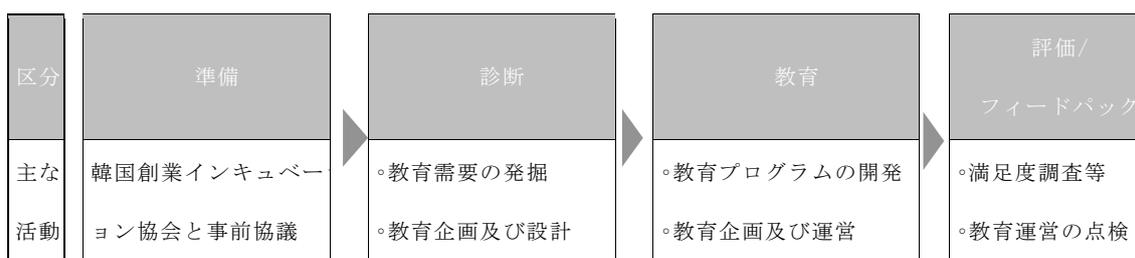
²¹ 2020年度知的財産活動実態調査(特許庁)

て教育を実施した。

8つの拠点センター別に3回ずつ計24回の教育を実施して計780人の教育修了生を輩出した。事業認識度の向上及び教育効果の最大化のために、創業教育マネージャー及びセンター長等を対象に別途の教育も実施した。

8つのセンターで3回の教育に参加した参加者に対してアンケート調査を実施した結果、知的財産の重要性に対する認知度のレベル、知的財産関連の知識レベル、実務適用のレベルが向上した。

＜表VI-1-11＞創業インキュベーションセンター連携のカスタマイズ型知的財産教育のプロセス



2) IP懸案対応企業に対する知的財産実務教育を実施

2020年には新しいIP懸案(IP金融、IP保護、輸出規制対応等)に対応できる知的財産実務人材に対する専門能力の培養のために特化した知的財産職務教育を実施した。IP金融、IP保護という具体的な知的財産分野について特別講演を運営し、企業活動において必要な知的財産能力を備えることができるように支援した。

IP金融分野はオンライン金融機関(カカオバンク、トス等)の在職者を対象に、知的財産金融に対する認識と能力を高める教育を運営した。IP保護分野はIP保護関連の関係機関と協力体系を構築し、IP技術保護、紛争対応戦略等、企業主力分野に合う知的財産教育を提供した。その結果、教育満足度が平均93点に上る等の大きな成果を収めた。

3) 素材・部品・設備分野における技術課題のカスタマイズ型知的財産実務教育を推進

輸出規制等の政策環境の変化により、政府で素材・部品・設備競争力の強化対策について発表した。これにより、素材・部品・設備関連企業を対象にIP-R&D、特許確保、海外出願支援の必要性が大きくなった。

これを受けて、特許庁は2020年から産業通商資源部、中小ベンチャー企業部の他省庁と協力体系を構築し、素材・部品・設備関連の事業参加企業を対象に、知的財産教育を支援することになった。

産業通商資源部の「素材・部品・設備革新ラップの技術開発事業」と連携して技術開発課題の参加機関対象に圏域別知的財産一般教育と技術課題別に知的財産深化教育を実施した。教育には計30機関から208人が参加し、教育満足度も93.68%であった。

中小ベンチャー企業部における素材・部品・設備スタートアップ100の発掘育成事業と連携して、地域別の素材・部品・設備のスタートアップ実務人材を対象に知的財産教育を支援した。25企業から122人余りが教育を受講し、教育満足度も93.34点を記録した。

素材・部品・設備関連の企業を対象に、知的財産教育を通じて韓国企業が海外輸出規制対応等に、より柔軟に対応し、あらゆる知的財産紛争に、より積極的に対応するものと期待される。

区分		連携機関	教育日時	地域	教育生数
無人機 (ドロー)	集合型の教育 (3泊4日運営)	韓国航空 宇宙産業	11月5日～8日	仁川	30名

ン分野)	トラック型の教育 (各トラック別に 3回ずつ運営)	振興協会	10月23日～25日 10月30日～31日 11月12日～15日 12月6日	ソウル	271名
先端素材 (ナノ)分 野	集合型の教育 (3泊4日運営)	ナノ融合 産業研究 組合	9月24日～27日	忠南	30名
	トラック型の教育(各トラック別に3回ずつ運営)		10月16日～18日 10月23日～25日 10月30日～11月1日	京畿	276名
計					607名

5. 生涯教育に向けた知的財産単位銀行制度の運営

国際知識財産研修院 教育企画課 行政事務官 キム・サンミン

イ. 推進背景及び概要

科学技術の高度化、国家間競争の熾烈化によって、知的財産の重要性もますます増大している。これに伴って、知的財産専門人材の育成及び知的財産大衆化の実現に向け、知的財産分野における生涯教育制度の導入が必要となった。

また、これまでの知的財産教育は部分的・散発的に行われ、具体的で体系的に実施されなかった。特に、研究所、企業等における知的財産関連業務の従事者を中心に教育が行われていたため、一般大衆が体系的に知的財産を習得することに限界があった。したがって、最近の傾向に合わせてパラダイムを国民向けの教育にシフトさせ、知的財産の創出・活用・管理・保護教育のための体系的な知的財産専門家育成の教育プログラムが求められるようになった。

2018年3月に発表した「第3次国家知的財産人材育成の総合計画」によると、2018年から2022年までの5年間で約199万人に知的財産に関する教育需要が発生し、その中で知的財産の管理及びサービス等の専門分野に5.5万人の人材が必要になると推定した。それにもかかわらず、国内の知的財産に関する教育課程は、忠南大学、光云大学、京畿大学等一部の大学でしか運営されておらず、教育カリキュラムもまた、理工系科目と法学科目を融合しているわけでもなく、理工系または法学の中の一科目に偏っているため、市場で求める人材を育成するには限界があった。

これを受けて、国際知識財産研修院では国家生涯教育制度である単位銀行制度の標準教育課程に「知的財産学」専攻課程を新設し、知的財産分野に関心のある国民であれば誰でも「知的財産学士号」を取得できるようにした。

ロ．推進内容と成果

単位銀行制度は大学と同様に1科目(30時間)修了時に3単位が認められ、計140単位を履修すれば、単位取得の所要年数と関係なく「知的財産学学士号」が取得できる。他専攻学士号(4年制大学卒業生)は、専攻科目48単位を取得すれば同学位を取得することができ、弁理士資格証を持っている者はより簡単に学位を獲得することができる。

2012年に「知的財産教育に関する生涯教育制度の導入方策」を設け、2014年5月に標準教育課程に専攻必須10科目、専攻選択21科目の計31科目で構成された「知的財産学」専攻を新設し、その後、8科目を追加で承認を受けて計39科目を順次に開発・提供中である。

＜表VI-1-12＞知的財産単位銀行制度の知的財産一般科目

区分	科目名	主な内容	他専攻との連携
専攻 必須	知的財産概論	－産業財産権及び著作権の基本概念	法学等3科目
専攻 選択	発明の理解	－発明のための理解及び創意的な発想技法	
	デザイン論	－デザイン理論の概念、傾向、歴史等	産業デザイン等4科目
	インターネットと知的財産権法	－インターネットと商標・著作権・特許・パブリシティ権	
	特許明細書の作成実務	－特許明細書作成実務の教育	
	特許情報の調査と分析	－先行技術調査及び特許分析	
	知的財産出願の実務	－産業財産権出願実務の教育	
	知的財産審判訴訟の実務	－知的財産権審判・訴訟制度の実務	
	国際出願の実務	－主要国の出願実務	
	国際知的財産権	－主要国の制度及び国際条約	
	文化産業法	－映画、講演、音楽、ゲーム等における知的財産権	
デザイン経営とブランド戦略	－ブランドとデザインを通じた経営戦略	産業デザイン等2科目	

＜表VI-1-13＞知的財産単位銀行制度の法学科目

区分	科目名	主な内容	他専攻との連携
専攻 必須	特許法	－特許制度の基本的理解	
	商標法	－商標制度の基本的理解	

	デザイン保護法	－デザイン保護制度の基本的理解	
	著作権法	－著作権制度の基本的理解	
	法学概論	－法学に対する基本的理解	法学史等5科目
専攻 選択	民法総則	－民法に対する基本的理解	法学史
	知的財産と競争法	－独占と独占禁止の相互関係	
	不正競争防止及び営業 秘密保護法	－法の基本的理解	
	憲法	－憲法に対する基本的理解	法学史等2科目
	民事訴訟法	－民事的紛争に対する基本的理解	法学史
	商法総則	－商法に対する基本的理解	法学史等4科目

＜表VI-1-14＞知的財産単位銀行制度の理工系基礎科目

区分	科目名	主な内容	他専攻との連携
専攻 必須	自然科学概論	－現代科学に対する基本的な理解	教養科目
専攻 選択	物理学概論	－大学物理	物理治療学等3科目
	化学概論	－大学化学	化学工学等7科目
	生物学概論	－大学生物学	臨床病理学等5科目
	地球科学概論	－大学地球科学	教養科目
	工業設計	－大学機械構造設計一般	機械設計工学
	材料科学	－大学材料科学概論	金属工学等2科目
	生物資源保護論	－新品種保護制度、生物資源保護・活用	－
	遺伝子と遺伝工学	－大学遺伝工学概論	教養科目
	電機電子工学概論	－大学電気電子工学概論	機械工学4科目

＜表VI-1-15＞知的財産単位銀行制度の研究開発・経営に関する科目

区分	科目名	主な内容	他専攻との連携
専攻 必須	技術経営論	－工学と経営学の統合、技術開発及び管理	
	研究開発と知的財産	－研究者が知るべき知的財産権	
	知的財産権管理論	－知的財産管理戦略	
専攻 選択	技術移転とライセンスの理解	－技術の事業化戦略、交渉手続き・戦略	
	経済学概論	－経済学に対する基本的理解	経営学等4科目
	債券総則	－債券に対する基本的理解	法学史

知的財産単位銀行制度の施行によって、「知的財産概論」科目が国際知識財産研修院の教育場で2014年8月に開設され、2015年には初めて遠隔基盤の知的財産学単位銀行制度を通じて運営された「知的財産概論」科目が新設された。その後も毎年運営科目を追加した。2020年にも2科目を追加し、1学期に4,858人、2学期に4,142人が受講した。また、知的財産単位銀行の拡大に向け、忠南大学、東明大学、仁済大学、韓国産業技術大学、啓明大学、全北大学、漢城大学、慶一大学、済州大学、漢拏大学、カトリック関東大学、建陽大学、成均館大学等の13大学と単位交流のための業務協約を締結し、開設を希望する大学と持続的に協議する等、協力大学の増加に向けて努力を傾けている。

その結果、2019年85人、2020年74人等、これまで計162人の知的財産学学士が輩出された。

ハ．評価及び発展方向

知的財産単位銀行制度を通じて、知的財産に関心のある国民であれば誰でも簡単に教育を受けることができ、知的財産と関連した理工系、法学科目及びこれらの融合科目まで含んだ課程設計により、総合的な解決能力を有する知的財産人材を育成するこ

とができるものと期待される。

2021年には遠隔基盤の単位銀行制度を通じ、専攻必須10科目(「知的財産概論」、「法学概論」、「特許法」、「商標法」、「デザイン保護法」、「著作権法」、「自然科学概論」、「研究開発と知的財産」、「知的財産権管理論」、「技術経営論」)及び専攻選択9科目(「不正競争防止及び営業秘密保護法」、「インターネットと知的財産権法」、「特許明細書作成の実務」、「特許情報調査と分析」、「技術移転とライセンスの理解」、「知的財産審判訴訟の実務」、「デザイン経営とブランド戦略」、「民法総則」、「知的財産と競争法」)を開設し、知的財産単位銀行制度を通じて受講できる科目を拡大する計画である。

また、2021年には「文化産業法」、「知的財産出願実務」科目を開発し、知的財産単位銀行制度の受講生の知的財産権能力強化に力を入れる予定であり、国家公認、民間資格(知的財産能力試験1～4級、産業保安管理士)の単位認定基準の新設により高等学校卒業者も学士になることができ、今後、さらに多くの知的財産学学士が輩出される見通しである。

今後も引き続き知的財産単位交流大学を拡大し、全国市道の生涯教育振興院、大学の生涯教育院等の国内における教育専門機関に、「知的財産学」科目等の単位銀行制度の科目開設を支援し、一般大衆の「知的財産学」学位取得が容易にできるように取り組む予定である。

6. 弁理士の専門性強化に向けた制度改善

産業財産政策局 産業財産人材課 行政事務官 イ・ジンファ

イ. 推進背景及び概要

2020年には、無資格者による弁理サービスの提供を禁止し、無資格者の業務遂行に

より発生する消費者被害と弁理市場の混乱を防止するため、「弁理士資格証の貸与を受けた者及び斡旋した者に対する刑事処罰規定」を新設した。また、弁理士義務研修を履修していない弁理士を対象に過料を賦課し、実務能力と専門性をすべて備えた弁理士を輩出するため、弁理士選抜制度の改善案についての研究用役を実施する等、弁理士制度の改善のためにあらゆる方面から努力した。

ロ. 主要内容及び成果

1) 弁理士資格証の名義貸しに関する弁理士法の改正

弁理サービス市場において消費者の権益を保護し、弁理市場の秩序確立のために弁理士法内の「弁理士資格証の貸与を受けた者及び斡旋した者に対する刑事処罰規定」を新設した。これにより、2021年6月からは弁理士資格証等の貸与を受けたか、又は斡旋する行為も弁理士法第24条に基づき5年以下の懲役又は5千万ウォン以下の罰金を受けることになる。これにより、無資格者の業務遂行により発生する消費者の被害と弁理市場の混乱を防止し、消費者に高品質の弁理サービスを提供できると期待される。該当規定を新設する過程において様々な利害関係者の立場違いにより困難があったが、利害関係者との持続的な意見交換を行い、あらゆる方面から努力したことにより、該当規定を新設することができた。

2) 義務研修未履修の弁理士に対し過料を賦課

弁理士法と弁理士施行令等の下位法令では、弁理士の専門性と倫理意識を高めるため、一定期間の義務研修を履修しなければならない制度があり、これに違反した弁理士には過料を賦課すると規定している。上記の規定によって、弁理士義務研修第4次周期(2018年～2019年)の間に、義務研修を履修しなかった弁理士には過料を賦課できることを、事前に通知及び意見提出の機会を与えるとともに、義務研修の履修案内を行い、このような過程を経た後も、正当な理由なしに義務研修を履修しない弁理士を対象に過料を賦課した。

3) 弁理士選抜制度の改善方案を設定

2019年弁理士試験制度の改善委員会等で議論した結果を基に、2020年には、弁理士選抜制度の改善方案に関する研究用役を実施した。該当研究用役には、弁理士制度と関連した多数の分野の利害関係者(弁理士・産業界関係者等)が参加して弁理士選抜制度改善の必要事項について多角度で議論を行った。また、弁理士試験合格者・弁理士を対象にアンケート調査を実施する等の意見収集の手続きを経て総合的に検討した後、弁理士試験制度及び実務修習(集合教育、現場研修)に対する改善方案を設けた。今後該当研究用役の結果を基に、実務能力と専門性をすべて備えた弁理士を輩出できるよう、弁理士選抜制度の改善方案についてさらに検討する予定である。

ロ. 評価及び発展方向

2020年に行われた弁理士制度の改善により、弁理士の専門性と実務能力を強化し、これを通じて最終的には、国民に高品質の弁理サービスを提供できるものと予想される。

7. 弁理士実務見習のための集合教育課程の運営

国際知識財産研修院 知的財産教育課 行政事務官 キム・キジョン

イ. 推進背景及び概要

国際知識財産研修院は、2016年度に改正された「弁理士法」及び「弁理士法施行令」第2条第3項に基づき集合教育を実施している。

弁理士実務見習制度は、弁理士としての専門性及び資質を培養し、弁理業務に関する実務経験の蓄積ができる機会を与えるために法律で制定・施行している制度である。

弁理士実務見習集合教育の目的は、弁理士試験合格者及び弁護士資格者が実務・実習中心の教育を受けて弁理業務を円滑に遂行できるようにすることである。

集合教育の内容は「弁理士法施行規則」第2条第1項で規定している。具体的には、素養教育10時間、産業財産権法実務50時間、産業財産権出願実務120時間(以上共通科目)、審判・訴訟実務または科学技術の理解70時間(以上選択科目)で構成されている。

素養教育では、弁理士法及び制度、弁理士の倫理・職業の理解、企業の知的財産戦略・支援制度等について教育を行い、産業財産権法実務教育では、国内・外の産業財産権関連の法制度等について教育する。

産業財産権出願実務教育では、先行技術検索の実習、特許・商標・デザイン出願の実習及び国際出願関連の手続き等について教育を行い、審判・訴訟実務教育では、審判及び審決取消訴訟の実習、侵害訴訟制度、国際紛争、交渉及び契約等について教育するが、出願実務教育と審判・訴訟実務教育は主に実習中心で行われる。また、科学技術の理解教育は、非理工系出身の弁護士に対する科学技術の理解を深めるために、自然科学概論及び最新技術動向等で構成されている。

ロ．推進内容及び成果

1) 弁理士試験合格者向けの教育

2020年上半期に実施した弁理士実務見習集合教育は、2019年の弁理士試験合格者を中心に、2020年1月2日から2月18日まで集合教育を実施した。本教育には、2019年の弁理士試験合格者200人及び2018年以前の弁理士試験合格者3人、2018年・2019年の弁護士試験合格者4人(全員理工系)等の計208人が教育に参加した。参加者は、機械分野が39人、電気電子分野が69人、化学生命分野が100人等、技術分野別にクラスを分けて進化した。教育の結果、208人中204人が全科目を終了し、4人は部分終了した。また、教育期間中に教育生徒の評価のために産業財産権制度(客観式)、特許請求範囲及

び意見書・補正書の作成、商標・デザインの意見書作成、審判書類の作成及び模擬口述審理等を実施し、13人の教育生徒に対して褒賞を実施した。(学業評価優秀者12人、教育運営支援功労者1人)

2020年上半期の弁理士実務見習集合教育は、実際の弁理業務中に活用できる内容で、実務中心に教育を運営し、弁理士の実務能力を培うことに重点を置いた。よって、参加者の実習講義に対する満足度が高く、特許・商標・デザイン関連の出願書・明細書及び意見書・補正書の作成に関する実習時間を十分に確保した。

2) 弁護士資格者を対象にした教育

2020年下半期の弁理士実務見習集合教育は、2020年の弁護士試験合格者を中心に、2020年11月5日から12月9日まで集合教育を実施した。本教育には、2020年の弁護士試験合格者78人、2019年の弁護士試験合格者34人、2018年の弁護士試験合格者15人、2017年の弁護士試験合格者18人及び2017年の司法研修院修了者1人等の計147人が終了した。特に、弁護士向けの教育時に、参加者の大半が産業財産権教育に対する履修経験が不足(理工系出身が34人、非理工系出身が113人)している点を考慮して、特許法、商標法、デザイン保護法等の産業財産権法に関する理論教育を重点的に行った。教育期間中に特許明細書の作成及び意見書・補正書の作成評価、商標・デザインの意見書・補正書の作成評価を実施し、計4人の参加者に対して褒賞を実施した。(学業評価優秀者4人)

下半期の弁理士実務見習集合教育は、「弁理士法施行規則」で定めている「集合教育」の趣旨を生かし、オフライン教育で充実を期して、新型コロナウイルスの拡散予防及び教育生徒の安全を考慮してオンライン教育を並行して実施した。

ハ. 評価及び発展方向

弁理士実務見習集合教育には、弁理士、弁護士、審査官、審判官、判事等、実際に

関連業務を遂行している講師を招いて、現場のリアルな感覚を垣間見る教育を行うことで、業務に対する理解度と実務能力を深めた。また、新型コロナウイルスの全国的な拡散により、初めてオフライン教育とリアルタイムオンライン教育を並行して実施し、教育生徒の安全を図った。

2021年度も教育生徒の知的財産に対する関心及び教育に対する参加度を高めるために、一部の教育課程を実習・討論・発表等の参加型授業を中心に構成し、新型コロナウイルスにより増大しているリアルタイムオンライン教育も体験型教育で行い、より充実した教育運営を実施する計画である。

第2節 創意的な発明人材育成に向けたインフラの拡大

1. 概観

産業財産政策局 産業財産人材課 技術書記官 ボク・サンムン

第20代国会において、第1号の法律案として制定された「発明教育の活性化及び支援に関する法律(2017.9.15.施行、以下、発明教育法という。)は、新たな産業革命に対応し、個人の創意力を高めるための教育イノベーションが必要な時期において、大きな価値を持つ。過去の概念の習得に傾いていた教育から、現在の創意的な活動に基盤を置き、学ぶことを楽しむ幸せな教育へと教育のパラダイムが変わった。特定分野への知識偏重現象を減らし、社会現象に対する統合的な理解ができるよう、各分野と細部な技術知識を兼ね備えた統合・融合教育が必要である。

韓国特許庁が1980年代からスタートした発明教育は、科学的な思考方式と知識を基盤とする人文学的な素養を培うとともに、発明の活用価値を計るための経営学的な判断力まで求める複合的な融合教育である。特定教科目間の境界に縛られず、科学・数学・工学・芸術分野の融合を通じて拡散的な思考訓練ができ、創意性及び共同精神を高める教育である。

海外先進国も未来の人材育成において発明・知的財産教育の重要性を認知し、国レベルで多様な発明教育に対する支援とプログラムを提供している。

米国は、既存のSTEM(科学・技術・工学・数学)融合教育を超えた、発明、起業家精神教育が混合したSTEMIE(STEM融合教育+Invention発明教育+Entrepreneurship起業家精神教育)教育を活発に行っている。現在、ヘンリーフォード財団が主軸となり、STEMIE教育モデルに基づいた国際レベルの学生発明大会(Invention Convention)を開催しており、2020年は、12万人の学生発明家が地域の予選を経て、最終選抜された500人が本選で競合を繰り広げた。

中国は、2018年の量的調査において、世界一の知的財産・発明教育国家に選定され、国務院が発表した「国家知的財産権の保護及び活用計画(2016年～)」に基づいて、知的財産人材育成体系の構築、知的財産文化の構築等に取り組んでいる。中国国内の小中高校165校を知的財産教育試験校として運営し、教育内容に学生の特許出願をはじめ、ライセンス交渉等の知的財産に関する経験を提供している。

日本は、内閣府の知的財産戦略推進事務局において、知財創造教育推進コンソーシアムを構築し、小中高校の学生向けに地域・社会が共同で様々な教育活動に取り組んできた。2021年の報告資料によると、ある出版社の小中高教科書に、100件の知的財産に関する内容が掲載されていることを把握し、これを拡大してすべての学校で知的財産教育ができるように努めている。

英国は、知的財産権の重要性に対する理解増進のため、教師、学生、大学生、研究者等を対象に、オンライン・オフライン発明教育プログラム(Cracking Ideas)を開発して配布している。特に、学生の知的財産権に対する理解・保護及び未来進路との関連性を教師が直接指導できるよう、総合的な学習資料の提供を目指している。

韓国は、全国207の発明教育センターを運営し、全体の小中高校に創意発明教育を提供している。また、次世代英才起業家の育成事業を通じ、発明に優れた発明英才を育成しているだけでなく、職業系の高校でも専門的な職務発明教育を提供している。技術教育学会誌(2016年)によると、発明教育を受けた学生は、創意性、学習動機が平均23%増加すると示している。このように、発明教育は未来社会が要求する創意・融合的思考の向上に重大な役割を果たしており、今後の需用も持続的に増加すると見込まれる。

2. 発明教育の活性化基盤構築

産業財産政策局 産業財産人材課 技術書記官 ボク・サンムン

イ. 推進背景及び概要

韓国特許庁は、未来社会をけん引する将来の発明家たちの潜在能力を引き出し、韓国の将来を担う優秀発明人材の発掘及び育成に向けて、発明教育の教科拡散、発明教育センターの運営、発明体験教育館の建立推進等の発明教育の基盤構築に力を入れている。

ロ. 推進内容及び成果

1) 発明教育の教科拡散

これまで発明教育は、正規教育ではない特別活動の形態で運営されていたため、父兄及び学生の関心不足、発明教師の意欲低下等、発明教育の底辺拡大に限界があった。このような限界を乗り越えるために発明教育関連学会、教育機関及び教員の努力によって、教育部の「2007年の教育課程」に、発明教育が中等学校の正規教育課程として反映され、2015年には、小学校5～6年生の実生活課程(必須)に「生活と技術」が反映された。また、「2015年の文系・理系の統合型教育課程」において、「知的財産一般」科目が高等学校の独立教科目として新設され、2018年の編成教育課程からは、発明のアイデア導出技法から知的財産紛争・事業化までのレベル別カスタマイズ型教育を小・中・高等学校に提供するようになった。

韓国特許庁は、知的財産一般教科の指導教師の職務能力強化に向け、教科専門家によるコンサルティングを支援し、教授学習資料の提供及び教員職務研修を実施した。これにより、知的財産一般教科を採択した高校の数が112校(2019年46校)に増加した。

さらに、計27校(2020年)を知的財産一般先導学校に指定して優秀モデルを発掘し、知的財産一般教科が全国の高校に拡大できるように努めた。

<表VI-1-16>教育課程への反映状況

<p><2009年の教育課程編成「発明単元」の反映状況></p> <p><input type="checkbox"/> 小学校の実生活課程(必須)5～6年生課程:生活と技術(大単元)(2015年適用)</p> <p><input type="checkbox"/> 中学校の技術・家庭(必須)1～3年生課程:技術と発明(大単元)(2010年適用)</p> <p><input type="checkbox"/> 高等学校の技術・家庭(選択)1～3年生科目:技術革新と設計(大単元)(2013年適用)</p> <p><input type="checkbox"/> 高等学校の工学技術(選択)課程:工学と創意的な問題解決(中単元)(2012年適用)</p> <p><2015年の編成教育課程の新規反映及び先導学校支援状況></p> <p><input type="checkbox"/> 高等学校の知的財産一般(選択)(2018年以降適用): (2019年)先導学校23校、(2020年)27校運営</p>

2) 発明教師の専門性向上及び教育機会の拡大

発明教育の品質を担う教師の役割は、発明教育において非常に重要である。そこで、韓国特許庁は、発明指導教師の専門能力及び政策満足度の向上に向けて多様な政策を展開している。発明教師のオン・オフライン職務研修、発明教師の研究能力を高めるための研究大会及び研究会の支援、発明教師ワークショップの実施等を支援している。2009年には発明教師の職務研修を大幅に拡大することで、発明教育の正規教科への反映に備えて発明教育のクオリティを高めた。

3) 発明教師の教育センター運営

これまで発明教育に関心のある小・中・高校の現職教師が、韓国特許庁の職務研修課程、市・道教育庁の教育研修院及び一部大学における発明教育の職務研修を通じて発明教育の指導教師となった。

現在は、教育課程の編成、自由学期制度のような発明教育の需要に備え、教師の教育システム総括管理機能の強化に向け、韓国発明振興会を(民間)総合教育研修院として指定(2015年12月)し、専門的な発明教師を育成している。また、3つの大学を発明教師育成の拠点大学に選定して発明講座等を提供する「発明教師教育センター」を運

営している。

イ) 予備教師向けの発明教科開設

予備教師向け発明教育は、学部課程に発明教育の理論及び実習等、各々4単位以上の正規講座を運営している。

ロ) 現職教師向け職務研修課程の運営

各3大圏域別の地域において、現職教師向けに、学校の休み期間中に発明教師基礎課程(30時間)と発明教師上級課程(30時間)等の教師職務研修課程を運営した。

ハ) 発明教育文化の拡散に向けて独自のプログラム運営

地域の発明教育文化を活性化するため、地域教育庁、各学校の教育管理者(奨学官、奨学士、校長、教頭等)向けに、発明教育優秀事例の発表会、小・中・高校の学生発明大会の開催、大学内における発明サークルの運営及び発明教育のプロボノ等を実施した。

また、9つの学術協力学会が参加して発明教育の関係者(学生、父兄、発明教育の指導教師、学界関係者等)向けに創意発明教育に関する連合学術際を運営し、各学会の定期学術大会と連携した発明教育をテーマとする学術活動(講演、コロキウム、教師ワークショップ等)を通じ、発明教育の認識を高めるために努力している。

ニ) 発明教師認証制度の施行

韓国特許庁は発明教師の専門性を高め、発明教育活動を続ける動機付けのために、「発明教師認証制度」を施行している。2014年1月から施行した発明教師認証制度は、教員の専門性と能力を認証するために教育・研修の実績や発明関連大会の指導経歴等

の一定基準を満たした教師に対し、等級による資格を付与することであり、これまで1,411人の発明教育認証教師が排出された(マスター18人、1級109人、2級1,283人)。

<表VI-1-17>発明教師認証制度における等級別の認証基準

区分	必須領域		選択領域(2項目選択)			検定試験
	単位/研修履修	発明教育実務経歴	発明教育講義実績	発明大会入賞指導	研究・特許実績	
2級	4単位/研修 60時間以上	-		-	-	2級検定試験
1級	研修120時間 以上	3年	20時間	15件	150%	1級検定試験
マスター	研修180時間 以上	7年	40時間	30件	300%	1級検定試験、 深層面接

4) 発明教育体験館の新規設置・運営

小・中・高校の正規教科(実生活、技術・家政等)に発明関連の内容が反映されているが、教育環境等により理論中心で構成されている。また、全国の学校等に設置された発明教育センター(全国207センター)は、教室2つ程度の小規模施設で運営されているので、体験・実習教育において限界があった。

韓国特許庁はこのような限界を克服するために、圏域別の総括及び体験・上級教育を担当する広域発明教育支援センター(発明体験教育館)の設立を推進した。2018年10月に、発明体験教育館の設置・運営の公募を通じて選定された慶尚北道教育庁とともに、第1号の発明体験教育館の建立に取り組むことになった。その後、2019年2月に、韓国特許庁と慶尚北道教育庁間で業務協約を締結して専門担当組織を構成する等、成功的な開館に向けて努力している。

慶尚北道慶州(旧)ファンナム小学校の敷地に開館する第1号の発明体験教育館は、青少年たちが発明に対する原理と実物を直接体験し、創意力・問題解決能力・挑戦精神等を育てることができるようにする。創意性が優れている学生には、体験、上級型発明教育を提供して次世代の革新家に育て、教員には、新規・上級教授法、指導事例の研究、最新の機資材・教具材の活用技法等、体験中心の発明教育研修を提供して専門性を高める計画である。

韓国特許庁は第1号の発明体験教育館の開館後、発明体験教育館の圏域別拡大を目指して、市・道教育庁と協議を続けて行う計画である。

5) 訪問型の発明体験教室

2018年の地域児童センター中央支援団との業務協約をスタートに、本格的に教育疎外階層の学生にも発明教育の提供に努め、島嶼地域である荏子島内の小・中学生と地域児童センターの児童を対象に、訪問型発明キャンプを運営する等、発明教育の死角地帯を積極的に解消しようとした。

韓国特許庁は教育脆弱階層向けの発明教育を全国的に拡大するために、2019年に、国民参画予算制度を通じて「訪問型発明体験教室」を提案して国民との共感形成と支持を引き出し、2020年には、島へき地の学校、地域児童センター及び児童福祉施設の青少年を対象に計557回(567機関、13,062人を教育)の訪問型発明体験教室を運営した。

韓国特許庁は発明教育を通じた社会的な価値実現のために、訪問型発明体験教室を積極的に推進する計画である。

3. 学生の特性別・学校のレベル別カスタマイズ型発明教育の推進

産業財産政策局	産業財産人材課	技術書記官	ボク・サンムン
産業財産政策局	産業財産人材課	行政事務官	パク・ダヒョン

イ. 推進背景及び概要

韓国特許庁は、1995年から教育庁と共同で設置した全国207の発明教室センター(旧発明教室)を通じ、全国の小・中・高校生を対象に発明教育を実施している。

また、個別発明教育センターで独自に行っていた発明英才教育が、本格的に実施できるように関係省庁との協力を強化した。教育部が中心となって策定した「第2次英才教育振興総合計画(2008年～2012年)」及び「第3次英才教育振興総合計画(2013年～2017年)」に積極的に参画し、発明教育センターを活用した発明英才教育拡大の推進等、発明英才の育成に向けた推進根拠及び基盤を整え、2008年から発明英才選抜ツール及び発明英才の教授学習資料を毎年開発して普及している。特に、2017年からは、英才教育と関連のある全ての行政関係省庁と英才教育機関が参加する定期協議体が構成された。韓国特許庁は、発明英才教育担当機関として「第4次英才教育振興総合計画(2018年～2022年)」の策定のような、懸案問題に対する対策議論及び英才教育ネットワーク構築に積極的に参画している。

一方、政府レベルで推進している「政府省庁による特性化専門系高校の育成」事業の一環として、2008年に発明特許特性化高校として4校を選定し、本格的な支援に突入した。また、2016年には計6校を対象に支援を行った。同事業を通じて、高校段階において体系的な発明及び特許分野の専門教育を行い、創意的かつ問題解決力の優れた学生を育成することにより、関連産業界の技術開発及び特許管理分野の実務人材としての進出が期待される。

ロ. 推進内容及び成果

1) 発明教育センター(旧発明教室)の運営支援

発明教育センターは、1995年にソウル・奉天中学校(現、仁峴中学校)において試験

的に設置された後、全国市・郡・区の教育庁別に、1ヵ所ずつの設置を目標に事業が推進された。各市・道教育庁と連携して年間平均16のセンターを設置し、2006年には24の発明教育センターが設置され、計182の発明教育センターを設置することで、第1次事業が完了した。

韓国特許庁は2006年まで発明教育センター設置事業を完了し、その後は、発明教育センターの充実した運営のために運営費支援を持続的に行っている。また、市・道教育庁においては、地域の学生たちに持続的な発明教育を提供する必要性を感じ、独自の予算で発明教育センターを追加で開所している。2020年には、慶尚北道で発明教育センターを追加で開所し、全国的に計207の発明教育センターを設置・運営している。

<表VI-1-18>年度別発明教育センターの設置状況

年度	1995～ 2010年	2011年	2012 年	2013 年	2014 年	2015 年	2016 年	2017 年	2018 年	2019 年	2020年	計
設置数 (センター)	189	1	3	1	2	-	3	-	2	5	1	207

発明教育センター設置等のインフラ構築だけでなく、充実した教育課程の運営のためにも力を入れている。発明教育センターの設置初期には、1回2～3時間の教育を通じて発明に対する認識転換を中心に教育課程を運営したが、最近では、初級、中級、上級の3段階教育課程を10～40時間程度で運営することにより、教育の品質を一層高めた。また、学生だけではなく、父兄等一般人向けの教育にまで拡大し、地域における発明教育と知的財産権に対する認識向上にも大きく寄与している。

<表VI-1-19>発明教育センターの利用者状況

区分	2013年	2014年	2015年	2016年	2017年	2018年	2019年	2020年
学生	191,661	230,284	216,143	338,492	486,753	556,670	564,085	344,541
父兄・一般	21,344	16,804	17,720	15,875	10,182	13,903	11,100	4,259

教師	16,569	12,410	9,780	8,729	5,162	8,047	6,650	5,623
利用者の合計	229,574	259,498	243,643	363,096	502,097	578,620	581,835	354,423

*調査期間(前年12月～当該年度、11月末基準)

発明教育センターは、単純な理論教育だけではなく、体験と実習中心の教育方法を行っており、変わりつつある教育トレンドを反映するために、教育施設及び機資材等の改善が求められている。

よって、2006年～2009年まで第1次発明教育センターの現代化が特許庁と教育部、並びに市・道教育庁の協力で行われ、その後、2014年から新たに現代化事業が再開され、2018年までに計76ヵ所における発明教育センターで、現代化の支援が行われた。今後も持続的に施設及び機資材の改善に向けて努力する予定である。

2)発明(英才)教育プログラムの教材開発・拡散

韓国特許庁は学生向けに発明に対する創意力の開発と発明を日常的なものにするため、数年間にわたり学校向けの多様な教授・学習資料を開発して発明教育の拡散に貢献している。小・中・高校生が、学校の現場で発明活動を通じて創意・融合的な思考及び問題解決の能力が高められるよう、認定教科書、正規教科との連携プログラム、政府の教育政策との連携教材等、様々な形態の教材及びプログラムを開発し普及している。

イ)認定教科書の開発及び拡散

2007年から2009年まで発明・特許特性化高校における効果的な発明、知的財産教育のための発明と特許特性化高校の共通教材(5種)を開発した。この共通教材は、各市道教育庁において、認定審議及び承認を受けて正規教科教育のための教科書として使用されている。教育課程及び社会の変化に対応するために、2020年から順次に改編している。

また、2015年には小学校の実生活教科に発明内容が反映・活用された。また、2015年の編成教育課程において、技術・家政群に知的財産一般教科目が新たに追加され、2018年から、高校で正規科目の一つとして教育が行われ始めた。

教科目の指導教師による授業効果を高めるために、教師用の指導書、多様な形態のマルチメディア教授・学習資料、教授・学習活動事例集等を開発し、知的財産一般の先導学校を中心に配布を行い、教科目の拡散を支援している。また、教科目指導教師の能力増進のために能力基盤の教師教育課程(2018年)の開発と、「発明と知的財産基盤の創業」教員研修標準教材(2019年)を開発し、指導教師の授業専門性を強化している。

ロ) 正規教科等の学校連携プログラム

一方、2015年から科学及び進路教科等の正規教科と連携した発明教育プログラムを開発してきた。代表的には、科学教科と連携した発明教育プログラムの一環として開発された科学発明王、科学の中の発明は、科学的な知識と理解を基に創意性と課題解決力が高まるように体系的に考案されたプログラムであり、教師用の指導書と学生用の教材で構成されている。

また、「将来の発明CEO探索」プログラムは、知的財産を基盤とする将来の発明CEOの育成を目的に、企業のCEOに要求される能力分析を基盤に、その能力を体系的に強化させる各々の能力別のプログラムを2015年から開発した。特に、2020年には、これまで実施してきた融合教育に発明と起業家精神を取り入れ、新しい多学問融合能力の向上プログラムを開発・普及した。

そして、2019年には異種分野における特許を活用した問題解決プログラムを開発・普及することによって、特許情報を既存の先行技術調査以外の問題解決、発明品開発のためのアイデア創出の根拠として活用され、教師と学生たちの特許情報活用の重要

性及び有用性に対する認識向上に寄与している。

これらのプログラムは、全国における正規科目の授業、小・中・高校の英才クラス（例：発明もしくは科学）、発明サークル及び中・高校の進路授業等に普及されて活発に活用されている。また、教員研修も併行して進行することにより、発明教育の拡散に寄与している。

ハ) 政府の教育政策と連携した教材及びモジュール

発明教育センター共通教材（初・中・高級）を含むプログラムが、順次に全国の発明教育センターへ開発・普及され、学校レベル別（小・中・高）、段階別（基礎、上級、応用）、専門領域別（リーダーシップ、情報通信技術、工学的設計、知的財産権、研究学習）に連携された教育を提供している。

その他にも、政府の主要教育政策である「自由学期制度」の教材として活用するため、様々な教育カリキュラムを策定及び開発し、これを市・道教育庁に伝え、教育の必要性を提案した。

また、国家職務能力標準（NCS）項目の中で、「知的財産管理」、「知的財産情報調査分析」、「知的財産評価取引」の学習モジュールを開発し、知的財産と関連する特許性化高等学校及び高等教育の現場において、必要な職務を指導することができる教授学習資料として開発・配布している。

<表VI-1-20> 主要発明（英才）教育プログラムの教材

年度	教材類型	対象	資料名	遂行処
2010	ワークブック	幼児	幼児用の発明ワークブック5種類	大邱教大
	指導書	中・高・大学生	次世代の知的財産基盤英才起業家共通プログラム及び運営ガイド	ソウル大

	ワークブック	小・中学生	創意と遊ぼう:3つのテーマ別チームプロジェクト	忠南大
	ワークブック	中学生	問題解決(人文社会/数理科学/発明): チームプロジェクト中心の創意的な問題解決プログラム3種類	崇実大
	ワークブック &指導書	小・中・高校生	発明設計との出会い/探求/拡張3.0の3種類	光州教大
	認定教科書	高校生	発明とデザイン	忠南大
	認定教科書	高校生	発明と問題解決	忠南大
2011	指導書	小・中・高校生	発明英才教育指導ガイドの3種類	光州教大
	ワークブック	小・中・高校生	創意と発明:問題発見を通じた発明問題解決の3種類	忠南大
	認定教科書	高校生	高校の特許情報調査分析	(株)アイピーブル
2013	ワークブック &指導書	小・中・高校生	体験中心の発明教育プログラム11種類	韓国発明振興会
	指導書	小・中・高校生	発明英才の対人関係増進プログラム	韓国相談学会
2014	ワークブック &指導書	小学生	発明王ポロロ:生活素材の発明を通じた問題解決8種類	韓国発明振興会
	ワークブック &指導書	小・中・高校生	TRIZ技法を利用したトントン博士の面白い発明物語2種類	韓国発明振興会
2015	ワークブック &指導書	小・中・高校生	科学+発明(How to make GREAT Ideas for INVENTIONS)4種類	WIPO、韓国発明振興会
	ワークブック &指導書	中学生	自由学期制度と連携の創意発明プログラムABCD4種類	韓国発明振興会
	ワークブック &指導書	成人	国家職務能力標準(NCS)学習モジュール:知的財産管理、知的財産情報調査分析2種類	韓国発明振興会

	ワークブック & 指導書	中学生	科学教科連携の発明教育プログラム4 種類	韓国発明振興会
	ワークブック & 指導書	小・中・高校生	将来の発明CEO探索(I)プログラム	韓国発明振興 会、KAIST、 POSTECH
2016	ワークブック & 指導書	成人	国家職務能力標準(NCS)学習モジュー ル:知的財産評価取引	韓国発明振興会
	ワークブック & 指導書	小・中・高校生	将来の発明CEO探索(II)プログラム4種 類	韓国発明振興会 KAIST, POSTECH
	ワークブック & 指導書	小学生	科学発明王(小学校):科学教科連携の 発明教育プログラム教師用教材2種類	韓国発明振興 会、京畿教育庁 等
2017	ワークブック & 指導書	小・中・高校生	将来の発明CEO探索(III)プログラム4種	韓国発明振興会
	ワークブック & 指導書&事 例集	小・中・高校生	小・中・高校生のための発明進路探索 プログラム3種	崇実大
	認定教科書教 師用指導書	高校生	知的財産一般教科書、教師用指導書、 マルチメディア教授・学習資料	韓国発明振興会
2018	ワークブック & 指導書	小学生	発明教育センターの共通教材:初級	韓国発明振興会
	ワークブック & 指導書	小・中・高校生	将来の発明CEO探索(II)プログラム4種 類	韓国発明振興会
	教授・学習活 動事例集	発明及び知的財 産教師	「知的財産一般」教授学習活動事例 集:科学教科基盤の融合教育	韓国発明振興会
2019	ワークブック & 指導書&動	小・中・高校生	KIPRISの海で問題解決アイデア探しプ ログラム2種類	韓国発明振興会

	画像			
	ワークブック & 指導書	中学生	発明教育共通教材：中級	韓国発明振興会
2020	ワークブック & 指導書 & 授 業用PPT	小・中学生	将来の発明CEO探索(V)プログラム2種 類	韓国発明振興会
	認定教科書の 編成	高校生	発明とデザイン	忠南大
	ワークブック & 指導書	高校生	発明教育センター共通の教材：上級	韓国発明振興会
	ワークブック & 指導書	中学生	2015編成科学教科連携の発明教育プロ グラム(中等)開発	韓国発明振興会

3) 発明英才教育

韓国特許庁は「第2次英才教育振興総合計画(2008年～2012年)」、「第3次英才教育振興総合計画(2013年～2017年)」に引き続き、2018年からスタートした「第4次英才教育振興総合計画(2018年～2022年)」の策定に積極的に参画し、発明英才を含む英才概念の再定立に関する論文寄稿等を通じ、今後の英才教育の計画を提示した。

イ) 市・道教育庁における発明英才教育の支援

2008年から、発明英才の選抜ツールを開発して市・道教育庁に配布することで、発明英才の選抜を支援し、選抜された発明英才を指導できる教授・学習プログラムも開発し普及した。

2010年に、ソウル、大邱、慶南地域をスタートに、現在は、全国17の市・道において発明英才クラスを運営している。

＜表VI-1-21＞発明英才教育の状況

年度	2011年	2012年	2013年	2014年	2015年	2016年	2017年	2018年	2019年
発明英才クラス数	242	237	230	243	240	243	270	238	246
発明英才学生数	4,650	4,568	4,361	4,474	4,548	4,410	4,536	4,118	4,066

発明英才教育プログラムとして、2008年に、小・中学の初級レベルプログラム各1種類(計2種類)を開発・普及し、その後も毎年、小、中、高向け教育プログラムを開発して普及した。2015年から2020年まで、シリーズ型として開発した9種類のプログラムである「将来の発明CEO探索(I～V)」を基盤に、学校の適用性を高めるために教師の研修も並行して実施した。特に、2020年には、急変する教育界の要求を反映してAI、人工知能等、発明英才担当教師向けの研修のテーマを多様化した。

＜表VI-1-22＞教師研修の状況

年度	2016年	2017年	2018年	2019年	2020年
教師研修に参加した教員数	150	276	174	194	147

2008年からは発明英才の選抜を支援するために、発明英才選抜ツールとして教師観察・推薦チェックリスト2種類、筆記問題4種類、深層面接問題4種類を開発して配布した。2019年の選抜ツールの活用率は79%で、全体発明英才機関157機関中の124機関が選抜ツールを活用した。

特に、2017年からプログラムを拡大して適用できるよう、全国17の市・道教育庁と協業して訪問型の教師研修を実施した。2019年には、京畿・仁川教育庁と協業して教師研究会とプログラムの研修及び適用を結合して実施したことによって、学校におけるプログラムの適用を図るとともに、プログラムの適用のために各地域別ネットワークの構築とコンテンツを共有する機会を提供した。

また、全国200ヵ所にある発明教育センター教育生徒の選抜問題の開発について、

現場の要求を取りまとめて2018年に試験的に普及した。2019年にも4学年別に2つの筆記問題セットを開発して普及し、2020年は、全国207ヵ所の発明教育センターの選抜に関する状況が異なっていることを鑑み、問題銀行式に問題を開発普及し、必要時に問題を自由に選択して活用するようにした。

ロ) 知的財産基盤の次世代英才起業家の育成

韓国特許庁は、創意性に優れた中・高校生の発明英才を知的財産基盤の英才起業家として育成するため、KAISTとPOSTECに次世代英才起業家教育院を設置して運営している。

次世代の英才起業家教育院は、2009年から書面審査と選抜キャンプを通じ、中・高校生を教育対象者として(第1期の教育生徒181人)選抜し、2010年から2年課程の教育を運営している。2020年には第12期の教育生徒167人を選抜し運営している。

発明英才が創意的な問題解決力・未来技術・起業家精神・知的財産専門性等を兼ね備えさせるために、両教育院を通じて多様な教育プログラムを提供している。特に、選抜された生徒が未来社会で求める融合型人材に成長できるよう、工学・人文学・芸術等の多岐にわたる分野を包括する教育を提供し、心理・情緒的領域における健康的な成長発達及び英才性の開発のための相談・コーチングサービスを支援している。

本事業の10年間の事業成果を見直すと、2年の正規教育課程以降から創業する時までの教育空白期を解消するための専門教育課程の運営及び修了生同士の人的ネットワークの構築が必要だと提起された。

そこで、韓国特許庁は2020年から次世代英才起業家の教育以降も、修了生が持続的に起業家精神を高めて、韓国の革新を牽引できる人材に成長できるように専門課程を新設し、修了生らのネットワークを構築するために、2020年11月に「次世代英才起業家ネットワーク (ACCEL; Alumni of Center for Creative Entrepreneur Leaders

based on IP)」を発足した。

今回の次世代英才起業家ネットワークの発足を通じて、教育院修了後も修了生らが韓国の革新的な成長を牽引する中核人材として成長し活動できる基盤が設けられた。

<図VI-1-3>KAIST・POSTECHの次世代英才起業家教育院の教育システム



<表VI-1-23>次世代英才起業家教育院の教育課程

	KAIST教育院	POSTECH教育院
教育目標	・ 価値あるIPを創り出し、時代の流れをリードする創造的な起業家の育成	・ 将来の市場を創り出す破壊的な技術革新を主導する起業家の育成
方式	<ul style="list-style-type: none"> ・ オンライン講座受講後、課題提出及び提出課題に対する意見提示(2週単位) ※未来通信環境に馴染むようツイッター、グーグルBuzz、グーグルDocs等を通じた討論及びフィードバックを同時に運営 ・ オフラインキャンプの運営(週末に年3回、学期休み中4泊5日、年2回) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 毎週省察日誌等の課題提出及び学習結果物に対するフィードバック(1週間単位) ※学習メンターによる個人別学習結果物に対する持続的なフィードバック及び動機付けを通じて円滑な自己主導的な学習支援 ・ オンオフラインキャンプの運営(学期休み中6泊7日、年2回)
教育	(在學生)	(在學生)

内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 未来の技術変化に対するビジョンを育てる未来技術教育、企業発達史等の人文学教育、知的財産権教育、企業を設立のリーダーシップを培う企業家精神の教育等 (修了生) ・ 持続的な動機付けのためのIP-CEO Bridge program、英才起業家ネットワークの強化のためのIP-CEO Youth Facilitator、創業活動支援のためのIP-CEO Startup Challenger等 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 未来技術の先見及びアイテム企画(Dream the Future)、アイテムの実現に向けた技術検索・開発(Discover the Future)、ビジネスポートフォリオの作成(Develop the Future)、技術基盤の事業提案(Deliver The Future) (修了生) ・ 事業性のあるビジネスアイデアの発見を通じたビジネスアイデアの創出教育、ビジネス開発に必要な技術実習課程の教育等
----	---	---

4) 知的財産創出能力を備えた産業技術実務人材の育成

韓国特許庁は高校レベルでの体系的な発明及び特許分野の専門教育を通じ、関連産業界の技術分野及び特許管理分野における実務人材の育成を目指し、「職業系高校の発明・特許の教育支援事業」の一環として、「発明・特許特性化高校」と「IPマイスタープログラム」を運営している。

2008年から5年単位で支援している発明・特許特性化高校は、2018年に、第3次支援事業(2018年～2022年)として6校を選定して運営している。

発明・特許特性化高校は、体系的な発明・特許の専門教育を提供するため、学科当たり12単位以上の発明・特許の正規教科目を編成し、企業連携の職務発明プログラム及び産業機能要員制度の運営、校内外の発明大会への参加、発明サークル、知的財産権の創出・技術移転等様々な活動を行っている。

特に、企業連携職務発明プログラムは、企業の懸案課題について学生たちがアイデアを出して出願まで行うことで、知的財産創出能力と職務発明能力を備えた創意的技術人材を育成することができる。また、学生たちの安定的な就業基盤を整えるために産業機能要員制度も運営している。2020年には、同プログラムに1,483人の学生たちが参加し、123人の発明・特許特性化高校の学生たちが協力企業に就職することができ、そのうち93人が産業機能要員に選抜された。

さらに、2020年職業系高校の支援及び就業活性化方案(2020年5月22日)に、すべての職業系高校に、発明・知的財産教育を拡散できるように案件を上程し、これまでの学校単位支援の類型から、学科及び教科単位の小規模支援類型を新設して、職業系高校の発明・知的財産教育の拡大方案を策定した。

また、教育部・中小ベンチャー企業部と協業し、職業系高校の卒業生が就業後に、企業において単純な機能人材ではなく、職務発明能力を備えた技術専門家及び知識勤労者として成長できるように、IPマイスタープログラムを運営している。IPマイスタープログラムの申し込み課題は、自由課題、テーマ課題、現場連携課題に区分され、2020年には1,128件のアイデアが受け付けられ、このうち100チームを選定した。選定されたチームを対象に、発明入門から知的財産の権利化まで経験できるよう、素養キャンプと訪問型知的財産コンサルティングを支援し、体系的な職務発明の教育課程を提供した。また、プログラム終了後に、参加チーム全員に対する知的財産権の出願を支援し、2020年に提案された優秀アイデアの中で18件が企業に技術移転する成果を収め、プログラムの優秀性が認められた。

<表VI-1-24>2020年の企業連携職務発明プログラムの参加状況

区分		2020年参加企業状況	
産業機能要員	3者協約締結	企業(社)	69
		学生(人)	111
	兵役企業指定	企業(社)	49
		人数割当(人)	93

企業連携プログラム	参加企業(社)	93
	参加学生(人)	1,483
	就業連携(人)	123

ハ. 評価及び発展方向

発明教育センターを通じた発明教育の拡大と多様な学生を対象とする発明教育事業は、発明教育の正規教科への反映に寄与し、発明教育法の制定と「第1次発明教育基本計画(2018年～2022年)」の策定につながり、発明教育の振興領域を広げることにも貢献した。今後も発明教師教育、発明英才教育、特性化高校の発明教育を遂行し、発明教育を拡大するために市・道教育庁と関係機関と緊密に協力して、学生レベル別・学校レベル別・地域別の体系的な発明教育を提供する計画である。また、訪問型の発明体験教室、発明体験教育館等の様々な発明教育インフラを構築し、国民なら誰でも発明教育を受けることができる環境造成に尽力したい。

4. 優秀な発明活動を行った学生及び教員の発掘・拡大

産業財産政策局 産業財産人材課 技術書記官 ボク・サンムン
 産業財産政策局 産業財産人材課 行政事務官 パク・ダヒョン

イ. 推進背景及び概要

韓国特許庁は創意力の優れた優秀発明人材を発掘して発明意識を高め、望ましい発明人材像を定立するためにさまざまな発明・創意性大会を運営し、優秀な発明活動を行った学生と教員を選抜して支援を行っている。

これまで分離して運営されていた「大韓民国学生発明展示会」と「大韓民国学生創意力チャンピオン本選大会」、「青少年発明家プログラム」を、2014年から、「青少年発明フェスティバル」として同時に開催し、発明教育体験等の様々な創意的な活動

により、発明教育の拡大にシナジー効果を生み出した。

大韓民国学生発明展示会は、創意性のある発明品の考案及び製作を通じ、学生の発明に対する創意性を啓発し、発明を身近の日常的なものにすることで、知識基盤社会の主役となる将来の発明家を発掘・育成することを目的に、1988年から開催している。

大韓民国学生創意力チャンピオン大会は、共同による問題解決の過程を通じ、青少年の幅広い思考力と創意力の向上を目的に、2002年から韓国特許庁が開催している。この大会は、4～6人の学生がチームを組み、事前に与えられた課題(表現課題、製作課題)と、大会現場で与えられる課題(即席課題)の解決過程において、学生の創意性について評価することが特徴である。

青少年発明家プログラム(YIP)は、発明能力を備えた青少年を対象に、IP創出に向けた特許教育及びコンサルティングの支援により、知的財産の権利化を行い、これに加えて、IP活用に向けて、創業能力を備えられるように支援する教育プログラムである。この教育プログラムにより、創造力、協同精神、起業家精神を基盤に将来の技術価値を創造する青少年発明家を育成している。

2011年度からは発明教育の拡大及び発明文化の造成に貢献した教育者を発掘し、発明教育者の志気と自負心を高めるために授賞する大韓民国発明教育大賞を新設して運営している。

<表VI-1-25> 優秀な発明活動を行った学生及び教員の発掘・拡大活動

発明・創意性大会	優秀な発明活動を行った学生及び教員の選抜・支援
<ul style="list-style-type: none"> ・発明フェスティバル* ・大韓民国学生発明展示会 ・大韓民国学生創意力チャンピオン大会 	<ul style="list-style-type: none"> ・大韓民国発明教育大賞

・青少年発明家プログラム (YIP)	
--------------------	--

* 「大韓民国学生展示会」及び「大韓民国学生創意力チャンピオン本選大会」を同時開催

ロ. 推進内容及び成果

1) 青少年発明フェスティバル

これまで別々に開催していた大韓民国学生発明展示会、大韓民国学生創意力チャンピオン大会、青少年発明家プログラムを、2014年から、青少年発明フェスティバルに統合して同時に開催している。発明トークコンサート、発明体験プログラム、青少年対象の教育コンテンツ提供、発明e-ラーニング広報館等の多様な見どころを提供することによって、3万人余りの観覧客が参加する等、発明教育の大衆化に寄与した。2020年には、新型コロナウイルスの状況により、大韓民国学生発明展示会を授賞式及びオンライン展示を中心に縮小し、大韓民国学生創意力チャンピオン大会と青少年発明家プログラムを統合してアンタクト授賞式を開催した。

イ) 大韓民国学生発明展示会

大韓民国学生発明展示会は、小・中・高校生の優秀な発明品に対するアイデアを発掘・授賞・展示する大会であり、2020年で33回目を迎えた。

同大会の出品対象は、小・中・高校生の発明及び考案品であり、予備審査→1次類似作品審査→書類審査→先行技術審査→公衆審査→作品審査→深層先行技術調査→2次類似作品審査→総合審査の過程を経て受賞作が選定される。

優秀な発明品に対し大統領賞、国務総理賞、教育部長官賞等を授賞した。上位受賞者の一部には、青少年発明家プログラムと連携して知的財産コンサルティング及び教育を通じた知的財産権出願へと連携した。

2020年に開催された第33回の大韓民国学生発明展示会では、6,770件の出品作が受付られた。審査過程を経て選抜された295件の受賞作の中で、主な受賞作は100件であり、2020年8月6日から8月7日までに一山KINTEXにて展示された。新型コロナウイルスの状況下でオンライン展示も運営した。そして、大統領賞、国務総理賞及び特別賞を受賞した学生には、受賞者キャンプを支援し、発明文化の学習、学生発明の活性化を図り、発明に対する意欲を高めた。

＜表VI-1-26＞大韓民国学生発明展示会の出品件数

年度	2011年	2012年	2013年	2014年	2015年	2016年	2017年	2018年	2019年	2020年
受付作品(件)	9,768	8,485	9,538	8,466	7,884	8,010	9,445	9,119	9,530	6,770

ロ)大韓民国学生創意力チャンピオン大会

2002年から、韓国特許庁で主催している大韓民国学生創意力チャンピオン大会は、青少年の問題解決能力、意思疎通能力等の創意的なコア・コンピタンスを育成し、知識基盤社会をリードする人材育成を目標にしている。2020年には、非対面で実施し470チームが参加した。

参加したチーム全体の中から、書面審査及び6月に開催された全国市・道予選大会を実施した後、8月13日から16日まで非対面本選大会を開催した。各チームは4～6人の構成で、指導教師1人が同伴して表現課題と製作課題、即席課題を解決する。

本選大会は、画像によるリアルタイム即席課題と表現課題の解決動画を審査して、参加した学生らの創意力と問題解決力を評価した。

＜表VI-1-27＞大韓民国学生創意力チャンピオン大会の参加チーム数

年度	2012年	2013年	2014年	2015年	2016年	2017年	2018年	2019年	2020年
参加チーム	1,273	1,256	1,132	898	839	913	1,054	1,012	470

ハ)YIP(Young Inventors Program:青少年発明家プログラム)

2009年から推進してきた青少年発明家プログラムは、優秀な発明人材を発掘して知財権・事業化能力を向上させる教育プログラムであり、創意的なアイデアを持つ青少年を一段階アップグレードさせて予備青少年発明家・創業家に育成している。

2020年は発明人材40チームを選抜して学生発明展示会の優秀受賞者20人を該当プログラムに連携し、発明深化教育と知的財産権利化コンサルティング等を提供した。

＜表VI-1-28＞YIP(青少年発明家プログラム)の状況

年度	2009年	2010年	2011年	2012年	2013年	2014年	2015年	2016年	2017年	2018年	2019年	2020年
企業数	2社	6社	8社	8社	9社	11社	11社	10社	12社	-	-	-
申込数	134 チーム	386 チーム	586 チーム	822 チーム	1,087 チーム	1,123 チーム	928 チーム	947 チーム	838 チーム	185人	85人 /206チ ーム	20人 /554チ ーム
選抜数	10 チーム	30 チーム	40 チーム	50 チーム	80 チーム	66 チーム	70 チーム	70 チーム	70 チーム	50人	30人/30 チーム	20人/40 チーム

*2018年からは発明能力を備えた青少年の新規アイデアを提案する個人参加形態に事業内容を変更したが、事業参加率を高めるために、2019年以降からは個人及びチームによる参加単位でそれぞれ選抜、

*2020年度の個人分野20人は大韓民国学生発明展示会受賞者を連携

2) 大韓民国の発明教育大賞

2011年に新設された大韓民国発明教育大賞は、教育現場において発明教育に献身する優秀な発明教員を発掘し、そのモデルを広め励ますために行われた。

受賞者は、候補者の推薦を受けて書類審査と公開検証、面接審査を経て選定されるが、2020年には計8人の受賞者が選ばれた。選抜基準は、教育活動の実績及び貢献度、教育方法の優秀性、現場波及性、教育への熱意及び持続性等であり、直近5年間の功績を対象に評価した。

ハ．評価及び発展方向

韓国特許庁は、発明・創意性大会の運営を通じて、国民に対する発明認識の拡散と発明文化の活性化に向けて多様な努力を傾けている。

また、毎年大会の制度改善と褒賞の拡大に取組み、大会への参加動機を高めるために努力した。

今後は、発明教育に対する教育界と社会の関心に対応するとともに、増加する大会への参加ニーズに合わせて、これまで成し遂げた量的拡大とともに、質的な面においても充実度を高める計画である。また、より公正かつ透明な大会運営のために多様な努力を傾けていく計画である。

5. 知的財産スマート教育²²を通じた国民向け知的財産の認識向上

国際知識財産研修院 教育企画課 行政事務官 キム・サンミン

イ．推進背景及び概要

韓国政府は2011年に知的財産基本法を制定した後、「第3次国家知的財産人材育成総合計画(2018年～2022年)」を策定し、具体的な教育実行計画を行っている。これを受けて、知的財産に関する教育の一軸を担当している国際知識財産研修院では、知的

²² 最上の情報通信技術を基盤に、人間中心のソーシャルランニング、カスタマイズ型の学習を取り入れたオンライン学習形態

財産スマート教育(e-ラーニング)を通じ、より多くの国民が知的財産教育を受けられるように運営しており、知的財産社会をリードする優秀な知的財産の人材育成に力を入れている。

国際知識財産研修院は、知的財産スマート教育事業を通じ、需要者カスタマイズ型コンテンツを開発して実務中心の知的財産教育を拡大し、小・中・高校生を創意的な知的財産の将来の主役として育成する等、知的財産分野の中核人材を育成している。知的財産スマート教育事業は、e-ラーニング教育を通じて急増する教育需要に効率的に対応しつつ、多様な階層に知的財産の学習機会を提供している。

ロ. 推進内容及び成果

国際知識財産研修院は、知的財産教育が必要な6つの分野を支援してきた。①創意力中心の青少年、②発明教育を指導する教員、③知的財産権に関心のある大学生、④実務人材中心の企業の役職員、⑤発明の拡大に取り組むべき特許関連機関、⑥審査・審判の専門性が必要な特許庁公務員等を対象に、生涯周期別の生涯教育を行っている。これを通じて2020年には、企業の在職者、研究員、大学生、青少年、教員等の約45万1千人を教育した。

インターネット基盤のフラッシュアニメーションや動画で作られた280個の学習コンテンツを提供するとともに、教育効果を高めるために、必要に応じて集合教育等を併行するFLIPPED-LEARNING教育を行っている。

このような教育は、国家知的財産教育ポータル([www. IP-Academy. net](http://www.IP-Academy.net))を通じて行われ、一般人の知財権教育、教員の発明研修、青少年の発明教育システムを運営している。名実共に国内知的財産教育総合ポータルの役割を果たすことで、教育の信頼性と知的財産教育の民間活用度を高めた。

また、SNSチャンネル(ユーチューブ)内に「知的財産ストーリーセンター」を構築

し、国民なら誰でも手軽に楽しく知的財産関連の主要 이슈や時宜を得たコンテンツにアクセスできるよう、知的財産情報と感性が融合した知的財産ストーリーコンテンツ87個をサービスした。

また、ストーリー映像コンテンツの拡散に向け、SNSチャンネル(Youtube、Facebook等)を運営し、新規コンテンツを提供することで、多くの人が視聴するように誘導した。

大学には知的財産スマート教育サービスを通じて257講座を開設し、40,108人に対して良質な知的財産教育を提供した。

また、小学生から高校生まで発明に関心のある青少年向けに、発明記者団を運営し計767件の発明記事が作成された。発明記者団に、オン・オフラインを通じて様々な取材ソースが支援され、発明体験活動とそれに関する作文等を通じ、発明の原理と理論的な思考を培うことができ、多くの父兄や青少年から反響を呼んでいる。

一方、発明教師の職務教育は600人が研修を受けた。この課程は、発明教育の必須的な履修課程として認識され、発明教師の参加率が高い。特に、15時間と30時間課程の「遠隔職務研修」は、発明教師が必要な単位を無理せず取得できるように支援している。

社内の職務教育を希望する企業や役職員の知的財産教育が必要な企業向けに、需要者が希望する知財権コンテンツを団体教育向けに提供した。計328機関及び企業、309,483人を対象に企業団体教育(B2B)を行い、独自のオンライン教育システムを備えている企業や機関にはコンテンツを貸すことで、知的財産eーランニングコンテンツの活用を拡散した。

ハ. 評価及び発展方向

多様な階層が参加できる知的財産スマート教育の常時学習システムは、青少年から大学生、教員、中小企業等における企業体の従事者、一般国民に至るまで、ライフサイクルに合わせた教育を提供することで、知識基盤社会に対応できる社会的な能力を高めることに一翼を担っている。

特に、教育環境が相対的に劣悪な中小企業向けに、カスタマイズ型の知的財産スマート教育を提供することで、中小企業の知的財産競争力の向上に寄与した。

青少年発明教育分野では、オンライン先行学習の後に、オフラインで創意的思考力を育てる学習法である、FLIPPED-LEARNING技法を活用した発明教育コンテンツを「知的財産e-ランニング先導学校」4校と共に開発した。開発されたコンテンツと学習資料は、オンラインを通じて全国の学校へ普及することで、オン・オフラインで連携した学校現場における発明教育の新しい地平を開いた。

発明と知的財産に関心のある小・中・高校生の青少年向けに発明記者団活動を展開し、発明と関連のある関係機関を探訪する等、多彩な取材活動と記者教育を支援した。取材した内容を記者団のカフェに、自分の記事として作成して共有する経験は、発明記者にとっては、創意的な人材として成長できる原動力として作用する。

2021年には、中小企業の経営者や知的財産主要人材向けに、オン・オフラインが混合されたIPリーダFLIPPED-LEARNING課程を3回に拡大し、企業の知的財産創出に寄与した。また、知的財産e-ランニング先導学校を4校運営し、これと関連する優秀コンテンツの制作を支援することで、青少年の発明能力向上に寄与するものと見込まれる。

そして、知的財産スマート教育の活性化に向け、優秀受講生の支援、SNS広報の拡大等の多様な教育支援を推進する予定である。

また、企業体と一般人の需要者向けに、実用的な知的財産教育コンテンツの開発を目指して、関連の多様なコンテンツ等を開発・普及し、大韓民国の知的財産人材育成

の基盤拡大に寄与するものと見込まれる。

<表VI-1-29> 知的財産スマート教育の対象別運営状況

(単位：人)

教育対象	教育形態		教育運営状況		
			教育課程形態	運営方法	受講者数 (2020年基準)
企業体	B2C	一般人	開かれた教育	知的財産の認識向上	18,505
	B2B	大企業	団体教育	基礎、企業職務教育	3,574 (23社)
		中小・中堅企業	団体教育	基礎、企業職務教育	55,971 (186社)
		公共機関	団体教育	基礎、職務教育	9,877 (16機関)
		公共機関 －弁理士及び職員	団体教育	見習弁理士職務教育 と連携(集合教育2 期、下半期)	7,748 (1機関)
		地域知識財産センタ －連携企業、機関	団体教育	基礎、職務教育	34,707 (25地域センター)
		産学協力団	団体教育	基礎、職務教育	279 (2産学協力団)
		研究機関(政府出資 (研)含む)	団体教育	基礎、職務教育	172,930 (22研究機関)
		コンテンツ貸出	団体教育	基礎、職務教育	15,242 (6機関貸出)
		その他(特許法律事 務所、社団法人等)	団体教育	基礎、職務教育	9,155 (47機関)

大学生	B2B	理工系	団体教育	単位課程と連携	33,648 (159講座)
		デザイン	団体教育		0 (1講座)
		教大/師範大	団体教育		791 (16講座)
		人文大/法大/経商大 /貸出等	団体教育/コン テンツレンタル		5,669 (81講座)
青少年	B2C	青少年	開かれた教育	自律受講	4,927
	B2B	小学生	団体教育	正規授業、放課後活 動、裁量活動、学生 生活指導等と連携	11,874 (69校)
		中学生	団体教育		3,848 (28校)
		高校生	団体教育		44,681 (96校)
		地域教育庁等 その他	団体教育		3,519 (11教育機関)
発明教員	B2B	小学生	教育庁団体教育	年5期数、職務教育	358
		中学生			232
		幼稚園/その他			10
単位銀行制 度	B2C	一般人	開かれた教育	年2学期、単位課程	6,277
		大学生			2,723
公務員	B2B	特許庁	個別教育	年中常時、特別課程	4,541
計		コンテンツ280個			451,086 (オンライン教育受 講者)

*B2B(Business to business)、B2C(Business to consumer)

6. 社会的弱者に対する知的財産教育の強化

国際知識財産研修院 知識財産教育課 行政事務官 キム・キジョン
国際知識財産研修院 教育企画課 施設事務官 イ・ジョンユン

イ. 推進背景及び概要

国際知識財産研修院は、「知的財産基本法」第32条第3項に基づき、社会的弱者に対する知的財産教育の支援を強化するため、低所得層、多文化家庭等の社会的配慮階層の学生向けに「The 共にする発明教室」を運営している。日頃接することができない発明に対する知識とつくる体験を社会的弱者にも積極的に支援することで、発明に対する底辺の拡大と相対的な教育の格差を緩和することに焦点を当てて教育を行っている。

また、10万人余りの特殊教育対象者である障害のある学生向けに、これまで空白状態であった発明教育の機会を均等に提供することで、「つくりと発明の楽しさ」の経験ができるようにした。これを通じて、体験の幅を広げて多様な動機を誘発し、自己開発の機会を拡大することができるように発明教育を支援している。また、一般教師とは異なる、障害のある学生向けにカスタマイズ型の教材及び教具開発のため、既に発明活動に取り組んでいる特殊教師にも、体系的な発明マインドを高め、能力強化を支援している。

研修院は、発明教育において、障害者と非障害者間の教育格差があってはならないという問題意識をもって、社会脆弱階層である特殊教育対象者の発明教育を支援する必要があることについて、特殊教育関連機関(国立特殊教育院、特殊教育支援センター、特殊学校(クラス)等)と認識を共にした。これにより、障害のある学生にも発明教育の機会を均等に提供して自己開発の機会を拡大するとともに、特殊教育の教師を発明教育拡散の主体として育成し、発明教育活性化の先頭に立てるよう、学生向けの「直接教育」と教師向けの「間接教育」を行うことにした。

ロ. 推進内容と成果

2020年には地域児童センター大田広域市支援団を通じて「The 共にする発明教室」の教育を希望する児童センターを募集し、ハンピッ地域児童センター等、計5ヵ所の地域児童センターが最終的に選定され、発明教室の課程が計5回運営された。

教育に参加した学生は、大半が低所得層やひとり親家庭の学生であったが、児童センターの指導先生とともに参加し、学生の自発的な参加を誘導して体験・実習中心の講義を行った結果、教育に対する関心と反響が相当高かった。「協力と疎通」をテーマに、自由な雰囲気の中で互いに協力することにより疎通し、与えられた課題を完成することで学生の自負心と成就感を高めた。

一方、「トギジャンイ地域児童センター」で行われた発明教室の場合は、知的障害者の学生が2人参加したが、児童センター担当先生の積極的な関心と助けにより、発明体験及び実習を円満に行うことができた。

一方、障害者向け発明教育の円滑な運営を支援するために、特殊学校(クラス)教師向けの職務研修を実施し、特殊学校1級正教師の資格研修課程の中に、発明関連の教科目を編成して運営し、計226人の教師を教育した。

また、障害のある学生向けにカスタマイズ型発明教育コンテンツの開発研究が進められ、つくる体験を中心に、実習講義案及び学生用ワークブック、教師用映像ガイドを制作して一線の学校に配布した。これを通じて非障害学生用に、開発された発明体験教育プログラムを障害のある学生の目線に合わせて難易度を調整することで、効果的な授業遂行が可能となり、作る授業の結果物により学生同士のゲームを通じて相互競争させることで興味を無くさず授業を自然に集中する契機を構築した。

国立特殊教育院の担当者が特殊学校教師対象の発明教育だけでなく、障害のある学生向けのカスタマイズ型発明教育コンテンツの開発研究にもオブザーバー及び専門委員として参加する等、持続的に関連機関と研修院が交流・協力を行った。このような協力を基に、特殊学校 1 級の正規教師資格研修課程にも参加し、特殊学校の教師向けに発明及び知的財産教育を試験的に実施した。2020 年からは、特殊学校の教師向けの発明教育が資格研修課程において認められるように制度化した。

ハ. 評価及び発展方向

地域児童センター発明教室に参加した学生は小学校 1 年生から 6 年生の学生である。初めて接する発明づくり体験で学生たちは高い関心を見せ楽しく参加したが、体験時間が 2 時間という短い時間であったのが残念であったという評価が多かった。今後学生の発明体験時間に対する高い関心度を反映して体験時間の拡大を積極的に検討する予定である。

障害のある学生向けの発明教育においては、発明教育と特殊教育の各々に対する専門家や参考資料が比較的豊富であるが、これを体系的に結合した先行事例や研究、障害のある学生向けの発明教育プログラムは、国内外を問わず事例を探すのが難しく、実務を進める上で非常に困難であった。特に、特殊教育分野を含む中等教育の場合は、細部教育課程が非常に精巧に編まれており、新しい教育の試みが容易でなく、実行においても保守的な雰囲気と激務に苦しんでいる一線の特殊教育現場の協力を得ることが難しかった。また、一般の発明教育と違い、特殊発明教育はこれまで試みたことのない分野であるため、授業を実質的に進行できる専門講師陣の招聘も難しい課題であった。

これを克服するために、まず特殊発明教育に関するセミナーを開催して一線現場の関心を誘導した。既存の編れた教育課程の枠の中で、ある程度新たに試みが可能な中学校の自由学期制度、高校の特殊学習科学教科の分班授業等を利用して、特殊発明教育の授業を進行した。聞き込みにより確保したネットワークを通じ、関心を見せた一

線の特殊教師、研究士、研究官、特殊教育支援センター奨学士、奨学官等を個別に訪ねて意見を求め助けてもらう等、現場の意見を基に政策を設計した。また、障害のある学生向けの発明教育の講義のために、既存の一般学生向け発明教育講師を説得し、教科の難易度を調節して講義を依頼し、過去に関連分野の講義経験のある研修院の実務者が直接講義を行うなど、自助策を講じて推進した。このような多様な経験を基に、障害のある学生向けのカスタマイズ型発明教育コンテンツの開発研究を通じて、障害のある学生の目線に合わせた発明体験教育プログラムを開発することができた。

研修院は今後も障害のある学生向けの発明教育の拡散のために、関連教育を持続的に行う予定である。自由学期(年)を活用した特殊学校(クラス)教師の発明教育職務研修課程を継続して運営する予定である。また、開発した障害のある学生向けのカスタマイズ型発明教育コンテンツを活用し、全国単位のオンライン発明体験教室も運営する計画である。これを通じて、発明教育分野における障害者と非障害者の教育格差を徐々に解消していく計画である。

<図VI-1-4> 「The共にする発明教室」の活動写真



<図VI-1-5> 特殊発明教育課程の運営



第3節 発明振興イベント開催を通じた発明活動の促進及び国民の認識向上

1. 概観

産業財産政策局 地域産業財産課 技術事務官 キム・ゾンヒョク

「発明の日」の記念式は、優秀発明家及び発明功労者を表彰することで、発明家と科学技術者の士気を高め、国民向けに発明ムードを広げるために開催するイベントである。2020年には、「大韓民国の確実な変化、知的財産が共にします。」というテーマで、63コンベンションセンターグランドボールルーム(ソウル市江南区汝矣島洞所在)において開催した。

2020年「発明の日」の記念式では、金塔産業勲章を含む政府褒賞等、79個の授賞が行われ、この中で、今年の発明王の受賞者には、褒賞金の支給、トロフィーの授与、「発明家の殿堂」の献納等の副賞が授賞された。

国内に登録された特許及びデザインを対象に、優秀発明を発掘して授賞する特許技術賞は、2018年には、12個の発明と2個のデザインを選定し、ルメルディアンソウルホテルにおいて特許庁と中央日報が共同で授賞した。全体で226件の応募があり、16:1の競争率を記録し、計14件の受賞作の中で個人及び中小企業が10件を占めた。

2011年度から統合して実施している大韓民国発明特許大典及び商標・デザイン権展、ソウル国際発明展示会は、国内の優秀特許と商標・デザインだけでなく、世界各国の発明品を展示する国内最大規模の知的財産権展示会である。2020年には、30,399人以上の観覧客が展示会場を訪れ、国内58社(人)から58品目、国内外24ヵ国から530品目を出品及び展示し、国内外発明家の交流拡大や国際ネットワーク構築の機会を提供した。

2. 第55回「発明の日」記念式の開催

産業財産政策局 地域産業財産課 技術書記官 キム・ゾンヒョク

イ. 推進背景及び概要

知識情報化社会における知的財産の創出・活用及び保護に至る知的財産好循環構造の確立の有無は、国と企業の競争力において重要な基盤となっている。

このような循環のスタート時点である知的財産の創出を促すためには、社会における各界各層へと知的財産創出の底辺を拡大する、法的・制度的・文化的インフラが構築されなければならない。そのためには、発明家に対する尊重とともに、発明と知的財産の重要性に対するコンセンサスを拡大し、国民の間で発明ムードを作り上げていくことが必要である。

政府は知的財産に対する認識の重要性を高め、発明の生活化を定着させるため、1957年に、世宗大王が世界初の測雨器を発明した日(1441年5月19日)を記念し、5月19日を「発明の日」と定めて法定記念日に指定した。発明の日の記念式典では、発明家の士気を高めるために、功労者に対する褒賞、記念パフォーマンス、優秀発明品の展示等、多様なイベントを行っている。

ロ. 推進内容及び成果

2020年第55回「発明の日」記念式典は「大韓民国の確実な変化、知的財産がお供します。」というテーマで、主要人事及び発明功労者、優秀発明企業、発明学生及び指導教師等の約600人余りが参加した中で、6月24日に63コンベンションセンターグランドボールルームにおいて開催された。

ジョン・セギョン国務総理は、祝辞を通して、苦しい状況の中でも創意力と技術開発に対し熱情をもって精進している発明家の苦労を激励し、これからも知的財産による大きな革新が必要であると述べた。

記念式典では発明及び特許分野に貢献してきた功労者に対して、金塔産業勲章等の政府褒賞を国務総理が行い、大韓民国を代表する発明家 1 人を今年の発明王として選定して証書とともにトロフィーを授与した。

特に、第 55 回発明の日記念式は安全なイベント進行のために参加者の規模を最小限に減らし、新型コロナウイルスの防疫措置を徹底して施行した。すべての参加者を対象に、防疫キューブを通じて非接触発熱チェック及び消毒後の入場、個人間の距離を維持、指定座席制を守り運営した。

ハ．評価及び発展方向

2020 年第 55 回の発明の日記念式典では「発明で克服する災難危機、K-防疫」をテーマに、新型コロナウイルスの危機を克服するために先頭に立った K-防疫発明品が紹介された。K-ウォークスルーと移動検査所という名前で、世界から注目を受けた両方向ウォークスルーボックス、新型コロナウイルス感染診断キッド及び診断試薬等を海外に輸出中の防疫製品を展示した。

今年の発明王受賞作のローラブル OLED TV、金塔受賞者の 10 ナノ級微細工程を適用した DRAM を活用して作った製品、銀塔受賞者の車両用・スマートフォン用超精密コネクタ及び電気車充電通信モジュール用コネクタと、石塔受賞者の歳の変換が可能な 3D モンタージュ及び 3D 顔認識技術等を展示した。

新型コロナウイルスの状況下でも、受賞者の士気振作に寄与しただけでなく、独自防疫マニュアルを制作・実施し、安全にイベントを完了することで、ポストコロナ時代のイベントのモデルになったと評価された。

<図VI-1-6> 国務総理の授賞



<図VI-1-7> 防疫ブース



<図VI-1-8> 2020年今年の発明王授賞

賞



<図VI-1-9> 特別展示



3. 2020年特許技術賞の授賞

特許審査企画局 特許審査制度課 工業主事 ユ・ホンロク

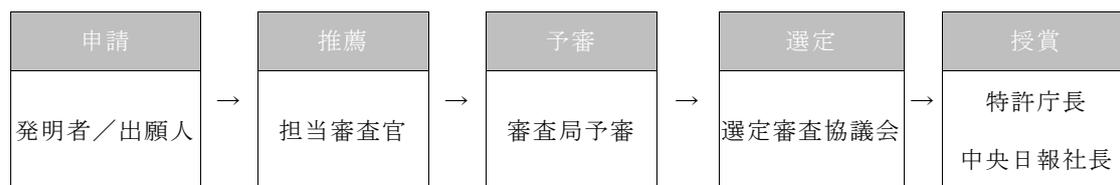
イ. 推進背景及び概要

特許庁と中央日報は1992年から発明者と創作者の士気を高め、国民全体に発明の幅を広げることで、産業の技術競争力を高める。さらに、国民経済発展に貢献するため、毎年上・下半期2回にわたって、韓国特許庁に登録された発明・考案またはデザインの中から優秀な発明等を発掘し、特許技術賞を授賞している(発明振興法第6条第6号に基づく)。

特に、2014年には予算不足、事業化に対する専門性不足等により、可視的な事業成果を収めることができず、各種発明関連授賞において、頭角を現し難い個人や小企業の優秀な特許技術に対し、技術の死蔵を防ぎ、事業の活性化を誘導するために「洪大容賞」を新設した（「機械式渾天儀」等を発明し、地球自転説を主張した朝鮮時代の発明家であり、実学者である洪大容の名を取ったもの）。

特許技術賞は世宗大王賞(1件)、忠武公賞(1件)、池錫永賞(2件)、丁若鏞賞(デザイン、1件)、洪大容賞(2件)で構成され、受賞者には、賞金とともに体系的な創業支援プログラムへの参加機会と特許技術賞受賞マークを提供し、受賞発明の事業化マーケティングを支援している。

＜表VI-1-30＞特許技術賞の施行日程



ロ. 推進内容及び成果

世宗大王部門と洪大容部門を統合して申込みを受付けた結果、上半期145件、下半期190件の計335件を受付ける等、申し込み件数が大幅に増えた。

新型コロナウイルスの影響により、2020年の特許技術賞の授賞式は、授賞者のみ現場に参加し、受賞者は自宅及び会社で受賞する方法の非対面授賞式を行った。受賞者家族及び職場同僚等のためにオンライン生中継を行った。

2020年上半期の世宗大王賞は、(株)エスオエスラップのジャン・ジュンファン他1人が発明した「ライド装置」が選定された。該当発明は、自動走行の中核を担うライドに対する技術で、固定型、小型化、軽量化が可能であり、長距離測定と高解像度測定に有利な構造となっている。

2020年下半年は、(株)ブカンテックのジョン・ミンキ他4人が発明した「窒素汚廃水処理装置」に関する発明が世宗大王賞に選ばれた。 該当発明は、酸素なしで汚染された水を浄化する微生物であるアナマックス (Anammox) により、廃水処理にかかる酸素を最小化し、外部炭素源の投入がなくても排水の窒素を除去する技術で、排水処理費を大幅に節減できる。

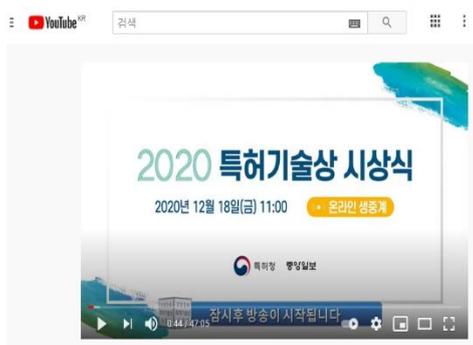
< 図VI-1-10 > 2020年授賞式

< 図VI-1-11 > 2020年授賞式の記念
撮影



< 図VI-1-12 > 2020年授賞式のオン
ライン中継

< 図VI-1-13 > 2020年授賞式のオン
ライン試演



ハ. 評価及び発展方向

韓国特許庁は特許技術賞制度を通じて1992年から2020年までに計398件の優秀発明・デザインに対して授賞し、優秀な特許技術が事業成果を出せるように、持続的な支援を提供している。

申込み期間の拡大と申込み部門の統合により、発明家と中小企業が、特許技術賞に参加できる機会が増えたことから、積極的な参加に繋がった。その結果、2020年の場合は、計12件の受賞作の中で10件が個人及び中小企業の発明・デザインであった。これからも優秀な発明・デザインを発掘・選定できるよう、特許技術賞制度を改善して運営する予定である。

4. 2020年大韓民国知的財産大典の開催

産業財産政策局 地域産業財産課 技術書記官 キム・ゾンヒョク

イ. 推進背景及び概要

大韓民国発明特許大典、商標・デザイン権展及びソウル国際発明展示会を「2020大韓民国知的財産大典」という名称に統合して開催した。大韓民国知的財産大典は、知的財産権に対する国民の認識を高め、発明の幅を広め、国内外の発明家の交流を拡大して国際的なネットワークを構築することに、その目的がある。さらに、展示会を通じて優秀発明品を一般国民に広く知らせ、販路を切り開くことで流通の活性化を図る。また、技術先進国への跳躍に向けて、1年間の発明と特許を決算して授賞することで新技術を発掘することができ、ますますその価値が重要となっている商標とデザインの発展を図る効果もある。

これまで大韓民国発明特許大典は、1982年から毎年開催され、今年で第39回目を迎え、商標・デザイン権展は、2006年から毎年開催され、第15回目を迎えた。また、ソウル国際発明展示会は、2002年から2008年まで隔年開催であったが、2009年からは毎年開催となって16回目を迎えた。

ロ. 推進内容及び成果

2010年から大韓民国発明特許大典及び商標・デザイン権展、ソウル国際発明展示会を同時に開催し、国内の優秀な特許と商標及びデザインのみならず、世界各国の発明品を共に展示することで、名実共に韓国における最大規模の知的財産権展示会となった。これを通じて、国内外における発明特許イベントのプレゼンス及び国際的イメージの向上に大きく貢献した。

2020年の大韓民国発明特許大典は防疫指針を遵守するために受賞作の98社のうち、56社56品目の製品について展示を行い、受賞作をメインとする展示館の他に、新型コロナウイルスを克服するための発明品を展示したK-防疫館、世界的な国際発明大会において受賞した韓国の優秀発明品を展示したK invention館を運営した。また、IP BIZ館・IP JOB館の運営を通じて、受賞企業の販路開拓及び資金誘致の機会とIP人材マッチングのための機会を提供した。この他にも、職務発明制度の広報館、IP活用戦略事業の広報館、IP取引館、IPデイデイドル(礎)館、国民安全発明チャレンジ館等、多様な付帯展示館を運営して、参加者に製品(技術)に対する評価と販路拡大の機会を提供し、支援制度についての相談もできるようにした。

商標・デザイン権展は2020年選定作の優秀商標・デザイン権22件のうちの8件を展示した。オンライン展示館を同時に運営及びリアルタイムユーチューブの中継で接近性を高め、新型コロナウイルスにより展示会に参加できない企業及び個人もアンタクトで展示を楽しめるようにした。

ソウル国際発明展示会は2002年に初めて開催された後、2010年に入り参加規模が増加し、30ヵ国以上の参加と600件が越える出品作を紹介することで、世界3大発明展示会として位置づけられた。特に、民間オンライン大型ショッピングプラットフォーム等と連携した、オンライン販売企画展等による出品作の販路開拓も支援した。また、1人クリエイターライブチャンネルの運営等、ブランデッド広報コンテンツの製作に

よりIP基盤企業の広報成果を成し遂げた。

<図VI-1-14>大韓民国知的財産大典の開催



<図VI-1-15>展示館の全景



<図VI-1-16>授賞式の授与場面



<図VI-1-17>K-防疫館の全景



<図VI-1-18>Kインベンション館



<図VI-1-19>ソウル国際発明展示会授賞式の全景



ハ. 評価及び発展方向

2020年の知的財産大典はポストコロナ環境に合わせたイベントとして、徹底した防疫と安全な進行に重点を置いた。事前登録システムで訪問客を管理し、現場QRコード登録を通じて出入り管理を行い、出入り人数を一定に維持した。また、海外から参加できなかった不参加者のために、画像で受賞者とリアルタイムで連結することで、その空白を埋めた。また、授賞企業製品の紹介及び代表者のインタビューを通じた広報コンテンツ(ユーチューブ)の制作、IP BIZ・IP JOB館の運営により、受賞企業の販路開拓及び資金融資及び人材採用機会の提供等、受賞者プログラムを拡大した。

今後もオンライン展示を同時運営することにより効果を増大し、オフラインイベントを補充するための方策を模索する必要がある。

2020年ソウル国際発明展示会は新型コロナウイルスの余波により、海外出品者の場合は、オンラインによる参加であるにもかかわらず、24カ国から464品目の出品及び展示し、世界的な発明展示会として国内外における発明家の交流拡大及び国際ネットワークの構築のための良い機会を提供した。

また、ポストコロナ時代に備えたオン・オフライン融合展示形態を試み、海外出品作のリアルタイムによる画像審査及び授賞式の生中継等の新しい試みの中で、徹底した防疫により、国際発明展としての地位と成果をさらに確固たるものにした。

5. 2020国民安全発明チャレンジの開催

産業財産政策局 地域産業財産課 技術書記官 キム・ゾンヒョク

イ. 推進背景及び概要

セウォル号、堤川火災など国民の生命と財産に膨大な被害を及ぼす大型災難に効果的に対応するため、災難現場の意見を反映した設備・技術開発の必要性が高まった。韓国特許庁は、災難現場公務員の創意的なアイデアを発掘し、そのアイデアが、知的

財産権コンサルティングを通じて価値ある技術となり、その優秀技術が、現場において実際に活用されるとともに、零細な民間安全産業体に技術移転され、安全産業市場が活性化となるよう、積極的に支援している。

韓国特許庁は2016年から海洋警察庁と「海洋警察発明展事業」を運営した。海洋安全に関するアイデアを海洋公務員及び国民を対象に発掘し、そのアイデアに対する知的財産コンサルティング及び現場活用・民間技術移転を支援した。海洋警察発明展の成功的な運営を基盤に、国民安全を担当する警察庁と消防庁においても関心を持ち、災難、治安分野公務員まで含めた運営についての提案があり、国民安全を担当する警察、消防、海洋警察公務員を対象に、2018年に国民安全発明チャレンジを拡大して開催し、2020年に第3回目を迎えた。

ロ. 推進内容及び成果

韓国特許庁は2018年2月に、政府ソウル庁舎において警察庁、消防庁、海洋警察庁と国民安全発明チャレンジの運営及び知的財産協力増進に向けた業務協約を締結した。

業務協約の結果、韓国特許庁は、国民安全に向けた現場アイデアの持続的な発掘基盤の造成のために、警察庁、消防庁、海洋警察庁の公務員を対象に、オンライン研修課程を開設した。国際知的財産教育ポータル(IPアカデミー)にオンライン教育課程を新設し、非弾力的な日程に置かれている現場公務員が、知財権教育を常時に受講できるように支援した。

2020国民安全発明チャレンジには現場公務員が関心と熱意を持って志願し、計763件のアイデアが受け付けられた。受け付けられたアイデアは、安全及び知的財産専門家の公正な審査を経て優秀アイデア24件を発掘し、専門遂行企業の高度化及び権利化の支援により、優秀技術として育成して特許出願まで支援した。また、韓国発明振興会の知的財産仲介所を通して、受賞作の中から3件を民間企業に技術移転し、技術事業化を成し遂げた。本大会の授賞式は、国会議員会館において、第3回大韓民国安全産業

発展コンファレンスと連携し、2020年国民安全発明チャレンジの展示会を開催した。大賞受賞者1人には国会議長賞を授賞、金賞受賞者2人には行政安全部長官賞を授賞し、受賞者の自負心を鼓吹させた。そして、受賞作24品目については、特許庁主管の「2020年大韓民国知的財産大典」を通じ、独立展示館を設けて国民向けに展示を行い、国民安全発明チャレンジウェブサイトには展示会のページを生成してアンタクト展示観覧を新規で行い、現場公務員の職務発明活動及び国民安全のための努力を知らせた。

<図VI-1-20>国民安全発明チャレンジの最優秀受賞作

ダイアル方式の透明止血帯	変死者運枢用の担架サスペンダー	QRコードを利用した多数死傷者の重症度分類および患者管理
		

ハ. 評価及び発展方向

国民安全発明チャレンジは、国民の安全のために勤務する公務員が、自分の勤務経験を基に直接アイデアを出し、安全に役立つ製品を開発するという点において、意味深いイベントと言える。また、韓国特許庁は、これらのアイデアが具体化されるように手助け、知的財産に対する教育を提供することで、省庁間の良い協業事例として大きな意味がある。

韓国特許庁は、2020年国民安全発明チャレンジの成果を基に、計3件の民間技術移転の通常実施権を締結し、これまで計7件の技術移転の締結が完了した。また、技術移転に関心のある民間企業に対して受賞技術を広報し、優秀技術の技術移転を促進するために技術移転の拡大を計画している。

第4節 女性発明教育及び女性発明振興活動の展開

1. 概観

産業財産政策局 地域産業財産課 技術書記官 キム・ゾンヒョク

2001年に女性発明振興政策を遂行して以来、女性の知的財産出願件数は持続的に増加勢を見せており、2019年度には47,235件で全体出願件数の27.2%であった。

韓国の女性経済活動参加率は2018年基準で59.0%であり、OECD会員国の平均である64.6%と比べると依然と低いレベルである。高い教育水準と優れた才能を持つ女性人材を適材適所にうまく活用できないことは、国家的に大きな損失である。また、韓国は、急速な少子高齢化と出産率の低下によってますます労働力が不足していく状況の中で、女性の経済活動参加を促すために、多様な女性発明振興事業に取り組むべき必要性が提起された。

韓国特許庁は韓国女性発明協会の支援事業を通じて、女性向けのオン・オフラインによる知的財産権教育を実施している。女性の発明アイデアが死蔵されず、産業界で積極的に活用されるよう、世界女性発明大会、生活発明発掘支援、女性発明品博覧会等の多様な支援政策を推進している。

女性の潜在力と創意力の開発は国家産業発展の新しいエンジンであるだけに、女性特有の創意性とアイデアが特許として具体化され、その特許が商品化に繋がることで、女性発明・女性起業家の成功事例がより多く誕生するよう、積極的に取り組む計画である。

2. 女性発明の裾野拡大及び知的財産認識の向上

産業財産政策局 地域産業財産課 技術書記官 キム・ゾンヒョク

イ. 推進背景及び概要

女性の社会経済活動に対する関心の増大と持続的な支援により、韓国の女性の経済活動参加人口は、着実に増加している。しかし、それにもかかわらず、女性経済活動参加率は、依然としてOECD会員国の中で最下位にとどまっている。出産と育児の時期である30代に発生する経歴断絶現象も未だに続いており、女性の経済活動促進に向けて多様な女性発明振興事業を積極的に推進する必要性があると提起された。

これを受けて、政府は女性特有の創意性と創造力の開発のために、女性向けの体系的な知的財産権教育及び情報提供、生活発明発掘支援等を通じて、女性発明の底辺拡大及び発明人材の育成に取り組んでいる。

ロ. 推進内容及び成果

1) 女性向けの知的財産権教育

韓国特許庁は女性の発明に対する社会的な関心と幅の拡大を高め、潜在力のある女性発明家の発掘や育成のため、知的財産権教育である「女性創意教室」を運営している。各自治体、女性新職業センター、大学等との協力を通じて、父兄、大学生、就業・創業準備中の女性向けに教育の参加者を募集し、地域と関係なしに幅広い分野において、発明に関心のある女性を発掘して教育対象別の特性と環境を考慮したオン・オフラインカスタマイズ型の教育を実施した。

弁理士、発明教育の専門家、成功した女性発明家等を講師として招いて、発明と創意性、知的財産権の理解及び活用、発明事例の共有及び実習と発明創業戦略、IP事業家のための政府支援事業の活用、知的財産紛争事例と対応戦略等、知的財産に対する認識度のレベルと就業・創業、職業、進路等教育対象の特徴によって、カスタマイズ型のカリキュラムを編成して教育を行った。

2020年からは、オフライン集合教育と共にオンライン非対面教育を並行して実施した。女性発明創意教室の教育は、2008年から2020年まで計742回実施し、41,983人が参加した。

2)生活発明コリアの運営

2014年から知的財産を基盤とする女性創業促進のために「生活発明コリア(www.womanidea.net)」システムを新たに構築し、女性の生活発明発掘支援事業を推進している。2020年には、1月31日から4月8日まで女性の生活の中のアイデアを公募した結果、計2,245件のアイデアが受け付けられた。受け付けられたアイデアに対しては、オンライン書類審査、先行技術調査、アイデアの発表及び面接等、3段階の審査を行い、最終支援大賞作として50件を選定した。

未出願アイデアに該当する<参加部門1>の選定作は、専門家のメンタリングを通じ、知的財産権の出願、技術及びデザイン開発等を体系的に支援した後、試作品の製作を支援した。また、<参加部門1>の提案者の中から希望者に限り創業・事業家教育を実施し、教育を受けた参加者に最終審査の参加機会を提供した。最終審査のために完成した試作品を11月19日にオンライン上で公開し、11月25日まで国民の参加審査を実施した。11月26日には関連分野の専門家で審査委員会を構成し、提案者が自分の開発製品を直接紹介、説明する方法でオンライン非対面審査を行った。最終順位は、国民参加審査と専門家審査の点数を合わせて確定し、12月14日のCOEXアSEMBOールームで授賞式を開催した。大統領賞受賞者には発明奨励金として1千万ウォン、国会議長賞と国務総理賞の受賞者には各々2百万ウォンを授与した。出願発明に該当する<参加部門2>の選定作は、専門家のメンタリングと試作品の製作支援後、事業化に関するカスタマイズ型コンサルティングを提供した。この他に、2019年度の選定作の中で、4件について展示博覧会への参加支援を行い、3件についてはクラウドファンディングプラットフォーム活用費を支援し、4件については事業化カスタマイズ型コンサルティングを実施し、女性発明起業家として成長できるように後続支援も実施した。

3) 女性発明情報ウェブマガジンの発刊

女性発明イベント及び支援情報、発明界の各種ニュース、政府の知的財産権創出促進事業の紹介等のため、ウェブマガジン「発明する人たち」を毎月発刊してEメールニュースレター形式で配布した。女性発明振興事業への参加案内、韓国特許庁や関係機関のニュース、生活発明コリアイベントの成果、女性発明起業家インタビュー等の新しい情報と多様なニュースを発明家、政府機関、地方自治体、女性団体、関係機関、全国大学発明サークル、女性出願人及び登録者等に提供した。

ハ. 評価及び発展方向

女性発明振興事業はより多くの女性が知的財産権を有し、経済活動に参加することによって、韓国の産業発展を促進するという目標の下で展開された。また、創意的な女性発明家を育成・活用し、優秀な女性発明の出願及び事業化を支援するため、体系的な女性発明教育と多様な振興事業を推進してきた。特に、2020年には、女性発明創意教室が新型コロナウイルスによる集合教育の限界を克服するために、オンライン非対面教育を実施した。計68回の教育のうちの34回をオンラインで実施し、地域的な限界を克服して全国的に730人のオンライン修了生を輩出した。2020年で7回目を迎える生活発明コリアは、権利化及び製品化の支援件数と発明奨励金規模の拡大等の選定作への優遇を増やし、アイデア受付件数の増加率も4年連続して続いた。特に、2020年のアイデア受付件数は、史上最大を記録して前年対比29.7%の増加(2,245件)となった。

3. 女性発明の事業化支援

産業財産政策局 地域産業財産課 技術書記官 キム・ゾンヒョク

イ. 推進背景及び概要

第4次産業革命時代には融合・複合型思考を持つ創意的な人材育成が何よりも重要で、女性特有の繊細と柔軟な思考を強みとして活用する必要がある。特に、少子高齢化社会に入った韓国の場合、女性の経済活動は、新しい活動主体としてその重要性はますます増大している。

そこで、女性発明の事業化を通じた国際競争力の向上に向けて、製品化支援、販路開拓及びビジネスマッチング機会の提供のため、世界女性発明大会及び試作品製作、女性発明品博覧会等を通じた支援が求められるようになった。

ロ．推進内容及び成果

1) 女性発明品博覧会及び世界女性発明大会の開催(女性発明王EXPO)

女性発明品の販路開拓及びブランドの認知度向上を通じ、女性の企業活動の活性化に寄与するため、女性発明品博覧会と世界女性発明大会(統合名称：女性発明王EXPO)を開催している。2020年の女性発明王EXPOは、新型コロナウイルスの拡散の中で、社会的な距離確保段階に対応してオン・オフラインを並行して開催した。展示はオンラインに切り替え、世界大会の審査及び授賞式はオフラインで実施した。

第20回女性発明品博覧会は、オンライン展示に切り替え、10月23日に「オンライン展示館」をオープンし、国内の女性発明家・企業133社が参加した。参加企業の支援プログラムとして「発明品の体験ショー」を運営して21社のオンライン広報を支援し、「MD相談会」を開催して49社に180回のビジネス相談サービスを提供した。

第13回世界女性発明大会の審査は10月23日から24日までの二日間にKINTEXで行われた。政府の社会的な距離確保の指針による防疫規則を遵守し、海外16ヵ国から委託出品された発明品105品目と国内から出品された発明品215品目を審査した。グランプリをはじめ、本賞246品目に対する授賞は10月29日にaTセンターで実施した。世界女性

発明大会は、2008年から世界知的所有権機関(WIPO)の後援でスタートし、韓国が知的財産強国として国際的なリーダーの役割を果たす上で大きく貢献した。また、国内女性発明家に国際大会の受賞及び幅広い海外ビジネスマッチングの機会を提供している。

<図VI-1-21> 女性発明大会



<図VI-1-22> MD流通相談会



ハ. 評価及び発展方向

全世界における新型コロナウイルス流行の状況下においても、世界的な規模である唯一な女性発明大会を正常に開催し、国際大会としての信頼度を確保した。特に、2020年は、前年に比べ国内女性発明企業家の参加者規模が大幅に増大(博覧会49%、世界大会19%)し、参加企業製品の販路確保のための「MD相談会」も問題なく運営することで、新型コロナウイルスにより委縮している女性経済活動の再開を支援した。また、オンライン展示館の構築及び運営により、非対面観覧の限界を乗り越え、ポストコロナに備えて競争力を確保した。

女性の潜在力と創意力の開発は、国家産業発展の新しいエンジンであるだけに、女性特有の創意性とアイデアが特許により具体化され、その特許が商品化に繋がり、女性発明・起業家の成功事例がより多く誕生するよう、時代の状況と流れに合わせて持続的に支援する計画である。

第2章 知的財産行政サービスの改善

第1節 特許行政情報システムの高度化

1. 概観

情報顧客支援局 情報顧客政策課 電算事務官 カン・ソンホン

韓国特許庁は1999年に世界初インターネット基盤の特許出願システムを開通した。2005年からは、通年24時間体制の電子出願サービスを運営している。2013年には、クラウド技術を基盤に第3世代特許ネットシステムの開発を完了した。特許ネットシステムは、出願・審査・審判・公報の発刊等、全ての特許行政業務を電算化した知的財産総合情報システムである。知的財産法・制度改正事項等を持続的に反映し、特許行政業務の効率的・安定的な運営を図っている。

また、世界最高レベルの迅速・正確な審査・審判サービスの提供を目指し、特許ネットシステムを持続的に発展させている。サービスの内容は、知的財産情報の活用と拡散のため、国内における特許・実用新案・デザイン・商標の情報を始め、米国と欧州、日本等、海外の特許情報も迅速かつ正確に検索・閲覧できるサービス、特許庁内部の審査官・審判官が利用する審査官用の検索サービス(KOMPASS)、誰でも簡単・便利に検索できる一般向け検索サービス(KIPRIS、www.kipris.or.kr)を提供している。また、特許庁が保有している国内外の知的財産情報を民間企業等で積極的に活用できるよう、特許情報活用サービス(KIPRIS^{Plus})を通じ、大容量データ(Bulk Data)、開放型共有体制(Open API)、リンクトオープンデータ(LOD)等の多様なサービス方法で開放している。

これに加え、韓国特許庁は特許ネットシステムの開発や運営における豊富な経験を基に、知的財産権分野における情報化システムの海外拡散にも力を入れている。中東の拠点国家であるアラブ首長国連邦(UAE)とは、特許行政のすべての過程に対するオ

ンライン特許行政情報システムの構築を完了した。また、2019年2月に、2021年末までのシステム維持補修契約を締結し、システム開通以降のUAEのオンライン出願率が90%以上を記録する等、構築されたシステムが現地において活発に利用されている。これだけではなく、韓国の先進情報通信技術を基盤に、アジアとアフリカ地域の主要開発途上国の特許行政情報システムの構築を支援し、韓国型特許行政情報システムの拡散と開発途上国の特許行政先進化にも寄与している。

韓国特許庁は知的財産を取り巻く環境が急変する中、米国、欧州、日本、中国等の主要国の特許庁や世界知的所有権機関(WIPO:The World Intellectual Property Organization)と特許情報化分野における協力を強化している。特に、主要国の特許庁(米国、欧州、日本、中国)とは、定期的に二国間及び多国間の情報化専門家会議を開催し、世界特許情報化分野をけん引する国家間の主要情報化 이슈に対する共同対応策について議論を行っている。

2. 特許行政分野別情報化中長期計画の策定

情報顧客支援局 情報顧客政策課 電算事務官 カン・ソンホン

イ. 推進背景及び概要

第4次産業革命時代において、新しい付加価値の創出を促進する電子政府エコシステムを上げるため、高付加価値情報を取り扱う韓国特許庁の情報化未来モデルの設計は、何よりも重要であると言える。そこで、韓国特許庁は庁内外の多様な特許ネット使用者の意見収集の過程を経て、2018年12月に、2019年から2021年までの3年間にわたる特許行政の品質と効率性、国民に対するサービスの利便性向上のために、従前の特許ネットを人工知能基盤の知能型システムに交代するための次世代スマート特許ネットの構築計画を一次的に設定し、その後で各分野の技術トレンドと成熟度を考慮し、毎年次年度に実施する細部課題と実現方案を含む構築計画を構築した。

ロ. スマート特許ネットの方向性

韓国特許庁が2020年に策定した2021年の次世代スマート特許ネット構築の計画は、知的財産を取り巻く国内外における政策環境を綿密に分析し、ユーザーの要求事項を反映して構築した。

まず、内部的には審査・審判官が参照すべき国内外の先行技術文献が急速に増加するにつれ、迅速かつ正確な審査・審判サービスを維持するための負担がますます加重している。また、代表的な国民に対するサービスである電子出願の場合、ユーザーが使用する電子出願用ソフトウェアの老朽化による不便が生じている。

外部的には、米国等の主要先進特許庁はAI基盤の特許検索、自動分類、機械翻訳サービス等の知能情報技術を活用して、特許行政を知能化、効率化する政策を積極的に取組んでいる。

そこで、2021年の次世代スマート特許ネットの構築計画は、「スマート特許ネットと共に開く、より良い特許強国をつくる」というビジョンを掲げ、3大推進戦略及び13の細部課題を導出した。

第1戦略は、知能情報技術を活用して特許行政の効率性を画期的に向上させることである。すでに導入されたAI基盤機械翻訳の品質を向上し、AIを活用した特許検索システム研究の実証及び自動特許分類システムの開発案等が、今回の次世代スマート特許ネットの構築計画で提示された。

第2戦略は、知的財産に関するビッグデータを普及・活用するためのインフラを拡充することである。具体的には、特許庁と傘下機関に分散されている知的財産情報をポータルサイト一つに、国民が迅速にアクセスできるサービスを提供し、審査官が様々な統計及びデータを一回で照会することができるサービスを構築することが含まれる。また、韓国特許庁が知的財産データを自動的に入手・構築できるシステムを構

築してデータのミスを減らし、管理の利便性を高めることができるようにした。

最後の第3戦略は、出願人等ユーザーの便宜改善のため、国民に対するサービスを改善することである。これと関連して、今回の次世代スマート特許ネットの構築計画は、老朽化により使用上の不便が生じている既存の電子出願ソフトウェアの全面的な再構築方案と特許庁出願受付システムが使用不可能になった場合に備えて、Eメール基盤の臨時受付システムの構築方案及び2020年に構築した相談者用のAIチャットボットサービスの機能向上と国民公開のための方案を構築した。

このように韓国特許庁は知能情報技術を導入した次世代スマート特許ネットの最後の年度開発課題に対する設計を構築した。今後、韓国特許庁は出願人、審査官、知的財産情報サービス企業等、ユーザー全体が満足するスマート特許ネットの成功的な構築に向けて持続的に努力していく予定である。

3. 次世代スマート特許ネットの開発

情報顧客支援局 情報システム課 電算事務官 キム・ジンクック

イ. 推進背景及び概要

韓国特許庁は1999年1月2日に特許行政情報化において記念すべきことである特許ネットシステムを開通し、書面による手作業の業務処理方法から電子文書による自動化業務処理方法に変わった。

その後、社会環境の変化と政策的なニーズに応じて特許ネットシステムを高度化した。いつ(Anytime)どこでも(Anywhere)利用可能な「U-特許庁(Ubiquitous 特許庁)の実現」を目指し、2003年から2005年までの3年間、特許ネットⅡを構築した。また、法制度の変化等で複雑となった特許ネットシステムのモジュール化と軽量化を目標に、特許ネットⅢを構築した。これにより世界最高レベルの特許審査や国民に対するサー

ビスの提供ができる基盤を整えた。

しかし、第4次産業革命、超知能、超連結の知能情報社会の突入により、AI、ビッグデータ等の新技術が急速に進展する時代のニーズに対応するには現在の特許ネットシステムに限界があり、次世代スマート特許ネットシステムの開発への取り組みが必要となった。

ロ. 主要推進内容及び成果

2020年は特許情報サービスに従属的なアクティブXと商用ソフトウェアを利用して構築された電子出願システムを、公開ソフトウェア基盤のウェブ標準アーキテクチャを適用して再構築することで、サービスの安定性・拡張性を強化し、モバイル電子出願システムを構築して国民に対する利便性を高めた。

また、2019年に実証したAIイメージ検索システムを正式に構築し、検索の正確度及び審査品質を高め、審査官別・技術分野(IPC)別の先行技術文献の照会サービス及びデザイン関係ネット検索システムを構築して検索の効率性を高めた。

また、一つ一つ確認しなければならなかった資料等を自動収集・分析して審査官に提供し、システムの点検・作成の自動化を通じて審査の業務効率性を高めた。

ハ. 評価及び発展方向

次世代特許ネットシステムの開発事業は、特許ネットⅠ、Ⅱ、Ⅲシステムに引き続き、世界最高レベルの特許行政情報システムのプレゼンスを維持するため、出願・審査環境を構築する意欲的な事業であり、知的財産権環境の急変に対応して情報システムの高度化に取り組んでいる。今後もユーザーからの多様なニーズに応じたカスタマイズ型のサービス提供で顧客を満足させ、国際競争力を高めていく計画である。

4. 知的財産検索システムの構築・運営

(1) 特許ネット応用システム

情報顧客支援局 情報システム課 電算事務官 チャ・ゴンスク

イ. 推進背景及び概要

特許ネットシステムの民間委託運営は、1998年3月当時、企画予算処の情報システム運営に対する民間委託指針に基づき、公共機関としては初めて、韓国特許庁が、1999年1月に特許ネットの開通と同時にスタートした。しかし、特許ネットシステムの公共性、保安性の側面において安定的な維持管理を行うため、特許ネットシステムの中の基盤システム部門は2012年に、応用システム部門は2016年に、公共機関である特許情報院へそれぞれ移管し委託運営している。

特許ネット応用システム部門は、出願・登録・審査・審判等の特許行政22システムで構成され、一般行政システム部門は、知識管理・成果管理・ホームページ等の12システムで構成されている。

ロ. 推進内容及び成果

特許ネット応用システムの運営部門は、特許行政分野における22の応用システムを安定的かつ効率的に運営するとともに、知的財産権法制度の改正や業務プロセスの変更に伴う機能改善を特許ネットシステムに適時反映することで、特許ネットが世界最高レベルの特許行政情報システムとして評価される上で重要な役割を果たしている。

2020年には、臨時明細書等の特許法施行規則(3月)、電子化訂正申請書のオンライン提出可能等の特許法施行規則(6月)、3Dデザイン図面提出要件の緩和等のデザイン保護法施行規則(9月)、デザイン一部審査対象の拡大(12月)等の法改正に基づいて、

受付、審査、登録システム等を改善した。また、ユーザの性能向上のために応用プログラムの最適化を遂行して3秒以内で性能応答率99.29%を達成し、審査、審判部署及びユーザ巡回懇談会の実施、融合・複合技術審査局の3人協議審査機能の改善等により、庁内外のユーザ利便性をより強化した。

ハ. 評価及び発展方向

韓国特許庁は特許行政情報システムの単純な運営だけでなく、一定規模の機能改善については、別途の開発事業ではない委託運営事業で遂行し、また、特許庁内部の情報化人材による運営管理体系を強化して特許ネット委託運営事業の効率性をより一層改善していく計画である。

また、高品質の特許ネット運営サービス提供のために、従前のサービスレベルの指標を大幅に改正し、新規指標を新たに発掘する等、成果中心の特許ネット運営サービスの提供を通じてサービスレベルを高めている。基盤システムと協業を通じて、ハードウェア部分のシステム構成を改善し、応答速度を高めてシステムの安定性と性能向上のために持続的に努力する計画である。

(2) 一般行政システムの運営

情報顧客支援局 情報システム課 電算事務官 キム・ジンクック

イ. 推進背景及び概要

一般行政システム運営部門は、12の一般行政システムを効率的に運営・メンテナンスを行い、法制度の改正及び業務プロセスの変更による改善事項をシステムに適時反映することで、行政業務の効果的な遂行と職員同士の意思疎通の改善に重要な役割を果たしている。

主要業務は、オンナラ電子文書システム、知識管理システム、メッセージャー、成果管理システム等の内部行政業務用システムの運営と、代表ウェブサイト、ユーザーサービス窓口、特許顧客相談センターウェブサイト等の外部サービス用システム運営に分けられる。

ロ. 推進内容及び成果

2019年にはユーザーによるニーズ事項の分析を通じ、代表ウェブサイトのメイン画面を新たに衣替えし、多様なIP情報を簡単に探せるように検索の利便性を高めた。また、従前の文字メッセージを利用したお知らせサービスをカカオトークに転換し、予算の節減とともにユーザーの利便性を高めた。

2020年には新型コロナウイルスの急激な拡散に対する積極的な対応の一環として、新型コロナウイルスに係る特許情報ナビゲーションウェブサイトを構築して、ワクチン・治療剤、検査、防護・防疫等の国内外への迅速な特許動向の提供及び国内生産防疫製品を紹介した。

また、企画財政部と業務協約を締結して個人・企業の海外進出に関する知的財産権情報の提供と連動する計画である。

ハ. 評価及び発展方向

韓国特許庁ウェブサイト、知的財産管理システムの特許行政業務遂行のため、一般行政システムを安定的に運営し、対内外の効率的な業務遂行を支援する。

また、2021年に庁外部の勤労者用業務支援システムを構築する予定であり、国民に対する知的財産情報チャンネルの一元化のために統合ポータルを構築し、ユーザの利便性向上のために持続的に改善をする計画である。

(3)特許ネット基盤システムの運営及びインフラの高度化

情報顧客支援局 情報システム課 電算事務官 キム・イルグオン

イ. 推進背景及び概要

韓国特許庁は、韓国知的財産分野の中核インフラである特許ネットの安定的な運営及び利用環境の改善に向け、特許ネットシステムインフラの高度化を持続的に推進している。

物理的な構成観点から見た特許ネットインフラについて説明をすると、現在、電子出願、審査、登録、審判、検索等の大半の特許行政情報システムは、国家情報資源管理院光州センターで稼働している。災害復旧センターは、国家情報資源管理院の大田センターに構築され、災害・災害に備えたリアルタイムのデータバックアップが行われており、災害が発生した場合は、3時間以内に自動転換できる復旧システムを構築している。また、特許庁電算センターには、国家情報資源管理院で運営している特許ネットサービス支援に必要な統合サービスの管制、品質管理・メンテナンス・開発システム等の運営支援及び開発に必要な最小限の情報システムがある。

<表VI-2-1>特許ネットシステムの稼働時間

区分	平日	土曜日	日曜日	公休日
既存の運営時間	08:00～23:00	08:00～23:00	運営しない	運営しない
現在	07:00～24:00	07:00～18:00	13:00～20:00	07:00～24:00

*公休日の特許ネットサービス利用者数は平均141人であり、平日対比12.2%が利用中

ロ. 推進内容及び成果

審査・審判業務の生産性を最大に引き上げるため、2011年から特許ネット稼働時間を大幅に延長した。また、特許ネットのユーザー業務環境をサーバー基盤のコンピュ

ーティング(SBC)環境に構築し、特許ネット異常兆候に早期に対応できる24時間×365日のサービス管制システムの構築、法制度改善に伴う特許ネットシステムの高度化等、運営の安定性を高めるための改善を持続的に取組んできた。

2020年には老朽サーバーの交替(26台)と情報資源共同活用のためにG-クラウド環境に転換して業務処理の効率性を高め、ビッグデータ基盤の障害兆候を事前に感知する統合管制システムを構築して障害予防体系を強化した。また、AI学習、ビッグデータの分析等、知能情報技術が適用可能な高速コンピューティング環境に、新規構築を通じて基盤環境を改善した。

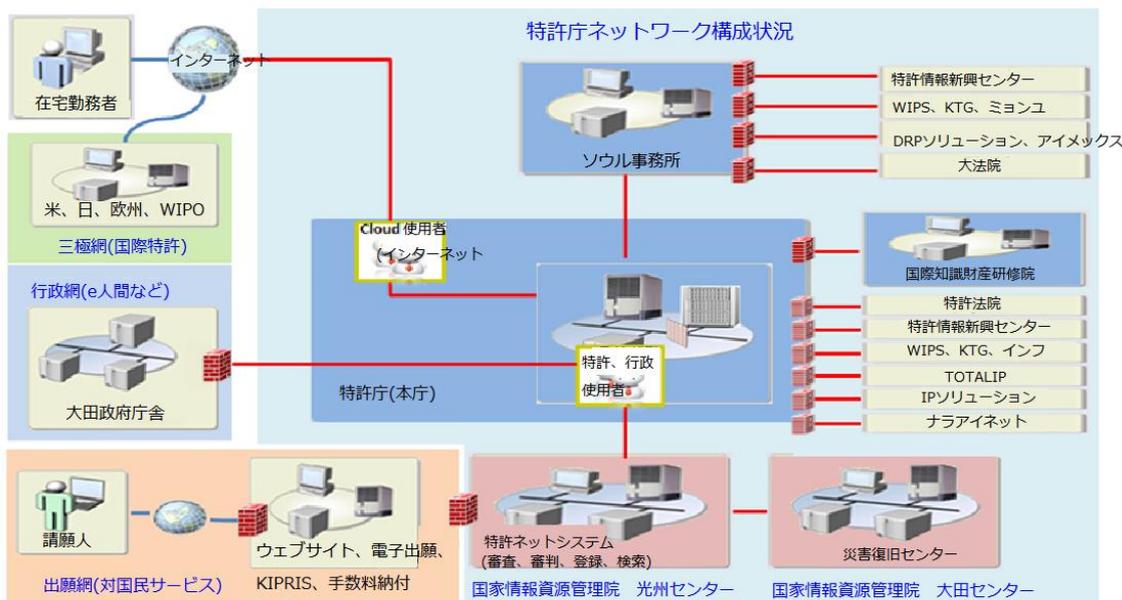
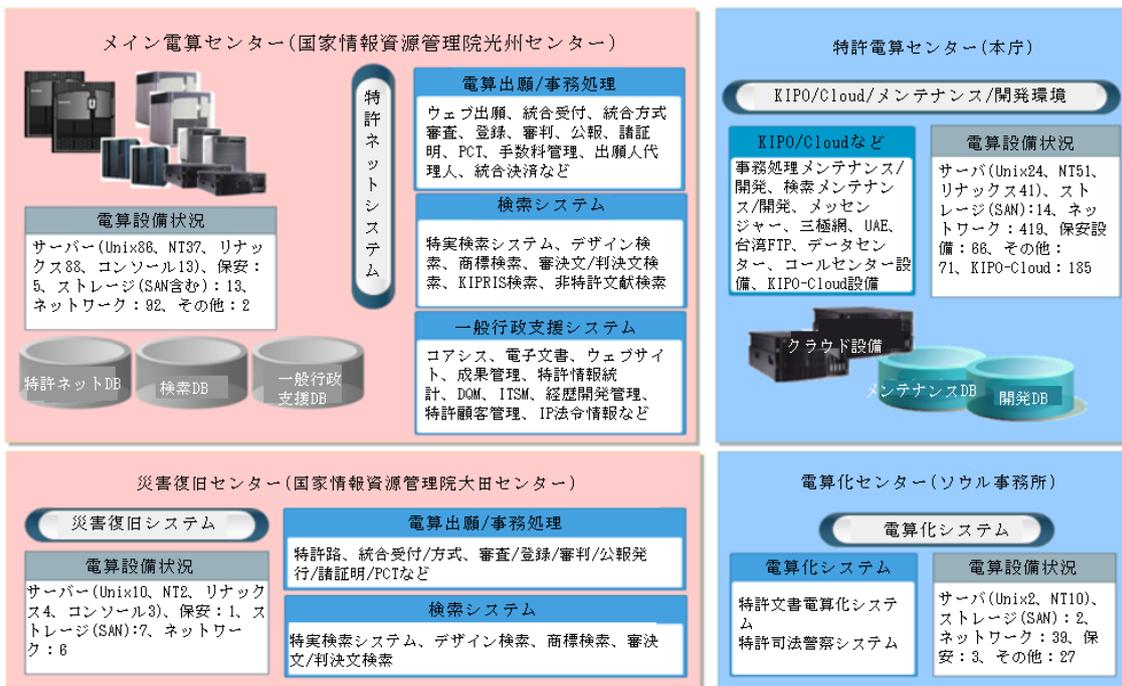
<表VI-2-2>電算装備の運用状況

(2020年12月末基準)

区分	主要施設及び装備
*サーバー529台、ディスク47台、ネットワーク装備556台、バックアップ装備3台	
特許電算センター (特許庁、8階)	<ul style="list-style-type: none"> ◦サーバー(UNIX:25台、NT:55台、Linux:194台) ◦ストレージ25台(DISK:21台、SAN:4台) ◦ネットワーク装備419台、その他87台(コールセンター6台、一般設備等81台)
統合保安管制センター (特許庁、8階)	<ul style="list-style-type: none"> ◦侵入遮断システム20台、侵入探知システム3台、侵入防止システム3台 ◦その他保安装備(VPN、CONTENTSFILTER等)37台
国家情報資源管理院 光州センター	<ul style="list-style-type: none"> ◦サーバー(UNIX:86台、NT:37台、Linux:88台、コンソールサーバー13台) ◦ストレージ13台(DISK:7台、SAN:6台) ◦ネットワーク装備92台、保安装備5台、バックアップ2台)
災害復旧センター (国家情報資源管理院 大田センター)	<ul style="list-style-type: none"> ◦サーバー(UNIX:10台、NT等9台) ◦ストレージ7台(DISK:5台、SAN:2台) ◦ネットワーク装備6台、保安装備1台)
特許文書電子化センター (ソウル事務所)	<ul style="list-style-type: none"> ◦サーバー(UNIX:2台、NT:10台) ◦ストレージ2台(DISK:1台、SAN:1台) ◦ネットワーク装備39台、保安装備3台 ◦その他27台(バックアップ装備1台、コールセンター交換機1台、特別司法警察隊装備等25台)
特許行政用ユーザー	◦パソコン2,848台、モニター6,286台、ノートパソコン347台

PC及びプリンター	・プリンター498台、スキャナー107台、バーコードリーダー/プリンター34台
-----------	---

<図VI-2-1> 特許情報システムインフラの構成図



ハ. 評価及び発展方向

2019年まで特許庁は情報システム運営環境の安定化と快適な特許行政サービスの提供に向け、電算環境の最適化、電算資源の増設、審査協力型の先行技術調査環境の構築等の多様なインフラ改善活動に取り組んできた。特に、ウィンドウズセブンの技術支援終了に備えて運営体制をアップグレードし、システムの保安性を強化した。

2021年には特許ネット事務処理及び審査官検索システムの可用性向上のためのセッション複製を構成する予定であり、統計システムの負荷分散及び障害予防のために統計専用DBを構築して、特許庁情報システムサービスの連続性の確保に力を入れる予定である。また、今後も特許庁情報システムの安定性及び利便性を高めるために持続的なインフラ改善活動を遂行し、HW及び商用ソフトウェアを段階的にアップグレードし、AI等の新技術を活用した相談、翻訳サービスの構築等を通じて、国民・審査官が安定的に利用できる特許ネットを作り上げるために努力する計画である。

5. 知的財産検索システムの構築・運営

情報顧客支援局 情報システム課 電算事務官 キム・ヨンテ

イ. 推進背景及び概要

審査官用検索システム(KOMAPASS)は国内及び世界各国の特許、商標、デザイン、審判決文や非特許文献等を迅速・正確・便利に検索できるように構築された情報検索システムであり、特許庁の審査官や審判官、外部の先行技術調査機関が利用している。

正確な審査・審判を支えるために、KOMPASSを通じて検索可能な文献を持続的に拡充している。現在、国内の特許公報だけでなく、23カ国及び機関の特許公報及び国内外の商標・デザイン文献を提供しており、特許文献以外にも論文、研究資料等の国内外の非特許文献情報も提供している。

今後も特許庁は、品質の高い審査・審判を支えるために持続的に検索データを拡充し、サービス利用者の利便性を改善する計画である。

<表VI-2-3>2008年～2020年における検索システム高度化推進の経過

年度	内容
2008年	<ul style="list-style-type: none"> ・ 未来型検索システム構築事業の推進(1年目) - 英→韓自動翻訳システムの構築及び翻訳品質の高度化 - 特許及び非特許文献の一括検索が可能なワンクリック検索サービスを実現 - 国内及び海外検索データの標準化及び再構築
2009年	<ul style="list-style-type: none"> ・ 未来型検索システム構築事業の推進(2年目) - 検索システムの検索性能及びユーザー利便性の改善を通じたサービスの高度化 - 公開・未公開 DB の分離等、DB セキュリティの強化及び国民に対する検索セキュリティの強化
2010年	<ul style="list-style-type: none"> ・ 検索システムの高度化 - 英韓、日韓機械翻訳品質の高度化 - THOMSON INNOVATION 等の有料 DB 構築範囲の拡大
2011年	<ul style="list-style-type: none"> ・ 検索システムの高度化 - 標準文書(3GPP) DB 一部を構築
2012年	<ul style="list-style-type: none"> ・ 検索システムの高度化 - 商標イメージ及び日韓機械翻訳照会スピードの改善 - 中国特許公報の照会及び中国デザイン検索サービスの構築
2013年	<ul style="list-style-type: none"> ・ 検索システムの高度化 - 中→韓機械翻訳システムの構築及び翻訳品質の高度化 - 標準技術文書(3GPP、IETF)DBの拡大構築(731,000件)、非特許文献統合検索システムの構築
2014年	<ul style="list-style-type: none"> ・ 検索システムの高度化 - 最新検索技術が反映された次世代検索エンジンの交替 - スーパー引用文献の検索、IPCソース検索の提供 - 先行技術調査機関用の検索システムの構築
2015年	<ul style="list-style-type: none"> ・ 検索システムの高度化 - 審査対象、後出願件の検索除外機能、既閲覧図面の一括照会機能の提供 - 米国、日本の過去の特実文献に対するOCRデータの提供 - 次世代UIプラットフォームの導入によりカスタマイズ型ユーザー検索環境の提供
2016年	<ul style="list-style-type: none"> ・ 検索システムの高度化 - 中国特実文献に対する参証保存の改善、中国文献代表図面サービスの提供 - ロシア特許文献の全文照会、イメージ公報サービスの開始 - 次世代検索システムの先行技術調査機関への開放
2017年	<ul style="list-style-type: none"> ・ 検索システムの高度化

	<ul style="list-style-type: none"> - 類似特許とキーワード検索メリットを結合したハイブリッド検索の提供 - 引用情報グラフィックビューサービスの提供、代表化学式の照会機能の提供 - 米国、EP、WO特許文献に対する国文検索の提供
2018年	<ul style="list-style-type: none"> ・検索システムの高度化 - 非特許文献活用の利便性向上及び提供範囲の拡大、有害物質及び禁止食品自動点検機能の実現 - 代理人による技術盗用疑いの案件を自動検出する機能の実現
2019年	<ul style="list-style-type: none"> ・検索システムの高度化 - 全体図面照会サービス国の拡大(US)及び図面照会機能の強化 - 専門照会サービス対象国の拡大(台湾) - 医薬品等商品品目名称の照会を追加及びデザイン検索システムのUI改善
2020年	<ul style="list-style-type: none"> ・検索システムの高度化 - 英韓・中韓人口機能(AI)機械翻訳サービスの拡大提供 - 標準特許検索及び有害物質点検検査サービスの新規提供 - AI商標及びデザインイメージ検索サービスの提供

ロ. 推進内容及び成果

審査官の検索業務における正確性及び効率性を高めるため、審査対象の後出願件の検索除外機能、既閲覧図面の一括照会機能の提供及び米国・日本のイメージ公報のキーワード検索の拡大等を提供した。また、検索業務の効率化を図るため、次世代UIプラットフォームを導入した。

2014年には新しい検索技術を反映した次世代検索エンジンを導入した。これを基に、検索の正確度や利便性が改善され、新しい検索機能を備えた次世代審査官用の検索システムを2015～2016年に構築した。また、2017年には、類似特許とキーワード検索を結合したハイブリッド検索機能と引用情報グラフィックビュー、代表化学式照会機能を提供し、また、米国、欧州、WIPOの英文特許文献に対する韓国文検索サービスを開始した。

2018年には非特許文献の重要性が増したことにより、自動添付等の非特許文献の活用性を高め、通信標準分野のEメール情報を追加する等のDBを拡充した。また、有害物質及び禁止食品の自動点検機能を実現させ、審査官が特許対象の安全性を容易に検討できるようにした。

2019年には特許・実用新案の専門照会サービス国に台湾を追加し、全体図面の照会

サービスを既存の韓国・日本の公報から米国の公報にまで拡大した。また、商標名称の検索時に医薬品や農薬登録品目の名称も検索できるように改善し、デザイン検索のUI改善により審査の利便性を増大した。

2020年には人工知能(AI)技術を中・韓、英・韓の機械翻訳及び商標・デザインイメージ検索サービスに適用し、標準特許の重要性が次第に増加することにより、標準特許を一括検索・照会できる機能を新規で提供した。また、特許文献内に有害物質が含まれているか否かを肉眼でないシステムで点検する体系を構築することで、審査の利便性をより増大させた。

< 標準特許の検索画面 >



< 制限物質の検索画面 >



ハ. 評価及び発展方向

韓国特許庁は先行技術調査の迅速性・正確性を向上させるために、持続的に機能の高度化及び検索データの拡充に取り組んでいる。その結果、2020年におけるKOMPASS利用は900万件余りで、2019年に比べ14%増加した。また、最新人工知能(AI)技術を機械翻訳、商標及びデザインのイメージ検索等の主要サービスに取入れ、従前方法の限界を克服してサービスの満足度を高めた。今後も品質の高い審査・審判のための先行技術調査の重要性が増加することを鑑みると、ユーザが希望する検索結果をより正確に早く確認できるようにシステムを持続的に改善していく計画である。

6. 情報保護システムの強化

情報顧客支援局 情報顧客政策課 放送通信事務官 イ・サンユン

イ. 推進背景及び概要

韓国特許庁はサイバー攻撃への対応レベルを強化するため、多角的な保安全管理業務を行っている。2005年に、特許部門保安管制センターを構築して以来、24時間365日サイバー攻撃をリアルタイムで監視しており、2006年には、情報保安国際認証であるISO27001を獲得した。2013年から、傘下機関に対する情報保安全管理の実態評価を実施し、2014年から、その対象を先行技術調査機関にまで拡大することで、国家知的財産である特許情報をより体系的に保護する基盤を整えた。このような持続的な努力の結果として、「情報保安有功」の大統領機関表彰を2009年、2010年、2016年に受賞する等、特許庁の情報保安能力に対するプレゼンスを高めている。

特許庁は現在も行政機関最高の情報保安レベルを維持するため、情報保安政策、組織及び技術等の各分野において、情報保安業務が有機的につながるよう、多角的な努力を傾けている。

ロ. 推進内容及び成果

まず、第一にハッキング等のサイバー攻撃から、業務資料の流出防止や業務の効率性を高めるためにネットワーク環境を整備した。2018年には、従来構造のメリット（クラウドを利用した審査業務の便宜、在宅勤務者等のためのモバイルオフィス環境、データの中央管理等）を維持しつつ、これまでの構造的な限界（特許行政業務の処理性能、政府協業サービス参加困難等）を克服するため、ネットワークを内部の業務ネットと外部のインターネットを統合して改編した。これにより情報保安とともに、多様な側面で業務の利便性を同時に強化した。2019年には、業務及びインターネットPCを最新のOS環境にアップグレードし、ユーザーが最新のブラウザから特許行政サービスを利用できるよう、サーバー環境を改善した。

第二に、サイバーの侵害事故を予防し、リアルタイムで探知・対応するため、2005年に特許部門保安管制センターを設立した。2009年には、このセンターを侵害事故対応専門担当チームであるKIP0-CERTに拡大改編し、現在まで運営している。2018年には、保安管制及び弱点を点検する専任人材を補充し、ウェブサービスや情報システムの脆弱点を発掘した。2020年には、AI等の最新保安技術を適用する保安管制能力をより強化する基盤を構築した。

第三に、庁職員の情報保安に対する認識を高めるとともに、サイバー攻撃に対する対応手続きを熟知させるため、政府レベルのサイバー攻撃対応訓練とは別に、ハッキングメールの対応訓練、侵害事故の対応訓練、個人情報流出事故の対応訓練等、独自の模擬訓練を2020年にも行い、国家情報保安政策の共有及び最新サイバー攻撃の動向に対応するため、ユーザー注意事項を「情報保安及び個人情報保護政策説明会」を通じて共有した。

最後に、改正された「個人情報保護法」義務事項の遵守及び政府レベルの個人情報保護の努力に積極的に参画している。特許ネットサーバーに保存されている出願人の住民登録番号に対する暗号化措置を完了し、個人情報処理システムに対する権限やアクセスを技術的に統制できるシステムを構築することで、個人情報保護システムを強

化した。また、個人情報の露出・誤用・乱用等を予防するための点検及び整備を周期的に実施している。2017年から、毎年職員の業務用PCに保存されている個人情報に対する一斉点検及び整備を実施し、法的保有根拠のない個人情報に対しては破棄措置を完了し、個人情報処理システムに対する災難・災害時の対応訓練も実施している。特に、特許庁は、最近急増している個人情報流出事故を予防するため、本庁のみならず傘下機関の個人情報保護改善にも努めている。傘下機関を対象に個人情報の管理実態に対する一斉点検及び現場実査を行い、個人情報保護責任官会議を開催し、個人情報に対する責任意識を高めた。また、個人情報を取り扱う職員のために、特許庁は個人情報保護ガイドラインを別途作成し、個人情報保護・管理強化に万全を期している。

ハ．評価及び発展方向

韓国特許庁は、最高の情報保安レベルを維持するために多角的な努力を傾けた結果、中央行政機関を対象とする、国家情報院及び行政安全部の2020年「情報保安及び国民サービス情報保護」分野の政府業務評価において、最上位圏の優秀な成績を達成した。しかし、最近のサイバー攻撃がますます知能化・多角化しているだけに、現在の成果に満足せず、情報保安管理システムを持続的に強化し、特許情報が安全に保存・処理できるよう最善を尽くす予定である。

第2節 ユーザー中心のサービスシステムの構築

1. 概観

情報顧客支援局 情報顧客政策課 行政事務官 チェ・サンウォン

イ. 概要

韓国特許庁はユーザーのニーズに応じた知的財産行政サービスシステムの構築、ユーザーの不満や隘路事項の解消に向けた制度改善、高品質相談サービスの拡大、出願・登録サービスの改善、ユーザーの負担緩和及び納付利便性の向上に向けた手数料システムの改善等に取り組んできた。

韓国特許庁は毎年ユーザーサービス総合推進計画の策定・施行を通じ、国民の不満を体系的に改善・是正している。また、指定期間の職権延長、特別災難地域における減免制度の施行、PCT国際出願加算料の免除等、ユーザーの負担を減らすための努力を続けている。

また、行政サービスの品質を高めるため、毎年知的財産顧客満足度調査を実施し、知的財産(IP)関連業務従事者、韓国知的財産研究院、大学生、教授など外部専門家もともに参加し、知的財産行政の全般を点検する知的財産行政モニター団も運営している。

そして、韓国特許庁は何時何処でも手軽にサービスの利用ができるよう、24時間電子ユーザーサービスの「特許路」システムを提供している。24時間提供されるサービスは、書類の受付、特許庁発送の通知書閲覧、登録原簿等の各種証明書の申込みや発行、審査進行情報の閲覧、出願番号や提出書類処理過程の通知等で、大半の電子ユーザーサービスが該当し、それに対するサービスは、当日に即時処理で提供している。

今後、韓国特許庁はユーザーの利用満足度及び利便性の拡大、効率的なサービスを提供するため、申込書類の簡素化等の各種サービス制度を改善し、合理的な手数料システムを構築するとともに、システム整備を持続的に行っていく計画である。

2. ユーザーを配慮した手数料システムの改編

情報顧客支援局 情報顧客政策課 行政事務官 チェ・サンウォン

イ. 推進背景及び概要

韓国特許庁は知的財産ユーザーの知的財産創出活動に関する行政的・経済的負担を軽減するため、ユーザーの立場に立って改善事項を常に発掘し、感染症の拡散による知的財産創出活動の被害を最小化するための手数料政策を策定・施行している。

ロ. 推進内容及び成果

2020年に特許庁は新型コロナウイルスの影響によるユーザ負担を緩和するための制度を施行した。

1) 指定期間の職権延長

韓国特許庁は新型コロナウイルスにより、ユーザの書類提出期間の遵守に支障が生じると予想され、「指定期間職権延長」を実施した。今回の延長措置により、対象期間(2020年3月31日～2020年5月30日)内に指定期間が満了する手続きは期間を5月31日までに延長され、ユーザの期間遵守の負担が緩和された。また、特許庁の職権延長措置により、ユーザが直接延長を申請した場合に納付しなければならない手数料の負担(1件当たり2万ウォン)も減らすことができた。

2) 特別災難地域の減免制度

また、初期新型コロナウイルスの被害が集中し、特別災難地域として発表された大邱・慶尚北道地域には、期限付き(2020年3月15日～2021年3月14日)で特許手数料の減免を実施した。「特別災難地域の減免制度」により大邱、慶北(慶山、奉化、清道)地域のユーザは従前の減免制度に加えて、出願及び登録手数料の30%減免を受けることになった。

そして、同地域の中小企業が特許庁を国際調査機関として指定し、PCT国際出願する場合、国際調査料(国文)の75%を減免した。

3)PCT国際出願の加算料免除

一方、新型コロナウイルスの国際的な拡散に対応するため、2020年5月18日から当該特許庁へのPCT国際出願に対して送達料、国際出願料、調査料の未(不足)納付による加算料を免除した。今回の加算料免税措置により、国際出願人は実質的に手数料の納付が1カ月間猶予される優遇を受けることになった。

ハ. 評価及び発展方向

特許庁はユーザーの立場からより便利に知的財産行政サービスの利用ができるよう、手数料制度を持続的に改善し、新しい政策も共に施行した。書類提出の期間遵守の負担を緩和することで、権利者の行政的負担を緩和し、期限付きの手数料減免を施行して大邱・慶尚北道地域所在者及び国際出願人の経済的負担も減らした。今後も特許庁は、ユーザの立場から権利創出負担を緩和する等、手数料に関する政策を策定して制度を改善する努力を続けていく計画である。

3. ユーザーと共にするサービス・制度の改善

情報顧客支援局 情報顧客政策課 行政事務官 パク・スジョン

イ. ユーザーサービス総合推進計画の策定

韓国特許庁はユーザー中心のカスタマイズ型サービスの強化に向け、毎年ユーザーサービス総合推進計画を策定し施行している。2020年には、国民提案、懇談会等を通じて政策及び制度改善の需要者意見を取りまとめ、審査・審判の強化、出願・登録手続きの改善、手数料の整備、知財権の保護・活用、情報化機能の改善、新型コロナウイルス対応支援の5大分野25の細部課題を策定して推進した。ユーザーサービス向上推進計画の成果は、外部リサーチ専門機関が実施する顧客満足度調査を通じて点検を行い、ユーザー満足度が下落、低迷している分野に関しては、ユーザー類型別の懇談会や知的財産行政モニター団のモニタリング活動を通じて集中的に点検する等、ユーザー中心のサービス提供レベルを持続的に高めている。

ロ. ユーザーと共に行うサービス制度の改善

1) 推進背景及び概要

韓国特許庁は、知的財産行政に対する知的財産ユーザーの積極的な参加を誘導し、制度改善の課題を発掘するため、2020年5月に、知的財産のユーザーを対象に制度改善に関する提案公募を行った。

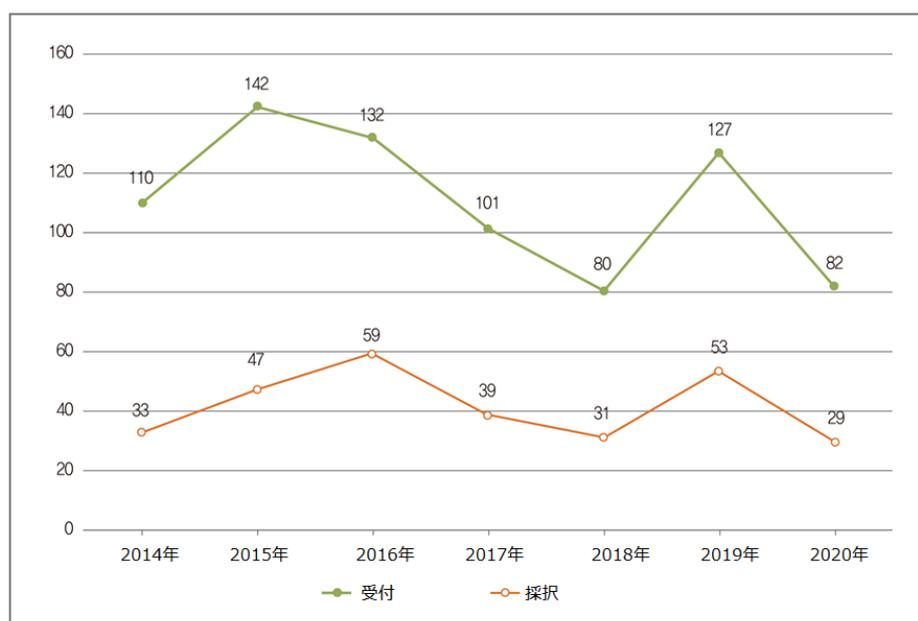
2) 推進内容及び成果

国民提案公募を通じて計82件の提案を受け付け、この中から29件の制度改善の課題を採択した。2008年から実施している提案公募は、採択率を高めるために努力している。採択された課題は、所管部署の検討を経て、即時に施行が可能な提案なのかどうか、中・長期的な検討が必要な案件なのかどうかを判断して実施の時期を定め、実施が完了した後は、国民シンムンゴ(苦情申立窓口)等を通じて実施結果を提案者に通知した。

3) 評価及び発展方向

制度改善の提案公募を通じ、出願・登録・手数料等の多様な部門において制度の改善事項が発掘され、一般国民の知的財産行政へのアクセシビリティの向上と利便性の向上に寄与した。今後も特許庁は、ユーザーからの提案を拡大するため、公募提案及び知的財産行政モニター団の運営をさらに活性化する計画であり、単純に採否だけを決定するのではなく、一度提案されたユーザーからの意見は大切に管理できるよう、多様な管理方策を講じる予定である。

<図VI-2-2>直近7年間の提案件数及び採択件数の推移



ハ. 知的財産行政モニター団の運営

知的財産行政モニター団は需要者中心の知的財産行政サービスの実現に向け、専門性と参加度の高い外部ユーザーをモニター団として選定し、知的財産行政全般にわたるモニタリング等を行い、ユーザーからの現場の声を反映するコミュニケーションの窓口役割を果している。

2020年には企業、公共機関、傘下機関、学生、教授、一般人等、一般ユーザー参加型のモニター団として20人で構成された第5期知的財産行政モニター団が、活発なモニタリング活動を行った。

第5期知的財産行政モニター団は与えられた課題を特定期間の間にモニタリングする課題付与方法と、自由課題に対し常時モニタリングする方法を併行した。また、庁内部における部署別のモニタリング課題需要調査を通じて充実した政策モニタリングを行った結果、計101件の提案を受け付け、所管部署の検討を経て、79件を採択して措置を取った成果を収めた。

二. ユーザーサービスの常時モニタリング及びモニタリング結果のフィードバック

1) ユーザー満足度調査

韓国特許庁は分野別の知的財産行政サービスレベルを正確に診断し、ユーザーの意見を取り入れて制度改善に反映するため、毎年1回の満足度調査を実施している。出願・登録・審査・審判等の全分野において、出願人、代理人、請願人等の約3,600人余りを対象に、知的財産行政全般に対する満足度調査を行っている。評価の公正性を確保するため、外部リサーチ専門機関に評価を委託して施行しており、評価の結果は、ユーザーサービスを改善するための基礎資料として活用している。2020年度の特許ユーザー満足度は81.59点であった。

<表VI-2-4>直近5年間の特許ユーザー満足度推移

(単位：点)

区分	2017年	2018年	2019年	2020年
満足度	79.72	79.48	80.78	81.59

2) 国民に対する行政サービスの評価

行政安全部と国民権益委員会は2020年に444の中央行政機関を対象に、国民に対する行政サービスの評価及び国民シムンゴ(苦情申立窓口)の運営評価を合同で実施した。行政サービスシステム分野は、行政サービスの戦略及び遂行システムと制度運営の状況を評価し、国民シムンゴ(苦情申立窓口)運営の評価は、サービス満足度の向上、苦情受付の迅速対応程度、処理期間の遵守等の指標について評価した。サービス総合評価は、全体中央行政機関に対するサービスの品質を測定し、競争的かつ国民指向的な行政サービスの実現を通じ、国民に対する行政サービスの質的向上を図るためのものである。特許庁は、ユーザー満足サービス推進計画の策定、毎月のサービス状況の分析・報告等、ユーザーの満足に応じるために多様な内部点検システムを運営している。今後も特許庁は、需要者中心の知的財産行政サービスの実現に向け、多様なユーザー満足度の向上策を講じて施行する計画である。

4. 24時間電子ユーザーサービスの提供

情報顧客支援局 情報システム課 電算事務官 チャ・ゴンスク

イ. 推進背景及び概要

韓国特許庁は1999年から世界初インターネット基盤の電子出願サービスを提供し始めたが、電子出願サービスの時間が勤務時間内に限られていたため、ユーザーからサービス時間に対する拡大要請が多く寄せられた。

そこで、特許庁はユーザーの要望に応じて、24時間365日いつ、どこでも電子ユーザーサービスの利用ができるように、特許ネットシステムを改善することに決め、まず24時間365日Non-stopの電子出願サービスを提供するためのマスタープランを策定した。2002年に策定されたマスタープランに基づき、2003年から、特許ネットシステムをリアルタイムサービスシステムに切り替える作業に着手するとともに関連法制度を改善し、2005年11月から、24時間電子ユーザーサービスを提供することになった。

また、オンライン出願支援システムである「特許路」は、ユーザーのコンピューティング環境の変化に敏感に反応するため、運営体制(OS)のアップグレード、ウェブブラウザ(IE、Chrome、Firefox等)の多様化等、国内外におけるユーザーのコンピューティング環境変化による特許路システムへのアクセシビリティの改善が求められるようになった。

ロ. 推進内容及び成果

2020年には特許・実用新案・デザイン・商標の4つの権利について、モバイル出願サービスを提供し、場所の制約なしでどこでも出願できるようになった。また、特許路ウェブ出願サービスを全面的に拡大し、電子出願ソフトウェアの設置及びアップデートなしで特許庁に提出するすべての書類をインターネットで作成し、オンラインで提供できるように特許路を全面的に衣替えした。

< 特許路の初期画面 >



<無人書類受付システム>



また、「無人書類受付システム」を開通して勤務時間以外も出願書等の知的財産関連の書面書類を当職者との対面なしで受け付けることができるようにした。

ハ. 評価及び発展方向

これまで電子出願中心の電子ユーザーサービスの高度化によって、特許ユーザーの電子出願満足度や電子出願率が持続的に上昇している。今後は、ユーザーカスタマイ

ズ型の電子ユーザーサービスだけでなく、高付加価値特許情報の活用を最大化にするため、特許情報普及インフラの拡大及びその情報提供の範囲を持続的に拡大していく計画である。

＜表VI-2-5＞24時間電子ユーザーサービスの段階別開通時期

区分	夜間サービス (1段階)	休日サービス (2段階)	24時間サービス(3段階)	
	2005. 2～2005. 6	2005. 7～2005. 10	2005. 11～2017. 11	2017. 11～
サービス 時間	<ul style="list-style-type: none"> ・ 平日：08～24時 ・ 土曜日：08～24時 ・ 公休日：なし 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 平日：06～24時 ・ 土曜日：06～24時 ・ 公休日：09～21時 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 平日：00～24時 ・ と曜日：00～24時 ・ 公休日：09～21時 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 平日：00～24時 ・ 土曜日：00～24時 ・ 公休日：10～24時

＜表VI-2-6＞電算出願の主要改善事項

年度	推進内容
2018年	<ul style="list-style-type: none"> ・ 特許庁専用の明細書作成プログラムを設置しなくても、商用ワードで明細書を簡単に作成できるように「明細書提出ファイルの変換機」を提供 ・ WIPOウェブ方式のPCT電算出願システムであるe-PCTと特許路の連結により、PCT出願書をクリック一回で提出できるように提出方法を簡素化 ・ 行政安全部の政府24と特許路サービス2種類(特許出願情報の照会、特許登録原簿写本の照会)を連携してサービスのアクセシビリティを向上 ・ PDFフォーマットの電子ファイルで発給を受けられる電子登録証サービスを開発
2019年	<ul style="list-style-type: none"> ・ モバイル端末機で特許路利用サービスを提供(証明書の発給等26メニュー) ・ 商標モバイル出願システムを新規でサービスを提供 ・ ウェブ出願書式の拡大(89種類→100種類)及び便宜機能の強化(臨時保存及び呼び出し機能の追加、文字商標のサンプルイメージ自動生成等) ・ 認証関連サービス機能の改善(ウェブ標準無設置方式のブラウザ公認認証書サービスの提供、デジタルワンパスを利用した認証サービスの提供) ・ 共同出願の電子署名(出願人が複数である場合、各自のPCから電子署名機能を提供)

	<ul style="list-style-type: none">• KEAPSを利用した24時×365日、無中断新規出願サービスの提供
2020年	<ul style="list-style-type: none">• 出願日を取捨するのためのpdf、docx等の自由形式明細書(臨時明細書)の提出許容• 無人書類受付機の構築により、非対面で24時間×365日受付サービスの提供• 特許庁に提出するすべての書式をウェブで作成して提出できるように改善• 特許、実用新案、商標、デザインの4つの権利についてモバイル出願サービスを提供

第3節 特許情報DBの構築

1. 概観

情報顧客支援局 情報管理局 電算事務官 イ・ウォンソク

韓国特許庁は国民と特許庁の審査官が必要な知的財産情報を活用できるよう、様々な特許情報DBを構築して提供している。民間からは、公共機関が保有している情報の開放及び共有を持続的に要求されており、特許庁は、これに応じて知的財産情報の民間への開放・共有を拡大し、国内外における知的財産情報の活用促進に向けて持続的な努力を傾けている。

韓国特許庁は国際協力の強化により、米国、日本等IP5国の特許情報だけでなく、新興国の特許情報の入手及びDB構築に取り組んでおり、海外の特許情報DB構築と共に、国内の特許情報の国内外における活用強化に向けてインターネット特許公報を発刊し、審査官及び一般向け検索システムを通じて統合検索を提供している。また、海外において韓国特許を迅速かつ正確に活用できるよう、韓国特許英文抄録を発刊して海外に普及している。

これに加え、書面で受け付けられる全ての書類を電子文書に転換し、特許行政の全過程において紙のない(PAPERLESS)行政を目指している。このような特許行政の過程において発生する全てのデータは、品質管理過程を経てからデータの誤謬を整備しており、品質管理過程を通じて国民が信頼して使用できる特許データ構築のために努力している。

韓国特許庁は様々な特許ユーザーの要求事項を分析・取りまとめて、今後より有用かつ高品質の特許情報を持続的に提供する予定であり、開放された特許情報の民間活用促進のためにも持続的に力を入れていく計画である。

2. 知的財産権データの拡充及び管理・活用

情報顧客支援局 情報管理課 電算事務官 イ・ウォンソク

イ. 知的財産権データの構築

1) 推進背景及び概要

韓国特許庁は国民と審査官が先行技術検索のために活用できるよう、1999年から国内及び海外の知的財産権検索DBを構築している。現在、米国特許商標庁等のIP5国(韓国、米国、欧州、日本、中国)を含め、海外56ヵ国から知的財産権データを入手しており、その中で、米国、欧州、日本等の主要知的財産先進国の特許技術データを検索DBに搭載して検索に活用している。2017年には、ユーラシア、スペイン等の新規13ヵ国のデータを拡大して搭載し、計26ヵ国のデータをサービスしている。2020年12月末基準で、検索DBに搭載された国内及び海外の知的財産権データは48,635万件に達し、これは、前年に比べ4,036万件増加したものであり、毎年4千万件以上増加している。

2007年には世界各国の特許庁が、国際特許審査過程において、調査が義務付けられているPCT最小限文献に、韓国特許文献が含まれ、韓国の検索DB品質が重要な事項として台頭した。これを受けて、韓国特許庁は、2009年に事前検証DBを構築することで、国内外から入手したデータを検索DBに搭載する前に、データエラー等を体系的に整備・加工するシステムを整えた。また、2009年には「データ品質管理システム」を構築し、エラーデータの発生を未然に防ぎ、既存のデータエラーを自動的に探知して整備できるシステムも整えた。2012年にはデータフローを統制し、システム間の連携を通じてエラーの発生原因をより簡単に追跡・分析できる「データフローを管理する情報システム」を構築した。

このように体系的なデータ品質管理システムにより、行政安全部主管の公共データ品質管理評価において、2017年に全体受検機関(41機関)の中で最高点(4.88)を獲得し、

2018年は公共データ管理優秀機関に選定され、2019年にはデータ品質大賞を受賞し、2020年には4年連続1等級を達成して知的財産権データの対外信頼度を高めた。

2) 検索DBの構築状況

<表VI-2-7> 特許及び実用新案検索DBの構築状況

(2020年12月末基準、単位：件)

区分	資料種類	構築年度	資料形態	累計	国別件数
国内 特許	書誌	1983～1998	Text	8,459	9,574,785
		1983～1998	Image	826,496	
	公開情報	1983～2005	SGML	1,090,296	
		2005～	XML	2,191,647	
	公告公報	1948～1998	Image	288,936	
		1979～2005	SGML	459,911	
		2005～	XML	1,699,404	
	英文抄録(KPA)	1979～	SGML/XML	3,009,636	
国内 実用	書誌	1950～1998	Text	155,963	2,051,964
		1983～1998	Image	746,336	
	公開情報	1983～2005	SGML	278,840	
		2005～	XML	93,066	
		1948～1998	Image	285,758	
	公告公報	1979～2005	SGML	376,787	
		2005～	XML	115,214	
日本	書誌	1975～1998	Text	8,305,365	69,605,539
		1971～1982	Text	2,760,296	
	特許公報	1983～2003	SGML	10,061,014	

		2004	XML	9,530,842	
		1950～1996	Image	22,570,112	
	特許抄録イメージ	1975～1996	Image	5,159,434	
	特許英文抄録(PAJ)	1976～	SGML	11,218,476	
欧州	DOCDB 2.0	1974～	Text	150,285,541	157,685,107
	欧州公開(ESPACE-A)	1978～1999	Image	914,126	
		1975～2004	SGML	1,477,250	
		2004～	XML	2,660,042	
	欧州公告(ESPACE-B)	1980～1999	Image	350,841	
		1980～2004	SGML	713,331	
2004～		XML	1,283,976		
WIPO	国際公開パンフレット (ESPACE-WORLD)	1978～	Text	442,421	5,247,848
		2000～2002	SGML	346,669	
		1978～1999	Image	458,235	
	国際公開パンフレット (IMPACT RULE87)	2002	XML	3,691,738	
米国	特許公告	1790～	Image	18,809,896	47,359,758
		1920～1975	OCR Text	2,496,451	
		1976～2004	SGML	3,060,706	
		2005～	XML	4,032,229	
	特許公開	2001～	Image	12,637,530	
		2001～2004	SGML	760,961	
		2005～	XML	5,561,985	
台湾	特許公開書誌/抄録	2003～	XML	774,475	5,296,856
	特許公開書誌/抄録	1993～	XML	637,495	

	実用書誌/抄録	1997～	XML	486,872	
	登録公報イメージ (書誌/抄録)	2003～	Image	786,633	
	登録公報イメージ (書誌/抄録)	2001～	Image	983,485	
	公開明細イメージ (請求項、明細書)	2003～	Image	781,311	
	登録明細イメージ (請求項、明細書)	1988～	Image	846,585	
英国	特許公開	1991～2007	SGML	197,827	300,615
		2007～	XML	102,788	
中国	特許公開/公告 (英文抄録)	1985～	Text	14,109,074	70,519,887
	特許公開	1985～	Image	11,983,173	
		1985～	XML	12,048,118	
	特許登録	1985～	Image	4,071,791	
		1985～	XML	4,086,828	
	実用登録	1985～	Image	12,091,858	
1985～		XML	12,129,045		
カナダ	特許公開/公告	1999～2007	SGML	410,104	2,281,101
		1969～	XML	1,870,997	
オーストラリア	特許公開/公告	1946～	SGML	2,181,186	3,582,500
		1946～	Image	1,401,314	
ドイツ	特実公報	1877～	XML	6,936,529	14,139,371
		1877～	Image	7,202,842	

フランス	特許公報	1981～	XML	1,303,303	1,857,022
		1981～	Image	553,719	
ロシア	特実公報	1997～	XML	1,109,469	2,067,760
		2005～	Image	958,291	
ユーラシア	特許公報	2010～	XML	59,374	118,603
			Image	59,229	
スペイン	特実公報	2010～	XML	142,932	224,774
			Image	81,842	
イスラエル	特許公報	1970～	XML	234,717	234,717
ポルトガル	特実公報	2006～	XML	16,051	32,102
		2006～	Image	16,051	
オーストリア	特実公報	1992～1999	Image	15,565	66,385
		1997～2006	SGML	15,296	
		2007～	XML	35,524	
デンマーク	特実公報	2014～	XML	6,378	12,741
			Image	6,363	
ポーランド	特実公報	1924～	XML	234,421	498,842
			Image	234,421	
コロンビア	特実公報	1995～	XML	12,800	25,083
			Image	12,283	
スロベニア	特許公報	1998～	SGML	6,090	6,090
フィリピン	特実公報	2014～	XML	33,950	33,950
スイス	特許公報	2014～	Image	15,141	22,662
		2000～2006	SGML	6,231	
		2007～2008	XML	1,290	

スウェーデン	特許公報	2014～	XML	13,689	13,689
セルビア	特実公報	1921～	XML	99,226	198,452
			Image	99,226	
計				393,028,203	393,028,293

＜表VI-2-8＞デザイン検索DBの構築状況

(2020年12月末基準、単位：件)

区分	資料種類	構築年度	資料形態	累計	国家別件数
国内	先出願	1960～	Image (JPG, TIFF)	7,423,563	33,876,146
	先出願全文イメージ	1960～1998	Image (TIFF)	169,017	
	国内公報	1966～	Text	1,213,111	
			Image (JPG, TIFF)	7,856,647	
	国内公報全文イメージ	1966～1998	Image (TIFF)	244,616	
	拒絶包袋全文イメージ	1992～1998	Image (TIFF)	36,073	
	登録書類綴全文イメージ	1966～1999	Image (TIFF)	236,700	
	登録原簿全文イメージ	1948～1991	Image (TIFF)	132,542	
	カタログ (全文イメージを含む)	1980～	Text	4,839,721	
			Image (JPG)	7,881,800	
	画像デザイン	2003～	Text	185,430	
			Image (JPG)	185,430	
	フォント (typeface)	2004～	Text	35,168	
			Image (JPG)	79,407	
	実用新案デザイン	1970～	Text	495,199	
			Image (JPG, TIFF)	2,606,214	
平面デザイン	1976～		127,754		
			127,754		
日本	1965～1999	Text	898,235	8,685,492	

	1997～	SGML	608,212	
	1965～	Image (TIFF)	7,179,045	
ドイツ	1988～	Text	807,284	2,220,969
		Image (JPG)	1,413,685	
WIPO	1999～	Text	268,486	1,190,794
		Image (JPG)	922,308	
EUIPO	2003～	Text	1,237,090	6,178,790
		Image (JPG)	4,941,700	
過去の海外デザイン (米国、ベネルクス等)	1975～2004	Text	798,076	1,867,684
		Image (JPG)	1,069,608	
米国デザイン	1997～	Text	446,025	3,248,275
		Image (JPG)	2,802,250	
中国デザイン	2010～	Text	510,105	3,757,067
		Image (JPG)	3,246,962	
海外平面デザイン	1960～	Text	89,739	179,478
		Image (JPG)	89,739	
計			61,204,695	61,204,695

＜表VI-2-9＞商標検索DBの構築状況

(2020年12月末基準、単位：件)

区分	資料種類	構築年度	資料形態	累計	国家別件数
国内	書誌	1950～	Text	4,329,889	11,925,595
	見本イメージ	1950～	Image (JPG)	4,188,179	
	出願公告全文イメージ	1998～	PDF	2,083,159	
	登録公報全文イメージ	2016～	PDF	514,573	
	拒絶包袋全文イメージ	1989～1998	Image (TIFF)	151,147	

	登録書類綴全文イメージ	1974～1999	Image	452, 273	
	登録原簿全文イメージ	1952～1991	Image	206, 375	
海外	米国	1823～	Text	10, 709, 440	10, 709, 440
	カナダ	1872～2012	Text	1, 274, 897	1, 274, 897
	日本	1969～	Text	4, 584, 672	4, 584, 672
	オーストラリア	1906～	Text	1, 665, 483	1, 665, 483
	EUIPO	1996～	Text	1, 962, 327	1, 962, 327
計				32, 122, 414	32, 122, 414

3) 評価及び発展方向

世界最高レベルの特許情報サービスシステムの実現に向け、国内外から入手している特許データを持続的に拡充する一方、高品質のデータを対外に提供するため、サービスを実施する前にデータの1次的な検証ができる「事前検証DB」と、体系的なデータ品質管理のための「データ品質管理システム」を新設し、国内外の特許データ品質管理基盤を構築した。これを基盤に、データ品質管理システムを持続的に整備及び高度化し、高品質の特許情報サービスの提供及びユーザー満足度向上のために持続的に努力している。

今後も特許庁は、国民と審査官がより膨大かつ品質の高い知的財産権データを活用できるよう、検索DBに搭載する海外のデータを拡充しつつ、7千個余り構築されている特許データの検証式(Business Rule)を通じ、データの監視範囲の拡大とデータの重要度を反映した品質整合度の向上を図りつつ、持続的にデータ品質管理システムを高度化していく計画である。一方、外国特許庁が、自国の検索DBに韓国のデータを搭載して活用する際に不都合が発生しないよう、データ普及及び技術支援システムも強化していく計画である。

ロ. データ管理専門担当組織の運営

1999年1月から本格的に稼動した特許ネットシステムが安定化され、特許情報データを一元化されたデータ管理組織を通じて体系的に生産・整備・分析・加工し、データエラーを検証・整備するため、2002年5月にデータ管理専門担当組織を構成した。

専任組織は、知的財産情報DBの構築、普及、交換、データ整備、データ品質管理業務を遂行している。

1) 推進内容及び成果

データ連携の複雑性が増し、開放データの重要度が高まっていることから、特許庁内・外における連携データの品質強化に向け、連携データ管理システム3ヵ年計画を策定・推進した。また、知的財産データ保有量とデータ複雑度の増加によって、データの重要度を考慮した新規品質管理評価指標を設け、事前検証DBとデータ普及用DBを品質管理対象として拡大した。また、特許庁内部と外部データの連携情報DBを構築してデータ間の連携関係を点検できる検証体系を設け、これを基盤に連携情報の照会システムを構築し、特許庁内部と外部のデータの連携関係を簡単に把握し、知的財産データを効率的に管理できるようにした。

2020年には連携情報照会システムの機能を改善して活用性を高め、体系的な連携データ管理のために新規指針を作成した。

このような努力により、特許ネットのデータエラーが減少し、データ品質の正確度は毎年増加して99.83%となった。

<表VI-2-10> 2020年度の教育及び広報状況

教育対象	情報化事業者	システム開発者	データ担当官	外部機関
------	--------	---------	--------	------

	回数	人数	回数	人数	会議	ベンチマーク
実績	1回	26人	2回	40人	2回	4回

＜表VI-2-11＞年度別データ品質の正確度

年度	2010 年	2011 年	2012 年	2013 年	2014 年	2015 年	2016 年	2017 年	2018 年	2019 年	2020 年
データ品質 正確度(%)	99.35	99.41	99.56	99.63	99.70	99.75	99.80	99.84	99.84	99.84	99.83

＜表VI-2-12＞2020年度データ管理業務処理の状況

区分	データ品質管理		特許情報DB構築		
	エラーデータ整備	ユーザー要請処理	国内	国外	計
実績	85,809,782件	10件	2,200千件	35,936千件	38,136千件

2) 評価及び発展方向

品質の高い知的財産情報は特許審査の品質向上につながり、信頼度の高い特許行政サービスのための礎石となる。特許庁はデータ管理専門担当組織を中心に、データ品質管理自動化システムの持続的な高度化を通じてデータ標準及び構造管理等の活動を展開し、エラーデータの流入を遮断するために特許データを常時監視している。また、データにオーナーシップ(Ownership)を付与し、現業部署と情報化部署の協力の下でデータを管理することで、特許庁全体のデータ品質重視文化を作り上げ、データ品質管理を活性化していく予定である。

今後もデータ管理専門担当組織を通じ、知的財産情報の構築・加工・普及等の管理体制を改善するとともに、持続的なデータ品質管理システムを高度化し、データにかかる政策、制度及び手続きを持続的に先進化していくことで、世界最高レベルの特許行政サービスの実現に向けた基盤を提供する計画である。

3. 韓国特許英文抄録の構築

情報顧客支援局 情報管理課 電算事務官 イ・ヘミン

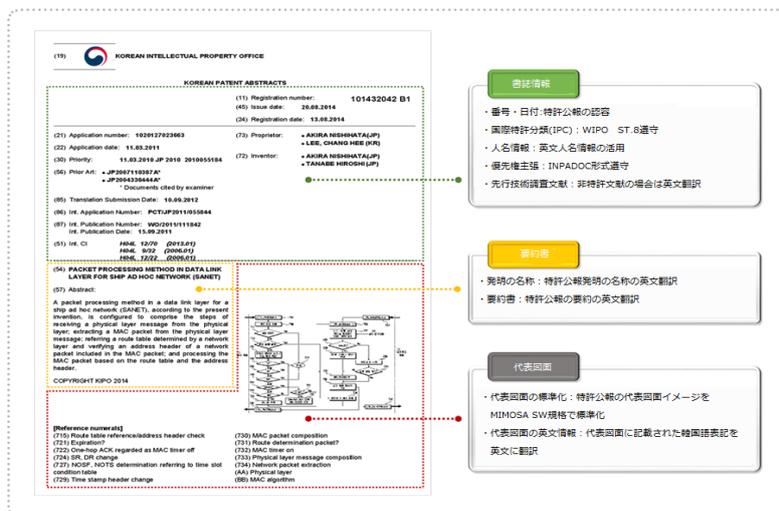
イ. 推進背景及び概要

韓国特許庁は海外において国内の知的財産を保護し、特許最多出願国としてのプレゼンスを高めるため、国内で出願された特許技術の内容を英文で記載した韓国特許英文抄録（KPA、Korea Patent Abstracts）を発刊している。発刊された韓国特許英文抄録は、海外における韓国の特許技術を保護するため、先行特許技術の調査及び技術動向の把握資料として、海外特許庁及び国際調査機関に迅速に普及している。

韓国特許文献がWIPO総会でPCT最小限文献に含まれ、韓国は、2007年4月から韓国特許英文抄録を国際調査機関にPCT最小限文献として提供している。

韓国特許英文抄録は、特許公報に記述されている発明の主要内容について、海外の審査官及びユーザーが迅速かつ正確に理解できるように英文で記載した英文要約書であり、書誌事項、要約書及び代表図面で構成されている。

< 図VI-2-3 > 韓国特許英文抄録の構成項目



ロ. 推進内容及び成果

韓国特許庁は1979年から登録特許を対象に冊子形態で韓国特許英文抄録を発刊し、1997年からは、特許3極(米国・欧州・日本)が共同で開発したMIMOSAソフトウェアを活用して、検索照会が可能なCD-ROM形態で普及している。2000年から、国内出願技術の海外保護機能を強化するために発刊対象を公開特許までに拡大し、2010年には、データ形式標準をSGMLから国際的なデータ形式標準であるXMLに変更した。これまで登録特許の先行技術調査文献情報(2011年)、代表図面に存在する韓国語に対する英文翻訳(2013年)、PCT国際出願書誌情報及び出願人国籍情報(2014年)、新規CPC書誌情報の追加提供(2016年)等を追加し、可読性の低い文章短文化(2017年)等を通じて韓国特許英文抄録の活用度を高め、ユーザーが求めるコンテンツを持続的に拡大した。特許庁は、これまで韓国特許英文抄録の発刊及びDB構築のために計803億ウォンを投入し、2020年に発刊した120,626件を含めて計2,985,287件の英文抄録を発刊した。

＜表VI-2-13＞韓国特許英文抄録のDB構築状況(2020年12月末基準)

(単位：件)

区分	1979～ 1999年	2000～ 20013年	2014年	2015年	2016年	2017年	2018年	2019年	2020年	合計
登録特許	82,086	306,846	35,471	33,391	40,367	35,744	34,884	27,172	34,806	630,767
公開特許	-	1,608,980	100,737	102,817	135,904	103,526	96,927	82,808	85,820	2,317,519
小計	82,086	1,915,826	136,208	136,208	176,271	176,271	131,811	109,980	120,626	2,985,287

韓国特許英文抄録はCD-ROMで製作し、62の海外特許庁と国際調査機関及び国立中央図書館等の国内11機関に無料で普及している。そして、迅速な普及のためにオンライン(FTP)普及先を2012年から中国(1ヵ国)をはじめ、2020年までに米国、欧州、日本、

台湾、ロシア等の32カ国に順次に拡大した。

<表VI-2-14> 韓国特許英文抄録の国内外配布機関の状況(2020年12月末基準)

区分		内 容
海外 (62カ所)	特許庁 (55カ国)	그리스 (FTP)、南アジア共和国、台湾 (FTP)、デンマーク (FTP)、ドイツ (FTP)、ロシア (FTP)、ルーマニア、マレーシア、メキシコ、米国 (FTP)、ミャンマー (FTP)、バングラデシュ (FTP)、ベネズエラ、ベトナム、ベラルーシ (FTP)、ブラジル (FTP)、セルビア、スリランカ、スウェーデン (FTP)、スペイン (FTP)、スロバキア (FTP)、シンガポール、アルゼンチン (FTP)、アゼルバイジャン (FTP)、アンゴラ、エチオピア、エルサルバドル、英国、イエメン、オーストリア、ヨルダン、ウルグァイ (FTP)、ウクライナ、イスラエル、エジプト、イタリア、インド、日本 (FTP)、中国 (FTP)、チェコ、チリ、カンボジア (FTP)、コスタリカ、コロンビア (FTP)、クロアチア (FTP)、キルギスタン、タイ、トルコ、パナマ、ペルー、ポーランド、フランス、フィリピン (FTP)、ハンガリー (FTP)、UAE
	関係機関 (7カ所)	APCTT, CIPTC, INPIT (FTP), WIPO (FTP), ARIPO (FTP), EAPO (FTP), EPO (FTP)
国内 (11カ所)		国家情報院、国立中央図書館、国会図書館等11カ所

また、外国審査官と外国人が韓国特許英文抄録を無料で利用できるよう、特許情報ネットKIPRISとK-PION(韓国特許情報照会サービス)で検索サービスを提供している。2014年からは、制作工程の簡素化及び出願人の意図を反映するために出願人提出要約書を翻訳・制作しており、書誌情報の提供周期の短縮及びオンライン(FTP)普及先の拡大を通じ、迅速に海外へ英文抄録を普及している。最近、このような努力や韓国特許英文抄録に対する需要の増加により、外国審査官は持続的に韓国特許英文抄録を活用している。

＜表VI-2-15＞直近5年間の韓国特許英文抄録の検索状況(2020年12月末基準)

(単位：回)

区分	2015	2016	2017	2018	2019	2020
KIPRIS	5,108,439	1,575,660	1,535,332	1,271,032	1,313,088	1,329,766
K-PION	161,200	127,046	104,288	63,160	52,453	36,211

*外部リンク：PatentScope等、他の検索サービスとのリンクサービス

＜表VI-2-16＞各国における韓国特許英文抄録の活用状況

(2020年12月末基準)

区分		対象国家
自国検索システムの活用	審査官用	(15カ国)米国、日本、EPO、中国、ロシア、エジプト、台湾、ベラルーシ、ドイツ、ポーランド、ハンガリー、キルギス共和国、スウェーデン、フィンランド、バングラデシュ (1機関)ユーラシアン特許機構(EAPO)
	一般用	(7カ国)日本(IPDL)、中国(CNIPR)、欧州(Espacenet)、ドイツ(DEPATISnet)、ロシア、ハンガリー、台湾(GPSS) (1機関)WIPO(Patentscope)
海外検索システム*の活用		スロバキア、スイス、スペイン、カナダ、ハンガリー、クロアチア、カザフスタン、ポルトガル、カタール、セルビア、キルギス共和国、ルーマニア、英国、ポーランド、チリ、モロッコ、ニュージーランド、フィンランド、メキシコ、オーストリア、ヨルダン、イタリア、ケニア、タイ、ギリシャ、台湾、ドイツ、アメリカ、イスラエル、日本、中国、フィリピン、ノルウェー、ブルガリア、ウクライナ、インドネシア、イラン、コスタリカ、オーストラリア、EPO等180カ国余り
特許庁検索システムの活用	KIPRIS	米国、スウェーデン、オランダ、中国等72カ国余り
	K-PION	中国、アメリカ、ドイツ、オーストラリア等24カ国余り

*海外検索システム：Patentscope、Espacenet、EPOQUE、EAPATIS等

ハ．評価及び発展方向

国際競争力の中核要素として知的財産の重要性が増しており、グローバル特許紛争が激化していることから、米国、日本等の主要先進国は、知的財産政策を国の最優先課題として推進している。知的財産政策の一環として、日本、中国、台湾、ロシア等の非英語圏の国は、自国の特許に対する英文抄録を持続的に発刊して海外普及に努めている。

これまで韓国も外国審査官と外国人が、韓国特許技術情報を活用できるように韓国特許公報に対する英文抄録を適期に発刊して迅速に普及し、海外における韓国特許技術の保護に貢献した。

今後も外国審査官等が特許審査の際に韓国特許英文抄録を積極的に活用し、韓国の特許技術を先行技術として引用できるように、ユーザーが求めるコンテンツを持続的に拡大し、迅速な普及に向けてオンライン(File Transfer Protocol)普及先を拡大する等、多様な取組みを持続的に展開する計画である。

4. 知的財産権公報の発刊

情報顧客支援局 情報管理課 行政事務官 ノ・ホチョル

イ．推進背景及び概要

韓国特許庁は発明の技術内容を公衆に公開することで発明者の産業財産権を保護し、技術の進歩促進に向けて1948年から産業財産権公報を発刊している。1998年5月から公報をCD-ROMとして発刊し、2001年7月からは、世界初のインターネット公報サービスを提供した。誰でもインターネット公報サービス(特許庁ウェブサイト、www.kipo.go.kr)を通じ、公開公報及び登録公報の発刊と同時に無料で閲覧できる。

プログラムを別途に設置する必要もなく、インターネット環境で閲覧できるようにPDF文書形式で発刊している。また、毎月定期的にDVD及びFTPで16ヵ国及び機関(国内3、海外13)に配布している。

ロ. 推進内容及び成果

2020年には約606千件余りの公報を発刊し、出願人の権利保障及び海外における韓国的財産権の保護に寄与した。また、インターネット公報メールサービスを利用する加入者数は約1万2千人、発送したメールの件数は約869万件に至る等、毎年公報サービスを利用する規模が持続的に増加している。

<表VI-2-17> 2020年度の公報発刊件数

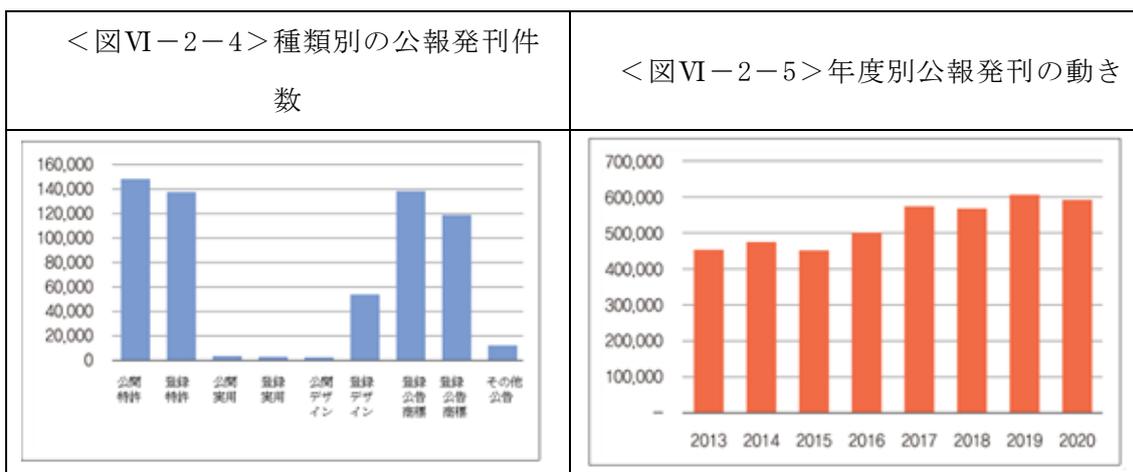
(2020年12月末基準、単位：件)

公開特許	登録特許	公開実用	登録実用	公開 デザイン	登録 デザイン	出願公告 商標	登録公告 商標	その他 広告	計
146,030	135,941	2,869	2,084	1,875	52,750	136,400	116,878	10,921	605,748

<表VI-2-18> インターネット公報のメーリングサービス加入者及びメール配信
件数

(2020年12月末基準、単位：名/件)

区分	2011年	2012年	2013年	2014年	2015年	2016年	2017年	2018年	2019年	2020年
加入 者数	11,240	11,425	11,548	11,748	11,819	11,906	11,949	12,054	12,085	12,152
配信 件数 (累計)	6,083,659	6,827,983	7,597,503	7,965,950	8,051,153	8,129,960	8,252,361	8,403,438	8,549,871	8,688,142



ハ. 評価及び発展方向

現在、韓国特許庁は発明家、企業及び研究院、弁理士等の特定分野における最新特許技術情報が必要なユーザーのため、新たに発刊した公報と関心分野の情報リストを電子メールで配信する「関心分野のメールサービス」を実施している。出願人には、自分の産業財産権公報に対する発刊予定日をメールで事前に通知する「公報発刊予告サービス」を行い、ユーザーが公報サービスを理解して活用しやすくするために公報書式を改正する等、便宜を図るために持続的に努めてきた。

韓国特許庁は今後も出願人を始め、ユーザーの利便性向上及び権益保護、韓国知的財産権国際競争力の向上に向け、国際標準とIT新技術が反映された世界最高レベルの公報サービスを提供するために引き続き努めていく計画である。

5. 特許文書電子化センターの運営

情報顧客支援局 情報システム課 電算事務官 チャ・ゴンスク

1) 推進背景及び概要

韓国特許庁は紙のない(Paperless)特許行政を目指して、すべての産業財産権関連

の書面書類を電子化した。このために、特許法に基づき1997年10月に、韓国特許情報院を特許文書電子化機関に指定し、2001年1月に、特許文書電子化センター(以下、電子化センター)を設立して電子化事業を委託している。電子化センターでは、特許庁に提出される全ての産業財産権に関する書面書類(出願書、補正書、登録申請書、審判請求書等)及び電子書類(商用ワード明細書、審決文等)を特許ネットで活用できるように迅速・正確に電子化しており、特許情報の疎外階層を対象に無料特許情報検索及び電子出願教育を実施することで、特許情報の活用及び電子出願の利用拡大に貢献している。

2) 推進内容及び成果

これまで20年間の電子化により、紙文書の保管及び公報制作費等に必要な所要費用を約502億ウォン節減した経済効果とともに、紙の無い特許行政処理で約136トンの炭素排出量が減少した環境改善の効果をもたらした。

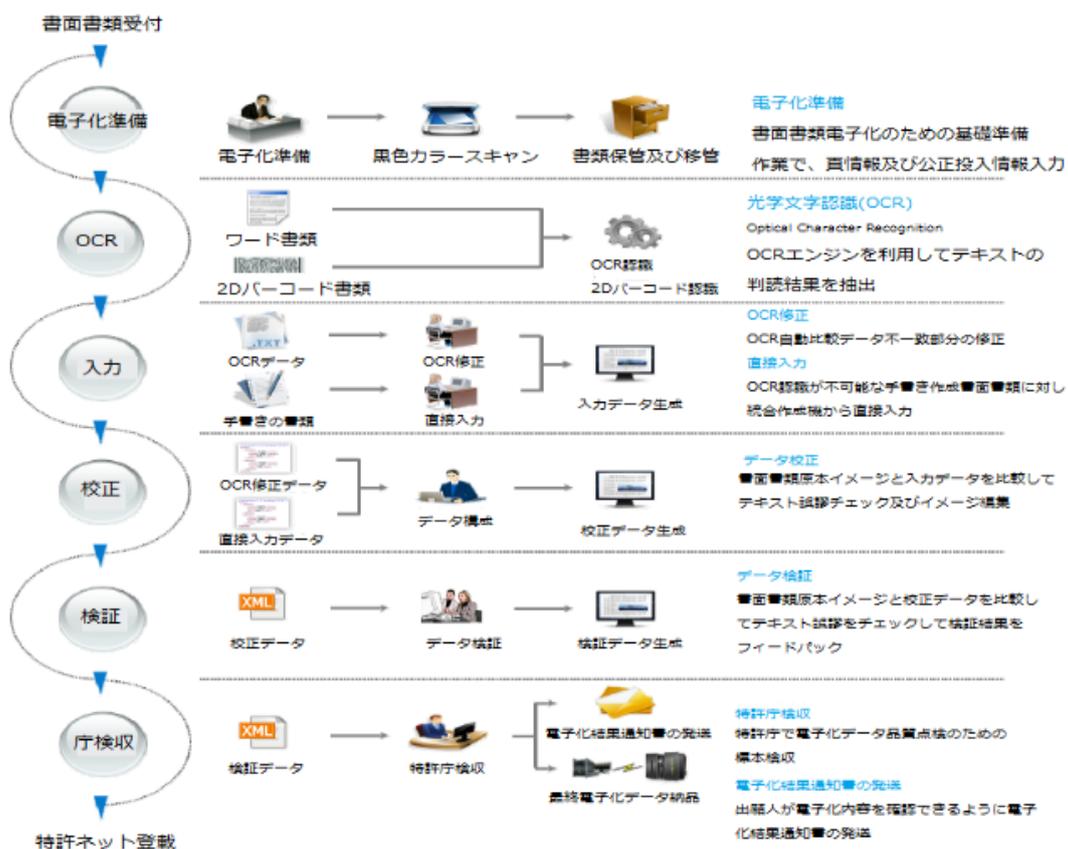
特に、2020年には書面書類オブジェクト自動認識モデルの検証用学習データを構築し、個人情報保護のため、KIPRISで公開される審決文の電子化過程に個人情報の非実名化過程を追加した。

これを基に2020年は1,100種余りに至る電子化対象書類368,919件を電子化にし、品質の高い審査・審判業務の基盤を提供するため、電子化処理期間及びエラー率をサービス水準協約(SLA)で管理し、処理期間2.00日、エラー率0.928ppm²³を達成した。

また、個人をはじめ大学、中小企業、創業インキュベーションセンター機関等のIP需要者を対象に訪問型特許情報検索及び電子出願教育を実施中であり、2020年には111回(2,750人)の教育を通じて需要者中心のカスタマイズ型教育サービスを実施した。

²³ PPM(PPM、Parts Per Million):百万分率、電子化テキスト・イメージ件数100万個当たり発生したエラー件数の割合

<図VI-2-6>電子化処理工程フロー



<図VI-2-7>年度別の電子化処理期間及びエラー率の状況



＜図VI-2-8＞年度別のカスタマイズ型特許情報検索及び電子出願教育の回数と受講者数



3) 評価及び発展方向

1999年にインターネット基盤の電子出願システムである特許ネットの開通以来、電子出願率が持続的に上昇し、2020年には98.2%を達成したが、高齢層及び情報化疎外階層が存在する限り、書面による出願が一定水準で維持されるものと見込まれ、書面出願に関する電子化作業は、今後も続くものと見られる。

よって、人工知能関連技術を取り入れ、書面書類の電子化作業過程における手作業工程を電算自動化工程に変え、エラーの事前予測技術等を導入して効率的で迅速な電子化工程を構築する予定である。

また、オンライン非対面教育環境を構築して新型コロナウイルス等の外部環境の変化による訪問教育の問題点等を解消し、韓国著作権委員会等の外部機関との協業を通じてカスタマイズ型出願支援教育サービスを拡大していく予定である。

第4節 知的財産情報サービスのレベル向上

1. 概観

情報顧客政策局 情報管理課 行政事務官 イ・ヘミン

最近第4次産業革命時代に対応した民間活用の向上及び新しいサービス市場の創出を支援するため、公共情報の民間開放・共有拡大が重要となっている。これを受けて特許庁も知的財産情報の民間開放・共有拡大を通じ、国内知的財産情報の国内外における利用活性化及び新サービス市場の創出に向けて持続的に力を入れている。特に、知的財産情報の開放・共有の拡大に向け、「特許情報DBの構築」と「知的財産情報サービスのレベル向上」を重点的に取組んでいる。

韓国特許庁は全世界における特許出願件数の80%を占めるIP5特許庁の一員として、出願量だけでなく特許審査品質の向上にも努力を重ねている。そのために「審査支援の再創造」を宣言（2014.4）し、特許審査官に良質の多様な特許・非特許情報を提供するために努めており、R&D研究人材、個人発明家等の出願前の先行技術調査及びIP戦略策定支援等のため、国民向け検索サービスを拡大し提供している。

国際協力の強化を通じて米国、日本等IP5国の特許情報だけでなく、ロシア、ポーランド等の新興国特許情報の入手及びDB構築を拡大しており、論文、標準技術文書、アイデア公募展の受賞作等の多様な非特許文献のDBも持続的に拡充している。非特許文献を特許審査に活用するために、2013年に審査官向けの非特許統合検索システムを構築し、2014年からサービスを開始して審査品質の向上に寄与している。

海外特許情報のDB構築だけでなく、国内特許情報の国内外における活用強化のためにインターネット特許公報を発刊し、審査官及び国民向け検索システムを通じて海外特許情報と統合検索を提供している。また、海外で韓国特許を迅速かつ正確に活用できるように、韓国特許英文抄録を発刊して海外に普及している。

また、人工知能時代を迎え、AIサービスの開発に活用価値が高い機会翻訳の学習データ、AI、商標、デザイン等のデータを構築して普及する計画である。

DB構築とともに一般国民向けにモバイル検索サービス及び海外特許検索サービスの拡大、知的財産統合検索の支援等を行い、特許情報オンライン検索サービス活用の活性化にも力を傾けている。

韓国特許庁は高品質の審査・審判を支援するために海外文献の言語障壁を最小化し、海外特許に対する国民のアクセシビリティの向上及び国内企業の国際競争力強化のために多様な翻訳サービスを提供しており、翻訳の品質向上に向けて持続的に努力を傾けている。

また、韓国特許庁は多様な特許ユーザーからのニーズを分析して取り入れることで、今後、より良質で便利な特許情報サービスを提供し続ける予定であり、韓国特許情報の海外における保護強化のためにも持続的に努める計画である。

2. ユーザーを配慮した特許情報検索サービス (KIPRIS) の運営

情報顧客支援局 情報管理課 行政事務官 イム・ヒョンス

イ. 推進背景及び概要

特許制度は国が一定期間発明家に独占排他的な権利を付与する代わりに、出願内容を一般人に公開して技術発展を促進することで、産業発展に貢献する制度である。米国、日本、欧州等の先進特許庁は、自国技術の保護及び技術活用の増大のために、特許情報の普及に努めている。韓国特許庁は、2000年1月1日から特許情報ネットキプリス (KIPRIS : Korea Intellectual Property Rights Information Service) を通じ、国内外の特許情報を一般国民に無料でサービスしている。また、多様な連携情報及びユー

ザーカスタマイズ型サービスを提供することで、国民の知的財産情報の活用強化に努めている。

ロ．推進内容及び成果

1) 特許情報の普及促進

韓国特許庁は特許情報の活用拡大に重点をおいた多様な政策を持続的に展開している。2006年から中小企業、研究機関等のウェブサイトには、KIPRIS検索窓を生成する「訪問型の特許検索サービス」を実施し、2020年現在、特許事務所、中小企業、研究所、学校等の計640機関で活用している。また、2012年には多様な階層が特許情報に手軽にアクセスできるよう、KIPRISのウェブサイトや機能を全面的に改編した。また、2013年には、KIPRISモバイルウェブサービスを開始してサービスを行っている。

2) 検索及び照会情報の拡大

特許情報ネットキプリス(KIPRIS)が提供する情報は初期は国内特許に限られていたが、2002年から国内商標、デザイン情報を追加で提供し、2003年に海外特許、2011年に国内審判及びインターネット技術告示、2013年に海外商標及びNDSL非特許情報、IP-NAVI紛争情報、2014年に海外デザイン、アイデア公募展等、持続的にサービスの提供範囲を拡大して、2020年に27ヵ国(機関含む)の産業財産権情報と非特許文献情報を提供している。

また、2019年に国内特許・実用新案文献に提供していたDOI識別子・QRコード情報を、商標・デザインを含む全ての権利に拡大し、2020年に権利移転、実施(使用)権、審判・訴訟等の受付及び発送書類251種を追加で提供した。これを通じて持続的に一般国民の産業財産権及び関連情報に対するアクセシビリティを高めている。

3) 普及及び使用方法の改善

このようなデータ提供範囲の拡大とともに、ユーザーの利便性を考慮したサービス政策及び機能改善を持続的に推進した。

2018年には中国語・日本語PCT文献に対する機械翻訳の提供及び英語・日本語・中国語を除外した13ヵ国10の言語で作成した要約に対するグーグル無料翻訳サービスの提供により、海外特許文献に対する利便性を強化した。また、2019年に利用者が直感的にキプリス(KIPRIS)サービスを把握できるようにメイン画面のUIを改善して検索項目を細分化した。さらに、2020年に権利別の検索ヘルプ機能の改善と権利別詳細画面の印刷機能を改善して知的財産情報のアクセシビリティ及び利便性を強化している。

これに加え、キプリス(KIPRIS)活用方法の案内を強化するために、2019年に韓国語と英語で提供していたキプリス・ブroschアをフランス語、中国語、日本語に作成して提供し、2020年に中小企業と地域発明教育センター向けにガイドブックを制作して配布した。

<表VI-2-19>KIPRISの利用状況

(2020年12月末基準)

区分	2001～ 2007年	2008年	2009年	2010年	2011年	2012年	2013年	2014年	2015年	2016年	2017年	2018年	2019年	2020年
KIPRIS検索 回数(千回)	53,682	18,699	23,785 (27%)	27,675 (16%)	27,361 (-1%)	33,085 (21%)	40,805 (23%)	49,053 (20%)	50,170 (2%)	51,173 (2%)	52,742 (3%)	56,257 (3%)	62,170 (11%)	76,972 (24%)

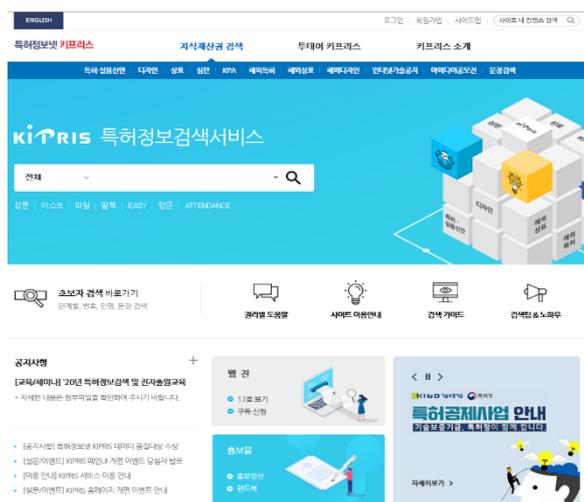
<表VI-2-20>モバイル検索サービスの利用状況

(2020年12月末基準)

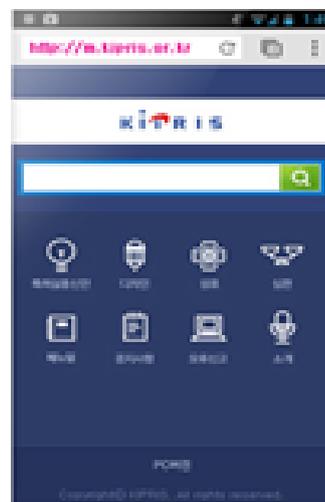
区分	2013年	2014年	2015年	2016年	2017年	2018年	2019年	2020年
モバイル KIPRIS検索 件数(千回)	1,828	2,801	4,037	5,685	5,891	6,884	9,857	16,999

＜図VI-2-9＞KIPRISの画面

＜KIPRISホームページ＞



＜モバイルKIPRIS＞



4) これまでの成果

このような特許情報の活用及び拡大政策によって、特許情報ネットKIPRISの利用実績も毎年順調に増加している。KIPRISの主要利用指標である年間検索回数を調べて見ると、2001年88万回に過ぎなかったのが、2002年203万回、2004年686万回、2006年11月に史上初の年間検索回数1,000万回を超え、2020年には7,697万回に達した。また、全世界217ヵ国でKIPRISを活用するほど、KIPRISは知的財産権情報検索分野における韓国の代表サービスである。特許情報の普及により、国と産業界が進むべき産業発展の方向性を提示する指針を提供し、研究開発の重複を未然に防げるツールとして、その比重と重要度が日増しに増加していることから、KIPRIS利用者は、今後も持続的に増加するものと期待される。

ハ. 評価及び発展方向

韓国特許庁は一般国民が知的財産権情報を迅速・正確・簡単・便利に利用できるよう、常にユーザーの声に耳を傾けてきた。2012年には、国民向け特許情報検索サービスであるKIPRISを初心者等の多様な階層で、より便利に利用できるように大幅な改善

を行い、その結果として「2012年インターネットエコアワードサービス革新大賞」を受賞した。また、情報脆弱階層(障害者、高齢者)のために、毎年ウェブアクセシビリティの再認証を行っている。今後も韓国特許庁は、より多様な情報を国民が便利に閲覧できるよう最善を尽くし、持続的なサービス改善を通じ、国民が知的財産権情報を簡単に便利に活用できるように最善を尽す予定である。

3. 特許文献自動翻訳サービスの拡大

情報顧客政策局 情報管理課 行政事務官 イ・ヘミン

イ. 推進背景及び概要

韓国特許庁は高品質の審査・審判を支援するために海外引用文献の言語障壁を最小化し、国民の海外特許に対するアクセシビリティの向上及び国内企業の国際競争力の強化のために翻訳サービスを提供している。審査品質の強化と審査期間の短縮及び業務効率化のため、海外特許文献翻訳サービスの翻訳品質の高度化事業を推進し、国民向けサービスである特許情報ネットKIPRISの海外技術文献翻訳サービスについて、審査官と同品質の翻訳サービスを提供するための基盤を構築した。

主要5ヵ国特許庁であるIP5特許庁間における審査情報の共有拡大及び審査品質向上を目指して、海外特許文献機械翻訳の活用が広がりつつある。韓国特許に対する世界的関心の増加及び国内特許の保護強化のためには、特許公報の言語的アクセシビリティ向上及び翻訳品質の管理が非常に重要である。

<表VI-2-21> 翻訳サービスの提供状況

区分	審査官用	国民用	連携検索サービス
日→韓機械翻訳	2001～	2008～	KOMPASS、KIPRIS

韓→英機械翻訳	2006～	2007～2014(有料)、2014～(無料)	K-PION ²⁴ 、KIPRIS
英→韓機械翻訳	2008～	2008～	KOMPASS、KIPRIS
中→韓機械翻訳	2013～	2015～	KOMPASS、KIPRIS

ロ. 推進内容及び成果

韓国特許庁は審査官の外国特許文献へのアクセシビリティを高め、審査品質を改善できるよう、高品質の人工知能機械翻訳システムを導入し、既存の規則基盤機械翻訳と人工知能機械翻訳を同時に運営している。2019年は、英→韓翻訳に対し人工知能商用エンジンを導入し、その他の言語(ドイツ語、フランス語、ロシア語)は、民間の翻訳サービスと連携して翻訳を提供できるように開発した。また、韓→英の人工知能機械翻訳は、2018年にWIPOと2020年にKAKAOとMOUを締結して関連技術の確保のための内部研究に取り組んでいる最中であり、翻訳の品質向上のために学習用データを持続的に拡充している。

このように機械翻訳サービスの品質を高めることにより、海外特許文献の引用文献活用件数が、2013年に比べ現在は、英語、日本語、中国語が各々47.6%、20.0%、2,627%で大幅に増加した。

<表VI-2-22>海外特許文献の引用文献活用推移

(単位：件)

区分	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020
英語圏	33,146	31,767	35,709	43,165	42,361	42,346	45,354	48,913
日本語圏	88,264	88,580	104,425	120,185	111,935	104,711	106,382	105,026
中国語圏	197	436	1,213	2,666	3,446	3,560	4,343	5,372

²⁴ K-PION(Korean Patent Information Online Network)：韓国特許情報照会サービス
578/694

ハ．評価及び発展方向

韓国特許庁は英韓、韓英、その他言語(ドイツ語、フランス語、ロシア語)の人工知能基盤の機械翻訳サービスを全面的に導入し、審査・審判の品質を高めるために基盤構築に努めている。内部における研究と定期的な品質評価等を通じ、人工知能機械翻訳の独自技術力の確保に力を入れてきている。

また、2020年度には審査官の中国特許文献に対するアクセシビリティを強化するために 中韓の人工知能機械翻訳を導入し、2022年以降は日韓人工知能機械翻訳の導入も検討している。

4. 知的財産情報統合検索の支援

情報顧客支援局 情報システム課 電算事務官 キム・イルグオン

イ．推進背景及び概要

韓国特許庁は知的財産情報が国家経済の成長と技術革新のエンジンとして認識されることにより、国民が簡単にアクセスして活用できるよう、多様な分野の知的財産関連サイトを構築して提供している。ユーザーは、知的財産サイトにアクセスして良質の特化された情報を簡単に手に入れることができる。しかし、多数のサイトを個別的にアクセスして情報を得なければならない不便があつて、情報間相互連携性の確保及び融合情報への活用が困難であつた。

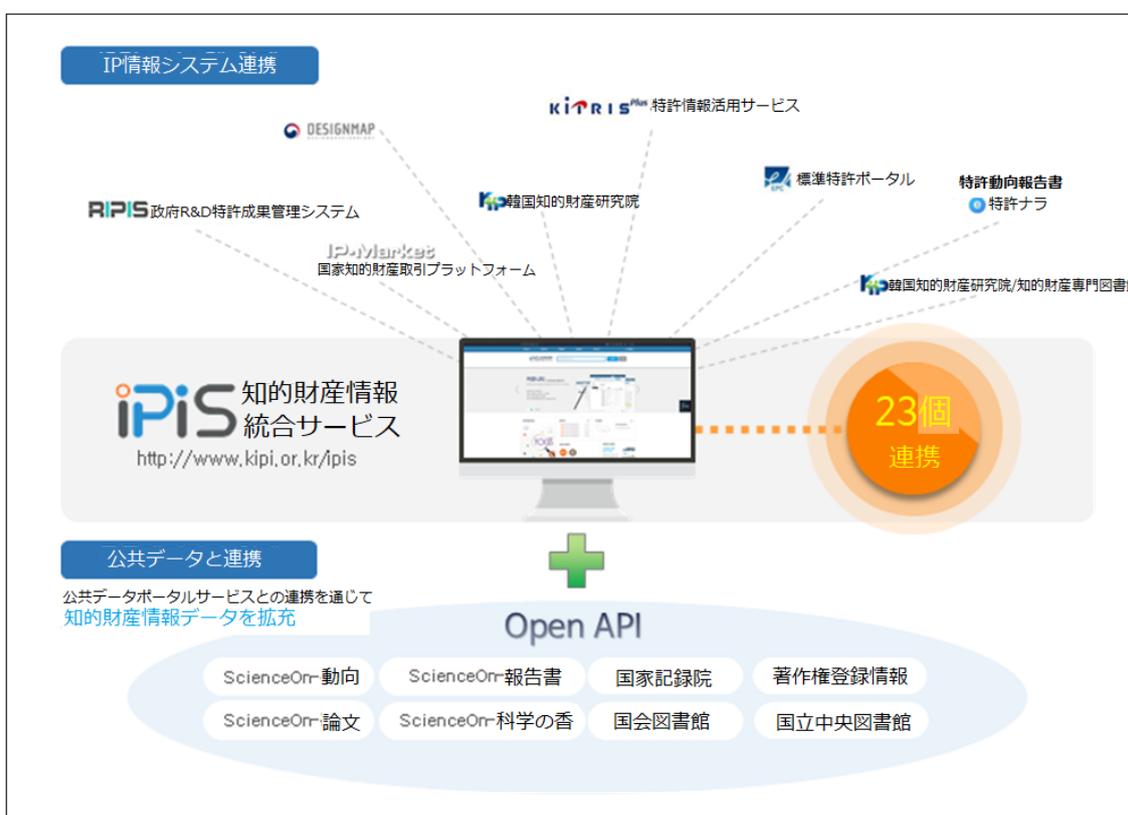
そこで、韓国特許庁は国民に役立つ有用な知的財産情報をより簡単に総合的にアクセスできるよう、知的財産分野のポータルサイトである知的財産情報統合サービス(IPIS、www.ipis.or.kr/ipis)を構築した。現在、ユーザーが求める知的財産情報とともに、利用度の高い非特許文献を持続的に発掘して追加連携し、検索機能を高度化してカスタマイズ型のサービスを提供している。

<表VI-2-23> 知的財産情報統合サービス (IPIS) の連携状況

(単位：千件)

年度	2013年	2014年	2015年	2016年	2017年	2018年	2019年	2020年
連携IP情報数(個)	24	25	25	25	25	24	24	23
連携データ件数(件)	143,984	156,959	168,032	175,739	186,329	200,159	215,324	240,878

<図VI-2-10> 知的財産情報統合サービス (IPIS) の連携拡大



ロ. 推進内容及び成果

1) 知的財産情報統合・連携サービスの拡大

多様な知的財産情報をワンストップで提供するため、従来(2013年)提供していたIP

情報サービス(特許分析報告書、知的財産政策情報、伝統的情報等)に、公共データポータルサイト(data.go.kr)を介し、活用度の高い非特許文献である著作権登録情報サービスを追加で連携し、計24個のIP情報の統合検索ができるようにサービスしている。

2) 検索品質向上のための改善

既存サービスからデータ連携方法と検索エンジンを再整備して検索結果の正確性と検索速度をより高め、連携されたデータの定期的な最適化を通じ、ユーザーが複雑で難しい情報を一度アクセスするだけで簡単にアクセスできるように改善した。

5. オープンプラットフォーム方法の公共データ開放の拡大

情報顧客支援局 情報管理課 行政事務官 イ・ヘミン

イ. 推進背景及び概要

国内外における公共データの開放政策によって、活用価値の高い知的財産データに対する民間からの開放要求が益々増加しており、産業的な波及効果の高い未来戦略産業として知的財産情報産業が注目されている。

しかし、国内の知的財産情報産業は成長初期段階に止まっており、企業における特許戦略の策定、特許紛争への対応等、活用価値の高い特許情報の民間への開放に対する需要は持続的に増加しているのに対し、これまでの特許情報の開放についての努力は、供給者中心の特許情報DB開放、断片的な民間活用支援等に留まっていたため、民間活用には限界があった。

そこで、韓国特許庁は第4次産業革命時代を迎え、雇用誘発効果が大きい知的財産サービス業を集中的に育成するため、付加価値の高い知的財産データを拡大して開放

し、開放ロードマップ(インフラの高度化及び意見収集のシステム)に従って、特許情報の商品開発から創業、マーケティング・広報まで雇用創出に向けて、段階別に民間活用支援政策を推進した。

ロ. 推進内容及び成果

1) 計画策定及び開放インフラの整備

韓国特許庁は民間からの需要に基づいた特許情報の開放と段階別の民間活用支援のための開放計画を策定(2020年3月)し、医薬品の国際一般名称、原産地名称、品種名称、特許分類コードの説明、特許中間書類綴、ハンヨンコーサス等の民間需要が多い行政・加工データを開放した。

また、産業財産権情報のアクセシビリティ・活用性の増大に向け、伝送スピードの速いRest方法のOpen APIを追加で開発(2020年末の累計363個)した。

2) 段階別の民間活用支援

知的財産情報の活用を通じた創業促進に向け、中小ベンチャー企業部(創業振興院)、発明振興会との協力の下で創業支援プログラムを拡大運営し、特許権利化の支援、創業教育、試作品の製作、市場の検証及び事業化に至るまでの全周期における創業支援が行われるように拡大した。

また、知的財産分野の創業促進及び成長支援のため、初期(予備)創業企業を対象に最大5年間、IPデータを無償で提供する「IPデータギフト制度」を構築(2017年5月施行)・運営(常時)し、創業・事業化の成長支援を強化した。

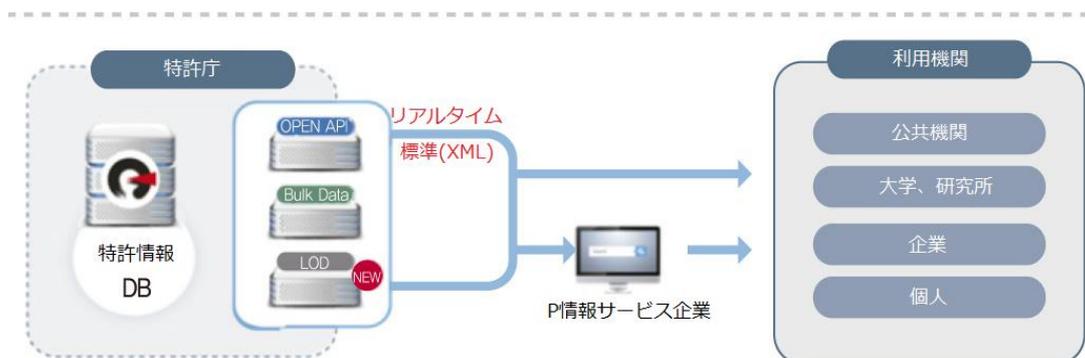
<図VI-2-11> KIPRIS^{Plus}(Plus.kipris.or.kr)の概要

▶(概念) 特許情報を国民に効率的に提供するため、Open API*、Bulk及びLOD**提供方法

を採択した特許情報提供サービス

* Open API (Application Programming Interface) : 不特定多数のユーザーが応用プログラムを簡単・便利に開発・活用できるように外部に開放されたAPI

** LOD (Linked Open Data) : ウェブ上のデータを意味的につなげて巨大なDBのように活用する技術



▶ (提供情報) 特許、実用新案、商標、デザイン、中間書類綴、審判情報、海外特許等を提供

* IP情報開放商品数(個) : (2018年)94→(2019年)98→(2020年)104

** Open API提供件数(オペレーション数) : (2018年)805→(2019年)816→(2020年)1,233

3) 意見反映システムの構築及び広報の強化

韓国特許庁は「IP情報サービス利用機関の統合懇談会」、「IP情報活用の諮問委員会」、「KIPRIS^{Plus}利用実態及び満足度の調査」等を通じてVOC及び政策諮問を求め、現場訪問を通じて民間活用時の問題点をモニタリングするために積極的に取り組んだ。

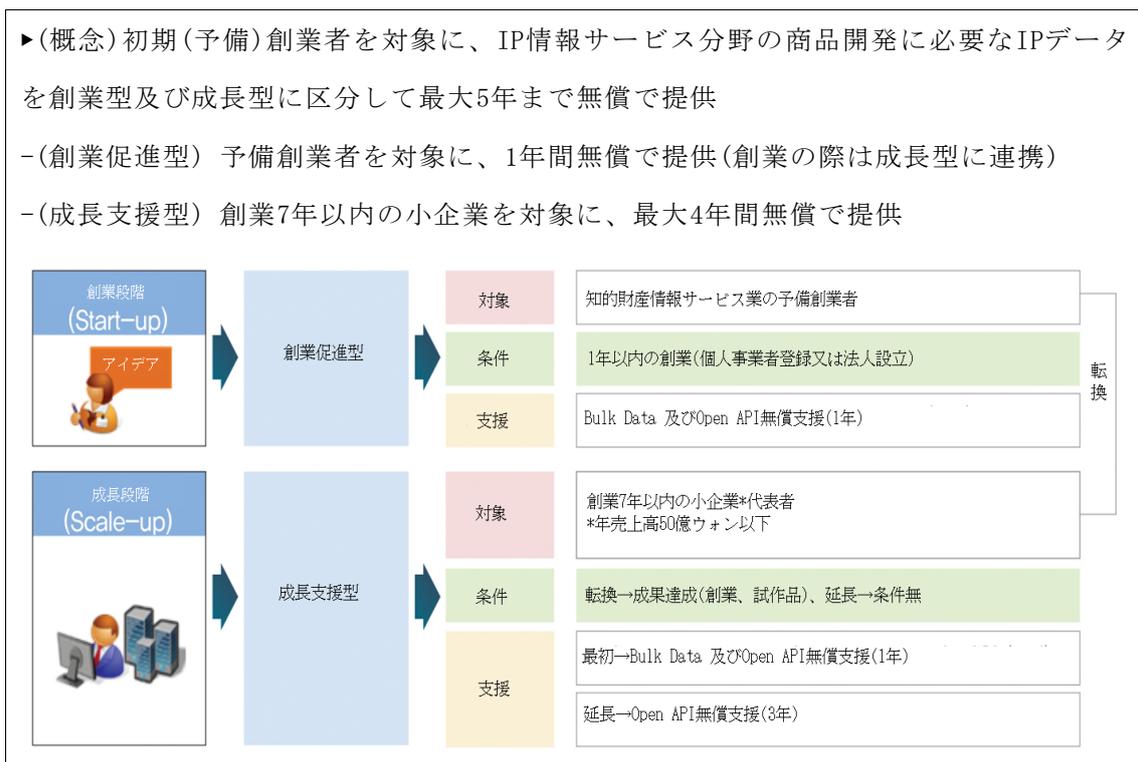
また、特許情報の開放・流通ポータル(KIPRIS^{Plus})内のオンラインIP Help-Deskを通じて透明かつ迅速にデータクレームに対応している。

ハ. 評価及び発展方向

このような知的財産情報の開放・活用支援に向けた努力を通じ、KIPRIS^{Plus}サービ

ス有料・無料利用機関数が、2019年の213機関から2020年の341機関に約60%増加し、Open API利用件数も2019年の1,040百万件から2020年の1,233百万件に着実に増加している。また、IP情報商品の活用件数は、2019年の1,402件から2020年の1,732件に23%増加した。

<図VI-2-12>知的財産(IP)データギフト制度



<表VI-2-24>機関協業の後続支援プログラム

協業機関	プログラム名	支援内容
中小ベンチャー企業部(創業振興院)	初期創業パッケージ	資金(最大1億ウォン)
	予備創業パッケージ	資金(最大1億ウォン)
技術保証基金	基本ベンチャーキャンプ	投資コンサルティング
科学技術情報通信部	K-Global創業支援	教育コンサルティング

特許庁 (発明振興会)	IP礎(デディムドル)	IP創出+製品化支援
	IPナレ(翼)	IP経営コンサルティング

＜表VI-2-25＞IP情報活用エコシステム造成のための官・民協力活動

イベント名(主管)	イベントの概要	支援内容
公共データ活用 コンペティション	行政部主管で公共データを活用した創意的なアイデアと公共データビジネスモデルの発掘及び創業支援のための優秀アイデアを公募(2020. 3. 16～2020. 4. 24)	IPデータを活用したアイデアコンペティションの大賞受賞作を本選に推薦
国際特許情報 コンファレンス (PATINEX)	IP情報活用の付加価値創出戦略の共有及びマーケティング機会提供のための国際特許情報博覧会をオンラインで開催(2020年11月)	スタートアップ企業 共同広報館の運営支援

また、開放ロードマップの策定を通じた体系的な知的財産データ開放の拡大によって、開放データの商品種類を2019年98種から2020年104種に拡大した。

2020年に知的財産情報を活用して新規サービスを開発しようとしている49の予備/初期創業者(企業)に対してIPデータを無償で支援し、新規創業4企業、投資誘致11件、産業財産権創出37件の成果を挙げた。それにより296名余りの雇用創出があった。

韓国特許庁では今後も政府の基調に符合する知的財産情報の開放・流通活性化に向けて多様な支援政策を推進する予定である。

第一に、需要者カスタマイズ型の知的財産情報商品を持続的に拡大して開放する予定である。国内特許情報サービス企業の技術開発を促進するため、特許分野の学習用データ(請求項分析データ等)を含む国内外の特許データを開放し、民間の新規IP商品の発掘を支援する計画である。

第二に、現在の国内における特・実公報等一部のデータのみ適用していたオンラインデータダウンロードサービスを全てのデータに拡大適用し、ユーザーがウェブ環境から希望するデータをより簡単に利用できるようにする計画である。

第三に、KIPRIS^{PLUS}を通じてサービスする知的財産情報に対するデータ整合性の検証等、IP情報開放データの品質改善、開放データに対する意見反映、Open API技術支援等、ユーザーに便利な機能の改善及び高品質の知的財産データの提供に向けて力を入れる計画である。

6. 知的財産統計サービスの提供

情報顧客支援局	情報顧客政策課	工業事務官	シン・ソンチャン
情報顧客支援局	情報顧客政策課	施設主事	ソン・レシン

イ. 推進背景及び概要

知的財産情報は国や企業の未来技術競争力を支える中核要素である。そこで、韓国特許庁は、知的財産及び科学技術分野の政策策定と特許技術動向の把握を支援するため、迅速かつ正確な統計の生産・分析・普及業務を行っている。

ロ. 主要推進成果

韓国特許庁は国内外の知的財産データを基に統計刊行物を周期的に発刊・普及している。「知的財産統計年報(国家統計第138001号)」は1976年8月に初めて作成され、毎年1回発刊し、現在まで知的財産統計に関する中心的な役割を果たしている。2018年の年報は、国家間の比較が可能な統計指標等の44指標を追加し、23の主要統計指標に対するインフォグラフィックを適用して視認性を高めた。2020年には「特許で見る統計動向」を新設して国内及び海外の権利別、技術分野別の細部統計分析情報を提供した。

また、統計利用者が最近の知的財産統計動向を簡単にアクセスして理解できるよう、デザインを強化した「知的財産統計FOCUS」を2013年から年2回発刊している。

一方、韓国特許庁は知的財産統計の普及システムを強化するための活動として、多様な加工が可能な基礎統計データのオンラインサービスを運営・管理している。また、知的財産と産業・経済情報の連携点を見つけるための努力として、2012年から製造業を中心に韓国標準産業分類(KSIC)と国際特許分類(IPC)の連携表を構築し、知的財産と産業・経済を連携した研究の活性化に寄与した。

韓国の知的財産統計の品質を高めるために国際協力業務も実施している。韓国、米国、中国、日本、欧州等の特許先進5カ国(IP5)とWIPOは、各々庁の特許出願、登録、審査関連の統計と行政情報等を含む「IP5統計報告書」を毎年共同で発刊しており、このために、IP5では統計実務グループを構成・運営している。2012年に韓国における第1次実務会議をスタートに、中国、日本、米国、欧州の順で開催し、特許統計の発展策について議論を行っている。特に、2020年の第9回統計実務グループ会議では、統計報告書にIP5の交差出願についての統計を追加し、統計メタデータを活用した交換統計の標準化議論に合意する等の注目すべき成果を収めた。

ハ. 今後の発展策

韓国特許庁は一貫性のある統計のための統計算出及び生産システムを構築し、国内外の出願人類型別統計算出の基盤を構築するための研究を続ける等、知的財産統計サービスの先進化に向けて多様な政策に取り組む予定である。

第7編 産業財産権の出願・登録及び審査・審判の統計状況

第1章 国内出願分野の状況

第1節 産業財産権における出願全般

1. 産業財産権における出願動向

情報顧客支援局 出願課 工業事務官 イ・ジェフン

2020年の産業財産権における全体出願件数は557,256件(PCT、マドリッド、ハーグ等国際出願を含む。)であり、2019年の510,968件に比べ9.1%(46,288件)の増加であった。

各権利別の出願動向を見ると、実用新案登録出願は4,981件で前年度に比べ△8.6%の減少となったのに対し、特許登録出願は226,759件、デザイン登録出願は67,583件で前年度に比べ各々3.6%、3.9%の増加であり、商標登録出願は257,933件で前年度に比べ16.4%の増加であった。

<表Ⅶ-1-1>直近5年間の権利別出願状況

(単位：件、%)

区分	2016年	2017年	2018年	2019年	2020年
特許	208,830	204,775	209,992	218,975	226,759
増減率	(△2.3)	(△1.9)	(2.5)	(4.3)	(3.6)
実用新案	7,767	6,809	6,232	5,447	4,981
増減率	(△10.8)	(△12.3)	(△8.5)	(△12.6)	(△8.6)
デザイン	65,659	63,453	63,680	65,039	67,583
増減率	(△3.4)	(△3.4)	(0.4)	(2.1)	(3.9)
商標	181,606	182,918	200,341	221,507	257,933

	増減率	(△2.1)	(0.7)	(9.5)	(10.6)	(16.4)
合計		463,862	457,955	480,245	510,968	557,256
	増減率	(△2.5)	(△1.3)	(4.9)	(6.4)	(9.1)

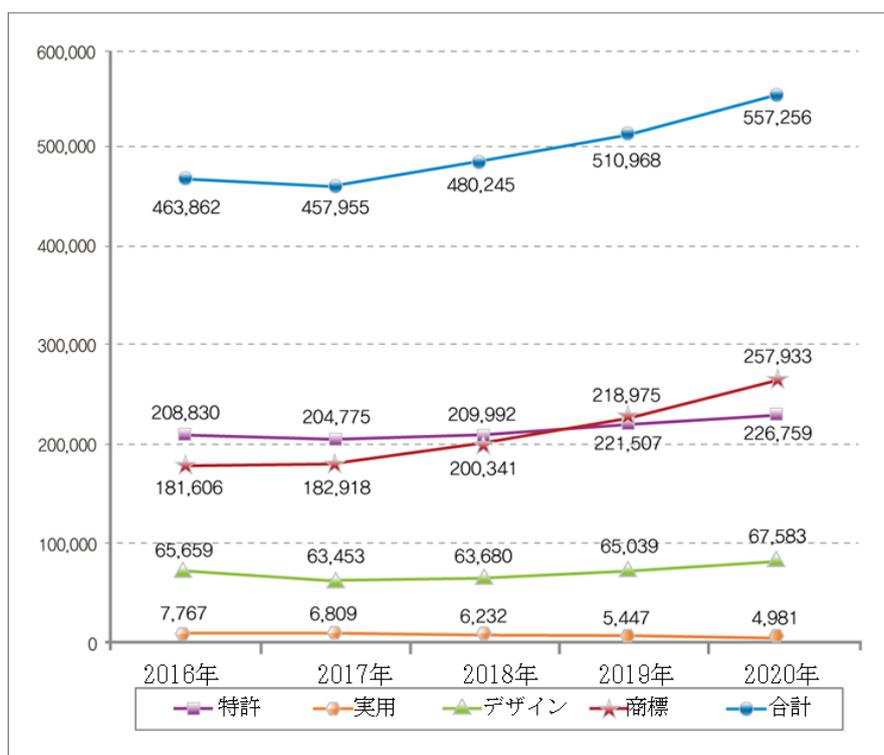
* 出願書受付基準

* PCT、マドリッド、ハーグ等国際出願(指定官庁・指定国基準)を含む。

産業財産権における年度別出願動向は、2017年の45万8千件から2018年は48万件、2019年は51万1千件、2020年は55万7千件で着実に増加した。

特に、2020年の55万7千件は歴代最多であり、増加率9.1%も2006年以降最高の件数である。これは、新型コロナウイルスの厳しい状況の中で、医療と衛生分野関連の出願が増加し、それと同時に非対面時代を迎え、放送通信設備、包装用品の出願等の増加により、出願件数が大幅に増加したものと判断される。

<図Ⅶ-1-1>直近5年間の権利別出願推移



2. 外国人による出願状況

情報顧客支援局 出願課 工業事務官 イ・ジェフン

2020年の外国人による全体出願件数は63,922件であり、産業財産権の全体出願件数542,029件に対し11.8%を占め、前年度に比べ4.4%の減少であった。

権利別に前年比の増減率を見ると、特許登録出願は2.3%、実用新案登録出願は18.4%、デザイン登録出願は13.7%、商標登録出願は8.0%の減少であり、全ての権利における外国人出願は減少となった。

<表Ⅶ-1-2>内国人・外国人別の出願状況

(単位：件、%)

区分		2019年		2020年		前年比 増加率
		件数	比率	件数	比率	
特許	内国人	171,609	78.4	180,485	79.6	5.2
	外国人	47,366	21.6	46,274	20.4	△2.3
	計	218,975	100.0	226,759	100.0	3.6
実用新案	内国人	4,975	91.3	4,596	92.3	△7.6
	外国人	472	8.7	385	7.7	△18.4
	計	5,447	100.0	4,981	100.0	△8.6
デザイン	内国人	59,875	93.4	62,698	94.5	4.7
	外国人	4,236	6.6	3,656	5.5	△13.7
	計	64,111	100.0	66,354	100.0	3.5
商標	内国人	190,208	92.8	230,328	94.4	21.1
	外国人	14,789	7.2	13,607	5.6	△8.0
	計	204,997	100.0	243,935	100.0	19.0

合計	内国人	426,667	85.5	478,107	88.2	12.1
	外国人	66,863	13.5	63,922	11.8	△4.4
	計	493,530	100.0	542,029	100.0	9.8

*国内出願対象(ハーグ、マドリッドは含まない)

3. 法人及び個人による出願状況

情報顧客支援局 出願課 工業事務官 イ・ジェフン

2020年の法人による出願件数は343,114件、個人による出願は198,915件で前年度に比べそれぞれ8.7%、11.9%の増加であった。

2020年の個人による出願の割合は36.7%で、2019年の36.0%に比べ0.7%p増加したが、その原因は、商標登録出願における個人による出願の割合が相対的に大きく増加したためと見られる。

<表Ⅶ-1-3>法人、個人別の出願状況

(単位：件、%)

区分	法人			個人			全体		
	2019年	2020年	増減率	2019年	2020年	増減率	2019年	2020年	増減率
特許	174,240 (79.6)	181,873 (80.2)	4.4	44,735 (20.4)	44,886 (19.8)	0.3	218,975	226,759	3.6
実用 新案	1,856 (34.1)	1,666 (33.4)	△10.2	3,591 (65.9)	3,315 (66.6)	△7.7	5,447	4,981	△8.6
デザ イン	34,443 (53.7)	35,361 (53.3)	2.7	29,668 (46.3)	30,993 (46.7)	4.5	64,111	66,354	3.5
商標	105,182 (51.3)	124,214 (50.9)	18.1	99,815 (48.7)	119,721 (49.1)	19.9	204,997	243,935	19.0

計	315,721 (64.0)	343,114 (63.3)	8.7	177,809 (36.0)	198,915 (36.7)	11.9	493,530	542,029	9.8
---	-------------------	-------------------	-----	-------------------	-------------------	------	---------	---------	-----

* ()は法人・個人別の構成比である。

4. 女性及び学生による出願状況

情報顧客支援局 出願課 工業事務官 イ・ジェフン

2020年の女性による出願は55,795件で前年度に比べ17.8%の増加であり、学生による出願は2,712件で前年度に比べ4.9%の減少であった。

韓国特許庁は女性出願の拡大に向けて、女性だけを対象とする知的財産権教育を全国において実施し、女性の発明アイデアが死蔵されず産業に積極的に活用できるよう、世界女性発明大会、生活発明코리아、試作品の製作支援、女性発明品博覧会等の多様な支援政策を継続して取り組んでいる。

また、学生の発明活動を支援するために、大韓民国学生創意力チャンピオン大会、大韓民国学生発明展示会、青少年発明家プログラム等の様々な支援政策に取り組んでいるが、2014年に学生減免対象が調整された後、学生の出願件数は毎年減少している。

<表Ⅶ-1-4>女性及び学生による出願状況

(単位：件、%)

区分	2016年	2017年	2018年	2019年	2020年
女性	35,959 (△3.0)	36,734 (2.2)	40,857 (11.2)	47,346 (15.9)	55,795 (17.8)
学生	3,655 (△6.0)	3,524 (△3.6)	3,281 (△6.9)	2,852 (△13.1)	2,712 (△4.9)

* ()は前年比の増減率である。

5. 代理人有無別の出願状況

情報顧客支援局 出願課 工業事務官 イ・ジェフン

2020年の代理人による全体出願件数は454,027件であり、産業財産権の全体出願件数の542,029件に比べ83.8%を占め、出願人による直接出願の全体件数は88,002件であり、全体出願件数の16.2%を占めた。また、直近5年間の代理人による出願は実質的に同一に維持されており、2019年と2020年の代理人による出願は83.8%で同一な割合を示した。

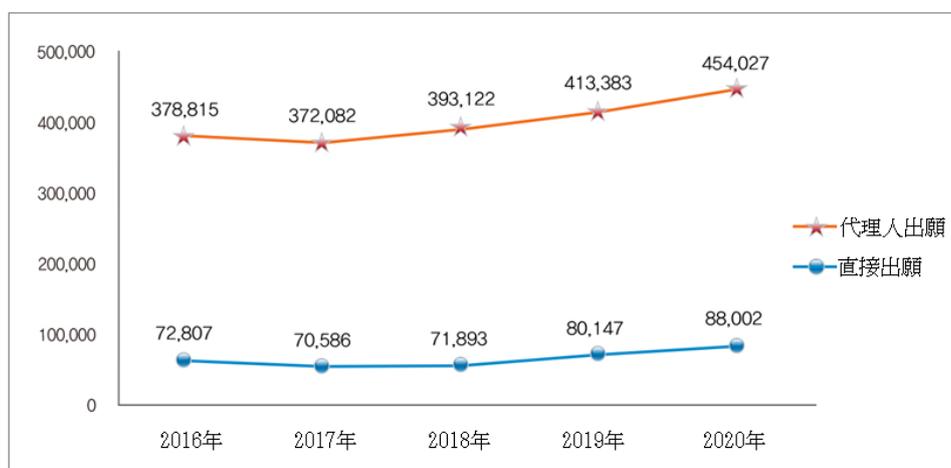
<表Ⅶ-1-5>代理人有無別の出願件数

(単位：件、%)

区分	2016年	2017年	2018年	2019年	2020年
代理人出願	378,815 (83.9)	372,082 (84.1)	393,122 (84.5)	413,383 (83.8)	454,027 (83.8)
直接出願	72,807 (16.1)	70,596 (15.9)	71,893 (15.5)	80,147 (16.2)	88,002 (16.2)
計	451,622 (100)	442,668 (100)	465,015 (100)	493,530 (100)	542,029 (100)

* ()は代理人有無別の構成比である。

<図Ⅶ-1-2>代理人有無別の出願推移



6. 主要国(米、日、中、ヨーロッパ)による特許出願状況

産業財産保護協力局 国際協力課 工業主査 ペ・ミンジュ

産業財産権主要4ヵ国(米・日・中・欧州)における直近5年間の特許出願動向を見ると、2019年に最も多い特許出願件数を記録した国は中国であり、直近5年間(2015年～2019年)の全体出願件数は6,764,574件であった。その次に多い国が米国、日本、欧州(EPO)の順であった。

特に、中国は2015年に初めて年間出願件数が100万件を超え、その後も持続的に増加して多くの出願件数を維持している。2018年対比2019年の特許出願は小幅減少したが、依然として9年連続で特許出願件数を基準に世界1位を占めた。米国と欧州(EPO)は2018年対比2019年の特許出願が小幅増加し、日本は2014年以降から特許出願が持続的に減少傾向を見せている。

＜表Ⅶ－1－6＞主要国による直近5年間の特許出願状況

(単位：件、%)

区分	2015年	2016年	2017年	2018年	2019年
中国	1,101,864 (18.7)	1,338,503 (21.5)	1,381,594 (3.2)	1,542,002 (11.6)	1,400,611 (△9.2)
米国	589,410 (1.8)	605,571 (2.7)	606,956 (0.2)	597,141 (△1.6)	621,453 (4.1)
日本	318,721 (△2.2)	318,381 (△0.1)	318,479 (0.0)	318,479 (△1.5)	307,969 (△1.8)
欧州 (EPO)	160,028 (4.8)	159,358 (△0.4)	166,585 (4.5)	174,397 (4.7)	181,479 (4.1)

*WIPOウェブサイト参考

*()は前年比の増減率

7. 韓国における主要国(米国、日本、中国、ヨーロッパ)への特許出願状況

産業財産保護協力局 国際協力課 工業主査 ベ・ミンジュ

<表Ⅶ-1-7>直近5年間の韓国における主要国への特許出願状況

(単位：件、%)

区分		2015年	2016年	2017年	2018年	2019年	平均 増加率 ²⁵
中国	韓国人 出願	12,907 (12.0)	13,764 (6.6)	13,180 (△4.2)	13,875 (5.3)	16,019 (15.5)	7.0
	中国 全体出願	1,101,864 (18.7)	1,338,503 (21.5)	1,381,594 (3.2)	1,542,002 (11.6)	1,400,611 (△9.2)	8.2
米国	韓国人 出願	38,205 (4.0)	37,341 (△2.3)	35,565 (△4.8)	33,961 (△4.5)	36,424 (7.3)	△0.1
	米国全体 出願	589,410 (1.8)	605,571 (2.7)	606,956 (0.2)	597,141 (△1.6)	621,453 (4.1)	1.4
日本	韓国人 出願	5,222 (△8.1)	5,216 (△0.1)	4,735 (△9.2)	5,070 (7.1)	5,634 (11.1)	0.2
	日本全体 出願	318,721 (△2.2)	318,381 (△0.1)	318,481 (0.0)	313,567 (△1.5)	307,969 (△1.8)	△1.1
欧州 (EPO)	韓国人 出願	6,410 (4.0)	6,824 (6.5)	6,455 (△5.4)	7,280 (12.8)	8,332 (14.5)	6.5
	欧州(EP O)全体出 願	160,028 (4.8)	159,358 (△0.4)	166,585 (4.5)	174,397 (4.7)	181,479 (4.1)	3.5

*WIPO IP Statistics Data Center 参考

*()は前年比の増減率

²⁵ 2013～2017年の5年間の増減率平均

第2節 権利別・産業部門別の出願

1. 特許・実用新案登録出願の状況

情報顧客支援局 出願課 工業事務官 イ・ジェフン

特許出願における産業部門別の構成割合を見ると、内国人は、コンピュータプログラミング、情報サービス業(10.2%)、医療用機器(眼鏡、レンズを含む)製造業(6.6%)分野の順で出願の割合が高く、外国人の場合は、医療用物質及び医薬品製造業(11.4%)、半導体製造業(9.0%)、通信及び放送設備製造業(7.7%)分野の順で出願の割合が高かった。

また、実用新案登録出願における産業部門別の構成割合を見ると、内国人は、その他製品製造業(8.7%)、医療用機器(眼鏡、レンズを含む)製造業(8.6%)分野の順で出願の割合が高く、外国人の場合は、医療用機器(眼鏡、レンズを含む)製造業(16.6%)、家庭用機器製造業(13.0%)、事務用以外の一般機械製造業(13.0%)分野の順で出願の割合が高かった。

＜表Ⅶ-1-8＞産業部門別の特許、実用新案登録出願状況

(単位：件、%)

区分(特許)	内国人		外国人		計	
	件数	構成比	件数	構成比	件数	構成比
農林漁業	3,067	1.7	253	0.5	3,320	1.5
鉱業	243	0.1	46	0.1	289	0.1
食料品製造業	4,037	2.2	223	0.5	4,260	1.9
飲料製造業	155	0.1	8	0.0	163	0.1
タバコ製造業	476	0.3	464	1.0	940	0.4
繊維製品製造業	451	0.2	130	0.3	581	0.3

597/694

衣服、アクセサリー及び毛皮製品製造業	1,320	0.7	68	0.1	1,388	0.6
皮、ガバン及び履物製造業	789	0.4	113	0.2	902	0.4
木材及び木の製品製造業：家具除外	735	0.4	31	0.1	766	0.3
パルプ、紙及び紙製品製造業	154	0.1	47	0.1	201	0.1
印刷及び記録媒体複製業	227	0.1	44	0.1	271	0.1
コークス、練炭及び石油精製品製造業	220	0.1	98	0.2	318	0.1
基礎化学物質製造業	1,400	0.8	989	2.1	2,389	1.1
肥料及び窒素化学物製造業	146	0.1	8	0.0	154	0.1
合成ゴム及びプラスチック物質製造業	2,756	1.5	2,219	4.8	4,975	2.2
殺虫剤及びその他農薬製造業	348	0.2	131	0.3	479	0.2
インク、ペイント、コーティング及び類似製品製造業	753	0.4	312	0.7	1,065	0.5
洗剤、化粧品及び光沢剤製造業	2,046	1.1	457	1.0	2,503	1.1
その他化学製品製造業	2,007	1.1	1,119	2.4	3,126	1.4
化学繊維製造業	221	0.1	75	0.2	296	0.1
医療用物質及び医薬品製造業	7,647	4.2	5,258	11.4	12,905	5.7
ゴム製品及びプラスチック	4,546	2.5	871	1.9	5,417	2.4
非金属鉱物製品製造業	4,998	2.8	1,279	2.8	6,277	2.8
1次鉄鋼製造業	1,013	0.6	515	1.1	1,528	0.7
1次非鉄金属製造業	29	0.0	18	0.0	47	0.0
金属鑄造業	185	0.1	50	0.1	235	0.1
救助用金属製品、タンク、蒸気発生器製造業	677	0.4	110	0.2	787	0.3
武器及び銃砲弾製造業	228	0.1	48	0.1	276	0.1
その他金属加工製品製造業	2,049	1.1	690	1.5	2,739	1.2

半導体製造業	8,220	4.6	4,169	9.0	12,389	5.5
電子部品製造業	3,130	1.7	1,425	3.1	4,555	2.0
コンピュータ及び周辺装置製造業	3,170	1.8	850	1.8	4,020	1.8
通信及び放送装置製造業	8,754	4.9	3,542	7.7	12,296	5.4
映像及び音響機器製造業	4,133	2.3	1,345	2.9	5,478	2.4
マグネチック及び光学媒体製造業	56	0.0	8	0.0	64	0.0
医療用機器(眼鏡、レンズ含む)製造業	11,864	6.6	2,383	5.1	14,247	6.3
測定、試験、航海、制御及びその他精密製造業	8,482	4.7	2,041	4.4	10,523	4.6
写真装置及びその他光学機器製造業	1,874	1.0	1,604	3.5	3,478	1.5
時計及び時計部品製造業	65	0.0	72	0.2	137	0.1
電動機、発電機及び電気変換、供給、制御装置製造業	2,707	1.5	473	1.0	3,180	1.4
一次電池及び蓄電池製造業	4,202	2.3	1,008	2.2	5,210	2.3
絶縁線及びケーブル製造業	2,435	1.3	450	1.0	2,885	1.3
電球及び照明装置製造業	1,283	0.7	155	0.3	1,438	0.6
家庭用機器製造業	4,668	2.6	444	1.0	5,112	2.3
その他電気装置製造業	2,333	1.3	219	0.5	2,552	1.1
事務用機械及び装置製造業	682	0.4	153	0.3	835	0.4
事務用以外の一般機械製造業	11,658	6.5	2,430	5.3	14,088	6.2
特殊機械製造業	8,107	4.5	2,431	5.3	10,538	4.6
自動車製造業	6,312	3.5	1,021	2.2	7,333	3.2
船舶製造業	1,879	1.0	122	0.3	2,001	0.9
鉄道装置製造業	347	0.2	37	0.1	384	0.2
航空機製造業	682	0.4	104	0.2	786	0.3

戦闘用車両製造業	5	0.0		-	5	0.0
モーターサイクル製造業	155	0.1	6	0.0	161	0.1
その他分類されない運送装備製造業	356	0.2	34	0.1	390	0.2
家具製造業	1,483	0.8	72	0.2	1,555	0.7
その他製品製造業	4,273	2.4	462	1.0	4,735	2.1
電気、ガス、重機、水道	980	0.5	86	0.2	1,066	0.5
下水、廃棄物処理、原料再生、環境復元	1,544	0.9	128	0.3	1,672	0.7
建設業、建築技術サービス	5,603	3.1	157	0.3	5,760	2.5
コンピュータプログラミング、情報サービス業	18,452	10.2	1,875	4.1	20,327	9.0
その他	7667	4.2	1295	2.8	8962	4.0
合計	180,484	100.0	46,275	100.0	226,759	100.0

*特許出願の取下げ・放棄、IPC未分類の件数を含む。

区分(実用新案)	内国人		外国人		計	
	件数	構成比	件数	構成比	件数	構成比
農林漁業	258	5.6	3	0.8	261	5.2
食料品製造業	18	0.4	2	0.5	20	0.4
食料製造業	-	-	1	0.3	1	0.0
タバコ製造業	8	0.2	2	0.5	10	0.2
繊維製品製造業	3	0.1	2	0.5	5	0.1
衣服、アクセサリー及び毛皮製品製造業	251	5.5	8	2.1	259	5.2
皮、ガバン及び履物製造業	127	2.8	7	1.8	134	2.7
木材及び木の製品製造業： 家具除外	44	1.0	-	-	44	0.9

パルプ、紙及び紙製品製造業	16	0.3	-	-	16	0.3
印刷及び記録媒体複製業	37	0.8	1	0.3	38	0.8
基礎化学物質製造業	2	0.0	1	0.3	3	0.1
合成ゴム及びプラスチック物質製造業	1	0.0	-	-	1	0.0
殺虫剤及びその他農薬製造業	2	0.0	-	-	2	0.0
インク、ペイント、コーティング及び類似製品製造業	1	0.0	-	-	1	0.0
洗剤、化粧品及び光沢剤製造業	5	0.1	2	0.5	7	0.1
その他化学製品製造業	6	0.1	2	0.5	8	0.2
医療用物質及び医薬品製造業	3	0.1	1	0.3	4	0.1
ゴム製品及びプラスチック	273	5.9	24	6.2	297	6.0
非金属鉱物製品製造業	125	2.7	6	1.6	131	2.6
1次鉄鋼製造業	12	0.3	-	-	12	0.2
金属鑄造業	1	0.0	-	-	1	0.0
救助用金属製品、タンク、蒸気発生器製造業	19	0.4	2	0.5	21	0.4
武器及び銃砲弾製造業	14	0.3	-	-	14	0.3
その他金属加工製品製造業	113	2.5	5	1.3	118	2.4
半導体製造業	3	0.1	11	2.8	14	0.3
電子部品製造業	24	0.5	7	1.8	31	0.6
コンピュータ及び周辺装置	46	1.0	11	2.8	57	1.1

製造業						
通信及び放送装備製造業	43	0.9	10	2.6	53	1.1
映像及び音響機器製造業	30	0.7	4	1.0	34	0.7
マグネチック及び光学媒体製造業	2	0.0	1	0.3	3	0.1
医療用機器(眼鏡、レンズ含む)製造業	394	8.6	64	16.6	458	9.2
測定、試験、航海、制御及びその他精密製造業	83	1.8	7	1.8	90	1.8
写真装備及びその他光学機器製造業	26	0.6	5	1.3	31	0.6
時計及び時計部品製造業	2	0.0	-	-	2	0.0
電動機、発電機及び電気変換、供給、制御装置製造業	32	0.7	5	1.3	37	0.7
一次電池及び蓄電池製造業	7	0.2	7	1.8	14	0.3
絶縁線及びケーブル製造業	88	1.9	24	6.2	112	2.2
電球及び照明装置製造業	79	1.7	2	0.5	81	1.6
家庭用機器製造業	369	8.0	50	13.0	419	8.4
その他電気装備製造業	24	0.5	-	-	24	0.5
事務用機械及び装備製造業	11	0.2	1	0.3	12	0.2
事務用以外の一般機械製造業	297	6.5	36	9.3	333	6.7
特殊機械製造業	203	4.4	15	3.9	218	4.4
自動車製造業	156	3.4	7	1.8	163	3.3
船舶製造業	42	0.9	1	0.3	43	0.9
鉄道装備製造業	5	0.1	-	-	5	0.1

航空機製造業	15	0.3	-	-	15	0.3
モーターサイクル製造業	12	0.3	-	-	12	0.2
その他分類されない運送装 備製造業	38	0.8	1	0.3	39	0.8
家具製造業	194	4.2	16	4.1	210	4.2
その他製品製造業	401	8.7	16	4.1	417	8.4
電気、ガス、重機、水道	11	0.2	1	0.3	12	0.2
下水、廃棄物処理、原料再 生、環境復元	31	0.7	2	0.5	33	0.7
建設業、建築技術サービス	226	4.9	2	0.5	228	4.6
コンピュータプログラミング、 情報サービス業	36	0.8	-	-	36	0.7
その他	326	7.1	11	2.8	337	6.8
合計	4,595	100.0	386	100.0	4,981	100.0

* 実用新案出願の取下げ・放棄、IPC未分類の件数を含む。

2. 商標登録出願の状況

情報顧客支援局 出願課 工業事務官 イ・ジェフン

NICE分類による2020年の商標登録の出願状況を見ると、内国人による出願は、サービス業が43.2%で最も高い出願の割合を記録し、機械、電気機械、輸送機械機具が13.6%、化学品、薬剤、化粧品と菓子、食品、飲料がそれぞれ12.9%、11.2%で出願の割合が比較的高かった。

外国人による出願の場合もサービス業が25.8%で最も高く、その次に機械・電気機械・輸送機械機具が22.2%、化学品・薬剤・化粧品が17.1%の順で出願の割合が比較

的に高かった。

＜表Ⅶ－1－9＞NICE分類別の商標登録出願状況

(単位：件、%)

区分	内国人		外国人		計	
	件数	構成比	件数	構成比	件数	構成比
化学品、薬剤、化粧品	34,649	12.9	3,567	17.1	38,216	13.2
一般金属材、建築材料、手動利器類、非 金属製建築材料	2,905	1.1	382	1.8	3,287	1.1
機械、電気機械、輸送機械器具	36,656	13.6	4,629	22.2	41,285	14.2
繊維、繊維製品、衣類	16,750	6.2	1,623	7.8	18,373	6.3
家具、敷物類、台所用品	10,764	4.0	943	4.5	11,707	4.0
貴金属、時計、皮革、カバン類	7,886	2.9	896	4.3	8,782	3.0
楽器、玩具、運動器具、タバコ	5,748	2.1	1,003	4.8	6,751	2.3
紙、文房具、印刷物	5,983	2.2	438	2.1	6,421	2.2
菓子、食品、飲み物	30,114	11.2	1,876	9.0	31,990	11.0
ゴム、プラスチック材料	721	0.3	125	0.6	846	0.3
サービス業	116,457	43.2	5,392	25.8	121,849	42.0
その他	699	0.3	1	0.0	700	0.2
計	269,332	100.0	20,875	100.0	290,207	100.0

*国内出願対象(マドリードは含まない)、多類基準(出願1件当たり複数の類で集計)

3. デザイン登録出願の状況

情報顧客支援局 出願課 工業事務官 イ・ジェフン

2020年のデザイン登録の出願状況を見ると、内国人による出願は、事務用品及び販売用品が14.3%、生活用品が13.5%、衣服及び身の回り品が12.9%で出願の割合が比

較的に高く、外国人による出願は、電気・電子・通信機械器具分野が25.7%で最も高い割合を見せた。また、内国人・外国人を含む全体の事務用品及び販売用品が13.9%、生活用品が13.4%、衣服及び身の回り品が13.0%の順で出願の割合が高かった。

＜表Ⅶ-1-10＞デザイン部門別のデザイン登録出願状況

(単位：件、%)

区分	内国人		外国人		計	
	件数	構成比	件数	件数	構成比	件数
加工食品及び嗜好品	223	0.4	21	0.6	244	0.4
衣服及び身の回り品	8,088	12.9	530	14.5	8,618	13.0
生活用品	8,452	13.5	453	12.4	8,905	13.4
住宅設備用品	6,863	10.9	260	7.1	7,123	10.7
趣味・娯楽用品及び 運動競技用品	2,752	4.4	213	5.8	2,965	4.5
事務用品及び販売用品	8,967	14.3	275	7.5	9,242	13.9
運輸及び運搬機械	1,823	2.9	160	4.4	1,983	3.0
電気・電子機械器具及び 通信機械器具	6,063	9.7	939	25.7	7,002	10.6
一般機械器具	3,357	5.4	398	10.9	3,755	5.7
産業用機械器具	3,691	5.9	262	7.2	3,953	6.0
土木、建築用品	5,685	9.1	35	1.0	5,720	8.6
その他基礎製品	4,497	7.2	54	1.5	4,551	6.9
その他物品	160	0.3	4	0.1	164	0.2
その他	2,077	3.3	52	1.4	2,129	3.2
計	62,698	100.0	3,656	100.0	66,354	100.0

*国内出願対象(ハーグ、マドリッドは含まれてない)、単類基準

第3節 公共機関及び大学における特許出願

1. 公共機関における特許出願状況

情報顧客支援局 出願課 工業事務官 イ・ジェフン

公共機関における特許出願は、2020年は11,615件で前年度に比べ3.8%の増加であった。2016年から2020年までに、公共機関の中で特許最多出願1位の機関は10,064件を出願した韓国電子通信研究院で公共機関における全体出願件数の17.9%を占め、その次の機関が韓国科学技術研究院、韓国生産技術研究院、韓国電力公社、国防科学研究所の順であった。

<表VII-1-11> 公共機関における特許出願状況

(単位：件、%)

年度	2016年	2017年	2018年	2019年	2020年
公共機関の特許出願	11,212	11,017	10,988	11,186	11,615
前年比の増減率	4.6	△1.7	△0.3	1.8	3.8

* 出願番号基準

<表VII-1-12> 公共機関における特許多出願順位

(単位：件、%)

順位	機関名	2016～2020年の出願件数	特許占有率
1	韓国電子通信研究院	10,064	17.9
2	韓国科学技術研究院	3,041	5.4
3	韓国生産技術研究院	2,912	5.2
4	韓国電力公社	2,857	5.1
5	国防科学研究所	2,719	4.8

その他	その他	34,475	61.5
合計	-	56,068	100.0

* 共同出願は各々の出願人ごとに1件として処理

* 公共機関：公共機関、研究機関、公的企業等を含む。

2. 大学における特許出願状況

情報顧客支援局 出願課 工業事務官 イ・ジェフン

大学における2020年の特許出願件数は20,724件であり、前年に比べ4.3%の増加であった。2016年から2020年までの大学における多出願1位の大学は5,509件を出願した韓国科学技術院であり、大学の全体出願に対し5.5%を占め、ソウル大学、延世大学がそれぞれ2位と3位を占めている。

上位5位までの大学が占める割合は22.7%であり、知名度の高い一部の理工系大学の特許出願の割合が比較的に高かった。

<表Ⅶ-1-13> 大学における特許出願状況

(単位：件、%)

年度	2016年	2017年	2018年	2019年	2020年
大学の特許出願	20,330	19,528	19,726	19,866	20,724
前年比増加率	3.5	△3.9	1.0	0.8	4.3

* 出願番号基準

<表Ⅶ-1-14> 大学における特許多出願順位

(単位：件、%)

順位	機関名	2016年～2020年出願件数	占有率
1	韓国科学技術院	5,509	5.5

2	ソウル大学産学協力団	4,941	4.9
3	延世大学産学協力団	4,445	4.4
4	高麗大学産学協力団	4,393	4.4
5	漢陽大学産学協力団	3,394	3.4
その他	その他	77,318	77.3
合計	-	100,000	100.0

*共同出願は各々の出願ごとに1件として処理

*大学：大学、学校法人等を含む。

第4節 内国人・外国人による地域別・企業別の出願

1. 内国人による出願状況

情報顧客支援局 出願課 工業事務官 イ・ジェフン

イ. 地域別の出願状況

2020年の内国人による全体出願は478,222件であり、このうちのソウル、仁川、京畿等の首都圏が333,549件で全体出願の69.7%を占め、その他の地域は144,673件で30.3%を占めている。これは、大半の国内企業が首都圏に本社を置き、本社の住所地から出願をしているので、首都圏に出願件数が集中していると判断される。

＜表Ⅶ-1-15＞内国人による地域別の出願状況

(単位：件、%)

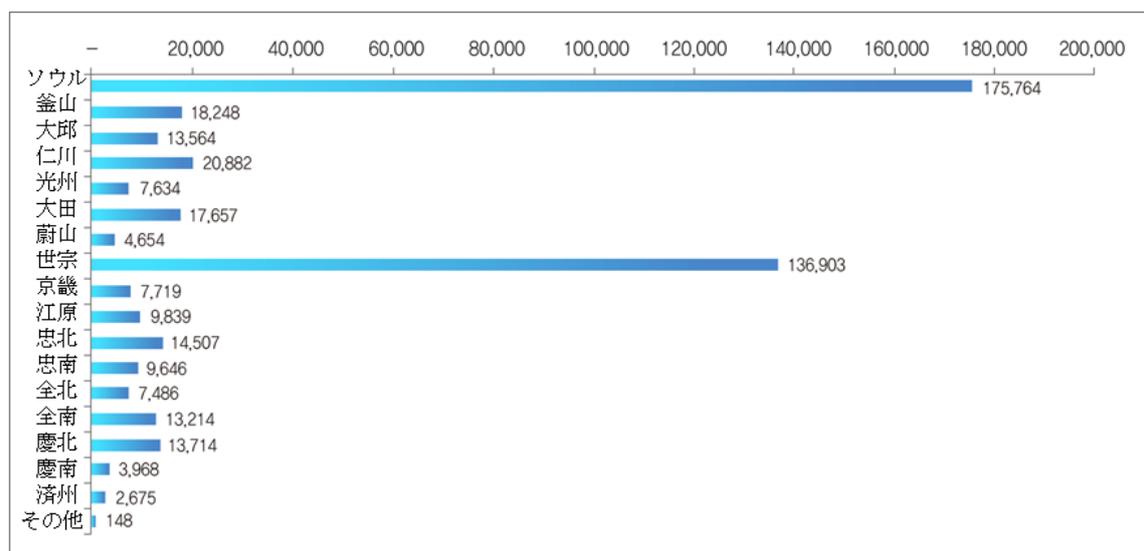
区分	特許		実用新案		デザイン		商標		合計		占有率	
	2019年	2020年	2019年	2020年	2019年	2020年	2019年	2020年	2019年	2020年	2019年	2020年
ソウル	52,570	53,208	1,137	1,066	18,752	19,251	87,631	102,239	160,090	175,764	37.5	36.8
釜山	6,054	6,679	222	299	2,729	3,109	6,985	8,161	15,990	18,248	3.7	3.8
大邱	4,774	4,773	188	146	3,447	2,978	4,806	5,667	13,215	13,564	3.1	2.8
仁川	6,427	6,780	341	223	3,390	3,911	7,243	9,968	17,401	20,882	4.1	4.4
光州	3,485	3,524	82	61	1,660	881	2,372	3,168	7,599	7,634	1.8	1.6
大田	10,612	10,858	179	287	1,244	1,395	4,246	5,117	16,281	17,657	3.8	3.7
蔚山	2,282	2,498	91	58	503	551	1,352	1,547	4,228	4,654	1.0	1.0
世宗	49,446	54,563	1,810	1,579	18,912	20,446	47,895	60,315	118,063	136,903	27.7	28.6
京畿	2,606	2,777	77	95	825	999	3,269	3,848	6,777	7,719	1.6	1.6

江原	3,675	4,047	100	134	1,084	1,243	3,118	4,415	7,977	9,839	1.9	2.1
忠北	6,891	7,173	157	141	1,673	2,135	4,399	5,058	13,120	14,507	3.1	3.0
忠南	4,338	4,548	84	88	1,000	878	3,058	4,132	8,480	9,646	2.0	2.0
全北	3,425	3,577	82	61	883	858	2,554	2,990	6,944	7,486	1.6	1.6
全南	6,624	6,722	123	140	1,396	1,423	4,070	4,929	12,213	13,214	2.9	2.8
慶北	6,680	6,827	240	154	1,775	1,820	4,024	4,913	12,719	13,714	3.0	2.9
慶南	891	986	35	18	370	447	2,146	2,517	3,442	3,968	0.8	0.8
済州	810	938	27	46	231	370	1,021	1,321	2,089	2,675	0.5	0.6
その他	19	7	-	-	1	100	19	41	39	148	0.0	0.0
計	171,609	180,485	4,975	4,596	59,875	62,795	190,208	230,346	426,667	478,222	100.0	100.0

*ハーグマドリードの場合はその他に分類

<図VII-1-3> 2020年の内国人による地域別の出願推移

(単位：件)



ロ. 国内における多出願企業別の出願状況

2020年の国内における多出願企業のうち、上位10位圏内企業の全体出願件数は32,166件であり、企業全体の出願件数に対し13.1%を占めている。特に、特許出願の場合は、10位圏の多出願企業の出願件数が国内における企業全体の出願件数107,151件のうちの26,039件で24.3%を占めている。

多出願企業を見ると、サムスン電子、LG電子、LG化学、現代自動車、サムスンディスプレイがそれぞれ1～5位を占めた。

<表Ⅶ-1-16>国内における10位圏内の多出願企業の出願状況

(単位：件、%)

順位	企業名	特許	実用	デザイン	商標	合計
1	サムスン電子	7,442	-	788	288	8,458
2	LG電子	5,345	-	1,129	259	6,733
3	LG化学	4,423	2	20	24	4,469
4	現代自動車	3,000	-	289	183	3,472
5	サムスンディスプレイ	2,957	-	35	18	3,010
6	㈱アモレファシフィック	170	-	54	1,043	1,267
7	LGディスプレイ	1,222	-	28	12	1,262
8	現代モータース(株)	1,159	-	45	26	1,230
9	LG生活健康	182	15	145	821	1,163
10	CJ	139	-	684	279	1,102
	小計 (企業全体出願中の占有率)	26,039 (24.3)	17 (1.5)	3,217 (10.6)	2,893 (2.7)	32,166 (13.1)
	全体企業の出願合計	107,151	1,143	30,461	107,751	246,506

* 共同出願は各々の出願ごとに1件として処理

2. 外国人による出願状況

情報顧客支援局 出願課 工業事務官 イ・ジェフン

イ. 出願人の国籍別出願状況

2020年の多出願国を見ると、2019年に続き米国と日本がそれぞれ1位と2位を占め、外国人(法人含む)による全体出願の49.6%を占め、依然として強みを見せた。主な上位多出願国の順位は、2019年と同様の順位を維持している。

権利別では、デザインは米国、特許は日本、実用新案と商標は中国が優位を見せている。

<表Ⅶ-1-17>外国(法)人による国籍別出願状況

(単位：件、%)

順位	区分		特許	実用	デザイン	商標	計	
							件数	占有率
1	米国	2020年	13,352	38	1,478	6,425	21,293	26.9
		2019年	13,103	46	1,487	6,911	21,547	25.6
2	日本	2020年	14,013	31	827	3,034	17,905	22.7
		2019年	14,994	30	1,093	3,861	19,978	23.7
3	中国	2020年	4,266	182	926	7,170	12,544	15.9
		2019年	3,725	173	884	7,642	12,424	14.7
4	ドイツ	2020年	3,650	8	204	1,711	5,573	7.1
		2019年	4,222	11	223	1,974	6,430	7.6
5	フランス	2020年	1,454	1	243	1,055	2,753	3.5
		2019年	1,543	7	232	1,375	3,157	3.7

6	スイス	2020年	1,309	2	171	953	2,435	3.1
		2019年	1,307	3	192	1,187	2,689	3.2
7	英国	2020年	1,107	4	94	1,071	2,276	2.9
		2019年	1,062	3	91	1,259	2,415	2.9
小計		2020年	39,151	266	3,943	21,419	64,779	82.0
		2019年	40,382	274	3,613	22,939	67,208	79.7
その他の国		2020年	7,123	119	845	6,168	14,255	18.0
		2019年	7,406	199	962	7,085	15,652	18.6
計		2020年	46,274	385	4,788	27,587	79,034	100.0
		2019年	47,362	472	5,164	31,294	84,292	100.0

*デザインはハーグ、商標はマドリッドを含む。

ロ. 多出願企業別の出願状況

外国人による10位圏内の多出願企業には、米国企業4社、日本企業3社、中国企業2社、台湾企業1社が含まれている。多出願順位を見ると、日本の東京エレクトロン株式会社が1位、米国のアップルインクが2位、台湾の台湾セミコンダクターマニュファクチャリングカンパニーリミテッドが3位、中国のHuawe Technology Co.,Ltdが4位、日本の株式会社半導体エネルギー研究所が5位を占めた。

<表Ⅶ-1-18>外国人による10位圏内多出願企業別の出願状況

(単位：件)

順位	出願人	国名	特許	実用	デザイン	商標	合計
1	東京エレクトロン株式会社	日本	623	1	24	0	648
2	アップルインク	米国	423	0	197	16	636
3	Taiwan Semiconductor Manufacturing Company Limited	台湾	603	0	0	0	603

4	Huawe Technology Co., Ltd.	中国	505	0	8	63	576
5	株式会社半導体エネルギー研究所	日本	523	0	0	0	523
6	広東オートモバイルテレコミュニケーションズコーポレーションリミテッド	中国	503	0	0	4	507
7	クアルコムインコーポレイテッド	米国	458	0	0	3	461
8	アプライド マテリアルズインコーポレイテッド	米国	396	3	26	3	428
9	グーグルLLC	米国	288	0	74	36	398
10	キヤノン株式会社	日本	370	0	2	0	372

* 共同出願は各々の出願人ごとに1件として処理

第2章 PCT、マドリード及びハーグ国際出願分野

第1節 PCT国際出願

1. 全世界におけるPCT国際出願状況

情報顧客支援局 国際出願課 行政事務官 ソン・スキョン

WIPOが発表した統計資料(暫定)によると、2020年のPCTシステムを利用した国際特許出願は、2019年の265,800件に比べ3.3%増加した274,575件を記録した。よって、PCT国際出願は1990年以降から31年連続増加率を維持しており、発明の海外特許出願ツールとして毎年重要性が増している。

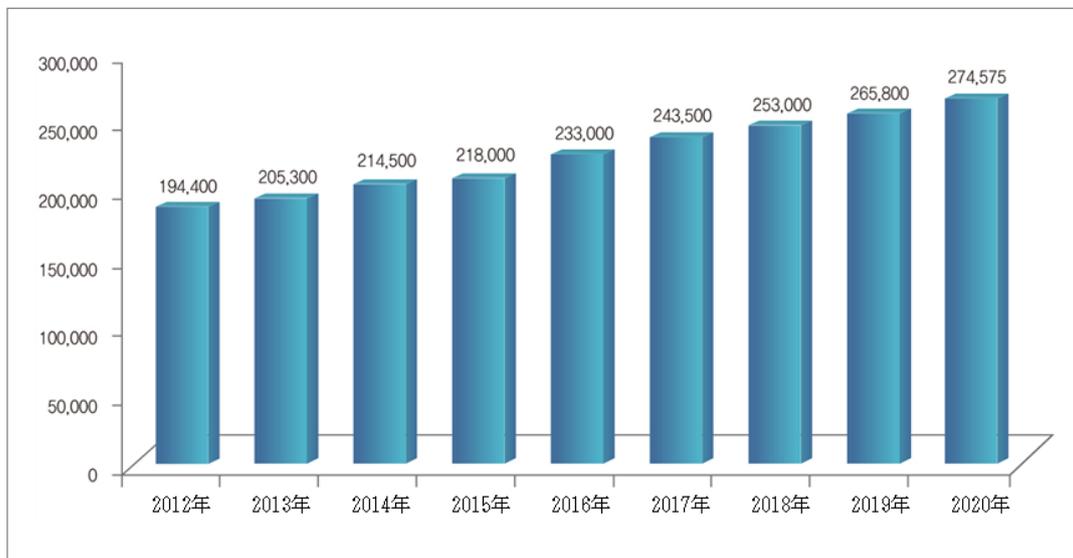
近年のPCT国際出願の推移及び増加率で分かるように、興味深い現象として、全体出願においてアジア諸国が占める割合が持続的に増加している。韓国は、2019年に比べ5.1%増加した20,059件のPCT国際出願を記録し、ドイツを追い越して5位から4位に上昇した。中国は、2019年に比べ16.5%増加した68,713件であり、中国のPCT国際出願の増加が全体PCT国際出願の増加を牽引する役割をし、中国は2年連続世界一位となった。米国のPCT国際出願は、2019年の58,788件に比べ1.6%の増加であった。

一方、日本は2019年に比べ4.1%減少した50,523件の出願件数を記録し、出願鈍化の傾向を見せ、ドイツ、フランスもまた各々4.2%、2.1%の減少であった。

大陸別に占める出願の割合を見ると、2020年の全体PCT出願において、アジア諸国は53.9%を占めて全体出願件数の過半数を占めた。その反面欧州は22.2%、北米は22.4%を占め、2019年の23.2%、22.7%と比べてそれぞれ小幅の減少となった。このようなアジア諸国のPCT出願割合増加の傾向は、中国における目覚ましい増加率と共に一定期間は継続するものと見込まれる。

< 図VII-2-1 > 全世界におけるPCT国際出願状況

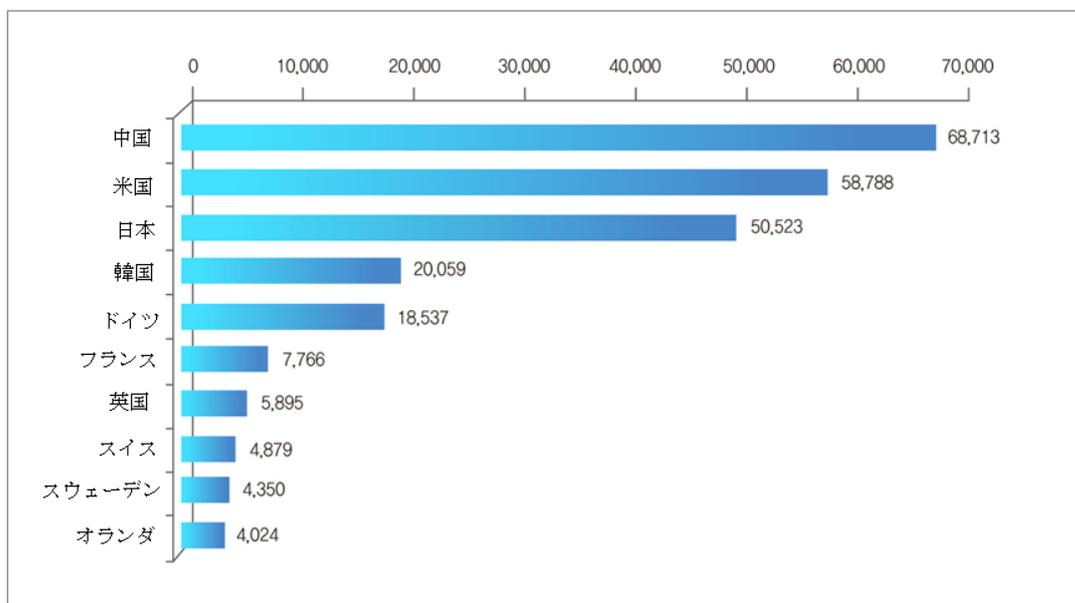
(単位: 件)



* 資料出所: PCT Yearly Review (2020年の数値は2021年4月にWIPO発表(暫定)資料)

< 図VII-2-2 > 2020年の全世界PCT多出願国の順位

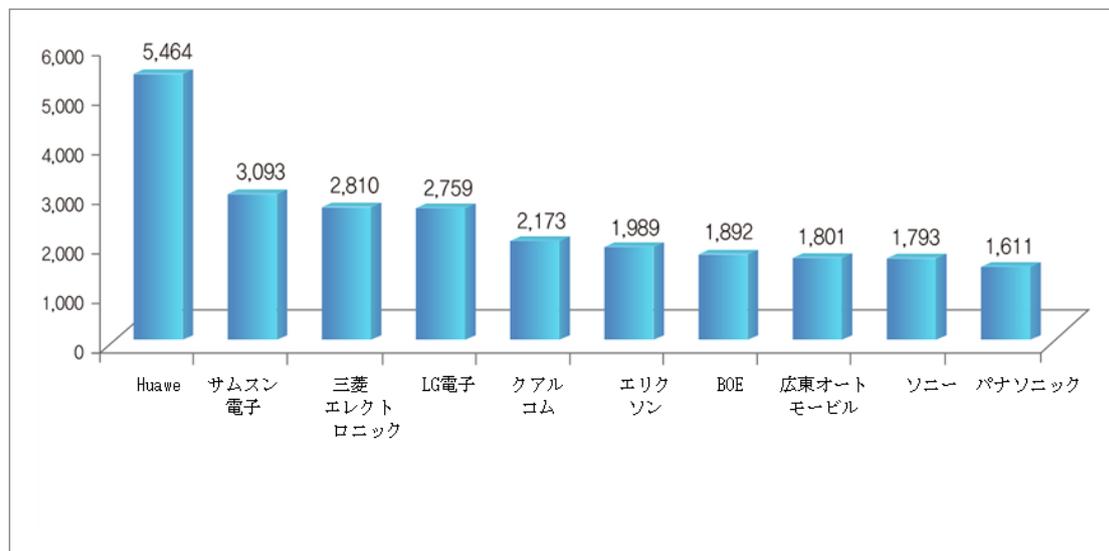
(単位: 件)



* 資料出所: WIPO統計システム(暫定)

＜図Ⅶ－２－３＞2020年の全世界PCT多出願企業の順位

(単位:件)



* 資料出所：WIPO統計システム(暫定)

2. 韓国におけるPCT国際出願状況及び見通し

情報顧客支援局 国際出願課 行政事務官 ソン・スキョン

イ. 内国人のPCTによる海外出願(受理官庁)

2020年に韓国特許庁が受理官庁²⁶として受理したPCT国際出願は19,675²⁷件であり、2019年の18,885件に比べ790件が増えた4.2%の増加率を記録した。

韓国が増加傾向を保っているのは、海外への特許出願方法として、PCT制度が持つメリットについての認識拡大と、それに加え、世界経済の不況の中でも、海外において特許権を確保して競争力を高めるために最善を尽くす韓国企業と研究所、大学等の

²⁶ 国際出願を受理する国内(又は地域)官庁であり、韓国出願人の場合は、通常韓国特許庁、国際事務局も受理官庁として役割を果たす。

²⁷ 韓国特許庁受付日基準の統計であり、WIPO統計(国際事務局の受付日基準)との差が生じる可能性がある。

努力の結果であるといえる。ただし、近年の韓国における特許出願及び特許権確保の傾向を見ると、必須的な特許だけを選別して出願を行って確保する傾向にあり、そのため、PCT国際出願もある程度の影響を受けているものと予想される。よって、韓国特許庁は、今後もこのような増加傾向を維持できるように、水準の高い国際調査及び国際予備審査機関としての役割を果し、PCT国際出願制度を簡単かつ便利に利用できるようにサービスとシステムを持続的に整備・改善する一方、PCT国際出願の説明会開催、地域知識財産センター職員及び地域企業家向けカスタマイズ型国際出願教育等のような政策的努力を傾ける計画である。

＜表Ⅶ－2－1＞韓国におけるPCT国際出願件数

(単位：件、%)

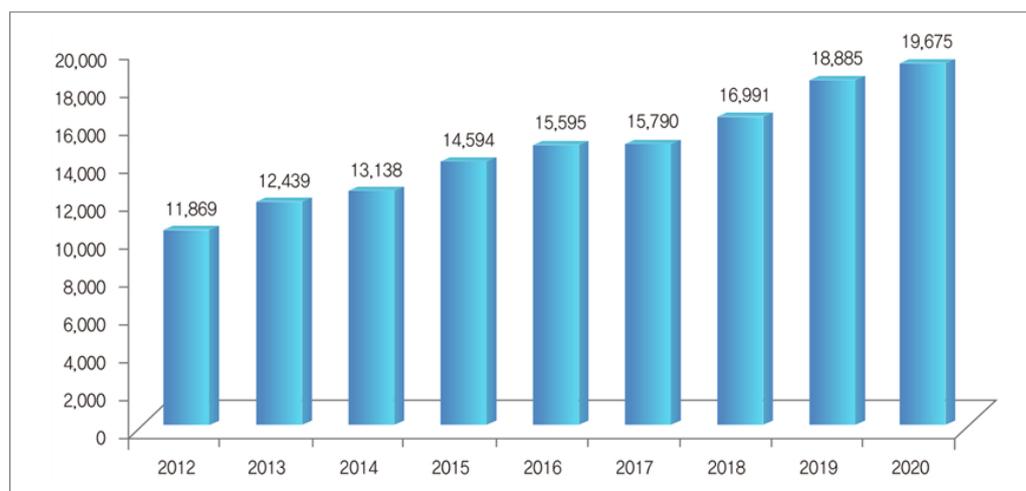
年度 区分	2012年	2013年	2014年	2015年	2016年	2017年	2018年	2019年	2020年
出願件数	11,869	12,439	13,138	14,594	15,595	15,790	16,991	18,885	19,675
増加率	14.0	4.8	5.6	11.1	6.8	1.2	7.6	11.1	4.2

* 韓国特許庁の受付日基準であり、WIPO統計(国際事務所の受付日基準)と若干の差が発生する可能性がある。

** 資料出所：韓国特許庁 特許情報統計システム

＜図Ⅶ－2－4＞韓国におけるPCT国際出願状況

(単位：件)



* 韓国特許庁の受付日基準であり、WIPO統計(国際事務所の受付日基準)と若干の差が発生する可能性がある。

** 資料出所：韓国特許庁 特許情報統計システム

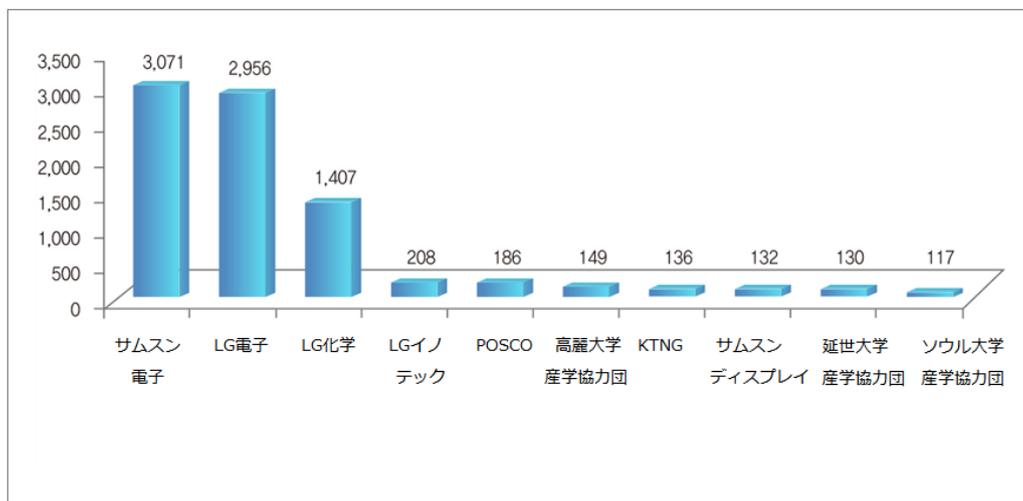
ロ. 韓国国内における10位圏内のPCT多出願法人(企業)の状況

2020年の韓国国内におけるPCT多出願法人(企業)別の状況を見ると、サムスン電が1位(3,071件)を占め、LG電子(2,956件)がその後に続き2位であった。2019年に1位であったLG電子は、2019年の2,896件に比べ2.1%の増加であったが、2位であったサムスン電子は2019年の2,816件に比べ9.1%増加し、国内PCT国際出願において最多出願企業となった。一方、10位圏内の5企業の出願は前年に比べ増加傾向を見せ、その中でも株式会社KTNGが2018年の39件から持続的に増加を見せて2020年は136件で7位となった。

大学及び研究所分野においては、高麗大学産学協力団が149件で6位、延世大学産学協力団が130件で9位、ソウル大学産学協力団が117件で10位にランクインした。特に、延世大学産学協力団は、2019年42件の出願に比べ209.5%の増加により初めて上位110位圏内に入った。大学と研究機関としては、3大学が2020年の10位圏内に入った。10大多出願企業の出願件数は8,492件であり、全体出願件数の48.6%の割合を占め、前年43.6%に比べ増加した。サムスン電子、LG電子等の大企業がPCT国際出願の大半を占める現象が続いている。

<図Ⅶ-2-5> 2020年の国内における多出願法人(企業)別のPCT国際出願状況

(単位：件)



* 資料出所：韓国特許庁 特許情報統計システム

ハ．個人対法人のPCT国際出願状況

2020年のPCT国際出願件数は19,675件で、そのうち個人のPCT国際出願件数は1,927件を占め、2019年の1,959件に比べ1.6%減少した。全体出願において占める割合も10.4%から9.8%に減少した。しかし、依然と法人出願がPCT出願の多数を占めており、これは、言語、手続き、費用の面において、個人がPCT制度を利用するにあたり、不便が解消されていないということである。

しかし、韓国語がPCT国際公開語として適用された以降、PCT国際出願書類の作成等を韓国語で行うことができ、言語に対する負担が軽くなった。韓国特許庁で提供するPCT出願説明会等の広報及び教育と地域知識財産センター支援事業の政策が持続的に拡大され、個人も創意的なアイデアや技術さえあれば、PCT出願制度を利用して幾らでも外国において特許権を確保することができる道が開かれている。

＜表Ⅶ－2－2＞個人対法人のPCT国際出願状況

(単位：件、%)

区分	2012年	2013年	2014年	2015年	2016年	2017年	2018年	2019年	2020年
個人	2,102	1,986	1,982	2,234	2,186	2,077	2,031	1,959	1,927
(割合)	(17.7)	(16.0)	(15.1)	(15.3)	(14.0)	(13.2)	(12.0)	(10.4)	(9.8)
法人	9,767	10,453	11,156	12,360	13,409	13,713	14,960	16,926	17,748
(割合)	(82.3)	(84.0)	(84.9)	(84.7)	(86.0)	(86.8)	(88.0)	(89.6)	(90.2)
計	11,869	12,439	13,138	14,594	15,595	15,790	16,991	18,885	19,675
(割合)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)

*資料出所：韓国特許庁 特許情報統計システム

二. 出願方式別のPCT国際出願状況

2020年のPCT出願の中で書面による出願の割合は0.8%であり、2015年から維持していた3～4%の書面割合が急激に減少した。これは、2017年に新しいウェブ基盤提出方式であるePCTの受付が開始され、出願人及び代理人の活用が増加したことにより書面出願の割合が減少したものと判断される。

＜表Ⅶ－2－3＞媒体別のPCT国際出願状況

(単位：件、%)

年度 区分	2012年	2013年	2014年	2015年	2016年	2017年	2018年	2019年	2020年
On-Line (割合)	10,936 (92.1)	11,228 (90.3)	11,979 (91.2)	13,660 (93.6)	15,003 (96.2)	15,191 (96.2)	16,278 (95.8)	18,216 (96.5)	19,525 (99.2)
FD(PCT-EASY) (割合)	757 (6.4)	998 (8.0)	977 (7.4)	478 (3.3)	-	-	-	-	-
その他(書面)	176 (1.5)	213 (1.7)	182 (1.4)	456 (3.1)	592 (3.8)	599 (3.8)	713 (4.2)	669 (3.5)	150 (0.8)

等) (割合)									
計 (割合)	11,869 (100.0)	12,439 (100.0)	13,138 (100.0)	14,594 (100.0)	15,595 (100.0)	15,790 (100.0)	16,991 (100.0)	18,885 (100.0)	19,675 (100.0)

*資料出所：韓国特許庁 特許情報統計システム

*2005年2月からオンライン出願施行(PCT-SAFE、ePCT含む。)

参考に、PCT国際出願を電子出願方式で出願する場合には、国際出願手数料のうちの300スイスフラン(約340,000ウォン)の減免が受けられるので、手数料の節減効果が期待できる。

*2021.4.6. スイスフラン売買基準率1,195ウォン基準

ホ. 言語別のPCT国際出願状況

2020年のPCT国際出願の中で、韓国語による出願は16,919件で全体の86%を占め、英語による出願は2,755件で全体の14%を占めた。韓国語による出願の割合は2008年までは60%を若干上回ったが、2009年に70%を超え、2011年からは80%以上を維持している。

これは、2009年から韓国語がPCT国際公開語に適用されることとなり、すべての国際出願関連の書類を韓国語で作成して出願することが可能となったからと判断される。韓国語の国際公開言語の採択により、韓国語出願後の優先日から14ヵ月以内に英語翻訳文を提出していた手続きがなくなったことによって、国内の出願人の負担が大きく緩和された。

<表VII-2-4> 言語別のPCT国際出願状況

(単位：件、%)

年度 区分	2012年	2013年	2014年	2015年	2016年	2017年	2018年	2019年	2020年
----------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------

韓国語 (割合)	9,628 (81.1)	10,227 (82.2)	10,890 (82.9)	12,522 (85.8)	13,760 (88.2)	14,129 (89.5)	15,086 (88.8)	16,640 (88.1)	16,919 (86.0)
英語 (割合)	2,241 (18.9)	2,209 (17.8)	2,243 (17.1)	2,070 (14.1)	1,832 (11.8)	1,661 (10.5)	1,904 (11.2)	2,245 (11.9)	2,755 (14.0)
日本語 (割合)	- (-)	3 (-)	5 (-)	2 (-)	3 (-)	0 (-)	1 (-)	0 (-)	0 (-)
計 (割合)	11,869 (100.0)	12,439 (100.0)	13,138 (100.0)	14,594 (100.0)	15,595 (100.0)	15,790 (100.0)	16,991 (100)	18,885 (100)	19,675 (100)

*資料出所:韓国特許庁 特許情報統計システム

3. 国際調査・国際予備審査の状況

特許審査企画局 特許審査企画課 工業事務官 ペク・ヒョンヨル

イ. 韓国特許庁に対するPCT国際調査及び国際予備審査の請求状況

韓国特許庁は、1997年にPCT総会で国際調査機関及び国際予備審査機関として指定され、1999年12月から同業務に取り組んできた。2020年末基準で米国を始めとする20カ国の特許庁と業務協定を締結し、これらの国の出願人のPCT国際調査及び国際予備審査業務に取り組んでいる。

※業務協定締結国(20カ国):フィリピン(2002)、ベトナム(2002)、インドネシア(2003)、モンゴル(2004)、ニュージーランド(2005)、シンガポール(2006)、マレーシア(2006)、米国(2006)、スリランカ(2009)、オーストラリア(2009)、タイ(2009)、チリ(2010)、ペルー(2012)、サウジアラビア(2015)、メキシコ(2016)、コロンビア(2017)、UAE(2018)、ブルネイ(2019)、カンボジア(2020年)、ラオス(2020年)

2020年に韓国特許庁で受付けた国際調査は全体で28,085件であり、2019年の27,270件に比べ3.0%の増加であった。その中で韓国出願人が申請した件数は19,139件で2019年に比べ6.0%の増加、米国を始めとする外国の出願人が申請した件数は8,946件で2019年に比べ2.8%の減少であった。

また、米国出願人は2020年基準で8,135件の国際調査を依頼し、韓国特許庁で受付けた全体国際調査の29.0%で、外国出願人が申請した国際調査物量の90.9%を占め、外国出願人の件数の中で米国出願人の割合が圧倒的である。

特に、インテル、ハリバートン、APPLIED MATERIALS等の多数の米国グローバル企業が、PCT国際出願を韓国特許庁に国際調査を依頼している。これは、韓国特許庁の国際調査報告書の品質に満足しているという意味である。

<表Ⅶ-2-5>PCT国際調査用写本の受付状況

(単位：件、%)

年度 区分	2012年	2013年	2014年	2015年	2016年	2017年	2018年	2019年	2020年
韓国 (割合)	10,736 (39.6)	11,971 (40.5)	12,442 (41.3)	13,579 (47.7)	15,016 (53.8)	14,798 (58.8)	16,264 (62.8)	18,064 (66.2)	19,139 (68.1)
米国 (割合)	15,778 (58.3)	16,968 (57.5)	17,162 (56.9)	14,480 (50.9)	12,491 (44.8)	9,992 (39.7)	9,119 (35.2)	8,632 (31.7)	8,135 (29.0)
その他の国 (割合)	566 (2.1)	592 (2.0)	556 (1.8)	409 (1.4)	397 (1.4)	369 (1.5)	532 (2.1)	574 (2.1)	811 (2.9)
計	27,080	29,531	30,160	28,468	27,904	25,159	25,915	27,270	28,085

*資料出所：韓国特許庁 特許情報統計システム

2020年に韓国特許庁で受付けた国際予備審査は108件で、2019年の130件に比べ16.9%の減少であった。

＜表Ⅶ－2－6＞PCT国際予備審査の請求状況

(単位：件、%)

区分 年度	2012年	2013年	2014年	2015年	2016年	2017年	2018年	2019年	2020年
国際予備審査 請求書受付	302	253	236	208	179	163	124	130	108
増減率	33.6	△16.2	△6.7	△11.9	△13.9	△8.9	△23.9	4.8	△16.9

*資料出所：韓国特許庁 特許情報統計システム

ロ．韓国における出願人の国際調査機関指定状況

韓国特許庁を受理官庁として出願した出願人は、韓国特許庁 (ISA/KR) 以外に、オーストリア特許庁 (ISA/AT)、オーストラリア特許庁 (ISA/AU)、日本特許庁 (ISA/JP)、シンガポール特許庁 (ISA/SG) を国際調査機関 (ISA) に指定して国際調査を受けることができる。

2020年に韓国特許庁を受理官庁とするPCT国際出願において、韓国特許庁を国際調査機関に指定した件数は19,673件で、全体件数の99.9%に達しているのに対し、外国特許庁を国際調査機関に指定した件数は1件(0.01%)に過ぎない。

これは、オーストリアやオーストラリアより手数料が安く、国際調査報告書の品質に対する満足度が高いからであると見られる。

＜表Ⅶ－2－7＞PCT国際調査機関の指定状況

(単位：件、%)

区分 年度	2012年	2013年	2014年	2015年	2016年	2017年	2018年	2019年	2020年
大韓民国	11,828	12,386	13,068	14,537	15,549	15,758	16,969	18,878	19,673

(KR) (割合)	(99.65)	(99.57)	(99.47)	(99.62)	(99.71)	(99.80)	(99.88)	(99.96)	(99.99)
その他の国 (割合)	41 (0.35)	53 (0.43)	69 (0.53)	55 (0.38)	46 (0.29)	31 (0.20)	21 (0.12)	7 (0.04)	1 (0.01)
計	11,869	12,439	13,137	14,592	15,595	15,789	16,990	18,885	19,674

*資料出所: WIPO IP statistics database

4. PCT国際出願の韓国国内段階への移行状況

情報顧客支援局 国際出願課 行政事務官 ソン・スキョン

イ. PCT韓国国内段階(指定官庁)への移行(出願)件数

PCT国際出願を通じて大韓民国で特許権(実用新案権)を獲得するために韓国国内段階へ移行するPCT国際出願件数は2020年38,159件で、2019年の39,115件に比べて2.4%減少した。

<表Ⅶ-2-8>PCT国際出願の韓国国内段階(指定官庁)への移行件数

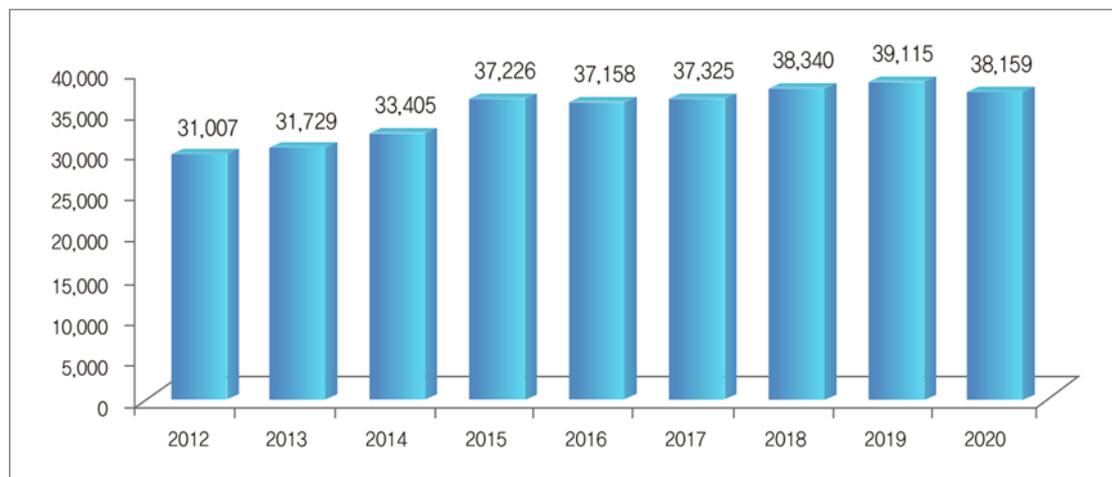
(単位: 件、%)

年度 分析	2012年	2013年	2014年	2015年	2016年	2017年	2018年	2019年	2020年
出願件数	31,007	31,729	33,405	34,080	37,158	37,325	38,340	39,115	38,159
増減率(%)	6.3	2.3	5.3	2.0	9.0	0.4	2.7	2.0	△2.4

*資料出所: 韓国特許庁 特許情報統計システム

＜図Ⅶ－2－6＞PCT国内段階（指定官庁）への移行状況

(単位：件)



*資料出所：韓国特許庁 特許情報統計システム

ロ．韓国国内段階（指定官庁）への移行動向

2009年度に韓国へ移行されたPCT国際出願は、グローバル景気低迷の影響により25,685件で、2008年に比べ14.5%と急減したが、その後回復を見せて、国内への移行件数が持続的に増加している。2015年から2017年までは、移行件数が約37,000件に留まっていたが、2018年に38,000件、2019年に39,000件を突破した。ただし、世界的な新型コロナウイルスの影響により、2020年は韓国国内段階へ移行したPCT国際出願は小幅減少した。

第2節 マドリード国際商標出願

1. 世界における国際商標出願状況

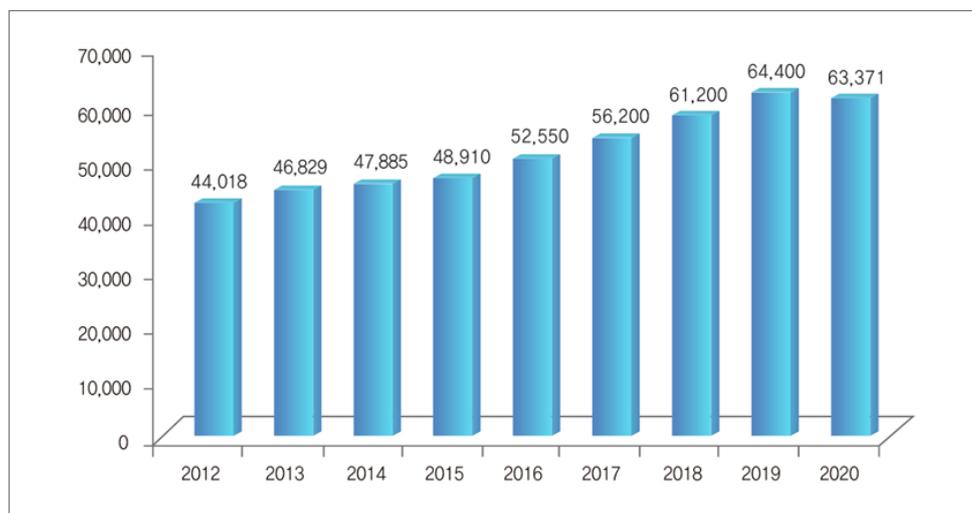
情報顧客支援局 国際出願課 工業事務官 ナム・ンジン

イ. 世界におけるマドリード国際商標出願の状況

WIPOが発表した資料(暫定)によると、2020年の世界マドリード国際商標出願件数は63,371件であり、2019年の64,400件に比べ1.6%減少した。

<図VII-2-7> 年度別の世界マドリード国際商標出願状況

(単位：件)

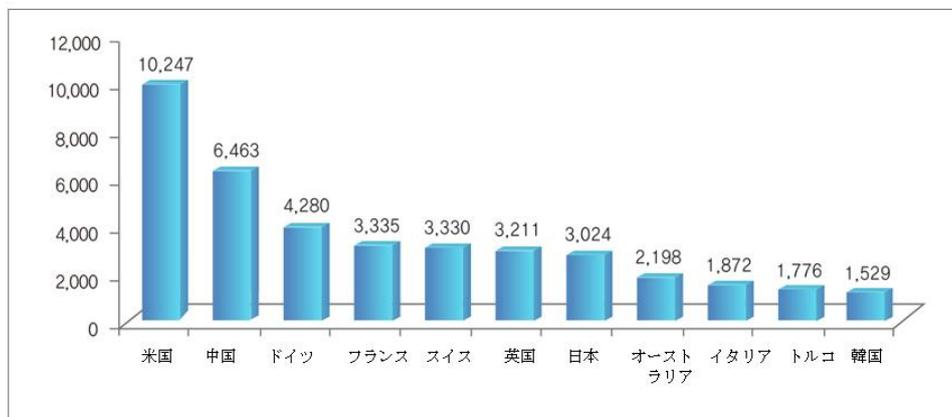


*資料出所:Madrid Yearly Review (2020年の統計は2021年4月WIPO発表(暫定)資料)

2020年のマドリード国際出願において最も大きな割合を占めている出願人の国籍は米国で16.2%(10,247件)を占め、その後に続いて中国10.2%(6,463件)、ドイツ6.8%(4,280件)であった。韓国は1,529件で2019年(1,392件、13位)に比べ137件が増加して9.8%の増加率を示し、順位は2019年より2ランク上がった11位に上昇した。

<図VII-2-8> 2020年世界マドリード国際商標10位圏内多出願国の状況

(単位：件)



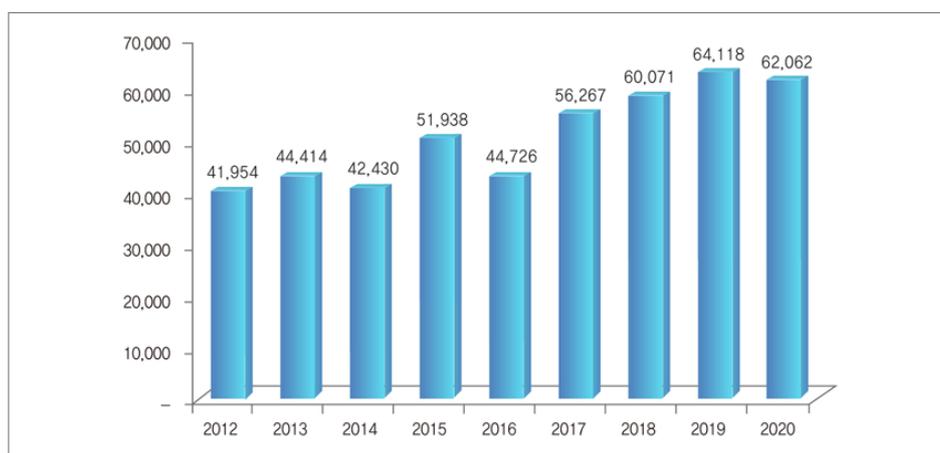
*資料出所:WIPO統計システム(暫定)

ロ. 世界における国際商標登録状況

2020年のマドリード国際商標の全体登録件数は62,062件であった。この中で、韓国を本国官庁とするマドリード国際出願は、1,503が国際登録された。

<図VII-2-9> 年度別の世界国際商標登録状況

(単位：件)



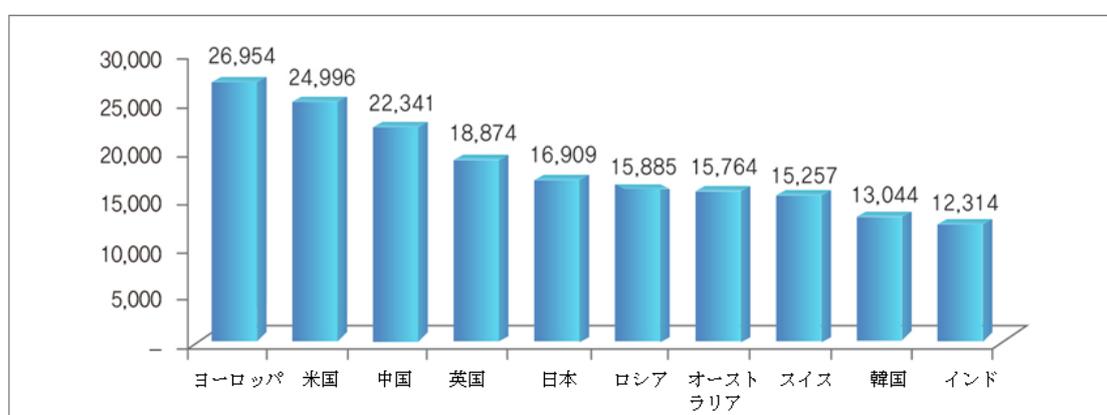
*資料出所:WIPO統計システム(暫定)

ハ．世界10位圏内の指定国状況

2020年のマドリード国際商標出願を通じて指定した国の順位は、欧州が26,954件で1位を占め、米国(24,996件)、中国(22,341件)、英国(18,874件)等がその後に続いた。外国出願人が韓国を指定した件数は13,044件で世界9位を記録した。

<図VII-2-10> 2020年の世界10位圏内の指定国状況

(単位：件)



*資料出所:WIPO統計システム(暫定)

2. 韓国を本国官庁とした国際商標出願の状況

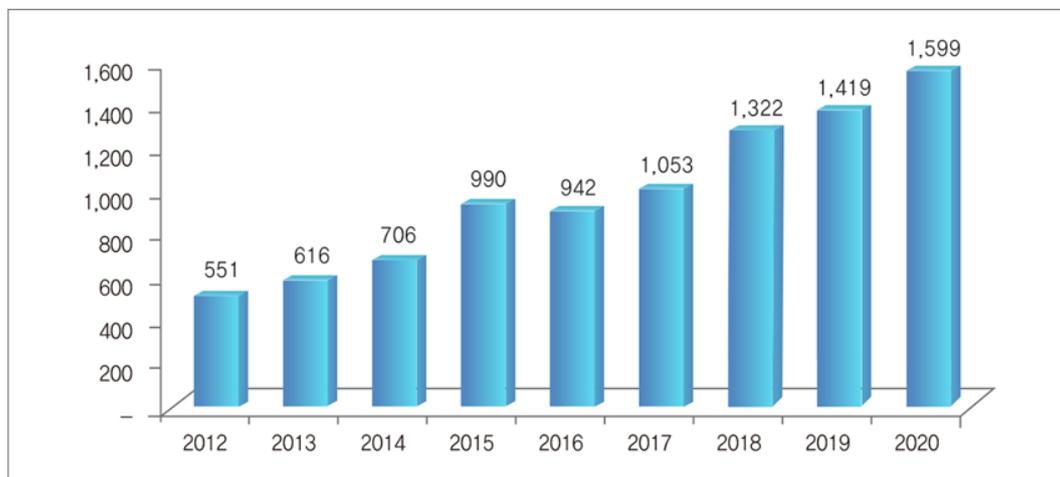
情報顧客支援局 国際出願課 工業事務官 ナム・ンジン

イ．韓国における出願人の国際商標出願状況

2020年の韓国特許庁を本国官庁として受付けたマドリード国際商標出願は1,599件であり、2019年の1,419件に比べて12.7%増加した。

＜図Ⅶ－２－１１＞年度別の韓国における国際商標出願状況

(単位：件)



* 資料出所：韓国特許庁 特許情報統計システム

* 韓国特許庁の受付日基準であり、WIPO統計(国際事務局の受付日基準)と差が発生する可能性がある。

ロ．韓国における出願人の国際商標電子出願状況

2003年4月にマドリードシステム制度の施行時から実施したオンライン電子出願は、施行初期の利用率が30%台に過ぎなかったが、マドリード国際出願書の書式作成機であるMM書式機及び関連プログラムを持続的に改善した結果、2014年以降からは着実に95%以上を維持し、2020年には99.8%が電子出願を利用した。

＜表Ⅶ－２－９＞年度別の韓国における国際商標電子出願状況

(単位：件、%)

年度 区分	2012年	2013年	2014年	2015年	2016年	2017年	2018年	2019年	2020年
電子出願 (占有率)	544 (98.7)	583 (94.6)	688 (97.5)	959 (96.7)	930 (98.7)	1,032 (98.0)	1,315 (99.5)	1,400 (98.7)	1,596 (99.8)

書面出願 (占有率)	7 (1.3)	33 (5.4)	18 (2.5)	31 (3.3)	12 (1.3)	21 (2.0)	7 (0.5)	19 (1.3)	3 (0.2)
計	551	616	706	990	942	1,053	1,322	1,419	1,599

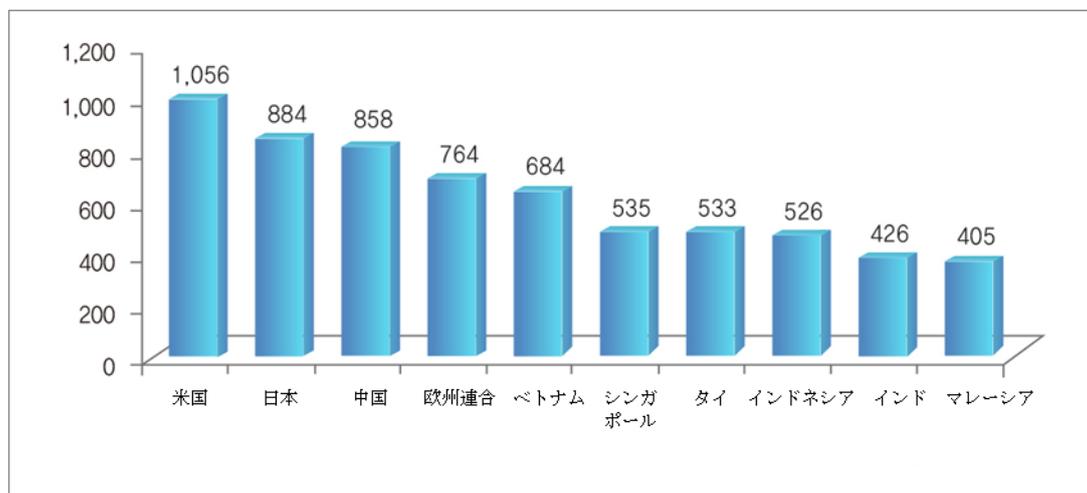
*資料出所：韓国特許庁 特許情報統計システム

ハ．韓国における出願人の国際商標出願10位圏内の指定国状況

2020年にマドリード国際商標出願による韓国における出願人の外国指定件数は13,356件で、2019年の10,662件に比べ25.3%が増加した中、米国(1,056件)、日本(884件)、中国(858件)、欧州(764件)等を多く指定した。

<図VII-2-12>2020年の韓国における出願人10位圏内の指定国状況

(単位：件)



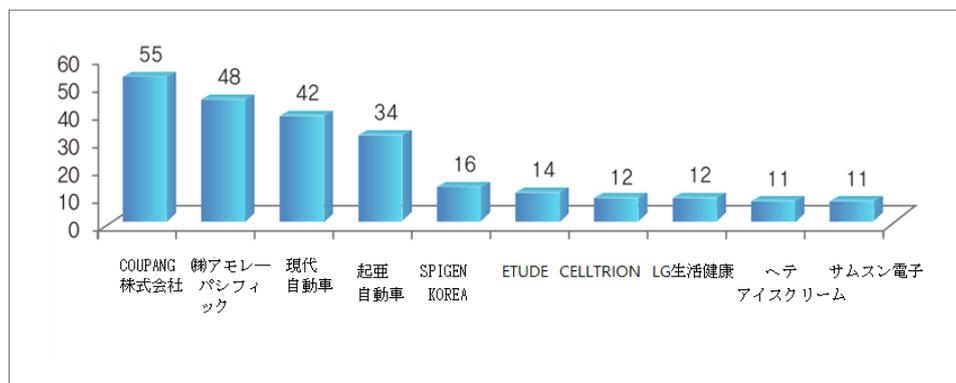
*資料出所：韓国特許庁 特許情報統計システム

二．韓国における10大国際商標多出願企業の状況

2020年の韓国マドリード国際商標多出願企業は、COUPANG株式会社、(株)アモレーパシフィック、現代自動車株式会社、起亜自動車株式会社、SPIGEN KOREAの順であった。

<図Ⅶ-2-13> 2020年の韓国における10位圏内の国際商標多出願企業状況

(単位：件)



* 資料出所：韓国特許庁 特許情報統計システム

3. 韓国を指定国の官庁にした国際商標登録の出願状況

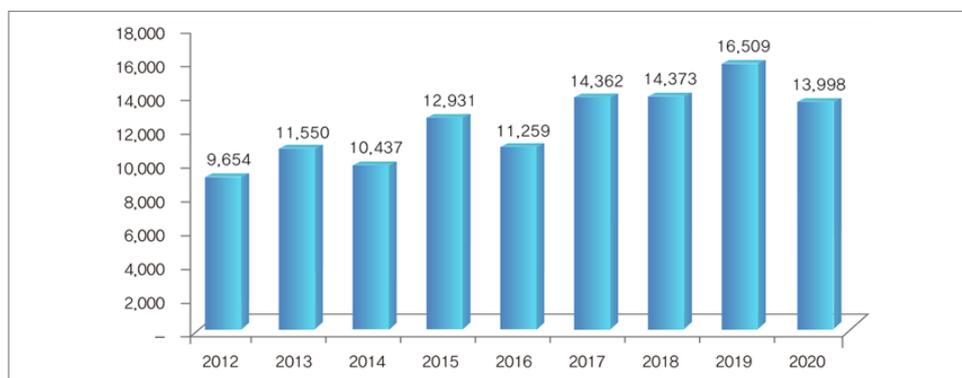
情報顧客支援局 国際出願課 工業事務官 ナム・ンジン

イ. 外国人が韓国を指定した国際商標登録の出願状況

2020年の外国人が韓国を指定したマドリッド国際商標登録出願は13,998件で、2019年の16,509件に比べて15.2%減少した。

<図Ⅶ-2-14> 年度別の外国人が韓国を指定した国際商標登録の出願状況

(単位：件)



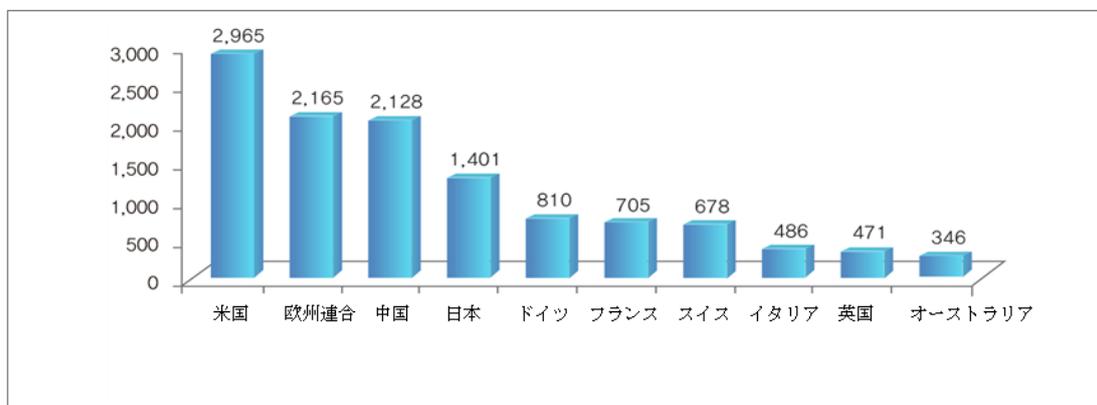
* 資料出所：韓国特許庁 特許情報統計システム

ロ. 韓国を指定した10位圏内国の状況

2020年のマドリード国際商標登録出願を通じて韓国を指定した10位圏内の国は、米国(2,965件)、欧州連合(2,165件)、中国(2,128件)、日本(1,401件)の順であった。

<図VII-2-15>2020年の韓国を指定した10位圏内締約国の状況

(単位：件)



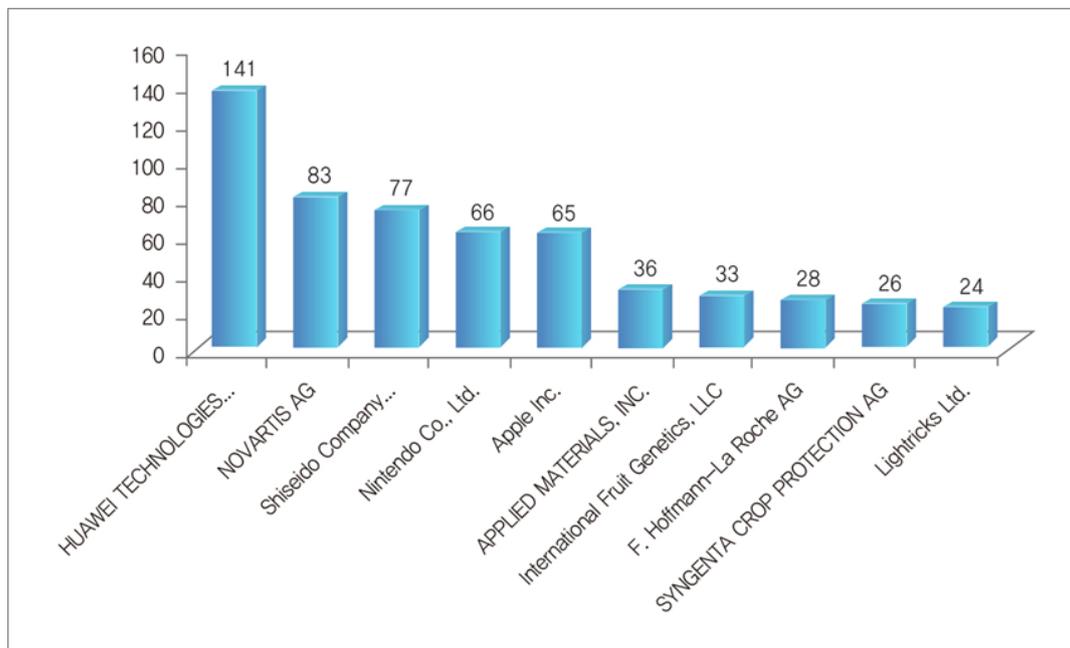
*資料出所：韓国特許庁 特許情報統計システム

ハ. 韓国を指定した10大外国多出願企業の状況

2020年のマドリード国際商標登録出願を通じて海外で韓国を指定した外国企業の中で、HUAWEI TECHNOLOGIES CO, LTDが141件、NOVARTIS AGが83件の順で多く出願した。

<図Ⅶ-2-16> 2020年の韓国を指定した10位圏内外国多出願企業の状況

(単位：件)



* 資料出所：韓国特許庁特許情報統計システム

第3節 ハーグ国際デザイン出願

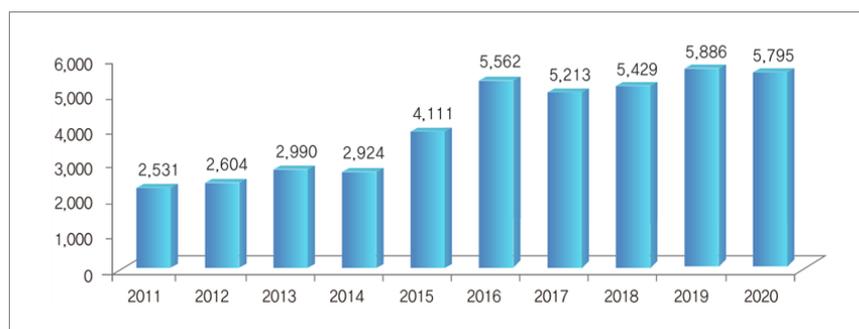
1. 世界における国際デザイン出願状況

情報顧客支援局 国際出願課 工業事務官 ナム・ンジン

WIPOが発表した資料(暫定)によると、ハーグ国際出願は着実に増加しており、2020年(5,795件)は世界的な新型コロナウイルスの拡散により、2019年(5,886件)に比べ若干減少した。一方、2020年のハーグ国際デザイン出願に出願されたデザイン件数は計18,595件であり、1出願あたりの平均デザイン件数は約3.2件である。

<図Ⅶ-2-17>年度別の世界ハーグ国際デザイン出願状況

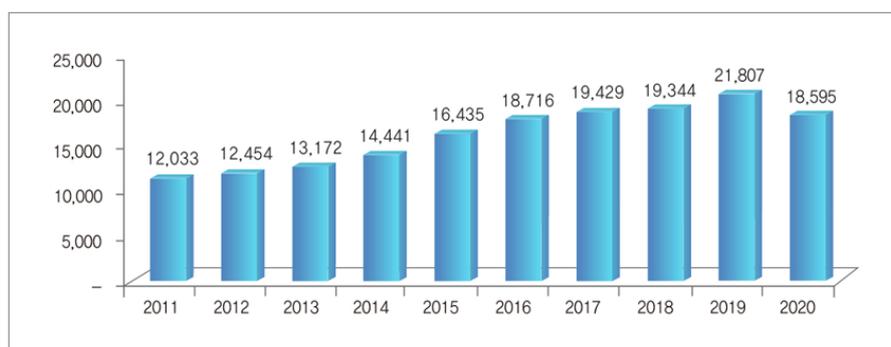
(単位:件)



* 資料出所: Hague Yearly Review (2020年の数値は2021年4月発表のWIPO(暫定)資料)

<図Ⅶ-2-18>年度別の世界ハーグ国際出願デザイン件数の状況

(単位:件)



* 資料出所: Hague Yearly Review (2020年の数値は2021年4月発表のWIPO(暫定)資料)

2020年のハーグ国際出願における多出願国の順位は、国際出願件数を基準に韓国が1位(1,141件)を占め、ドイツ、スイス、米国がその後に続き、デザイン件数の基準ではドイツ、米国、スイス、韓国の順であった。特に、韓国は2014年7月にハーグ協定が施行された後、2018年から3年連続してハーグ国際出願件数1位を占めたことは、注目すべきことである。

<図Ⅶ-2-19> 2020年の世界ハーグ国際出願10位圏内の多出願国(国際出願件数基準)

(単位:件)

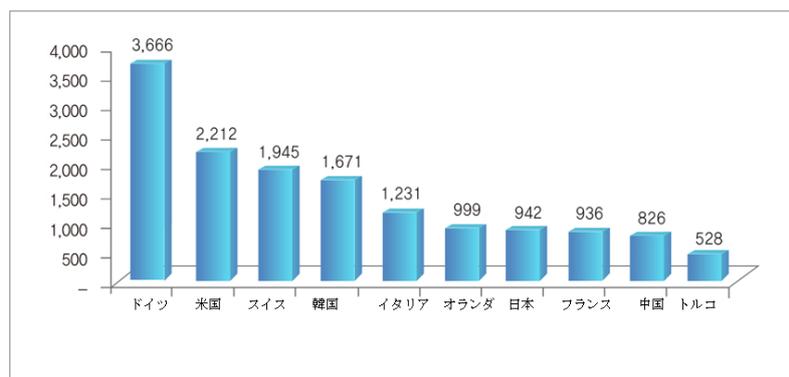


*資料出所: WIPO 統計システム(暫定)

** 国は出願人の住所基準

<図Ⅶ-2-20> 2020年のハーグ国際出願10位圏内の多出願国(デザイン件数基準)

(単位:件)



*資料出処: WIPO 統計システム(暫定)

** 国は出願人の住所基準

2. 韓国を受理官庁とした国際デザイン出願状況

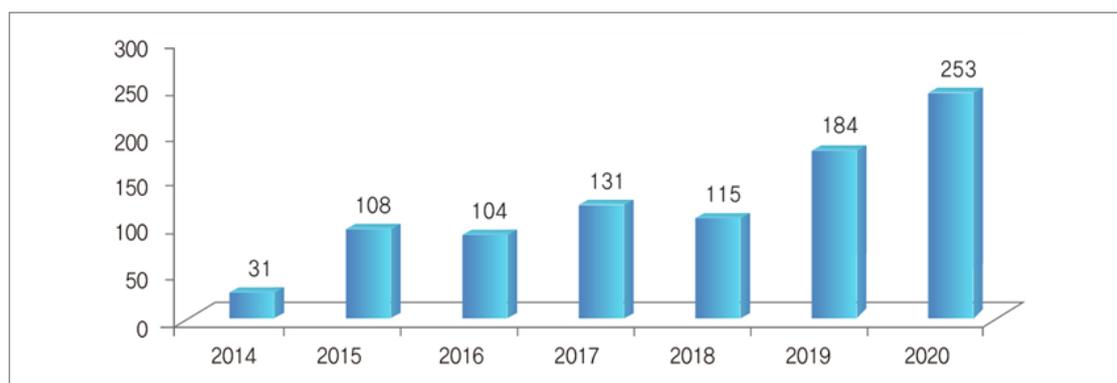
情報顧客支援局 国際出願課 工業事務官 ナム・ンジン

イ. 国内出願人の国際デザイン出願状況

韓国は2014年4月1日にジュネーブ改正協定に加入し、2014年7月1日からハーグ国際出願関連業務を開始した。2020年に韓国特許庁を受理官庁として受け付けられたハーグ国際デザイン出願は253件で、2019年の184件に比べ37%の増加であった。

<図VII-2-21> 年度別韓国の国際デザイン出願状況

(単位:件)



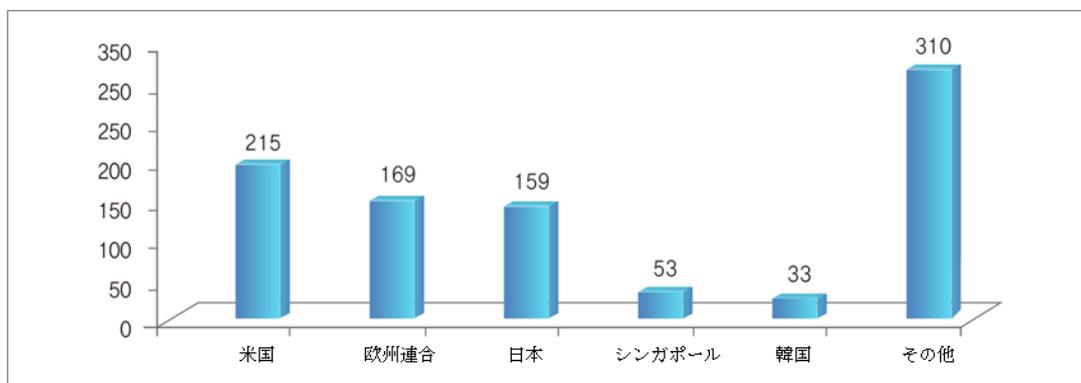
*資料出処：韓国特許庁特許情報統計システム

ロ. 国内出願人の国際デザイン出願指定国の状況

2020年のハーグ国際デザイン出願を通じた国内出願人の外国指定件数は計939件であり、米国(215件)、欧州連合(169件)、日本(159件)、シンガポール(53件)等の順であった。

<図VII-2-22> 2020年度国内出願人の海外指定国状況

(単位:件)



*資料出処：韓国特許庁特許情報統計システム

3. 国内指定官庁の国際デザイン登録出願状況

情報顧客支援局 国際出願課 工業事務官 ナム・ンジン

イ. 国内指定官庁の状況

2020年の外国人が韓国を指定したハーグ国際デザイン登録出願は1,229件であり、2019年の928件に比べ32.4%の増加であった。国別にはフランス(153件)、中国(140件)、ドイツ(137件)、日本(132件)の順で韓国を指定した。

<表VII-2-10> 年度別の外国人が韓国を指定した国際デザイン登録出願状況(出願件数基準)

(単位:件)

年度	2016年	2017年	2018年	2019年	2020年
件数	980	925	857	928	1,229

*出処：韓国特許庁特許情報統計システム

＜表Ⅶ－2－11＞2020年海外国別韓国指定状況（出願件数基準）

（単位：件）

フランス	中国	ドイツ	日本	米国	その他	合計
153	140	137	132	117	550	1,229

* 出処：韓国特許庁特許情報統計システム

第3章 登録分野

第1節 産業財産権全般

1. 産業財産権登録動向の概要

情報顧客支援局 登録課 電算事務官 ヨ・ウンヨン

2020年の産業財産権設定登録の全体件数は303,669件で、2019年の306,522件に比べ0.9%の減少であった。特に商標は、2019年に比べ9.2%増加したが、2020年には7.5%に減少した。

2. 2020年の登録細部状況

イ. 直近5年間の設定登録状況

2020年の新規設定登録は303,669件で、前年比0.9%の減少であった。権利別に見ると、特許は前年に比べ7.2%増加したが、実用新案、商標、デザインは前年に比べそれぞれ14.9%、7.5%、4.1%減少した。

<表Ⅶ-3-1> 直近5年間の設定登録状況

(単位：件、%)

年度別 権利別	2016年	2017年	2018年	2019年	2020年
特許	108,876 (6.9)	120,662 (10.8)	119,012 (△1.4)	125,661 (5.6)	134,766 (7.2)
実用新案	2,854 (△12.3)	2,993 (4.9)	2,715 (△9.3)	2,417 (△11.0)	2,056 (△14.9)
デザイン	55,603 (1.9)	49,293 (△11.3)	49,905 (1.2)	52,850 (5.9)	50,694 (△4.1)

商標	119,256 (3.9)	116,705 (△2.1)	115,025 (△1.4)	125,594 (9.2)	116,153 (△7.5)
合計	286,589 (4.4)	289,653 (1.1)	286,657 (△1.0)	306,522 (6.9)	303,669 (△0.9)

* ()は前年比の増減率

ロ. 権利別の設定登録状況

1) 産業部門別の特許・実用新案設定登録状況

2020年の特許・実用新案の新規設定登録件数は136,822件であった。産業部門別の特許・実用新案の設定登録状況を見ると、2019年と同様に電気通信分野42.1%、機械分野16.3%で、占有率が他産業分野に比べて高い割合を占めている。その次に化学12.2%、飲料衛生10.5%、土木建設6.0%等の順で高い割合を占めた。

<表Ⅶ-3-2> 2020年の産業部門別特許・実用新案設定登録状況

(単位：件、%)

区分		機械	化学 一般	繊維	電気 通信	土木 建設	採鉱 金属	飲料 衛生	事務用品 印刷	農林 水産	雑貨	その他	合計
2020年	件数	22,245	16,692	1,847	57,549	8,201	4,807	14,375	514	2,118	5,154	3,320	136,822
	占有率	16.3	12.2	1.3	42.1	6.0	3.5	10.5	0.4	1.5	3.8	2.4	100.0
2019年	件数	21,759	16,237	1,894	52,728	7,562	4,240	12,881	576	2,036	5,310	2,855	128,078
	占有率	17.0	12.7	1.5	41.2	5.9	3.3	10.1	0.4	1.6	4.1	2.2	100.0
前年比の増減率		2.2	2.8	△2.5	9.1	8.5	13.4	11.6	△10.8	4.0	△2.9	16.3	6.8

2) 物品群別のデザイン登録状況

2020年のデザイン新規設定登録の全体件数は50,694件であった。物品群別の登録占有率を見ると、衣服身の回り品17.0%、事務用品及び販売用品14.8%、生活用品

12.3%、住宅設備用品10.6%、電機電子機械器具及び通信機械器具10.2%等であった。前年比の増減率を見ると、事務用品及び販売用品が16.7%で最も高いものと分析された。

＜表Ⅶ－3－3＞2020年の物品群別デザイン登録状況

(単位：件、%)

区分		加工嗜好食品	衣服・身近用品	生活用品	住宅設備用品	趣味娯楽及び運動競技用品	事務用品及び販売用品	運輸又は運搬機械	電機電子機械器具及び通信機械器具	一般機械機具	産業用機械機具	土木及び建築用品	その他	計
		20年	件数	93	8,618	6,217	5,396	1,845	7,527	1,662	5,168	2,968	2,694	3,850
20年	占有率	0.2	17.0	12.3	10.6	3.6	14.8	3.3	10.2	5.9	5.3	7.6	9.2	100.0
19年	件数	111	8,035	5,806	5,774	2,012	6,448	1,873	6,404	3,263	3,516	4,651	4,957	52,850
19年	占有率	0.2	15.2	11.0	10.9	3.8	12.2	3.5	12.1	6.2	6.7	8.8	9.2	100.0
	前年比増減率	△16.2	7.3	7.1	△6.5	△8.3	16.7	△11.3	△19.3	△9.0	△23.4	△17.2	△6.1	△4.1

3) 部門別の商標登録状況 (NICE分類)

2020年の商標設定登録件数は116,153件であり、部門別の登録占有率を見ると、サービス業24.3%、機械・電気機械18.1%、化学品・薬剤17.6%、菓子・食品・飲料11.0%等の順であった。部門別の前年比登録増減率を見ると、家具、厨房用品が1.0%で最も高かった。

＜表Ⅶ－3－4＞2020年の部門別商標登録状況

(単位：件、%)

区分		化学品	一般金	機械、	繊維、	家具、	貴金	楽器、	紙、文	菓子、	ゴム、	サービ	その他	計
		・薬剤	属材、	電気機	衣類	厨房用	属、時	玩具、	具	食品、	ブラス	ス業		
			建築材	械	衣類	品	計、ガ	たばこ		飲料	チック			
			料				バン類				材料			
20 年	件 数	20,427	2,235	20,988	6,700	4,660	4,062	2,884	2,566	12,740	377	28,246	10,268	116,153
	占 有 率	17.6	1.9	18.1	5.8	4.0	3.5	2.5	2.2	11.0	0.3	24.3	8.8	100.0
20 年	件 数	21,360	2,316	21,927	7,347	4,616	4,375	3,233	2,993	14,429	432	30,659	11,907	125,594
	占 有 率	17.0	1.8	17.5	5.8	3.7	3.5	2.6	2.4	11.5	0.3	24.4	9.5	100.0
前年比	増減率	△4.4	△3.5	△4.3	△8.8	1.0	△7.2	△10.8	△14.3	△11.7	△12.7	△7.9	△13.8	△7.5

ハ．個人・法人別の登録状況

2020年の設定登録件数を個人・法人で区分すると、個人27.8%、法人72.2%の割合であった。

権利別に区分すると、特許の場合は個人15.6%、法人84.4%であり、法人登録の割合が相当高いことが分かった。これは、産業の高度化と構造的な変化・調整により資本力と体系的な研究基盤が整った大企業の研究所等が、産業財産権の発展をリードしているからである。デザインと商標も同様に開発能力を整えた法人登録の割合が目立

つが、個人の産業財産権に対する認識の変化と、個人出願人に対する出願登録料の各種手数料についての減免拡大等により、個人登録も一定の割合を維持している。

但し、実用新案の場合、個人登録(51.0%)が法人登録(49.0%)より多いが、これは、特許に比べハイレベルでない発明の登録が相対的に容易であるからである。

<表Ⅶ-3-5>2020年の個人・法人別登録状況

(単位：件、%)

区分	個人		法人		計	
	件数	構成比	件数	構成比	件数	構成比
特許	21,077	15.6	113,689	84.4	134,766	100
実用新案	1,048	51.0	1,008	49.0	2,056	100
特・実小計	22,125	16.2	114,697	83.8	136,822	100
デザイン	20,387	40.2	30,307	59.8	50,694	100
商標	42,048	36.2	74,105	63.8	116,153	100
計	84,560	27.8	219,109	72.2	303,669	100

直近の個人・法人別の登録推移を見ると、個人・法人ともに増加しており、2020年には前年に比べ個人は1.1%、法人は0.9%減少した。

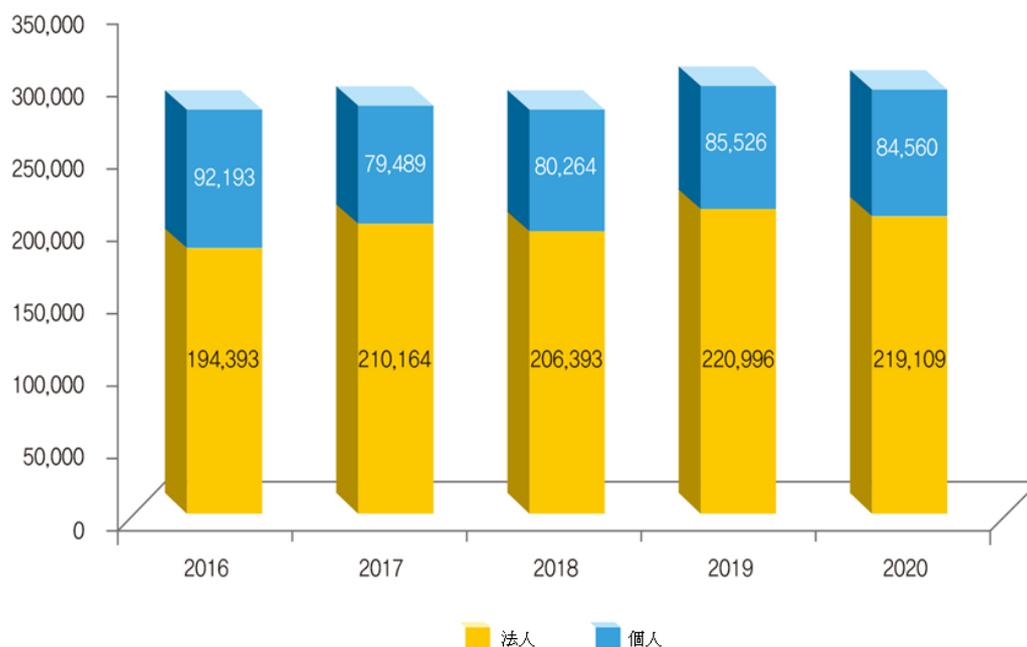
<表Ⅶ-3-6>直近5年間の個人・法人別登録状況

(単位：件、%)

区分	2016年	2017年	2018年	2019年	2020年	前年比 増減率
個人	92,193 (32.2)	79,489 (27.4)	80,264 (28.0)	85,526 (27.9)	84,560 (27.8)	△1.1
法人	194,393	210,164	206,393	220,996	219,109	△0.9

	(67.8)	(72.6)	(72.0)	(72.1)	(72.2)	
--	--------	--------	--------	--------	--------	--

直近5年間の個人・法人別登録状況(単位:件)



二. 代理人有無別の登録状況

2020年の場合、代理人が登録手続きを行った割合は86.3%、権利者が直接登録手続きを行った割合は13.7%であった。権利別に見ると、特許が98.2%で他の権利に比べて代理人を選任した登録の割合が高く、デザインと商標はそれぞれ75.4%、77.1%で低いことが分かった。

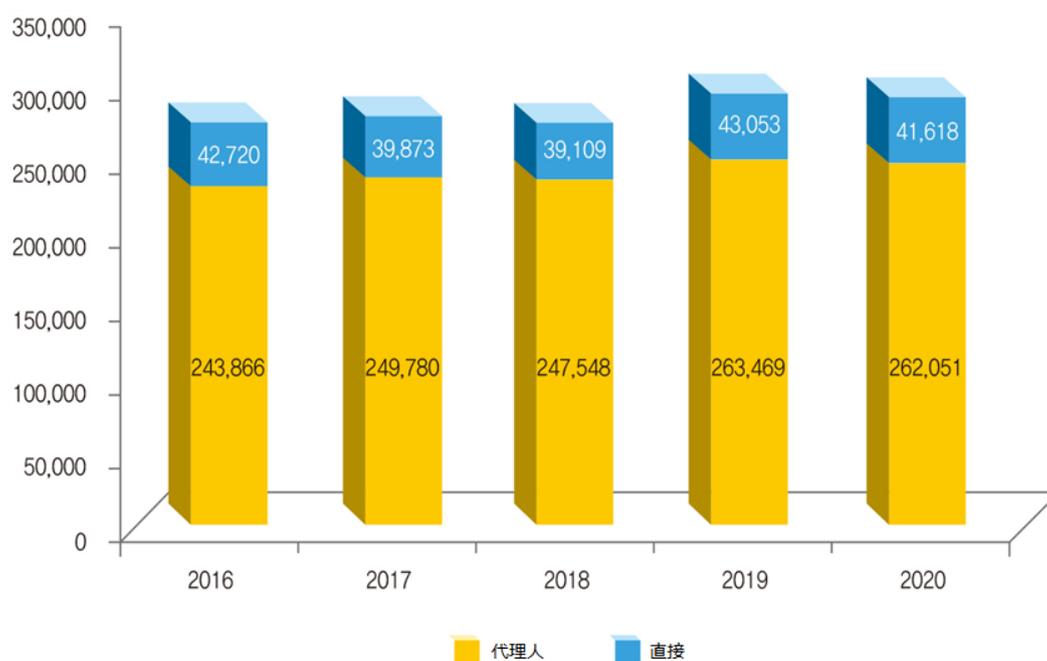
<表VII-3-7>年度別の代理人有無別登録状況

(単位:件、%)

区分	特許		実用新案		デザイン		商標		計	
	代理人 登録	直接 登録								
2020 件数	132,362	2,404	1,930	126	38,220	12,474	89,539	26,614	262,051	41,618

年	構成比	98.2	1.8	93.9	6.1	75.4	24.6	77.1	22.9	86.3	13.7
2019年	件数	123,472	2,189	2,256	161	40,820	12,030	96,921	28,673	263,469	43,053
	構成比	98.3	1.7	93.3	6.7	77.2	22.8	77.2	22.8	86.0	14.0
2018年	件数	116,549	2,463	2,538	177	38,732	11,173	89,729	25,296	247,548	39,109
	構成比	97.9	2.1	93.5	6.5	77.6	22.4	78.0	22.0	86.4	13.6
2017年	件数	118,139	2,523	2,804	189	37,759	11,534	91,078	25,627	249,780	39,873
	構成比	97.9	2.1	93.7	6.3	76.6	23.4	78.0	22.0	86.2	13.8
2016年	件数	106,534	2,341	2,657	197	42,235	13,367	92,440	26,815	243,866	42,720
	構成比	97.8	2.2	93.1	6.9	76.0	24.0	77.5	22.5	85.1	14.9

直近5年間の代理人有無別登録状況(単位:件)



ホ. 内国人・外国人別の登録状況

2020年の設定登録状況を内国人と外国人別に区分して見ると、内国人は245,784件(80.9%)で前年度より0.1%増加し、外国人は57,885件(19.1%)で前年度より5.2%減

少した。

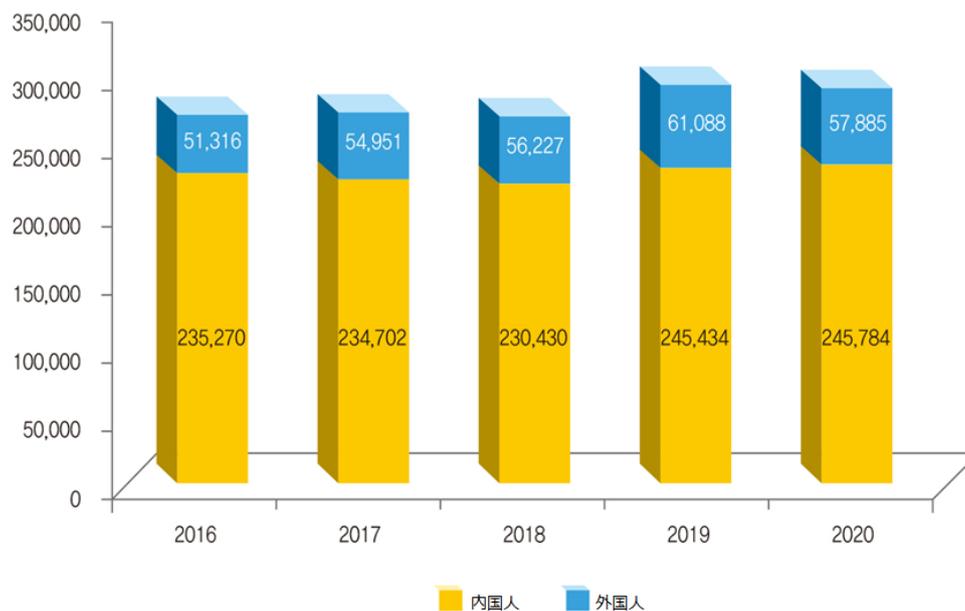
<表Ⅶ-3-8>直近5年間の内国人・外国人登録状況

(単位：件、%)

区分	2016年	2017年	2018年	2019年	2020年	前年比 増減率
内国人	235,270 (82.1)	234,702 (81.0)	230,430 (80.4)	245,434 (80.1)	245,784 (80.9)	0.1
外国人	51,316 (17.9)	54,951 (19.0)	56,227 (19.6)	61,088 (19.9)	57,885 (19.1)	△5.2
合計	286,586 (100.0)	289,653 (100.0)	286,657 (100.0)	306,522 (100.0)	303,669 (100.0)	△0.9

* ()は占有率

直近5年間の内国人・外国人登録状況(単位：件)



へ. 内国人による地域別登録状況

2020年の内国人による登録状況を市・道別住民登録上の住居地基準で見ると、ソウル36.7%、京畿28.3%で、ソウル・京畿地域の居住者が65.0%で最も高く、ソウル・京畿以外の地方自治体の中では、仁川市4.0%、大田市4.0%、釜山市3.6%の順で高
648/694

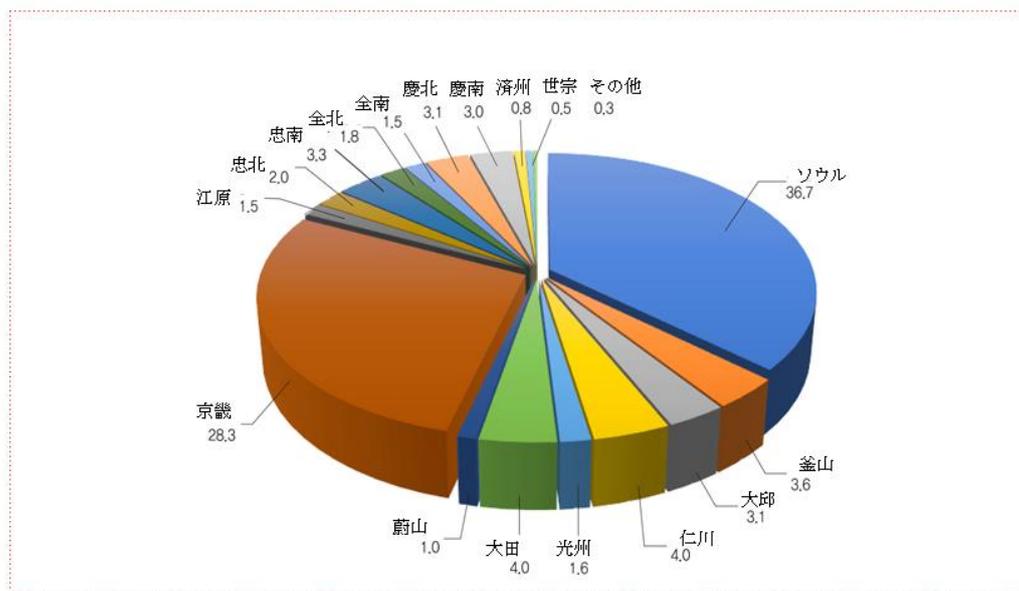
かった。

<表Ⅶ-3-9> 2020年の市・道別登録状況

(単位：件、%)

区分	ソウル	釜山	大邱	仁川	光州	大田	蔚山	京畿	江原
件数	90,136	8,900	7,603	9,881	3,818	9,778	2,544	69,585	3,809
構成比	36.7	3.6	3.1	4.0	1.6	4.0	1.0	28.3	1.5
区分	忠北	忠南	全北	全南	慶北	慶南	済州	世宗	その他
件数	4,859	8,014	4,461	3,611	7,542	7,312	1,887	1,253	791
構成比	2.0	3.3	1.8	1.5	3.1	3.0	0.8	0.5	0.3

2020年の市・道別登録状況



ト．外国人による国別設定登録状況

2020年の新規設定登録件数において、外国人による登録を国別に見ると、全体登録件数の57,885件のうち、米国が14,856件(25.7%)、日本が14,656件(25.3%)を占め、これら2カ国の登録件数が51.0%を占めている。

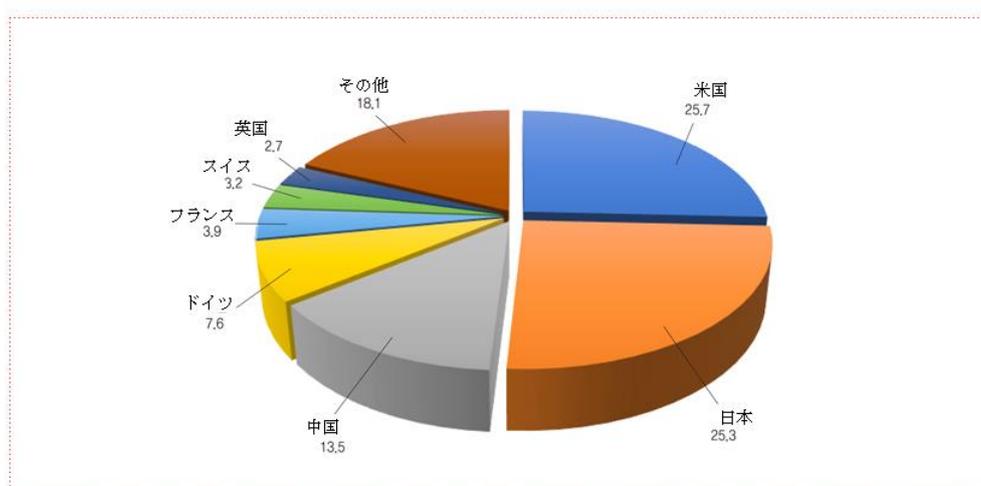
＜表Ⅶ－3－10＞2020年外国国家別の設定登録状況

(単位：件、%)

区分	米国	日本	中国	ドイツ	フランス	スイス	英国	その他	合計
特許	8,504	10,819	2,041	2,598	1,036	686	554	4,647	30,885
実用新案	27	12	83	5	3	1	2	81	214
特・実小計	8,531	10,831	2,124	2,603	1,039	687	556	4,728	31,099
デザイン	1,503	1,007	747	381	265	339	104	1,179	5,525
商標	4,822	2,818	4,929	1,427	982	805	899	4,579	21,261
合計	14,856	14,656	7,800	4,411	2,286	1,831	1,559	10,486	57,885
構成比	25.7	25.3	13.5	7.6	3.9	3.2	2.7	18.1	100

* 商標は国際商標(マドリッド)を含み、デザインは国際デザイン(ハーグ)を含む。

2020年国家別の設定登録状況(構成比)



チ. 最多登録法人の状況

2020年の内国人による最多登録法人は、サムスン電子(株)、LG電子(株)等の順であった。最多登録順位20位圏内の電子・自動車分野の法人は主に特許権の割合が高く、生活密着形用品分野の法人は主にデザイン・商標権に相対的に登録の割合が高かった。これは、法人が注力する製品分野と密接な関連があると分析される。

＜表Ⅶ－3－11＞2020年の韓国内最多登録法人の状況

(単位：件)

順位	法人名	特許	実用新案	デザイン	商標	計
1	サムスン電子	28,353	9	6,814	3,738	38,914
2	LG電子	23,419	1	4,553	5,935	33,908
3	現代自動車	16,160	0	2,568	1,577	20,305
4	LG化学	16,532	4	175	308	17,019
5	LG生活健康	1,685	118	1,531	12,897	16,231
6	LGディスプレイ	15,717	4	205	53	15,979
7	AMORE PACIFIC	2,035	289	968	11,384	14,676
8	POSCO	13,492	0	39	947	14,478
9	サムスンディスプレイ	11,618	4	256	49	11,927
10	CJ	857	51	3,474	4,050	8,432
11	KIA自動車	4,421	0	2,362	1,333	8,116
12	KT	4,443	2	255	2,778	7,478
13	LGイノテック	6,504	0	515	42	7,061
14	サムスン重工業	6,202	208	251	135	6,796
15	大韓民国	5,804	135	761	0	6,700
16	韓国電子通信研究院	5,567	0	58	96	5,721
17	韓国科学技術院	5,572	4	35	109	5,720
18	ソウル大学産学協力団	5,265	4	50	368	5,687
19	SKテレコム	3,310	2	91	1,770	5,173
20	国防科学研究所	4,420	3	9	8	4,440

*内国法人を対象とする。共同権利者基準

第2節 年次登録の状況

情報顧客支援局 登録課 電算事務官 ヨ・ウンヨン

産業財産権は新規設定登録の後も権利存続期間の間は、所定の年次登録料を納付してこそ、権利を存続させることができる。権利者の産業財産権保有・活用意志を表す指標の年次登録件数は、2020年は887,984件で前年比5.0%増加し、権利別には特許、デザインがそれぞれ5.4%、4.6%増加したのに対し、実用新案は10.0%減少した。

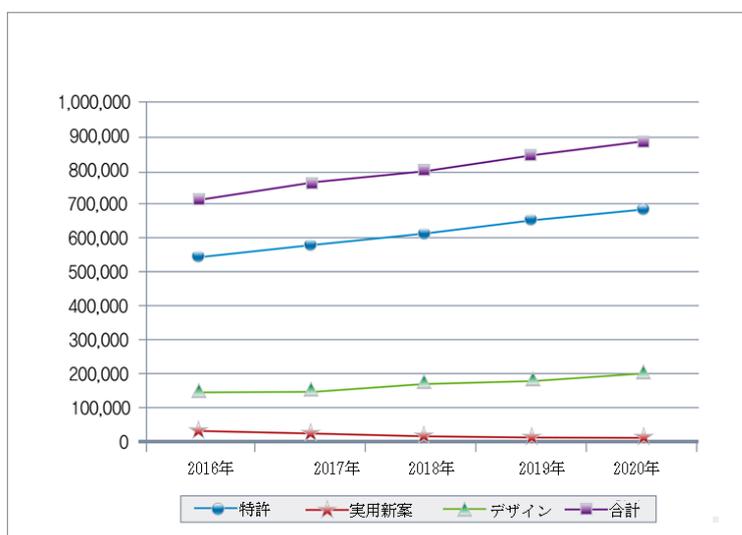
＜表Ⅶ-3-12＞直近5年間の権利別年次登録状況

(単位：件、%)

権利別 年度別	2016年	2017年	2018年	2019年	2020年
特許	549,893(9.9)	590,768(7.4)	612,701(3.7)	644,189(5.1)	679,100(5.4)
実用新案	18,536(△12.0)	17,839(△3.8)	15,844(△11.2)	14,036(△11.4)	12,630(△10.0)
デザイン	144,932(7.0)	158,394(9.3)	171,812(8.5)	187,701(9.2)	196,254(4.6)
合計	713,361(8.6)	767,001(3.3)	800,357(4.3)	845,926(5.7)	887,984(5.0)

* ()は前年比の増減率

直近5年間の権利別年次登録状況



第3節 存続権利の状況

情報顧客支援局 登録課 電算事務官 ヨ・ウンヨン

韓国の産業財産権登録は1948年に11件(特許4件、実用新案2件、デザイン5件)であったのが、2020年末現在は全体で5,787,113件が登録され、このうち存続期間の満了、登録料の未納、権利放棄、無効審決等で消滅した権利は2,901,813件であり、存続権利の件数は2,885,300件である。

内国人と外国人で区別すると、内国人は全体件数4,617,412件のうちの2,281,807件であり、外国人は全体件数1,169,701件のうちの603,493件を維持している。

＜表Ⅶ－3－13＞2020年現在の存続権利状況

(単位：件、%)

区分		内国人		外国人		合計	
		件数	構成比	件数	構成比	件数	構成比
特許	登録	1,547,680	100	601,531	100	2,149,211	100
	消滅	707,268	45.7	335,948	55.8	1,043,216	48.5
	存続	840,412	54.3	265,583	44.2	1,105,995	51.5
実用新案	登録	448,114	100	16,038	100	464,152	100
	消滅	428,551	95.6	14,917	93.0	443,468	95.5
	存続	19,563	4.4	1,121	7.0	20,684	4.5
デザイン	登録	975,266	100	92,466	100	1,067,732	100
	消滅	643,921	66.0	50,105	54.2	694,026	65.0
	存続	331,345	34.0	42,361	45.8	373,706	35.0
商標	登録	1,646,352	100	459,666	100	2,106,018	100
	消滅	555,865	33.8	165,238	35.9	721,103	34.2

2020年度知的財産白書

	存続	1,090,487	66.2	294,428	64.1	1,384,915	65.8
合計	登録	4,617,412	100	1,169,701	100	5,787,113	100
	消滅	2,335,605	50.6	566,208	48.4	2,901,813	50.1
	存続	2,281,807	49.4	603,493	51.6	2,885,300	49.9

第4節 マドリード国際商標登録の状況

情報顧客支援局 登録課 電算事務官 ヨ・ウンヨン

韓国は2003年4月10日にマドリード議定書に加入した後、2004年4月27日に初めて国際商標が登録され、2020年末現在の全体登録件数は123,828件である。国別の国際商標最多登録国は米国、中国、日本、ドイツ、フランス等の順であった。

2004年は新規設定登録業務だけ行ったが、2005年以降からは国際商標登録と関連した商標権の移転、変更、放棄等の諸般登録業務も併行している。

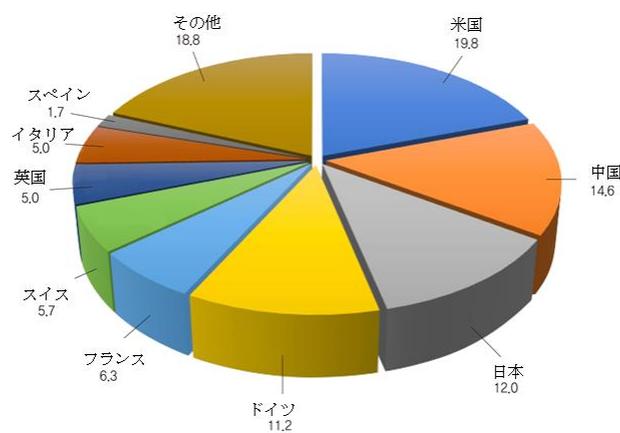
2020年の国際商標登録件数を見ると、全体件数11,194件のうち、米国2,216件(19.8%)、中国1,629件(14.6%)、日本1,342件(12.0%)であった。

＜表Ⅶ－3－14＞2020年の国別国際商標(マドリード)登録状況

(単位：件、%)

区分	米国	ドイツ	日本	フランス	中国	スイス	イタリア	英国	スペイン	その他	合計
登録	2,216	1,629	1,342	1,251	709	635	561	559	185	2,107	11,194
構成比	19.8	14.6	12.0	11.2	6.3	5.7	5.0	5.0	1.7	18.8	100.0

2020年の国別国際商標(マドリード)登録状況(構成比)



第5節 ハーグ国際デザイン登録の状況

情報顧客支援局 登録課 電算事務官 ヨ・ウンヨン

2014年に韓国はハーグ協定に加入した以降、2014年7月1日から2020年末まで登録された国際デザイン出願件数は、全体で8,674件であった。国別の国際デザイン最多登録国はドイツ、日本、スイスの順であった。

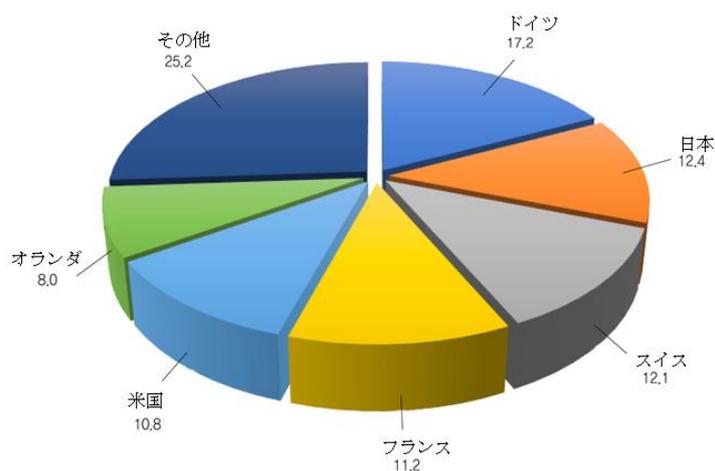
2020年の国際デザイン登録件数を見ると、全体登録件数1,616件のうち、ドイツ278件(17.2%)、日本201件(12.4%)、スイス195件(12.1%)であった。

<表Ⅶ-3-15> 2020年の国別国際デザイン(ハーグ)登録状況

(単位：件、%)

区分	ドイツ	日本	スイス	フランス	米国	オランダ	その他	合計
登録	278	201	195	181	174	129	458	1,616
構成比	17.2	12.4	12.1	11.2	10.8	8.0	25.2	100.0

2020年の国別国際デザイン(ハーグ)登録状況(構成比)



第4章 審査分野

第1節 総括

特許審査企画局 特許審査企画課 工業主査 コン・ヨングァン

2020年の産業財産権1次審査処理の全体件数は46万件余りで、2019年に比べ小幅減少した。権利別に見ると、特許18万6,495件、実用新案4,336件、商標20万7,692件、デザイン6万1,695件を処理し、特許、実用新案の審査処理件数が前年度に比べ7.5%増加したのに対し、商標、デザインの審査処理件数が7.9%減少した。

PCT国際調査申請件数は前年度に比べ3.0%増加し、PCT国際調査報告書の作成件数は28,536件で、前年度の27,154件に比べて5.1%増加した。

一方、審査処理期間については、特許・実用新案11.1ヵ月、商標8.9ヵ月、デザイン4.6ヵ月を達成し、商標は前年度に比べやや遅れ、デザインは前年度に比べ早く処理された。

<表Ⅶ-4-1> 権利別の審査処理状況

(単位：件)

区分	特許及び実用新案			デザイン	商標	計
	特許	実用新案	小計			
2005年	131,115	49,317	180,432	40,820 (41,987)	124,892 (171,000)	346,144 (393,419)
2006年	195,395	45,270	240,665	46,381 (48,369)	128,457 (172,045)	415,503 (461,079)
2007年	129,147	14,407	143,554	56,584 (58,587)	127,709 (171,858)	327,847 (373,999)
2008年	95,504	13,824	109,328	50,117 (51,492)	117,796 (162,697)	277,241 (323,517)

2009年	94,300	11,208	105,508	41,484 (43,769)	89,638 (109,245)	236,630 (258,522)
2010年	125,633	12,307	137,940	48,023 (49,778)	106,945 (133,212)	292,908 (320,930)
2011年	174,283	17,953	192,236	55,081 (60,550)	123,773 (153,322)	371,090 (406,108)
2012年	163,246	13,615	176,861	62,834 (65,039)	113,136 (137,674)	352,831 (379,574)
2013年	181,871	12,063	193,934	64,421 (67,021)	145,072 (172,607)	403,427 (433,562)
2014年	166,915	9,341	176,256	68,847 (71,851)	147,602 (178,240)	392,705 (426,347)
2015年	164,773	7,569	172,342	65,284 (69,399)	164,583 (198,981)	402,209 (440,722)
2016年	174,717	7,320	182,037	62,938 (66,706)	160,035 (192,422)	405,010 (441,165)
2017年	170,532	6,613	177,145	59,728 (63,245)	163,883 (204,689)	400,756 (445,079)
2018年	161,290	5,618	166,908	57,213 (60,670)	169,612 (216,961)	393,733 (444,539)
2019年	172,371	5,094	177,465	60,332 (63,996)	176,180 (228,542)	413,977 (470,003)
2020年	186,495	4,336	190,831	58,300 (61,695)	162,375 (207,692)	411,506 (460,218)

*1次審査処理基準である。

*デザイン・商標の場合、()は複数デザイン・多類商標の基準である。

*特・実は、その他処分(審査請求前の取下げ、放棄、無効等)含み、デザイン・商標は、取下げ、放棄、無効は含まない。

第2節 特許・実用新案の審査

1. 特許出願の審査状況

特許審査企画局 特許審査企画課 工業主事 コン・ヨングァン

2020年の特許出願1次審査処理件数は186,495件で、2019年に比べ8.2%の増加であった。その中で6.2%に該当する11,483件が1次審査と同時に登録決定され、91.3%に該当する17万299件については意見提出通知書が通知された。審査請求した日から1次審査まで必要とされた特許審査処理期間は主要国レベルである11.1ヵ月を維持した。

＜表Ⅶ－4－2＞特許1次審査の処理状況

(単位：件)

区分	計	登録決定	意見提出の 通知	その他の通知	取下げ・放棄	審査処理 期間
2011年	174,283 (100%)	17,280 (9.9%)	153,326 (88.0%)	676 (0.4%)	3,001 (1.7%)	16.8ヵ月
2012年	163,246 (100%)	17,115 (10.5%)	141,890 (86.9%)	477 (0.3%)	3,764 (2.3%)	14.8ヵ月
2013年	181,871 (100%)	18,713 (10.3%)	158,828 (87.3%)	431 (0.2%)	3,899 (2.1%)	13.2ヵ月
2014年	166,915 (100%)	15,798 (9.5%)	146,913 (88.0%)	879 (0.5%)	3,325 (2.0%)	11.0ヵ月
2015年	164,773 (100%)	10,433 (6.3%)	149,484 (90.7%)	947 (0.6%)	3,909 (2.4%)	10.0ヵ月
2016年	174,717 (100%)	7,855 (4.5%)	163,281 (93.5%)	991 (0.6%)	2,590 (1.5%)	10.6ヵ月
2017年	170,532 (100%)	9,712 (5.7%)	157,603 (92.4%)	1,007 (0.6%)	2,210 (1.3%)	10.4ヵ月
2018年	161,290	9,126	148,772	1,202	2,190	10.3ヵ月

	(100%)	(5.7%)	(92.2%)	(0.7%)	(1.4%)	
2019年	172,371 (100%)	9,637 (5.6%)	158,527 (92.0%)	1,613 (0.9%)	2,594 (1.5%)	10.8ヵ月
2020年	186,495 (100%)	11,483 (6.2%)	170,299 (91.3%)	1,990 (1.1%)	2,723 (1.5%)	11.1ヵ月

1次審査処理時に意見提出の通知なしで登録査定される割合は、2005年以降は約20%台を維持していたが、2013年10.3%、2014年9.5%、2015年6.3%、2016年4.5%、2017年5.7%、2018年5.7%、2019年5.6%の減少傾向を維持している。これは、2008年6月に世界的な審査品質重視の基調に合わせ、審査品質中心の特許審査政策へとパラダイムが転じた後、さまざまな審査品質向上に向けた政策を施行した結果と分析される。

2020年の特許出願に対する審査終結処理の全体件数は17万7,556件であり、2019年に比べ4.3%の増加であった。このうちの71.1%に該当する12万6,228件が登録査定となり、26.7%に該当する4万7,331件が拒絶査定となった。これは、前年に比べ登録査定件数が9.5%増加し、拒絶査定件数が7.1%減少したものである。出願の取消・放棄・無効は3,997件で、全体審査終結処理件数の2.3%に該当し、2019年に比べ2.1%の増加となった。

<表Ⅶ-4-3>特許審査終結処理状況

(単位：件)

区分	計	登録査定	拒絶査定	取下げ・放棄・無効
2011年	151,184 (100%)	98,979 (65.5%)	49,204 (32.5%)	3,001 (2.0%)
2012年	163,912 (100%)	108,236 (66.0%)	51,912 (31.7%)	3,764 (2.3%)
2013年	179,794 (100%)	121,866 (67.8%)	54,029 (30.1%)	3,899 (2.1%)

2014年	177,289 (100%)	120,353 (67.9%)	53,611 (30.2%)	3,325 (1.9%)
2015年	149,620 (100%)	92,748 (62.0%)	52,963 (35.4%)	3,909 (2.6%)
2016年	172,024 (100%)	101,641 (59.1%)	66,046 (38.4%)	4,337 (2.5%)
2017年	176,712 (100%)	110,063 (62.3%)	62,781 (35.5%)	3,868 (2.2%)
2018年	165,378 (100%)	106,129 (64.2%)	55,613 (33.6%)	3,636 (2.2%)
2019年	170,160 (100%)	115,302 (67.8%)	50,944 (29.9%)	3,914 (2.3%)
2020年	177,556 (100%)	126,228 (71.1%)	47,331 (26.7%)	3,997 (2.3%)

2. 実用新案登録出願の審査状況

実用新案登録出願の1次審査処理件数は、1999年7月に実用新案先登録制度の施行前に出願された出願量の審査請求が減少したことで、2005年17件、2006年10件と審査処理件数が減少したが、2006年10月に実用新案先登録制度が廃止され、実用新案審査主義に転換したことで、実用新案の審査請求件数が増加し、2017年には6,613件、2020年には4,336件が審査処理された。

<表Ⅶ-4-4> 実用新案の1次審査処理状況

(単位：件)

区分	計	登録査定	意見提出通知	その他通知	取下・放棄
2011年	17,796 (100%)	2,220 (12.5%)	14,968 (84.1%)	72 (0.4%)	536 (3.0%)
2012年	13,549 (100%)	1,714 (12.7%)	11,352 (83.8%)	51 (0.4%)	432 (3.2%)

2013年	12,018 (100%)	1,451 (12.1%)	10,085 (83.9%)	41 (0.3%)	441 (3.7%)
2014年	9,329 (100%)	874 (9.4%)	8,015 (86.0%)	45 (0.5%)	395 (4.2%)
2015年	7,569 (100%)	425 (5.6%)	6,856 (90.6%)	39 (0.5%)	249 (3.3%)
2016年	7,320 (100%)	316 (4.3%)	6,847 (93.5%)	25 (0.3%)	132 (1.8%)
2017年	6,613 (100%)	328 (5.0%)	6,149 (93.0%)	13 (0.2%)	123 (1.9%)
2018年	5,618 (100%)	235 (4.2%)	5,258 (93.6%)	12 (0.2%)	113 (2.0%)
2019年	5,094 (100%)	225 (4.4%)	4,739 (93.0%)	21 (0.4%)	109 (2.1%)
2020年	4,336 (100%)	216 (5.0%)	4,007 (92.4%)	14 (0.3%)	99 (2.3%)

実用新案の審査最終処理件数も2005年158件、2006年7件と減少が続いたが、2019年には5,361件を記録した。実用新案の登録査定率は2005年53.2%、2006年42.9%に減少したが、2007年の74.7%を除外すると2011年45.1%、その後2019年に43.4%となり、40%台を維持している。

<表Ⅶ-4-5> 実用新案の審査最終処理状況

(単位：件)

区分	計	登録査定	拒絶査定	取下げ・放棄
2011年	15,559 (100%)	7,013 (45.1%)	8,010 (51.5%)	536 (3.4%)
2012年	14,894 (100%)	7,003 (47.0%)	7,459 (50.1%)	432 (2.9%)
2013年	12,719	6,086	6,192	441

	(100%)	(47.8%)	(48.7%)	(3.5%)
2014年	10,398 (100%)	5,067 (48.7%)	4,936 (47.5%)	395 (3.8%)
2015年	7,228 (100%)	3,204 (44.3%)	3,775 (52.2%)	249 (3.5%)
2016年	7,417 (100%)	2,934 (39.6%)	4,214 (56.8%)	269 (3.6%)
2017年	6,992 (100%)	3,031 (43.3%)	3,726 (53.3%)	235 (3.4%)
2018年	6,097 (100%)	2,619 (43.0%)	3,282 (53.8%)	196 (3.2%)
2019年	5,361 (100%)	2,329 (43.4%)	2,815 (52.5%)	217 (4.0%)
2020年	4,422 (100%)	1,994 (45.1%)	2,254 (51.0%)	174 (3.9%)

3. PCT国際調査及び予備審査状況

2020年のPCT国際特許出願の国際調査報告書は、2019年に比べ5.1%増加した28,536件を作成し、PCT予備審査報告書は、2019年に比べ23.7%減少した100件を作成した。

<表Ⅶ-4-6>PCT国際調査及び予備審査状況

(単位：件)

区分	PCT国際調査		PCT予備審査
	国際調査報告書	不作成宣言書	予備審査報告書
2011年	22,986	180	224
2012年	29,704	215	253
2013年	34,234	197	263

2014年	30,128	95	250
2015年	27,958	89	232
2016年	28,107	69	209
2017年	25,920	35	169
2018年	24,104	19	131
2019年	27,154	13	131
2020年	28,536	11	100

第3節 商標・デザイン審査

1. 商標登録出願の審査状況

商標デザイン審査局 商標審査政策課 行政事務官 チョ・ムンサン

イ. 韓国における商標審査

2020年の商標登録出願1次審査処理件数は178,729件であり、このうちの57.1%に該当する102,112件は出願公告の決定、42.9%に該当する76,617件は意見提出の通知を行った。1次審査の処理期間は、2020年は8.7ヵ月で、2019年の6.5ヵ月より2.2ヵ月伸びた。

<表VII-4-7> 商標登録出願の1次審査処理状況

(単位：件、%)

区分	計	出願公告	意見提出	審査処理期間
2014年	178,237 (100)	94,109 (52.8)	84,128 (47.2)	6.5ヵ月
2015年	198,981 (100)	108,445 (54.5)	90,536 (45.5)	4.6ヵ月
2016年	192,422 (100)	107,564 (55.9)	84,858 (44.1)	4.9ヵ月
2017年	182,396 (100)	102,507 (56.2)	79,889 (43.8)	4.8ヵ月
2018年	188,161 (100)	104,053 (55.3)	84,108 (44.7)	5.3ヵ月
2019年	198,639 (100)	105,875 (53.3)	92,764 (46.7)	6.5ヵ月
2020年	178,729 (100)	102,112 (57.1)	76,617 (42.9)	8.7ヵ月

*多類²⁸商標基準、審査処理期間は12月末基準、()は構成比

²⁸ 多類：1商標多類出願制度に基づいて類の個数を基準に出願件数を算定する方式
単類：類の個数と関係なしに出願書を基準に出願件数を算定する方式

最終的な審査処理件数は180,793件で、このうちの82.9%である149,806件が登録査定、17.1%である30,987件が拒絶となり、前年度に比べ登録査定率が小幅増加した。

<表Ⅶ-4-8> 商標登録出願審査の終結処理状況

(単位：件、%)

区分	計	登録査定	拒絶査定
2014年	168,837 (100)	134,745 (79.8)	34,092 (20.2)
2015年	193,023 (100)	154,615 (80.1)	38,408 (19.9)
2016年	191,980 (100)	155,726 (81.1)	36,254 (18.9)
2017年	181,596 (100)	147,387 (81.2)	34,209 (18.8)
2018年	181,209 (100)	149,050 (82.3)	32,159 (17.7)
2019年	199,152 (100)	163,252 (82.0)	35,900 (18.0)
2020年	180,793 (100)	149,806 (82.9)	30,987 (17.1)

*多類商標基準、()は構成比

ロ. 国際商標審査

2020年の国際商標1次審査処理件数は28,963件で、このうちの21.7%に該当する6,293件は出願公告の決定、78.3%に該当する22,670件は意見提出の通知を行った。2020年の国際商標審査1次審査処理期間は10.4ヵ月であった。

<表Ⅶ-4-9> 国際商標登録出願の1次審査処理状況

(単位：件、%)

区分	計	出願公告	意見提出	審査処理期間
2014年	24,447 (100)	6,450 (26.4)	17,997 (73.6)	5.8ヵ月

2015年	22,621 (100)	4,858 (21.5)	17,763 (78.5)	5.5ヵ月
2016年	26,431 (100)	4,935 (18.7)	21,496 (81.3)	4.7ヵ月
2017年	22,293 (100)	4,474 (20.1)	17,819 (79.9)	6.7ヵ月
2018年	28,800 (100)	5,848 (20.3)	22,952 (79.7)	6.4ヵ月
2019年	29,903 (100)	6,249 (21.5)	23,654 (78.5)	8.9ヵ月
2020年	28,963 (100)	6,293 (21.7)	22,670 (78.3)	10.4ヵ月

*多類商標基準、審査処理期間は12月末基準、()は構成比

最終的な審査処理件数は29,973件で、このうちの79.0%である23,693件が登録査定され、21.0%である6,280件が拒絶された。

<表Ⅶ-4-10> 国際商標登録出願の審査最終処理状況

(単位：件、%)

区分	計	登録査定	拒絶査定
2014年	21,667 (100)	16,650 (76.8)	5,017 (23.2)
2015年	21,078 (100)	15,866 (75.3)	5,212 (24.7)
2016年	22,857 (100)	17,298 (75.7)	5,559 (24.3)
2017年	24,781 (100)	19,576 (79.0)	5,205 (21.0)
2018年	23,725 (100)	19,187 (80.9)	4,538 (19.1)
2019年	30,331 (100)	24,493 (80.1)	5,838 (19.9)
2020年	29,973 (100)	23,693 (79.0)	6,280 (21.0)

*多類商標基準、()は構成比

2. デザイン登録出願の審査状況

商標デザイン審査局 商標審査政策課 行政事務官 チョ・ムンサン

デザイン登録出願1次審査処理件数は61,695件で、このうちの52.9%に該当する32,640件は登録査定、47.1%に該当する29,055件は意見提出の通知を行った。

2020年の1次審査処理期間は4.6ヵ月であった。

<表Ⅶ-4-11>デザイン登録出願の1次審査処理状況

(単位：件、%)

区分	計	登録査定	意見提出	審査処理期間
2014年	71,851 (100)	34,149 (47.5)	37,702 (52.5)	6.5ヵ月
2015年	69,399 (100)	29,000 (41.8)	40,399 (58.2)	4.4ヵ月
2016年	66,706 (100)	32,755 (49.1)	33,951 (50.9)	4.7ヵ月
2017年	63,245 (100)	30,598 (51.6)	32,647 (51.6)	4.9ヵ月
2018年	60,670 (100)	28,708 (47.3)	31,962 (52.7)	4.9ヵ月
2019年	63,996 (100)	32,190 (50.3)	31,806 (49.7)	5.4ヵ月
2020年	61,695 (100)	32,640 (52.9)	29,055 (47.1)	4.6ヵ月

*国内/国際を含む。複数デザイン基準、審査処理期間は年平均基準、()は構成比

最終的な審査処理件数は61,877件で、この中で87.4%に該当する54,101件は登録査定、12.6%に該当する7,776件は拒絶査定となった。

＜表Ⅶ - 4 - 12＞デザイン登録出願の審査終結処理状況

(単位：件、%)

区分	計	登録査定	拒絶査定
2014年	73,036 (100)	61,323 (84.0)	11,713 (16.0)
2015年	69,139 (100)	59,067 (85.4)	10,072 (14.6)
2016年	67,800 (100)	58,304 (86.0)	9,496 (14.0)
2017年	61,458 (100)	53,480 (87.0)	7,978 (13.0)
2018年	60,839 (100)	52,750 (86.7)	8,089 (13.3)
2019年	65,044 (100)	56,989 (87.6)	8,055 (12.4)
2020年	61,877 (100)	54,101 (87.4)	7,776 (12.6)

*複数デザイン基準、()は構成比

3. 異議審査の状況

商標デザイン審査局 商標審査政策課 行政事務官 チョ・ムンサン

商標、デザイン及び国際商標に対する異議申立件数及び異議申立率、異議認容率等は、以下の表のとおりである。国内商標を基準として見ると、2020年の商標登録異議申立件数は1,275件で出願公告件数の1.4%に該当し、異議決定件数のうち、異議申立に理由があると認容された割合は29.8%であった。

＜表Ⅶ - 4 - 13＞異議申立件数、異議申立率及び異議認容率

(単位：件、%、ヵ月)

区分	2018年			2019年			2020年		
	商標	国際 商標	デザ イン	商標	国際 商標	デザ イン	商標	国際 商標	デザ イン
公告/登録件(A)	104,135	5,848	9,746	93,684	4,873	9,920	90,270	4,672	12,842

異議申立件(B)	1,552	45	34	1,804	47	28	1,275	43	65
異議申立率(B/A)	1.5	0.8	0.4	1.9	1.0	0.3	1.4	0.9	0.5
異議決定件(C)	1460	43	44	1,470	51	23	1,379	43	32
異議認容件(D)	537	4	32	457	11	34	411	4	22
異議認容率(D/C)	36.8	9.3	72.7	31.1	21.6	67.6	29.8	9.3	68.8

第5章 審判分野

第1節 審判請求及び処理状況

1. 権利別の審判請求及び処理件数状況

特許審判院 審判政策課 工業事務官 チェ・ヨンヒ

審判請求件数は2020年7,648件で、前年に比べて20.6%減少した。これは、拒絶決定不服審判請求が前年度の4,300件余りから2020年3,200件余りに減少したからである。権利別に見ると、特許、実用新案、デザイン、商標がそれぞれ20.6%、35.3%、0.5%、10.8%減少した。

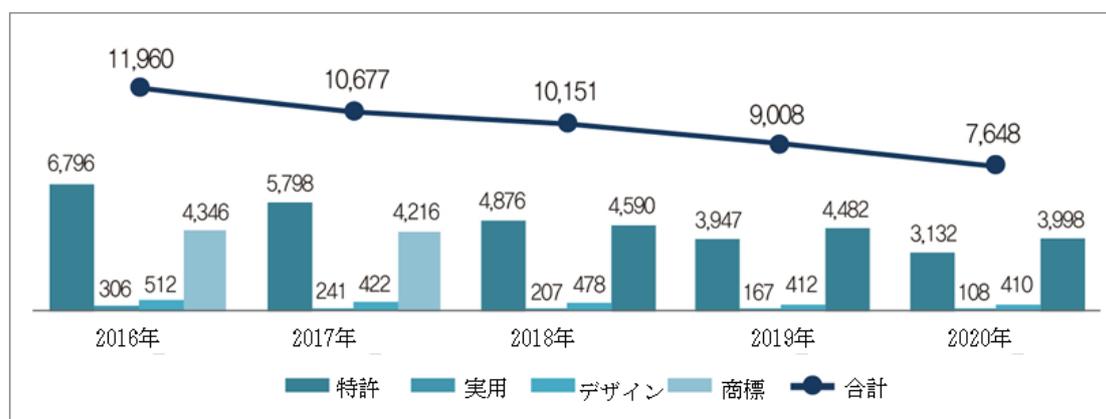
<表Ⅶ-5-1> 権利別の審判請求状況

(単位：件、%)

年度		2016	2017	2018	2019	2020
請求 (増加率)	特許	6,796 (△25.4)	5,798 (△14.7)	4,876 (△15.9)	3,947 (△19.1)	3,132 (△20.6)
	実用	306 (21.4)	241 (△21.2)	207 (△14.1)	167 (△19.3)	108 (△35.3)
	デザイン	512 (7.3)	422 (△17.6)	478 (13.3)	412 (△13.8)	410 (△0.5)
	商標	4,346 (4.8)	4,216 (△3.0)	4,590 (8.9)	4,482 (△2.4)	3,998 (△10.8)
	計	11,960 (△14.5)	10,677 (△10.7)	10,151 (△4.9)	9,008 (△11.3)	7,648 (△15.1)

*2017年3月に施行された特許取消申請595件を含む（2017年請求111件、2018年請求154件、2019年請求175件、2020年155件）。

<図VII-5-1> 権利別の審判請求状況



審判処理件数は2020年8,680件で、前年度に比べて32.5%減少した。権利別に見ると、特許、実用新案、デザイン、商標が、それぞれ36.2%、11.9%、18.0%、29.9%減少した。

<表VII-5-2> 権利別の審判処理及び審査前置登録状況

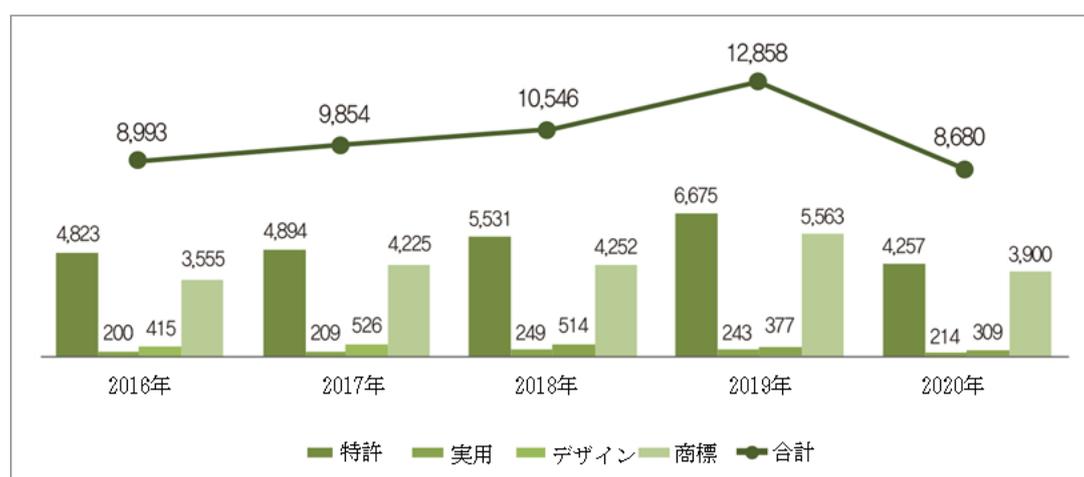
(単位：件、%)

年度		2016年	2017年	2018年	2019年	2020年
処理 (増加率)	特許	4,823 (△7.5)	4,894 (1.5)	5,531 (13.0)	6,675 (20.7)	4,257 (△36.2)
	実用	200 (△9.5)	209 (4.5)	249 (19.1)	243 (△2.4)	214 (△11.9)
	デザイン	415 (△11.5)	526 (26.7)	514 (△2.3)	377 (△26.7)	309 (△18.0)
	商標	3,555 (△2.3)	4,225 (18.8)	4,252 (0.6)	5,563 (30.8)	3,900 (△29.9)
	計	8,993 (△5.8)	9,854 (9.6)	10,546 (7.0)	12,858 (21.9)	8,680 (△32.5)
審査 前置登録 (増加率)	特許	1,122 (△37.2)	257 (△77.1)	71 (△72.4)	34 (△52.1)	23 (△32.4)
	実用	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)
	デザイン	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)
	商標	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)

	計	1,122 (△37.2)	257 (△77.1)	71 (△72.4)	34 (△52.1)	23 (△32.4)
--	---	------------------	----------------	---------------	---------------	---------------

* 処理は無効処分及び前置登録件数は除外

<図Ⅶ-5-2>年度別の審判処理状況



2. 審判請求人別の審判請求状況

2020年の請求人別審判請求件数の割合を見ると、国内企業39.8%、外国企業29.2%で、内国人・外国人を合わせた個人が29.1%を占めた。

<表Ⅶ-5-3>審判請求人別の審判請求状況

(単位：件、%)

年度	2016年	2017年	2018年	2019年	2020年	
韓国個人	特許	832	901	910	821	683
	実用	192	153	122	120	57
	デザイン	224	170	176	146	178
	商標	974	1,052	1,287	1,258	1,248
	計	2,222 (18.6)	2,276 (21.3)	2,495 (24.6)	2,345 (26.0)	2,166 (28.3)
外国個人	特許	41	42	31	21	14
	実用	1	-	-	-	1
	デザイン	-	1	2	1	2
	商標	50	55	49	51	43
	計	92 (0.8)	98 (0.9)	82 (0.8)	73 (0.8)	60 (0.8)

韓国 企業	特許	2,754	2,425	1,992	1,565	1,271
	実用	108	84	73	43	45
	デザイン	235	202	240	235	204
	商標	1,619	1,620	1,748	1,622	1,524
	計	4,716(39.4)	4,331(40.6)	4,053(39.9)	3,465(38.5)	3,044(39.8)
外国 企業	特許	3,253	2,864	2,148	1,381	1,054
	実用	11	4	3	3	5
	デザイン	45	53	47	30	22
	商標	1,523	1,676	1,458	1,491	1,153
	計	4,832(34.5)	4,597(38.4)	3,656(34.2)	2,905(32.2)	2,234(29.2)
公共 研究 機関	特許	145	111	93	59	49
	実用	-	-	-	-	-
	デザイン	1	-	1	-	-
	商標	3	10	9	49	23
	計	149(1.1)	121(1.0)	103(1.0)	108(1.2)	72(1.0)
大学	特許	147	180	177	95	55
	実用	-	1	1	-	-
	デザイン	2	-	-	-	-
	商標	14	6	6	5	1
	計	163(1.2)	187(1.6)	184(1.7)	100(1.1)	56(0.7)
その 他	特許	6	14	12	5	6
	実用	-	-	-	1	-
	デザイン	-	-	1	-	4
	商標	7	11	16	6	6
	計	13(0.1)	25(0.2)	29(0.3)	12(0.1)	16(0.2)

*その他:国、自治団体等

** () は構成比(%)

3. 内国人・外国人間での当事者系審判請求の状況

2020年の当事者系審判は全体で4,128件が請求され、このうちの内国人と内国人間での審判請求は2,853件(69.1%)、内国人と外国人間での審判請求は1,088件(26.4%)、外国人と外国人間での審判請求は187件(4.5%)であった。

＜表Ⅶ-5-4＞内国人・外国人間での当事者系審判請求の状況

(単位：件)

年度		2016年	2017年	2018年	2019年	2020年
内国人 と 内国人	特許	795	771	741	660	582
	実用	97	55	41	36	36
	デザイン	370	309	360	329	332
	商標	1,413	1,502	1,921	1,851	1,903
	計	2,675	2,637	3,063	2,876	2,853
内国人 と 外国人	特許	359	401	213	135	156
	実用	-	1	-	-	1
	デザイン	6	-	3	2	7
	商標	184	211	223	195	222
	計	549	613	439	332	386
外国人 と 内国人	特許	19	9	15	20	13
	実用	-	-	-	-	-
	デザイン	20	21	12	18	17
	商標	939	739	839	940	672
	計	978	769	866	978	702
外国人 と 外国人	特許	7	20	4	11	6
	実用	-	-	-	-	-
	デザイン	-	-	-	2	1
	商標	179	195	170	163	180
	計	186	215	174	176	187
合計	特許	1,180	1,201	973	826	757
	実用	97	56	41	36	37
	デザイン	396	330	375	351	357
	商標	2,715	2,647	3,153	3,149	2,977
	計	4,388	4,234	4,542	4,362	4,128

*内国人と内国人：請求人が内国人・被請求人が内国人

**内国人と外国人：請求人が内国人・被請求人が外国人

***外国人と内国人：請求人が外国人・被請求人が内国人

****外国人と外国人：請求人が外国人・被請求人が外国人

4. 韓国企業・外国企業間での審判請求状況

2020年の韓国企業と外国企業間での審判請求全体件数は637件で、前年度に比べ16.7%の減少であった。外国企業の審判請求は367件(57.6%)で、韓国企業の審判請求の270件(42.4%)より高く、外国企業が審判請求した367件の中には、商標事件が350件(95.4%)で多数を占め、韓国企業が請求した270件の中には、特許事件が151件(55.9%)で多数を占めている。

＜表Ⅶ－5－5＞韓国企業・外国企業間での審判請求状況

(単位：件)

区分			2016年	2017年	2018年	2019年	2020年
請求人	被請求人	権利別					
韓国企業	外国企業	特許	341	395	212	138	151
		実用	-	1	-	-	1
		デザイン	4	-	3	2	2
		商標	118	114	133	102	116
		計	463	510	348	242	270
外国企業	韓国企業	特許	17	8	12	18	11
		実用	-	-	-	-	-
		デザイン	7	5	2	5	6
		商標	600	414	498	500	350
		計	624	427	512	523	367
合計		特許	358	403	224	156	162
		実用	0	1	-	-	1
		デザイン	11	5	5	7	8
		商標	718	528	631	602	466
		計	1,087	937	860	765	637

5. 中小企業・大企業間での審判請求状況

中小企業と大企業間での審判請求件数は、2020年は全体で104件で、前年度に比べ1.0%の増加であった。権利別には商標が84件で80.8%を占め、中小企業と大企業間の商標分野において最も紛争が多く発生している。

＜表Ⅶ－5－6＞ 中小企業・大企業間での審判請求状況

(単位：件)

年度	2016年	2017年	2018年	2019年	2020年
特許	31	24	27	16	17
実用	2	－	－	－	－
デザイン	2	3	3	1	3
商標	90	73	87	86	84
計	125	100	117	103	104

* 中小企業：中小企業基本法に基づく企業(2015年以降からは大企業において中堅企業を除外)

6. 審判処理期間の状況

審判処理期間は2020年は7.8ヵ月で前年比1.8ヵ月が短縮され、特許と実用新案は平均8.8ヵ月、商標デザインは6.9ヵ月かかることがわかった。これは、2020年は、2019年度から処理期間遅延を解消するために処理期間の短縮と待機物量の解消に集中したためである。

＜表Ⅶ－5－7＞ 年度別審判処理期間の状況

(単位：ヵ月)

年度	2016年	2017年	2018年	2019年	2020年
特許・実用	10.0	11.9	15.6	11.4	8.8
商標・デザイン	8.9	9.1	9.0	7.8	6.9
計	9.5	10.5	12.0	9.6	7.8

第2節 特許裁判所の訴訟提起及び判決状況

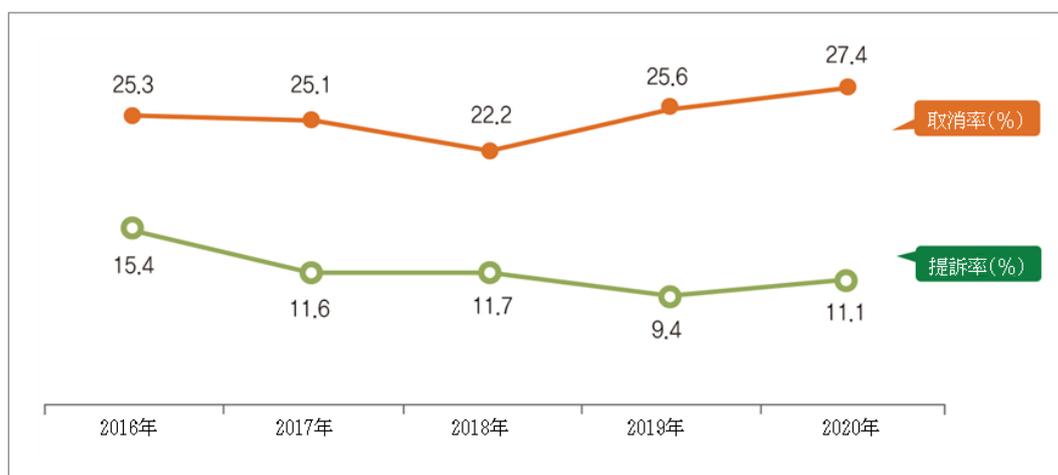
特許審判院 審判政策課 工業事務官 チェ・ヨンヒ

1998年に特許裁判所が設立されて以来、特許審判院の審決に対し特許裁判所に訴を提起した割合は15%台を維持してきたが、2017年以降大幅に減り11%台に減少した。特許裁判所の判決の中で、特許審判院の審決を取消した割合である審決取消率は2020年27.4%で、前年度に比べ1.8%p増加した。

＜表Ⅶ－5－8＞特許裁判所の訴訟提起及び判決状況

(単位：件、%)

年度	2016年	2017年	2018年	2019年	2020年
訴訟提起可能審決	6,417	7,389	7,473	8,992	6,064
訴訟提起	987	859	877	841	673
提訴率(%)	15.4	11.6	11.7	9.4	11.1
判決件数	889	971	887	798	766
取消判決	225	244	197	204	210
取消率(%)	25.3	25.1	22.2	25.6	27.4



第3節 最高裁判所への上告提起及び宣告状況

特許審判院 審判政策課 工業事務官 チェ・ヨンヒ

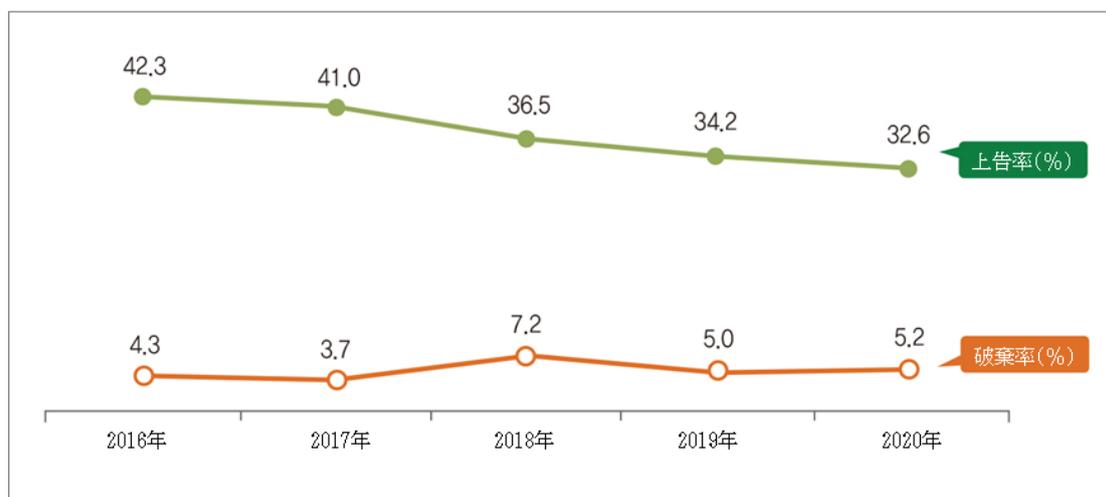
2020年の特許裁判所判決に不服して最高裁判所に上告した割合は、前年度に比べ1.6%p減少した32.6%を記録し、上告審で特許裁判所の判決を破棄した割合は2020年5.2%で、前年度に比べ0.2%p増加したことがわかった。

＜表Ⅶ-5-9＞最高裁判所への上告提起及び宣告状況

(単位：件、%)

年度		2016年	2017年	2018年	2019年	2020年
特許裁判所判決		755	788	684	643	647
上告	件数	319	323	250	220	211
	上告率(%)	42.3	41.0	36.5	34.2	32.6
高裁判所宣告		278	297	276	242	232
破棄	件数	12	11	20	12	12
	上告率(%)	4.3	3.7	7.2	5.0	5.2

*特許裁判所の判決件数：全体判決件数のうち、認容、棄却、却下を意味する。



付録

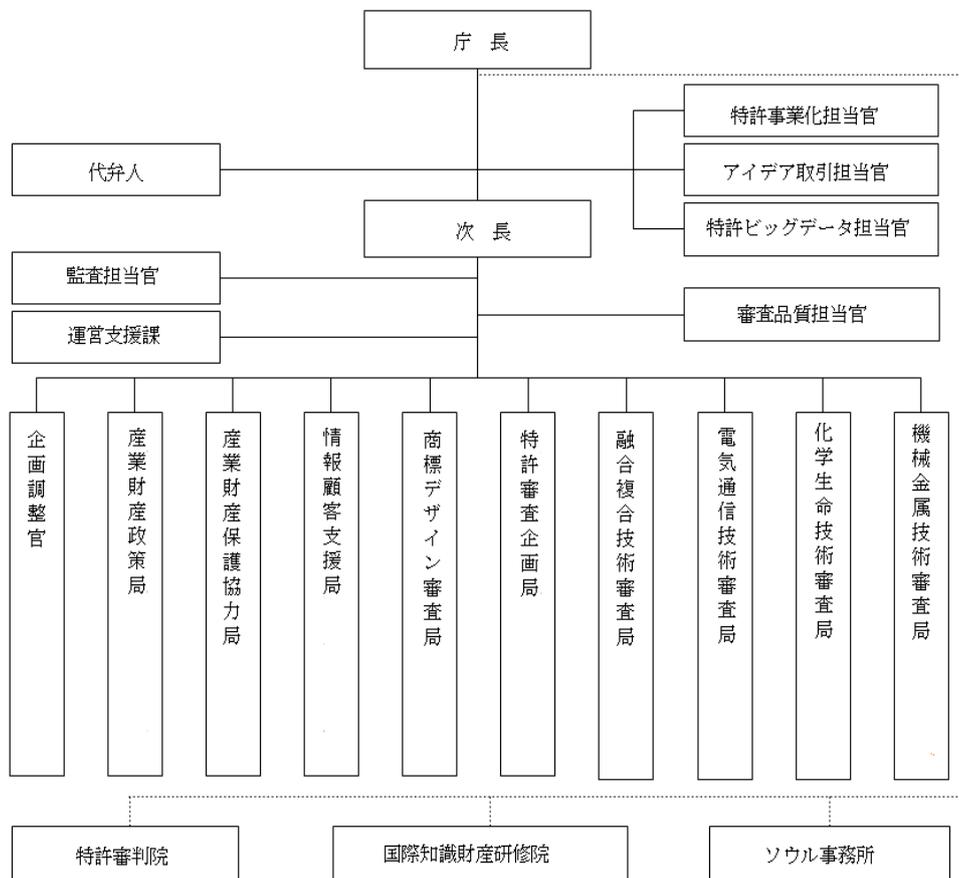
1. 歴代庁長

歴代	氏名(漢字)	任期期間	任命前の直前経歴
初代	裴相穢	1977. 3. 12～1977. 12. 23	工業団地管理庁長
2代	安永哲	1977. 12. 23～1978. 12. 30	特許庁次長
3代	李相燮	1978. 12. 30～1982. 12. 18	商工部次官補
4代	洪性佐	1982. 12. 28～1985. 10. 19	商工部第1次官補
5代	車秀明	1985. 10. 19～1988. 3. 4	商工部第1次官補
6代	朴弘植	1988. 3. 5～1990. 3. 19	特許庁次長
7代	金喆寿	1990. 3. 20～1991. 9. 18	商工部第1次官補
8代	金泰俊	1991. 9. 20～1993. 3. 3	商工部第2次官補
9代	安光沓	1993. 3. 4～1995. 12. 25	商工部第2次官補
10代	鄭海洙	1995. 12. 26～1996. 12. 23	通産部次官補
11代	韓憲洙	1996. 12. 24～1997. 3. 6	通産部通商貿易室長
12代	崔弘建	1997. 3. 7～1998. 3. 8	通産部企画管理室長
13代	金守東	1998. 3. 9～1999. 5. 26	特許庁次長
14代	呉剛鉉	1999. 5. 26～2000. 8. 11	産業資源部次官補
15代	林来圭	2000. 8. 11～2002. 2. 4	特許庁次長
16代	金光琳	2002. 2. 5～2003. 3. 3	予算決算委首席専門委員

17代	河東万	2003. 3. 3～2004. 9. 3	国務調整室経済調整官
18代	金鍾甲	2004. 9. 3～2006. 1. 31	産業資源部次官補
19代	全湘雨	2006. 2. 1～2008. 4. 30	特許庁次長
20代	高廷植	2008. 5. 1～2010. 4. 30	産業資源部エネルギー資源政策本部長
21代	李秀元	2010. 5. 1～2012. 4. 30	大統領室非常経済状況室長
22代	金昊源	2012. 5. 1～2013. 3. 17	国務総理室国政運営2室長
23代	金榮敏	2013. 3. 18～2015. 3. 17	特許庁次長
24代	崔東圭	2015. 5. 12～2017. 5. 11	駐ガーナ韓国大使館特命全権大使
25代	成允模	2017. 7. 27～2018. 9. 20	国務調整室経済調整室長
26代	朴原住	2018. 9. 28～現在	産業資源部エネルギー資源室長
27代	金龍來	2020年8月15日～現在	産業資源部産業革新成長室長

2. 機構・定員・予算状況

イ. 機構：1官9局59課13チーム、3所属機関



ロ. 定員：1,767人(本庁1,553人、所属機関214人)

(2020.12.31.基準、単位：人)

区分	政務職	高位公務員団	3・4～4級	4・5～5級	6級以下	管理運営	計
計	1	24	105	1,091	507	39	1,767
本庁	1	11	60	993	456	32	1,553
特許審判院	-	12	41	86	17	-	156
研修院	-	1	3	9	18	3	34
ソウル事務所	-	-	1	3	16	4	24

ハ. 予算：2020年の歳入・歳出予算は6,354億ウォン(2019年対比4.0%減少)

(百万ウォン、%)

区分		2019年 予算(A)	2020年 予算(B)	増減 (B-A)	増加率
合計		661,550	635,405	△26,145	△4.0
歳入	○手数料収入	494,211	507,662	13,451	2.7
	○その他収入	167,339	127,743	△39,596	△23.7
歳出	○主要事業費	289,746	338,976	49,230	17.0
	■審査・審判サービスの提供	78,575	83,111	4,536	5.8
	■知的財産創出基盤の強化	98,619	117,756	19,137	19.4
	■知的財産権保護及び活用促進	68,489	86,575	18,086	26.4
	■知的財産行政の情報化	39,118	46,254	7,136	18.2
	■知的財産行政の総合支援	4,945	5,280	335	6.8
	○公共資金管理基金預託金	42,826	37,874	△4,952	△11.6
	○機関運営経費	154,486	158,751	4,265	2.8
	○公務員年金等	174,492	99,804	△74,688	△42.8

3. 特許庁所管の法令状況

法律(9)	大統領令(12)	付属令(10)	所管部署
特許法	特許法施行令	特許法施行規則	特許審査制度課
	特許権等の登録令	特許権等の登録令施行規則	登録課
	特許権の受容実施等に関する規定		産業財産政策課
		特許料等の徴収規則	情報顧客政策課
		特許審判院先代理人の 前任及び運営に関する 規則	審判政策課

実用新案法	実用新案法施行令	実用新案法施行規則	特許審査制度課
デザイン保護法	デザイン保護法施行令	デザイン保護法施行規則	デザイン審査政策課
商標法	商標法施行令	商標法施行規則	商標審査政策課
発明振興法	発明振興法施行令		産業財産政策課
	公務員職務発明の処分・管理及び補償等に関する規定	公務員職務発明の処分・管理及び補償等に関する規定施行規則	産業財産政策課
不正競争防止及び営業秘密保護に関する法律	不正競争防止及び営業秘密保護に関する法律施行令		産業財産保護政策課
半導体集積回路の配置設計に関する法律	半導体集積回路の配置設計に関する法律施行令	半導体集積回路の配置設計に関する法律施行規則	産業財産創出戦略チーム
弁理士法	弁理士法施行令	弁理士法施行規則	産業財産人材課
発明教育の活性化及び支援に関する法律	発明教育の活性化及び支援に関する法律施行令		産業財産人材課

4. 2020年庁長のマスコミ広報活動

報道日付	報道内容	報道媒体	備考
1. 10	技術覇権時代の特許戦略	KTV	放送出演
1. 11	特許庁は企業のパートナー… R&Dのヒントを与える機会になります	韓国経済	インタビュー
1. 16	特許ビッグデータを活用して企業のグローバル競争力を高める	東亜日報	インタビュー
2. 1	AI、早く、確実に	ソウル経済	寄稿
2. 3	力動的な知的財産市場により、企業と国家競争力を高める	産業ジャーナル	インタビュー
2. 4	27の産業分野に、データの分析を拡大	毎日新聞	インタビュー
2. 12	ペンハIdH等、「新言葉」入り商標	ネイル新聞	寄稿
2. 25	特許基盤研究開発の拡散、グローバルをリードするIP強国になる	アジア経済	インタビュー
2. 29	強い知的財産の保護、第4次産業革命時代における優	技術と革新	寄稿

	等生の要件		
3.4	革新がさらに大きな革新を生むには	ソウル経済	寄稿
3.11	新しい金融投資商品、知的財産	ソウル経済	寄稿
3.12	知的財産エコシステムの革新、経済的価値創出の最大化	デジタルタイムズ	インタビュー
3.13	知的財産金融市場を本格的に育成…技術自立の足場を作る	文化日報	インタビュー
3.18	価値ある「TMI」	ソウル経済	寄稿
3.25	未来を拓く「IP-デジジョン」	ソウル経済	寄稿
4.1	訓民正音と特許	ソウル経済	寄稿
4.8	商標とデザイン、以外な出会い	ソウル経済	寄稿
4.20	新型コロナウイルス・日本輸出規制…特許ビッグデータを分析し、危機対応の解決策を探した	イデイリ	インタビュー
4.22	立体的な思考でコロナ危機を乗り越える	ソウル経済	寄稿
4.25	未来技術の牽引、特許強国をつくる	MBN	放送出演
4.27	知的財産経営マインドがなければ、どんな企業も生存できない	ソウル経済	インタビュー
4.29	Korea looks to safeguard test kit patent rights	コリアヘラルド	インタビュー
4.29	新型コロナウイルスのナビゲーション	ソウル経済	寄稿
5.6	韓国型防疫モデルに世界が注目…K-防疫特許情報サービス	聯合ニュースTV	放送
5.13	特許出願されたワークスルーのように…K防疫の創意性を保護する」	ファイナンシャルニュース	インタビュー
5.18	発明は「ポストコロナ時代」の食	中央日報	寄稿
5.19	特許が安保の時代…特許庁、知的財産革新庁に改編すべき	韓国経済	インタビュー
5.19	K-防疫特許方式、サウジ特許庁長も惚れた	YTNラジオ	放送
5.25	知識財産が本来の価値を取り戻した時、韓国人の「革新DNA」が目覚める	電子新聞	インタビュー
5.27	新型コロナウイルスの克服に力を入れる企業支援で忙しい	朝鮮日報	インタビュー
6.4	知的財産政策の革新で第4次産業革命をリード	中央日報	インタビュー
6.4	新型コロナウイルス特許情報のナビゲーションに注目	韓国日報	インタビュー
6.11	非対面社会の革新成長、デザインに答えがある	ネイル新聞	寄稿
6.12	侵害から取引へと…知的財産市場が変わる	イートゥデイ	インタビュー
6.22	アイデア、世界を変える種	ファイナンシ	寄稿

		ヤルニュース	
6月号	公正で力動的な知的財産市場を作り上げる	月刊人物	インタビュー
7.7	知的財産個人投資の許可、1.3兆ウォン市場に	アジア経済	インタビュー
7.14	標準特許ロイヤリティ投資第1号を今月発売	マネトゥデイ	インタビュー
7.21	特許庁長に聞く、特許のすべて	YTNラジオ	放送出演
8.1	幸せと成功論	マネトゥデイ	放送出演
8.1	「K-防疫」に続き、「K-特許」を始動させる、「保護」ではなく「革新伝播」が特許の本質	ザーリーダー	インタビュー
8.4	アルビン・トフラーと知的財産	イトゥデイ	寄稿
8.13	知的財産を生産的投資対象にしよう	韓国経済	寄稿
9.28	特許庁、R&D効率を高め、デジタルIP戦略を策定する	電子新聞	インタビュー
9.29	特許庁を部か処に昇格させ、知財コントロールタワーの強化を	毎日経済	インタビュー
10.3	知的財産活性化により特許強国をつくる	MBN	放送出演
10.13	知的財産金融投資時代の開幕	ネイル新聞	寄稿
10.28	特許の流れをビッグデータで分析、先端産業の世界地図を描く	韓国経済	インタビュー
11.9	政府R&D重複…事前の特許分析義務化で解決	ソウル新聞	インタビュー
11.9	IP基盤グローバル市場の先取りに出るべき	デジタルタイムズ	インタビュー
11.18	効率の低いコリアR&Dパラドックス、知的財産の活性化に答がある	マネトゥデイ	インタビュー
11.19	デジタルIPに特許システムを転換し、グローバル競争力を備える	電子新聞	インタビュー
11.19	ポストコロナに対応しデジタルIP時代をリード	韓国日報	インタビュー
11.19	デジタル転換対応のためにデジタルIP時代を開く	デジタルタイムズ	インタビュー
11.19	R&D効率を高める知的財産創出に力の入れる	ファイナンスヤルニュース	インタビュー
11.19	デジタルIP価値創出…コリアンR&Dパラドックスを克服する	ブリッジ経済	インタビュー
11.20	「高費用低効率」の国家R&D再設計…デジタル知的財産時代を開く	イデイリ	インタビュー
11.24	デジタル知的財産、保護・活用の調和を成すのが重要	国民日報	インタビュー
11.24	世界4.5億件の「特許ビッグデータ」を分析…韓国、水素産業・2次電池航路を探す	韓国経済	インタビュー

11. 24	知的財産好循環構造の定着が急務	アジア経済	インタビュー
11. 24	知的財産政策・行政・システム等の全面革新…「デジタルIP」時代を開く	文化日報	インタビュー
11. 25	AI-未来車、特許ビッグデータの分析を拡大し、「デジタルIP」時代をリードする	東亜日報	インタビュー
11. 25	S. Korea vows to open and era of 'digital IP' : IP office chief	코리아ヘラルド	インタビュー
12. 10	RCEP、ASEAN市場で「韓流の価値」を獲得できるチャンス	毎日経済	寄稿
12. 11	Kingdom, South Korea build intellectual property rights	ARAB NEWS	インタビュー

5. 2020年庁長の現場とのコミュニケーション活動

日付	場所	内容	報道媒体
1. 3	国立大田顕忠院	大田顕忠院の参拝	ニュース1
1. 8	韓国技術会館	特許庁支援事業に関する合同説明会	ニュース1
1. 10	カカオエンタープライズ	特許庁-カカオエンタープライズ、人工知能関連MOU	連合ニュース
1. 10	SCコンベンションセンター	大韓弁理士会の新年挨拶会	ニュース1
1. 14	韓国知的財産センター	発明特許人の新年挨拶会	ニュース1
1. 30	特許庁ソウル事務所	2020年度特許庁傘下の公共機関業務報告	連合ニュース
2. 10	スイスジュネーブ	特許庁-IPO事務総長の会談	聯合ニュース
2. 18	韓国知識財産センター	知的財産担保回収支援機構の発足式	東亜日報
2. 19	韓国知識財産センター	韓国型特許ギャップファンド組成支援事業に関するMOU	連合ニュース
3. 4	スイスジュネーブ	WIPO事務総長の選挙に参加	連合ニュース
3. 12	(株)ユティルレックス	新型コロナウイルス治療剤開発企業の現場訪問	ファイナンシャルニュース
3. 19	スーゼンテック	新型コロナウイルス危機を乗り越えるための企業訪問	ニューシス
3. 23	政府大田庁舎	新型コロナウイルスによる在宅勤務のための映像協議審査システムの導入	連合ニュース
3. 30	(株)セルトリオン	新型コロナウイルス危機を乗り越えるための企業訪問	連合ニュース
4. 1	政府大田庁舎	韓-米特許庁長の新型コロナウイルス対応協力のTV会議	連合ニュース
4. 3	ダイノナ	新型コロナウイルス治療剤開発企業の現場訪問	連合ニュース

4.6	釜山南区保健所	ワークスルー診療ブースの現場訪問	連合ニュース
4.7	政府大田庁舎	16の主要国特許庁長と新型コロナウイルス対策のための遠隔会議	連合ニュース
4.7	政府大田庁舎	WIPO事務総長当選者とTV会議	連合ニュース
4.7	バイオニア	新型コロナウイルス治療剤開発企業の現場訪問	ニューシス
4.9	政府大田庁舎	韓-中、新型コロナウイルス共同対応のTV会議	連合ニュース
4.10	ジンマトリックス	新型コロナウイルス診断キット開発企業の訪問	連合ニュース
4.13	政府大田庁舎	K-ワークスルー技術開発人の懇談会	連合ニュース
4.17	特許庁ソウル事務所	新型コロナウイルスを乗り越えるための共同機関長の懇談会	連合ニュース
4.20	政府大田庁舎	19カ国特許庁長及びWIPO事務総長と2回目の遠隔会議	ニュース1
4.21	シンテカバイオ	新型コロナウイルス治療剤開発企業の現場訪問	連合ニュース
4.22	特許庁ソウル事務所	サウジアラビア知的財産権庁長とTV会談	連合ニュース
4.23	ジプラス生命科学	新型コロナウイルスワクチン開発企業の訪問	連合ニュース
4.30	特許庁ソウル事務所	16カ国特許庁長及びWIPO事務総長と3回目の遠隔会議	連合ニュース
5.6	特許庁ソウル事務所	欧州統合知的財産庁長とTV会談	連合ニュース
5.12	政府大田庁舎	花卉農家を助けるためのフラワーバケットチャレンジ	連合ニュース
5.19	特許庁ソウル事務所	2020年上半期知的財産スタートアップロードデー	連合ニュース
5.19	特許庁ソウル事務所	16カ国特許庁長及びWIPO事務総長と4回目の遠隔会議	連合ニュース
5.25	ファジン企業	船舶部品輸出企業の訪問	連合ニュース
5.25	特許庁釜山事務所	釜山地域の模倣品取締りに関する懸案点検	連合ニュース
5.26	高麗技研	韓国型ワークスルー診療ブース製造企業の訪問	連合ニュース
5.27	JWマリオットホテル	ポストコロナ時代に備えるための専門家懇談会	連合ニュース
5.28	中小企業中央会	特許庁・中小ベンチャー企業部・技術保証基金・融基金等とIPを活性化のためのMOU	ソウル経済
6.1	国立大田顕忠院	大田顕忠院の参拝	ソウル経済
6.10	KT光化門社屋	特許庁-KT、営業秘密保護文化の拡散のためのMOU	連合ニュース
6.12	ロボティズ	アンタクト技術関連の自動運転ロボット開発企業を訪問	連合ニュース

6.15	政府大田庁舎	大韓民国素材革新能力の強化戦略フォーラム	連合ニュース
6.17	国会議事堂	国会業務報告	連合ニュース
6.18	韓国知識財産センター	生活革新アイデア公募展の授賞式	連合ニュース
6.18	韓国知識財産センター	特許ビッグデータフォーラム	連合ニュース
6.18	韓国特許戦略開発院	国家特許ビッグデータセンターの開所式	連合ニュース
6.19	韓国知識財産センター	第55回発明の日記念式	デジタルタイムズ
6.23	大田報勲病院	大田報勲病院で見舞金の伝達	ネイル新聞
6.24	63コンベンションセンター	第55回発明の日の記念式	デジタルタイムズ
6.26	特許庁ソウル事務所	ユミ科学文化賞の授賞式	連合ニュース
7.2	政府ソウル庁舎	国政懸案に関する点検調整会議	YTN
7.2	城南市庁	知的財産エコシステムの活性化及び競争力強化のためのMOU	連合ニュース
7.2	城南特許銀行	グローバルIPユニコン企業の支援策について論議	連合ニュース
7.2	シアステクノロジ	新型コロナウイルス関連製造企業の訪問	ニューシス
7.2	城南市庁	城南知的財産スタートアップロードデー	連合ニュース
7.3	シキューブ	アンタクト技術関連輸出中小企業の訪問	連合ニュース
7.6	韓国知識財産センター	知的財産権基盤の産業政策に関する民・官政策協議会	ファイナンシャルニュース
7.7	ウエスティン朝鮮ホテル	第10回国際知的財産保護コンファレンス	連合ニュース
7.7	特許庁ソウル事務所	知的財産サービス革新委員会及び業務協約式	連合ニュース
7.15	忠州商工会議所	忠北北部知的財産センターの看板式	ニュース1
7.16	韓国知識財産センター	第3回ポストコロナ時代に備える専門家懇談会	ニューシス
7.17	晋州商工会議所	慶南西部知的財産センターの看板式	連合ニュース
7.20	ウエスティン朝鮮ホテル	海外知的財産保護に関するTF会議	連合ニュース
7.22	特許庁ソウル事務所	IP5庁長のTV会議	連合ニュース
7.24	西山商工会議所	忠南西部知識財産センターの看板式	連合ニュース
7.24	忠南西部知識財産センター	忠南地域の有望中小企業との企業懇談会	ニュース1

8. 6	KINTEX	第33回大韓民国学生発明展示会	連合ニュース
8. 6	政府ソウル庁舎	第12回科学技術関係の長官会議	ニュースピム
8. 18	政府大田庁舎	第27代新任特許庁長の就任式	連合ニュース
8. 19	国立大田顕忠院	大田顕忠院の参拝	連合ニュース
8. 27	特許庁ソウル事務所	主要国特許庁長及びIPO事務総長とのTV会議	ニューシス
9. 1	国会議事堂	産業通商資源中小ベンチャー企業委員会の全体会議	連合ニュース
9. 15	政府大田庁舎	商標権に係る模倣品取締り商品の点検	連合ニュース
9. 21	特許庁ソウル事務所	韓-サウジ特許庁長の会談	連合ニュース
9. 21	特許庁ソウル事務所	特許ビッグデータ基盤の産業革新戦略事例の発表会	連合ニュース
9. 22	中里市場	名節を機会に大田市中里市場を訪問	連合ニュース
9. 22	恵生院	大田救世軍恵生院入所児童を激励	連合ニュース
9. 28	政府大田庁舎	次世代スマート特許ネット開発事業の点検会議	連合ニュース
10. 5	政府大田庁舎	韓-ブルネイ特許認定制度の了解覚書を締結	連合ニュース
10. 7	韓国知識財産センター	第1回知的財産スタートアップ競合大会の授賞式	連合ニュース
10. 8	国会議事堂	産業通商資源中小ベンチャー企業委員会の国政監査	ノーカットニュース
10. 13	政府大田庁舎	韓-欧州知的財産庁長とTV会議	連合ニュース
10. 14	政府ソウル庁舎	新型コロナウイルス対応のための中央災難安全対策本部会議	ニュースピム
10. 15	韓国知識財産センター	第2回革新アイデア公募展の授賞式	連合ニュース
10. 16	特許庁ソウル事務所	韓-米特許庁長のAI政策協力強化	ニューシス
10. 16	特許庁ソウル事務所	韓-シンガポール庁長のTV会議	連合ニュース
10. 19	政府大田庁舎	精錬ライブコンサートに参加	ファイナンシャルニュース
10. 21	政府世宗庁舎	特許庁長任命状の授与	ニュース1
10. 26	国会議事堂	産業通商資源中小ベンチャー企業委員会の総合監査	ニュース1
10. 27	詩賦大田庁舎	世界知的財産チャンレンジフォーラム	連合ニュース
10. 29	大法院	知的財産権分野における協力要請	ニュース1
10. 29	法院行政処	知的財産保護立法について議論	ニューシス
10. 29	ソウル中央地方法	知的財産保護に係る立法協力要請	連合ニュース

	院		
10.30	特許庁ソウル事務所	韓-欧州庁長のTV会議	連合ニュース
11.2	政府大田庁舎	2020 코리아セールフェスタ応援グッドチャレンジ	ファイナンシャルニュース
11.3	国会議事堂	産業通商資源中小ベンチャー企業委員会の予算・決算小委員会	ニューシス
11.5	シェラトンソウルパレス	第1回デジタル知的財産フォーラム	ニューシス
11.10	国会議員会館	2020国民安全発明チャレンジの展示会	連合ニュース
11.11	政府大田庁舎	3人協議審査の参観	連合ニュース
11.12	大韓弁理士会館	大韓弁士会新築会館の看板式	連合ニュース
11.12	ロッテホテル	産業通商資源部歴代長官招聘の懇談会	ニュース1
11.18	政府大田庁舎	5ヵ国在外特許官のTV会議	ファイナンシャルニュース
11.19	LGイノテック	特許庁-LGイノテック-素材・部品協力社、営業秘密保護支援に関するMOU	連合ニュース
11.19	京畿道庁	特許庁-京畿道-弁理士会、中小企業知的財産保護協約	連合ニュース
11.20	GSタワー	次世代英才起業家ネットワークの発足式	連合ニュース
11.20	CBSスタジオ	特許庁青少年発明記者団フェスティバル	連合ニュース
11.25	政府大田庁舎	第3回韓-アセアン特許庁長会議	ニュース1
11.26	ロッテホテル	2020キャンパス特許戦略ユニバーシアードの授賞式	連合ニュース
11.27	特許庁ソウル事務所	韓-中特許庁長のTV会議	連合ニュース
11.27	韓国知識財産センター	知財権紛争対応センターの開所式	連合ニュース
12.1	インターコンチネンタルCOEX	韓国知識財産協会との懇談会	連合ニュース
12.1	インターコンチネンタルCOEX	韓-中-日協力事務局事務総長の訪問	連合ニュース
12.1	COEX	2020大韓民国知的財産展	連合ニュース
12.2	インターコンチネンタルCOEX	第20回韓-中-日特許庁長会議	連合ニュース
12.3	ウェスティン朝鮮ホテル	知的財産戦略政策の発表会	ファイナンシャルニュース
12.4	太白商工会議所	江原南部知識財産センターの看板式	ファイナンシャルニュース
12.8	ザ・ステート仙遊ホテル	2020韓国知識財産協会のコンファレンス	ニュース1
12.9	特許庁ソウル事務所	世界知的財産機関新事務総長とTV会議	連合ニュース

	所		
12. 10	韓国発明振興会	特許庁-中小ベンチャー企業部、知的財産取引活性化に関する協約	連合ニュース
12. 16	亀尾商工会議所	慶北西部知識財産センターの看板式	連合ニュース
12. 16	安東商工会議所	慶北北部知識財産センターの看板式	連合ニュース
12. 18	ソウル銀行会館	特許技術賞の授賞式	ニュー시스
12. 22	政府大田庁舎	労使協議会、勤務要件の改善について協約	YTN

2020年度知的財産白書

発行日：2021年5月

発行人：金龍來（キム・ヨンレ）

発行処：特許庁

〒35208

大田広域市西区庁舎路189

（政府大田庁舎4棟）

- ◆本冊子は著作権法により保護される著作物であり、無断転載や複製は禁じております。
- ◆本冊子に関する問い合わせなどがありましたら、以下の連絡先までお問い合わせください。
 - － 特許庁企画財政担当官室、電話：042-481-5288